戦国時代

長享元年　丁未(一四八七)　文明十九年七月二十日改元

この年、伊勢長氏(北条早雲)、今川家内紛に際し、今川氏親を擁して小鹿範満を破る。その功により、興国寺城主となるという。

三六三　今川家譜(1)　続群書類従　○国立公文書館内閣文庫所蔵

伊勢新九郎入道(2)大ニ悦ヒ、窃ニ今川普代(3)ノ族ヲ催シ、御館(4)へ攻入ケル間、新五郎(5)殿幷甥ノ小鹿孫五郎(6)ト共ニ防戦、終ニ不叶シテ、二人共ニ生害有シカハ、氏親ハ丸子(7)(8)ヨリ御館ニ移玉フ(9)、此忠莫大成トテ、伊勢新九郎入道ニ下方十二郷(10)ヲ賜リ、興国寺(11)ノ城ニ移ル、

(1)三二八号註(1)参照。(2)伊勢長氏(北条早雲)。(3)譜代。代々その主家に仕える家臣。(4)駿府(静岡市)の今川氏館。(5)小鹿範満、今川義忠従兄弟。駿河国小鹿(静岡市)に居館と本領を有したため、小鹿氏を名乗る。(6)実名不詳。(7)自害すること。(8)今川氏親、義忠子。氏親の生母北川殿は北条早雲の妹(姉とも)である。今川義忠討死後、家督を継いだが、氏親が幼少のため、家中で内紛が起こり、駿河在国中の早雲の支援を仰いだ。この間の事情は「足利季世記」「公方両将記」などにもみえる。早雲による範満討滅の年については確定しがたいが、しばらく通説に従って長享元年とし、ここに収める。(9)静岡市。(10)給ふ。(11)富士市。(12)沼津市。

長享二年　戊申（一四八八）

七月五日、京都西芳寺の所領として、阿野荘内東原村がみえる。

三六三　蔭涼軒日録(1)

五日、不参、天快晴、（中略）

西芳寺(2)領所々目録

（中略）

駿河国阿野庄内東原村(3)　弐拾貫文

（中略）

已上、(4)米弐佰参拾斛(5)弐斗四升壱合

銭漆佰捌拾壱貫八百拾文(6)(7)

西芳寺定案仏餉(8)八分、衆僧(9)二十二員、行者(10)六人、力者(11)十三人、一役(12)七人、已上五十六分(13)

（1）相国寺鹿苑院蔭涼軒主の公用日記。蔭涼軒（いんりょうけん）とは、足利義持の参禅聴法のために相国寺鹿苑院（京都市）に設けた書院で、軒主は僧録（禅寺を統轄する僧職）をも凌ぐ実力を有した。永享七年から明応二年に及ぶ。六十五冊。本号は、その年次から、時の軒主亀泉集証の筆録にかかるものと考えられる。（2）京都市。臨済宗天竜寺派。通称苔寺。（3）沼津市。（4）「以上」に同じ。（5）石（こく）。（6）七。（7）八。（8）ぶっしょう。仏に供える米飯。（9）しゅそう。大寺に止宿する大勢の僧侶。衆徒。（10）あんじゃ。禅宗で、寺院の種々の用務に携わる有髪の給仕。（11）力者法師。法師体の中間（ちゅうげん）で、籠かき等の力仕事に従事。（12）重要な役目、またそれを務める者。（13）「仏餉」以下「一役」までの員数の総和。なお以上の目録は、底本では追い込みで書かれているが、適宜改行して掲出した。

延徳二年　庚戌(一四九〇)

九月三日、将軍足利義材、大平・得倉・日守三箇郷などを布施梅千代丸に安堵する。

三六四　伺事記録(1)

同三日(2)

一布施梅千代丸(3)申但馬国土田郷(4)東方、美濃国岩村郷(5)、駿河国太平(6)・得倉(7)・日守(8)参箇郷(9)、加賀国深田村(10)、越中国々衙検住(11)、山城国栂尾(12)田、丹波国東懸(13)地頭職、近江国米泉寺(14)地蔵坊(15)・河井(16)已下跡(17)、等事

任当知行(18)、可被成下安堵　御判(19)之旨、歎申之、可調上之由　御定也焉、

(1)室町幕府の法制書。飯尾元連による延徳二年の前一冊と、飯尾堯連による天文八年から十六年までの後一冊の、二冊からなる。本号を収める前者は、室町幕府の「御前沙汰」の訴訟手続において、奉行人が将軍に裁可を申請する「伺事」の内容と落居の結論を要約的に記すもの。(2)九月。(3)実名不詳。布施氏は幕府奉行人の家。(4)兵庫。県比定地不詳。(5)岐阜県岩村町。(6)大平。沼津市。(7)現在は徳倉と書く。清水町。二三一号参照。(8)函南町。中世は駿河国に属した。(9)この三箇郷は、のちにもしばしば一連のものとしてみえる。(10)石川県加賀市。(11)国衙領のこと。(12)「検注」の誤り。中世における土地調査。(13)とがのお。京都市。(14)京都府亀岡市の東掛(とうげ)か。(15)滋賀県新旭町の米井寺のことか。(16)不詳。(17)実名不詳。(18)本来の権利の有無にかかわらず現に知行している状態。(19)足利義材(義視子、のち義尹、義稙と改める、幕府十代将軍)の御判御教書。御判御教書とは、将軍(公方)がみずから花押をすえた直状形式の文書で、戦国大名の発給する判物の源流をなすもの。なお、「御判」の上の一字があいているのは、闕字とよばれる敬意表現。

延徳三年　辛亥(一四九一)

四月三日、これより以前、足利政知、日枝社に神馬を奉納するという。

三六五　藤原持頼奉書(1)　日枝神社所蔵文書　○沼津市平町

就若君御誕生、駿州車帰(2)日吉山王(3)御神馬一疋(4)鹿毛、被進之候、此旨自私可申由上意(5)候、恐々謹言(6)、

正月廿五日　　藤原持頼(7)(花押)

謹上　当社神主(8)殿

(1)『静岡県史料』第一輯は、本号以下三通を堀越公方足利政知に関わる文書である旨を脚註しており、しばらくこれに従う。諸書によれば、政知は、延徳三年四月三日に滅する。三七一号註(3)参照。(2)足利茶々丸のことか。政知・茶々丸父子については三六八号以下を参照。(3)車返。沼津市。(4)日枝神社。沼津市。(5)堀越公方足利政知の意向か。(6)本号以下三通はいずれも書状形式の奉書である。(7)不詳。(8)実名不詳。

○本号以下三通、しばらく足利政知の没した日にかけて、ここに収める。

三六六　満玄奉書　日枝神社所蔵文書　○沼津市平町

自　公方(1)様御神馬一疋(2)黒栗毛、印雀、被進之候、此旨可申遣之由仰(3)候、恐々謹言、

九月廿四日　　満玄(4)(花押)

日吉神主殿

(1)堀越公方足利政知か。(2)印(かね)は馬や牛の股に押す焼印で、雀はその一つ。(3)堀越公方足利政知の「仰」か。(4)不詳。

三六七　満玄奉書　日枝神社所蔵文書　○沼津市平町

自　上様(1)御神馬一疋　栗毛糟毛、印雀、打越目結(2)、御遣候、此段自私可

申旨被仰(3)出候、恐々謹言、

十月十日　　満玄(花押)

日吉神主殿

(1)堀越公方足利政知か。(2)打越(うちこし)は馬の右股に押した印。裏印(うらのかね)ともいう。目結(めゆい)は印の一つ。(3)堀越公方足利政知の「仰」か。

明応二年　癸丑(一四九三)

この年、伊勢長氏(北条早雲)、縁者葛山氏とともに興国寺城より伊豆国に攻め入るという。

三六八　北条五代記(1)　一　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

伊豆早雲平氏茂由来之事

(中略)

早雲(2)ハ伊豆とするかのさかひ高国寺(3)にさいしやう(4)有、其比両上杉(5)(6)と云て、上州・相州に居城有て、関東諸侍のとうりやう(7)たり、然るに両人の中不和出来たゝかひあり、扨又堀越の御所(8)(9)と号し、伊豆の国北条(10)にまします外山豊前守(11)・秋山蔵人と云て二人のから(12)う有、佞人の讒(13)により此両臣をせつふく(14)せしめ給ふ、此義に付て伊豆の国さハき、諸人の心しつかならす、早雲するか高国寺に有て此由を聞、是天のあたふる所なりと、延徳年中(15)に人数をもよほし、夜中に黄瀬川を取こし北条にみたれ入、御所ハおもひの外とおとろきはるかに落行、大もり山(16)へにけ入

給ぬ、早雲ハ北条にはたをたて、近辺の民屋を放火し、まうい(17)をふるひければ、此いきほひにをそれ、三津(18)の松下三郎左衛門尉(19)・江梨(20)の鈴木ひやうこの助(21)、大見(22)の三人衆(23)と号して梅原木工ゑもん・さとう四郎兵衛・うへむら玄番(24)、これらの者在々所々に有て名をえたる侍、いそきはせ来て早雲幕下に付、時日をうつさす、御所をほろほさんと大もり山へせめのほ□(25)、御所ハ山を下り、会下寺(26)に入て切腹し給ひぬ、此威勢にをそれ、土肥(27)の富長(28)三郎左衛門尉・田子(29)の山本太郎左衛門尉・雲見(30)の高橋将監・妻良(31)の村田市之助なといふ侍共、こと〳〵く来て降人となる、

(1)後北条氏の事績を記した史書。北条氏家臣三浦茂正(浄心)著。元和年間(一六一五～二四)頃成立。十巻十冊。(2)伊勢長氏(北条早雲)。(3)興国寺。沼津市。(4)「在城」か。(5)そのころ。(6)関東管領山内上杉顕定と扇谷上杉定正。(7)棟梁。(8)さて。(9)足利茶々丸、政知子。堀越公方。政知の代より鎌倉公方であるが、関東騒乱のため鎌倉に居ることができず、伊豆国堀越(韮山町)に居したので、堀越公方あるいは堀越御所と称された。(10)韮山町。(11)以下の二名は実名不詳。(12)家老。(13)ねいじんのざん。口先巧みな讒言。(14)切腹。(15)「勝山記」によれば、北条早雲の駿河国より伊豆国への打入りは明応二年とされ、次号でも明応年中とみえる。さらに「勝山記」明応四年条には「御所、嶋へヲチ玉フ」とみえ、この時点での茶々丸の存命が確認されるほか、「王代記」に明応七年八月没とみえることから、本号にみえる延徳年間死亡説は誤りと考えられる。一方、茶々丸が父政知を討ったのが延徳三年四月(三七一号註(3)参照)であるから、本号は茶々丸の没年を政知の没年と混同した可能性もある。また「勝山記」明応元年条に「此年モ年号イロ〳〵也」とみえるように、延徳から明応年間に東国で用いられた年号は、極めて不安定であり、そのために生じた混乱である可能性もある。(16)裾野市深良か。大森山は、上杉禅秀の乱でも足利持氏の避難所となっている(一八八号以下参照)。また永享の乱においても大森氏の活躍がみられ(三二七・三二八号参照)、公方との関係の深さを窺わせる。ただし、地理

的関係からすれば、願成就院のあった守山(韮山町)である可能性も否定できない。(17)猛威。(18)沼津市。(19)実名不詳。(20)沼津市。(21)実名不詳。(22)大見郷、中伊豆町。(23)いずれも実名不詳。「大見三人衆由来書」所収の明応六年七月二日付伊勢長氏感状写(『静岡県史』資料編中世三)によれば、佐藤藤左衛門尉・梅原六郎右衛門尉・佐藤七郎左衛門尉とみえる。なお、永禄二年の「北条氏所領役帳」には、伊豆衆として「大見三人衆」がみえる。(24)「玄蕃」の誤り。(25)「る」か。(26)会下(えげ)とは禅家などで師僧の門下に集まって修行するところ、またその僧をいうことから、一般には禅宗寺院をさすが、ここでは三七一号にみえる真言宗の願成就院(韮山町)のこと。(27)土肥町。(28)富永。なお、以下村田まで四名とも実名不詳。(29)西伊豆町。(30)松崎町。(31)南伊豆町。

○次号以下、北条早雲の駿河国興国寺城より伊豆国韮山への打入りに関する史料を収める。

三六九　鎌倉九代後記(1)

○東京大学史料編纂所所蔵
○東京都

明応年中、政知(2)ノ子息茶々丸、(3)伊豆国堀越ノ御所ニ居ス、其家臣外山豊前守・秋山蔵人ヲ讒言ニヨリテ誅伐ス、此時豆州騒動、伊勢新九郎長氏(4)後、北条早雲ト号ス、去ル元年京都ヨリ駿州ニ下向ス、今川氏親ニ属シテ、駿州興国寺ニアリテ、時節到来スト相謀テ、堀越ヘ押寄乱入ス、堀越方ノ侍関戸播磨守(5)打死ス、茶々丸大森山ヘ退去シ、則彼山下ノ寺(6)ニテ自害ス、其後長氏豆州ヲ領シ、韮山ノ城ニ居ス、彼国住人三津ノ松下(7)、江梨ノ鈴木、火見(8)ノ梅原・佐藤・上村、土肥(9)、田子ノ山本、雲見高橋、メラノ村田ナト云侍、皆長氏ニ属ス、或曰、伊勢新九郎長氏駿州ニアリテ、定正(10)ト通謀シテ伊豆国ヲトル、豆州ハ顕定(11)ノ領国タルニヨリテナリ、

(1)二八九号註(1)参照。(2)足利政知。(3)足利茶々丸。(4)北条早雲の出自については諸説あるが、京都説の根拠として、他に次のものがみられる。まず「北条五代記」七には、「山城の国に伊勢新九郎氏茂という侍あり」とみえる。また

「足利季世記」一によれば、「駿河高国寺ノ城主伊勢新九郎ト云人アリ、(中略)京ノ伊勢守貞国ニハ外叔ノ甥也、此人先祖伊勢肥前守盛経」とされ、また「新九郎、今出川殿(足利義視)御供申、伊勢ヱ下リケル」という。(5)「長享」。(6)実名不詳。(7)願成就院。韮山町。(8)「大見」の誤り。(9)「ノ富永」脱か。前号参照。(10)扇谷上杉定正。(11)関東管領山内上杉顕定。

三七〇　永享記(1)

早雲峰起之事

(中略)

伊勢守新九郎は、駿河の国司今河氏親へ仕へてけり、度々の戦功ありければ、今川殿其功を感し、富士郡下方の庄(2)を賜て、高国寺城に居す、于時長享二年(3)戊申十月韮山へ移ける、此時伊豆国は上杉(4)の分国也、幸高国寺より程近けれは、如何にもして伊豆国を討取はやと、宗瑞(5)常に思ひけるに、伊豆国に堀越御所とて、公方おはします、政知の御子也、成就院殿(6)是也、

(1)三三一号註(1)参照。(2)富士市。(3)「豆相記」(次々号)や、本号とほぼ同文の「北条記」二、早雲蜂起之事では、これを「長禄二年」とする。なお早雲の韮山打入りの時期に関しては、三六八号註(15)参照。(4)関東管領山内上杉顕定。(5)伊勢長氏(北条早雲)の法名。(6)足利茶々丸の院号。墓所願成就院に因むものか。

三七一　今川記(1)　四　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都(3)

拠て茶々丸殿父(2)を討捕り、豆州を押領被成ける間、今川殿(4)より氏満(5)の御敵打の為に、伊勢新九郎と葛山(6)を大将として、千余騎にて押寄せ給ふ間、茶々丸殿一戦にかけまけ、願成就院(7)にて御自害ありけれハ、伊豆の侍皆新九郎下知にしたかひけり、

(1)三〇〇号註(1)参照。(2)足利政知。(3)「鎌倉大日記」

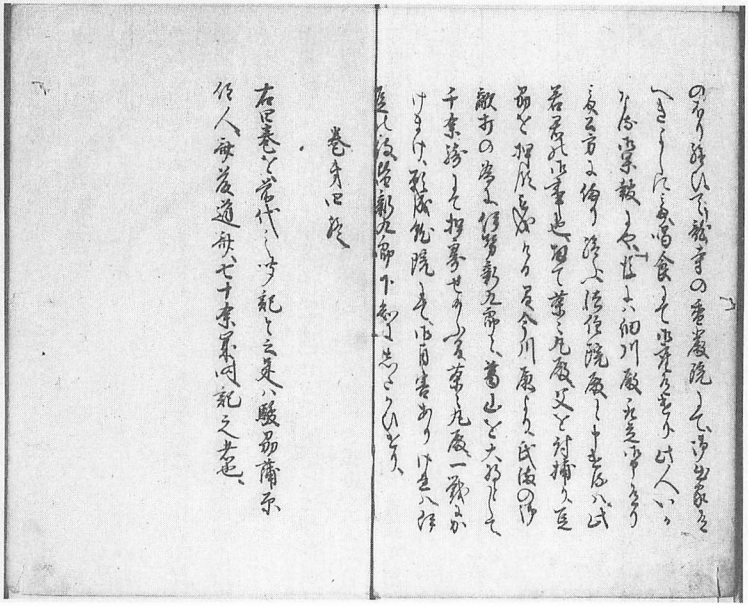

延徳三年条に「四月三日於伊豆国政智号氏満改名、子息為茶々丸自害、五十歳、号勝幢院」とあり、政知は四月三日に子息茶々丸がために自害した。なお「鎌倉九代後記」はこれを四月五日とするが、「大乗院寺社雑事記」五月二十六日条、「実隆公記」五月二十八日条は、いずれも四月三日とする。(4)今川氏親。(5)足利政知のこと。前記「鎌倉大日記」参照。(6)実名不詳。(7)韮山町。

三七三　豆相記(1)

○寛永諸家系図伝
○国立公文書館内閣文庫所蔵

氏盛(2)住駿州及三年而与葛山(3)結婚矣、葛山者天知天皇末孫(4)(5)竹下孫八左衛門(6)之後昆(7)也、氏盛仮今川・葛山之士卒而、攻取於豆(8)、而撃殺狩野・伊東等門族(9)(10)、移豆韮山城、改伊勢帰北条(11)、而既為豆太守矣、時長禄二戊寅(12)年也、

氏盛、駿州に住して三年に及びて葛山と婚を結ぶ。葛山は天智天皇の末孫竹下孫八左衛門の後昆なり。氏盛、今川・葛山の士卒を仮(か)りて、豆を攻め取る。しかして

狩野・伊東らの門族を撃ち殺して、豆の韮山城に移る。伊勢を改め北条に帰す。しかしてすでに豆の太守たり。時に長禄二戊寅年なり。

(1)戦国時代の戦記物。後北条氏の興亡を記す。作者不詳。徳川家康に臣従した北条氏勝の関係者か。後北条氏滅亡以降、十七世紀初頭までの成立。「寛永諸家系図伝」三十一所収「湘山星移集・豆相記・甲乱記」(一冊)によった。(2)伊勢長氏(北条早雲)。(3)実名不詳。(4)「天智」の誤り。(5)「竹之下藍沢系図」(『小山町史』第一巻)の所伝。(6)「曾我物語」(五七・五八号)にみえる。(7)子孫。(8)伊豆国。(9)伊東とともに伊豆国住人であるが、実名不詳。(10)一門・一族。(11)北条に改姓したのは二代氏綱の時である。(12)前々号では長享二年。

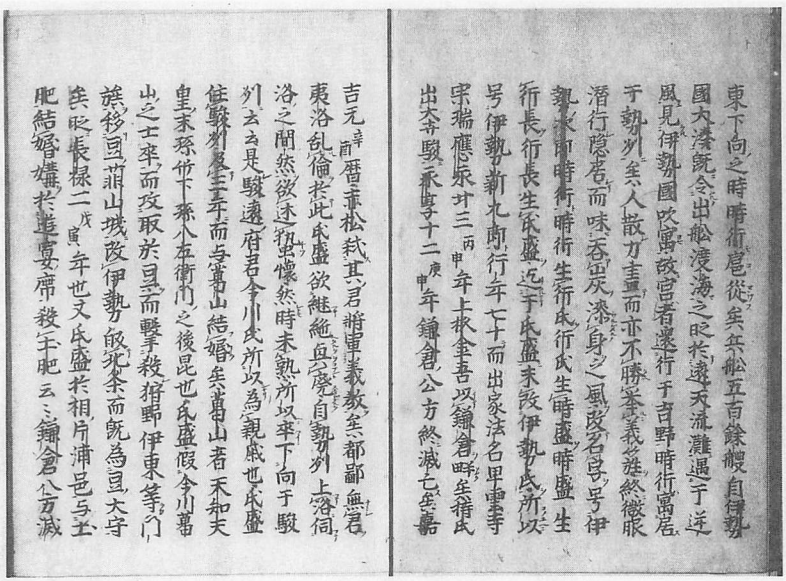

明応三年　甲寅（一四九四）

八月二十六日、これより以前、大森氏頼、葛山氏に書状を送る。

二七三　大森氏頼書状（竪切紙）　坂本武雄氏旧蔵文書　○千葉県　館山市立博物館所蔵

倩見世上処、懸羊頭売狗腸(1)時節ニ候、不知愚老後悔逐日乍増有約兼日之儀、曾非一心之曲事ニ歟、唯如作青蠅黒白(2)、因茲錮廻理、満盛油偏庶幾計候、有左右(3)者理与不理(4)与顕然ニ候哉、両口鳥(5)候故失友候、不可経数日候哉、恐々謹言、

仲□廿六日(6)　　椅栖庵(7)（花押）

堀之内殿(8)
御陣所

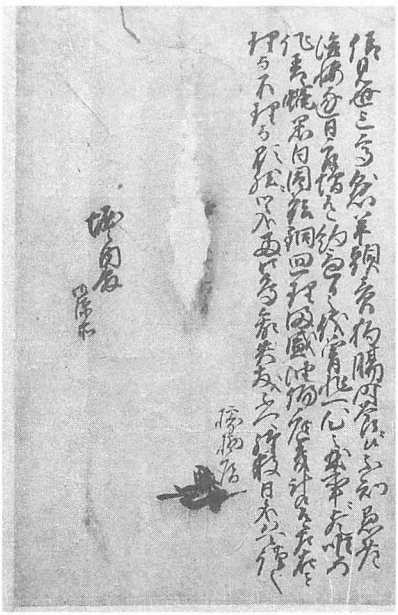

つらつら世上を見るところ、羊頭を懸けて狗腸を売る時節に候。愚老の後悔日を逐(お)って増しながら、兼日より約するの儀有るを知らず。かつて一心の曲事(くせごと)にあら

ざるか。ただ青蠅白を染むと作るがごとし。ここにより錮く理を廻らし、満盛の油ひとえに庶幾うばかりに候。左右有らば理と不理と顕然に候や。両口の鳥に候ゆえ、友を失い候。数日を経べからず候や。恐々謹言。

(1)「羊頭狗肉」に同じ。見かけは立派であるが、実質が伴っていないことをいう。(2)「青蠅染白」の誤り。小人が君子を讒しけがすたとえ。(3)理を充分に満たした状態のたとえか。(4)とやかく。あれこれいうこと。(5)二股膏薬のたとえか。(6)三六八・三六九号には、伊勢長氏(北条早雲)の伊豆国打入りに際し、堀越公方足利茶々丸が大森山に逃げたことがみえ、本文書をこの事件に関わるものとみるならば、明応二年とも考えられる。しかし、この時期大森氏は既に小田原城に移っているため、なお検討を要する。(7)大森氏頼。「乗光寺日牌過去帳」(別冊系図集二号)には明応三年八月二十六日の死没とみえるため、本文書はこれより以前のものとして、しばらくここに収める。ただし、乗光寺(小山町)所在の宝篋印塔には「明応戊午参年八月十六日　未刻」とあり、戊午＝明応七年の死去とする説もある。後者とすれば、足利茶々丸の没月(三六八号註(15)参照)とも重なるが、不詳。なお、(年不詳)二月日付曾我豊後守宛大森氏頼書状写(「武家事紀」巻三十四)も、本号と同様の故事成語を散りばめた独特の文体となっており、今後の比較検討を待ちたい。(8)実名不詳。葛山氏と考えられる。八九六・八九七号参照。なお、伊勢長氏の伊豆国打入りには、葛山氏も加わっている史料(三七一・三七二号)がある。

明応四年　乙卯(一四九五)

八月、伊勢長氏(北条早雲)、籠坂に陣を張る。またこの年、光長寺住持、定まる。

三七四　勝山記(1)　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

明応四年乙卯
(中略)此年八月伊豆ヨリ伊勢入道(2)甲州へ打入、カコ山(3)ニ陣ヲハリサレ共、(4)和段(5)ニテ引返ス、(中略)岡光長寺(6)ノ大坊(7)此年定リ玉フ也、

(1)二三六号註(1)参照。(2)伊勢長氏(北条早雲)。(3)籠坂。小山町。なお「妙法寺記」は「鎌山」とする。(4)「妙法寺記」は「張タレトモ」。(5)和談。(6)岡宮光長寺。沼津市。法華宗。(7)住持。

明応五年　丙辰(一四九六)

十一月、光長寺の客殿、造立される。

三七五　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

明応五年丙辰(中略)岡(1)ノ大坊客殿霜月大原(2)ヨリ造立シテ、本寺(3)へ越奉ル、本寺ノ十羅刹堂此年造立也、

(1)岡宮光長寺。沼津市。(2)大原荘。山梨県勝山村・河口湖町と足和田村・鳴沢村の一部。(3)光長寺。

十二月二十一日、葛山氏ら、将軍足利義高の代始めに欠礼し、幕府に叱責される。

三七六　幕府奉行人連署奉書写(1)　室町家御内書案　○水府明徳会彰考館所蔵

御代始御礼(2)事、先規厳重申来候処、于今無沙汰(3)、太不可然、併(5)□(6)公儀者歟、但有子細者、令上洛可被明(7)申之、猶以令遅怠者、於所帯(8)者、可有御成敗(9)之由、被仰出候也、
仍執達如件、

明応五
十二月廿一日

頼亮(10)
貞通(11)

富士中務大輔(12)殿
葛山(13)殿

御代始め御礼の事、先規厳重に申し来り候のところ、今に無沙汰、はなはだしかるべからず。しかしながら公儀を軽(かろ)んずるものか。ただし子細有らば、上洛せしめ明(あき)らめ申さるべし。なおもって遅怠せしめば、所帯においては、御成敗あるべきの由、仰せ出だされ候なり。よって執達件(しったつくだん)のごとし。

(1)御内書(三一七号註(2)参照)だけでなく、下知状・奉書・書状、さらには奉行人宛文書など、室町幕府関係文書を写し控えたもの。元禄九年(一六九六)成立。小野沢助之進編。
(2)将軍の代替りに対して行う挨拶の礼銭。ここでは十一代

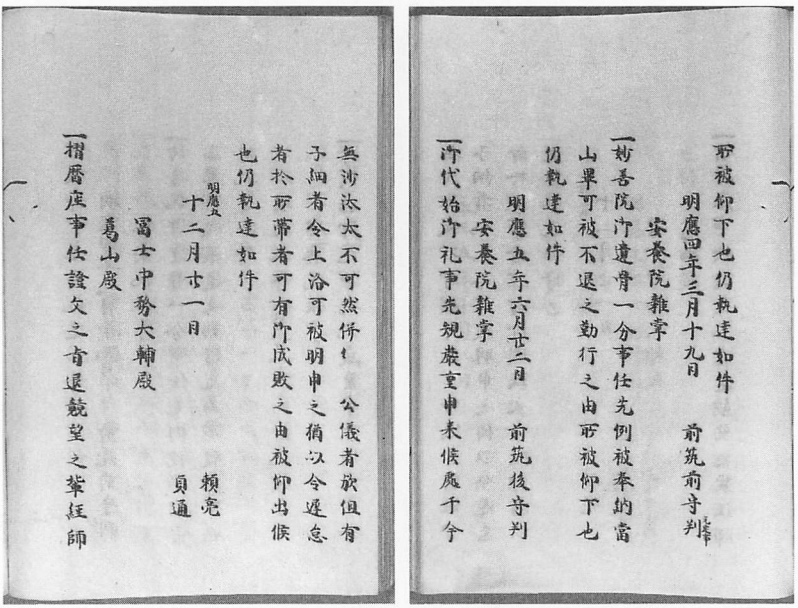

将軍足利義高(政知子、のち義澄)の代始をいう。(3)先例。(4)義高が征夷大将軍に任ぜられたのは、明応三年十二月二十七日である。(5)全く。(6)「軽」か。(7)弁明する。(8)所領・財産。(9)処罰。ここでは没収のこと。(10)松田頼亮。幕府奉行人。(11)諏訪貞通。幕府奉行人。(12)実名不詳。富士大宮司家富士氏。(13)実名不詳。

明応六年　丁巳(一四九七)

七月二十七日、これより以前、冷泉政為の知行分である車返について、正親町三条実望夫人の書状が、今川氏親に遣わされる。

三七　実隆公記(1)　東京大学史料編纂所所蔵　○東京都

廿七日丁卯
師富(2)朝臣来、藤民部(3)駿河知行分車返(4)事、新黄門(5)(6)室家書状遣守護方(7)、件事伝達之処、一樽恵之、不慮之芳恵也、則伊勢(8)(9)遣備中女方了、

二十七日丁卯。
師富朝臣来たる。藤民部駿河知行分車返の事、新黄門室家書状を守護方に遣わす。件の事伝達のところ、一樽恵む。不慮の芳恵なり。すなわち伊勢備中女方に遣わしおわんぬ。

(1)三条西実隆(のち内大臣、歌人)の日記。文明六年から天文五年に及ぶ。ここでは自筆本全六十巻によった。(2)中原師富。中原家は、明法家。(3)下冷泉政為。民部卿。のちに今川氏や葛山氏の歌道を指南した上冷泉為和の祖父為富の従兄弟にあたる。後柏原天皇・三条西実隆・上冷泉為広とともに「一人三臣和歌」をなす。(4)沼津市。(5)正親町三条実望。黄門は中納言の唐名。「新」がつくのは、この年に権中納言に任ぜられたことによる。(6)夫人の意。北向、今川氏親姉。(7)今川氏親。(8)伊勢貞陸、貞宗子。幕府政所執事。(9)女房(夫人)。三条公綱娘。

十月十日、この頃、中御門宣胤が記した殿下渡領目録に、小泉荘がみえる。

三八　宣胤卿記(1)

明応六年十月十日、殿下(2)薨給(3)、廿七歳

御当職五ヶ月(4)、未拝賀(5)、未及牛車・兵仗宣下(6)(7)、

(中略)(8)

渡領(9)所々　今度随聞及注之

(中略)

宇治所々(10)　田代二百八十町

(中略)

伊保庄(11)播磨　吉美庄(12)遠江　小泉庄(13)駿河

免田百町　年貢絹四百疋余　年貢布三百反

四丈白布六段

(1)中御門宣胤の日記及び文書類の総称。日記の部分は文明十二年から永正十六年に及ぶ。二十二冊。本号は第六冊「渡方　二条殿」に収められている。なお宣胤は今川氏親後室寿桂尼の父にあたる。(2)摂政・関白の異称。ここでは関白二条尚基をさす。(3)薨去。皇族または三位以上の者の死去をいう。(4)明応六年六月十八日より在職した期間。(5)小朝拝。元日に清涼殿東庭において天皇に拝賀する儀式。(6)護身用武具。(7)宣旨を下し、許可されること。(8)この丁(和綴本では表裏二頁を一丁と数える)は「兵仗宣下」以下空白となり、裏も空白のままであることより、以下の渡領目録も十月十日の筆とは断定出来ない。(9)殿下渡領。一八五・二三九号参照。(10)平等院(京都府宇治市)領。ただしこの目

録には混乱がみられ、以下にみえる小泉荘は、一八五・二三九号では法成寺(京都市)領である。(11)兵庫県高砂市。(12)湖西市。(13)近世の地誌では裾野市・長泉町・清水町にわたる地域に比定されているが、富士宮市小泉一帯の可能性も否定できない。目録は小泉庄で終わっており、同丁裏には宿院七名を記し、次丁表には「明応六年十月廿三日関白　宣下」とみえる。

明応九年　庚申(一五〇〇)

六月、関東兵乱により、須走へ富士道者が押し寄せる。

三七九　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

明応九年庚申

(中略)此年六月、富士へ道者参(1)ル(2)事無限、関東乱(3)ニヨリ須走へ(4)皆々道者付(5)也、

(1)連れ立って社寺・霊場へ参詣・巡拝する旅人。ここでは、富士信仰の人々を指す。(2)「妙法寺記」は「悉」で文意が通じない。(3)特定の事件をさすものかどうかは不詳。(4)小山町。(5)従来、兵乱回避のため須走口に廻った、と理解するものもあるが、むしろ「～付く」は接尾語的用法と考えられ、ここでは、兵乱によってにわかに富士道者となるものが増えた、の意であろう。

文亀元年　辛酉(一五〇一)　明応十年二月二十九日改元

九月、北川殿(今川氏親生母)、沼津道場に田畠を寄進する。

三〇　北川殿寄進状(1)(横折綴)　西光寺所蔵文書　○沼津市宮町

沼津(2)道場(3)江

御寄進之事

七段　代四貫弐百文　蓮沼(4)　高原

弐段　代壱貫六百文　弥阿(5)

五段　□□(6)貫文　師阿

壱段　代□(7)百文　能阿

壱段　代八百文　師阿

弐段　代七百文　師阿

已上田数壱町八段

以上□(8)代拾貫文(9)

右、以大上様(10)上意、令寄進之処如件、

文亀元年辛酉九月日　　乗玄(11)(花押)

沼津道場

(1)本文書の端裏には「頼朝ゟ将軍廿二代目、義澄将軍ノ御証文也」とあるが、後世の仮託であろう。(2)沼津市。(3)まだ寺の形をなしていない仏道修行の場所。(4)沼津市本の小字にみえる。(5)以下の阿弥号の者は時衆(時宗の者)と考えられる。(6)「代弐」か。(7)「八」か。(8)「此」か。(9)計算上は拾貫百文。(10)貴人の母。ここでは今川氏親生母北川殿(北条早雲妹あるいは姉)をさす。(11)不詳。北川殿の意を奉じる者。

三一　北川殿寄進畠地注文(1)(横折綴)　西光寺所蔵文書　○沼津市宮町

畠之帳

小(2)　下川原(3)　作人(4)　彦三郎

五十文

同

小　五十文　同　大善坊

大(5)　百文　右筆免(6)　正覚坊

一段　同　百五十文　火とほしめん(7)　れいかうあん
一段　同　百五十文　かうもりあん
弐段　大つかのこし(8)　二百四十文　八郎二郎
大　同　七十五文　又三郎
大　同　七十五文　弥二郎
弐段小(9)　こう地(10)　三百五十文　能阿弥
一段　蓮沼　百廿五文　小六
大　同　七十五文　五郎二郎
一段小　同　七十五文　能阿弥
半(11)　同　六十五文　但阿弥
半　同　六十五文　三郎太郎
半　さいの神の前(12)　五十文　海蔵庵
半　さいの神前　五十文　能阿弥
半　同　四十文　法蓮
半　同　四十文　せうあミ
一段　きこん(13)　二百文　てうしやうあん
大　同　七十五文　大工左近四郎
一段　竹のこし(14)　百文　大工左近四郎
一段　さいの神前本願寺(15)　百廿五文　てうしやうあん
弐段　こくうさうめん(16)　二百文　孫兵衛
大　同　百文　能阿弥
一段　七十五文　弥大郎畠
已上弐町弐段小
此年貢銭
以上弐貫七百文
文亀元年辛酉九月日　乗玄(花押)
沼津道場

(1)本文書の端裏には「義澄将軍ノ御証文」とあるが、後世の仮託であろう。前号とともに綴じられている。(2)一段は三六〇歩で、その三分の一の一二〇歩にあたる。(3)沼津市本の小字にみえる。現沼津市下河原町。(4)田畠の耕作を期

限付きで請け負う下級農民のこと。(5)一段の三分の二、二四〇歩にあたる。(6)右筆(文書・記録の作成者)としての免除分。(7)火点(ひともし、燈明を世話する人)としての免除分。(8)沼津市三枚橋の小字に塚之越がみえる。(9)二段と小、従って八四〇歩。(10)荒地か。(11)一段の半分。一八〇歩。(12)沼津市本の小字に塞之神道がみえる。(13)沼津市と考えられるが、比定地不詳。(14)沼津市本の小字に竹ノ後がみえ、このことか。(15)不詳。(16)不詳。御供雑免か。

文亀二年　壬戌(一五〇二)

八月三日、宗長、宗祇の遺骸を桃園定輪寺に埋葬する。

三八三　宗祇終焉記(1)　群書類従　○国立公文書館内閣文庫所蔵

あしからハさらてたに(3)こえうき山なり、こしにかきいれて、たゝある人のやうにこしら(4)へて、跡さきにつきて、駿河国のさかひ、桃園(5)といふ所の山林に会下(6)あり、定輪寺(7)といふ、此寺のいりあひ(8)の程に落つきぬ、爰にてひ一日なにやかやととゝのへて、八月三日のまた明ほのに、門前のすこし引入たる所、水なかれてきよし、杉あり、梅桜あり、爰にとりおさめて、松をしるしになと、常にありしをおもひ出(9)て、一もとをうへて、塔婆(10)をたて、あらかき(11)をして、七日かほとこもり居て、おなし国のこふ(12)に出侍りし、

(1)室町時代の連歌師飯尾宗祇終焉の顚末を記す伝記。宗祇の門弟宗長著。一冊。奥書によれば、宗祇の従者水本与五郎

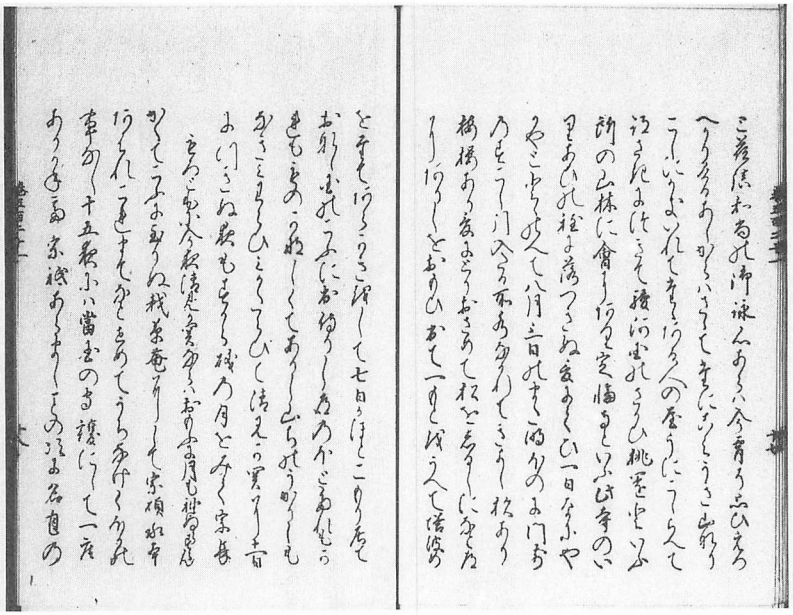

の上洛に際し、宗祇の終焉を京の知音に報せるため書写されたとあり、文亀二年の成立と考えられる。なお奥書に続く巻末には、宗長宛の十二月七日付三条西実隆書状が写されている。(2)小山町と神奈川県南足柄市の境。(3)そうでなくても。(4)この世に生きている人のように手を加え。宗祇はこれよりさき七月三十日に没した。(5)裾野市桃園。国立公文書館内閣文庫所蔵「宗祇臨終記」では、「秋園」とみえる。(6)えげ。禅宗寺院。(7)裾野市桃園。曹洞宗。境内には宗祇の墓がある。(8)入相(夕暮れ)の鐘を打つ時刻。(9)宗祇生前の常日頃を思い出して。(10)卒塔婆(そとば)とも。供養として、墓の後に立てる上部の塔形をした細長い板。(11)編目の荒い垣。(12)駿河国府(駿府)。静岡市。

三八三　宗長(1)・宗碩(2)何人百韻(3)

大阪天満宮御文庫所蔵
○大阪府大阪市

宗祇老人、于時八十二歳、文亀二年七月晦日、駿河国の堺あしから山の麓にして、草の枕の夢と覚ぬ、桃園といふ所に寺(4)あり、とかくとりおさめて七日か程侍しに、その夜越侍し暁おもひ出て、看経(5)のひま〳〵、宗碩諸共に

思ひつらねて侍る物ならし、(6)差合も(7)多く侍らんかし、

『何人』

きえし世の朝露分る山路哉　宗長

余波過うき宿のあき風　宗碩

(後略)

(1)宗祇に師事した連歌師。柴屋軒。今川氏に近侍した。(2)宗祇に師事した連歌師。月村斎。(3)「何人」とは、連歌の代表的な賦物(ふしもの、一巻全体を規制する字や詞)の一つ。「百韻」とは連歌の基本形式で、発句から挙句までの一巻が百句あるものをいう。この「何人百韻」連歌は文亀二年八月六日、宗祇追善のために詠まれた。なお本号は東北大学付属図書館蔵狩野文庫本とは若干字句が異なっている。(4)定輪寺。裾野市桃園。(5)かんきん。経文を黙読する(後には読む)こと。(6)熟考して作ったものではないだろう、の意。(7)さしあい。同じ字や類似した詞を続けること。連歌では通常避けられるきまりである。

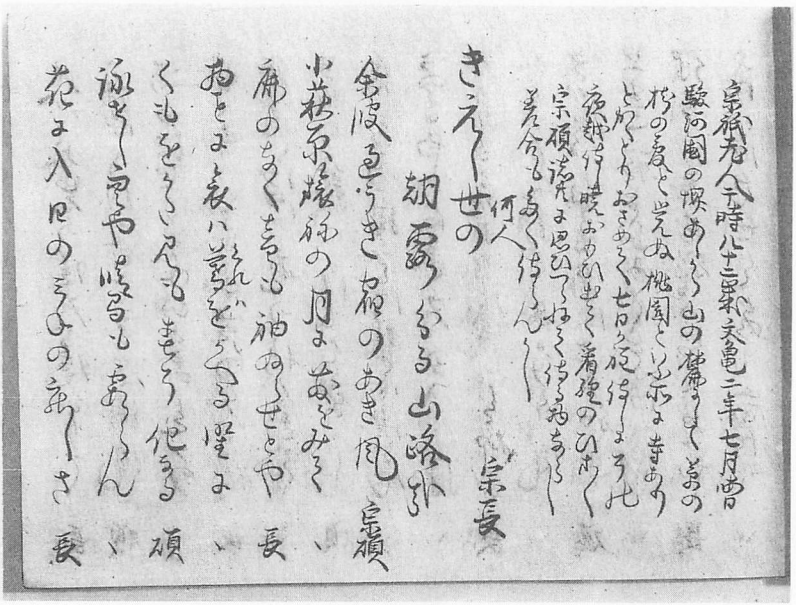

三八四　名所方角抄(1)　○東京大学総合図書館所蔵　○東京都

駿河国分

（中略）

富士　（中略）浮嶋か原ハ富士の南麓なり、仍富士ハふせ(2)このなりにみえたり、箱根山よりも鎌倉よりみるもおなしすかたなり、

（中略）

田子浦(3)　富士ハ河より少東也、岩もと(4)へ五十町計也、かんはら(5)よりハ東也、三保の入江(6)より浮嶋かはら伝の浦、おしなへて田子の浦と惣名に云なり、清見(7)・奥津(8)なと其内の小名也、（中略）又足高山(9)富士より東に有、此山ハ唐土(10)の山となり、富士に岳くらへせんとて日本へ来るを、あしからの明神(11)けくつさせ給(12)ひて、富士よりひきしと云なり、駿河の沖に浪のことくにて有けるを、神力を以て浮嶋か原と成しと云々、子細在之事なり、昔鎌倉へ下るにハ、富士とあしたか山との間をあしから越をしてくたるなり、

浮嶋か原　東西三十里なり、但六町を一里とす、ふしよ(13)り南也、ふしと此原との間は水海也、原より南大海なり、富士川より二里東にミつけと云宿あり、是より東路ハ六町一里也、此宿より次を浮嶋か原といふなり、

　東路やかれの丶薄(14)風分て　袖に浪こす浮嶋かはら

浮嶋かはらを過て、沼津(15)車返と云宿あり、それ過てきせ川(16)の宿とて有、過行ハひの口(17)と云所有、是まて駿河なり、原より十里ハかり也、樋口より三嶋ハ近し、国の境なり、

（中略）

相模国分

（中略）

足柄山　御坂、関、竹の下道(18)、八重山(19)なといふはこね山の北なり、いにしへの海道とハはこね山を海道にせり、

（後略）(20)

○本号、宗祇の埋葬の日にかけて、しばらくここに収める。

(1)歌枕として著名な日本全国の名所の方角と地名の由来、その地を詠んだ和歌などを記した書。飯尾宗祇著。成立年不詳。一冊。ここでは有栖川宮家寄贈本によった。(2)伏籠。(3)富士市。(4)岩本。富士市。(5)蒲原。(6)清水市。(7)清水市。(8)興津。清水市。(9)愛鷹山。裾野市・富士市・沼津市・長泉町にまたがる。(10)現在の中国。(11)足柄神社。神奈川県南足柄市。(12)蹴崩させ。(13)見付。富士市。(14)枯野のすすき。(15)沼津市。(16)黄瀬川。(17)樋口。千貫樋。清水町と三島市の間の境川から駿河国へ引かれた用水口。(18)小山町。(19)「足柄の八重山」として「万葉集」(九号註(1)参照)にみえる。(20)以下「竹の下道」などがみえる和歌を引くが、省略した。

九月十六日、玄清、去る七月に宗祇が没し、桃園に葬ったことを、三条西実隆に語る。

三八五　再昌草(1)

文亀二年九月

十六日、すきにし七月廿九日(晦日云々、)宗祇法師相模国湯もと(2)箱根山の麓也、ゝいふ所にて、身まかり(3)侍りぬる、日比(4)させるいたはりもなく(5)、此国の守護代うへ田(6)とかやか館(7)にて、廿四日より千句の連歌ありて、廿六日にはて(8)侍しかは、廿七日に彼所をたちて、湯もとの湯に入てあかり侍る所にて、いさゝかむしをわつらはしくて(9)、なく成ぬるを、桃園(10)といふ所にて、(11)会下にて彼住持の禅師、(12)天以と道号をつけられ侍るとなん、はうふりぬるよし、玄清(13)かたり侍し、とし月の名残今一たひ対面もなくて世をさりぬる、いふはかりなくあはれにて、よろつかきくれ(14)侍しに、行二法師(15)もとよりこの事申をくりて、

きくことのたかふも世にはならひあれは　老の別よいつはりもかな

返事

ことはりのたかはぬ老の別とも　おもひなされすきく事そうき

おい〳〵ゐ中(16)くたりのいとまこひ侍し時の事なと思

つゝけて、
いくたひかこれそかきりといひをきし　わかれなからも
めくりあひしを

(1)三条西実隆の私家集。自序によれば、明応九年の大火後、わが道の再昌を期して罹災後の詠草を子孫に残したもの。日次に書きつがれ、天文五年にいたる。原本は三十六冊。(2)湯本。神奈川県箱根町。(3)死ぬこと。(4)ひごろ。(5)所労。病気。(6)実名不詳。(7)比定地不詳。(8)千句の連歌が終ること。(9)病気になること。(10)裾野市桃園。(11)定輪寺。(12)学甫永富。定輪寺三代住持。(13)肥田(河田)春仲。宗祇門弟。玄清が実際に宗祇の死を伝えたことは、「実隆公記」文亀二年九月十六日条からも窺える。(14)悲しみに沈むこと。(15)不詳。(16)田舎。

文亀三年　癸亥(一五〇三)

この年、葛山孫四郎、自害する。

三八六　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

文亀三年甲(1)子
此年カツラ山(2)孫四郎殿、富士上方ノ梨木沢(3)ニテ生害ス、

(1)文亀三年癸亥または文亀四年甲子の誤り。「妙法寺記」でも文亀三年とするが、細字双行で「甲子・癸亥」とある。従来文亀四年を採る説もあるが、しばらくここに収める。(2)葛山。実名不詳。孫四郎は、葛山氏関係の諸系図にはみえない。(3)富士上方とみえることから富士郡と考えられるが、比定地不詳。なお四一五号には「梨ノ木タイラ」(小山町)がみえる。

永正元年　甲子(一五〇四)　文亀四年二月三十日改元

九月二十五日、山内上杉顕定、扇谷上杉朝良との争いに際し、武田信虎への出陣要請を、大森顕隆に命じる。

三八七　上杉顕定書状写　宝持院所蔵文書　○御殿場市東田中

先刻如啓候、治部少輔(1)幷今川五郎(2)・伊勢新九郎(3)令対陣、於軍者可御心安候、既公方(4)様御発向之上者、不移時日自身出陣候様、武田五郎方(5)へ被届可然間、遅々不可有曲(6)候、巨細長尾右衛門尉(7)殿可申述候、恐々謹言、

九月廿五日(9)　顕定(10)(花押)

大森式部太輔(11)殿

(1)扇谷上杉朝良。(2)今川氏親。(3)伊勢長氏(北条早雲)。(4)足利政氏。古河公方。古河公方とは、鎌倉公方足利基氏の子成氏が、康正元年に下総国古河(茨城県古河市)に移って以降の流れ。(5)武田信虎、甲斐国守護信縄子。(6)くせ。正しくないこと。(7)こさい。委細。大きいことから小さいことまでの一部始終。(8)長尾顕忠。山内上杉氏執事。(9)山内上杉顕定と扇谷上杉朝良とが永正元年九月に武蔵国立河原(東京都立川市)で合戦した際のものと思われる。(10)山内上杉顕定。関東管領。(11)「式部大輔」。大森顕隆、実頼子。

三八八　上杉顕定書状写　紀伊国古文書所収藩中古文書(1)　○東京都　国立史料館所蔵

永々在陣故、自駿州御厨(2)帰宅、先以非無理候、既追日彼陣無勢之上者、以夜繿日打越候者、可為感悦候、遅々不可有懸候、謹言、

四月三日(3)　顕定判

矢野安芸守(4)殿

(1)紀州藩が、藩の地誌「紀伊続風土記」の編さんに際して収集した史料集。全七十四巻。その内五十五巻から六十六巻が藩中古文書と題され、藩士伝来文書を集成したものとなっている。国学者本居大平・内遠らによって蒐集。(2)大沼鮎沢御厨。裾野市北部から御殿場市東部、小山町南部にわたる

地域。(3)前号にみられる両上杉氏の争いに関連すると考えられることより、ここに収める。(4)矢野信正か。文亀四年霜月二十八日付矢野信正禁制(「林際寺文書」)参照。

永正四年　丁卯(一五〇七)

この年、光長寺に鐘が寄進される。

三六九　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

永正四年
弥勒(1)二年丁卯、(中略)又御本寺(2)鐘ヲツキヨ子(3)ノ岩見守(4)ヨリ記進至候(5)、此人ノ母ノ三十三年(6)ノ為ニ、六十六部(7)ノ写経供養、

(1)関東における私年号。(2)光長寺。沼津市。(3)春米。山梨県増穂町。(4)実名不詳。(5)「妙法寺記」は「寄進スル」とする。(6)三十三回忌。(7)法華経。

永正六年　己巳(一五〇九)

七月十九日、宗長、沼津・浮島ケ原にて発句を詠む。

三九〇　東路のつと(1)

十九日に(2)駿河の国府(3)より出てたちて、興津(4)の館に立ち寄り侍り、亭主左衛門(5)の宿所このころ新造して、わさともなとあり、折ふしとて、興行に、

月の秋の宿とやみかく玉椿

新しき屋を賀し侍るはかりなり、

沼津といふ所、長徳庵(7)にて、庵新造に、

松に見ん年に真砂の秋の庭

伊豆の三島にて、ある宿所の法楽(8)とて所望、

時分かぬ秋や幾秋軒の松

浮島か原をすき、箱根路を凌きて、相模国小田原の宿に一日逗留して、藤沢(9)にまた一日休らふことあり、発句(10)所望に、

朝霧のいつく小余綾(11)磯の波

此磯近き眺望はかりなるへし、

(1)連歌師柴屋軒宗長(三八三号参照)の紀行歌集。永正七年奥書。一巻。永正六年七月十六日駿河国丸子(静岡市)を出て、十二月鎌倉に着するまでを記す。(2)永正六年七月。(3)駿府。静岡市。(4)清水市。(5)実名不詳。興津氏か。(6)わざとも。ここでは、落成の行事のこと。(7)不詳。(8)法楽歌会。神仏に手向けする歌会。(9)神奈川県藤沢市。(10)連歌の第一句。(11)こゆるぎ。小動。神奈川県鎌倉市。

十二月十六日、須走蓮静寺の日寿、没する。

三九一　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

永正六年己ノミ(1)

(中略)又極月十六日、須走(2)蓮長寺(3)日寿(4)御死去、

(1)巳。(2)小山町。(3)蓮静寺。現在は御殿場市に存在する。日蓮宗。(4)蓮静寺三世。同寺寛永九年(一六六九)銘の過去帳による。

永正七年　庚午（一五一〇）

三月十二日、光長寺住持、京都より下着する。

三九三　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

永正七年庚辰(ヒ)(1)午

(中略)光長寺(2)ノ大坊、京都ヨリ三月十二日御下着有之、

(1)「ヒ」は勝山記の抹消符。「庚午」が正しい。(2)沼津市。

永正九年　壬申（一五一二）

二月、光長寺日澄、立正寺で仏法を講じる。

三九三　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

永正九年壬午(1)

(中略)此年二月時正(2)ニ、立正寺(3)ニテ七日(4)御本寺聖人(5)御弘通(6)アリ、(7)

(1)「壬申」の誤り。(2)春・秋の彼岸の中日。(3)山梨県勝沼町。(4)二月七日ではなく、七日間の意か。(5)光長寺。沼津市。(6)日澄。(7)ぐづう。仏法を講じること。

三月二十四日、今川氏親、西光寺に沼津道場棟別役などを免除する。

三九四　今川氏親朱印状(折紙)　西光寺所蔵文書　○沼津市宮町

沼津道場(2)棟別(3)(印文不詳)(1)之事、塚方(4)・客寮(5)共ニ不可取者也、仍而

如件、

永正九壬申
三月廿四日
西光寺(6)

(1)今川氏親使用印。当初黒印として使用されたが、本文書が朱印としての使用初見。(2)沼津市。三八〇・三八一号参照。(3)棟別役。家屋の棟数別に賦課した役。(4)不詳。(5)客殿。(6)沼津市。時宗。

永正十年　癸酉(一五一三)

この年、光長寺の檀那、住持より関所手形を得て、籠坂を越える。

三五　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

永正十年癸酉
(中略)此年光長寺(1)旦方(2)、中坂(3)ヲ越申サレ候、馬馬六十九疋、人ハ百余人、関所(4)ハ大坊カラクラセ(5)給テ、スク〳〵ト(6)(7)透ナリ、

(1)沼津市。(2)檀那。檀那とは本来布施の意で、転じて寺を経済的に援助すること、またその人をいう。(3)籠坂(小山町)か。(4)須走関(小山町)か。(5)「ヲクラセ」の誤写か。(6)すらすらと。(7)通る。

永正十一年　甲戌(一五一四)

八月二十六日、桃源院越渓麟易、没する。

一九六　日本洞上聯燈録(1)　八　東京大学史料編纂所所蔵○東京都

桃源(2)興国玄晨(3)禅師法嗣(4)

駿州桃源越渓麟易(5)禅師、参二興国於桃源一、入室(7)悟レ旨(8)、接レ踵(9)住持、晩遷二越前慈眼(10)一、謝レ事(11)退二居于東郷永昌寺(12)一、僧問、仏祖(13)言教如二家常茶飯(14)一、離レ此乞二師直指(15)一、師曰、臂長衫(16)袖短、脚痩草鞋(17)寛、云、莫二便是和尚為人処(18)一也、師曰、鉄狗吠開岸上月、泥牛触破嶺頭雲(19)、永正甲戌八月廿六日委順(20)而化、

駿州桃源の越渓麟易禅師、興国を桃源に参り、入室して旨を悟る。踵(きびす)を接して住持たり。晩に越前慈眼に遷る。事を謝して東郷永昌寺に退居す。僧問う。仏祖の言教は家常茶飯のごとし。これを離れて師の直指を乞う。師曰く。臂長く衫袖(さいゆう)短かし。脚痩せ草鞋寛(ゆる)む。云う。すなわちこれ和尚人となるところなきなり。師曰く。鉄狗吠え岸上の月を開く、泥牛触れ嶺頭の雲を破る。永正甲戌八月二十六日。委順(いじゅん)して化す。

(1)三四二号註(1)参照。(2)桃源院。曹洞宗。沼津市。(3)興国玄晨。桃源院開山。三四二号参照。(4)法統の後継者。興国玄晨が越渓麟易の師であったことがわかる。(5)桃源院二世と考えられるが、不詳。(6)たずねるの意。(7)弟子が師の室に入り、親しく教えをうけること。(8)おもむき。(9)師のあとを継ぐの意。(10)晩年のこと。(11)慈眼寺。曹洞宗。福井県今庄町。(12)不詳。東郷荘(福井市)あたりか。(13)仏と、禅宗における一宗一派の祖師。(14)日常茶飯と同意か。(15)直接の指導。(16)ひとえの衣の袖。(17)「臂長～鞋寛」で、実態にあわないことの例え。(18)和尚が世俗の人になるに不都合ないの意。(19)「鉄狗～頭雲」で、不可能、ありえないことを実行するほどの悟りを開けとの意。(20)自然にまかせ没すること。

永正十二年　乙亥(一五一五)

五月八日、伊勢長氏(北条早雲)、北川殿の意向により、妙海寺に諸公事以下を免除する。

三九七　伊勢長氏判物(1)　妙海寺所蔵文書　○沼津市下河原

(花押)(2)

一諸公事(3)

一陣僧(4)事

一飛脚事

右、堅令停止了、若申族(5)有之者、則可被註進(6)者也、仍執達如件、

永正十二乙亥五月八日

沼津(7)妙海寺(8)

(1)はんもつ。将軍・大名などが、自ら花押(判形)をすえて、所領の宛行や安堵を行う文書。三六四号註(19)参照。ただし本文書の書止め文言は奉書形式であり、しかも奉者の名が日下にはないという、特異なものである。四〇四号を踏まえるならば、本文書は、長氏が妹(姉とも)北川殿(今川氏親母)の意をうけたものと考えられる。(2)伊勢長氏(北条早雲)。この位置に書かれた花押を袖花押(袖判)という。(3)しょくじ。人間を客体とする賦課。(4)戦場に行き、武士が討死などしたとき、臨終の念仏を勧め、その菩提を弔うなどする僧のことで、使者としても活躍した。ここでは陣僧役の賦課をいう。(5)これらの役を賦課する者。(6)注進。(7)「沼津」。(8)日蓮宗。

この年、光長寺住持、駿府に経王院を建立する。

三九八　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

永正十二年乙亥

(中略)此年岡(1)大坊駿河国苻中(2)ニ弘通所(3)ヲ御建立有之、名ヲ経王院ト号(4)テ、此年夏中百日ノ間別当(5)様御壱人メサレテ御弘通アリ、所願成就無障导(6)云々、

(1)岡宮光長寺。沼津市。(2)府中。静岡市。「妙法寺記」

は「駿府」とする。(3)仏法をひろめる説教所。(4)「號(号)」の誤写。「妙法寺記」参照。(5)光長寺の別当。(6)障碍(しょうげ・しょうがい)。さしさわりのあること。

永正十三年　丙子(一五一六)

この年、葛山氏ら、今川氏親の命により、甲斐国に出兵する。

三九九　今川家譜　続群書類従　○国立公文書館内閣文庫所蔵

永正三年、甲州武田次郎信縄(1)兄弟不和(2)ノ事アリテ、牟楯(3)ニ及フ、加勢合力ノ事再三請(4)ヒケレハ、氏親(5)、葛山(6)・庵原・福嶋等ニ命シテ千余人差遣シ、甲斐国勝山(7)ト云処ニ陳(8)ヲ取ル、此時駿州人数スキタリト聞ヘケルニヤ、先年(9)大河内(10)一味ノ浪人等、又武衛(11)ヲ大将ニ招キ楯籠リ、天竜川前後ヲ押領ス、

(1)甲斐国守護。永正四年没。(2)信縄の父信昌は次男信恵を寵愛したため、国内が二派にわかれて争っていた。(3)鉾楯。合戦となること。(4)これより以下は、「王代記」永正十三年条に「於万力、九月廿八日合戦、駿河勢出、国中悉焼、八幡山・松本・七覚焼亡、曾禰之毛沢陣取、勝山ヲキツキ、」

とみえることから、永正十三年の事実と考えられる。従ってこの段階ですでに武田信縄は死没しているが、甲斐国中の内紛が信縄在世中の不和に由来しているため、「永正三年」という錯簡が生じたと考えられる。(5)今川氏親。(6)以下の三名はいずれも駿河国住人であるが、実名不詳。(7)勝山城。山梨県中道町。信恵方が籠城していた。今川勢の勝山在陣は、宗長「宇津山記」などにもみえる。(8)「陣」。(9)「宗長手記」等によれば永正十年三月のことであるが、大河内氏はこの後、永正十四年八月にも今川氏親と敵対し、自害している(「宣胤卿記」永正十四年九月七日条等参照)。(10)大河内貞綱。斯波氏被官。三河国大河内郷(愛知県岡崎市)よりおこり、この時期遠江国引間城(浜松市)に拠った。(11)斯波義逵(義達)。遠江国守護。

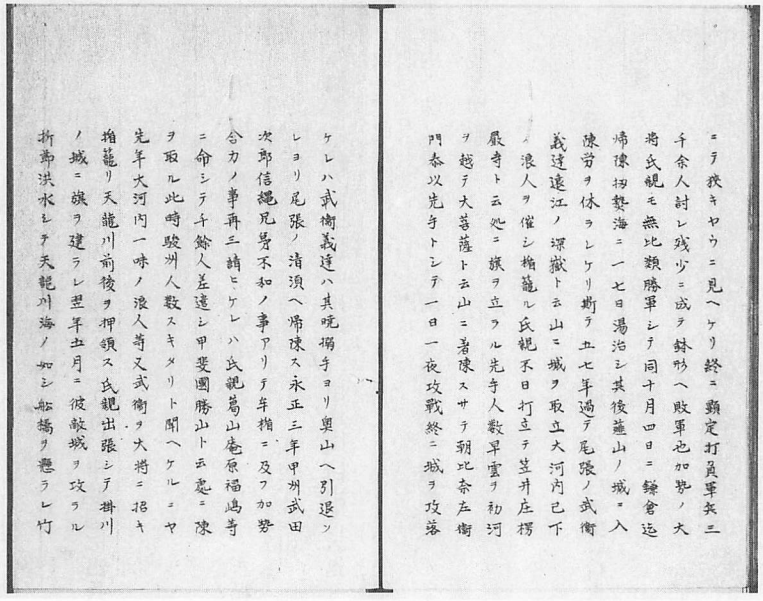

ニテ狭キヤウニ見ヘケリ終ニ顕定打負軍矢三千余人討レ残少ニ成テ鉢形ヘ敗軍也加勢ノ大将氏親モ無比類勝軍シテ同十月四日ニ鎌倉迄帰陳扨墾海ニ一七日湯治シ其後蓮山ノ城ニ入陳労ヲ休ラレケリ斯テ五七年過テ尾張ノ武衛義達遠江ノ深嶽ト云山ニ城ヲ取立大河内已下ノ浪人ヲ催シ楯籠ル氏親不日打立テ笠井庄楞厳寺ト云処ニ旗ヲ立ラル先手人数早雲ヲ初河ヲ越テ大菩薩ト云山ニ著陳スサテ朝比奈左衛門泰以先手トシテ一日一夜攻戦終ニ城ヲ攻落

ケレハ武衛義達ハ其晩搦手ヨリ奥山ヘ引退ソレヨリ尾張ノ清須ヘ帰陳ス永正三年甲州武田次郎信縄兄弟不和ノ事アリテ年楯ニ及フ加勢合力ノ事再三請ヒケレハ氏親葛山庵原福嶋等ニ命シテ千餘人差遣シ甲斐國勝山ト云處ニ陳ヲ取ル此時駿州人数スキタリト聞ヘケルニヤ先年大河内一味ノ浪人等又武衛ヲ大将ニ招キ楯籠リ天龍川前後ヲ押領ス氏親出張シテ掛川ノ城ニ旗ヲ建ラレ翌年五月ニ彼敵城ヲ攻ラル折節洪水シテ天龍川海ノ如シ船橋ヲ懸ラレ竹

永正十四年　丁丑(一五一七)

正月十四日、今川氏親、後藤弥九郎に、同善右衛門尉知行地と惣跡を安堵する。

四〇〇　今川氏親判物(折紙)　○後藤寿直氏所蔵文書　○沼津市西沢田

(花押)(1)

後藤善右衛門尉(2)知行幷惣跡(3)、於以後所可被仰付、少も不可有他綺者也、仍如件、

永正十四
正月十四日

後藤弥九郎(4)殿

(1)本文書の花押は、今川氏親のものと考えられるが、なお、検討の余地がある。(2)実名不詳。(3)惣領職のことか。(4)実名不詳。

永正十六年　己卯(一五一九)

四月二十八日、伊勢長氏(北条早雲)が子息菊寿丸(長綱)に与えた箱根社領注文に、伊豆佐野がみえる。

四〇一　伊勢長氏箱根領注文　○箱根神社所蔵文書　○神奈川県箱根町

はこねりやう(1)別たうかんにん分(2)さい所(3)

一五十三くわん(4)四百文　いつさの(5)

一百二十くわん文　とくら(6)

一十七くわん文　さわち(7)

一廿八くわん文　くわ原(8)

一卅くわん文　かつさのくに二ミや(9)のねんくのうちニてしよしやう(10)

已上二百四十八くわん四百文

(中略)(11)

惣都合四千四百六十五貫六百十四文

永正十六年己卯四月廿八日　宗瑞(12)(花押)

菊寿丸(13)殿

紙数四枚(14)

永正十六年己卯四月廿八日までのかミ数此分也

(1)箱根神社。神奈川県箱根町。(2)別当勘忍分。箱根別当の食禄のこと。(3)在所。(4)貫。以下同じ。(5)伊豆佐野。三島市。裾野市佐野に近接することから、参考のため採録する。(6)土倉。三島市。以上二箇所は、鎌倉時代初頭より箱根神社等三所権現領である(七七号参照)。(7)沢地。三島市。(8)桑原。函南町。(9)上総国二宮荘。千葉県茂原市。(10)不詳。「少々」のことか。(11)中略部分には、「はこねりやう所々、菊寿丸知行分」などのほか、「此ほかそう瑞ゆつりのさい所」が書き上げられている。(12)伊勢長氏(北条早雲)。(13)北条長綱、早雲子、氏綱弟。宗哲・幻庵とも号す。幼くして箱根権現別当寺金剛王院に入寺し、のち第四十世別当となる。四六五・六九二号等によれば、一時期葛山氏に養子に入ったとも考えられる。(13)紙継目裏ごとに「縹」黒印が捺されている。

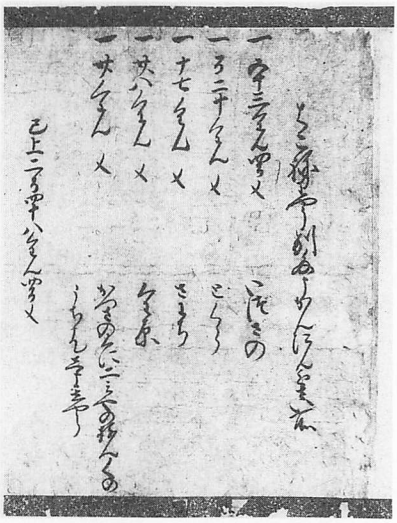

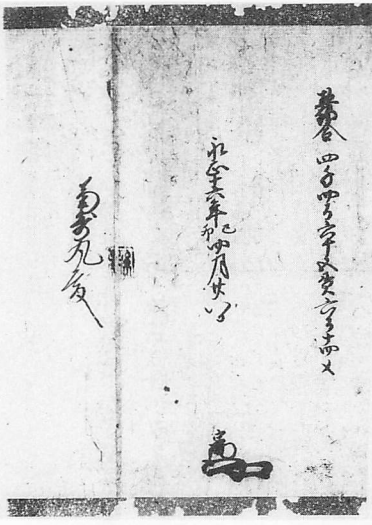

四〇二　伊豆国道者注文(1)

橋村家文書
○天理大学附属天理図書館所蔵

伊豆国之道者(2)御人数之事

三嶋ノ内いちか原(3)

神主西大夫殿(4)御一家中　清水殿御一家中一円
田中殿御一家中　平井殿御一家中一円
ます嶋殿御一家中　指出殿御一家中一円
志水孫三郎殿御一家中　水上の(5)たて殿御一家中一円
水上のかなもの座
志水殿御一家中　水上のはり屋五郎四郎一家中
しやくの
菊いち　しやくの
とう人弥大郎
しはの
こん屋　宮のうしろ
孫八殿
大木(6)ノ里一円　同大木殿御一家中一円
沢路(7)ノ里一円　同川井殿御一家中一円
伊豆さ野(8)ノ里一円　同あふか殿御一家一円
はこねノ別当坊(9)御一家
松本(10)ノ里　松本殿御一家中　さかま殿御一家中
たいは(11)ノ里　森甚左衛門殿　はしかひの彦四郎殿
畠(12)ノ里　太郎左衛門殿

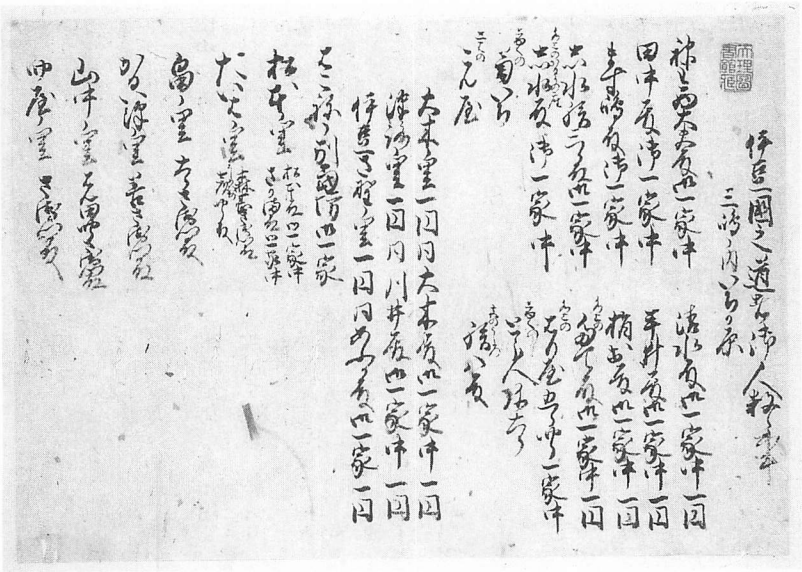

かるい沢(13)ノ里　善左衛門殿
山中(14)ノ里　はん田四郎左衛門殿
四屋(15)ノ里　左衛門殿

(1)伊豆国内の伊勢神宮参詣道者(檀那)の名字を書上げたもの。橋村家は、伊勢御師(二三四号註(6)参照)で、伊豆国を管轄範囲としていた。(2)三七九号註(1)参照。ここでは、伊勢信仰の人々を指す。(3)市原在家。三島市。(4)三嶋大社(三島市)の神主か。以下、人名はいずれも実名不詳。(5)伊達か。(6)比定地不詳。(7)沢地。三島市。(8)伊豆佐野。三島市。(9)前号参照。(10)松本郷。三島市。(11)大場。三島市。(12)畑毛(はたけ)。函南町。(13)軽井沢。函南町。(14)三島市。(15)比定地不詳。

○本号以下二通、前号の伊豆佐野にかけて、しばらくここに収める。

四〇三　伊豆国道者注文

○橋村家文書　○天理大学附属天理図書館所蔵

伊豆国之御道者御名字一円

三嶋ノ内いちか原

神主西大夫殿御一家一円　志水殿御一家一円
田中殿御一家一円　平井殿御一家一円
ます嶋殿御一家一円　さして殿御一家一円
志水孫三郎殿
水上のかなもの座の
志水殿御一家一円　水上のたて殿御一家一円
しやくの菊いち　水上のはり屋五郎四郎
しはのこん屋　しやくのとく人弥大郎
宮のうしろ孫八殿
大木の里一円　同大木殿御一家一円
沢路の里一円　同川井殿御一家一円
伊豆さの里一円　同あふか殿御一家一円
はこねの別当坊　松本殿御一家一円
松本の里　さかま殿御一家一円
森甚左衛門殿一家一円
たいはの里　はしかひの彦四郎殿一家一円
はたけの里　太郎左衛門殿一家一円
かるい沢の里　善左衛門殿一家一円

山中の里　はん田四郎左衛門殿一家一円
四屋の里　左衛門殿一家一円

八月八日、今川氏親、妙海寺に、諸公事以下を免除する。

四〇四　今川氏親朱印状　妙海寺所蔵文書　○沼津市下河原

一諸公事(印文不詳)(1)
一陣僧事
一飛脚事
幷棟別事但寺中(2)

右、韮山殿(3)如御判(4)、北川殿(5)御末代被免除畢、若申族在之者、可被注進者也、仍執達如件、

永正十六己卯八月八日
沼津(6)妙海寺

(1)今川氏親使用印。(2)棟別役の免除の適用を妙海寺中に限るということ。(3)伊勢長氏(北条早雲)。当時韮山城にいたのでこのように呼ばれた。(4)三九七号を指す。(5)伊勢長氏妹(姉とも)。今川義忠夫人、氏親母。(6)「沼津」。

大永二年　壬午（一五二二）

八月十七日、武田信虎、富士浅間社に太刀以下を奉納し、祈願する。

四〇五　武田信虎判物（折紙）　須山浅間神社所蔵文書　○裾野市須山

為立願太刀一腰・具足一両・馬三疋奉納者也、
八月十七日(1)
（花押）(2)
富士浅間(3)

（1）武田信虎が富士登山を行った大永二年のものか。「勝山記」参照。（2）武田信虎。（3）富士山本宮浅間大社。富士宮市。須山浅間神社に伝存する理由は不詳。

この年、光長寺別当、甲斐国大原において、修行僧を集め、教学を講じる。

四〇六　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

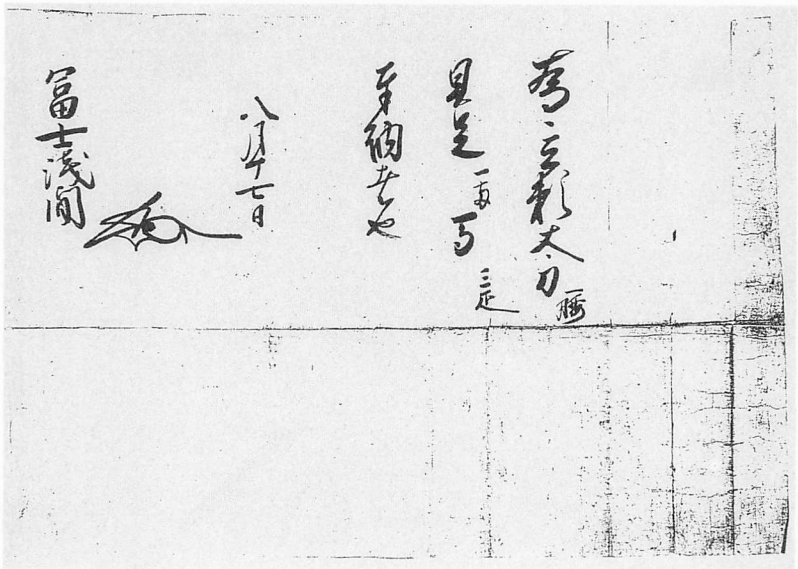

大永二年壬午
(中略)此ノトシ光長寺(1)大原(2)ニ御座候テ、本寺ノ所化(3)ヲヨヒ参テ御学文(4)有之、

(1)沼津市。ここでは別当をさす。(2)大原荘。山梨県勝山村・河口湖町と足和田村・鳴沢村の一部。三七五号にもみえる。(3)しょけ。修行僧。(4)教学を講じること。

大永三年　癸未(一五二三)

十一月二十一日、由比光規、子息光澄に、泉荘内八幡神主職宮分などを譲与する。

四〇七　由比光規譲状写　御感状之写幷書翰(1)上　○国立公文書館内閣文庫所蔵

譲与
駿遠両国所々知行分事
壱所　由比郷(2)内惣領職取かた(3)事　幷塩関参ヶ所　同海道関壱ヶ所　棟別等事
壱所　同郷内小名(4)事
壱所　同郷内小野寺(5)方事　幷塩関弐ヶ所　光規(6)代被下者也、
壱所　同郷之内神沢(7)方事
一正税米(8)事
壱所　入江庄(9)之内石河村事　幷反銭　棟別
壱所　同国泉庄(10)之内八幡(11)神主職宮分云々　幷海道関壱ヶ所
壱所　中田村(12)由比方事
壱所　富士上方青見(13)方事
壱所　遠州来福村(14)事　光規代被下者也、

右、代々御判(15)相副愚息寅寿丸(16)仁譲与所実也、他違乱不可有煩者也、仍如件、

大永参年癸未霜月廿一日　　豊前守光規(花押)

由比寅寿丸殿

(1)三四六号註(1)参照。(2)由比町。(3)惣領が一族を統制する権限とそれに伴なう得分のこと。(4)三四六号にみえる小串方小名。(5)不詳。(6)由比光規。(7)現在は蒲原町。近世の神沢村は由比宿と蒲原宿の境に存在した。(8)原義は律令制下の国庫に貯蔵された租をいうが、中世では一般に国衙領での年貢をいう。(9)清水市。(10)泉郷あたり。清水町。(11)清水八幡神社(清水町)のことか。(12)静岡市。(13)富士宮市。(14)大東町。(15)今川氏代々の判物。次号がその目録である。(16)由比光澄。

十二月二十四日、由比氏が今川氏から受領した代々の判物の目録に、八幡村に関する文書のことがみえる。

四八　今川氏判物注文写

御感状之写幷書翰　上○国立公文書館内閣文庫所蔵

代々御判

一範忠様御判形在之(1)　由比惣領職跡事(2)

一範忠様御判形在之　法勝寺米棟別事(3)(4)

一範忠様御判形在之　諸公事(5)

一範忠様御判形在之　小串(6)方事

一範忠様御判形在之　惣領職跡事

一範忠様御判形在之　由利上関(7)事

一範忠様御判形在之　八幡(8)村事

一義忠様(9)御判形在之　由比惣領職跡事

一範忠様御判形在之　石河村段銭(10)(11)事

一義忠様御判形在之　諸公事

一氏親(12)様御判形在之　小野寺(13)事

一氏親様御判形在之　寺尾役所(14)事

一竜王(15)殿様御印判在之　名字家督之事

一氏親様御判形在之　寅寿丸(16)継目御判在之

追而、加知行張壱札、其外書状共書物共在之、

大永参癸未年十二月廿四日

伯父(17)成俊(花押)
伯父民部丞(18)光能(花押)
上野小次郎(19)光直(花押)
片倉孫二郎光友(花押)
神沢惣左衛門尉光吉(花押)
柿嶋源三郎規重(花押)

以上御判数拾四

四名は、由比郷内あるいは周辺に散在する由比氏の同族と考えられる。

(1)今川範忠。氏親祖父。(2)惣領職遺跡を安堵した判物。(3)京都市。六勝寺の一つで、白河天皇の御願寺。(4)法勝寺造営を名目として賦課された棟別銭の免除を認めた判物のこと。(5)諸公事の免除を認めた判物のこと。(6)由比町。前号および三四六号にみえる。(7)由比町。三四六号にみえる。(8)清水町。前号および三四六号にみえる。(9)今川義忠、氏親父。(10)清水市。入江荘吉河郷内。前号にみえる。(11)段銭の免除を認めた判物のこと。(12)今川氏親。(13)不詳。前号にみえる。(14)由比町。関の役所か。(15)今川氏親。(16)由比光澄。(17)(18)いずれも由比光規兄弟。(19)以下の

大永四年　甲申（一五二四）

正月十九日、葛山氏広、関孫九郎に新給恩を与える。

四〇九　葛山氏広判物（折紙）　関島雄氏所蔵文書
○沼津市大岡

三ヶ村(1)之内余田拘(2)分之事、為新恩宛行者也、仍如件、

大永四甲申
正月十九日　　氏広(3)（花押）

関孫九郎(4)殿

三ヶ村の内余田拘え分の事、新恩として宛行うものなり。よって件のごとし。

（1）比定地不詳。（2）所持する。支配する。（3）葛山氏広。三四九号参照。（4）実名不詳。

四一〇　葛山氏広感状（切紙）　吉野郷雄氏所蔵文書
○富士宮市山本

於今度下遠嶋(1)無比類働、殊被庇□(2)一段神妙候、弥々無油

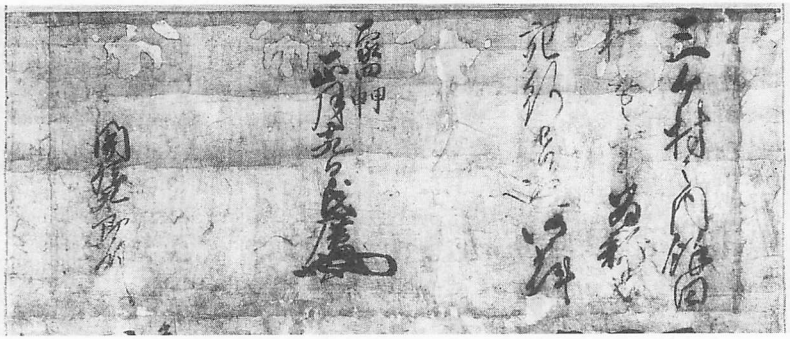



断可成其勤□(3)、恐々謹言、

八月廿□(4)日　　氏広(5)(花押)

吉野九郎左衛門尉(6)殿

○前号文書の葛山氏広にかけて、しばらくここに収める。

今度下遠嶋において比類なき働き、ことに庇を被りて、一段神妙に候、いよいよ油断なくその勤めを成すべく候。恐々謹言。

(1)比定地不詳。(2)下部焼損。以下同じ。「而(て)」か。(3)「候」。『静岡県史料』第二輯による。(4)「八」。前註に同じ。(5)葛山氏広。(6)実名不詳。吉野氏は南北朝期から富士郡山本に居住し、戦国期には今川氏、さらには武田氏に仕えた。

六月二十八日、須山浅間社、造立される。

四一　棟札(1)銘

須山浅間神社所蔵
○裾野市須山

(表面)

神慮□□□天長地久□　□円満(6)
聖主□天　殊当邑(4)安全諸人快楽惣一天泰平　白
奉宮造浅間□(2)□(3)□　加陵頻伽声　四海安穏年々□々参宮□願也如件
□□□　者奉仰
于時大永四年甲申六月廿八日　大工(5)□　□　敬
□　□



(1)建物の建立や修造の際、その由来や施工年月日、願主、大工などを記して棟木や梁に打ち付ける板。本号は高さ77・5(75・5)cm、幅13cm、なお梵字は省略した。また、裏面には銘文はない。(2)「大」か。(3)「神」か。追筆と思われる。(4)須山村(裾野市須山)か。(5)須山浅間神社の造立を担当した建築技術集団の長。(6)左から右に「敬白」と記されている。

大永五年　乙酉(一五二五)

四月二十六日、葛山氏堯、御厨領内を通る三山道者の新道利用を停止し、二岡社前の通行を命じる。

四三　葛山氏堯判物(折紙)　内海文書

御厨(1)領内ぉ相透(2)三山(3)道者之事、塞近年之新道、自今以後者可透二岡権現(4)前云々、若於領内背此旨有透新道族者、可処罪科者也、仍而如件、

大永五乙酉
卯月廿六日　　氏堯(5)(花押)

二岡禰宜(6)
左衛門大夫(7)とのへ

御厨領内を相透る三山の道者の事。近年の新道を塞ぎ、自今以後は二岡権現前を透るべしと云々。もし領内においてこの旨に背き新道を透る族あらば、罪科に処すべきものなり。よって件のごとし。

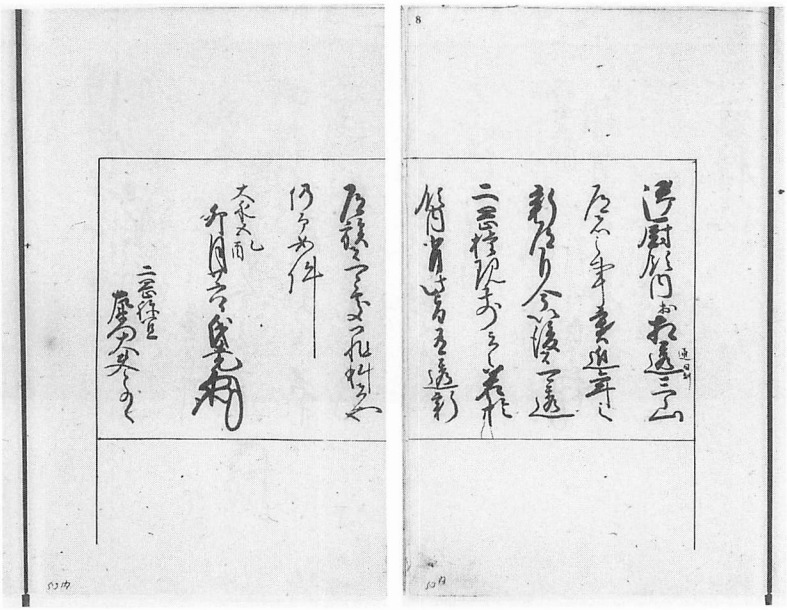

(1)大沼鮎沢御厨。三八八号註(2)参照。(2)「通」の宛字。以下同じ。(3)不詳。伊豆山・箱根・三島の三社という説もある。(4)二岡神社。御殿場市。(5)葛山氏堯。氏堯を葛山氏とする史料は見当らないが、通説に従って葛山氏堯としておく。(6)神主の下、祝(はふり)の上に位する神職。(7)実名不詳。

閏十一月五日、葛山氏堯、宝持院に御厨田中の寺領を安堵する。

四三　葛山氏堯判物(折紙)　宝持院所蔵文書　○御殿場市東田中

御厨田中(1)之内宝持院(2)領之事

合参貫文者(3)

右、除諸寺役幷代官之綺(4)、到于竹木等、如先例無相違令寄附者也、仍如件、

大永五乙酉
閏十一月五日　　氏堯(5)(花押)

宝持院



御厨田中の内宝持院領の事。

合せて参貫文てえり。

右、諸寺役ならびに代官の綺を除き、竹木等に至るまで、先例のごとく相違なく寄附せしむるものなり。よって件のごとし。

(1)御殿場市。(2)御殿場市。曹洞宗。(3)御厨田中における寺領の年貢高。者(てえり)は、「といえり」のつづまったもの、以上のごとくであるという意。(4)干渉。(5)葛山氏堯。前号註(5)参照。

この年、「勝山記」の筆者、光長寺に参詣する。

四一四　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

大永五年乙酉　此年某シ(1)御本寺(2)へ参詣候、

(1)それがし。「勝山記」の筆者。(2)光長寺。沼津市。

大永六年　丙戌(一五二六)

七月晦日、籠坂の麓、梨の木平の合戦で、須走殿・高田一族・葛山・御宿氏、討死する。

四一五　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

大永六年丙戌

御屋形様(1)在京メサルヽト風聞ス、此年新九郎(2)方ト当国屋形、和睦トハ申候へ共、未タ和睦ナラス、京へハ御立ナシ、其ノ後チ七月晦日ニカコサカ(3)ノフモト梨木タイラ(4)ニテ合戦アリ、須走殿(5)惣テ高田一族(6)皆打死、クロ石入道(7)並ニカツラ山(8)・ミシク(9)殿打死、武田殿勝玉フ也、三嶋ノ高田マテモウチ死、屋形様ハサルカク(10)呼ヒ下シ日々御座候、山中(11)ノ御陳(12)ハ未息(13)マヽ、其ノ月ノ廿四日マテ打立不絶、

(1)武田信虎。(2)北条氏綱、長氏(早雲)子。(3)籠坂。小山町。なお「妙法寺記」は「鹿児坂」とする。(4)梨木平。小山町須走か。三八六号には「梨木沢」がみえる。(5)実名

不詳。四五三号にもみえ、須走を支配する領主と考えられる。(6)実名不詳。なお高田氏については、「北条氏所領役帳」(五五五号註(1)参照)の小田原衆の中に高田左衛門が「従駿馳参」としてみえるほか、七六三号にも高田能登守の名がみえる。また「有井高田系図」(別冊系図集一〇号)、「高田氏歴代伝記」(同一一号)から裾野市域に住した者がいたとも考えられる。(7)黒石入道。実名不詳。(8)葛山。実名不詳。(9)御宿。実名不詳。御宿氏は葛山氏と同族。別冊系図集等参照。(10)猿楽。(11)山梨県山中湖町。(12)「陣」。(13)いまだやすまず。

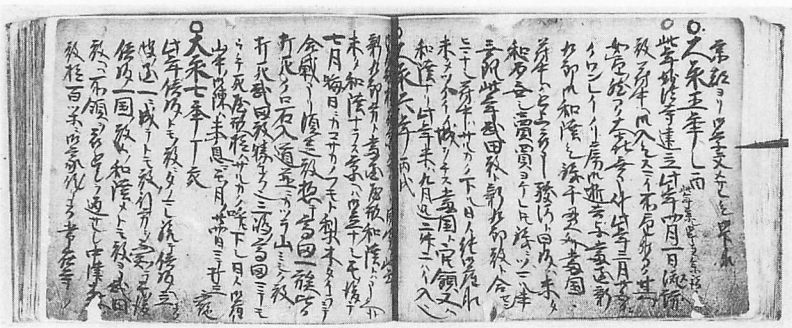

大永七年　丁亥(一五二七)

七月十九日、葛山氏堯、二岡社に道者関を寄進する。

四六　葛山氏堯判物(折紙)　内海文書

交之道者関(1)一所寄附之事

右、為城衆堅固之立願、二岡権現(2)江新令寄進者也、弥無怠慢可加修造之状、仍如件、

大永七丁亥
七月十九日　　氏堯(3)(花押)

二岡宮禰宜
左衛門大夫(4)とのへ

交の道者関一所寄附の事。

右、城衆堅固の立願のため、二岡権現へ新たに寄進せしむるものなり。いよいよ怠慢なく修造を加うべきの状、よって件のごとし。

(1)道者(三七九号註(1)参照)から関銭(通行税)を徴収する

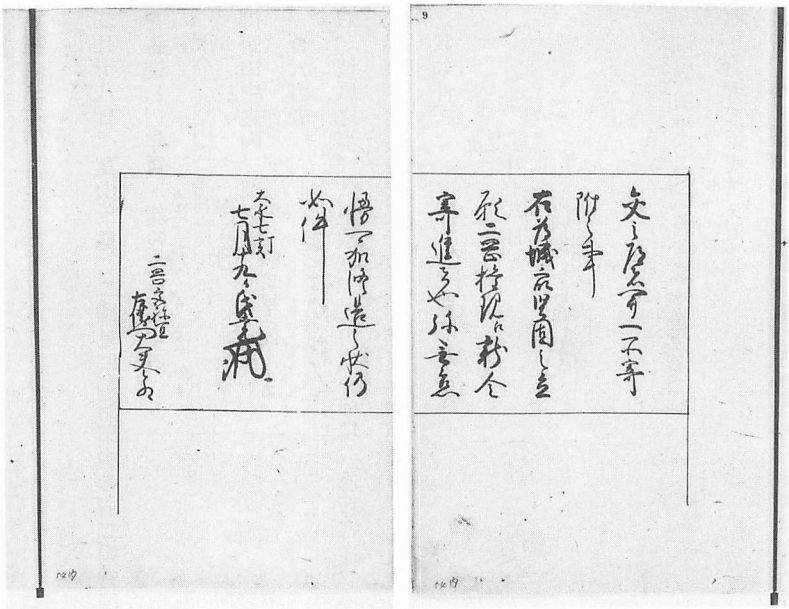

ことを目的として設置された関所。(2)二岡神社。御殿場市。(3)葛山氏堯。四一二号註(5)参照。(4)実名不詳。

九月、甲斐国立正寺檀那山中太郎左衛門ら、光長寺に参詣する。

四一七　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

大永七年丁亥

(中略)此年菊月立正寺(1)ノ旦方山中太郎左衛門(2)五十人ニテ御本寺(3)へ御参詣被申候、下向ニハ河口(4)ニテサウシ(5)至候、

(1)九月。(2)山梨県勝沼町。日蓮宗。(3)実名不詳。(4)光長寺。沼津市。(5)山梨県河口湖町。(6)掃除。精進の意か。

享禄元年　戊子(一五二八)　大永八年八月二十日改元

二月十八日、葛山氏堯、二岡社に御厨田中の内二岡宮原を寄進し、年貢・諸役を免除する。

四一八　葛山氏堯判物(折紙)　二岡神社所蔵文書　○御殿場市東田中

御厨田中(1)之内二岡宮原(2)□(3)事

合五町者

右、彼原之事、依屋敷立、五町之分権現(4)江為新寄進、停止年貢・諸役等出置者也、弥無退転様加修造、□(5)致精誠(6)之状如件、

大永八戊子
二月十八日　　氏堯(7)(花押)

二岡禰宜
左衛門大夫(8)殿

御厨(みくりや)田中の内二岡宮原の事。

合せて五町てえり。

右、かの原の事、屋敷を立つるにより、五町の分、権

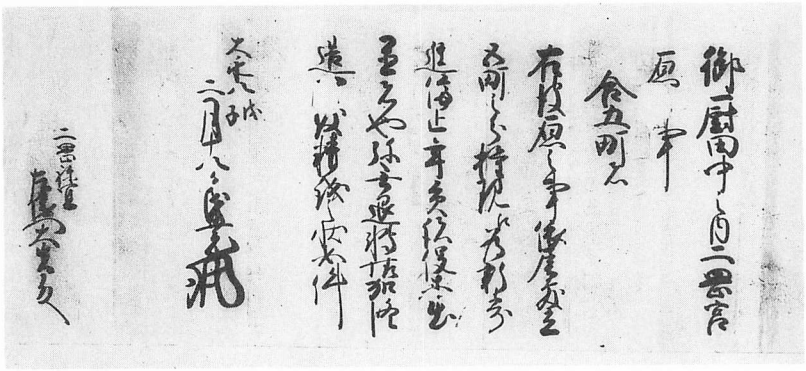

現へ新寄進として、年貢・諸役等を停止し、出だし置くものなり。いよいよ退転なきよう修造を加え、精誠を致すべきの状、件のごとし。

(1)御殿場市。(2)二岡神社周辺の原野。御殿場市。(3)「之」か。(4)二岡神社。御殿場市。(5)「可」か。(6)真心を尽くした祈禱。(7)葛山氏堯。四一二号註(5)参照。(8)実名不詳。

この年、甲斐国向嶽庵の大釜が、沼津で鋳造される。

四一九　塩山向岳禅庵小年代記(1)

山門(2)造営材木取九月廿七日、立桂(3)十月同十二日、造営奉行宗駿書記(4)・僧掬書記・珠光書記、衆僧(5)各出銭、大釜(6)再興、願主周彭都寺(7)、於于駿州沼津鋳之、九月廿七日大鼓新造、願主小工善左衛門尉(8)、

(1)塩山向嶽寺(山梨県塩山市、臨済宗)の歴代住持が書き継

いだ年代記。永和二年から明和六年(一七六九)まで。一冊。(2)向嶽寺。山梨県塩山市。臨済宗向嶽寺派。もと向嶽庵と号す。(3)「柱」の誤りか。(4)禅宗寺院で文書をつかさどる役。以下の三名はいずれも不詳。(5)三六三号註(9)参照。(6)ふろがまのことであろう。(7)つうす。禅宗寺院において、一切の寺務を監督する役。禅林六知事の一つ。(8)実名不詳。

享禄二年　己丑(一五二九)

十二月七日、寿桂尼(今川氏親後室)、五とうせんゑもんに沢田郷内の田畠屋敷を安堵する。

四一〇　寿桂尼朱印状(折紙)　後藤寿直氏所蔵文書　○沼津市西沢田

するか(印文「帰」)(1)の国さわたのかう(2)のうち、にしふん(3)五とうせん(4)ゑもんあいかゝゆるてん(5)はくやしき(6)の事

右、きたかわ殿(7)御とき、けんちあつて御さめ(8)たのことく、百六十三くわん六百文ねんくい(9)けさういなくなつし(10)よせ(11)しめ、ひやくしやうしき(12)として、あいかゝへへし(13)、もしよこあい(14)よりかのかゝへのふんのそむやから(15)ありといふとも、さういあるましきものなり、仍如件、

享禄二己丑
十二月七日

五とうせんゑもんとの

(1)寿桂尼(中御門宣胤娘、今川氏親夫人)使用印。(2)沢田

郷。沼津市。(3)西分。沢田郷が東西に分かれていたことを示す。(4)「後藤」の宛字と考えられる。(5)相抱ゆる。所有するの意。(6)田畠。(7)今川氏親母。四〇四号註(5)参照。(8)検地。(9)年貢以下。(10)相違なく。(11)納所。(12)百姓職。年貢・公事の負担によって保証される得分。(13)抱へべし。「抱ふべし」の変化したもの。(14)横合。(15)望む族。

(1)寿桂尼使用印。(2)妙覚寺。沼津市。日蓮宗。(3)棟別役。(4)四分一人足役。領主が領内に課した人足役。一人役の四分の一と考えられる。(5)免じ畢んぬ。免除すること。(6)自然。もし、万一。(7)福島。実名不詳。

十二月十一日、寿桂尼(今川氏親後室)、妙覚寺に沼津郷内寺中棟別以下の諸役を免除する。

四三　寿桂尼朱印状(折紙)　妙覚寺所蔵文書　○沼津市下河原

駿河国(印文「帰」)(1)沼津郷之内めうかく寺(2)寺中むねへち(3)ならひに四分一の人足(4)以下諸やくめんしをハんぬ(5)、但しせん(6)御ようの事あらは、くしま(7)越前しておほせいたさるへき所如件、

享禄二
十二月十一日
めうかく寺

享禄三年　庚寅（一五三〇）

この年、「勝山記」の筆者、光長寺に参詣し、翌年二月まで滞在する。

四三　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

享禄三年カノヘ辰寅
（中略）此ノ年某シ(1)本寺(2)へ参詣申候而、明ル年ノ弐月マテ住山至候、此ノ年伊東(3)へ参詣申候、

（1）それがし。「勝山記」の筆者。（2）光長寺。沼津市。（3）伊東市。市域には、配流された日蓮の草庵をもとにした仏現寺が所在する。

享禄四年　辛卯（一五三一）

正月、光長寺御影堂の上葺が勧進される。またこの年、「勝山記」の筆者、光長寺へ参詣し、長沢で猿楽能を見物する。

四三　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

享禄四年辛卯
（中略）此年某シ(1)本寺(2)へ参詣申候処ニ、折節(ヲリフシ)江州(3)ヨリ小猿楽下候テ、ナカサハ(4)ニテ能ヲ致候、猿楽ト申・若衆ト申、言語道断(5)見物此事ニ候、此ノ年ノ正月御本寺ノ御影堂(6)ノウハフキ(7)メサレ候、本願(8)ハ東ノ御坊(9)、

（1）それがし。「勝山記」の筆者。（2）光長寺。沼津市。（3）近江国には、日吉社（滋賀県大津市）に奉仕する上三座と敏満寺（同多賀町、現在廃寺）に奉仕する下三座があり、大和猿楽とともに活躍していた。（4）長沢。清水町。（5）言葉ではいいあらわせないほどすばらしいの意。（6）祖師などの肖像

(御影)を安置した堂。(7)上葺。(8)本願主。(9)不詳。

天文元年　壬辰(一五三二)　享禄五年七月二十九日改元

四月十三日、冷泉為和、駿府葛山氏広亭の歌会で、和歌を詠む。

四四　為和集(1)　四　宮内庁書陵部所蔵　○東京都(2)(3)

余寒　同日、葛山中務少輔氏広会、

さえかへる雪のさゝ波こえてけり　こそ(4)の嵐の末のまつ山

(1)上冷泉為和の和歌集。天文十七年成立。底本の宮内庁書陵部所蔵写本「今川為和集」は五巻五冊。為和は享禄年間、戦乱のため知行地のある駿河国に下向し、今川氏の庇護を受け、天文十九年、同国で没した。(2)これにより氏広亭が駿府(静岡市)に存在したことがわかる。(3)歌会。(4)去年。

六月二十五日、冷泉為和、駿府滞在中の正親町三条公兄の主催する歌会で、竹の下道を詠む。

四五　為和集　四　宮内庁書陵部所蔵
○東京都

夕立早過　六月廿五日、三条月次会ニ、(1)(2)
一とほりふしのしは山降はれて　夕立そよく竹の下道(3)(4)

(1)正親町三条公兄。大永四年以降、駿府(静岡市)に滞在していた。(2)毎月定例の歌会。(3)柴山。雑木山のこと。(4)小山町。なお「為和集」にみえる駿東郡の地名としては、他に永正十五年十一月二十四日、京都禁裏御会での「山影写水」の浮島ヶ原があるが、冷泉為和の駿河国下向以前の非実景歌であるため、省略した。

九月十三日、冷泉為和、駿府葛山氏広亭の歌会で、和歌を詠む。

四六　為和集　四　宮内庁書陵部所蔵
○東京都

月前風　同十三日、葛山中務少輔氏広亭会、(1)(2)
雲のミおミなきりおつる風のうへに　あはとうきいつる(3)
月のさやけさ

寄月旅
ぬるかうちも月を心のくもてにて(4)　都にわたす夢のうきはし

(1)九月。(2)駿府(静岡市)。(3)雲の通る道筋を、澪(みお、水脈)にたとえていう語。(4)蜘蛛手。あれこれと心乱れる様。

天文二年　癸巳(一五三三)

二月十日、冷泉為和、駿府葛山氏広亭の歌会で、和歌を詠む。

四七　為和集　四　宮内庁書陵部所蔵　○東京都

梅風　二月十日、葛山中務少輔氏広(1)亭会、(2)当座、

軒の雨ハしつくにのこる朝霧の　こほれて匂ふ梅の下かせ

(頭書)『氏広ハ備中守氏時(3)カ子也、氏時ハ伊勢新九郎入道早雲(4)カ子也、葛山之養子ト成(5)テ相州玉縄(6)ニ在城ス、始ノ名彦九郎、後ニ駿州ヘ移ル、氏広弟播磨守貞(7)氏也、貞氏次男ヲ御宿ト名乗、』

(1)駿府(静岡市)。(2)その席上で和歌の題が出されることをいう。ここでは梅風。(3)北条氏時。(4)伊勢長氏(北条早雲)。(5)この文の主語は氏広である。従ってこの朱註によれば、葛山氏の養子となったのは、氏時ではなく、その子氏広であったことになる。とすれば、氏時が葛山氏の養子となったとする「武田源氏一流系図」(別冊系図集八号)の説には従えないことになる。但しこの朱註は近世のものであるから、なお検討を要する。他方、同じく早雲の子である長綱もまた葛山氏を継承していることについては、四五二号註(2)参照。(6)神奈川県鎌倉市。(7)四八二号では葛山氏元父とする。

○口絵参照

八月二十八日、冷泉為和、駿府葛山氏広亭の歌会で、和歌を詠む。

四八　為和集　四　宮内庁書陵部所蔵　○東京都

葛山中務少輔藤原氏広(1)(2)亭にて、

荻風　同廿八日、(3)当座

いく里のね覚もよほすうき秋も　荻一本にそよく小夜風

庭薄

心をく露のへたての中垣に　ミたれてまねくしのゝ小すゝき

(1)これにより、葛山氏が藤姓を称していたことがわかる。なお、四七六号および葛山氏関係諸系図(別冊系図集所収)を参照。(2)駿府(静岡市)。(3)八月。

天文三年　甲午(一五三四)

二月二十一日、今川氏輝、日枝社に大岡荘の社領を安堵する。

四五　今川氏輝判物　日枝神社所蔵文書　○沼津市平町

駿河国大岡庄(1)惣社山王(2)神領之事

右、八町八反如前々不可有相違、但売地事、一筆(3)就明鏡者、可致其沙汰、神領等為不入(4)新寄進ニ所当(5)行也、毎月祭礼如前々可相勤、并九月廿四日之神事、任先例可有其沙汰、其上於違乱輩者、可加下知者也、仍如件、

天文三甲午年二月廿一日　　氏輝(6)(花押)

日吉(7)能登権守(8)殿

(1)沼津市から裾野市にかけて愛鷹山南西麓一帯の黄瀬川西岸の地域。(2)日枝神社。沼津市。(3)ひと区切りの土地。(4)本来、守護使の介入を受けない特権をいうが、戦国時代には、大名などから与えられた諸役免除と、検断(犯罪人の

検察・断罪)不入の特権を意味し、領内への役人の立入り等を拒否する権利のことを指した。(5)「宛行」。(6)今川氏輝、氏親子、義元兄。(7)日枝。(8)日枝神社の神主で能登権守を称した者としては、これより以前、永享七年正月九日付の棟札銘を書き写したとされる一紙(同社所蔵)に、大森能登権守頼貞の名がみえる。

六月二十四日、冷泉為和、駿府葛山氏広亭の歌会で、和歌を詠む。

四三〇　為和集　四　宮内庁書陵部所蔵　○東京都

葛山中務少輔氏広亭(1)にて、当座、同廿四日(2)

竹鶯

水をたゝへ籬(3)ハ山とちひろある　かけ床しむる鶯のこゑ

右彼亭ニ、新庭をつくり、地(4)をほり、籬に竹をうへ、『山に』つくれりけれハ、かくなん、

(1)駿府(静岡市)。(2)六月。(3)まがき。竹・柴を疎く編んでつくった垣。(4)「池」か。

七月三日、今川氏輝、家臣山中源三郎に大岡荘の上下商人問屋を支配させる。

四三一　今川氏輝判物写　駿河志料　巻九十三

大岡庄上下之商人(1)(2)問屋(3)之事

右、任前々筋目、被官(4)山中源三郎(5)ニ令領掌訖、縦雖有競望之輩、不可有許容、於子孫無相違可被申付者也、仍如件、

天文三甲午年七月三日　　氏輝(6)花押

○本文書は宛所を欠く。

(1)沼津市から裾野市にかけての地域。(2)上下往還の意か。(3)港や宿場町で、商品の運送・中継取引とともに商人の宿を営む業者。(4)主従関係によって主人に従属する者の総称。この時期の被官には武家被官と百姓被官がある。武家被官にも上級家臣から下級の者まで幅広く使われるが、ここでは下

級の者と思われる。(5)実名不詳。(6)今川氏輝。

八月十五日、冷泉為和、駿府葛山氏広亭の歌会で、和歌を詠む。

四三　為和集　四　宮内庁書陵部所蔵　○東京都

同(1)十五夜、葛山中務少輔氏広(2)亭にて、当座、

峰月

わきて今夜其名も高きすミの山(3)や　峰きしのほる月のさやけさ

浦月

うかひいつる月ハたゆたふ波の上に　光をくゝる田子の浦舟(4)

(1)八月。(2)駿府(静岡市)。(3)須弥の山。仏教の宇宙観で、世界の中心に聳え立つという高山。ここでは、富士山が意識されているか。(4)富士市。

八月二十四日、冷泉為和、駿府葛山氏広亭の歌会で、和歌を詠む。

四三　為和集　四　宮内庁書陵部所蔵　○東京都

同(1)廿四日、葛山中務少輔氏広(2)亭にて、当座之百首之内、

立春

紀の海や春きにけらしそことなく　霞の波にかゝる浦ふね

かへるかり

ふるさとにさそハん友のありとたに　しらてやひとり雁の行らん

当国に四年在国(3)し侍しかハ、かくなん、

夏のはて

すゝしさハこゝをせにせんさゝ竹の　そよや秋つく小夜風の声

秋つくとは、秋のちかく成たる心也、万葉(4)に秋つきぬらし(5)なとゝよめり、

うつミひ(6)

春ハいつといそくことハの花やまつ　さくらのほたのう(7)

つミ火の本

みの

たへて世ハこれもありふる蓑虫の　一葉のかけに露ふせきつゝ

山おろし

吹をくるかねの御獄ハこゑきえて　ふもとにひゝく山おろしのかせ

もゝしき

思ひきや七年ひなにかりねして(8)　なれし雲ヰをよそにミんとハ(9)

当年迄上意御伴申、牢人せしまゝ、都をしりそき七年也、(10)

はかり

我道ハはかりのさほの一かたに　引たてられん世ともしらすや

黒谷の上人一牧起請人(11)のかゝせ侍りける『その』(12)奥に所望せし歌、

となふより外にさとりハなかりけり(13)　南無阿弥陀仏〳〵

(1)八月。(2)駿府(静岡市)。(3)ここから逆算して、為和の駿河国入国は、享禄四年ごろと考えられる。(4)万葉集。大伴家持らにより八世紀に編集された歌集。(5)出典は「万葉集」巻十五、古挽歌「至筑紫館遥望本郷、悽愴作歌四首」の「伊麻欲理波　安伎豆吉奴良之　安思比寄能　夜麻末都可気爾　日具良之奈伎奴」(今よりは　秋づきぬらし　あしひきの　山松陰に　蜩鳴きぬ)。(6)埋火。灰にうずめた炭火。(7)焚火などにする木の切端。(8)鄙。(9)雲居。(10)為和は、享禄元年五月二十四日に権中納言を退き、それ以降散位(位だけあって官職のない者の称)に列している。(11)一般に、鹿ケ谷(京都市)の西の丘陵地(現金戒光明寺)に居住した法然(浄土宗開祖)のことをさす。(12)「一枚起請文」の誤り。法然が念仏往生の意義を一紙に記したもの。(13)法然の口称念仏をうけたもの。

九月二十九日、冷泉為和、駿府葛山氏広亭の歌会で、和歌を詠む。

四二四　為和集　四　宮内庁書陵部所蔵　○東京都

同廿九日、(1)九月尽之会、於葛山中務少輔氏広(3)亭にて、当座、

九月尽『夕』

身ハいつとわかぬ(4)夕をさらにけふ　秋ハ心のくる〳〵(5)なりけり

寄鳥恋

たへかねて鳩吹(6)秋のをとつれに　心やよそにならんとすらん

(1)九月。(2)くがつじん。九月の晦日。(3)駿府(静岡市)。(4)わからぬこと。(5)暮れること。(6)鳩の鳴きまね。

十二月二日、葛山氏広、日枝社に対し、社領大岡荘の年貢徴収権を、葛山氏被官の所持分についても保証する。

四二五　葛山氏広判物　日枝神社所蔵文書　○沼津市平町

大岡庄山(1)王(2)御神領之事

右、自御屋形(3)為新寄進御判頂(4)之上者、此方被官人等(5)前之儀も、余之百姓並ニ可被所務(6)、万一有及違儀(7)者者、自此方堅可加下知状如件、

天文三甲午(8)
十二月二日　　氏広(9)(花押)

日吉神主(10)殿

大岡庄山王御神領の事

右、御屋形より新寄進として御判を頂くの上は、この方被官人等前の儀も、余の百姓並に所務をせらるべし、万一違儀に及ぶ者あらば、この方より堅く下知を加うべき状、件のごとし。

(1)沼津市から裾野市にかけての地域。(2)日枝神社。沼津市。(3)今川氏輝。(4)判物。四二九号を指す。(5)葛山氏。

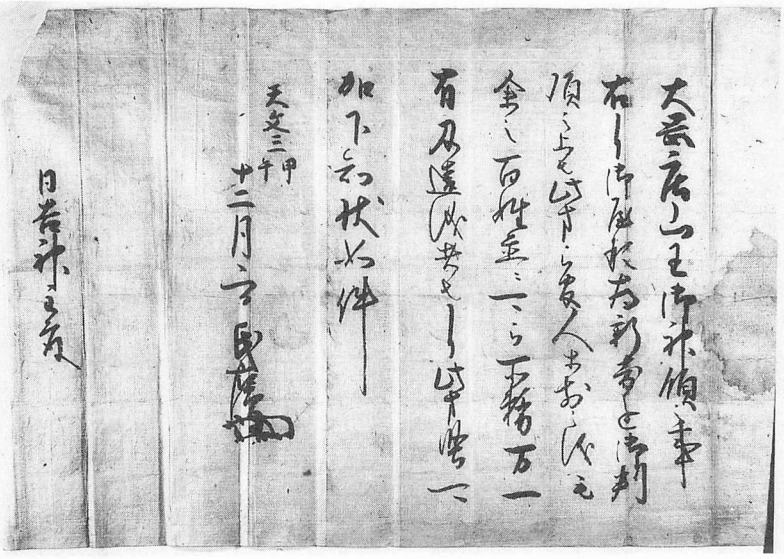

(6)所持分。(7)被官人の所持分についても、百姓なみに支配し、年貢・公事などを徴収するということ。(8)異議。(9)葛山氏広。(10)実名不詳。四二九号の能登権守。

この年、光長寺より西蓮院が来て、本堂の葺板を勧進する。

四三六　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

天文三年甲午

(中略)此年御本寺(1)ヨリ西蓮院(2)御越候テ、本堂ノフキイタ(3)ヲクワチン(4)被成候、去ル間百駄(5)御座候、

(1)光長寺。沼津市。(2)不詳。(3)葺板。(4)「妙法寺記」では「勧進」とする。勧進とは、寺社・仏像・橋梁の造営・修理などのために財を募ること。(5)一駄は馬一匹につける重量。

天文四年　乙未(一五三五)

正月二十二日、駿府東漸寺月次歌会始の頭人を、葛山氏元がつとめる。

四三七　為和集　四　宮内庁書陵部所蔵　○東京都

同廿二日、東漸寺(2)月次会始、頭人(3)葛山八郎氏元(4)、

鶴千年友

なれきつる(5)をのか千年の毛衣を　はるいくかへり(6)宿にちきらん

百年を十とせの宿になれきつる　をのか毛衣春いくかへり

(1)正月。(2)静岡市。臨済宗。(3)ここでは歌会をとりしきる世話人。(4)氏広の子または養子。氏元の初見史料である。(5)慣れ親しんで着ている。(6)幾返。いくたび。

二月十三日、これより以前、冷泉為和、葛山氏広らに駿河・遠江国の旧領回復の訴訟を、内々に依頼する。

四三八　為和集　四　宮内庁書陵部所蔵　○東京都

春音羽河　二月十三日家会(1)、

をとハ河氷ハいまたとけなくに　霞の波や今朝ハ立らん

（中略）

『若浦　立かへる代々のちきりをたのミても　ねになきぬへき和歌の浦鶴(2)(3)有注』

『清水(23)・山原(24)・阿野庄(25)、駿河也、其外所々御薗半分、当時中御門(26)一円知行、』

有注と侍るハ、今河代々別而当家扶助之処ニ、愚にもてあつかハれけれハ、かくなん、彼分国に愚知行数ヶ所侍り、当今河親(4)(5)父氏親之代にハ、何も〳〵知行可相渡由被申候、先遠州小高(タカ)郷(6)・駿州小柳(ヲヤイ)津(7)、此両所ハ可渡、相残分、遠州相良(サカラ)庄(8)・同国高部(タカ)郷(9)但、是ハ替地ヲ為(10)和に可渡由被申子、同国菅谷(スケノヤ)(11)・水垂(ミノタリ)(12)・『ミソノ』(13)御薗(14)、何も〳〵当給人に替地ヲ出可返由被申侍るニ、其後遠行(15)侍る間、打過侍る処ニ、当今河、此子細をも未申候、人〳〵にハ、侘事(16)共

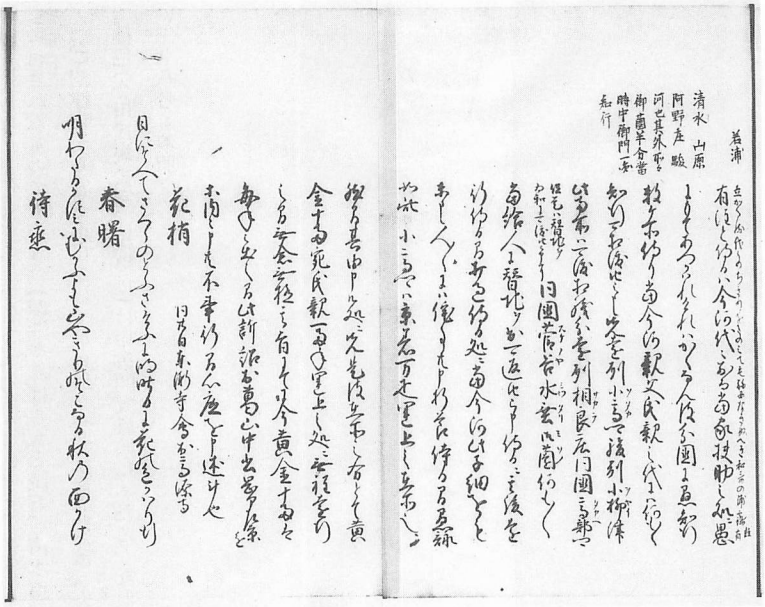

申折節侍る間、愚詠如此、小高郷ハ京着万疋(17)運上之在所(18)
也、然間、其由申候処ニ、先是彼在所之分とて、黄金十
両宛、氏親一両年運上之処ニ、無程遠行之間、無念無極、
其旨にて于今黄金十両は毎年被出(19)之間、此訴詔(20)於葛山中
書(21)・岡部左京進(22)等、内々申共不事行間、心底を申述計也、

(1)駿府(静岡市)の冷泉為和亭の歌会。(2)和歌浦。和歌山市。(3)この「有註」は冷泉為和自身が記したものと考えられる。(4)冷泉為和。(5)今川氏輝。(6)掛川市。(7)焼津市。(8)相良町。(9)袋井市。(10)冷泉家に高部郷を返付する替わりに与える土地。(11)現在は「すげがや」と読む。袋井市。(12)現在は「みずたれ」と読む。掛川市。(13)浜北市から浜松市にかけての地域。(14)現在これらの地を知行している者。(15)今川氏親の死。(16)為和が氏輝に訴えるうらみごと。(17)一疋は十文。従って百貫文にあたる。(18)これまで為和が京都で受け取っていた年貢地。(19)「可」脱か。(20)「訴訟」。(21)葛山中務少輔氏広。中書省は中務省の唐名。なお七八四号では、氏元も葛山中書郎とみえる。(22)岡部親

綱。今川氏家臣。(23)清水市。これ以下の頭註の部分は近世に付されたものであろう。(24)「やんばら」と読む。清水市。(25)沼津市から富士市にかけての地域。(26)藤原北家流。寿桂尼(今川氏親後室、氏輝母)は中御門宣胤娘にあたる。なお三七八号も参照。

天文五年　丙申(一五三六)

十月二日、今川義元、岡宮浅間社に、大岡荘の社田を還付する。

四三九　今川義元朱印状　岡宮浅間神社氏子総代会所蔵文書　○沼津市岡宮

□(印文「義元」)(1)(2)駿河国大岡庄岡宮浅間宮(3)(4)役田之事

一修理田(5)　八段従前々付(6)　一大般若免(7)　弐段新付

一修正免田(8)　七段従前々付　一舞射田(9)　弐段半新付

一彼岸田(10)　弐段新付　一三月三日田(11)　壱段新付

一最勝講田(12)　壱段新付　一四月初午田(13)　弐段新付

一五月五日田(14)　四段新付　一神田免(15)　参段半新付

一七月七日田(16)　半新付　一八月彼岸田(17)　弐段新付

一十月舎利講田(18)　半新付　一十一月田(19)　弐反半新付

一十二月仏名田(20)　壱段半新付　一御供田(21)　壱段半新付

一御神楽田(22)　半新付　一六斎講田(23)　弐反新付

一畳田(24)従前々付　弐段　一油免田(25)　壱段新付

惣都合田数四町七段者

右、年来雖為落地(26)改之、如前々為新寄進令還付訖者(27)(28)、弥修造勤行可抽(29)国家安全之精誠者也、仍如件、

天文五丙申年十月二日

岡宮浅間宮(30)
神主

(1)今川義元(氏親子、氏輝弟)使用印。(2)沼津市から裾野市にかけての地域。(3)岡宮浅間神社。沼津市。(4)種々の名目で岡宮浅間社が役として収入を得ることのできる田地。以下はおおむね年中行事の順に記載されている。(5)岡宮浅間社の修理料を取るための田地。(6)次にみえる「新付」の反意語。以前から岡宮浅間社に付けられていたことを意味する。(7)大般若経会を行うための費用として年貢上納が免除されている田地。(8)修正会(しゅじょうえ、毎年正月初めに旧年の悪を正し、新年の天下泰平などを祈る法会)を行うための費用を取る免田。(9)奉射のことか。すなわち神前で奉納のために行なう歩射(かちゆみ)を行うための費用を取る田地。(10)春の彼岸会を行うための費用を取る田地。(11)上巳の節句の祭礼を行うための費用を取る田地。(12)最勝講(金光明最勝王経の講会)を行うための費用を取る田地。(13)四月初午の祭礼を行うための費用を取る田地。(14)端午の節句の祭礼を行うための費用を取る田地。(15)神社の諸経費のために年貢が免除されている田地。(16)七夕の祭礼を行うための費用を取る田地。(17)秋の彼岸会を行うための費用を取る田地。(18)仏舎利を供養する法会を行うための費用を取る田地。(19)十一月の神事祭礼を行うための費用を取る田地か。(20)陰暦十二月の三日間、仏名経を誦し、三世諸仏の名号を唱えて、罪障を懺悔する法会を行うための費用を取る田地。(21)神仏への御供(ごくう)に用いる米を収穫する田地。(22)神楽を行うための費用を取る田地。(23)六斎の日(毎月六ヶ日の持戒すべき悪日)、後には盆の頃に行われる、踊り念仏講の費用を取る田地。(24)祭礼・法会を行うために必要な畳の費用を取る田地。(25)祭礼・法会を行うために必要な灯明の油の費用を取る免田。(26)岡宮浅間神社の所有権をはなれていた田地。五四四号では「勘落」と記されている。(27)おわんぬ。(28)てへれば。(29)ぬきんず。(30)諏訪部惣兵衛尉守信。五七五号参照。

閏十月二十七日、今川義元、蒲原郷の内、葛山・武藤両氏の給分以外を、由比光教に給与する。

四〇　今川義元判物　由比文書

駿河国蒲原郷(1)内南之郷山屋敷・浦等之事

右、今度一乱(2)、由比之城(3)相踏(4)、忠節無比類之間、為新給恩充行畢、彼郷中葛山(5)給(6)拾八貫文分、幷武藤(7)給参貫五百文分田畠、給主(8)ニ踏渡上者、相残分一円ニ如福嶋彦太郎(9)時可令知行、弥可抽忠功之状如件、

天文五丙申年閏十月廿七日　　義元(10)(花押)

由比助四郎(11)殿

駿河国蒲原郷内南の郷山屋敷・浦等の事

右、今度の一乱に、由比の城相踏まえ、忠節比類なきの間、新給恩として宛行(あてが)いおわんぬ。かの郷中葛山給拾八貫文分ならびに武藤給参貫五百文分の田畠、給主に踏み渡す上は、相残る分一円に福嶋彦太郎の時のごとく知行せしむべし。いよいよ忠功を抽きんずべきの状、件のごとし。

(1)蒲原町。(2)この年の花蔵の乱をさす。今川氏輝死後、その兄弟間で家督争いとなり、今川承芳(義元)が玄広恵探(花蔵殿、藤枝市遍照光院良真)を破ったことをいう。(3)由比町。(4)こらえる。(5)実名不詳。駿東郡の葛山氏が、この時期この地に今川氏より給地を宛行われていたという確証はなく、村山三坊の一つの辻坊葛山氏である可能性も考えられる。参考のため採録した。(6)給地。(7)実名不詳。のちに御殿場市神山宿の代官・名主で葛山氏から政所給を宛行われている武藤氏(四九八号等)が、今川氏から直接給地を宛行われるとは考えがたく、この武藤氏は今川氏家臣である別の武藤氏(「天宮神社文書」、『静岡県史料』第四輯)と考えられる。(8)給衆とも。土地などの給分をうけている下級武士。ここでは、葛山と武藤。(9)実名不詳。当地がもと福島氏のものであったことを意味する。福島氏は花蔵の乱で良真方に与同して北条氏綱に滅ぼされ(「勝山記」天文五年条など)、乱後

当地が没収されたと考えられる。(10)今川義元。(11)由比光教。

十一月五日、今川義元、三浦弥次郎に、和泉郷の百姓の年貢未納等の取り締りを命じる。

四一　今川義元朱印状写(折紙)　三浦文書

□(印文「(義元)」)(1)
和泉郷(2)内矢部九郎左衛門(3)分百姓等、対当地頭(4)令無沙汰年貢以下幷於隠田(5)輩者、堅可処罪科者也、仍如件、

天文五丙申
十一月五日

三浦弥次郎(6)殿

(1)今川義元使用印。(2)清水町か。「三浦文書」では他に、三浦平五宛今川氏真朱印状写(六九八号)に阿野(沼津市)や須津(富士市)の地名がみえ、また年欠「自阿野原上御肴日記」(八三六号)も含まれていることから、駿東郡の泉郷(清水町)である可能性がある。しかし「三浦文書」所収の他の文書からすれば、遠江国浅羽荘(浅羽町)あたりである可能性もある。(3)実名不詳。(4)ここでは給人と同義。大名から所領を給与された武士。(5)百姓が年貢を納めずに隠匿して耕作する田地。(6)実名不詳。

十一月二十七日、今川義元、阿野荘内大泉寺領の諸役を免除する。

四二　今川義元判物　大泉寺文書

駿河国阿野庄(1)内大泉寺(2)領
(田地壱町弐段大
分米弐石壱斗五升(3))　門前等之事
停諸役、

右、如年来不可有相違、此外法華院殿(4)祭礼分参石之事、毎年従代官(5)前請取、可勤其役者也、仍如件、

天文五丙申
十一月廿七日　　義元(6)(花押)

大泉寺

(1)沼津市。(2)沼津市。曹洞宗。(3)年貢米。(4)阿野全

成(一一六号註(2)参照)の院号。(5)代官が徴収し、管理する年貢。(6)今川義元。

天文六年　丁酉(一五三七)

二月十日、武田信虎、今川義元に息女を嫁して同盟し、北条氏綱を牽制して須走口に出馬する。

四三　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

天文六丁酉

(中略)此年弐月十日当国(1)ノ屋形様(2)ノ御息女様(3)駿河ノ屋形様(4)ノ御上(5)ニナヲリ被食候、(6)去程ニ相模ノ氏縄(7)色々ノサマタケヲ被食候へ共成ヶ不申候テ、ツイニハ弓矢ニ成候テ、駿河国ヲヲキツマテ(8)焼キ被食候、去程ニ武田殿(9)モ須走ヶ口(10)へ御馬ヲ出シ被食候、

(1)甲斐国。(2)武田信虎。(3)名不詳。(4)今川義元。(5)夫人。(6)直りめされ候。この結果、今川氏は北条氏と敵対することとなり、北条氏が駿河国に侵入する。以後、天文二十三年のいわゆる今川・北条・武田氏の三国同盟成立にいたるまで、断続的に富士川以東で戦乱が繰り返される。こ

れを一般に河東一乱という。(7)北条氏綱。「妙法寺記」も「氏縄」とするが、氏綱の誤り。(8)興津。清水市。(9)武田信虎。(10)小山町。

二月二十一日、北条氏綱、大平の星谷氏と妙覚寺に制札を下す。

四四　北条氏綱制札(1)　星谷佳功氏所蔵文書　○沼津市大平

制札(2)

右、当手軍勢甲乙人(3)等、濫妨狼籍之事、堅令停止畢、若於違犯輩者、可処罪科者也、仍如件、

天文六年二月廿一日　(花押(4))

大平之内(5)

星谷殿(6)

(1)ほぼ同文の制札が、次号のほか、大石寺(富士宮市)にも下されている。(2)禁止事項などを記した文書様式。本来高札として掲示される。「禁制」もほぼ同様。(3)こうおつにん。特定の権利や資格から排除された者の総称。凡下・百姓の呼称。(4)北条氏綱。(5)沼津市。(6)実名不詳。

四五　北条氏綱制札　妙覚寺所蔵文書　○沼津市下河原

制札　妙覚寺(1)

右、当手軍勢甲乙人等、濫妨狼籍之事、堅令停止之畢、若於違犯之族者、可処罪科者也、仍如件、

天文六年二月廿一日　(花押(2))

(1)沼津市。なお前号では宛所が個人であったため、奥に記されているが、寺社に宛てられる制札では通常「制札」の下に書かれる。(2)北条氏綱。

三月七日、北条氏綱、鶴岡八幡宮寺の供僧快元に、富士川の河東における合戦で今川軍に勝利したことを報じる。

四六　北条氏綱書状(竪切紙)　相承院文書

陣中(1)之御祈念之巻数(2)贈給候、目出度大慶此事候、当口河東(3)之(4)、悉以本意候、何様罷帰候て、子細可申談候、大道

寺蔵人佐虎口(5)(6)ニ候間、先早々申候、恐々謹言、

三月七日　　北条氏綱(花押)

謹上　相承院(7)

(1)駿河国に出陣した北条氏綱の陣営。(2)かんず。祈禱や追善のための経典の目録を木の枝に付けたもの。快元が吉原在陣中の氏綱に巻数を送ったことは、「快元僧都記」天文六年三月四日条にみえる。(3)富士川の東。(4)「之」は衍字か。(5)大道寺盛昌。(6)陣営の要所。(7)鶴岡八幡宮寺相承院。鎌倉市。ここではその供僧(寺院の本尊に供奉する僧)快元を指す。

(1)実名不詳。なお四一五号註(9)参照。(2)甲斐国。(3)「案内」。

この年、御宿氏、武田方出陣の案内者となる。

四七　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

天文六丁酉

(中略)此年御宿殿(1)此国(2)御越候、出陣ノ安内者(3)ニナリ被食候、

天文七年　戊戌（一五三八）

正月二十二日、北条氏綱、葛山氏の加勢をねぎらい、武田信虎の駿河国侵攻に備えた在所への帰陣を承知する。

四八　北条氏綱書状（竪切紙）　坂本武雄氏旧蔵文書　○千葉県　館山市立博物館所蔵

今度為加勢御出陣(1)、誠御苦労令推察候、然而信虎(2)入道、近日駿・信之間(3)可令出馬之由、承候、左候者(4)、貴所(5)可有御帰陣望、何様取□□□、御出勢之歓喜(6)、従是急度可申入候、恐々謹言、

正月廿二日(7)　　氏綱(8)（花押）

堀之内(9)殿

○本文書は検討の余地がある。

今度加勢のため御出陣、誠に御苦労推察せしめ候。しかれども信虎入道、近日駿・信の間出馬せしむべきのよし、承り候。さ候わば、貴所御帰陣の望みあるべし。

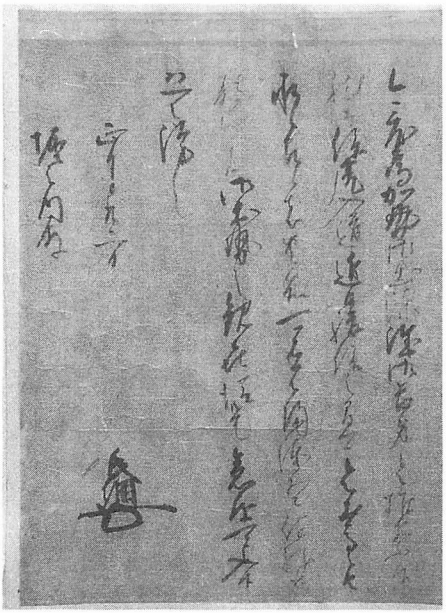

何様取□□□、御出勢の歓喜、これより急度申し入るべく候、恐々謹言。

(1)天文六年の河東一乱を指すものか。(2)武田信虎。信虎の駿東地域への出馬は四四三号にみえる。(3)駿河国と信濃国の国境地帯。(4)もしそうであるならば。(5)宛所の堀之内殿のこと。(6)堀之内殿の加勢に対する喜び。(7)前記の「御出陣」が、天文六年の河東一乱に関係するものと考えられることより、翌年の天文七年。(8)北条氏綱か。通常のものとは花押が異なるため、写とも考えられる。(9)実名不詳。葛山氏。八九七号註(6)参照。

二月二十日、武田信虎、小沢お竹・宮坊に、佐野口で討死した小沢藤作・文右衛門尉の遺跡をそれぞれ安堵するという。

四四九　板垣信形奉書写　士籍編入ニ関スル件抄

今度小沢藤作義(1)、於駿州佐野口(2)抜諸勢致討死之間、彼者遺跡(3)世悴(4)お竹ニ被下置候、夏目原村(5)七貫文並居屋舗新田・二ノ宮村(6)弐拾貫之所、不可有相違候、弥可抽軍忠者也、仍執達如件(7)、

天文七年戊
二月二十日　　板垣信形(8)(9)　印

小沢お竹とのへ

○本文書、次号文書とともに検討の余地がある。

(1)不詳。天文二十三年四月十日付武田晴信判物写(「巨摩郡古文書」二)にもみえる。(2)裾野市佐野。(3)旧知行者の子孫親類が相続する遺領・遺産。(4)世倅(よせがれ)。世継の男子。(5)山梨県御坂町。(6)山梨県御坂町。(7)本文書は奉書形式で、差出者の板垣信形が主人武田信虎の意を奉じた体裁をとっている。(8)武田氏一族の板垣信方か。(9)この時期の奉書で、奉者が印を用いることは考えがたい。

四五〇　某奉書写　巨摩郡古文書　二

信虎(1)公御判

今度小沢文右衛門尉(2)、於駿州佐野口相加世木(3)、致討死間、彼者屋舗之内家五之所、棟別(4)・伝役(5)・郡役(6)御免候、同年貢・借銭者地頭速可致沙汰、某外夫丸(7)等以下、此度之御褒美与して、彼遺迹(8)宮坊(9)ニ被下置候、誰人成共是非申へからす、若々此旨背方あらハ、御判形(10)をさきとして披露申上へき者也、仍執達如件、

『文』
天正十七年　『〇七字、丑字ニヤ』(11)
ヒ二月廿日

(1)武田信虎。本文書は奉書形式であるが、奉者の名はみえない。また前号からすれば、この位置に信虎の袖判が据えられていたかどうかも不明である。(2)実名不詳。(3)「稼ぎ」の宛字。(4)屋敷一棟(一間)を単位に懸けられる雑税・夫役。(5)点役。天役・転役とも書く。臨時の雑役。(6)郡を単位に懸けられる雑税・夫役。(7)ぶまる。人夫役。(8)遺跡。(9)本文書は宛所を欠くが、天文十二年九月九日付武田晴信判物写(「巨摩郡古文書」二)と同じく、宮坊に宛てられたものである。(10)はんぎょう。判物(三九七号註(1)参照)に同じ。(11)朱書で天文十丑年と校正するが、前号により天文七年。

五月二十九日、北条氏、妙覚寺に諸役を免除する。

四五一　北条家朱印状　妙覚寺所蔵文書　〇沼津市下河原

駿州沼津郷之内塩座(1)妙覚寺(2)、竹木幷諸役令免許訖、但就御用之儀者、以石巻(3)可被仰付者也、仍如件、

天文七年
五月廿九日　(印文「禄寿応穏」)(4)

妙覚寺

(1)塩を扱う座(特権的同業者団体)のことか、あるいは地名か不詳。(2)沼津市。(3)石巻家貞か。北条氏家臣。(4)北条氏使用家印。

九月十九日、葛山氏のための祈願が、鶴岡八幡宮寺で行われる。

四五二　快元僧都記(1)　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

十九日、葛山殿(2)為祈願、両寺(3)僧達、於透廊(4)大般若読(5)、葛山、氏綱(6)舎弟也、

(1)鶴岡八幡宮寺相承院の供僧快元の日記。底本には「天文記」とも。享禄五年(天文元年)から天文十一年までが残存。一巻。鶴岡八幡宮の造営記事を記す。(2)あとの割註により、北条氏綱弟であるから、この葛山殿には氏時または長綱(幻庵)が想定される。ところが氏時については、四二七号註(5)により、氏時の子(氏広)が葛山氏に入ったこととの混同とも考えられる。一方、長綱については、四六五・六九二号および「小田原編年録」所収北条系図(別冊系図集七号)などに、葛山氏に養子として入ったことがみえる。長綱が葛山氏の本領に接する伊豆佐野を領したことは四〇一・五五五号に明らかであるから、本号の葛山殿は長綱をさすものと考えられる。(3)建長寺と円覚寺(ともに臨済宗、神奈川県鎌倉市)

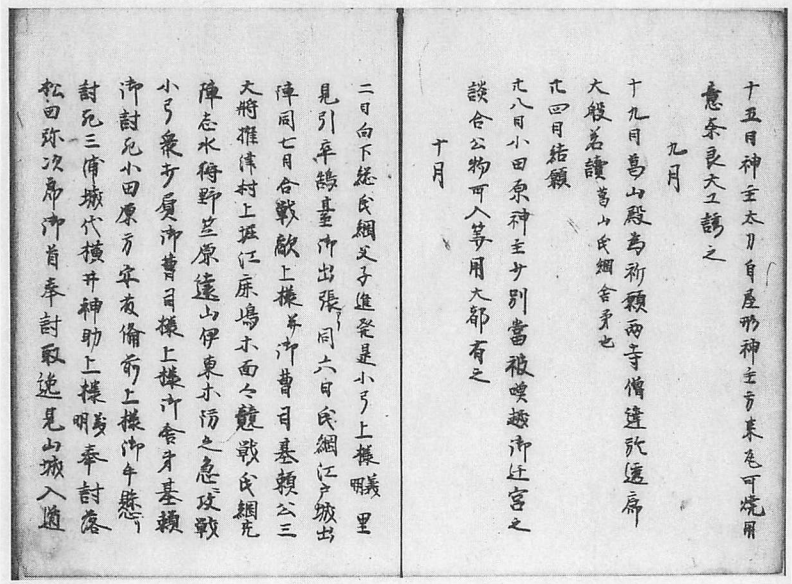
十五日神主太刀自屋形神主方来尾可焼用
意奈良大工誘之
九月
十九日葛山殿為祈願両寺僧達於透廊
大般若讀葛山氏綱舎弟也
廿四日結願
廿八日小田原神主少別當被嘆越御迁宮之
談合公物可入等用大都有之
十月
二日向下総氏綱父子進発是小弓上様義明里
見引卒鵠臺御出張同六日氏綱江戸城出
陣同七日合戦敵上様并御曹司基頼公三
大將推津村上班江床嶋木面々競戦氏綱先
陣志水得野竺原遠山伊東木防之急攻戦
小弓衆少負御曹司様上様御舎弟基頼
御討死小田原方安夜備前上様御年懸
討死三浦城代横井神助上様義明奉討落
松田弥次郎御首奉討取逸見山城入道

か。(4)回廊。(5)祈願のため大般若経を読誦することをいう。(6)北条氏綱。

十月十二日、須走殿、垼和氏と談合して上吉田へ夜襲をかける。

四三　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

天文七年　ツチノエ戌

(中略)此年ノ十月十二日ノ夜、須走殿(1)・ハカ殿(2)談合候テ、上吉田(3)へ夜懸ヲ被成候、然ハ一宿ノ方々由断(4)候テ、悉ク打殺(コロサレ)候、

(1)小山町須走を本拠とする領主。四一五号にもみえる。(2)垼和。「妙法寺記」は「八刀」とするが誤写。北条氏家臣垼和氏が駿東郡に関わったことは、四五八・五〇五号にみえる。(3)山梨県富士吉田市。(4)油断。

天文八年　己亥(一五三九)

四月十二日、某(葛山氏か)、与七に、堀内山・千福山・今里山・下和田山などで槻の木の伐採を認める。

四四　某朱印状(折紙)　山田武氏所蔵文書　○御殿場市中畑

引物(3)之(印文不詳)(2)木可取山所々

堀内山(4)
千福山(5)
北山(6)
今里山(7)
下和田山(8)

右、任　竜光院殿(9)御印判、五ヶ所之山にをいてつき(10)の木計とるへし、其外木ハ不可取之者也、仍如件、

天文八亥
卯月十二日
□□与七(11)との

(1)本文書を六〇二号、永禄十二年閏五月十四日付北条家朱印状とともに近世に写したものが、裾野市御宿の湯山芳健氏所蔵文書にみえる。それによれば、これら三通は上ヶ田村(裾野市)の五左衛門が所持していたもので、湯山治左衛門広親が享保七年(一七二二)二月晦日に筆写したものである。(2)使用者不詳。「竜光院殿」の印判状を承けていることや、文書中にみえる地名から、葛山氏の関係者と考えられる。印判は、6・65㎝の方形郭の上に猪のような獣を描いていることから、形態的に北条氏の虎印判状に酷似している。このことは、葛山氏が北条氏と極めて親密な関係にあったことを窺わせる。四五二号参照。(3)挽物。木地師が轆轤(ろくろ)で木を挽いて作る物。(4)比定地不詳。本号に記載された以下の「千福山」「今里山」「下和田山」がいずれも現裾野市域内の地名にみえることから「堀内山」も同市域内か周辺に位置したのもと考えられる。同市深良の小字に堀内があることから、その地とも比定しうる。しかし、三七三号をはじめとして諸史料で戦国時代の葛山氏が「堀之内殿」と称されていること、また、六六七号では「葛山領国葛山堀内分」と記され、葛山の内に含まれる地名としてみえる事例もある。以上のこ



とから、本号の「堀内山」も裾野市葛山と比定することも可能である。(5)裾野市千福。(6)比定地不詳。裾野市域内か。(7)裾野市今里。(8)裾野市下和田。(9)葛山氏広と考えられる。葛山氏の轆轤師・大工職人などの支配については六〇二号からも窺える。(10)槻。欅(けやき)のこと。(11)実名不詳。なお欠損部分は、すでに享保七年の段階で「紙切れ」となっている。

天文九年　庚子(一五四〇)

三月二十九日、北条氏康、桃源院に禁制を下す。

四五五　北条氏康禁制写　判物証文写(1)　今川四　○国立公文書館内閣文庫所蔵

禁制(2)　桃源院(3)

一殺生之事

一当院山林竹木伐取事

一同山林田畠之堺可為如前々事

一当院之官(4)存異儀者、可相払分国(5)中事

一徳倉(6)・大平(7)・日守(8)三ヶ郷百姓等、於当院狼籍堅令停止事

一時之地頭・伐官(9)境領之内、不可有綺(10)事

右此条々、於違犯之輩者、可処罪科者也、仍壁書(11)

執達如件(12)、

天文九庚子

三月廿九日　(花押)(13)

(1)江戸幕府の命で採集・書写された、駿河国所在の戦国から織豊期の古文書集。発給者ごとに今川・武田・北条などに分類されている。十二巻十冊。本号は花押を今川氏のものと誤断したため、今川氏の部に入れられている。(2)きんぜい。主として禁止的命令を公示する文書。本文書は書止め文言より「壁書」の形で公布されたものである。なお「……を禁ず」という意味での冒頭の「禁制」の語がかかるのは最初の二条のみで、以下の四条の命令内容はそれぞれの条文内に記されている。(3)沼津市。(4)「被官」の誤写か。(5)大名領国のこと。このことにより、北条氏が当地を自己の領国内と考えていたことがわかる。(6)清水町。(7)沼津市。桃源院の所在地。(8)函南町。中世は駿河国に属した。なお以上三箇郷は三六四号にもみえる。(9)「代官」の誤写。(10)いろいろ。干渉。(11)壁書とは本来板や紙などに書いて殿中などの壁にはり出して公布したものをいう。幕府法制書や武家家法にもこの名が付けられているものがある。書止め文言に「壁書」を用いるものとしては、「大内氏掟書(壁書)」が有名。(12)本文書は奉書形式であるが、奉者の名はみえない。(13)北条氏康、氏綱子。

七月、光長寺参詣者に坊号が与えられる。

四三六　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

天文九年庚子

(中略)此ノ年七月御本寺(1)へ参詣申候テ、坊号(2)ヲ給候(3)人数ハ、十人計(4)ニテ候、殊大石(5)ヨリ寺ヲ買候(6)テ当寺(7)ヲ立テ申候、

(1)光長寺。沼津市。(2)寺の子院(塔頭)、またその僧につける号の一種。ここから、自分の寺を建てるためには、本寺である光長寺に礼銭を払って坊号を取得することが必要であったことがわかる。(3)「妙法寺記」は「輝」とする。(4)「妙法寺記」は「千人」とするが、誤りであろう。(5)大石郷(山梨県河口湖町)か大石寺(富士宮市、日蓮宗)か不詳。(6)寺の住持職が物件として売買されていたことを示している。(7)「勝山記」の筆者が関わった寺で、甲斐国内と考えられるが、不詳。

天文十一年　壬寅(一五四二)

七月十日、葛山氏元、光長寺の寺領を長久保一ヵ所として給与する。

四五七　葛山氏元判物写(折紙)　光長寺所蔵文書　○沼津市岡宮

竜光院(1)之時合力(2)被申分、於上石田(3)五貫文、長久保(4)之内寺家地子銭(5)之外千疋(6)進之内、於小田原(7)家中積(8)之時、有半済(9)五貫文(10)ニ定之、然而於一所有御所務度(11)之由承条、於長久保千疋進置之畢(12)、毎年自百姓前直ニ可有御請取(13)、地子(14)を加拾弐貫文也、百姓前別紙(15)ニ書立之、以印判渡進之、地下役(16)之儀者可為代官・百姓之間(17)条、不可有御存知者(18)也、仍如件、

天文十一　壬寅

七月十日　　氏元(19)(花押)

光長寺(20)　参

竜光院の時合力(こうりょく)申さるる分、上石田において五貫文、長久保の内寺家地子銭の外、千疋進(まい)らすの内、小田原家中において積るの時、半済(はんぜい)ありて五貫文に定む。しかれども一所において御所務有りたきの由承る条、長久保において千疋進らせ置きおわんぬ。毎年百姓前より直に御請取あるべし。地子を加え拾弐貫文なり。百姓前別紙に書き立て、印判をもって渡し進らす。地下(じげ)役の儀は代官・百姓の間たるべき条、御存知あるべからざるものなり。よって件のごとし。

(1)葛山氏広か。四五四号にもみえる。(2)ここでは光長寺への寄進のこと。(3)沼津市。(4)長窪。長泉町。当地での合戦については四六五号以下参照。(5)名目・実態は不詳であるが、光長寺の従来からの得分であろう。(6)一疋は十文。従って十貫文。葛山氏から光長寺への寄進分。(7)小田原城の北条氏。(8)北条氏の支配のもとに行われた年貢調査。駿東郡の長久保の地が北条氏の勢力範囲にあったことを示す好個の史料といえる。(9)年貢の半分を収めること。この場合は、半分を兵粮の名目で北条氏に差出すことをいう。(10)半

済の結果、光長寺に残った長久保の千疋の半分にあたる五貫文。(11)上石田と長久保の両地の得分(計十貫文)を一箇所に纏めたいということ。(12)両地の分を長久保に纏め、あわせて千疋(十貫文)としたということ。(13)百姓の持ち分(負担分)に応じて直接年貢を請け取ること。(14)前記の地子銭のこと。次の記述より二貫文であることがわかる。(15)別に年貢徴収の目録が作成されたのであろう。(16)百姓が負担する公事・夫役。(17)この地下役は葛山氏の代官が百姓に懸けたものである。(18)光長寺とは無関係であるということ。(19)葛山氏元。氏元発給文書の初見であるが、花押がのちのものとやや異なっているため、写であると思われる。(20)沼津市。

九月二十六日、北条氏康、垪和又太郎の御厨の所領に対する諸役を免除する。

四五八　北条氏康判物写　垪和氏古文書(1)　○国立公文書館内閣文庫所蔵

「　」渋谷庄(2)之内福田之郷(3)・千束(4)・七次(5)・長期(6)

一御厨(7)之内古沢(8)・北久原(9)・小林(10)・田中(11)三ケ郷(12)　枝村(13)共ニ

右、反銭(14)・棟別(15)、其外為国役(16)、自然(17)雖有申懸義、彼郷共可相除者也、仍如件、

天文十一壬寅年

九月廿六日　　氏康(18)(花押)

垪和又太郎(19)殿

(1)北条氏家臣垪和氏を宛所とする古文書写。成立年代・編者とも不詳。天文から天正にいたる北条氏当主氏康・氏政・氏直の判物・書状を中心に、印判状や一字書出を含む。一冊。(2)神奈川県大和市・綾瀬市・藤沢市に及ぶ。(3)大和市。(4)神奈川県藤沢市。(5)七ツ木。藤沢市。千束と七ツ木の地名は、七〇二号にもみえる。(6)長後。藤沢市。(7)鮎沢御厨。裾野市北部から御殿場市東部・小山町南部にかけての地域。(8)御殿場市。(9)ほっくばら。御殿場市。(10)御殿場市から小山町にかけて。(11)御殿場市。(12)四ケ郷の誤りか。(13)枝郷ともいう。室町末期以降、もとの村(親郷)から村高をわけてもうけられた新村で、多くは親郷とともに組郷をなした。(14)段銭とも書く。田一反を単位に懸けた税。

(15)四五〇号註(4)参照。後北条氏の場合、銭納が普通。(16)一国あるいは領国全域に懸けられる課役。(17)万一。(18)北条氏康。(19)垪和氏続か。

四五九　北条氏康書状写

垪和氏古文書　○国立公文書館内閣文庫所蔵

猶以、(6)如此其方懇切之上ハ、其方子孫においても、
諸事〻〻かん(7)(虫喰不見)なく見次可申候、鶴岡八幡(8)もせうらん(9)
候へ、不可偽有之候、
以彼入道(1)承候子細、誠忝候、併氏元(2)(3)以為如此承候、此上
□□可懸之而可然候ハん哉、□□(4)安可承候、猶以きとく
の子細承候、前々数度血判(5)にあつかり候しるしたるへく
候、恐々謹言、

七月十六日　　氏康(10)(花押)

垪和(11)殿

なおもって、かくのごとくその方懇切の上は、その方子孫においても、諸事等閑(とうかん)なく見次ぎ申すべく候。鶴岡八幡も照覧(しょうらん)候え。偽りあるべからず候。かの入道をもって承り候子細、誠に忝(かたじけな)く候。しかしながら氏元のためをもってかくのごとく承り候。この上□懸くべくしてしかるべく候わんや。御心安く承るべく候。なおもってきとくの子細承り候。前々数度血判に預り候しるしたるべく候。恐々謹言。

(1)不詳。(2)全く、全部。(3)葛山氏元。(4)「御心」か。(5)血で押した花押。起請文などに用いる。(6)これより三行は追而書きと考えられる。(7)「とう」かん。等閑。(8)鶴岡八幡宮。神奈川県鎌倉市。(9)照覧。(10)北条氏康。(11)垪和氏続か。

○前号の垪和又太郎にかけて、しばらくここに収める。

天文十二年　癸卯(一五四三)

四月十四日、今川義元、日枝社に大岡荘の社領を安堵する。

四六〇　今川義元判物　日枝神社所蔵文書　○沼津市平町

駿河国大岡庄(1)惣社山王神領八町八反(2)(3)之事

右、任臨済寺殿(4)判形(5)之旨、如前々領掌不可有相違、神事祭礼等、任先判可勤其沙汰、於違犯輩者可加下知者也、仍如件、

天文十二癸卯年四月十四日　　治部太輔(6)(花押)

能登権守(7)殿

(1)沼津市から裾野市にかけての地域。(2)日枝神社。沼津市。(3)四二九号参照。(4)今川氏輝。臨済寺(静岡市・臨済宗)は今川義元が兄氏輝の菩提寺として創建。(5)判物。四二九号を指す。(6)今川義元。(7)日吉(日枝)神主。大森氏であるが、実名不詳。

この年、景島山依京寺の略縁起が作られ、葛山城が修復されるという。

四六一　景島山略縁起(1)　仙年寺所蔵　○裾野市葛山

抑、当山屏風か岩(2)(3)といへるハ、讃州多度郡の霊場(4)と御同名なる故、大師其名の御床しさの余り、此地の巌頭に正観世音(6)を御彫刻あり、偖(7)、其元を尋るに、葛山城主維(8)兼公十代孫葛山備中守惟信(9)、相州石橋山御出陣(10)(11)ノ砌、深々此観音を信、御出馬、御霊験によりて敵首十五、信濃守(12)へ差出せし故、御感状等今に存せり、依て御帰陳(13)の后、草創(14)を御造立ありて、渓藤山江紅寺(15)是なり、此地ハ藤紅の名木ありて、石檀の頭に藤の門と云あり、弥生の末卯月の初に至てハ、藤花漫満とし、形を以名とす、今ハ枯てなし、

夏咲ハ(16)けにねちふち(17)の花心(18)　貞徳(19)

秋ハ紅葉蔦蘿等四面の流にそゝぎて流水、二月の花より

も紅なりと故人の詩意なり、文明十八年丙午冬、前文略、

冬枯に名のミ残てかつら山　聖護院御宮

まさきもつたも色ぞ稀なる　道興准后(20)

浮雲のあしたか山ハ早けれと　同

なつめる駒そすゝむともなき

後世に至り地辺の絶景なるによりて、景島山依京寺と改、仙年寺の末(21)(22)たり、辰巳(23)ノ方に談合谷あり、建久四年癸丑五月、曾我祐成(24)此観音へ詣、祐経(25)を討の談合致せし場所なり、御堂南向、自然の大巌石の上に、かけまくも(26)弘法大師正観音菩薩を御彫刻あり、左右勢至弥勒(27)、御前立如意輪観音(28)也、天文十二年癸卯葛山御城(29)御修覆ニ付、播州石工葉野与一(30)来り、御普請半にして眼病を煩ひ、深此観音を信けれハ、或夜御示現(31)に、是前世罪業の為す所なりと、夢中に御告け有之、依テ弟子与作(32)、羅漢十六体(33)を刻、境内の岩頭に安置す、是より眼病平愈致し已如旧(34)と云、西の橋廿五間、橋上より見卸せハ、蛭子岩、九折滝、北ハ見返りの松古来見返りの松枯てなし、今新木を以古来の名とす、東は太刀割渓、蟻渡し

の橋、猿脊岩、同猿の腰かけ、一の覗き、二の覗き、血の池、幷の池又不尽の池とも云、

後撰恋四(35)　おなしくハ君と幷の池にこそ

身をなけつとも人に聞せめ(36)　よミ人しらす

此二ツの池ハ大巌石の上面ニ有て、年内水減ることをしらず、南ハ影向石(37)、西行手植(38)の松あり、

玉葉雑(39)　ひさにへてわか後の世をとへよ松　西行法師

あとしのぶへき人もなきミそ

新古雑(40)　いづくにもすまれハたゝまであらん(41)　同

柴の庵のしばしなるよに

何時頃か西行法師此地に草庵を造り、杖を留しとなり、年暦不知、

景島山依京寺と名付て、正観世音を安置し奉る故に、上一人を始め下万民に至るまて、渇仰(42)の掌を合て、信仰の頭を頂る事、無比類ものなり、

天文十二年
癸卯

駿河国駿東郡
葛山郷(43)
景島山
依京寺

(1)裾野市葛山の仙年寺に伝わる版木三枚組の景島山依京寺の縁起。文中に江戸初期の俳人松永貞徳の句を引用することから、早くとも近世前期の成立と考えられ、奥付にみえる天文十二年は、後世の仮託と考えられる。作者不詳。本縁起は以下の註記のごとく、空海・葛山にちなむ様々な故事来歴より連想・仮託して構成されている。なお仙年寺には「明暦三丁酉歳(一六五七)三月十八日」の奥付を有する漢文体の依京寺縁起(裾野市史調査報告書第一集「葛山の民俗」一二六頁)も伝わっており、これについては、「日当山仙年寺第十九世音蓮社響誉謹書、」とみえる。(2)景島山依京寺。裾野市御宿。(3)香川県多度津町には納経山迦毘羅衛院屏風浦海岸寺(大同二年創立)があることから、景島山と同名の屏風岩とは海岸寺にあったものか。(4)善通寺。香川県善通寺市。真言宗。空海(弘法大師)の誕生地をめぐる海岸寺との相論は有名。空海が唐よりの帰朝後、大同二年に創立。(5)弘法大師。(6)聖観世音。六観音の一つで、ふつう観音というとこれをさす。(7)さて。(8)「大森系図」「大森葛山系図」「葛山家譜」「仙年寺過去帳」「葛山御宿系図」(いずれも別冊系図集所収)にみえる。(9)「仙年寺過去帳」「葛山御宿系図」にみえる。至徳二年八月二日没。(10)神奈川県小田原市。(11)石橋山合戦に出陣したのは中四郎惟重・中八惟平(「吾妻鏡」治承四年八月二十・二十三日条)であり、これらを葛山氏とする「葛山家譜」や「葛山御宿系図」(Ⅱ惟重のみ)の記述に仮に従うとしても、本号の記述は時代が合わず、明らかに誤謬である。(12)実名不詳。(13)御帰陣。(14)寺社を初めて建立すること、またその寺社をいう。(15)景島山依京寺の美称。(16)正しくは「夏咲や」。(17)捩藤。(18)この句は、貞門俳人松江重頼編の「犬子集(えのこしゅう)」巻三、夏部、新樹所収。同書は寛永十年(一六七〇)正月の刊である。(19)松永貞徳。元亀二年から承応二年(一六五三)。江戸初期の俳人・歌人・歌学者。貞門俳諧の祖。「尺五先生全集」所収の家譜には駿河国出身とみえる。なお「貞徳」の二字は、赤木文庫蔵の初版本では「貞継」とみえ、再版本において訂正されたものである。従って本縁起は再版本から引用されていることがわかる。(20)以下、道興の二首は、「廻国雑記」(三五八号)にみえる。(21)裾野市葛山。浄土宗。(22)末寺。(23)巽。南東。(24)一〇三号参照。(25)工藤祐経。(26)心にかけること。

また言葉に出して言うこと。(27)勢至菩薩と弥勒菩薩。(28)六観音・七観音の一つ。(29)裾野市葛山。(30)不詳。(31)神仏が霊験を示しあらわすこと。また仏が種々に身を変化(へんげ)してこの世にあらわれること。(32)不詳。(33)十六羅漢。永くこの世に在住して正法を護持するという十六人の羅漢の像。「駿河記」二十四の依京寺の項に「十六羅漢石仏安置」とみえ、七体現存する。(34)すでにもとのごとし。(35)「後撰和歌集」(源順らの撰進した勅撰和歌集、天暦九年頃成立)巻第二十四、恋四よりの引用。(36)もとの歌には、「まだ逢はず侍ける女のもとに『死ぬべし』と言へりければ、返事(かへりごと)に『はや死ねかし』と言へりければ、又つかはしける、」という詞書がある。なお歌中の「幷の池」は京都市の双岡(ならびがおか)とする説もあるが不詳。(37)ようごう。神仏が一時姿をあらわすこと。(38)平安末期「新古今和歌集」の代表的歌人。俗名佐藤義清とも。鳥羽上皇の北面の武士で、二十三歳の時出家して諸国を行脚したが、葛山に立ち寄ったことを記す史料はない。なお八九号参照。(39)「玉葉和歌集」(京極為兼撰進の勅撰和歌集、正和二年頃成立)雑歌三よりの引用。「いほりのまへに松のたてりけるをみてよミ侍ける」という詞書がある。なお同歌は、西行自身の「山家集」下雑にも収録されており、その詞書には割書で、「善通寺の山に住侍しに、庵の前なりし松を見て」とされる。この善通寺は本縁起冒頭にみえる、讃岐国多度津の霊場であるから、この西行の歌は、本縁起冒頭の屏風岩と空海のモティーフの連想によって引用されたものと考えられる。(40)「新古今和歌集」(後鳥羽上皇を中心に藤原定家らが撰進した勅撰和歌集、元久二年成立)巻第十八、雑歌下よりの引用。(41)正しくは「住まれずばただ住まであらん」。(42)「かつがう」。かつごう。仏道に深く帰依すること。(43)裾野市葛山を中心とする郷名であろうが、中世史料では七四八号にみえるのみである。

天文十三年　甲辰(一五四四)

十二月一日、北条氏康、沼津妙海寺及びその門前に、諸公事以下を免除する。

四六三　北条氏康禁制　妙海寺所蔵文書　○沼津市下河原

（花押）(1)

一諸公事
一陣僧事
一飛脚事
右、堅令停止之了、若申族有之者、則可被註進者也、
仍如件、
天文十三甲辰十二月一日
沼津妙海寺(2)門前共

(1)北条氏康。(2)沼津市。

天文十四年　乙巳(一五四五)

正月二十六日、この頃、谷宗牧、京都から江戸への旅の途中、浮島ケ原・千本松原を過ぎる。

四六四　東国紀行(1)

浮嶋か原うち出てゆくほと、たかねのゆきはれみくもりみ、雨に成ぬへしといへは、駒かけらせ急けは、千本の松原(2)といふ木末(3)みえたり、北野のわたり(4)おもひ出られたり、三嶋に着たれは、雨降出て暮ぬめり、伊藤とやらんいふもの(5)有、送の人案内したれと、客ありとて不思議なる旅宿したり、

(1)連歌師谷宗牧が、天文十三年九月から翌年三月まで、京都から東海道を経て江戸に旅した紀行文。一巻。(2)千本松原。沼津市。(3)こずえ。(4)北野天満宮(京都市)辺りか。(5)実名不詳。

八月以降、光長寺・本光寺、戦禍にあい、光長寺別当は甲斐国大原で越年する。

四四　勝山記　富士御室浅間神社所蔵　○山梨県勝山村

天文十四年乙巳

(中略)此ノ年ノ八月ヨリ、駿河ノ義元(1)ヨシ原(2)へ取カケ(3)被食候、去程ニサカミノ屋刑(4)ヨシ原ニマモリ被食候、武田春信様(5)御馬ヲヨシ原へ出シ被食候、去程ニサカミノ屋刑モ、大義ニ思食候テ、三嶋へツホミ(6)被食候、諏方ノ森(7)ヲ全ニ御モチ候、武田殿御アツカイ(8)ニテ和談ニ被成候、去程ニ駿河ノ分国ヲハ取カヱシ被食候、其ノ時御本寺(9)悉ク打ヤフリ、坊住モ悉ク打チラサレ候、沼津ノ本光寺(10)モ悉ク焼ケ申候、御本寺別当様(11)ハ大原(12)ニテ越年被成候、

(1)今川義元。(2)吉原。富士市。(3)攻め寄せ。(4)「屋形」の誤字(以下同じ)。北条氏康。(5)武田晴信。法名信玄。信虎子。(6)引き退く。(7)諏訪。三嶋大社(三島市)の近辺か。(8)噯。紛争の第三者による調停。(9)光長寺。沼津市。(10)沼津市。日蓮宗。(11)不詳。(12)大原荘。山梨県勝山村・河口湖町と足和田村・鳴沢村の一部。

これより先、北条氏綱、長久保城を略取し、舎弟、竹之下の北条(葛山)長綱に守らせるが、この年の秋、今川義元、同城を攻撃する。

四五　関八州古戦録(1)一　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

上杉憲政武州河越城責事

(中略)

然ルニ駿州長窪ノ城(2)ハ元今川家抱ヘノ要害タリシヲ、先年(3)北条氏綱侵シ捕テ、舎弟葛山三郎長綱(4)後号幼菴、伊豆国(6)竹ノ下(7)ニ在リシニ附属シテ相守シメラル故ニ、(5)今川治部太輔義元是ヲ奪ヒ返サント欲シ、平井(8)へ使者ヲ送リ、上杉憲政(9)ト合比(カツヒ)(10)シテ加勢ノ事ヲ約シ、義元ハ駿河・遠江両国ノ人数ヲ率シテ天文十四年己巳(11)ノ秋一本天文十二年九月、(12)長窪ノ城ヘ押寄、日々戦ヲ懸ラル、然レハ氏康(13)小田原ヲ発シ長窪ノ後詰シテ城兵ニ力ヲ合セント議セラルル処ニ、憲政廿四歳、扇

谷ノ五郎朝定(14)ヲ伴ナヒ、上野・下野・北武蔵・常陸・下総ノ軍勢六万五千余騎ヲ駈催シテ平井ヲ首途シ、先ツ途中ノ河越(15)ヲ攻落シテ、夫ヨリ長窪(16)ヘ打越ントテ、九月廿六日入間郡砂窪柏原(17)ノ地ニ押着ケ、先陣ノ輩ヲ以テ河越ノ城ヲ囲ム事、稲麻竹葦(18)ノ如シ、

(1)戦国時代の戦記物。享保十一年(一七二六)、槙島昭武(駒谷山人)編。二十冊。天文十四年から天正十八年までの東国・関東における諸合戦と武将の逸話を中心に描く。(2)長久保とも書く。長泉町。(3)天文六年のことである。四四三号参照。(4)葛山長綱が北条氏綱弟の幻庵であることは、四五二号註(2)参照。また「言継卿記」(五三七・五四〇号)や八一三号にも葛山三郎なる人物が見え、後者では長窪を知行していたことも窺えるが、本号の長綱と同一人物かどうかは不詳。(5)「幻庵」の誤り。(6)駿河国の誤りか。但し駿東地域の地名は、その境界的立地から伊豆国としてみえることも多い。(7)竹之下。小山町。(8)平井城。群馬県藤岡市。(9)山内上杉憲政。関東管領。(10)「改定史籍集覧」五には、

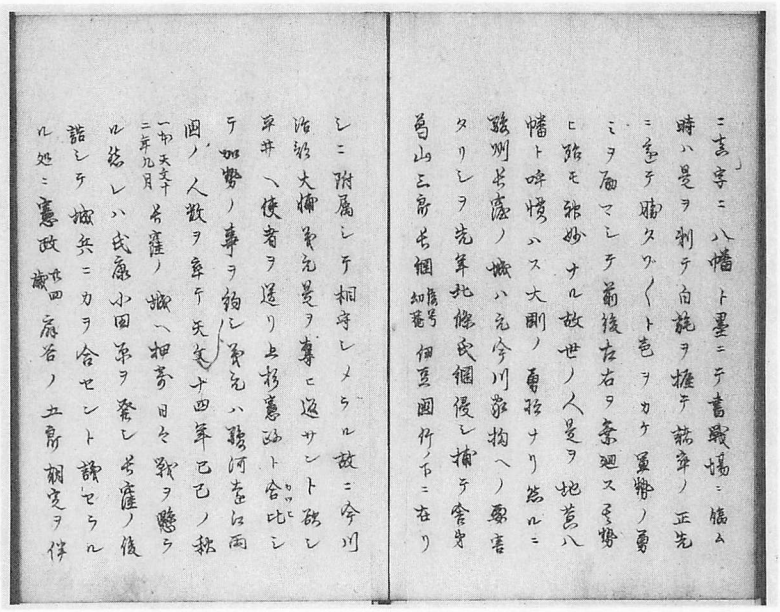

「合体」とある。(11)「乙巳」の誤写。(12)「北条記」三、河越夜軍の事、では天文十二年とするが、「為和集」天文十四年七月十六日歌会の条などにより、天文十四年の方が正しい。(13)北条氏康。(14)扇谷上杉朝定。武蔵国深大寺(東京都調布市)に拠る。(15)埼玉県川越市。(16)砂窪が正しい。砂久保。埼玉県川越市。(17)埼玉県狭山市・川越市。(18)多くのものが群がって入り乱れる様子。

九月、武田晴信(信玄)、千本松原・岡宮近所の原に陣を取り、長久保の今川義元を援護する。また黄瀬川に橋がかけられる。

四六　高白斎記(1)

十九日千本松(2)御陣所(3)、廿日岡宮(4)近所ノ原御陣取、義元(5)ハ長窪(6)、廿一日陣屋ヲカケル、廿四日甲申節(7)、廿七日キセ川ノ橋掛サセラル、

(1)武田家家臣高白斎(駒井政武)の日記とされる。別称「甲陽日記」。明応七年から天文二十二年までに及ぶ。一巻。(2)千本松原。沼津市。(3)武田晴信(信玄)の陣営。(4)沼津市。(5)今川義元。(6)長泉町。(7)二十四節季の一つ、霜降(そうこう)か。

九月二十三日、葛山氏元、吉野郷三郎の長久保城攻めにおける戦功を賞する。

四六七　葛山氏元感状(切紙)(1)　○吉野郷雄氏所蔵文書　富士宮市

去十九日、於長久保城高橋口(2)、□(3)前ニ馳合、鑓疵二ヶ所蒙□(4)走廻之旨、甚以神妙感□(5)之至也、弥可抽軍忠也、□(6)件、

九月廿三日(7)　　氏元(8)(花押)

吉野郷三郎(9)殿

去んぬる十九日、長久保城高橋口において、馬前に馳せ合い、鑓疵(やりきず)二ヶ所蒙り走り廻るの旨、はなはだもって神妙感悦の至りなり。いよいよ軍忠を抽(ぬ)きんずべき

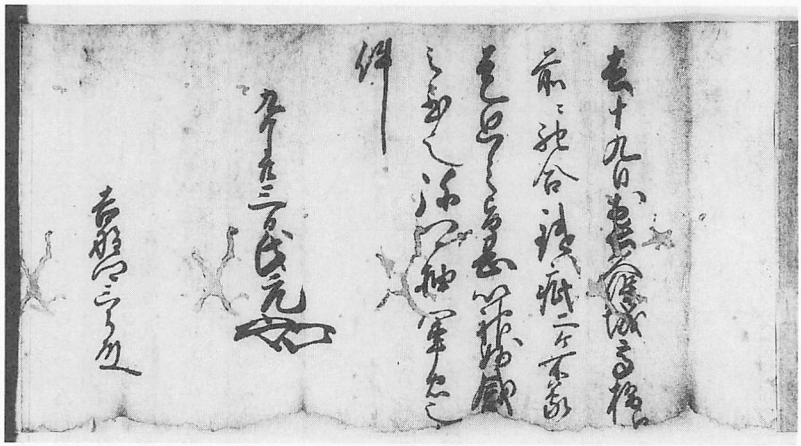

なり。件のごとし。

(1)古文書用紙の形状の一。普通の用紙を小さく切ったもの。ただし本文書はもと折紙か。(2)長泉町。(3)「馬」。以下焼失部分は『静岡県史料』第二輯で補った。(4)「之」。(5)「悦」。(6)「如」。(7)前号により天文十四年に比定される。(8)葛山氏元。なお「駿河志料」八十八、古文書富士郡四や、「駿河記」二十七、富士郡四は、本文書とほぼ同文の今川義元判物写を載せるが、吉野氏については四一〇号註(6)参照。(9)実名不詳。吉野氏については四一〇号註(6)参照。

十月二日、今川義元、妙覚寺・大善坊に制札を下す。

四六　今川義元制札(1)　妙覚寺所蔵文書　○沼津市下河原

制札(印文「如律令」)(2)

軍勢甲乙人等濫妨狼藉停止之、若於背此旨輩者、可処罪科者也、仍如件、

天文十四年十月二日

妙覚寺
大善坊(3)

(1)ほぼ同内容の四四五号参照。但し同号は天文六年の北条氏駿河侵攻に際して氏綱の発給にかかるものであるが、本号は今川氏が当地域への巻返しを図ったものとみることができる。(2)今川義元使用家印。この印章は今川氏の家印であるが、同じ印文「如律令」でも方印は氏真時代のものである。(3)妙覚寺(沼津市)塔頭か。

十月六日、武田氏、普明寺に制札を下す。

四五九　武田家制札　普明寺所蔵文書　○裾野市千福

制(竜朱印)(1)
札
普明寺(2)

於于当寺、当手(3)之軍兵狼藉之事堅令停止、無体有打殺寺家輩者及注進歟、不然者(4)、押立当陣へ被参候者、早速可加成敗者也、仍如件、

天文十四年
十月六日

当寺において、当手の軍兵狼藉の事堅く停止せしむ。無体(むたい)に寺家を打ち殺す輩あらば、注進に及ぶか。しからずんば押し立て当陣へ参られ候わば、早速成敗を加うべきものなり。よって件のごとし。

(1)この印章は武田氏の家印であり、当主晴信の私印とは異なる。(2)裾野市千福。曹洞宗。(3)武田方の軍勢。(4)それでもきかなければ。

○口絵参照

十月二十日、高白斎ら、長久保城を見分する際、御宿氏、自害する。

四六〇　高白斎記

十五日従巳刻半途へ出、板垣(1)・向山(2)・高白三人(3)連判、氏康(4)陣所桑原(5)方へ越、戌刻帰ル、廿日長窪ノ城(6)見分ニ行(7)、

御宿生害、廿四日節、管領・義元・氏康三方輪ノ誓句参候、此義ニ付高白三度雪斎陣所へ行、

(1)板垣信方か。(2)実名不詳。(3)高白斎。駒井政武。(4)北条氏康。(5)函南町桑原か、あるいは北条氏家臣を指すか。(6)長泉町。(7)主語は筆者高白斎。(8)実名不詳。(9)自害すること。事情については不詳であるが、このことより、長窪城の北条・葛山方であった可能性が高い。なお御宿氏は「北条氏所領役帳」(五五五号)にもその名がみえる。(10)二十四節季の一つ、小雪(しょうせつ)か。(11)関東管領。山内上杉憲政。(12)今川義元。(13)以上三名の誓約。(14)太原崇孚。駿河国出身で、善得寺で今川義元を養育し、京都妙心寺住持などをつとめた臨済宗の僧。義元が今川氏当主になって以降、臨済寺(氏輝菩提寺)を建立し、政治・軍事面でも後楯となった。徳川家康を養育したことでも有名。

十一月六日、北条方、長窪城を開け渡す。

四七一　高白斎記

十一月大、朔日庚申長窪(1)、六日乙丑敵(2)出城、

(1)長泉町。(2)北条方。

十一月九日、武田晴信(信玄)、長久保開城後、今川家と北条家の和睦について松井貞宗に書状を送る。

四七二　武田晴信書状写　土佐国蠹簡集残編(1)六　○高知県立図書館所蔵

今度為御合力越山(2)候意趣者、去酉年(3)義元(4)御縁嫁(5)之儀(6)、信虎(7)被申合候、然処以後一儀(8)、駿・豆執合(9)之由、於世間風聞、依之晴信(10)五ヶ年之間、別而申合候、此度同心申相動(11)候処、為始吉原(12)之儀、御分国、悉御本意一身之満足不過之候、内々此上行(13)等、雖可申合候、北条事御骨肉(14)之御間、殊駿苻(15)大方(16)思食も難計候条、一和ニ取成(17)候、就中長久保之城(18)被責候者、或者経数日、或者敵味方手負死人有出来者、近々之間之執合更無所詮(19)候哉、縦氏康(20)雖滅亡(21)候、過

数十ケ年、関東衆(22)相(23)豆本意(24)候者、所領之論(25)、却只今ニ可相劣候哉(26)、彼此以一統(27)、可然候(28)条、如此走廻(29)候、自今以後、有偏執之族(30)者、此旨各分別(31)候而、長久之儀(32)肝要候、恐々謹言、

十一月九日　　晴信(花押)

松井山城守(33)殿

上包如此(34)

松井山城守殿　　晴信

(1)「土佐国蠹簡集」は同国の中世の編年体の史料集。奥宮正明編。享保十年(一七二五)頃成立。全九巻。「残編」には国外から入部した山内氏の家臣が同国に持ち込んだ史料を収める。(2)今川氏に対する武田氏の援助。(3)武田晴信(信玄)が駿河国に出陣したこと。四六四・四六六号など参照。この文言より、本号は天文十四年ものと考えられる。(4)天文六丁酉年。(5)今川義元。(6)四四三号参照。(7)武田信虎。(8)一件。(9)駿河国今川氏と伊豆国北条氏の争い。(10)武田晴信。(11)「働」に同じ。(12)富士市。なおこの合戦については四六四号参照。(13)てだて。手段、策略。(14)北条氏康夫人は今川氏親娘(義元妹)で、氏政・氏照・氏邦・氏規を産んだ。(15)駿府。静岡市。(16)今川氏親後室寿桂尼。北条氏康夫人の母。氏政ら祖母。(17)和睦の調停を行ったこと。(18)長泉町。(19)無益である。(20)たとい。(21)北条氏康。(22)関東管領上杉氏に服する諸氏。(23)相模国・伊豆国を領する北条氏。(24)この場合は一味する意。(25)相論。(26)かえって不利になるであろう。(27)北条氏と今川氏との同盟。(28)望ましい。(29)奔走すること。(30)和睦を受け入れない者。(31)わきまえる。(32)末長く和睦を維持すること。(33)松井貞宗。今川氏家臣。(34)原文書の包紙に次のように書かれているということを示すもの。

十一月二十六日、今川義元、妙覚寺に諸役を免除する。

四七三　今川義元判物(折紙)　妙覚寺所蔵文書　○沼津市下河原

(1)
(花押)

(2)　(3)
駿河国沼津郷之内妙覚寺々中棟別・四分一人足幷陣僧・飛脚、如先規(4)令免除之者也、仍如件、

(朱印、印文「如律令」)

天文十四乙巳
十一月廿六日
妙覚寺

(1)今川義元。(2)今川義元使用家印。本号は朱印と花押がおされているめずらしい文書である。(3)沼津市。(4)先例どおり。

十二月朔日、今川義元、西光寺に禁制を下し、寺領等を安堵する。

四七四 今川義元禁制 西光寺所蔵文書 ○沼津市宮町

禁制(朱印、印文「如律令」)(1)

西光寺(2)

一於寺内甲乙人等狼籍(3)幷殺生之事
一寺家門前竹木切取事
一寺領中、従他所非分(4)之儀申懸押領之事
右、条々於違犯之輩者、可処罪科者也、仍如件、

天文十四乙巳年十二月朔日

(1)今川義元使用家印。(2)沼津市。時宗。(3)「狼藉」。(4)道理にあわないこと。

四七五 今川義元判物 西光寺所蔵文書 ○沼津市宮町

駿河国沼津之内西光寺領之事
右、就当乱(1)先判失(2)却云々、然者、如前々任桃源院殿(3)寄進之旨(4)、無相違可有寺務也、幷寺内僧尼寮舎・門前以下棟別諸役事令免除之、若於有違乱之輩者、急度(5)可及注進、以此旨修造勤行不可有怠慢之状如件、

天文十四乙巳年十二月朔日

治部大輔(6)(花押)

西光寺

(1)当年の長窪の合戦をさす。(2)先に出された判物。(3)桃源院は沼津市の曹洞宗寺院で、今川氏親母北川殿(北条早雲妹、または姉とも)の開基としていることから、桃源院殿

は北川殿と考えられる。(4)三八〇・三八一号参照。(5)きっと。(6)今川義元。

天文十五年　丙午(一五四六)

四月七日、葛山氏元、歌道の弟子となる旨、起請文を提出する。

四七六　葛山氏元起請文写　古今消息集(1)六　○国立公文書館内閣文庫所蔵

従今日為歌道御門(2)弟子上者、諸篇(3)不可存如在(4)候、自然(5)於背此旨申者、可蒙　住吉大明神(6)・玉津嶋大明神(7)、特八幡大菩薩・春日大明神(8)御罰者也、仍如件、

天文十五丙午年四月七日　　藤原氏元(9)(花押)

進上　小野将監(10)殿

今日より歌道御門の弟子たる上は、諸篇如在に存ずべからず候、自然(じねん)この旨に背き申すにおいては、住吉大明神・玉津嶋大明神、特には八幡大菩薩・春日大明神の御罰を蒙るべきものなり。よって件のごとし。

(1)鎌倉初期から戦国期にいたる古文書を収集・書写したも

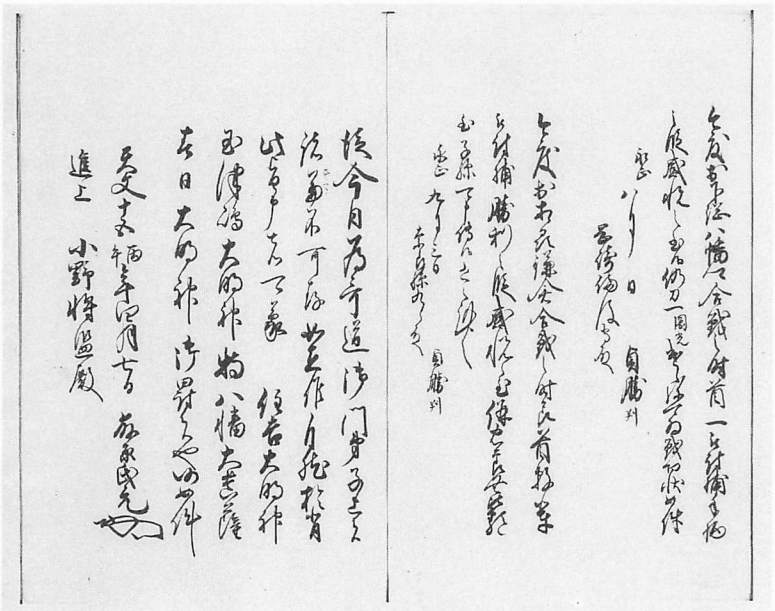

の。編者・成立年代不詳。十冊。(2)藤原定家を始祖とする歌流である冷泉家のこと。本書収載の冷泉為和の家集である「為和集」には、葛山氏広・氏元がしばしば歌会を催していることがみえる。(3)万事。(4)おろそかにすること。(5)万一。(6)住吉大社。大阪市。(7)玉津島神社。和歌山市。以上二神はいずれも古来歌枕として詠まれ、そこから和歌と関係が深い神社とされた。(8)春日大社。奈良市。藤原氏の氏神をまつる。葛山氏が藤原姓を称していることについては、四二八号も参照。(9)葛山氏元。(10)実名不詳。氏元に歌道の入門を取り次いだ者か。

四月二十二日、葛山氏元、吉野郷三郎に、兄孫九郎の所領を給与する。

四七　葛山氏元判物(切紙)(1)　吉野郷雄氏所蔵文書　○富士宮市

於久日(2)・山本(3)・小泉之内(4)、兄孫九郎(5)ニ前□(6)出置分、少も無相違宛行之者也、仍而如件、

天文十五丙午(6)
四月廿二日　　氏元(7)(花押)



吉野郷三郎(8)殿

久日・山本・小泉の内において、兄孫九郎に前々出だし置く分、少しも相違なく宛行うものなり。よって件のごとし。

(1)本文書はもと折紙である。(2)くにち。富士宮市。(3)富士宮市。(4)富士宮市。(5)実名不詳。(6)「々」の焼損。(7)葛山氏元。(8)実名不詳。

四月二十六日、葛山氏元、後藤修理助に、西修理進の跡地を給与する。

四七八　葛山氏元判物(折紙)　後藤寿直氏所蔵文書　○沼津市西沢田

西修理進(1)跡(2)、屋敷・田畠・富士之関以下、不除充行畢、但役所(3)へ者自此方可指副人者也、仍如件、

天文十五丙午
四月廿六日　　氏元(4)(花押)

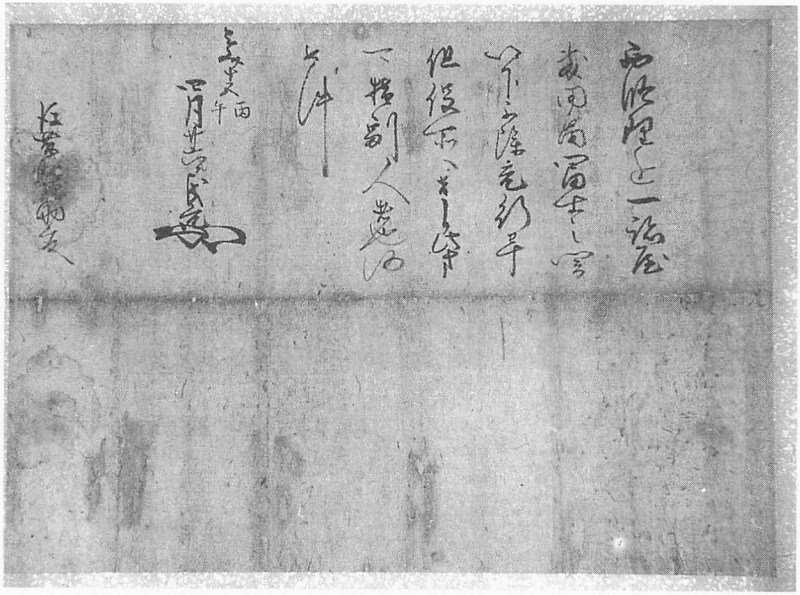

後藤□(修理)(5)□助殿

西修理進一跡、屋敷・田畠・富士の関以下、除かず充行いおわんぬ。ただし役所へはこの方より人を指し副うべきものなり。よって件のごとし。

(1)実名不詳。(2)死亡・没収等で所有権が不在となった所領・屋敷など。四二〇号によれば後藤氏は沼津郷住人であるから、沼津市あたりか。(3)関の役所、関所。(4)葛山氏元。(5)実名不詳。「雅楽」を擦り消して「修理」と書き直したため、周囲がシミとなっている。「助」にも墨を加えた跡がある。

四月、北条氏康、築田高助宛書状で、昨年の長久保の合戦に言及する。

四七九　北条氏康書状写　歴代古案(1)二

雖連々　公方様(2)御刷(3)、是偏無其曲奉存候、既骨肉同姓(4)、

宮仕ニ被参候上、若君宮様(5)御誕生已来(6)者、猶以忠信一三
味(7)令逼塞(8)候之処、去年号長久保(9)之地、自駿州(10)被取詰処、
憲政(11)為後詰(12)、河越城(13)を取巻、御動座(14)之儀、頻被申上之由、
其聞候間、氏康(15)事茂御膝下ニ可罷有候得者、代官(16)度々如
言上者、此刻一方向之御懇切(17)、可為迷惑候、唯何方へも
無御発向(18)者、互之依善悪、御威光可参候(19)由申上候処、過
半有御納得、御誓句之御書、謹而頂戴、幷『此二字誤也』三経拝読、奉
成案堵(20)之思候処ニ、難波田弾正左衛門(21)・小野因幡守(22)已下
依申上、頓而(23)被飜
上意(24)、被出御馬、及両年被立御籏候之間、城中三千余(25)
『人閉塞候間、各々就及難義由承、身命斗被相扶候ハヽ、以手堅証人要
『。』、『□』籠置候者共、運粮用路塞候間、(26)各及難儀由、
害可進渡之由』
承ニ付而、河越籠城之者共、御赦免候て、身命計被相扶
候者、以手堅証人、要害(27)可進渡(28)之由『□』、御膝下之面
々ニ付而(29)令悃望候処、伊豆・相模。『之』者、悉此城ニ集来候
事、又不可有之候、自懸天網(30)之間、壱人茂不可漏候、此
等之儀不可出申之由(31)、断而御返答(32)之間、失途轍候之段(33)申
越(34)候間、氏康(追筆)「無拠」(35)。号砂窪(36)地へ打出、以諏訪左馬助(37)・小
「氏カ」
田政治代官菅谷隠岐守(39)、雖未聞不見之仁(40)候、従御備(41)之内
招出相頼(38)(42)、河越籠城之者共、身命計御赦免候者、其方(43)人
数為警固、只今要害(44)為明渡可申、氏康『罷』被召出(45)之由申上候
『以下』「外之」
処、御逆鱗(46)『。』之間、重而難達 上聞(47)之由、挨拶(48)候之
間、則諸軍砂窪へ押寄候之間、時節到来、難遁遂一戦、
於両口案外切勝、憲政馬廻(49)為始、倉賀野三河守(50)三千余人
討捕候、就中、此度之讒者(51)根本人難波田入道・小野因幡
守討取候、散累年之宿望事共者、氏康心底正路(52)之儀、天
道之憐故、開運命候、誠不思儀(53)次第候、然者、先年亡父
氏綱(54)、以若干之 上意、内々御頼候間(55)、依難有「背」君命
義明(56)様奉退治、抽関東諸士(57)、励忠勤事、都鄙無其隠候処、
無幾程先忠(58)御忘、可被絶其子孫御擬(59)、君子之逆道(60)、何事
候哉、不善者「歟」、不悪者「歟」、諸普以何様不可被不可被説候(61)、
爰許能々為御分別、令啓達候畢『イニナシ』、恐惶謹言、
『一本ニ天文十五年四月廿九日ト有』
「天文十二」
四月 日 左京大夫
「六月十日一書ニ有之」(62) 氏康

進上　簗田中務大輔(63)殿

連々公方様御刷うといえども、これ偏にその曲なく存じたてまつり候。すでに骨肉同姓、宮仕えに参じられ候上、若君様御誕生已来は、なおもって忠信一つ三昧に逼塞せしめ候のところ、去年長久保と号するの地、駿州より取り詰めらるるところ、憲政後詰として、河越城を取り巻き、御動座の儀、しきりに申し上げらるるの由、その聞え候間、氏康の事も御膝下に罷りあるべく候えば、代官たびたび言上のごとくんば、この刻一方向の御懇切、迷惑たるべく候。ただ何方へも御発向なくんば、互いの善悪により、御威光参るべく候由、申し上げ候処、過半は御納得あり。御誓句の御書、謹みて頂戴し、ならびに拝読し、安堵の思いを成したてまつり候ところに、難波田弾正左衛門・小野因幡守已下申し上ぐるにより、やがて上意を翻され、御馬を出だされ、両年に及び御旗を立てられ候の間、城中三千余、籠め置き候者共、粮を運ぶ用路塞ぎ候間、おのおの難儀に及ぶ由、承るにつきて、河越籠城の者共、御赦免候て、身命ばかり相扶けられ候わば、手堅き証人をもって、要害を進らし渡すべきの由、御膝下の面々に付けて、悃望せしめ候ところ、伊豆・相摸の者、ことごとくこの城に集まり来り候事、またあるべからず候。おのずから天網を懸くるの間、壱人も漏らすべからず候、これらの儀、出だし申すべからざるの由、断りて御返答の間、途轍を失い候の段、申し越し候間、氏康拠なく、砂窪と号する地へ打ち出で、諏訪左馬助・小田氏治代官菅谷隠岐守をもって、いまだ聞かざる見ざるの仁に候といえども、御備えの内より招き出だし相頼み、河越籠城の者共、身命ばかり御赦免候わば、その方人数警固のため、ただ今要害明け渡させ申すべし。氏康罷り出づるの由、申し上げ候ところ、御逆鱗もっての外の間、重ねて上聞に達し難きの由、挨拶候の間、すなわち諸軍砂窪へ押し寄せ候の間、時

到節来し、遁れ難く一戦を遂げ、両口において案外切り勝ち、憲政の馬廻りを始めとして、倉賀野三河守三千余人討ち捕り候。なかんづく、このたびの讒言の根本人難波田入道、小野因幡守討ち取り候。累年の宿望を散ずる事共は、氏康心底正路の儀、天道の憐み故、運命を開き候。誠に不思議の次第に候。しかれば、先年亡父氏綱、若干の上意をもって、内々御頼み候間、君命に背き難きにより、義明様を退治したてまつり、関東の諸士に抽きんじ、忠勤を励む事、都鄙その隠れなく候ところ、幾程なく先忠を御忘れ、その子孫を絶やさるべき御儀、君子の逆道、何事に候や。善ならざるか、悪ならざるか、すべてあまねく何様をもっても説かるべからず候。ここもとよくよく御分別のため、啓達せしめ候。恐惶謹言。

(1)戦国大名上杉氏(越後長尾氏)とその家臣の古文書を筆録した書物。編者・成立年代とも不詳。内容的には上杉氏が越後にいた時期のものに限られる。二十巻十冊。なお本文書は、「諸将感状下知状幷諸士状写」、「古証文」、「北条記」、「小田原編年録」、「相州兵乱記」などにも収められている。(2)足利晴氏、政氏孫。古河公方。(3)とりはからうこと。(4)足利晴氏夫人が北条氏康妹であることをさす。(5)足利義氏。父晴氏のあと、古河公方となった。(6)以来。(7)一筋という意味か。(8)とじこもること。敵対行動をとらなかったことを意味するか。(9)長泉町。この部分に付箋が貼られているが、本文と同文であるため省略した。(10)今川義元。(11)関東管領山内上杉憲政。(12)今川氏援護のための背後の軍勢。(13)埼玉県川越市。(14)足利晴氏が川越の上杉氏陣所に移ったこと。(15)北条氏康。(16)足利晴氏の代官。(17)公方が一方に荷担すること。(18)加勢に向かわないこと。(19)公方の威光がおのずから高まること。(20)「安堵」の宛字。(21)難波田善銀。(22)実名不詳。(23)まもなく、ただちに。(24)公方足利晴氏の意向。(25)川越城にいる北条方の軍勢。なお、以下の読み下しについては、朱書によらず、もとの本文によった。(26)兵粮。(27)川越城。(28)開城すること。(29)頼って。通じて。(30)天が悪人を捕えるために張った網。(31)こ

うしたことは申し出すべきではないという、北条方の言い分。(32)北条氏康から公方に対する返事。(33)筋道、道理を失うという、公方方の言い分。(34)公方から北条氏康への通報。(35)やむをえず、しかたがなく。なお、以下「　」内は追筆である。(36)川越市。(37)実名不詳。(38)常陸国小田城(茨城県つくば市)城主。(39)実名不詳。(40)無名の者。(41)公方方の陣所。(42)誘い出して工作する。(43)諏訪と菅谷の二人。(44)川越城。(45)当地を去る。(46)公方足利晴氏の怒り。(47)公方足利晴氏への上申。(48)北条氏康への返事。(49)大将の馬の廻りを護衛する武士。(50)実名不詳。上野国倉賀野(群馬県高崎市)城主。(51)「讒言」か。(52)正しい道。正道。(53)不思議。(54)北条氏綱。(55)古河公方の相続をめぐる足利義明と同晴氏の対立に際し、北条氏綱が晴氏に味方したことをさす。(56)足利義明、第二代古河公方政氏子。小弓御所。北条氏綱父子と下総国国府台(千葉県市川市)に戦い、天文七年敗死した。(57)北条氏以外の関東の武将に先立って。(58)国府台合戦で晴氏に味方したこと。(59)「御儀」の宛字。古河公方家の断絶のこと。(60)道理に逆らうこと。(61)どのようにも説得できないであろう。(62)本文書が写された段階で、すでに複数の写本が存在したことを窺わせる。ここでは天文十四年長久保の合戦に触れていることから天文十五年の朱書を採る。(63)簗田高助。古河公方重臣。

八月二十一日、北条長綱(幻庵)、泉郷に作毛苅取禁止の禁制を下す。

四〇　北条長綱禁制(1)　泉郷文書

禁制　　泉郷(2)

右、当郷江罷越作毛(3)苅取事、堅令停止了、若押而於苅取者、即搦捕可申上者也、仍如件、

午(4)八月廿一日　(印文「静意」(5))

(1)従来、本文書は北条氏家臣松田憲秀朱印状とみられていた(『静岡県史料』第一輯)が、印文「静意」は北条長綱(幻庵・宗哲)使用印であることより、文書名を改めた。(2)清水町。(3)稲や麦の穂のみのり。(4)近年の研究によれば、印文「静意」を用いた北条長綱朱印状は、年次の確実なもの

としては、天文十二年九月二十四日付石雲寺宛(「石雲寺文書」)を初見とし、天正七年十二月十四日付塩野庄左衛門尉宛(「塩野文書」)を終見とする。この間、午年は、天文十五年・永禄元年・元亀元年の三度である。この内、永禄元年は、駿甲相三国同盟が成立している時期で、駿河国泉郷に北条氏が禁制を出す状況にない。また、元亀元年には、二月五日付で、北条氏の庇護のもとにあった今川氏真が、泉郷に朱印状(六九六号)を発給し、泉河草の採取を認め、元亀三年六月六日には、泉郷の伏見・竹原・土狩百姓中に北条氏の虎朱印状(七七四号)で泉郷堤の芝伐採を許可している。このことを考えると、この間に北条長綱が泉郷に禁制を発給するとは考えがたい。一方、天文十四年の河東一乱再発の長久保城攻防戦で、北条(葛山)長綱が長久保城城主であったとする「関八州古戦録」(四六五号)の記事を考慮すると、翌天文十五年に泉郷に禁制を発給したことは肯ける。以上の推定により、しばらくこの年次にかけておく。(5)北条長綱使用印。

天文十六年　丁未(一五四七)

正月初旬、冷泉為和、葛山氏元の懇望により、藤原定家自筆本伊勢物語を書写する。

冏一　伊勢物語奥書(1)　宮内庁書陵部所蔵　○東京都

此本依氏元(2)懇望、以九代曩祖(3)京極黄門(4)(5)自筆、真名(6)・仮字(7)一字無相違令書写了、件本、落字之書入・滅字・行之不同・紙数・外題(8)等迄為同前、於本寸法者、注表紙者也、自然(9)正本(10)不出之時者、此本尤可為証本(11)而已、

天文第十六(12)天孟春下澣(13)日　　為和(14)(花押)

この本氏元の懇望により、九代曩祖(のうそ)京極黄門(こうもん)の自筆をもって、真名・仮字一字も相違なく書写せしめおわんぬ。件の本、落字の書き入れ・滅字・行の不同・紙数・外題(げだい)まで同前たり。本の寸法においては、表紙に注するものなり。自然(じねん)正本不出の時は、この本もっとも証本となすべきのみ。

(1)「伊勢物語」は在原業平を主人公とする歌物語。作者不詳。平安中期成立。一巻。本号は、藤原定家が写した同書をさらに冷泉為和が書写した、「御所本伊勢物語」の奥書である。(2)葛山氏元。(3)先祖。(4)藤原定家。「新古今和歌集」の撰者で、鎌倉初期の代表的歌人。「明月記」はその日記。(5)天福二年書写。(6)漢字。(7)仮名。(8)書物の表紙に付ける表題。(9)万一。(10)原本。(11)よりどころとすべき本。(12)年のこと。(13)正月下旬。(14)冷泉為和。

○口絵参照

六月二十日、冷泉為和、駿府の葛山氏元亭の歌会で、和歌を詠む。

四八三　為和集　五　宮内庁書陵部所蔵　○東京都

樹陰納涼　同廿日、但廿一日葛山八郎氏元月次会、(1)(2)

(3)『葛山八郎氏元、系図ニハ元氏ト有、(4)信玄之状(5)ニモ元氏トアリ、後ニ号備中守、竹下孫八左衛門維正十七代、葛山播磨守貞氏男(6)(7)

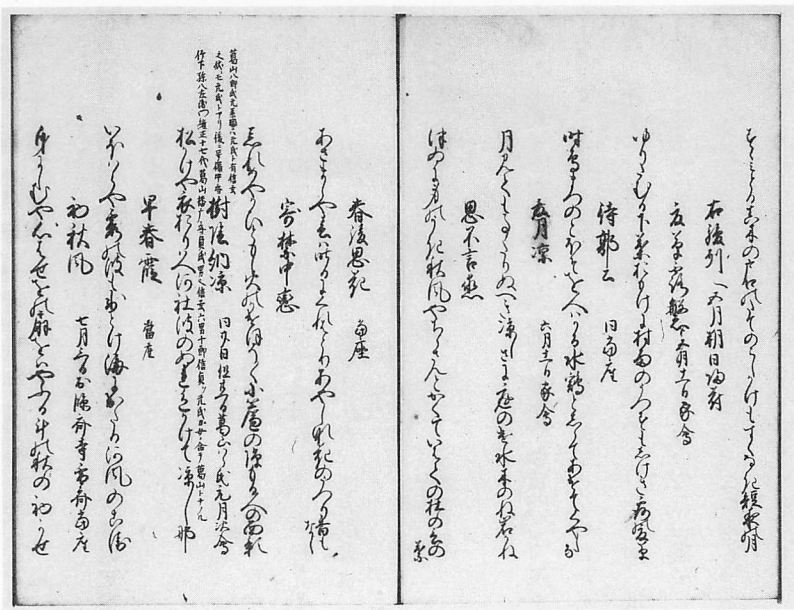

也、信玄六男十郎信貞(8)ヲ元氏カ女ニ合テ葛山トナノル、』

松かけや衣おりハへ河社　波のぬれ色かけて涼しな

早春霞　『当座、』

いほハらや霞の波も氷とけ　海に出たる河風のこゑ

(1)六月。(2)この月次会は駿府(静岡市)の葛山氏元亭で催された。(3)以下の朱註は、いずれも近世に付されたものである。(4)「葛山家譜」(別冊系図集四号)、「武田源氏一流系図」(同八号)に「元氏」とみえるが、明らかな誤謬。(5)六一四号の武田晴信判物を指すと考えられる。(6)「曾我物語」(五七・五八号)にみえる人物。三七二号も参照。なお系図類では、「大森葛山系図」(別冊系図集三号)の惟重、「葛山御宿系図」(同六号)の頼惟(惟正)、「竹之下藍沢系図」(『小山町史』第一巻)の頼忠が、それぞれこの人物に宛てられているが、本号のように維正とみえるのは「葛山家譜」と「武田源氏一流系図」である。とすれば、註(4)でみた「元氏」の記載からしても、「為和集」の朱註の典拠が、この両系図またはその系統本であったことは、ほぼ確実であろう。(7)四二七号にもみえる。なお「武田源氏一流系図」は「元氏」を「葛山備中守氏貞」の子としている。(8)武田信玄の子という点では諸本一致しているが、「葛山家譜」は友綱養子、「武田源氏一流系図」は維貞養子または元氏養子、「葛山御宿系図」は惟長養子としている。従って「為和集」の朱註の内容は、「葛山家譜」よりも「武田源氏一流系図」の方に、より近いといえる。なお信貞の発給文書としては、(天正六年)八月二十三日付書状写が「歴代古案」七にあり(八三九号)、また確実な所見としては、元亀三年五月十一日付武田晴信判物(七七一号)がある。

閏七月二十日、冷泉為和、駿府の葛山氏元亭の歌会で、和歌を詠む。

四三　為和集　五　宮内庁書陵部所蔵　○東京都

田中草花　(1)同廿日葛山八郎氏(2)元月次会、

枕さへうとく成行明かたも　何そハ秋の花に色めく

荻　同当座、

なそへなくうき。『ハ』秋そと四方に吹も　荻一本に風そこと

ハる
夢
岩かねの下行水や都とふ　夢の関守よるハすからに

(1)閏七月。(2)駿府(静岡市)の葛山氏元亭。

八月十九日、この日の今川義元判物に、去る天文六年の河東一乱における、下方五社別当大納言の奉公のことがみえる。

四四　今川義元判物　六所文書

駿河国下方五社(1)宮(2)、三ヶ年一社宛御修理分、幷別当職事
　合　七拾五石余
　　五拾八貫文(3)余
一金陵院(4)田畠成敗(5)之事
一社僧(6)・供僧(7)幷神人(8)以下祭礼下行(9)等、如先規無他之綺事
一棟別拾弐間(10)・転役(11)・課役幷臨時之人足以下免許之事
右条々、去丁酉年(12)河東乱入(13)之刻、大納言(14)為人質敵地へ被奪取之刻、以計略従敵地遁来云々、然最前ニ在所引切、馳参于当府(15)、是又奉公之至也、為其忠節、以師先(16)東泉院長恵(17)由緒(18)、五社別当職所宛行之先判、去年於当府千灯院(19)焼失云々、任懇望重而可成下判形也、弥御修理勤行祭礼等、無怠慢可勤之状如件、

天文十六丁未年八月十九日　　治部大輔(20)(花押)

五社惣別当
大納言殿

(1)富士市。(2)伝法の六所浅間神社(本社)・原田の浅間神社・今宮の浅間神社・新福地の浅間神社・和田の日吉神社(以上摂社)の五社。(3)下方五社の修理料に宛てる年貢高を、米方(田地からの年貢等を石高で表示したもの)と代方(畠地からの年貢等を銭高で表示したもの)であらわしている。(4)不詳。(5)ここでは田畠を支配すること。(6)神社付属の神宮寺に住して仏事などを行う僧。(7)ぐそう。寺内の諸院・諸堂を預かって管理し、それぞれの本尊に奉仕する役僧。(8)じにん。神社の下級神職で、神事・雑役を奉仕する者。(9)げぎょう。上位者から下位者への給付。ここでは祭礼に

際しての別当から社僧らへの給付のこと。(10)五二三号註(4)参照。(11)点役。四五〇号註(5)参照。(12)天文六年。(13)四四三号註(6)参照。(14)本号の宛所。五社別当。五五六号にみえる頼秀か。(15)駿府。静岡市。(16)「先師」の誤記。(17)下方五社浅間社別当寺。富士市。真言宗。「駿河志料」五十四ではもと浄土院。(18)不詳。(19)泉動院国分寺。真言宗。静岡市。(20)今川義元。

八月二十八日、冷泉為和、駿府の葛山氏元亭の歌会で、和歌を詠む。

四五五　為和集　五　宮内庁書陵部所蔵　○東京都『会』『於』(1)

月前遠情　八月月次。、但。葛山亭歌会、廿八日、

身こそあれ空ハへたてもなきかけを　よそに雲ヰ(2)の月をミよとや

林下老翁

あはれなり老かよしらぬすミか哉　このミうへそへ千尋ある陰

(1)駿府。静岡市。(2)雲居。

九月十五日、今川義元、御宿藤七郎に三河国田原舟蔵口での戦功を賞する。

四五六　今川義元感状(1)(切紙)　御宿文書　○山梨県　白根桃源美術館所蔵

去五日於三州田原(2)舟蔵口(3)、一番ニ合鑓抜群之動、甚以神妙之至也、弥可抽忠功之状如件、

天文十六　　義元(4)(花押)
九月十五日

御宿藤七郎(5)殿

○本文書は検討の余地がある。

去んぬる五日三州田原舟蔵口において、一番に鑓(やり)を合せ抜群の動(はたら)き、はなはだもって神妙の至りなり。いよいよ忠功を抽(ぬ)きんずべきの状、件のごとし。

(1)本文書の写は、「古今消息集」や「三川古文書」にも収められている。(2)愛知県田原町。(3)不詳。(4)今川義元。但し、花押の形状が、従来知られているものと全く異なっている。四九二・四九三号の花押・筆致も同様であり、五四八号にもみえる。なお田原合戦では、同日付で松井惣左衛門宛(「記録御用所本古文書」)、天野安芸守宛・天野小四郎宛(いずれも「天野文書」)の今川義元感状が出されている。後者の二通には通常の花押が据えられており、正文である。(5)「葛山家譜」(別冊系図集四号)にみえる綱清か。「武田源氏一流系図」(同八号)にもみえるが、実名は記されていない。

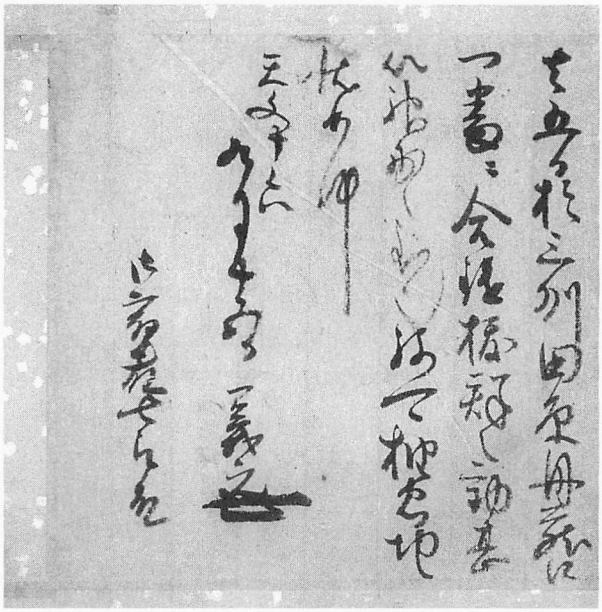

天文十七年　戊申(一五四八)

四月九日、今川義元、上松四郎兵衛に、阿野荘内原駅の船を安堵する。

四八七　今川義元朱印状写(折紙)　渡辺文書

(印文「如律令」か)(1)
阿野庄之内原駅(2)船壱艘之事
右、諸役幷立使(3)免許之印判雖有之、紛失之間、重如前々所免之也、但海賊(4)之時者、無々沙汰可令奉公者也、仍如件、

天文十七(5)
四月九日
表房(6)
願主上松四郎兵衛(7)

(1)今川義元使用家印。(2)沼津市。(3)五九五号に「立司」、永正十五年十月八日付北条家朱印状(「大川文書」)に「りうし」などとみえる。漁師のことか。この場合、漁師に対する課役を免除すること。なお「駿河志料」九十三の写では「定使」(じょうづかい、村の走り使い)となっている。(4)水軍。(5)「天正十七」とする同文の写もある。(6)不詳。(7)実名不詳。

八月十六日、今川義元、徳願寺に大平郷善兵衛名を安堵し、諸役を免除する。

四八八　今川義元判物　徳願寺所蔵文書　○静岡市

駿河国大平郷(1)之内、善兵衛名(2)弐拾壱貫文地之事
右、為慈雲心月(3)毎日霊供分、任臨済寺殿(4)寄進之旨、令領掌畢者、停止諸役等、令寄附之者也、仍如件、

天文十七戊申年八月十六日　　治部大輔(5)(花押)

得願寺(6)

(1)沼津市。(2)田地の持ち主の名前が地名化したものである。(3)北川殿。四〇四号註(5)参照。(4)今川氏輝。(5)

今川義元。(6)徳願寺。静岡市。曹洞宗。

十二月二十三日、今川義元、諏訪部守信に岡宮浅間社の修理田を安堵する。

四八九　今川義元判物　岡宮浅間神社氏子総代会所蔵文書　○沼津市岡宮

駿河国岡宮浅間(1)修理田(2)之事

右、神職(3)退転之間、補任之神領(4)無私曲(5)令神納、相定祭如前々執行之、幷修理田之事、令取沙汰(6)、相渡于修造奉行(7)、御修理無怠慢可令差行之、弥可守神忠之状如件、

天文十七
十二月廿三日　　治部大輔(8)(花押)

諏訪部惣兵衛尉(9)殿

(1)岡宮浅間神社。沼津市。(2)四三九号参照。(3)神主職。(4)神主に任じた際に与えられた神領。(5)私に不正を働くこと。(6)年貢を取り立てること。(7)今川氏派遣の奉行。(8)今川義元。(9)諏訪部守信。岡宮浅間神社神主。

天文十八年　己酉(一五四九)

二月二十八日、今川義元、真如寺に阿野荘井出郷内の寺領を寄進する。

四九〇　今川義元判物写　諸州古文書(1)廿四　○国立公文書館内閣文庫所蔵

駿河国阿野庄井出郷(2)内真如寺々領(3)、山林門前敷地等之事

右、善得寺(4)末寺興国寺(5)敷地田畠以下構城郭(6)之間、以蓮光寺道場(7)断絶為其改替改寺号名真如寺、寺領田地壱町四反分米弐拾四俵、畠九反分銭参貫七百余、任興国寺之例為善得寺末寺永寄進不可有相違、弥可専修造勤行状如件、

天文十八年二月廿八日　　治部太輔(9)(花押)

真如寺

(1)元文・寛保年間(一七三六―四四)、将軍徳川吉宗の時に書物役人青木敦書(昆陽)が東国七州を採訪して編さんした古文書集。巻二十四は相州・豆州古文書である。(2)沼津市。

(3)沼津市。臨済宗。(4)富士市。臨済宗。現在廃寺。(5)沼津市。現存しない。(6)興国寺城。(7)沼津市。臨済宗。(8)以下、米方・代方(四八四号註(3)参照)で表示している。(9)「治部大輔」。今川義元。

十一月五日、葛山播磨守、今川方の将として、三河国安祥城の南面から攻める。

四九一　三河記(1)　天　国立公文書館内閣文庫所蔵
○東京都

竹千代君駿府(2)へ(3)引取給事

(中略)

雪斎長老(4)ヲ大将トシ松井(5)・朝比奈(6)ヲ名代トシテ、天文十八年十一月朔日駿府ヲ打立、同四日岡崎(7)ニ著(8)テ、翌日各評定ス、岡崎一門(9)・譜代ノ面々進出テ、今度ノ軍(10)ハ我等ノ身ニ掛タル義ナレハ先陣ヲ仕度ト云云、各是ヲ聞テ尤地ノ遠近、山川其外諸事当国案内者ナレハ、大手表一番岡崎衆、二番朝比奈備中守(11)組、三番近習・雪斎和尚、搦手(12)ハ鵜殿長門守(13)組・岡部五郎兵衛(14)組、南面ハ三浦左馬

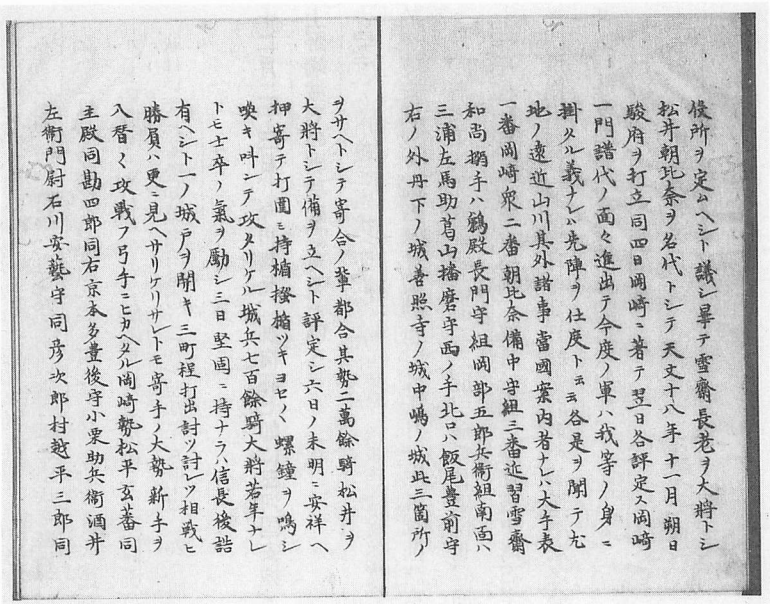

助(15)・葛山播磨守(16)、西ノ手北口ハ飯尾豊前守(17)、右ノ外丹下ノ城、善照寺ノ城、中嶋ノ城、此三箇所(18)ノヲサヘトシテ寄合ノ輩、都合其勢二万余騎、松井ヲ大将トシテ備ヲ立ヘシト評定シ、六日ノ未明ニ安祥(19)へ押寄テ打囲ミ、持楯・掻楯ツキヨセ〳〵、螺鐘ヲ鳴シ喚キ叫(20)ンテ攻タリケル、

(1)徳川氏創業史の一つ。作者・成立年代不詳。同名異本が多く、山本原八郎の「三河記諸本考異大概」(国立公文書館内閣文庫所蔵)には、都合十七部が挙がっている。ここでは酒井雅楽頭忠道蔵本によって校正された御庫本によった。(2)のちの徳川家康。(3)静岡市。(4)太原崇孚。(5)松井家信。(6)朝比奈泰能。(7)愛知県岡崎市。(8)着。(9)徳川家康を盟主と仰ぎ、岡崎城に結集する松平一族。(10)いくさ。(11)朝比奈泰能。(12)からめて。「大手」の対語で、城の裏門側をいう。(13)鵜殿長持か。(14)岡部元信か。五二七号にもみえる。(15)三浦義就か。以下の三名は、五二七・五四八号にもみえる。(16)実名不詳。「武田源氏一流系図」(別冊系図集八号)等では、播磨守として武田晴信(信玄)の子信貞がみえるが、時期的にみてまだこの段階では葛山氏を継いでいないと思われる。なお、四二七・四八二号にみえる貞氏(氏貞か)も播磨守とされる。(17)飯尾乗連。(18)以上の三箇所の城はいずれも愛知県名古屋市。(19)愛知県安城市。(20)「叫」。

十二月二十三日、今川義元、御宿藤七郎に三河国安城・上野端城での戦功を賞するという。

四九二　今川義元感状(切紙)　御宿文書　○山梨県　白根桃源美術館所蔵

於今度安城(1)度々高名無比類動也、殊十月廿三日夜抽諸軍忍(2)城、着大手(3)釼先蒙鑓手、塀二三間引破粉骨感悦也、同十一月八日自辰刻至于酉刻、終日於土居際互被中弩石走(4)等門焼崩、因茲捨敵小口(5)、翌日城中計(6)策相調遂本意之条、甚以神妙之至也、弥可励忠勤之状如件、

天文十八　　義元(7)(花押)
十二月廿三日

御宿藤七郎(8)殿

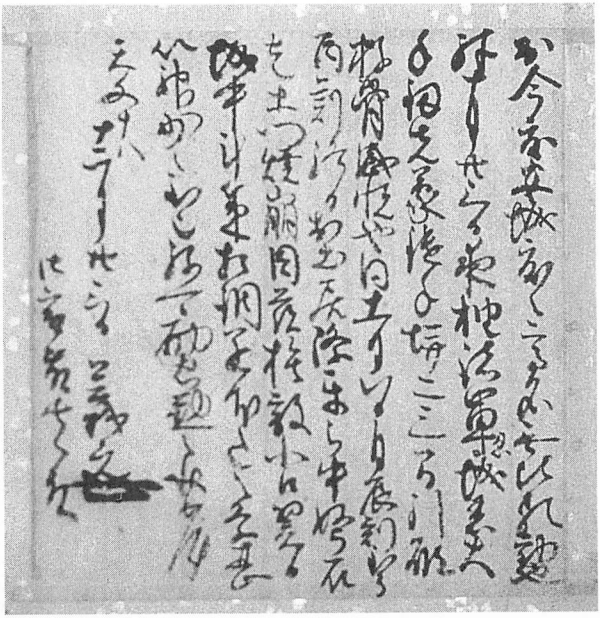

○本文書以下二通は、検討の余地がある。

今度安城においてたびたびの高名、比類なき動きなり、ことに十月二十三日夜、諸軍を抽きんじて城に忍び、大手の釰先に着き鑓手を蒙り、塀二三間引き破り、粉骨感悦なり。同十一月八日辰の刻より酉の刻に至るまで、終日土居際において互いに弩に中られ、石走等の門を焼き崩す。これにより敵小口を捨つ。翌日、城中の計策相調え、本意を遂ぐるの条、はなはだもって神妙の至りなり。いよいよ忠勤を励むべきの状、件のごとし。

(1)愛知県安城市。(2)敵の正面に攻めかかる軍勢。(3)大手の先端部のことか。(4)不詳。(5)虎口。城などの要所の出入口。(6)計略。はかりごと。(7)今川義元。四八六号と同様の花押となっており、次号も同じ。なお三河国安城の合戦において義元は、同日付けで弓気多七郎にも感状を与えて

いる(「三川古文書」)。(8)御宿綱清か。四八六号参照。なお「三川古文書」所収の同文の文書では「御宿左衛門尉」となっている。「葛山家譜」「武田源氏一流系図」(いずれも別冊系図集所収)によれば、藤七郎綱清は左衛門佐である。

四九三　今川義元感状(切紙)　○御宿文書　○山梨県　白根桃源美術館所蔵

去月廿三日上野端城(1)之釰先、敵堅固ニ相踏(2)候之刻、最先乗入数刻刀勝負ニ合戦、城戸四重切破抜群之動感悦也、因茲諸軍本端城乗崩、即遂本意候之条、(3)併依彼勲功故也、弥可抽忠信之状如件、

天文十八(4)
十二月廿三日　　義元(花押)

御宿藤七郎殿

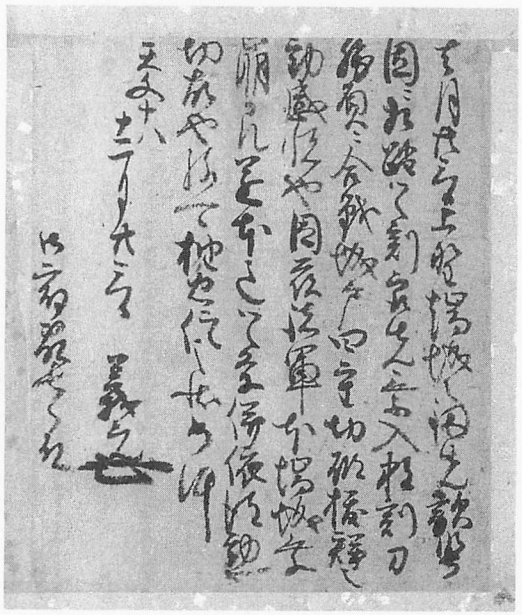

去んぬる月二十三日、上野端城の釰先、敵堅固に相踏まえ候の刻(きざみ)、最先に乗り入れ、数刻、刀勝負に合戦し、城戸(きど)四重に切破り、抜群の動(はたら)き感悦なり。ここにより

諸軍本端城乗り崩し、すなわち本意を遂げ候の条、しかしながらかの勲功による故なり。いよいよ忠信を抽(ぬ)きんずべきの状、件のごとし。

(1)愛知県豊田市。なお同日・同地の合戦の戦功に対する今川義元の感状としては、これよりさき十二月七日付で天野安芸守宛のもの(「財団法人布施美術館所蔵文書」)がある。(2)こらえる。(3)全く。(4)「古今消息集」所収の同文の文書では天文十六年となっている。

天文十九年　庚戌(一五五〇)

二月、今川義元、興国寺城の普請を見分する。

四九四　高白斎記

二月小朔日丙申、本須(1)ニ泊リ、二日酉刻致帰府(2)、御返事(3)ノ趣披露仕候(4)、義元興国寺(5)御普請(6)ニ御越候、

(1)本栖・本巣とも書く。山梨県上九一色村。(2)甲府。山梨県甲府市。(3)今川義元の返事。(4)武田晴信(信玄)への披露。(5)今川義元。(6)興国寺城。沼津市。

二月二十五日、今川義元、妙覚寺に諸役を免除する。

四九五　今川義元判物　妙覚寺所蔵文書　○沼津市下河原

駿河国沼津郷之内妙覚寺(1)々中地子(2)・棟別・四分一人足・陣僧・飛脚等、如前々判形免許之、幷古今買得屋敷、如沽券(3)為新寄進停止諸役、領掌不可有相違者也、仍如件、

天文十九
二月廿五日　治部大輔(4)(花押)

（1）沼津市。（2）境内地にかけられた課税。（3）沽券状・売券ともいう。売買契約の成立と将来にわたる有効性を保証するために、売主から買主に与える文書。（4）今川義元。

四月三十日、今川義元、杉山惣兵衛に、阿野荘井出郷で拘える名職を給与する。

四六　今川義元判物写　判物証文写　○国立公文書館内閣文庫所蔵　附二

駿河国阿野庄井出郷(1)之内、相拘(2)名職(3)内給恩(4)之事

右、拾弐石九斗(5)、畠銭弐貫五百文(6)幷金山(7)領等停止諸役、所宛行之也、然今度彼給主(8)年来申掠之段、雖訴人有之、興国寺城番(9)以下、此五人(10)参百貫文役(11)可相勤之由、遂訴詔(12)之条、只今為新給恩永領掌不可有相違、但自余地(13)又者他国出陣之時者、可随其員数(14)、酉年(15)之河東一乱(16)以来、令在府(17)、別奉公神妙也、弥可励忠節之状如件、

天文十九　四月晦日　　治部大輔(18)（花押）

杉山惣兵衛(19)殿

（1）沼津市。（2）所有していること。（3）直接耕作者から年貢を徴収する権利。（4）名職のうち、今川氏から給与として収取することを認められた得分。（5）（6）いずれも四八四号註（3）参照。（7）沼津市東原の小字名に金山がみえる。（8）不詳。「彼の」とあるが、本文書にはその名がみえない。（9）沼津市。（10）うち二人は本号の杉山惣兵衛と五二四号の栗田彦四郎。他の三人にも同様の判物が出されたであろうが、現存せず、誰人か不詳。（11）軍役。一人宛六十貫文役か。（12）訴訟。この場合、訴願のこと。（13）本号の給恩地以外に給された所領。（14）軍役をつとめること。（15）天文六丁酉年。（16）四四三号註（6）参照。（17）駿府。静岡市。（18）今川義元。（19）実名不詳。

五月三日、葛山氏元、諏訪部守信に、岡宮浅間社の社領や社家・役人等に対する支配権を安堵する。

四七　葛山氏元判物写（折紙）　判物証文写　今川三　○国立公文書館内閣文庫所蔵

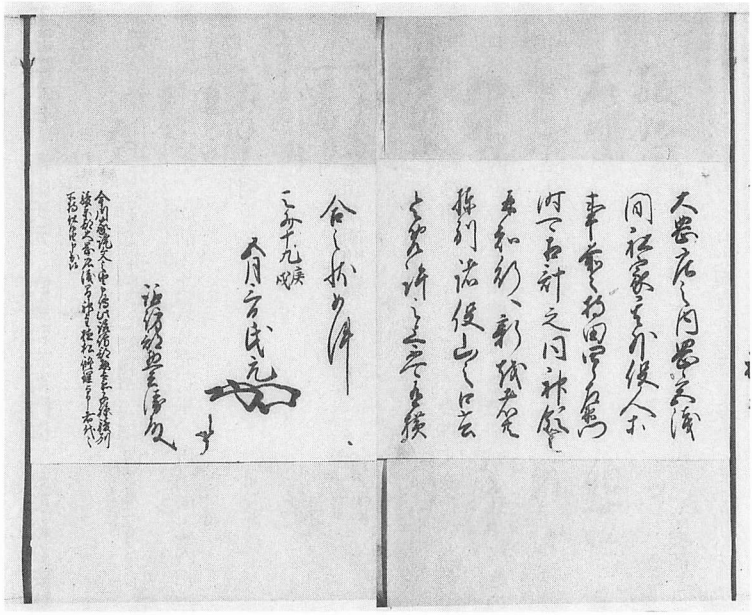

大岡庄(1)之内、岡宮浅間(2)社家、其外役人(3)等事、前々(4)持田四郎左衛門(5)時可相計之、同神領幷知行へ新越者共、棟別・諸役・山之口(6)共、令免許之上、不可有横合之状如件、

天文十九庚戌
五月三日　　氏元(7)(花押)

諏訪部惣兵衛(8)殿

大岡庄の内、岡宮浅間社家、その外役人等の事、前々持田四郎左衛門の時のごとく相計らうべし。同じく神領ならびに知行へ新たに越す者共、棟別・諸役・山の口共、免許せしむるの上、横合いあるべからざるの状、件のごとし。

(1)沼津市から裾野市にかけての地域。(2)岡宮浅間神社。沼津市。(3)社家でなく浅間社に奉仕し役を勤める者。(4)「如前々」か。(5)実名不詳。(6)山林の採取利用に対する税。(7)葛山氏元。(8)諏訪部守信。岡宮浅間社神主。

五月二十日、葛山氏元、武藤新左衛門に、政所給を安堵する。

四六　葛山氏元判物(折紙)　武藤禎一氏所蔵文書　○御殿場市神山

神山政所(1)給(2)之事、如前々弐貫文充行畢、以納所(3)之内相控(4)、可致其刷(5)之状如件、

天文十九戌
五月廿日　(花押)(6)

武藤新左衛門(7)殿

神山政所給(こうやままんどころきゅう)の事、前々のごとく弐貫文充(あてが)行いおわんぬ。納所(なっしょ)の内をもって相控え、その刷(つくろ)いを致すべきの状、件のごとし。

(1)神山宿。御殿場市。(2)この場合、神山宿の諸機能を統括するために設けられた現地の役所。また、その役人のこと。政所給はその給分。(3)年貢を収めること。ここでは納所さ



れた年貢をさす。(4)差し引くこと。(5)取り計らうこと。(6)葛山氏元。(7)実名不詳。武藤氏は神山宿の問屋で、代官・名主をつとめる。五七八号～五八〇号参照。

八月二十日、葛山氏元、植松藤太郎に知行を給与する。

四九　葛山氏元朱印状(折紙)　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

今度尾州へ出陣ニ具足・馬以下嗜(1)之間、自当年千疋(2)充可遣之、弥成其嗜可走廻者也、仍如件、

天文十九庚戌(3)　(印文「萬歳」)
八月廿日
植松藤太郎(4)殿

今度尾州へ出陣に具足・馬以下嗜(たしな)むの間、当年より千疋ずつ遣わすべし。いよいよその嗜みを成し、走り廻るべきものなり。よって件のごとし。

(1)出陣の支度をすること。(2)十貫文。軍役賦課に対する

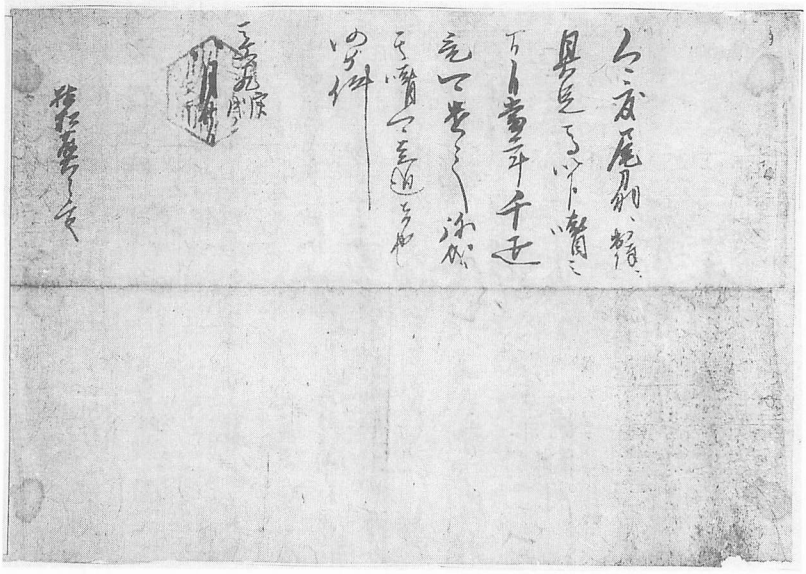

支度料。(3)葛山氏元使用印。氏元は、大きさの異なる三種の朱印(全て六角形、印文「萬歳」)を順次使用している。本号の朱印は、その最初のもの(I型、単郭、幅4・6cm、竪5・5cm)であり、初見である。(4)実名不詳。獅子浜(沼津市)の有力津元。葛山氏家臣で口野五カ村の代官をつとめた。

十二月十五日、葛山氏元、牧野出羽守に、駿府に参り、今川氏に申し開くことなどをすすめる。

一〇〇　葛山氏元判物写　松平奥平家古文書写(1)　○東京大学総合図書館所蔵

去一日預御状候、祝着至候、御書中趣具承届候、長沢両人(2)従屋形(3)判形被出置候段、蒙仰候、就其来春早々有御参府(4)様体、可有御申之由尤候、理非之段者可為明鏡候間、屋形ニも紛有間敷候条、可御心安候、涯分(5)我等も存分可申候、朝丹(6)御奏者(7)成候間、是又疎略不可有之間、令談合、御下之上者助言可申候、猶八大夫(8)方可有伝語候条、不能詳候、恐々謹言、

十二月十五日(9)　　葛山
　　氏元判

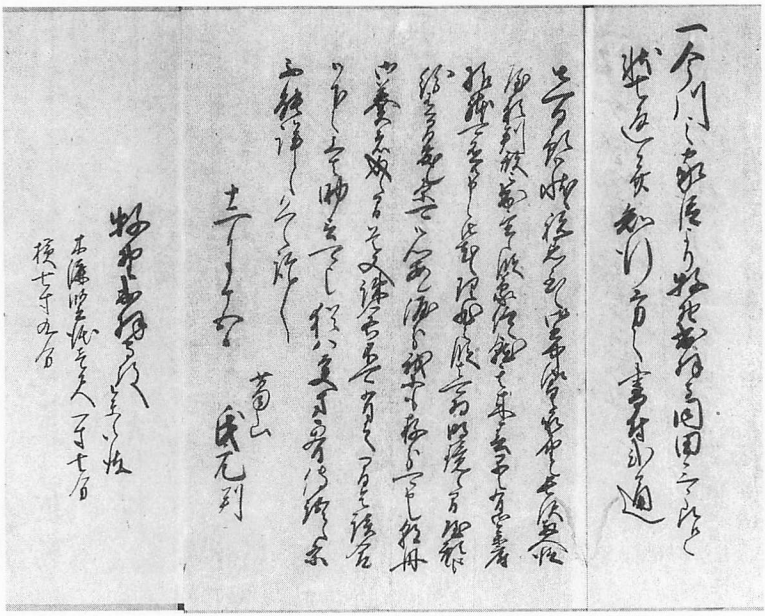

牧野出羽守殿(11)参御報

去んぬる一日御状に預り候。祝着の至りに候。御書中の趣、つぶさに承り届き候。長沢両人屋形より判形を出だし置かれ候段、仰せを蒙り候。それにつき来春早々御参府ある様体、御申しあるべきの由もっともに候。理非の段は明鏡たるべく候間、屋形にも紛れあるまじく候条、御心安かるべく候、涯分我らも存分を申すべく候。朝(比奈)丹(波守)御奏者になり候間、これまた疎略あるべからざるの間、談合せしめ、御下りの上は助言申すべく候。なお八大夫方伝語あるべく候条、詳びらかにすること能わず候。恐々謹言。

(1)松平・奥平・牧野氏等三河国諸氏を宛所とする古文書写。編者・成立年代とも不詳。戦国から江戸時代前期にいたる「御当家(徳川将軍家)御判物・御朱印」「今川・武田家等之書札」「御感状・御褒美家来頂戴之書付」を収録。一冊。(2)愛知県音羽町。(3)山田源助・松平三助。年不詳九月十九日付太原崇孚・飯尾乗連連署状写、同十二月十四日付三浦氏員書状写、同十二月十五日太原崇孚書状写(いずれも牧野出羽守宛、「松平奥平古文書写」所収)参照。(4)今川義元。(5)駿府。静岡市。(6)精一杯。自分の力の及ぶ限り。(7)朝比奈丹波守親徳。(8)主君への取次役。(9)前出十二月十五日付牧野出羽守宛太原崇孚書状写に「御同名」とみえることより、牧野定成か。(10)三河国の「財賀寺文書」に、牧野出羽守宛で天文十九年十一月八日付今川義元判物があり、また、前号には葛山氏の尾張出陣に際しての文書もみられることより、天文十九年の頃と考えられる。(11)牧野保成か。

天文二十年　辛亥(一五五一)

二月五日、この日の今川義元判物に、先年の河東一乱における、村山三女坊の忠節のことがみえる。

三〇一　今川義元判物　村山浅間神社所蔵文書　○富士宮市

富士茂良山(1)相拘分之事

一　大宮(2)西坊屋敷壱間

一　黒田郷(3)浅間(4)領弐貫文

一　三女坊(5)先達(6)

右、隆恵(7)譲与之旨証文明鏡之上者、領掌不可有相違、若雖有競望(8)之輩、一向不可許容之、先年河東乱入(9)之刻、在所引払馳参于当府(10)、忠節神妙之至也、弥可抽忠功、彼拘分自前々無諸役之条、尚可任先規、可為池清坊(11)異見(12)者也、仍如件、

天文廿年
二月五日　　治部大輔(13)(花押)

三女坊

(1)村山。富士宮市。(2)富士宮市。(3)富士宮市。(4)富士山本宮浅間神社。富士宮市。(5)村山浅間社別当寺の興法寺に付属する山伏の坊の一つ。戦国時代に辻坊・大鏡坊・池西坊の村山三坊に統合される。(6)御師の支配下に属し、檀那を御師のもとに導く者。ここでは先達が一種の職として得分化していたものと考えられる。(7)不詳。(8)けいもう。競って望むこと。(9)四四三号註(6)参照。(10)駿府。静岡市。(11)池西坊とも書く。村山三坊の一つ。(12)意見。(13)今川義元。

五月二十三日、寿桂尼(今川氏親後室)、妙覚寺に寺中以下買得の畑屋敷を安堵し、諸役を免除する。

三〇三　寿桂尼朱印状　妙覚寺所蔵文書　○沼津市下河原

妙覚寺(1)之事

右、寺中已下買得のはた屋敷等、御屋かた(2)判形(3)のむねにまかせ、永寄進同領中、祈願所(4)に准して諸役免許相違あるへからす、縦けんち(5)ありといふともこれをのそくへし、仍如件、

天文廿年五月廿三日(印文「帰」)(6)
めうかく寺(7)

(1)沼津市。(2)御屋形。今川義元。(3)四九五号をさす。(4)武運長久などを祈願するために保護された寺院。(5)検地。(6)寿桂尼(今川氏親後室)使用印。(7)妙覚寺。

七月十七日、北条氏康、妙海寺に諸公事以下を免除する。

五〇三　北条氏康判物　妙海寺所蔵文書　○沼津市下河原

一諸公事
一飛脚僧之事
一陣僧之事
右、沼津之寺小田原江被移之由候間、如前々令免許候、仍状如件、

天文廿年辛亥七月十七日　(花押)(1)

妙海寺(2)

(1)北条氏康。(2)沼津市。

九月二十一日、今川義元、定輪寺に寺領などを不入の地として安堵する。

五〇四　今川義元判物　定輪寺所蔵文書　○裾野市桃園

駿河国駿東郡(1)大岡庄(2)桃薗定倫寺(3)相定条目之事
一山林竹木監(4)不可伐取之事
一殺生禁断之事
一寺家田畠永不可有相違事
一門前(5)諸役免除之事
一山堺、上琵琶沢深山迄(6)、下伝智聖尾根之松峰深山迄(7)、寺領分之事
右、如前々為不入(8)不可有相違、若於有横妨之輩者、堅可加下知之状仍如件、

天文弐拾辛亥年九月廿一日　治部大輔(9)(花押)

定倫寺(10)

駿河国駿東郡大岡庄桃園定輪寺に相定むる条目の事。

一、山林・竹木濫(みだ)りに伐り取るべからざるの事。

一、殺生禁断の事。

一、寺家田畠永く相違あるべからざる事。

一、門前の諸役免除の事。

一、山堺、上は琵琶沢深山まで、下は伝智聖尾根の松峰深山まで、寺領分の事。

右、前々のごとく不入として相違あるべからず。もし横妨(おうぼう)の輩(ともがら)あるにおいては、堅く下知を加うべきの状、よって件のごとし。

(1)これが現在知られる「駿東郡」の史料上の初見である。(2)沼津市から裾野市にかけての地域。(3)桃園定輪寺。裾野市桃園。曹洞宗。(4)「濫」の宛字。(5)門前の百姓。(6)比定地不詳。(7)比定地不詳。(8)四二九号註(4)参照。(9)今川義元。(10)ほぼ同文の条目である永禄八年の五九六号では、同寺の第九世存桃長老に宛てられている。あるいは本号は、同号にみえる第七世ないしは八世の、宗播長老に宛てられたものか。

○口絵参照

十二月二十六日、葛山氏元、武藤新左衛門に、神山政所給を安堵する。

五〇五　葛山氏元判物(1)(折紙)　武蔵禎一氏所蔵文書　○御殿場市神山

神山之政所給弐貫文之事、閣(2)之之段、武藤新左衛門(3)ニ先判形(4)有之上者、如前々毎年可控之由可被申越者也、仍如件、

亥
十二月廿六日　　氏元(5)(花押)

垪和山城守(6)殿

渡辺備前守(7)殿

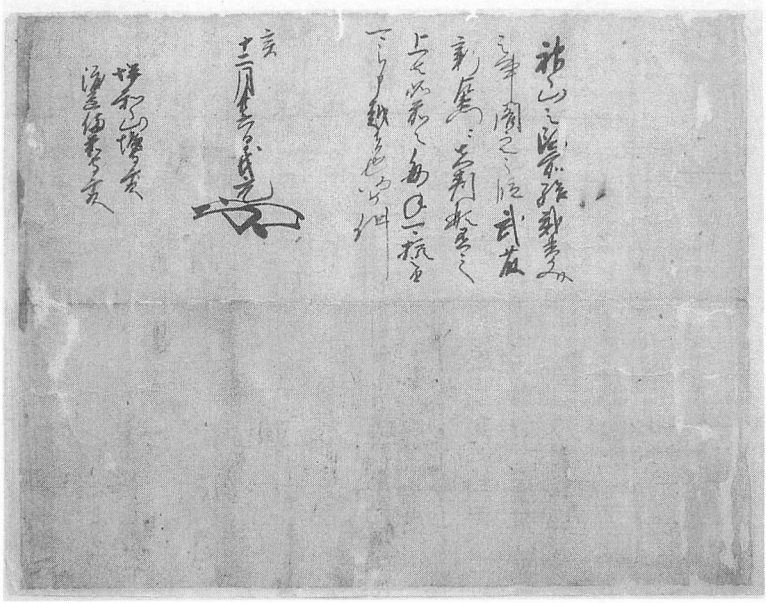

神山の政所給弐貫文の事、これを閣くの段、武藤新左衛門に先の判形ある上は、前々のごとく毎年控うべきの由申し越さるべきものなり。よって件のごとし。

(1)四九八号参照。(2)武藤新左衛門の給分として除外し留保すること。(3)実名不詳。四九八号註(7)参照。(4)四九八号を指す。(5)葛山氏元。(6)実名不詳。北条氏家臣垪和氏と一族か。この人物は本文書より葛山氏家臣であったと考えられる。なお垪和氏が北条氏の給人として御厨地方の支配に関わったことは四五八号にみえ、さらに四五九号によれば、北条氏康は垪和氏から葛山氏元の動静について報告を受けている。(7)実名不詳。葛山氏家臣か。

十二月晦日、葛山氏元、佐野郷の浅間社禰宜の懸銭を免除する。

五〇六　葛山氏元判物(折紙)　柏木正男氏所蔵文書　○沼津市添地

浅間禰宜(1)(2)前懸銭(3)者、出雲給(4)之外也、然而弐拾九貫四百文

之内として寄進之上、少も給方(5)へ不可渡之、為其遣判形之状如件、

天文廿辛亥
十二月晦日　　氏元(6)(花押)

神主柏宮内丞(7)殿

浅間禰宜(ねぎ)前の懸銭は、出雲給の外なり。しかれども弐拾九貫四百文の内として寄進の上、少しも給方へ渡すべからず。そのため判形(はんぎょう)を遣わすの状、件のごとし。

(1)佐野浅間神社。裾野市茶畑。(2)神主の下、祝(はふり)の上に位する神職。(3)北条氏がそれまでの万雑公事(雑税)に替えて、天文十九年に打ち出した新税。年貢高に対し六%の税率で算定される北条氏固有の年貢付加税である。この懸銭が本号にみえることにより、葛山氏は北条氏の支配方式を受容していたと考えられる。(4)実名不詳。(5)出雲のこと。(6)葛山氏元。(7)佐野浅間神社神主であるが、実名不詳。

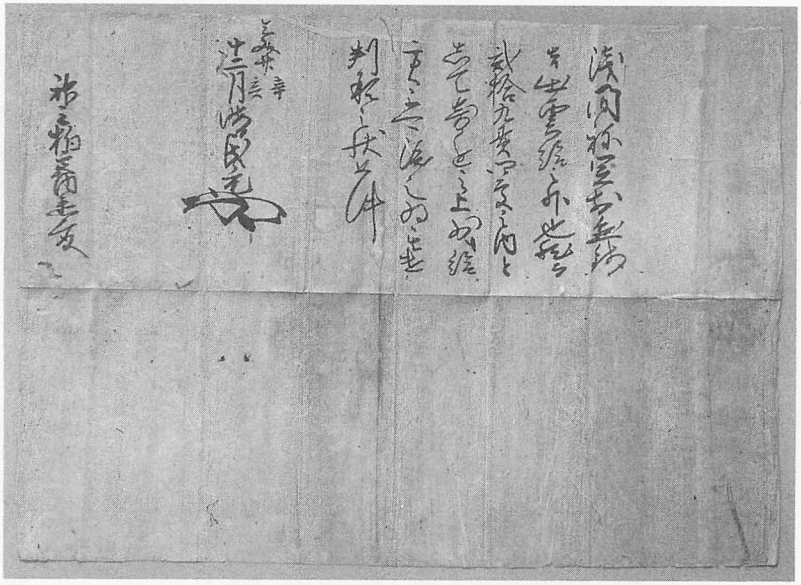

天文二十一年　壬子(一五五二)

正月二十三日、葛山氏元、佐野郷の浅間社に修造勧進を許可する。

一五七　葛山氏元判物(折紙)　柏木正男氏所蔵文書　○沼津市添地

佐野郷(1)就浅間宮(2)修造、領中家別(3)(4)八木(5)、五ヶ年之間、心落(6)ニ令勧進、可遂造畢之状如件、

天文廿一壬子
正月廿三日　　氏元(7)(花押)

神主宮内丞(8)殿

佐野郷浅間宮修造につき、領中家別に八木、五カ年の間、心落ちに勧進(かんじん)せしめ、造畢(ぞうひつ)を遂ぐべきの状、件(くだん)のごとし。

(1)裾野市佐野を含む郷。(2)佐野浅間神社。裾野市茶畑。(3)葛山氏元の支配領域。(4)家別とみえることから、この



勧進が施入者の随意の喜捨によるのではなく、棟別銭に近い税的性格のものであったことがわかる。(5)米。「米」の字を上下に分解すると「八木」となることからくる異称。(6)心おきなく思う存分、という意か。(7)葛山氏元。(8)実名不詳。

正月二十三日、今川義元、秋山三郎左衛門尉に興国寺城木戸の内の諸役を免除する。

一〇八　今川義元朱印状(折紙)　秋山文夫氏所蔵文書　○清水町畑中

(印文「義元」)(1)

興国寺城(2)取立之刻、於境目(3)節々注進奉公之条、依其賞(4)木戸(5)之内棟別・四分一(6)・押立(7)等令免許、至于向後者、高橋修理進(8)令同心(9)、彼城普請以下可相勤(10)、若就無沙汰者、可有過怠(11)者也、仍如件、

天文廿一
正月廿三日

秋山三郎左衛門尉(12)

(1)今川義元使用印。(2)沼津市。(3)普請。(4)伊豆・駿河の国境。(5)以下の諸役免許が普請役・軍役勤仕の見返りであったことがわかる。(6)城門。(7)四分一人足役。四二一号註(4)参照。(8)人足役の一種であろうが、不詳。(9)実名不詳。今川氏家臣。(10)戦国時代には、大名が有力家臣を寄親とし、新参の下級武士を寄子・同心として、これに預け支配統制させる寄親寄子制という家臣団の軍事支配組織をとった。(11)かたい。過失に対する処罰。(12)実名不詳。

二月二十九日、今川義元、泉郷の内戸田村藤泉院の寺領を安堵し、諸役を免除する。

一〇九　今川義元判物　判物証文写　今川四　○国立公文書館内閣文庫所蔵

駿河国泉郷之内戸田村藤泉院(1)之事

右、修善院殿(2)、開山積室和尚(3)江寄進、先判雖有之、乱中紛失之条、重而所出判形也、如前々、寺領壱町、寺中・門前屋敷棟別拾間之分、令免許、但拾間分、依乱中在家(4)退転(5)云々、雖然於家出来者、雖為何時、十間分如先規可

令免除(7)、修善院殿為開山(8)所間、地頭之綺停止之、不入(9)所
申付者也、仍如件、

天文廿一年
二月廿九日　　治部大輔(10)(花押)
藤泉院(11)

(1)清水町。曹洞宗。(2)修善院殿霊公大禅定門。藤泉院開基。実名不詳。(3)積室儀香大法師。藤泉院開山。延徳二年没。(4)河東一乱(四四三号註(6)参照)のことか。(5)住屋(屋敷)と付属耕地を一体として把握したもの。(6)衰え廃れること。(7)「雖然……」以下は、退転した在家が復興すれば、それがいつであっても従来どおり十間分の棟別を免除する、ということ。(8)「開基」の誤りと考えられる。(9)四二九号註(4)参照。(10)今川義元。(11)「藤泉院」。

三月二十日、今川義元、甘利弾正に泉郷内の田畠・屋敷等を安堵する。

五一〇　今川義元判物(折紙)　甘利文書

(花押)(1)
一泉郷(2)料所(3)方幷諸給衆(4)田畠屋敷等、如前々相定年貢令納所(5)、永可相拘(6)之事
一棟別・転役・四分一等、如前々弐拾参間分令免除之事
一相拘之内竹木、桶(7)之井堰(8)仕之条、濫不可伐取之事
右条々、任先判之旨不可有相違者也、仍如件、

天文弐拾壱壬子
三月廿日　　甘利弾正(9)とのへ

(1)今川義元。(2)清水町。(3)今川氏直轄領。(4)給人衆。(5)年貢などを収めること。(6)支配すること。(7)千貫樋(清水町・三島市)のことを指すか。(8)水を他に引くために川水を塞き止める用水施設。(9)実名不詳。五八一号にもみえる。なお六五五号によれば、永禄十二年段階でも甘利源三なる人物が、泉郷に隣接する柿田村の代官としてみえる。

四月二十七日、葛山氏元、植松藤太郎と町田郷左衛門の相論を裁許し、口野における双方の持ち分を定める。

三一　葛山氏元判物(折紙)　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

口野之内尾高村(1)事

一山屋敷之事

一百姓幷小脇(2)者事

一納所之事

一網渡(3)之事

一網舟之事

右、如親之右京亮(4)時、多比村(5)同前ニ可相計、幷五ケ村(6)棟別事、為給恩之内五貫文ニ相定之間、如前々可取之、町田郷左衛門(7)ニハ尾高増(8)・手作共拾貫文、多比村之増五貫、合拾五貫文出(10)之也、此外者其方可被致支配(12)、若此上令違乱者、彼増(13)之儀召返、於自余郷左衛門(14)ニハ可遣之状如件、

天文廿一壬子(15)
四月廿七日　　氏元(16)(花押)

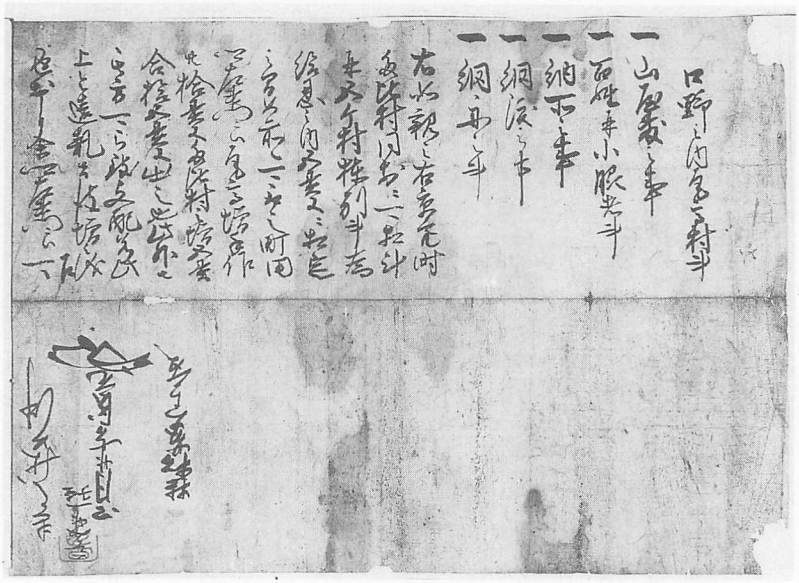

植松藤太郎(17)殿

口野の内尾高村の事。

一、山屋敷の事。

一、百姓ならびに小脇の者の事。

一、納所の事。

一、網渡(あんど)の事。

一、網舟の事。

右、親の右京亮の時のごとく、多比村同前に相計(はか)らうべし。ならびに五カ村棟別の事、給恩の内として五貫文に相定むるの間、前々のごとくこれを取るべし。町田郷左衛門には尾高の増・手作り共拾貫文、多比村の増五貫、合せて拾五貫文出だすなり。この外はその方支配を致さるべし。もしこの上違乱せしめば、かの増の儀召し返し、自余において郷左衛門には遣わすべきの状、件のごとし。

(1)沼津市。口野五ヶ村の一つ。(2)百姓より下層の者。天文十五年八月二十四日付井伊直盛判物には、「祝田百姓等脇者下人之事」(「蜂前神社文書」)とみえ、下人と同様の身分か。(3)網度とも書く。口野を含む内浦湾沿岸では、岬や小島で囲まれた小さな入江の入口に網を張り、魚群を追い込んで漁猟する漁法が一般的であった。その漁場が網度と呼ばれていた。(4)実名不詳。(5)沼津市。口野五ヶ村の一つ。(6)口野五ヶ村。尾高・多比・江浦・獅子浜・田連の五ヶ村からなる。六一一号参照。(7)実名不詳。(8)検地により、以前の年貢を上回って新しく増えた年貢分のこと。増分ともいう。これにより、葛山氏が口野の検地を実施していたことがわかる。(9)小作に出さず、自分で耕作する分。(10)与える。(11)五ヶ村の内、尾高・多比以外の三ヶ村における増分。(12)物を分配すること。従ってここでは、植松藤太郎が町田郷左衛門の十五貫文以外について自分の得分としてよい、ということ。(13)植松に与えた増分。(14)そのほか。それ以外の増分のこと。(15)この部分に朱割印が捺されているが、後世のものである。なおこの朱印は五八八号にも捺されている。(16)葛山氏元。(17)実名不詳。四九九号註(4)参照。

五月二十四日、今川義元、星屋右衛門四郎と片岡主計に、大平郷八社神田を給与する。

五一三　今川義元判物写(1)　○星谷佳功氏所蔵文書　○沼津市大平

大平郷八社(2)(3)神田之事

右、庵原新三彼宮退転之由依申掠(4)(5)、雖出判形(6)、今度以奉行明鏡改之処、不退転(7)之条(8)、翻先判、宮銭(9)合拾五貫七百文之事、如前々神事祭礼無怠慢勤之、其余慶(10)者、為新給恩一円(11)領掌畢、然者以相拘名職(12)之内、毎年無相違可引取之、但陣参(13)之時者、朝比奈丹波守(14)令同心、片岡与(15)打替(16)可相勤、并土屋(17)名職之事、代々山屋敷等、如先規申付之上者、横妨之輩雖令競望、一切不可令許容者也、仍如件、

天文廿一年
五月廿四日　　治部大輔(18)
　　星屋右衛門四郎(19)(20)

(1)『静岡県史料』第一輯には正文を掲出するが、写しか伝わらない。(2)沼津市。(3)御嶽・八幡・住吉・山王・浅間・白髭(髪か)・熊野・白山社の八社のこと(「駿河志料」六十三参照)。(4)実名不詳。(5)掠申(かすめもうす)ともいう。偽りの主張をすること。(6)次行にみえる「先判」のことで、今川氏が先に発給した判物の意。(7)調査・吟味を行うこと。(8)実際には廃れていなかったということ。(9)八社の祭礼費用として付けられた神田からの収入。(10)ここでは「おかげ」ではなく「余計」の意。(11)ここでは土地(神田)全体ということ。(12)四九六号註(3)参照。(13)合戦の陣所に馳せ参じること。(14)朝比奈親徳。(15)次号の宛所である片岡主計であるが、実名不詳。(16)交替で。(17)地名か人名か不詳。(18)今川義元。(19)「星谷」とも書く。(20)実名不詳。六八六号にもみえる。

五一三　今川義元判物写　○片岡智氏所蔵文書　○沼津市大平

大平郷八社神田事

右、庵原新三彼宮退転之由依申掠、雖出判形、今度以奉行明鏡改之所、不退転之条、翻先判、宮銭合拾五貫七百文事、如前々神事祭礼無怠慢可勤之、其余慶者、為新給

恩一円領掌畢、然以相拘名職之内、毎年無相違可引取、但陣参之時者、朝比奈丹波守与令同心、星屋与打替可相勤、幷ニ土屋名職之事、代々山屋敷、如先規申付之故、横妨之輩雖競望、一切不可令許容者也、仍如件、

天文廿壱年
五月廿四日

治部太輔(1)(花押)

片岡主計(2)殿

(1)「治部大輔」。今川義元。(2)永享二年十一月日付某預状写(片岡智氏所蔵文書)の宛所にもみえる。

五月二十五日、今川義元、花蔵の乱・河東一乱以前の借物に対する、敵地より還住した者の権利を無効とする。

三四 今川義元判物写 駿河志料 巻八十九

就去丙申(1)・丁酉年河東乱入(2)(3)、以前借銭借米返弁(4)之事

右、申酉両年以前分者、既彼銭主(5)等敵地へ罷退、依為企逆心輩、只今令還住(6)雖加催促(7)、一向不可許容(8)、此旨戊(9)戌年雖出印判、為焼失之間、重所加判形也、弥可抽奉公之状如件、

天文廿一年
五月廿五日

治部大輔(10)花押

大鏡坊(11)

(1)天文五年。この年、花蔵の乱(四四〇号註(2)参照)起こる。(2)天文六年。(3)四四三号註(6)参照。(4)返済すること。(5)債権者。(6)げんじゅう。(7)借物の返済を催促すること。(8)全く。(9)天文七年。(10)今川義元。(11)村山三坊(五〇一号註(5)参照)の一つ。

七月、光長寺の御本尊、甲斐国勝山で開帳される。

三五 勝山記 富士御室浅間神社所蔵 ○山梨県勝山村

天文廿一年壬子

(中略)此年ノ七月御本寺(1)ヨリ御大事(2)ヲ越御申候、去程ニ

談義(3)被成候テ、其上御本尊ヲ懸ヶ(4)御申候、信心ノ男女出家参銭(6)ナケ候事中々言説ニ不及候、(7)悉クカヘヲ打ヤフリ申候、去程ニ皆ナカンルイヲ(8)流シ候、(9)其上若キ出家衆ニ十六人ニ坊号(10)ヲ授ケ候、後代ニハ有ル間敷候間書付候、

(1)光長寺。沼津市。(2)日蓮の直筆のこと。(3)仏教の教義を説くこと。(4)「妙法寺記」は「御本番」とする。御本尊とは、日蓮宗派では題目(南無妙法蓮華経)を中心として四方に神仏の名を書いた曼荼羅のこと。(6)「妙法寺記」は「賽銭」。(7)言葉で言い尽くせない。(8)「妙法寺記」は「壁」。(9)感涙。(10)四五六号註(2)参照。

八月十六日、今川義元、富士浅間社風祭神事の費用を、伊豆境の桶詰までを限って勧進することを認める。

五一六　今川義元朱印状(折紙)　宮崎善旦氏所蔵文書　○富士宮市

(印文「義元」)(1)(2)

富士大宮風祭神事(3)之事

右、上方・下方・須津(4)、宇流井河東者限樋爪(5)、至于不入之地、寺庵(6)之門前在家、自其在所之代官以案内者、如先規以器物請取之、神事如例年可勤之、若就違乱之輩者、以此印判(7)可申披者也、仍如件、

天文廿一年
八月十六日
春長(8)

(1)今川義元使用印。(2)富士山本宮浅間大社。富士宮市。(3)風をしずめるために二百十日前後に行う祭礼神事。(4)いずれも中世にみえる広域地名で、富士郡のうち北から南にかけて区分された呼び名である。上方は現在の富士宮市域にほぼ相当し、下方は下方荘ともみえ、富士市のうち、富士川より東の海岸沿いを除いた範囲にあたる。須津は須津荘ともみえ、富士市の南部、富士川より東の海岸沿いに比定されている。(5)潤井川。富士宮市から富士市を流れ、駿河湾にそそぐ。(6)樋詰。清水町・三島市。五一〇号註(7)参照。(7)中世後期の村落に多くみられる小寺・院・庵などをいい、大寺の寺僧や塔頭の僧が土地を集積し、自立化して営んだ場合や、村落有力百姓が僧体してもうけた場合などがあった。

(8)本文書のこと。(9)春長坊。富士山本宮浅間大社の社家の一つで、四和尚職(五六八号参照)を持つ宮崎氏。

九月六日、葛山氏元、竜雲庵の棟別・諸役を免除する。

三一七　葛山氏元判物(折紙)　竜雲寺文書

多美村(1)之内竜雲庵(2)棟別・諸役之事、令免許畢、竜光院殿(3)御印判之筋依有之、如斯之状如件、

天文廿一壬子
九月六日　　氏元(4)(花押)

竜雲庵宗玄(5)(6)

多美村の内竜雲庵棟別・諸役の事、免許せしめおわんぬ。竜光院殿御印判の筋あるにより、かくのごときの状、件のごとし。

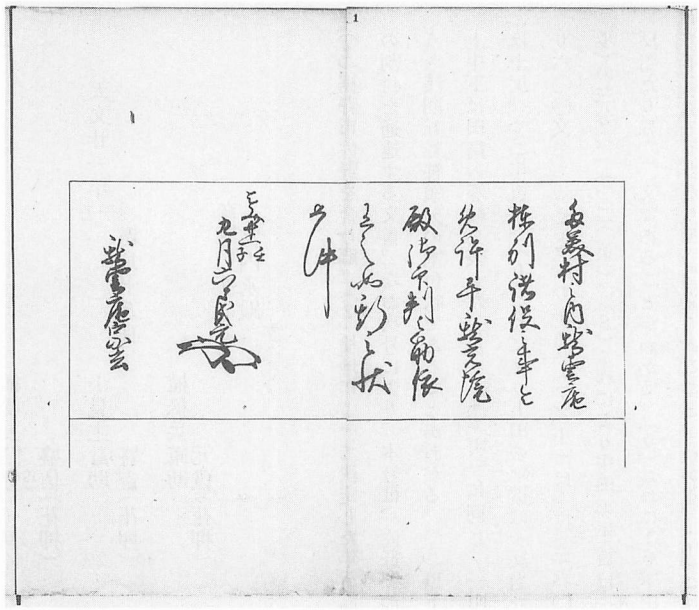

(1)多比。沼津市。口野五ケ村の一つ。(2)沼津市。臨済宗。(3)葛山氏広と考えられる。(4)葛山氏元。(5)六三六号で

は竜雲院とみえる。(6)不詳。

十一月十五日、葛山氏元、佐野郷に検地を行い、浅間社領の年貢割付高を定める。

三八　佐野郷検地割付状　柏木正男氏所蔵文書　○沼津市添地

佐野郷(1)　御検地之割付(2)

田上壱丁(3)(4)　此分銭(5)　六貫文(6)

中壱丁四反小(7)　同　七貫百六十六文(8)

下六丁七反　同　廿六貫八百文(9)

田数合九丁壱反小

畠上四反　此分銭　八百文(10)

中四反大(11)　同　七百文(12)

下大廿歩(13)　同　六十九文(14)

畠数合九反小廿歩

田畠分銭合四拾壱貫五百卅五文

此内　廿九貫五百文　本斗(15)

増半分引残六貫十七文(16)

本増合卅五貫五百十七文　定納(18)

植松長門守

盛信(19)(花押)

天文廿一年壬子霜月十五日

小見主計助

盛吉(花押)

植松兵庫助

元俊(花押)

宮内

宮内丞(20)殿

参

(1)裾野市佐野を含む郷。(2)検地によって決定した年貢高の割付を通達する文書。なお次号により、本号は、佐野郷のうち浅間五社神領分の割付状であることがわかる。(3)以下、上中下は田畠の等級を表したもの。(4)「町」に同じ。一町は十反。(5)年貢銭。(6)これにより上田の年貢は一反当たり六〇〇文であることがわかる。(7)「小」は一反(三六〇歩)の三分の一(一二〇歩)。(8)これにより中田の年貢は一反当たり五〇〇文であることがわかる。(9)これにより下田の年貢は一反当たり四〇〇文であることがわかる。(10)これにより上畠の年貢は一反当たり二〇〇文であることがわかる。

(11)「大」は一反の三分の二(二四〇歩)。(12)これにより中畠の年貢は一反当たり一五〇文であることがわかる。(13)「大」と「廿歩」のこと。すなわち二六〇歩。(14)これにより下畠の年貢は一反当たり九五文余となり、これのみ割り切れない。しかし全体としてみれば、本検地では田畠が等級別に表示され、年貢高が反別に一定の高(これを反別斗代という)で算定されていることが明らかである。これに対し北条氏検地では、田一反当たり五〇〇文、畠一反当たり一六五文が基準となっており、田畠ともに貫文高が一定の反別斗代で算定されている点で、本検地と類似点がみられる。しかしながら今川氏検地においては、一律の算定基準はみられず、また五二一号のように田地は米高(米方)、畠地は貫文高(代方)で表示していることを考えれば、本号の検地事例とは施行原則が異なるといえる。従って本号の検地事例は、今川氏検地の一環とみるよりも、北条氏の原則を受容した葛山氏独自の検地とみる方が妥当である。(15)本年貢。これまでの年貢納入高のこと。(16)検地の結果本年貢に追加された増分。すなわち「本斗」+「増」=「田畠分銭」より、増分は十二貫三十五文に相当する。(17)検地増分のうち半分を引いた(免除した)残りの意。従って実質的に本年貢に追加された高のこと。(18)以上の額を毎年定額として納入するということ。(19)以下の三人は、いずれも葛山氏家臣で、検地奉行と考えられる。(20)柏宮内丞。実名不詳。佐野浅間神社神主。

○口絵参照

十二月十六日、葛山氏元、佐野郷の浅間社に、検地増分を寄進する。

五一九　葛山氏元判物(折紙)　柏木正男氏所蔵文書　○沼津市添地

佐野郷(1)浅間五社(2)之神領之事、本斗弐拾九貫五百文(3)、此外今度検地之増六貫十七文(4)、此内参貫文重為(5)新寄進付置之訖、弥可抽精誠、残参貫余者(6)、厳密ニ可納所(7)之状如件、

天文廿一壬子
十二月十六日　　氏元(8)(花押)

柏宮内丞(9)殿

佐野郷浅間五社の神領の事、本斗二十九貫五百文、この外今度検地の増六貫十七文、この内三貫文重ねて新寄進として付け置きおわんぬ。いよいよ精誠を抽きんずべし。残る三貫余は、厳密に納所すべきの状、件のごとし。

(1)裾野市佐野を含む郷。(2)佐野浅間神社。裾野市茶畑。(3)前号参照。五〇六号では二十九貫四百文。(4)前号註(17)参照。(5)「重ねて」とあるのは、前号で検地増分の「半分」を免除した上に、さらにその残りから三貫文分を新たに寄進したことをさす。(6)厳密には三貫十七文。(7)葛山氏に対し納入すること。(8)葛山氏元。(9)実名不詳。

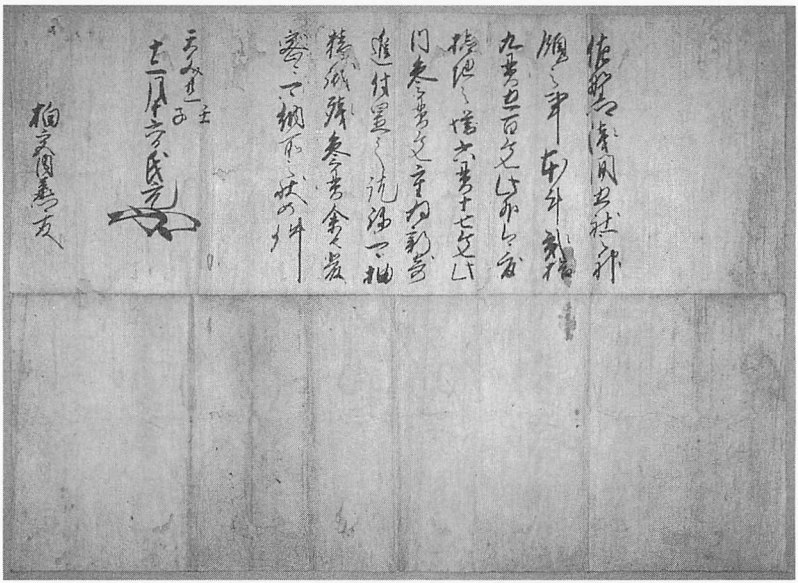

十二月三十日、定輪寺に所在する石塔が造立されるという。

三一〇　石塔銘(1)　定輪寺所在　○裾野市桃園

天文廿一　壬子　十二月三十日(2)

光阿弥陀(3)

平氏

(1)自然石。高さ77cm。幅34・5cm。刻銘は、いずれも後世のものである。(2)この一行は向かって右の側面に刻まれている。(3)実名不詳。この一行は正面に刻まれている。

天文二十二年　癸丑(一五五三)

二月十二日、今川義元、杉山善二郎に泉郷本増分の年貢を請負わせる。

三一一　今川義元判物写　判物証文写　今川二　○国立公文書館内閣文庫所蔵

駿河国泉郷(1)為案内者、子年(2)令検地之上、弐百俵之増分(3)出来、其上本増(4)共可為定納之由、致請納(5)之条忠節也、彼本増之外、相拘名職之内、増分拾石壱斗、幷見出畠(6)銭之増分共五貫文(7)、永代所出置也、但惣国大風・大旱魃・惣虫付之年者、以奉行明鏡可改之、若於向後、代官・百姓等為横合、拘置名職雖令競望、一切不可許容者也、仍如件、

天文廿二年
二月十二日　(花押)(8)

杉山善二郎(9)

(1)清水町。(2)天文二十一壬子年。(3)検地の増分。田地からの増分については米方で表示している点で、五一八号の

葛山氏検地と異なる。(4)本年貢と増分。(5)年貢の納入を請負うこと。(6)新たに開発や検地により見出された田畠。(7)畠地からの増分は、田地と異なり銭の代方で表示している。(8)今川義元。(9)実名不詳。

二月十四日、今川義元、友野座に岡宮・原・沼津などの木綿役を進納させる。

三三　今川義元判物写　駿河志料　巻七十八

友野座(1)之事

一当府(2)如前々可為商人頭(3)之事

一諸役免許之事

一友野之者就他座(4)(5)雖令商買、伝馬(6)之事者可加友野座事

一木綿役(7)、江尻(8)・岡宮(9)・原・沼津、如前々可取之事、自当年為馬番料(10)木綿廿五端可進納(11)事

一友野座江自他座無前々子細、以新儀、雖申懸不可許容事

右、先判壬子年(12)正月廿七日焼失之由、遂訴訟之間、重所出判形也、条々領掌永不可有相違者也、仍如件、

天文廿二年二月十四日　(花押)(13)

友野二郎兵衛尉(14)

(1)「座」とは特権的同業者集団のことをいう。通常商品・職種の名を冠することが多いが、ここでは扱う商品・職種が多岐にわたることから、座を支配する友野氏の名を冠している。(2)駿府。静岡市。(3)商人司・商人親方ともいう。戦国期から近世初頭にかけて、一国あるいは一定地域の商人を支配した有力商人が、このように呼ばれ、大名権力が認知する例がみられる。友野氏のほかに、会津若松の簗田氏などが有名。(4)友野氏に人格的に支配され、主人と被官関係にある商人。(5)このことにより、駿府には友野氏と同様の有力商人の率いる座が存在したこと、また商人は一つの座に専属しているのではなく、他座との往来は比較的自由であったこと、などがわかる。(6)宿駅に備えて公用に用いた馬。またそれに従事する交通業者。(7)木綿の販売等に課せられた役で、友野氏が徴収権を有した。友野氏はこのほかにも「胡麻

油商買役」(永禄四年八月二日付今川氏真判物写、「判物証文写」今川一)「連雀役」(元亀四年八月二十七日付武田家朱印状写、「同」武田三)等の徴収を行っている。(8)清水市。(9)以下の地名はいずれも沼津市。(10)前記永禄四年の今川氏真判物では、「馬衣」の名目で上納を命じている。(11)友野氏に木綿役の徴収を認めるかわりに、今川氏に対して行う「進納」。こうした上納は、「当年より」とあることにより、商人司がもともと徴収していたものから、新たに大名が上前をはねるようになったものとみることもできる。(12)天文二十一年。(13)花押は「駿河志料」にはなく、ここでは「駿河国新風土記」により補った。(14)実名不詳。

三月九日、葛山氏元、武藤新左衛門尉に、神山の門屋棟別・点役を免除する。

三三　葛山氏元判物(折紙)　武藤禎一氏所蔵文書　○御殿場市神山

神山之内拘之門屋(1)棟別(2)・点役(3)之事、五間(4)之分令免許訖、自然郷中於成其改(5)者、無私曲(6)可走廻(7)之状如件、

天文廿二年
癸丑
三月九日　氏元



三月九日　　氏元(8)(花押)

(追筆)「遂一覧畢、弥不可有別条(10)者也、

弘治参丁巳　(朱印、印文「萬歳(12)」)

七月十一日(11)

武藤新右衛門尉(9)殿　」

神山の内拘えの門屋の棟別・点役の事、五間の分免許せしめおわんぬ。自然郷中その改めを成すにおいては、私曲なく走り廻るべきの状、件のごとし。

（中略）

一覧を遂げおわんぬ。いよいよ別条あるべからざるものなり。

(1)御殿場市。(2)主人の屋敷地内や門近くに居住する隷属農民、またその住居。(3)臨時の課役。四五〇号註(5)参照。(4)棟別役等のかかる門屋の軒数。(5)神山宿のことであろう。(6)棟別役を負担する住屋の調査。(7)よこしまで不正なこと。(8)葛山氏元。(9)「新左衛門尉」の誤りか。実名不詳。四九八号註(7)参照。(10)相違があってはならぬ。すなわち本号の内容を再確認(安堵)したことを意味する。五四五号からも、弘治三年に葛山氏により検地が行われたとみる説がある。(11)追筆の日付。(12)葛山氏元使用印Ⅰ型。

三月九日、今川義元、栗田彦四郎に阿野荘石河郷の名職の内を新給恩として給与する。

五四　今川義元判物写(1)　判物証文写　附二　○国立公文書館内閣文庫所蔵

駿河国阿野庄石河郷(2)相拘名職之内給恩之事

一船津浅間愛鷹神領(3)

一駒頼観音(4)(5)

一長寿寺□□白山(6)共付山境之事、可為如前々也、

此参ヶ所分米如前々、代方五貫四百余屋敷銭(7)

右、如先規相拘、神事祭礼修造等、無怠慢可勤之、奉公(8)役之事、是又可為如前々、停止諸役免許之、此外以名職之内拾九□(9)五升并名付荒原(10)所宛行也、然而(11)今度彼給主年

来申掠之段、雖訴人有之、興国寺番以下、此五人参百貫文役可相勤之由、遂訴詔之条、只今為新給恩永領掌畢、但自余之地又者他国出陣之時者、可随其員数、居屋敷棟別、其外棟別七間幷四分一等事、不准地下百姓次(12)、如前々令免除者也、父雅楽助(13)為隠居分愛鷹浅間領・駒瀬観音領田畠令割分(14)云々、於令納得相渡者、不可及是非、其外任譲状可計之者也、仍如件、

天文廿二年
三月九日　　治部大輔(15)(花押)
栗田彦四郎(16)殿

(1)四九六号参照。(2)沼津市。(3)船津(富士市、もと駿東郡)には、近世に富士浅間神社が存在する。また近隣の諸村では、浅間愛鷹社が存在することから、船津の場合も、あとの記述より愛鷹山(富士市・裾野市・沼津市・長泉町)をも御神体としてまつる、浅間愛鷹社であったろうと考えられる。ここでの神領はその社領であろう。(4)「駒瀬」の誤字。沼津市石川。駒瀬山本広寺(日蓮宗)のあたりか。(5)観音堂。沼津市石川の上十八町山中に所在。潮音寺という(「駿河志料」六十五、「駿河記」三十三)。(6)いずれも不詳。(7)屋敷地にかかる税。(8)軍役。(9)「石」か。(10)名に付属した荒野。(11)これより以下「可随其員数」までは、四九六号註(8)～(14)参照。(12)なみ。地下百姓と同じ扱いにはしないこと。(13)実名不詳。(14)その中から分け与えたということ。(15)今川義元。(16)実名不詳。五九四号註(6)参照。

三月十八日、今川義元、清水八幡社に、諸役を免除する。

五三五　今川義元朱印状(折紙)　清水八幡神社所蔵文書　○清水町八幡

柿田(2)(印文「義元」)(1)之内八幡神主(3)棟別弐間、幷役人(4)参間(5)、四分一諸役等之事

右、今度改之、免除不可有相違者也、仍如件、

天文弐拾二癸丑
三月十八日
八幡神主(6)

(1)今川義元使用印。(2)清水町。「駿河志料」六十三によれば、近世には「泉八ケ村」の一つに数えられているため、泉郷に属していたものか。(3)清水八幡神社(清水町)神主。(4)八幡社に奉仕する社人のことか。(5)役人の屋敷三間。(6)実名不詳。

三月二十一日、今川義元、日枝社に大岡荘の社領を安堵し、諸役を免除する。

三六　今川義元判物　日枝神社所蔵文書　○沼津市平町

駿河国大岡庄(1)惣社山王神領八町八段之事(2)

右、任先判之旨領掌不可有相違、然者如先例祭礼同九月廿四日神事、不可有怠慢、若於有違犯之族者、依注進可加下知、幷日吉村(3)棟別参拾間、四分一諸役等之儀、為神職之条、不准自余、為不入如前々所令免除也、彼神領之内百姓等、雖有横合之申事、不可許容、守此旨可抽国家安全之精誠之状如件、

天文弐拾二癸丑年三月廿一日　　治部大輔(4)(花押)

日吉村　神主与二郎(5)

(1)沼津市から裾野市にかけての地域。(2)四二九・四六〇号参照。(3)沼津市。(4)今川義元。(5)実名不詳。大森氏と考えられる。

四月十七日、この頃、葛山氏ら、尾張国笠寺の砦・要害に在城したという。

三七　信長公記(1)　首巻

天文弐十弐年癸丑四月十七日(2)

織田上総介信長公、十九の御年の事候、鳴海(3)之城主山口左馬助(4)・子息九郎二郎(5)廿年(6)、父子、織田備後守(7)殿被懸御目候処、御遷化(8)候へハ無程企謀叛、駿河衆(9)を引入、尾州之内へ乱入、沙汰之限(10)の次第也、

一鳴海之城にハ子息山口九郎二郎を入置、

一笠寺(11)に取出・要害を構、かつら山(12)・岡部五郎兵衛(13)、三

浦左馬助(14)・飯尾豊前守(15)・浅井小四郎(16)、五人在城也、

(1)織田信長の伝記。「安土記」ともいう。太田牛一著。慶長年間頃成立。十六巻。永禄十一年から天正十年までを記す。(2)「信長公記」の年紀には混乱がみられるが、しばらくこの日に収める。(3)愛知県名古屋市。(4)山口教継。(5)山口教吉。(6)教吉の年齢。(7)織田信秀、信長父。(8)僧・隠者などが死ぬこと。(9)今川方の軍勢。(10)言語道断。以ての外。(11)愛知県名古屋市。葛山氏の笠寺在城については五四三・五四八・五六五号参照。(12)葛山。四九一号や前註史料では「播磨守」となっており、「武田源氏一流系図」(別冊系図集八号)によれば播磨守信貞が「在城尾州笠寺」したとみえるが、この段階で信貞が葛山氏を継いでいたかどうかは不詳。なお播磨守としては、四二七・四八二号に氏広弟、氏元父として貞氏の名がみえ、これを指すか。但し貞氏については不明の点が多い。(13)岡部元信。(14)三浦義就か。(15)飯尾乗連。(16)実名不詳。

八月十六日、葛山氏元、神五郎に二岡社禰宜職を安堵する。

三八　葛山氏元判物　内海文書

二岡権現(1)禰宜職事、前々証文披見之上、無相違可相勤之、万一雖有横合、不可及許容之状如件、

天文廿二癸丑
八月十六日　　氏元(2)(花押)

禰宜神五郎(3)殿

二岡権現禰宜職の事、前々証文披見の上は、相違なく相勤むべし。万一横合いありといえども、許容に及ぶべからざるの状、件のごとし。

(1)二岡神社。御殿場市。(2)葛山氏元。(3)実名不詳。

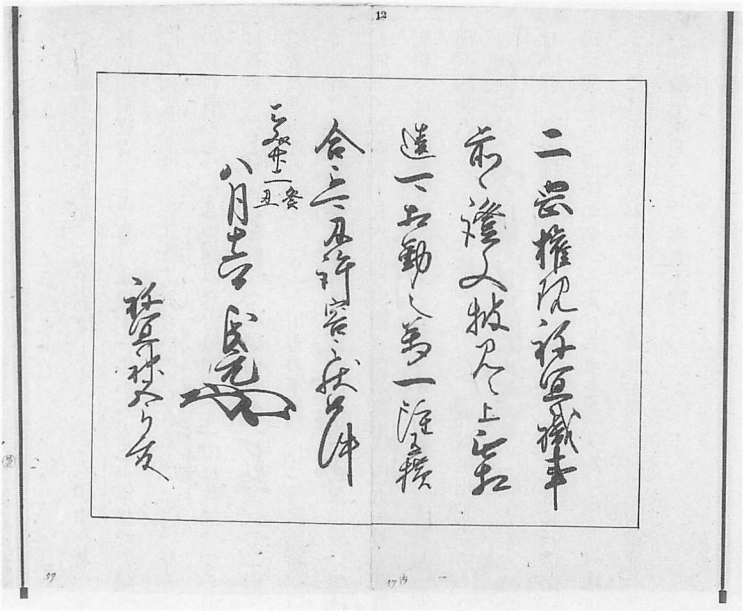

九月十四日、葛山氏元、太泉寺に諸役を免除する。

三五九　葛山氏元判物写　大泉寺所蔵文書　○沼津市東熊堂

竜光院(1)判形去年披見之時、幷而加判形候処、就出陣(2)重所望之間任其儀畢、自然留守中竹木諸点役雖有申懸族、以彼判形可被相断、若其上も及違儀者、此方へ可被訴之状如件、

天文廿二癸丑
九月十四日　　氏元(3)(花押)
大泉寺(4)

竜光院判形去年披見の時、幷びて判形を加え候ところ、出陣につき重ねて所望の間、その儀に任せおわんぬ。自然留守中竹木・諸点役申し懸くる族ありといえども、かの判形をもって相断らるべし。もしその上も違儀に及ばば、この方へ訴えらるべきの状、件のごとし。

(1)葛山氏広と考えられる。(2)前々号の笠寺出陣をさすか。

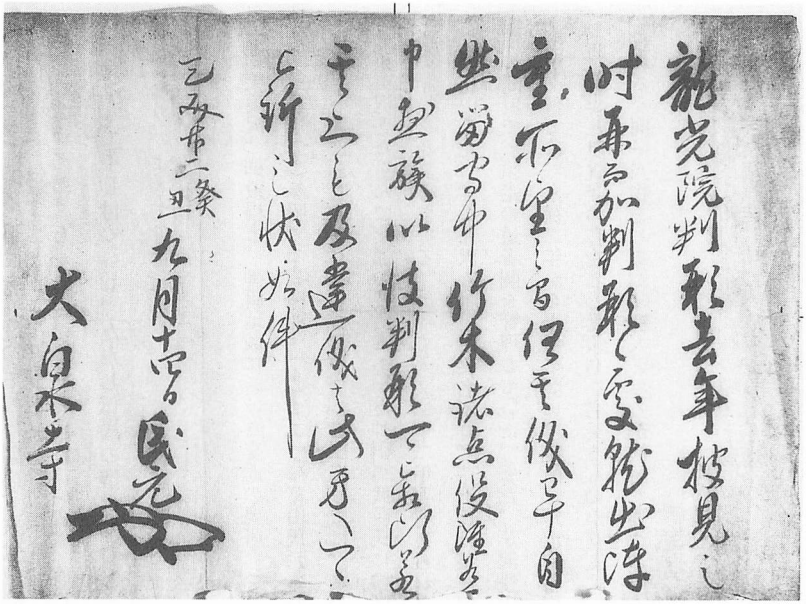

(3)葛山氏元。(4)大泉寺は現在の寺名。沼津市。浄土真宗。東京大学史料編纂所架蔵影写本所収の正文(散失か)では「太泉寺」とみえ、「判物証文写」今川二所収文書も同様。従って中世には「太泉寺」であったと考えられる。いずれにせよ沼津市阿野に所在する曹洞宗の「大泉寺」とは別の寺院である。

十一月二十六日、葛山氏元、芹沢玄蕃尉に、茱萸沢の居屋敷と門屋に対する諸役を免除する。

三三〇　葛山氏元判物(折紙)　芹沢豊氏所蔵文書　○御殿場市萩原

於茱萸沢(1)内彼居屋敷幷門屋(2)十間之分、伝役・棟捌(3)・桑役・茶役、其外諸役、末代令免許訖、万一於有急用之儀者、直ニ為奏者(4)可申付、但伝馬之儀者可勤之者也、仍如件、

(5)丑
十一月廿六日　　氏元(6)(花押)

芹沢玄蕃尉(7)殿

茱萸沢(ぐみさわ)の内、かの居屋敷(いやしき)ならびに門屋(かどや)十間の分におい

て、伝役・棟別・桑役・茶役、その外諸役、末代免許せしめおわんぬ。万一急用の儀あるにおいては、直に奏者として申し付くべし。ただし伝馬の儀は勤むべきものなり。よって件のごとし。

(1)茱萸沢。御殿場市。御厨地域における交通の要所。(2)五二三号註(2)参照。(3)棟別。(4)ここでは葛山氏元に対し用件や訴訟を取り次ぐ者のこと。(5)五二三号では、本号の茱萸沢とならんで交通の要所であった神山の武藤氏に、同様の諸役を免許している。よって天文二十二年と考えられる。(6)葛山氏元。(7)芹沢玄蕃尉。実名不詳。芹沢氏は茱萸沢宿の問屋で、須走の道者関を管理していた。また、芹沢豊氏所蔵文書では、永禄二年から十年の間に、宛所に芹沢玄蕃尉(助・允)と伊賀守の官途名と受領名を名乗るものが交互にみられる。同一人物とみるか、別人とみるか検討を要する。



天文二十三年　甲寅(一五五四)

三月三日、北条氏康、今川義元と争い浮島ケ原に陣を張る。その後、今川・武田・北条氏との間で駿甲相三国同盟が結ばれる。

三三一　関八州古戦録　三　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

駿甲相三家交和(1)付原美濃守虎胤(2)事

天文廿三年甲寅ノ春、北条氏康駿・遠両国ノ守護今川治部太輔義元ト矛盾(3)ヲ起シ、氏康幷ニ嫡子相模守氏政相共ニ駿州表ヱ出馬、三月三日小田原勢(4)既ニ浮島カ原ニ屯(5)ヲ張ル、義元ハ折シモ尾州ノ敵蜂起シテ三州ノ地ヱ押入ニ付テ、是ヲ撃定(6)シメンカ為旗ヲ出サレケルカ、彼所ヲ捨テ取テ返シ、氏康ニ向テ対陣ナリ、甲陽(7)ノ武田晴信ハ義元ノ小舅ナレハ(8)、加勢ノ義ヲ頼ニ越シシ故、信玄則甲兵ヲ卒(9)シ、富士川ノ端賀島ノ柳島(10)ヱ打出テ在陣タリ、是ニ依テ三家ノ人数日々迫合ヲ挑テ互ニ心揃(11)ヲ顕シ手並ヲ揮フ、(中略)斯テ三家ノ取合ヒ日ヲ累(12)テ勝負モ見ヘサリケルニ、駿府臨済寺(13)ノ長老雪斎和尚(14)ハ、瀬古ノ善徳寺(15)ト兄弟ニテ、共ニ今川家ノ親族ナレハ、胥議(16)シテ双方ヱ扱ニ入テ無事整ヒ、三大将善徳寺ニ於テ会盟アリ、然ラハ氏真(17)ノ男義元(18)ハ氏康ノ聟、氏政ハ信玄ノ聟、義信(19)ノ男晴信ハ義元ノ聟タルヘシト、婚姻ノ約ヲ結ヒ、自今以後三家隔心ナク膠漆(20)ノ交ヲ成シ、相互ニ救ヒ合テ社稷(21)ヲ保護スヘシトテ、千秋万歳ヲ唱ヘ各本国ニ入馬セラレケルカ、

(1)今川氏・武田氏・北条氏の三国同盟。(2)武田氏家臣。(3)合戦。(4)北条氏の軍勢。(5)屯営。(6)「走」か。(7)甲斐国の美称。(8)今川義元夫人は、武田晴信(信玄)の妹。(9)「率」。(10)富士市。(11)心馳の意か。(12)かくて。(13)かさねて。(14)静岡市。(15)太原崇孚。四七〇号註(14)参照。(16)善得寺。富士市。ここでは善得寺の住持を指すか。(17)ともに話し合って。(18)今川氏真。(19)武田義信。(20)こうしつ。人が互いに親しむこと。(21)しゃしょく。国家のこと。ここでは領国の意。

弘治元年　乙卯(一五五五)　天文二十四年十月二十三日改元

四月三日、北条氏政、御宿友綱に、信濃国への出陣の苦労をねぎらう。

三三　北条氏政書状写(切紙)

御宿文書
○山梨県　白根桃源美術館所蔵

(端裏)(1)「(墨引)」

去廿六之芳墨(2)、晦日令披見候、如承意両国御和親(3)成就可為大慶候、仍近日信州表被進御簱候(4)之由、此節御劬労(5)令察候、貴所・同名中定可為随軍候、村上(6)御自行候哉、無心元候、駿府(7)へも一昨日使者立進候、諸毎期重音之時候、謹言、

卯月三日(8)　　氏政(9)(花押)

御監(10)

参

○本文書は検討の余地がある。

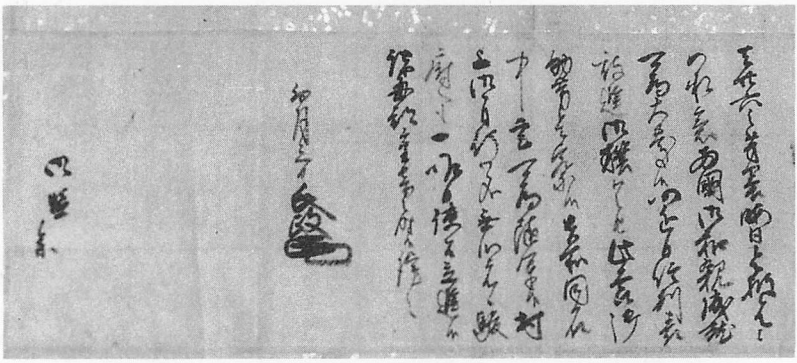

去んぬる二十六の芳墨、晦日に披見せしめ候。承意のごとく、両国御和親成就、大慶たるべく候。よって近日信州表へ御旗を進められ候の由、この節、御劬労察せしめ候。貴所・同名中、定めて随軍たるべく候。村上、御自行候や、心元なく候。駿府へも一昨日使者を立て進らせ候。諸毎、重音の時を期し候。謹言。

(1)文書裏に墨引(文書の封式の封じ目)がある。(2)相手の手紙への敬称。(3)北条氏と武田氏の和親成就は、天文二十三年のいわゆる駿甲相三国同盟と元亀二年末の甲相同盟の二回みられる。(4)武田晴信(信玄)の信濃国出兵をいう。(5)苦労。(6)村上義清。信濃国葛尾城(長野県坂越町)城主か。(7)静岡市。(8)註(3)より弘治元年と元亀三年とが考えられるが、しばらくここに収める。(9)北条氏政。ただし、氏政の通常の花押とは異なる。(10)御宿友綱か。「葛山家譜」(別冊系図集四号)、「葛山御宿系図」(同六号)などで、監物を称するのは、友綱である。ただし、友綱の事績は永禄三年以降で、時期的に疑義がのこる。

弘治二年　丙辰(一五五六)

六月二十一日、今川義元、富士郡下方五社造営以前に河東での諸勧進を停止する。

三三　今川義元朱印状　六所家蔵旧東泉院文書

(印文「義元」)(1)
河東(2)諸勧(3)進之事

右、五社造宮(4)以前堅令停止之、縦以印判(5)雖成其勧可相押之、然間五社勧進之事、雖為河東幷寺社領不入地(6)、発起次第可勧進者也、仍如件、

弘治弐年
六月廿一日

五社別当(7)

(1)今川義元使用印。(2)富士川以東の富士郡・駿東郡一帯を指す。(3)五社造営勧進以外の勧進。(4)四八四号註(2)参照。(5)ここでは勧進を認める今川氏の印判状をいう。(6)四二九号註(4)参照。(7)ここでは、五つの浅間神社の

神事祭礼・神領・神人などを管理・統率する職名をいう。今川義元は、今泉(富士市)にある東泉院に、この別当職を与えた。大納言頼秀か。五五六号参照。

九月二十二日、駿府滞在中の山科言継、朝比奈泰朝夫人の使者葛山与介と対面する。

言継卿記(1)　東京大学史料編纂所所蔵　○東京都

廿二日、戊寅、天晴、(中略)次従左京亮女(2)中(3)使者有之、葛山与介云々、対面了、自両所(5)種々懇ニ被申送了、

二十二日、戊寅。天晴る。(中略)ついで左京亮女中より使者あり。葛山与介と云々。対面しおわんぬ。両所より種々懇ろに申し送られおわんぬ。

(1)山科言継自筆の日記。大永七年から天正四年まで現存。弘治二年九月から翌年二月末まで駿府(静岡市)に滞在。山科家は南北朝以降、代々内蔵頭として皇室経済にたずさわる。(2)朝比奈泰朝。今川氏家臣。駿河国懸川城(掛川市)城主。(3)夫人。(4)実名不詳。(5)朝比奈泰朝と夫人のこと。

十一月二十二日、駿府滞在中の山科言継、葛山氏等へ雑掌を遣わす。

言継卿記　東京大学史料編纂所所蔵　○東京都

廿二日、丁丑、下弦天晴、終日寒嵐、雪花飛、(中略)次瀬名(1)・葛山(2)・三浦上野介(3)所へ沢路隼人佑(4)遣之、

二十二日、丁丑。下弦。天晴る。終日寒き嵐。雪花飛ぶ。(中略)ついで瀬名・葛山・三浦上野介の所へ沢路隼人佑を遣わす。

(1)実名不詳。瀬名氏は今川氏一族。(2)実名不詳。(3)三浦氏員。今川氏家臣。(4)実名不詳。山科家雑掌。

十一月二十六日、葛山左衛門佐、駿府滞在中の山科言継に使者を遣わす。

三三六　言継卿記　東京大学史料編纂所所蔵
○東京都

廿六日、辛巳、天晴、(中略)自葛山左衛門佐(1)使有之、

二十六日、辛巳。天晴る。(中略)葛山左衛門佐より使いあり。

(1)実名不詳。葛山氏の諸系図(別冊系図集参照)には、みえない。

十二月十日、駿府滞在中の山科言継、葛山三郎と夕食を共にする。

三三七　言継卿記　東京大学史料編纂所所蔵
○東京都

十日、乙未、天一天上(1)、天晴、五墓日(2)、(中略)又葛山三郎(3)来、次晩餐相伴、今日一段気煩(4)之間終日了、

十日、乙未。天一天上。天晴る。五墓日。(中略)また葛山三郎来る。ついで晩餐相伴す。今日一段気煩いの間、終日おわんぬ。

(1)天一神(ながかみ、常に八方運行し、人の吉凶禍福をつかさどる神)が、天に昇っている癸巳から十六日間のこと。(2)暦注(暦本に記入される事項)の一つ。悪日で諸事に凶という。(3)実名不詳。四六五号註(4)参照。(4)精神上の病気。

弘治三年　丁巳(一五五七)

正月十三日、葛山左衛門佐、今川氏真の館での歌会始に参列し、饗膳を共にする。

三八　言継卿記　東京大学史料編纂所所蔵
○東京都

五墓日、未刻小雨降、
十三日、戊辰、天晴、正月中、自大方小袖(1)織物、袷浅黄、一肩衣袴カチン(2)重、。賜之、今日之会始ニ可着之由有之、今日之懐紙(3)調之、如此、

詠遐齢(4)如松倭歌(5)　正二位言継(6)

生さきのいつれたかけむ子日せし　松の千とせに君か千とせは

次飯尾長門守(7)所ヨリ昨日之礼ニ使同心(8)にて、又会ニ八時分可罷出之由、大原伊豆守(9)申(10)云々、次時分三条亜相(11)へ罷向、大原伊豆守・飯尾若狭守(12)迎ニ来、但被返之、三(13)・予(14)・時衆(15)勝路(16)令同道五郎殿(17)へ罷向、先予ニ各礼申、葛山左衛門佐(18)・富樫次郎(19)・三浦上野介(20)・進藤(21)、、、・岡辺太郎左衛門(22)・神原右近(23)・粟屋左衛門尉(24)若州武田(25)内(26)牢人也、

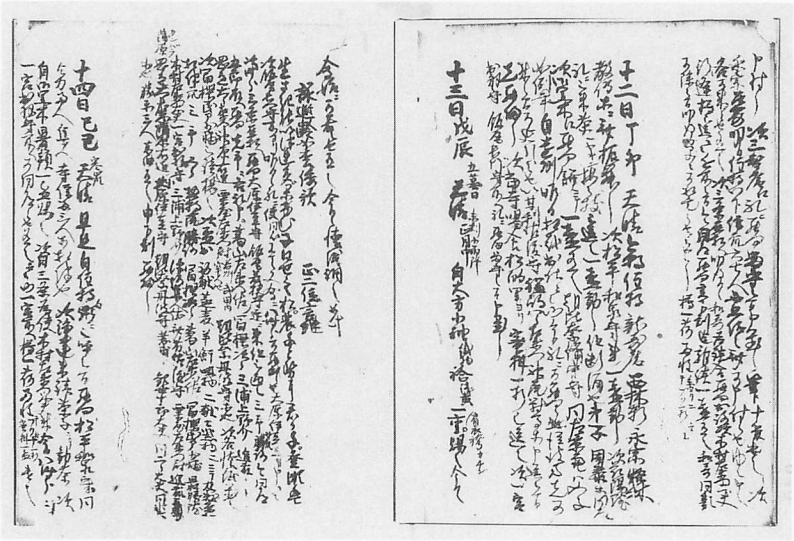

也、次各懐紙置之、次富樫民部少輔[28]被読揚之、次盃出、初献蒸麦[29]・羊餅・吸物、二献土器物二、ニテ及数盃、相伴衆、三・予・五郎・惣持院勝路・富樫次郎・葛山左衛門佐・富樫民部少輔・最勝院[30]・木村左衛門大夫[31]・一宮出羽守[32]・三浦上野介・沢路隼人佑・斎藤佐渡守[33]・粟屋左衛門尉・進藤三川守・岡辺太郎左衛門・神原右近・大原伊豆守・朝比奈丹波守・孝甫[34]・観世十郎[35]大夫・同二郎大夫・同神六等也、猿楽三人音曲有之、申下刻罷帰了、

十三日、戊辰。五墓日。天晴る。未の刻小雨降る。正月中。大方より小袖織物・袷浅黄一重・肩衣袴賜る。今日の会始めに着すべきの由あり。今日の懐紙調う。かくのごとし。

遐齢如松の倭歌を詠む　　正二位言継

生さきのいずれたかけむ子日せし　松の千とせに君が千とせは

ついで飯尾長門守の所より昨日の礼に使い同心にて、また会に八つ時分罷り出ずべきの由、小原伊豆守申すと云々。次時分に三条亜相へ罷り向う。小原伊豆守・飯尾若狭守迎えに来る。ただしこれを返され、三・予・時衆勝路同道せしめ、五郎殿へ罷り向う。まず予におのおの礼を申す。葛山左衛門佐・富樫次郎・三浦上野介・進藤ヽヽ・岡部太郎左衛門・蒲原右近・粟屋左衛門尉若州武田内牢人なり。朝比奈丹波守等なり。ついでおのおの懐紙を置く。ついで富樫民部少輔読み揚げらる。ついで盃を出す。初献蒸し麦・羊餅・吸物。二献土器物二つにて数盃に及ぶ。相伴衆は、三・予・五郎・総持院勝路・富樫次郎・葛山左衛門佐・富樫民部少輔・最勝院・木村左衛門大夫・一宮出羽守・三浦上野介・沢路隼人佑・斎藤佐渡守・粟屋左衛門尉・進藤・岡部太郎左衛門・蒲原右近・小原伊豆守・朝比奈丹波守・孝甫・観世十郎大夫・同二郎大夫・同神六等なり。猿楽三人音曲あり。申の下刻に罷り帰りおわんぬ。

(1)寿桂尼、中御門宣胤娘、今川氏親夫人。氏親死後出家して寿桂尼と称する。(2)褐芭(かちいろ)。濃い紺色。(3)和歌などを正式に詠進する際の用紙。(4)長生き、長寿。(5)和歌。(6)山科言継。(7)実名不詳。今川氏家臣。遠江国引馬城(浜松市)城主飯尾氏の一族か。(8)五〇八号註(10)参照。(9)午後二時頃。(10)小原伊豆守。実名不詳。(11)三条西実澄。亜相とは大納言の唐名。(12)実名不詳。(13)三条西実澄を指す。(14)山科言継。(15)時宗の者。(16)惣持院勝路。(17)今川氏真、義元子。(18)実名不詳。五三六号註(1)参照。(19)実名不詳。(20)三浦氏員。(21)実名不詳。(22)実名不詳。(23)蒲原右近。実名不詳。(24)実名不詳。(25)若狭国守護武田氏。(26)浪人。(27)朝比奈親徳。(28)富樫氏賢。(29)蒸したうどん。(30)最勝院素経。(31)実名不詳。(32)実名不詳。(33)斉藤元清。(34)『嶽南史』によれば、宗長弟子。(35)観世流。以下三名は猿楽師であるが、実名不詳。

正月十五日、駿府の葛山亭付近から出火し、百余軒が焼失する。

五三九 言継卿記 東京大学史料編纂所所蔵 ○東京都

十五日、庚午、寒嵐、天晴、(中略)次葛山(1)近所ヨリ火事、片時(2)ニ百余間焼失云々、東漸寺(3)之寮社(4)悉焼云々、

十五日、庚午。天晴る。寒嵐。(中略)ついで葛山近所より火事。片時に百余間焼失すと云々。東漸寺の寮社ことごとく焼くと云々。

(1)駿府(静岡市)にある葛山氏の居館。(2)一時(いっとき)の半分、転じて僅かの間。(3)静岡市。「為和集」によると天文年間に同寺でたびたび歌会が行われている。四三七号等参照。(4)寮舎。僧侶の寄宿する建物。

正月二十九日、葛山三郎、今川義元の館での歌会始に参列し、膳を共にする。

五四〇 言継卿記 東京大学史料編纂所所蔵 ○東京都

自今日十方暮(1)、去夜薄雪散、廿九日、甲申、晴、三条亜相(2)ニ申香之筒十五人分書事出

来到、幷今日太守(3)之和歌会始、可来之由俄被申云々、題仙洞(4)鶴多、未刻三条(下)へ罷向、令同道太守へ罷向、人数三亜(5)・予(6)・太守・瀬名(一家)孫十郎(7)・同カクワ各和式部少輔(8)・葛山三郎(9)・進藤三川守(10)・木村左衛門大夫(11)・最勝院素経・同子宮菊(12)・斎藤弾正忠(13)・一宮彦三郎(14)等也、此方外当座計、沢路集人佑(15)・一宮出羽守(16)・蒲原右衛門尉(17)等也、読上事瀬名孫十郎、次湯積(18)、次蒸麦・吸物等也、及黄昏罷帰了、

二十九日、甲申。今日より十方暮。晴。去んぬる夜薄雪。三条亜相に申す、香の筒十五人分の書く事、出来し到る。ならびに今日太守の和歌会始め、来るべきの由、俄かに申さると云々。題は仙洞に鶴多し。未の下刻、三条へ罷り向い、同道せしめ太守へ罷り向う。人数三亜・予・太守・一家瀬名孫十郎・同各和式部少輔・葛山三郎・進藤三河守・木村左衛門大夫・最勝院素経・同子宮菊・斎藤弾正忠・一宮彦三郎等なり。この外当座ばかり、沢路集人佑・一宮出羽守・蒲原右衛門尉等なり。読み上ぐる事、瀬名孫十郎。ついで湯漬け、ついで蒸し麦・吸物等なり。黄昏に及び、罷り帰りおわんぬ。

(1)じっぽうぐれ。暦に記される註の一つ。甲申から癸巳までの十日間で、十方の気が閉塞し、万事に凶とされる。(2)三条西実澄。(3)今川義元。(4)仙人の居所。転じて上皇の御所を指す場合もある。(5)三条亜相のこと。(6)山科言継。(7)実名不詳。(8)実名不詳。(9)実名不詳。四六五号註(4)参照。(10)実名不詳。(11)実名不詳。(12)素経・宮菊とも実名不詳。(13)実名不詳。(14)実名不詳。(15)実名不詳。(16)実名不詳。(17)蒲原元賢。(18)湯漬。

二月二十五日、葛山左衛門佐、今川氏真の館での歌会に参列する。

言継 言継卿記 東京大学史料編纂所所蔵 ○東京都

廿五日、己酉、天晴、(中略)次三条(2)へ罷向、飯尾若狭守(3)迎

ニ来、三・予(4)・勝路(5)令同道、五郎殿(6)へ罷向、則各置懐紙、卅二人、次短冊卅首、硯蓋ニ予盛之、当座有之、人数三条亜相・予・太守(7)・五郎・惣持院勝路上人・富樫二郎(8)・武田左京亮(9)・各和式部少輔(10)・葛山左衛門佐(11)・新野彦十郎(12)・三浦上野介(13)・一宮出羽守(14)・木村左衛門大夫(15)・沢路隼人佑(16)・斎藤佐渡守(17)・粟屋左衛門尉(18)・最勝院(19)・同子千菊(20)・進藤弾正少弼(21)・小原伊豆守(22)・〇岡辺太郎左衛門(24)・朝比奈丹波守(25)・由比玄陽(26)・朝比奈丹野守(27)・飯尾若狭守・由比四郎右兵衛(28)・同主計允(29)・医者(30)・徳源寺・孝甫・系以(32)・三浦内匠等也、最勝院素経懐紙等読揚之、次晩飡有之、観世神六(33)・同二郎大夫迄相伴廿八人云々、三・予両人二首つゝ也、其外各一首也、

二十五日、己酉。天一、艮(うしとら)に下る。天晴る。(中略)ついで三条へ罷り向う。飯尾若狭守迎えに来る。三・予・勝路同道せしめ、五郎殿へ罷り向う。すなわちおのおの懐紙を置く。三十二人。ついで短冊三十五首。硯蓋に予盛る。当座あり。人数、三条亜相・予・太守(中略)三浦内匠等なり。最勝院素経懐紙等を読み揚ぐ。ついで晩餐あり。観世神六・同二郎大夫まで相伴二十八人と云々。三・予両人二首づつなり。その外おのおの一首なり。

(1)己酉の日は、天に昇った天一神が再び天から下る日。艮は、北東の方向。(2)三条西実澄。(3)実名不詳。(4)山科言継。(5)惣持院勝路。(6)今川氏真。(7)今川義元。(8)実名不詳。(9)実名不詳。(10)実名不詳。(11)実名不詳。五三六号註(1)参照。(12)実名不詳。今川氏庶流。二七九号註(9)参照。(13)三浦氏員。(14)実名不詳。(15)実名不詳。(16)実名不詳。(17)斉藤元清。(18)実名不詳。(19)最勝院素経。(20)前号には宮菊とみえる。(21)実名不詳。(22)実名不詳。(23)実名不詳。「同主計允」の次に書かれた上で、「〇」の位置に移動されている。(24)実名不詳。(25)朝比奈親徳。(26)実名不詳。(27)朝比奈親孝。(28)由比光綱。(29)実名不詳。(30)不詳。(31)五三八号註(34)参照。(32)実名不詳。

(33)以下、神六・二郎大夫は、五三八号にもみえる。

三月二十四日、葛山氏元、楠見善左衛門尉の口野郷江浦での問屋の権利を保証する。

五三 葛山氏元判物(折紙)(1) 久住文書 ○沼津市歴史民俗資料館所蔵

口野郷之内江浦(2)へ着岸伊勢船(3)之儀、其外雖為小舟、於諸商売不可有横合(4)、幷問屋(5)之儀も申付上、代官かた(6)へ礼等之儀者可為如前々、但於有役(7)者、此方へ可致沙汰、若依打鉄錠(8)者、代物以弐拾疋可致浦祭(9)、此上代官・百姓若有兎角義者、為先彼判形可相断之状如件、

弘治三丁巳
三月廿四日　　氏元(11)(花押)

楠見善左衛門尉(12)殿

口野郷の内江浦へ着岸の伊勢船の儀、その外小舟たりといえども、諸商売において横合いあるべからず。ならびに問屋の儀も申し付くる上、代官かたへ礼等の儀



は前々のごとくたるべし。ただし役あるにおいては、この方へ沙汰致すべし。もし鉄碇を打つによりては、代物弐拾疋をもって浦祭を致すべし。この上代官・百姓もし兎角の儀あらば、かの判形を先として相断るべきの状、件のごとし。

(1)本文書は、折紙が半分に切断されている。(2)沼津市。(3)口野五ケ村の一つ。(4)伊勢湾付近に船籍を持つ廻船。当時は伊勢・紀伊方面と東海・関東方面との廻船活動が盛んであった。(5)楠見氏が、他の商人の妨げなく独占的に商売を行うことを認めること。(6)戦国時代に、宿場町・港町・城下町等で、人間・物資の輸送や宿屋、軍需物資等の取引に従事した特権業者。(7)口野郷の代官。植松藤太郎を指す。四九九号註(4)参照。(8)問屋営業に対する課役。(9)鉄碇(鉄製の錨)をおろして停泊すること。(10)錨をおろした船から停泊の代金として銭二百文を徴収し、浦祭(浦の繁栄・船の安全・豊漁などを祈願する祭)の費用にあてること。(11)葛山氏元。(12)実名不詳。

この春、葛山播磨守、今川方の城将として織田信長の兵力に対抗し、尾張国笠寺城に籠城する。

五四三 三河記 国立公文書館内閣文庫所蔵 ○東京都

元康公御初陣之事(1)

(中略)

去ル弘治三年ノ春ノ比ヨリ、尾州の侍(2)大半今川家へ心ヲ通シ、已ニ智多郡(3)相随フ、是ニ依テ中村(4)・鳴海(5)ニ駿兵ヲ籠置、科野(6)ニハ松平勘四郎信一、笠寺(7)ニハ葛山播磨守(8)・三浦左馬助(9)・飯尾豊前守(10)・浅井小四郎(11)、四百余人楯籠ル、然ル処ニ尾州ヨリ科野ニ向、城ヲ構ヘ、日々合戦アリ、

(1)松平元康。のちの徳川家康。(2)織田信長方の侍。(3)知多郡。愛知県。(4)愛知県名古屋市。(5)鳴海城。名古屋市。(6)品野。愛知県瀬戸市。(7)笠寺城。名古屋市。(8)葛山信貞か。四九一号註(16)参照。(9)三浦義就か。(10)飯尾乗連。(11)実名不詳。

八月二十八日、葛山氏元、岡宮浅間社の社領に関する法度を命じる。

二四　葛山氏元判物写　判物証文写　今川三　○国立公文書館内閣文庫所蔵

岡宮職(1)田(2)幷役(3)田相拘候衆へ可申付法度之事

一年来神領勘落(4)分、如前々神領ニ申成上者、其方為(5)計事

一神領拘置、公僧・社(6)家為初、各内々之申事、神主を指置以別人申義、停止之畢、但非分義於申懸者、不可立此義事

一神領之内田地、朝比奈左馬允(8)方被官人よりあつかり置義為曲事之間、不可入其引(9)懸事

一神領之内棟別改而申請候衆中へ、年頭之御礼等ニ指加可申懸之、幷社中普請以下如前々可為勤事

一長窪(10)境へ越候者之棟別(11)、如先判形不可有別条事

右条々、於無沙汰族者可令披露、可加下知之状如件、

弘治参丁巳年八月廿八日　　氏元(12)（花押）

諏訪部惣兵衛尉(13)殿

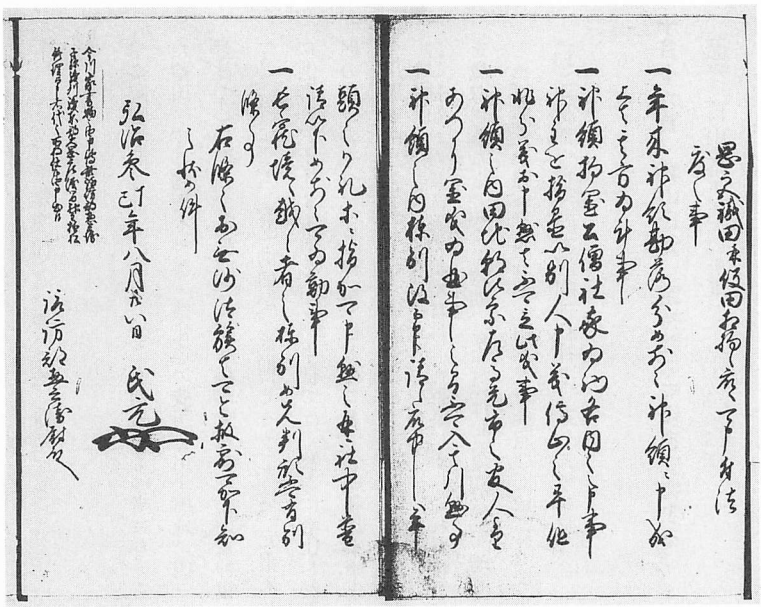

岡宮職田ならびに役田相拘え候衆へ申し付くべき法度の事。

一、年来の神領勘落分、前々のごとく神領に申し成す上は、その方計(はか)らいたるべき事。

一、神領拘え置き、公僧、社家を初めとして、おのおの内々の申し事、神主を指し置き別人をもって申す儀、停止しおわんぬ。ただし非分の義申し懸くるにおいては、この儀を立つべからざる事。

一、神領の内の田地、朝比奈左馬允方被官人よりあずかり置くの儀、曲事(くせごと)たるの間、その引き懸けを入るべからざる事。

一、神領の内の棟別、改めて申し請け候衆中へ、年頭の御礼等に指し加え申し懸くべし。ならびに社中普請以下前々のごとく勤めをなすべき事。

一、長窪境へ越し候者の棟別、先の判形のごとく別条あるべからざる事。

右の条々、無沙汰の族(やから)においては披露せしむべし。下知を加うべきの状、件のごとし。

(1)岡宮浅間神社。沼津市。(2)供僧職をもつ者に与えられた給田。(3)修理や神事・祭礼等の費用を出す田地。四三九号註(4)参照。(4)没収され所有権が欠なわれている神領分。(5)「可」脱か。(6)供僧か。供僧(ぐそう)とは、元来本尊に供奉し、給仕する僧をいう。中世では、社寺に奉仕した僧侶の身分の一つ。(7)神職・社人のこと。(8)朝比奈泰忠。今川氏家臣。(9)引き合いに出すこと。(10)長久保。長泉町。(11)神領から長久保の境地に移った百姓にかけられた棟別銭を徴収すること。(この時期、長久保は北条氏の支配地であった可能性が強い。四五七・四六五号参照。)(12)葛山氏元。(13)諏訪部守信。岡宮浅間神社神主。五七五号参照。

十月十六日、葛山氏元、宝持院の寺領を安堵する。

五四五 葛山氏元判物(折紙)　宝持院所蔵文書
○御殿場市東田中

前々自寺領之内納所候七貫文之外者、為新寄進付置候上



者、地検(1)増分(2)雖有之永除(3)之訖、寺中・門前之棟別・点役義茂可為如年来、幷竹木切取事停止之之状如件、

弘治参丁巳
十月十六日　　氏元(4)(花押)
宝持院(5)

前々寺領の内より納所(なっしょ)し候七貫文の外は、新寄進として付け置き候上は、地検(けん)増分ありといえども永く除きおわんぬ。寺中・門前の棟別・点役の義も年来のごとくたるべし。ならびに竹木切り取る事、これを停止するの状、件のごとし。

(1)検地のこと。(2)検地した結果、従来の年貢高より増加した分のこと。(3)免除すること。(4)葛山氏元。(5)御殿場市。曹洞宗。

十一月十一日、今川義元、春長坊に富士浅間社風祭神事の費用を、伊豆境までを限って勧進することを認める。

五四六　今川義元朱印状(折紙)　宮崎善旦氏所蔵文書　○富士宮市

(印文「義元」)(2)
(3)
富士大宮風祭神事米之事

右、従宇流井河(4)東者限伊豆境(5)、在々所々并諸寺・諸社門前、諸給主(6)、鍛冶(7)、番匠(8)、山造其外之輩(9)、縦雖有不入之印判・々形(10)、為神慮之間、自其在所之代官以案内者、如先規以相定器物、無相違毎年可請取之、若於違乱之族者、可加下知者也、仍如件、

弘治参年
十一月十一日　　春長(11)

(1)五一六号参照。(2)今川義元使用印。(3)富士山本宮浅間大社。富士宮市。(4)潤井川。富士宮市から富士市を経て、駿河湾に注ぐ。(5)駿河国と伊豆国との国境。具体的には千貫樋(清水町・三島市)を指す。(6)給人のこと。四四〇号註(8)参照。(7)金属鍛造の技術を持った職人。(8)交代で領主に奉仕した工匠。主として建設職人をいう。(9)製材をする人。(10)領主にことわりなく入ることのできない土地(不入地)であることを認めた大名の朱印状・判物。(11)春長坊。富士山本宮浅間神社社家。五一六号註(9)参照。

十一月二十六日、今川義元、富士登二郎に河東における十分一課役を免除する。

五四七　今川義元判物写　浅間文書纂

(花押)(1)
河東(2)十分一(3)之事、右、雖数年出来之、陣番(4)以下別而令奉公之条、自当年永令免許之、不可有相違之状如件、

弘治参年
十一月廿六日　　富士登二郎(5)殿

(1)今川義元。(2)富士川の東。(3)十分一課役のことか。

(4)番編成の軍役。(5)実名不詳。富士山本宮浅間大社の大宮司富士氏の一族か。

永禄元年　戊午(一五五八)　弘治四年二月二十八日改元

三月三日、今川義元、織田信長との合戦における葛山播磨守等の戦功を賞する。

一二八　今川義元書状　真田宝物館所蔵文書　○長野県長野市

去晦之状令披見候、廿八日之夜織弾(1)人数令夜込候処ニ、早々被追払、首少々討取候由、神妙候、猶々堅固ニ可被相守也、謹言、

永禄元年
三月三日　　義元(2)(花押)(3)

浅井小四郎(4)殿
飯尾豊前守(5)殿
三浦左馬助(6)殿
葛山播磨守(7)殿
笠寺城(8)中

○本文書は検討の余地がある。



去んぬる晦の状披見せしめ候。二十八日の夜、織(田)弾(正忠)人数夜込せしめ候ところに、早々追い払われ、首少々討ち取り候由、神妙に候。なおなお堅固に相守らるべきなり。謹言。

(1)織田信長。この時期信長は弾正忠を称している。(2)今川義元。(3)通常の義元花押と異なる。四八六号註(4)参照。(4)実名不詳。(5)飯尾乗連。(6)三浦義就か。(7)葛山信貞か。四九一号註(16)参照。以上四名の宛所は、四九一・五四三・五六五号の「三河記」や、五二七号の「信長公記」に共通してみられる。これらの記事の年次及び事象についても、今後の検証を必要とするが、本号が、今川義元の通常の花押と異なる点も含めて、相互関連を考慮して検討する必要があろう。(8)愛知県名古屋市。

四月二十二日、朝比奈泰朝、矢田右近尉に霊山寺の寺領を安堵する。

三四九　朝比奈泰朝判物　霊山寺所蔵文書　○沼津市上香貫

霊山寺(1)住持職之事

右、此間令退転(2)之処、住持職(3)申付、可有修造由、尤任其意也、然者寺領拾八貫文、此内参貫文従三分一方(4)可出之、并寺中山門前共、如前々不可有相違者也、者弥修理勤行無怠慢、可致至精之旨、可申付者也、仍如件、

永禄元年
四月廿二日　　泰朝(5)(花押)
矢田右近尉(6)殿

(1)沼津市。曹洞宗。(2)衰微すること。(3)住持職は一寺を管掌する主僧の職務・得分。前年の弘治三年に住持機外永宣が死没している。(4)不詳。(5)朝比奈泰朝。五三四号註(2)参照。(6)実名不詳。

閏六月二十三日、今川義元、永芳に大泉寺の寺領を安堵する。

三五〇　今川義元判物　大泉寺文書

駿河国阿野庄(1)大泉寺(2)領之事

一田数壱町弐段大、分米弐石五斗六升(3)也、此内四斗壱升者増分也、

一寺家屋敷畠之事

一門前棟別弐間諸役免許之事

一法華院殿(4)祭礼分米参石、自当年百姓栗田玄番(5)かたより、為定毎年可請取之事

一竹木為城之用濫伐取事、令停止之事

右条々、永不可有相違、於向後郷中地検増分雖申懸、不可許容、若又以如何様之筋目、雖有企競望輩、河東一乱(6)之刻、度々炎上及大破処、以自力如形令建立之条、任守綍(7)一札之旨、永可相拘、弥修造勤行不可有怠慢者也、仍而如件、

永禄元
閏六月廿三日　　治部大輔(8)(花押)
永芳(9)書記(10)

(1)沼津市。(2)沼津市。(3)四四二号参照。(4)阿野全成

の院号。一一六号註(2)参照。(5)栗田玄蕃。実名不詳。五二四号に栗田彦四郎の名がみえる。(6)四四三号註(6)参照。(7)不詳。(8)今川義元。(9)不詳。(10)禅院の公的文書作成を掌る僧。

八月四日、葛山氏元、佐野郷の浅間社修造の勧進を禰宜助三郎に許可する。

三二一　葛山氏元朱印状(折紙)　柏木正男氏所蔵文書　○沼津市添地

先年(1)佐野浅間宮(2)修造之時、領中家別ニ八木(3)五ヶ年間可勧進旨雖出判形、打続風旱損故令延引、然間当年一廻之儀、雖為誰人私領、以神慮之儀押並而可致勧進、為其重遣印判之状如件、

永禄元
八月四日　(印文「萬歳」)(4)

禰宜助三郎(5)殿

先年佐野浅間宮修造の時、領中家別に八木五ヶ年の間勧進すべき旨、判形(はんぎょう)を出だすといえども、打ち続く風(ふう)



旱損の故、延引せしむ。しかる間当年一廻の儀、誰人の私領たりといえども、神慮の儀をもって、押し並べて勧進いたすべし。そのため重ねて印判を遣わすの状、件のごとし。

(1)天文二十一年。(2)佐野浅間神社。裾野市茶畑。五〇七号参照。(3)米の異称。(4)葛山氏元使用印、印型Ⅱ型(単郭、幅4・3cm、竪5・0cm)の初見。四九九号註(3)参照。(5)佐野浅間神社禰宜。

八月十二日、葛山氏元、吉野郷三郎に富士高原における関所の支配を認め、関銭の上納を命じる。

三三 葛山氏元朱印状(折紙) 吉野郷雄氏所蔵文書 ○富士宮市

於富士高原仁村上被取候定関之事、如前々取之、有様ニ無々沙汰可納之状、仍如件、

午(5)
八月十二日(印文「萬歳」)(6)
吉野郷三郎殿(7)

富士高原において村上に取られ候定関の事、前々のごとく取り、有様に無沙汰なくこれを納むべきの状、よって件のごとし。

(1)富士宮市の大字山本にある小字名。(2)不詳。人名か。(3)常設の関所のことか。(4)徴収した関銭の一部を葛山氏に納めること。(5)葛山氏元使用印印型Ⅱ型の使用期間より永禄元戊午年。(6)葛山氏元使用印Ⅱ型。(7)実名不詳。四一〇号註(6)参照。

十二月十七日、今川氏真、大輝祥暹に対して大中寺の諸役を免除する。

三三 今川氏真朱印状(折紙) 大中寺所蔵文書 ○沼津市中沢田

(駿河国沢田郷)(印文「氏真」)(1)(2)大中寺(3)之事

一従前々為善得(4)末寺、停止領主・代官之綺、為不入之地之間、惣郷次之諸役(5)、領主・代官不可申懸、并国次之(6)

転役・課役(7)・四分一人足等一切免除之事、可為如前々
事
一門前棟別年来者五間之分免許之旨、見于善得寺証文之
内之条、任其儀畢、其外若於令新在家(8)出来者、重而五
間之分棟別、為新寄進免除之、前後拾間之分、永不可
有違儀事
一庭之樹木号所望不可掘取、幷寺中四壁門前竹木等、見
伐(9)一切停止之事
一奉公之諸役、幷地頭・代官其外家来之者、又者公方人(10)
等寄宿停止之、同於寺中門前濫出入不可致狼藉之事
一惣国次之諸勧進棟別以下、縦以印判雖相触之、為不入
之間、門前之分可除之事
右条々、永不可有相違、然者遍蔵主(11)(12)事者随身于東谷和尚(13)、
隔年在林際(14)・善得両寺勤□(15)役之条、小看坊(16)申付候間、向
後不可及異儀者也、仍而如件、
永禄元年
十二月十七日
祥遍蔵主(17)

(1)今川氏真使用印。(2)沼津市。(3)沼津市。臨済宗。夢窓疎石の創建と伝える。(4)富士市。七世住持は太原崇孚雪斎。(5)郷全体に課せられる諸役。郷によって異なる場合もある。(6)大名が分国全体に課すこと。(7)諸役と同意か。(8)五〇九号註(5)参照。ここでは、開発などによる新しい百姓家の意。(9)伐採すること。(10)大名の任ずる役人。(11)宛所の祥遍蔵主のこと。(12)ぞうす。禅寺で経蔵を管理する僧。(13)東谷宗杲。臨済寺三世住持。(14)臨済寺。静岡市。臨済宗妙心寺派。天文五年今川氏輝の墓所として創建。初代住持太原崇孚。(15)「分」か。(16)看坊は寺院を監守する僧。(17)大輝祥遍。のち清見寺四世。

十二月、今川義元、慶順に対し、清源庵の寺領を安堵し、諸役を免除する。

五四 今川義元朱印状(折紙)　祥雲寺所蔵文書
○沼津市今沢

駿河国
阿野庄大塚郷清源庵(3)之事
(印文「義元」)(1)(2)

右、為善得寺(4)末寺之間、如年来可相拘、寺領田地弐石弐斗余、居屋敷幷塔頭屋敷壱間、上屋敷壱間、停止領主・代官幷訴人等之綺、為不入之地之間、如先規不可有相違、此外新在家五間分、為新寄進棟別・点役・四分一人足、国次之諸勧進、山手(5)以下一切免許之畢、永不可相違者也、仍而如件、

永禄元年
十二月

慶順首座(6)

(1)今川義元使用印。(2)沼津市。(3)近世には廃寺となる。臨済宗。(4)富士市。(5)山野の用益権に課される租税。また、関銭のことを指す場合もある。(6)清源庵の庵主か。首座(しゅそ)は住持の次位。

永禄二年　己未(一五五九)

二月十二日、北条氏の「所領役帳」に御宿隼人佑と葛山氏の名がみえ、また伊豆国佐野等の地名がみえる。

三五五　北条氏所領役帳(1)　今井治良氏所蔵文書　○神奈川県平塚市

永禄年中之頃之小田原
北条君従士ノ永禄比ノ古分限帳

所領役帳

(中略)
一　御宿隼人佑(2)　入西卯検(3)(4)地辻(5)勝之内広野(6)
廿六貫五百卅六文
大普請(7)之時半役

(中略)
玉縄衆(8)知行役

(中略)
一　朝倉右馬助(9)

買得
百廿貫文　三浦(10)浦郷
卅弐貫三百四十文　同所辰増(11)(12)
七十二貫文　豆州(13)玉川
以上弐百廿四貫三百四十文
此内
百九十貫文　自前々致来知行役辻(14)
残而
卅四貫三百四十文　従昔除役(15)間為其分、人衆(16)着到出銭者可懸高辻、但浦郷辰増分者、重而惣検地上、役可被仰付者也、

（中略）
一　拾一貫三百五十文　稲毛(18)平之内(19)葛山(20)
（中略）
一　幻庵(21)御知行
（中略）
拾八貫文　豆州
百貫文　同　佐野(22)
拾七貫文　同　土倉(23)
沢地(24)



（中略）
以上弐千七百四拾六貫七百六十一文
（中略）
永禄二年 己未 二月十二日　奉行　太田豊後守(25)
関　兵部丞(26)
松田筑前守(27)

（1）永禄二年、北条氏が家臣に軍役などを賦課するために作成した基本台帳。原本にみえる合点・丸印等の朱記は省略した。（2）実名不詳。小田原衆の一人。駿東郡の御宿氏との関連は不詳。（3）埼玉県入間郡西部。（4）弘治元乙卯年。（5）検地高。（6）広谷とも書く。埼玉県川越市・鶴ヶ島市。（7）大普請役のこと。北条氏領国において城の構築や修築のために、郷村を単位として賦課された夫役。（8）玉縄城（神奈川県鎌倉市）の防禦の備えとして詰める家臣団。（9）実名不詳。（10）神奈川県横須賀市。（11）天文元壬辰年。（12）検地増分。（13）三島市。清水町玉川とは境川をはさんで接する。（14）軍役・普請役等が課せられる所領高のこと。（15）知行役の賦課から除外されること。（16）軍役のこと。（17）北条氏から課せられた税銭。（18）神奈川県川崎市。（19）川崎市。（20）実名不詳。江戸衆の一人。駿東郡の葛山氏との関連は不詳。なお三三二号註（2）参照。（21）北条長綱。御家中衆の一人。四〇一号註（13）参照。（22）伊豆佐野。三島市。四〇一号註（5）参照。（23）三島市。（24）三島市。（25）実名不詳。松山衆の一人。（26）関為清。馬廻衆の一人。（27）松田康定か。小田原衆の一人。

四月十四日、この日の今川氏真の判物に、去る天文六年の河東乱入における、富士郡下方五社の前別当大納言の奉公のことがみえる。

三三六　今川氏真判物(1)　富知六所浅間神社所蔵文書　○富士市

駿河国下方五社(2)、参ヶ年壱社充御修理分、同金陵院(3)田畠幷別当職領之事
一七拾五石余・五拾八貫文余之事
一社人・供僧幷神人以下祭礼下行(4)等、無他綺可相計事

一五社領如先規無代官綺事
一金剛寺(5)幷供僧屋敷・畠七百文余地之事
一去巳年(6)増分、可為如父頼秀(7)時事
一玉蔵分(8)屋敷・同名職(9)、年貢之外諸役免許之事
一棟別拾弐間・点役・課役・臨時之人足等免除之事
右条々、任先判之旨、不可有相違之由、永領掌訖、然者去丁酉年河東乱入(10)砌(11)、為人質敵地江被奪取之処、以計略遁来、最前在所引切馳参于当府(12)、数年無足(13)堪忍、依親子無二忠節、五社別当職以下任先判所領掌也、自今以後雖有競望輩不可許容者、修理勤行無怠慢可申付之状如件、

永禄弐己未年
四月十四日　　氏真(14)(花押)

五社別当
東泉院(15)

(1)四八四号参照。(2)富士市。(3)不詳。(4)料物を給与すること。ここでは祭礼にかかる費用を別当が負担すること。(5)富士市か。不詳。(6)弘治三丁巳年。(7)大納言頼秀か。四八四号註(14)参照。(8)玉蔵院。富士市か。不詳。(9)四九六号註(3)参照。(10)天文六年。(11)河東一乱。四四三号註(6)参照。(12)駿府。静岡市。(13)奉公の代償として知行地(所領)を与えられていないこと。(14)今川氏真。(15)富士市。四八四号註(17)参照。

五月二十日、今川氏真、西光寺の寺領を安堵し、禁制を下す。

三七　今川氏真判物(1)　西光寺所蔵文書　○沼津市宮町

(懸紙ウハ書)(2)「西光寺　　氏真」

駿河国沼津内当寺領之事
右、任先判形、同桃源院殿(3)寄進之旨、無相違可有寺務、幷寺内僧尼寮舎・門前棟別諸役、所免除也、殊時大鼓(4)勤仕之間、縦諸寺免許雖相破、不可及其引懸(5)、守此旨弥修造勤行不可有怠慢者也、仍如件、

永禄弐己未年

五月廿日　　氏真(6)(花押)

西光寺(7)

(1)四七五号参照。(2)文書などのもともとの包紙に書かれた差出と宛所。(3)今川氏親母(北川殿)か。四七五号註(3)参照。(4)時刻を知らせるものか。詳細不明。(5)たとえ他の寺の免除特権が否定され、諸役等が徴収されることがあっても、本寺(西光寺)は、それと関わりがない、すなわち、引き続いて免除される、という意。(6)今川氏真。(7)沼津市。

三五八　今川氏真禁制(1)

西光寺所蔵文書
○沼津市宮町

禁制(朱印、印文「如律令」(2))

一於寺内甲乙人(3)等狼藉幷殺生之事

一寺家門前竹木切取之事

一寺領中従他所非分之儀申懸押領之事

右条々、於違犯輩者、可処罪科者也、仍如件、

永禄弐己未年五月廿日　　西光寺(3)

(1)四七四号参照。(2)今川氏真使用家印。(3)沼津市。

六月十日、今川氏真、慶順に対し、清源庵を時衆所と主張する玄阿弥との相論に裁許を下し、寺領等を安堵する。

三五九　今川氏真朱印状

祥雲寺文書

阿野庄清源庵(2)之事(印文「如律令」(1))

右、今度看坊玄阿弥(3)、為時衆所(4)之旨訴出候条、遂決断之処、順首座(5)拘之筋目明鏡之上者、如年来可相拘、然者彼時衆年来看坊仕来之条、時衆一代之事者看坊可申付、此旨玄阿弥ニ印判雖出之、向後若相定年貢等令無沙汰、又者対順首座、於有違背之覚悟者、看坊令改易(6)、別人可申付、寺領六俵弐斗之内、三俵一斗年来看坊分出置云々、然者為少寺領之間、彼田地相改(8)、於有余慶(9)者、順首座可所務之、将又新在家五間棟別・四分一・其外点役等、任先印判之旨、一切免許之、守此旨、善得寺(10)末寺次之勤行等、無怠慢可申付者也、仍如件、

永禄弐年
六月十日
慶順首座(11)

(1)今川氏真使用家印。(2)沼津市。(3)不詳。看坊とは、禅寺で留守居の僧。また寺を守る僧のこと。(4)時宗の道場。(5)宛所の慶順首座のこと。(6)罷免。(7)五五四号では、「寺領田地二石二斗」とある。(8)検地のこと。(9)余った分。それまで年貢として認定されているもの以外の余分。増分と同義。(10)富士市。(11)清原庵の庵主か。

六月十八日、寿桂尼(今川氏親後室)、妙海寺に対し諸役を免除する。

三六〇　寿桂尼朱印状(折紙)　妙海寺所蔵文書　○沼津市下河原

永禄弐己未年
六月十八日
妙海寺(5)

(1)寿桂尼使用印。(2)沼津郷。(3)棟別。(4)注進。(5)沼津市。

□(印文「帰」)(1)するかの国ぬまつ郷(2)之内、当寺中幷門前むねへち(3)・諸公事・諸やく等之事

右、免除せしむるところ、永相違あるへからす、若申やからあらハ、ちうしん(4)せらるへき也、仍如件、

八月二日、武田晴信(信玄)、御宿左衛門次郎に、信濃国村上氏との合戦における戦功を賞するという。

三六一　武田晴信感状(切紙)　御宿文書　○山梨県　白根桃源美術館所蔵

今度於□(1)野平、村上(2)不慮出張之処、其方遂一戦、臼井十郎(3)を始、究竟之兵士八人之頸被討捕候由、誠神妙之至候、隙明次第可有帰国候、弥可為忠勤也、仍如件、

永禄二年八月二日　信玄(4)(花押)

御宿左衛門次郎(5)殿

○本文書は検討の余地がある。

今度□野平において、村上不慮に出張のところ、その方一戦を遂げ、臼井十郎を始め究竟(くつきょう)の兵士八人の頸、討ち捕られ候由、誠に神妙の至りに候。隙明き次第帰国あるべく候。いよいよ忠勤をなすべきなり。よって件のごとし。

未八月十二日(6)　　広基(7)(花押)

武藤三郎殿

(1)不詳。信濃国の海野平(長野県上田市・東部町地域)か。(2)村上義清。(3)実名不詳。上野国碓井郡(群馬県西部)を本拠とする武士か。(4)武田晴信。(5)御宿友綱か。「武田源氏一流系図」(別冊系図集八号)に「左衛門次郎友綱、後号監物」とみえる。

八月十二日、広基、武藤三郎に、神山田地の百姓職を認める。

三三　広基判物(折紙)　武藤禎一氏所蔵文書　○御殿場市神山

新橋(1)之内神山(2)有之田地百性職(3)之儀、三郎(4)申付畢、年貢員数十七貫余厳蜜(5)可納所、但此内百疋三郎為屋敷分出之者也、仍如件、

(1)御殿場市。(2)御殿場市。駿東郡東北部の交通の要所で宿があった。現在も新橋と神山は御殿場市の地名に存するが、かなり距離的にへだたっている。なお、六〇六号参照。(3)「百姓職」。四二〇号註(12)参照。(4)宛所の武藤三郎。実名不詳。四九八号註(7)参照。(5)「厳密」。(6)未年は、天文四、同十六、永禄二、元亀二、天正十一年などであるが、しばらくここに収める。(7)実名不詳。

十一月七日、葛山氏元、芹沢玄蕃助に対し、茱萸沢宿の伝馬を管理させ、問屋の権利を安堵する。

三三　葛山氏元朱印状(折紙)　芹沢豊氏所蔵文書　○御殿場市萩原

御厨(1)之内くミさわ(2)宿中給衆(3)、何れ之為被官(4)云共、入駄賃者之儀者、不残伝馬之事可申付、幷問屋(5)之儀可為如前々

者也、仍如件、

(6)未 十一月 七日 (印文「萬歳」(7))

芹沢玄半助(8)殿

御厨(みくりや)の内茱萸沢宿中の給衆、いずれの被官たりといえども、駄賃を入るる者の儀は、残らず伝馬(てんま)の事申し付くべし。ならびに問屋の儀、前々のごとくたるべきものなり。よって件のごとし。

(1)鮎沢御厨。裾野市北部から御殿場市・小山町南部にわたる地域。(2)茱萸沢。御殿場市。御厨地域における交通の要所。(3)土地の給与を受けている者、ここでは有力町人層を指すか。(4)問屋に駄賃を払って商売をしている者か。(5)五四二号註(6)参照。(6)葛山氏元使用印、印型Ⅱ型の使用期間より、永禄二己未年。葛山氏元使用印Ⅱ型。(8)玄蕃助。五三〇号では、「玄番(蕃)尉」とみえる。同号註(7)参照。

永禄三年　庚申(一五六〇)

三月十二日、今川義元、中間藤次郎に対し、沼津・内浦等における新船の湊出入の課役等を免除する。

五五四　今川義元判物(折紙)　寺尾陽三氏所蔵文書　○静岡市

(花押)(1)

清水湊(2)爾繋置新船壱艘之事

右、今度遂訴訟之条、清水湊・沼津・内浦(3)・吉原(4)・小河(5)・石津湊(6)・懸塚(7)、此外分国中所々、如何様之荷物・俵物(8)以下相積雖令商買、於彼舟之儀者、帆役(9)・湊役(10)幷出入之役(11)、櫓手(12)・立使(13)共免除畢、縦自余免許之判形相破、至于其時為一返雇(14)、臨時之役等雖申懸之、不限時分、他国之使(15)已下、別而可令奉公之旨申之条、為新給恩令扶助之上者、不可及其沙汰、然者以自力五拾貫文之買得有之云々、分限役(16)是又一返之役・臨時役等免許畢、年来為無足令奉公之条、永不可有相違、雖然以判形於諸役仕来湊者、可勤其役者也、仍如件、

永禄参庚申年
三月十二日
中間(17)藤次郎(18)

(1)今川義元。(2)清水市。(3)沼津市。(4)富士市。(5)焼津市。(6)焼津市。(7)竜洋町。(8)海産物をつめた俵。(9)帆別役銭。湊に停泊する船に対する課役。船の帆一端につき何銭という割合で徴収した。(10)湊に停泊する船に対する使用料か。(11)船が湊に出入するたびに課せられる役か。(12)船の漕ぎ手。(13)漁師のことか。(14)一遍、その時限りのことか。(15)他の大名領国への使者。(16)知行高(貫高)に相当する奉公。(17)領主の下層家臣の呼称で、侍・悴者よりは下位、小者よりは上位にある者。(18)不詳。

この頃、葛山播磨守、今川方の城将として、尾張国笠寺城を守備する。

五六五　三河記　国立公文書館内閣文庫所蔵 ○東京都

義元(1)尾州発向事

(中略)

十五日、(2)義元岡崎(3)ニ到著セラル、兼テヨリ鳴海ノ城(4)ニハ山口左馬助(5)・岡部五郎兵衛(6)、大高ノ城(7)ニハ鵜殿長門守(8)・飯尾豊前守(9)、笠寺ノ城(10)ニハ葛山播磨守(11)・三浦左馬助(12)・朝比奈兵衛尉(13)・浅井小四郎(14)ヲ入置レケル、

(1)今川義元。(2)五月。(3)愛知県岡崎市。(4)愛知県名古屋市。(5)山口教継。(6)岡部元信。(7)名古屋市。(8)実名不詳。(9)飯尾乗連。(10)名古屋市。(11)葛山信貞か。四九一号註(16)参照。(12)三浦義就か。(13)実名不詳。(14)実名不詳。

これより以前作成の臨済寺末寺帳に、駿東郡内の諸寺がみえる。

五六六　臨済寺諸塔頭以下書立　臨済寺文書
(貼り継ぎ紙端裏書)「(1)末寺帳続目ニ義元様御印判有之、紙数以上拾枚」

（端裏書）
「末寺帳　先代印判有(2)　永禄十二己巳正月十八日入御披見(3)、
　続目ニ義元様御印判有　御認帳ニ被写入也、
　天正五丁丑九月十五日当太守(4)入御
　披見令為奏者、」
臨済寺(5)諸塔頭(6)(7)（朱印、印文「如律令」）

（中略）

同諸末寺(8)

須津(9)天寧寺(10)　有御判(13)、以椎木道場(14)(15)為興国寺(16)之改替也、
阿野(11)真如寺(12)　有御判、敷地計、
同青竜庵(17)　有御判、寺領少、
同大川(18)　有御判、寺領少、
原(19)徳源寺(20)　有御判、寺領本年貢二十五俵、増分八俵、畠銭弐貫五百文、あれ畠弐百文、門前屋敷棟別四間御免、
沢田(21)大中寺(22)　有御判、寺領田弐町、此内より四貫八百文出候、畠二反、門前五間諸役御免、
原瑞松庵(23)　有御判、寺領少、
同松隠庵(24)　有御判、寺領少、本年貢十六俵、増分十二俵、
戸田(25)法善寺(26)　有御判、寺領　田地一町九反、門前五間棟別五間、寺家敷地

深良(27)興禅寺(28)　有御判、寺領少、
富士円通寺(29)　有御判、寺領少、
大平郷(30)之内六ケ寺　幽洞庵　臥竜庵　得楽寺　鷲桂庵　光厳寺　向丘寺(31)　各有御判、寺領少充アリ、

（後略）

（1）今川義元。本文書は年代不詳であるが、義元使用の「如律令印」が捺されていることより、義元死没（永禄三年五月十九日）以前のものとして、しばらくここに収める。（2）今川義元。（3）武田晴信（信玄）に披露したこと。（4）武田勝頼。（5）今川義元使用家印。（6）静岡市。（7）大寺の内にある小院。（8）善得寺。富士市。（9）富士市。（10）善得寺の前身という。（11）沼津市。（12）沼津市。四九〇号註（3）参照。（13）今川氏当主の判物。（14）椎路（沼津市）か。（15）まだ寺の形をなしていない仏道修行の場所。（16）沼津市。（17）不詳。（18）大泉寺（沼津市）か。（19）沼津市。（20）沼津市。臨済宗。（21）沼津市。（22）沼津市。（23）不詳。（24）松隠寺。沼津市。（25）清水町。（26）清水町。臨済宗。（27）裾野市。（28）裾野市。曹

洞宗。観応年間夢窓疎石の創建と伝承。(29)不詳。(30)沼津市。(31)六寺のうち、得楽寺は徳楽寺として、鷲桂庵は鷲桂寺として、それぞれ沼津市に現存。いずれも臨済宗。他は不詳。なお、六一四号と寺名に異同がみられるが、不詳。

杉山縫殿助(6)殿

(1)五二一号参照。(2)清水町。(3)天文二十一壬子年。(4)弘治元乙卯年。(5)今川氏真。(6)実名不詳。

八月八日、今川氏真、杉山縫殿助に泉郷本増分の年貢を請負わせる。

五六七　今川氏真判物写(1)　判物証文写　今川二　○国立公文書館内閣文庫所蔵

駿河国泉郷(2)為案内者、子年(3)令検地之上、弐百俵之増分出来、其上本増共可為定納之由致請納之条、忠節也、然者彼本増之外、相拘名職之内、増分拾石壱斗幷見出畠銭之増分共五貫文、永代所出置也、雖然去卯年(4)重而有訴人増分雖申出、彼忠節分之儀者、任先判形之旨、年来被出置之上者、縦於向後代官・百姓等為横合、拘置名職雖令競望、是又任先判形之旨、永不可有相違者也、仍如件、

永禄参庚申年
八月八日　　氏真(5)(花押)

八月九日、今川氏真、春長坊に富士浅間社風祭神事の費用を、伊豆境までを限って勧進することを認める。

五六八　今川氏真判物(1)　宮崎善旦氏所蔵文書　○富士宮市

駿河国富士大宮(2)四和尚(3)職之事

右、任先判不可有相違、然者風祭之事、従宇流井(4)河東者限伊豆境、在々所々雖有不入之判形・印判、如先判形可致之、次下人家(5)五間棟別諸役令免除了、大宮不入一返雖破之、乱中(6)自余仁相替守宮中(7)之間、不可準他(8)、随而御造宮之上、本社於御遷宮者、年来如仮殿本社中之参銭(9)可令所務、縦大宮司(10)・社人等雖有競望、是又任先判形之旨一向不可及許容、者如先規神事祭祀無怠慢可勤之者也、仍如件、

永禄参庚申年
八月九日

氏真(11)(花押)

春長坊(12)

(1)五一六・五四六号参照。(2)富士山本宮浅間神社。富士宮市。(3)社家職の一つ。(4)潤井川。(5)ここでは、富士山本宮浅間神社に隷属し、奉仕する者。(6)河東一乱。四四三号註(6)参照。(7)富士山本宮浅間神社。(8)富士山本宮浅間神社は、不入地として、諸役等が免除されていたが、その不入権を否定して諸役等の徴収が行われたとしても、春長坊が支配する四和尚職の得分については、河東一乱において、浅間神社を守備した恩償として従来通り認めるという意。(9)賽銭。神に捧げる銭のこと。(10)ここでは、富士山本宮浅間神社の神職の長。(11)今川氏真。(12)富士山本宮浅間大社社家の一つ。五一六号註(9)参照。

九月十五日、今川氏真、中間藤次郎に対し、沼津・内浦等における船の湊出入の課役等を免除する。

五六九　今川氏真判物(1)

寺尾陽三氏所蔵文書
○静岡市

(懸紙ウハ書)
「中間藤二郎(2)」

繋置清水湊(3)船壱艘之事

右、去春中令訴訟之上、清水湊・沼津・内浦(4)・吉原(5)・小河(6)・石津湊(7)・懸塚(8)、此外分国中所々、如何様之荷物・俵物以下相積雖令商買、於彼船者、帆役・湊役幷出入之役、櫓手・立使共免許訖、縦自余免許之判形相破、至于其時為一返之雇、臨時之役等雖申懸、不限時分、他国之使以下、別而可令奉公之旨申之条、為給恩令扶助之上者、不可及其沙汰、然者以自力五拾貫文之買得有之云々、分限役是又一返之役・臨時之役等令免許之、年来為無足令奉公之条、永不可有相違之旨、任先判形所令領掌也、殊今度清水訴人(9)、彼役津方(10)為八拾貫文之内之由雖申出、依子細言上為八拾貫文之外所申付也、其上彼訴人等重令難渋者、津方立合改之、随其員数可有其沙汰、但於諸役仕来湊者、可勤其役之旨、雖先判形有之、重而依奉公可申付

者也、守此旨弥可令東西馳走之状如件、

永禄三庚申年
九月十五日　　中間　藤二郎

氏真(11)(花押)

(1)五六四号参照。(2)五六四号では藤次郎。(3)清水市。(4)沼津市。(5)富士市。(6)焼津市。(7)焼津市。(8)竜洋町。(9)清水湊の者が訴えたという意。(10)湊の役人。(11)今川氏真。

十二月二日、今川氏真、松井宗信の興国寺口等での戦功を賞し、子宗恒に遠江国蒲の所領を給付する。

三七〇　今川氏真判物写　土佐国蠹簡集残編　三　○高知県立図書館所蔵

父左衛門佐宗信(1)及度々抽軍忠之事

一東取合(2)之刻、於当国興国寺口(3)今沢(4)、自身砕手、親類・与力(5)・被官数多討死、無比類動(6)之事

(中略(7))

右、度々忠節感悦也、(中略(8))可専戦功之状如件、

永禄三庚申年
十二月二日　　松井八郎(10)殿

氏真(9)(花押)

(1)松井宗信。(2)河東一乱(四四三号註(6)参照)のことか。(3)興国寺城。沼津市。(4)沼津市。(5)寄騎とも書く。有力武将に付属する下級武士。戦国時代の軍事編成としての寄親・寄子制の寄子と同義。(6)「働」の意。(7)以下、今川氏の有力武将として、天文十六年の三河国田原(愛知県田原町)合戦から永禄三年の尾張国桶狭間(愛知県名古屋市)合戦までの軍忠が、六ケ条にわたって記されているが略した。(8)以下、松井氏の遠江国蒲(浜松市)における所領に関することが記されているが略した。(9)今川氏真。(10)松井宗恒。

永禄四年　辛酉(一五六一)

二月十日、今川氏真、永芳に大泉寺の寺領を安堵する。

壱一　今川氏真判物(1)　大泉寺文書

駿河国阿野庄(2)大泉寺(3)領之事

一田数壱町弐段大、分米弐石五斗六升也、此内四斗壱升者増分也、

一寺家屋敷畠之事

一門前棟別弐間諸役永免許之、此外只今新在家八間棟別諸役廿ケ年免許之、

一法華院殿(4)祭礼分米参石、自当年百姓栗田玄蕃かたより、為定毎年可請取之事

一竹木為城之用濫伐取事令停止之事

右条々、永不可有相違、於向後郷中地検増分雖申懸、不可許容、若又以如何様之筋目、雖有企競望輩、河東一乱(5)之刻、度々炎上及大破処、以自力如形令建立之条、任守縄(6)一札之旨、永可相拘之由、任先判領掌畢、弥修造勤行不可有怠慢者也、仍如件、

永禄四年辛酉
二月十日　　氏真(7)(花押)

永芳書記(8)

(1)五五〇号参照。(2)沼津市。(3)沼津市。(4)阿野全成。(5)四四三号註(6)参照。(6)不詳。(7)今川氏真。(8)不詳。

八月二十三日、今川氏真、富士郡下方五社造営以前の河東諸勧進を停止する。

壱二　今川氏真朱印状(1)(折紙)　富知六所浅間神社所蔵文書　○富士市

川東諸(3)勧進(印文「如律令」(2))之事

右、五社(4)造宮以前堅令停止之、縦以印判雖成其勧、可相押之、然間五社勧進事、雖為河東幷寺社領不入地、可勧進之旨、所任先印判、仍如件、

永禄四年
八月廿三日

五社別当(5)

(1)五三三号参照。(2)今川氏真使用家印。(3)富士川以東。(4)四八四号註(2)参照。(5)東泉院、大納言頼秀子。五五六号参照。

九月十五日、武田晴信(信玄)、御宿左衛門次郎に信濃国川中島合戦の戦功を賞するという。

五三 武田晴信感状(折紙) ○御宿文書 ○山梨県 白根桃源美術館所蔵

今十日河中嶋一戦(1)抜群之働、自身首三被討捕神妙之至候、雖然名字中(2)并被官之輩多以戦死、残念之処、味方勝利之上者、本望ニ可被存候、猶々可被励忠節之状如件、

永禄辛酉(3)九月十五日　　信玄(4)(花押)

御宿左衛門次郎(5)殿

○本文書は検討の余地がある。

今十日河中嶋一戦抜群の働き、自身首三討ち捕られ神妙の至りに候。しかりといえども名字中ならびに被官の輩(ともがら)多くもって戦死す。残念のところ、味方勝利の上は本望に存ぜらるべく候。なおなお忠節を励まるべきの状、件のごとし。

(1)武田氏と上杉氏との第四次の川中島合戦を指す。(2)御宿と同姓の者。(3)永禄四年。(4)武田晴信。(5)御宿友綱か。五六一号註(5)参照。

九月二十八日、今川氏真、御宿左衛門尉に三河国富永口における戦功を賞するという。

五四 今川氏真感状写 古今消息集 八 ○国立公文書館内閣文庫所蔵

去五月廿八日富永口(1)働之時、於広瀬(2)川中及一戦粉骨、雖不始于今感悦之至也、弥可励戦功之状如件、

永禄四年
九月廿八日　　氏真(3)

御宿左衛門尉(4)殿

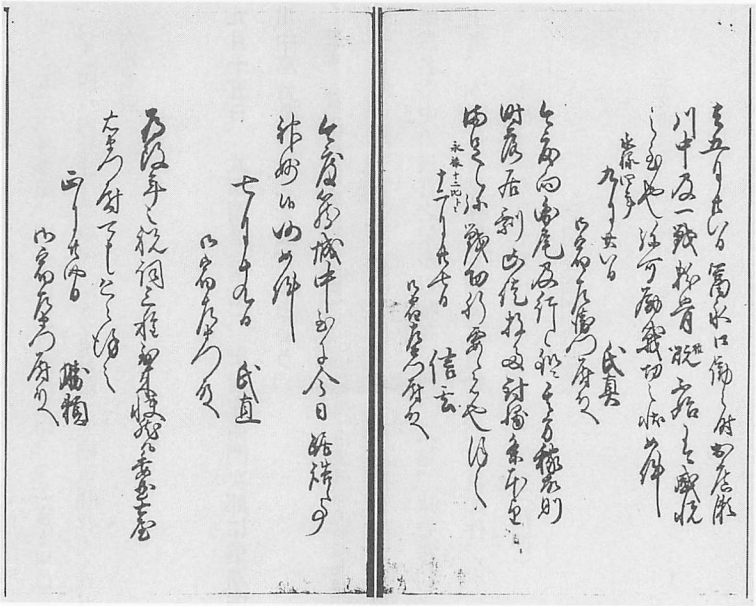

○本文書は検討の余地がある。

去んぬる五月二十八日富永口働きの時、広瀬川中において一戦に及び粉骨、今に始まらずといえども感悦の至りなり。いよいよ戦功を励まるべきの状、件のごとし。

(1)愛知県新城市か。(2)愛知県豊田市か。(3)今川氏真。(4)実名不詳。六四六・六九四・八六六号にもみえる。前号の御宿左衛門次郎と同一人物か。

十一月十六日、今川氏真、岡宮浅間社の供僧職について裁許を下す。

三七五　今川氏真判物　岡宮浅間神社氏子総代会所蔵文書　○沼津市岡宮

駿河国大岡庄(1)岡宮浅間宮(2)供僧(3)職之事

合拾弐口(4)拾弐町并屋敷拾弐間者、

右、去丙申年十月二日(5)任先例互落着之処、朝比奈太郎左

衛門尉(6)同十五日判形申掠(7)、近年令所務、然処朝比奈丹波守(8)為奏者企訴訟、子細無紛之間、拾弐職田(9)一円爾重為新寄進如前々、僧都頼盛(10)幷神主守信(11)爾領掌訖、但去丙申年如相定、毎年従役田之内拾三貫五百文者、太郎左衛門尉所江可相渡之、其外於向後太郎左衛門子孫不可有綺、幷供僧衆坊中神主役人等棟別諸役以下、如前々令停止之、同供僧屋敷拾弐間、神主屋敷壱間ニ、門前沙弥(12)家参間充棟別免除、此外神領内新屋敷弐拾間、棟別諸役為不入令免許、神領拘置供僧・神主以下職役田、或令沽却(13)或為私他所へ於去渡輩者令改易、社頭修造爾可付之旨、任天沢寺殿(14)天文十九庚戌年四月晦日証判(15)、永領掌不可有相違、守此旨弥国家安全之懇祈、不可有怠慢之状如件、

永禄四辛酉年
十一月十六日　　氏真(16)(花押)

岡宮供僧一和尚
同神主(17)

(1)沼津市から裾野市にかけての地域。(2)沼津市。(3)供僧(五四四号註(6)参照)の得分。(4)供僧十二人のこと。(5)天文五年。四三九号参照。(6)実名不詳。(7)虚偽の申告をすること。(8)朝比奈親徳。(9)田地一町と屋敷一間が一体になっている十二口の給田のこと。(10)不詳。(11)諏訪部守信。五四四号の宛所の諏訪部惣兵衛尉。(12)剃髪しながらも妻子をもち在家の生活をする者。(13)売却。(14)今川義元。(15)現存しない。(16)今川氏真。(17)諏訪部守信。

十一月二十八日、葛山氏元、岡宮浅間社の社領に関する法度を諏訪部守信に命じる。

毛六　葛山氏元判物　岡宮浅間神社氏子総代会所蔵文書
○沼津市岡宮

岡宮職役田(1)法度(2)事

一神領年来勘落之所、如先規以御屋形(3)御判(4)被仰付之□(5)、相定役等不可有怠慢、神役以下退転之所、神主勤来之間、任前後之法度、彼田地永令改易(6)、神主可相計事

一修理田(7)年貢事、年来之勘定、任御判旨明鏡致之、造宮之儀以奉行□申付(8)事(9)

一神領数年就勘落、神主一人令在荷(10)、如前々申成之上、任先判形旨可為計事

右条々、於違背之輩者、可加下知状如件、

永禄四辛酉年霜月廿八日　　氏元(11)(花押)

神主諏訪部惣兵衛尉(12)殿

岡宮職役田法度の事

一、神領年来勘落のところ、先規のごとく御屋形の御判をもって仰せ付けらるるの上、相定むる役等怠慢あるべからず。神役以下退転のところ、神主勤め来るの間、前後の法度に任せ、かの田地永く改易せしめ、神主相計らうべき事。

一、修理田年貢の事、年来の勘定、御判の旨に任せ明鏡に致し、造宮の儀、奉行をもって申し付けらるる事。

一、神領数年勘落につきて、神主一人在府せしめ、前々のごとく申し成すの上、先の判形(はんぎょう)の旨に任せ計

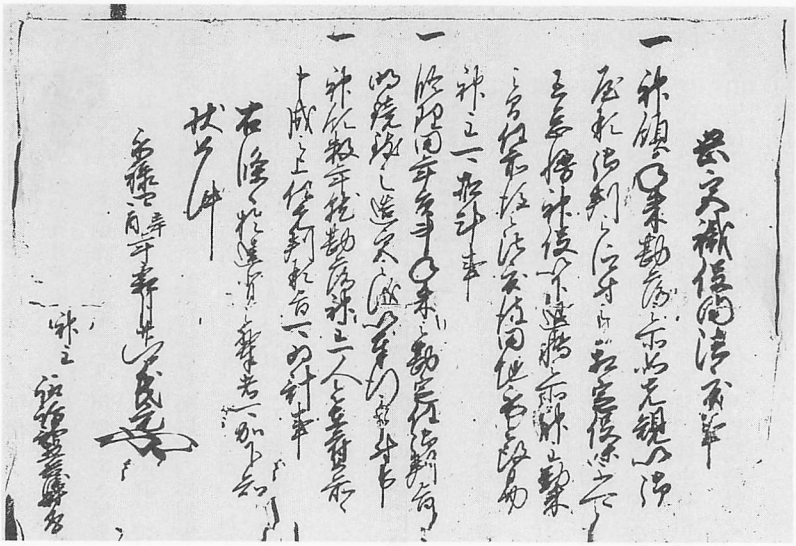

らいをなすべき事。
右の条々違背の輩においては、下知を加うべきの状、件のごとし。

(1)岡宮浅間神社。沼津市。(2)五四四号にみえる職田と役田のこと。(3)今川氏真。(4)前号文書を指すか。(5)「上」か。(6)没収する。(7)四三九号註(5)参照。(8)「被」か。(9)四八九号参照。(10)在府。つまり駿府(静岡市)に出かけ訴訟すること。(11)葛山氏元。(12)諏訪部守信。前号参照。

永禄五年　壬戌(一五六二)

二月六日、葛山氏元、吉野郷三郎に、棟別銭の定納を請負わせ、新家の諸役を免除する。

三七七　葛山氏元朱印状(折紙)　吉野郷雄氏所蔵文書　○富士宮市

其方拘之内棟別年来雖為弐拾疋(1)、従当年□(2)参拾疋之儀者為定納可澄(3)之、此外如何程新家(4)雖出来、諸役永令免許畢、但諸役之儀も三間之儀(5)者可勤之、雖有横合申族一切不可及許容者也、仍如件、

戌(6)
二月六日　(印文「萬歳」(7))

吉野郷三郎(8)殿

その方拘えの内、棟別年来弐拾疋たりといえども、当年よりは参拾疋の儀は定納として済ますべし。この外いかほど新家出来(しゅったい)すといえども、諸役永く免許せしめおわんぬ。ただし諸役の儀も三間の儀は勤むべし。横合い申す族ありといえども、一切許容に及ぶべからざ



るものなり。よって件のごとし。

(1)二百文。(2)「者」か。(3)「済」の宛字。(4)新たに課役賦課の対象となる家。(5)前記の参拾疋の棟別銭の対象屋敷のことであろう。(6)葛山氏元使用印、印型Ⅱ型の使用期間より、永禄五壬戌年。(7)葛山氏元使用印Ⅱ型。(8)実名不詳。四一〇号註(6)参照。

七月二十六日、葛山氏元、神山宿の伝馬役についての相論を裁許し、代官名主武藤新左衛門尉等の駿府への出頭を命じる。

五七八　葛山氏元朱印状(折紙)　武藤禎一氏所蔵文書　○御殿場市神山

神山陣(1)伝馬(2)之事、自苅屋(3)・笠寺(4)陣之時相定之処、去々年以来依令難渋(5)、伝馬屋敷。相拘之者共可勤之旨、両度遣印判(6)処、□□(7)及兎角(8)条甚以曲事也、急度伝馬銭(9)相調、台所(10)野中源左衛門(11)爾可相渡、其上当府(12)其外近辺伝馬者、駄賃入者共(13)可勤之、但有可申子細者三日中に可参府(14)、就□(15)儀者

為名主(16)間、武藤(17)、伝馬屋敷(18)拘之者一人、脇之者(19)一人、可罷上、来二日(20)以前不致参府、猶伝馬銭於不出者、此儀及横合者一両人可成敗之状如件、

戊(21)
七月廿□日

(印文「萬歳」)(22)(23)

神山宿中
伝馬屋敷者

神山陣の伝馬の事、苅屋・笠寺の陣の時より相定むるのところ、去々年以来難渋せしむるにより、伝馬屋敷を相拘うる者ども勤むべきの旨、両度印判を遣わすところ、自今兎角に及ぶ条、はなはだもって曲事なり。急度、伝馬銭相調え、台所野中源左衛門に相渡すべし。その上、当府その外近辺の伝馬は、駄賃を入るる者ども勤むべし。ただし、申すべき子細あらば、三日中に参府すべし。この儀につきては名主たる間、武藤、伝馬屋敷を拘うる者一人、脇の者一人、罷り上るべし。来る二日以前に参府致さず、なお伝馬銭を出ださざる



においては、この儀横合に及ぶ者一両人成敗すべきの状、件のごとし。

(1)御殿場市。次号・次々号参照。(2)陣伝馬ということで、出陣の際に徴発される伝馬という意にも解される。しかし、次号、次々号と一連の文書と考えられることより、「宿」の書き誤りと解することもできる。(3)愛知県刈谷市。(4)愛知県名古屋市。(5)渋って事を進めないこと。(6)これらの文書は現存しない。(7)「自今」か。(8)あれこれ。ここでは、命令に従わないことを意味する表現。(9)伝馬の収益分にかけられる銭。(10)財政をつかさどる役所、または人。(11)実名不詳。(12)駿府。静岡市。(13)駄賃馬で駄賃稼を行い、宿、問屋などに一定の収益を納める者。(14)駿府にある葛山氏のもとに出頭すること。葛山氏が駿府に屋敷をもっていたことは、本書所収の「為和集」、「言継卿記」の記述より判る。(15)「此」か。(16)宿の日常的な政務を取りしきった役人。ここでは、近世の村役人としての名主(なぬし)に近い存在と考えられる。(17)実名不詳。次号・次々号にみえる武藤新左衛門尉のこと。四九八号註(7)参照。(18)課役として伝馬を負担する家。(19)一人前の伝馬屋敷をかかえる者でなく、前記の「駄賃入者共」や、次号の「散在之者」のこと。(20)八月二日のこと。(21)葛山氏元使用印印型Ⅱ型の使用期間より、永禄五壬戌年。(22)葛山氏元使用印Ⅱ型。(23)「六」か。

八月五日、葛山氏元、神山宿の伝馬役相論についての裁許の執行を、代官名主武藤新左衛門尉に申し付ける。

五七九　葛山氏元朱印状(折紙)　武藤禎一氏所蔵文書　○御殿場市神山

神山宿(1)伝馬之儀付而、去未年(2)以来散在之者(3)与伝馬屋敷相拘之者依有申事、今度遂裁許上、先年苅屋(4)・笠寺(5)出陣之時如相定、彼役屋敷(6)拘来七間之者半分、散在之者半分充打合可勤之、府中(7)・小田原、其外近辺所用之儀茂、如年来可相勤、於向後有難渋之族者、可加成敗之旨可被申付之状如件、

永禄五壬戌年(印文「萬歳」)(8)
八月五日

神山代官
名主
武藤新左衛門尉(9)殿

神山宿伝馬(てんま)の儀に付きて、去んぬる未年以来散在の者と伝馬屋敷を相抱うる者、申す事あるにより、今度裁許を遂ぐる上、先年苅屋・笠寺出陣の時、相定むるごとく、かの役屋敷を抱え来る七間の者半分、散在の者半分ずつ打ち合せ勤むべし。府中・小田原その外近辺所用の儀も、年来のごとく相勤むべし。向後(きょうこう)難渋の族あるにおいては、成敗を加うべきの旨、申し付けらるべきの状、件のごとし。

(1)御殿場市。前号及び次号参照。(2)永禄二己未年。(3)前号の「脇之者」に相当。(4)愛知県刈谷市。(5)愛知県名古屋市。(6)伝馬屋敷。(7)駿府。静岡市。(8)葛山氏元使

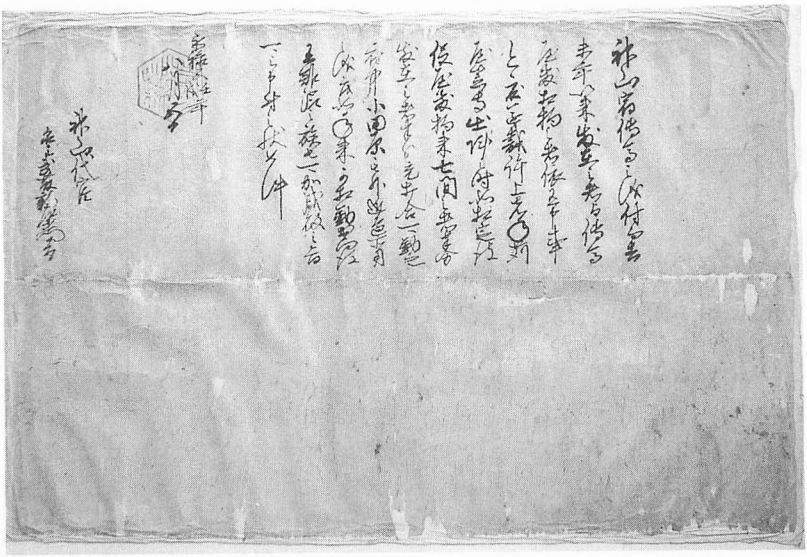

用印Ⅱ型。(9)実名不詳。四九八号註(7)参照。

八月五日、葛山氏元、神山宿の伝馬役相論の裁許にもとづき、代官名主武藤新左衛門尉に未進分の納入を命じる。

弐〇　葛山氏元朱印状(折紙)　武藤禎一氏所蔵文書　○御殿場市神山

当郷宿伝馬(1)之事、去未年(2)以来令未進分弐疋前(3)参貫文、今度裁許上以印判如相定、伝馬屋敷拘之者半分、散在之者半分打合可致之、但彼三貫文者野中源左衛門尉(4)爾可渡之、然上者去未歳屋敷拘来者依令難渋、駄賃入者計勤之由神妙也、今度裁許之上相定之条、未年勤之伝馬壱疋之分も役屋敷(5)へ可配分旨可被申付之状如件、

永禄五壬戌年(印文「萬歳」)(6)
八月五日

神山代官
名主
武藤新左衛門尉(7)殿

当郷宿伝馬の事、去んぬる未年以来未進せしむる分弐疋前参貫文、今度裁許の上、印判をもって相定むるごとく、伝馬屋敷を抱うる者半分、散在の者半分、打ち合せ致すべし。ただしかの三貫文は野中源左衛門尉に渡すべし。しかる上は、去んぬる未歳屋敷を抱え来る者難渋せしむるにより、駄賃を入るる者ばかり勤むるの由、神妙なり。今度裁許の上、相定むるの条、未年勤むるの伝馬壱疋の分も役屋敷へ配分すべき旨、申し付けらるべきの状、件のごとし。

(1)神山宿のこと。御殿場市。前号・前々号参照。(2)永禄二己未年。(3)伝馬銭の勘定が、馬疋を単位として行われていたことがわかる。(4)実名不詳。(5)伝馬屋敷のこと。(6)葛山氏元使用印Ⅱ型。(7)実名不詳。四九八号註(7)参照。

十月七日、今川氏真、甘利弾正忠に長沢名職の知行分を給与し、諸役を免除する。

弄一　今川氏真判物写　判物証文写　今川二　○国立公文書館内閣文庫所蔵

一駿河国於長沢(1)名職之内出置切符(2)、幷棟別弐拾八間四分一・点役等、如先判領掌畢、名職田畠屋敷諸給主(3)共、如前々相拘、年貢等納所之上者、雖有検地訴人、不可有相違、長沢之内芝原少有之由申条、為新給恩永扶助畢、此外八百文隠田(4)有之由、是又扶助事

一相拘之内竹木、樋之井堰(5)仕候条、濫不可伐取事

一従前々相拘日詰大樋(6)、為修理分出置地之事、料所方(7)七間(8)、朝比奈蔵人(9)知行分壱間半堰共、此田地坪弐段柳坪(10)・五段茂付(11)上下(12)・六段中坪(13)上下・参段下中坪(14)肥後分等之事

右、従前々拘来之条、縦雖有余慶、彼於修理分者、不可有他之競望、弥修理不可無沙汰、彼地之内柿田原(15)、為屋敷分、任先判、開発次第令所務(16)、勤其役永可令知行之状如件、

永禄五壬戌
十月七日　　上総介(17)(花押)

甘利弾正忠(18)殿

(1)清水町。(2)本来は為替手形のことであるが、戦国時代以降、家臣へ手形で与えられる俸禄のことをいう。(3)四四〇号註(8)参照。(4)隠匿して私に作り取りする田地など。領主に把握されていず、年貢や軍役負担の対象外である。(5)用水を取り入れるために設けられた構築物。(6)三島市から清水町内を流れる千貫樋のことか。(7)今川氏の直轄領。(8)料所方より修理の費用を負担する堰の長さ。(9)実名不詳。(10)清水町長沢の小字。(11)清水町長沢の小字に重附がある。(12)清水町長沢の小字。(13)清水町長沢の小字か。(14)朝比奈肥後守元智か、所肥後(七〇三号にみえる)の知行地の負担分か。(15)清水町。(16)四三五号註(7)参照。(17)今川氏真。(18)実名不詳。五一〇号にもみえる。

十月二十日、葛山氏元、太泉寺に松沢屋敷及び新家などを安堵する。

弄二　葛山氏元判物写(1)　大泉寺所蔵文書　○沼津市東熊堂

去丁巳年(2)寺家退出(3)之時、松沢屋敷(4)分事、植松弥太郎(5)為拘分之由依申、遣印判処、今度竜光院(6)之判形幷続目判形両通、其外先辛丑年(7)検地割付(8)以下披見明鏡也、然而重門前新宅(9)五間分、同自先年寄進六百文、此外諸役一切停止之畢、万一至于後年雖有検地、増分儀不可有之、此段永代不可有相違之状如件、

永禄五壬戌
十月廿日　　氏元(10)(花押)
大泉寺(11)

去んぬる丁巳年寺家退出の時、松沢屋敷分の事、植松弥太郎抱え分たるの由申すにより、印判を遣わすのところ、今度竜光院の判形ならびに続目の判形の両通、その外先の辛丑年検地割付以下披見明鏡なり。しかれども重ねて門前新宅五間分、同じく先年より寄進の六百文、この外諸役一切停止しおわんぬ。万一後年に至り検地ありといえども、増分の儀あるべからず。この段永代相違あるべからざるの状、件のごとし。

(1)東京大学史料編纂所架蔵影写本所収の正文(花押は本文書よりも氏元のものに近いが、写の可能性も否定できない)では折紙である。(2)弘治三年。(3)衰退。(4)沼津市東熊堂の小字名。(5)実名不詳。(6)葛山氏広か。(7)天文十年。(8)葛山氏の場合、佐野郷浅間社領の検地割付(五一八号)が現存している。(9)新家。五七七号註(4)参照。(10)葛山氏元。(11)沼津市。現在は「大泉寺」であるが、正文では「太泉寺」。五二九号註(4)参照。

永禄六年　癸亥(一五六三)

三月十九日、葛山氏元、芹沢伊賀守に関銭の納入と荷駄の通過について指示する。

三八三　葛山氏元朱印状(折紙)　芹沢豊氏所蔵文書　○御殿場市萩原

須走口(1)過書(2)之事、半分六拾貫文(3)爾相定之間、従去正月上荷物を勘定仁合、右之員数相調之、公方(4)へ直爾可納之、如此相定上者、脇之荷物(5)之事一切停止之、万一於相通者、六拾貫文之内可立勘定、然間前々令扶助(6)拾弐駄之荷物之事、不准自余自当月無相違可通之、猶以六拾貫文之内、縦少雖為不足、為弁右之員数之透可納之、雖然境目就忩劇(7)路次於無通用者、可及其断之状如件、

永禄六亥(印文「萬歳」(8))
三月十九日
芹沢伊賀守(9)殿



須走口過書の事、半分の六拾貫文に相定むるの間、去

んぬる正月より上る荷物を勘定に合わせ、右の員数相調え、公方へ直に納むべし。かくのごとく相定むる上は、脇の荷物の事一切停止す。万一相通すにおいては、六十貫文の内に勘定を立つるべし。しかる間前々扶助せしむる拾弐駄の荷物の事、自余に准ぜず当月より相違なく通すべし。なおもって六十貫文の内、たとい少し不足たりといえども、弁えをなし右の員数のとおり納むべし。しかりといえども境目忩劇につきて路次通用なきにおいては、その断りに及ぶべきの状、件のごとし。

(1)小山町。道者関という関所が設けられていた。五九〇・五九八号参照。(2)過所とも。通行手形のこと。ここでは過書銭(関所通行税)の略記。(3)半年分のことか、従前の半分の意か不詳。(4)駿河国守護であった今川氏を継承する今川氏真。(5)関所を避けて脇道を通過する荷物のこと。(6)次の「拾弐駄之荷物」にかけられる通行税の上納を免除する特権を認めたこと。(7)あわただしいこと。ここでは戦乱のこと。(8)葛山氏元使用印、印型Ⅲ型(重郭、竪8・8cm、幅7・4cm)。四九九号註(3)、五五一号註(3)参照。(9)実名不詳。五三〇号註(7)参照。

三月二十四日、今川氏真、妙海寺に祈禱を命じる。

五六四　今川氏真判物写(1)　賜蘆文庫文書四(2)　妙海寺文書　○東京大学史料編纂所所蔵

判□□国家安全之懇祈之状如件、

永禄六癸亥年三月廿四日　　上総介(3)(花押)

(1)本文書が宛所と本文の大半を欠く理由は次号によるか。(2)しろぶんこもんじょ。近世後期の幕臣新見正路編。底本は新見自身の影写による七巻本。(3)今川氏真。

三月二十八日、寿桂尼(今川氏親後室)、妙覚寺に、妙海寺の相続と、諸役の免除等を命じる。

五六五　寿桂尼朱印状　妙覚寺所蔵文書　○沼津市下河原

する(印文「歸」)(1)かの国沼津郷之内妙海寺(2)事

一先住より妙覚寺(3)□　□つあるニ付て、かの寺相続事
同住物(4)以下不可有違乱、寺中幷門前棟別・諸公事・諸役等、可為如先印判事
一鎌倉法花寺被譲(5)得御内書(6)、ならひニ天沢寺殿(7)判形披見、然上者、門中宝物等、彼をきてニ(8)まかせて、しらへらるへき事
一常万部経(9)、如年来到于末代、不可有怠転、若両寺(10)之内於懈怠之僧者、注進之上、可加下知事、仍如件、

永禄六癸亥
三月廿八日

妙覚寺

(1)寿桂尼使用印。(2)沼津市。(3)沼津市。(4)什物。寺院の所有する宝物・道具。(5)不詳。五九二号にもみえる。(6)室町幕府将軍発給文書の様式の一つ。三一九号註(5)参照。(7)今川義元。(8)掟。(9)つねづね万部の経典を読誦することか。(10)妙覚寺と妙海寺。

四月三日、葛山氏元、獅子浜北・南百姓に対しイルカの捕獲を厳命する。

三六六　葛山氏元朱印状(折紙)　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

其浦(1)へいるか見え来にをいてハ、すなはち出合かりこむ(2)へし、疎略いたすにより、内浦(3)へかりこまさるよし有其聞条、甚以曲事也、向後ハ北・南の百姓いつれも出合、あひかせきかりこむへし、其うへかせきの分としてハ、をの〳〵中へあミ壱てうのふんわけとるへし、此上代官(4)・上使(5)・百姓等下知をそむき如在(6)いたすにをいてハ、過怠を可申付之状如件、

キ(7)
四月三日(印文「萬歳」(8))
獅子浜北・南(9)百姓中

(1)内浦のこと。(2)網を使ってイルカを追い込めること。

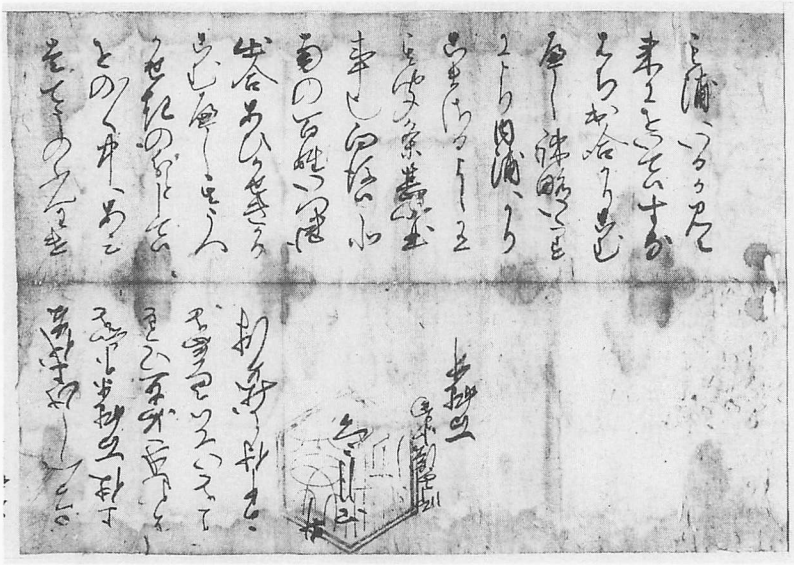

五一一号註(3)、五八八号註(2)参照。(3)沼津市。内浦は現在の江浦湾のこと。(4)内浦の代官は植松氏と考えられる。五一一号等参照。(5)葛山氏の使者。(6)手落ち。手ぬかり。(7)亥。葛山氏元使用印、印型Ⅲ型の使用期間より、永禄六癸亥年と考えられる。(8)葛山氏元使用印Ⅲ型。(9)沼津市。獅子浜が北と南に区分されていたと思われる。

四月十二日、今川氏真、妙泉寺に阿野荘内の名職増分を寺領として寄進する。

五六七　今川氏真朱印状(折紙)　妙泉寺所蔵文書　○沼津市青野

於阿野(1)庄(印文「如律令」)拘(2)置名職之事

右、去辛酉(3)年惣郷相渡之上、彼名職之内、増分弐俵余雖令出来、為無縁所(4)之条、新寄進訖、縦重而惣郷雖相渡之、於彼名職者、田畠共不可有相違、本年貢之事者、毎年不可有無沙汰者也、仍如件、

永禄六年
四月十二日

妙泉寺(5)

(1)今川氏真使用家印。(2)沼津市。(3)永禄四年。(4)私的支配や俗縁とは無縁の霊地。この時期には特定の領主や檀那の保護をうけていない寺などをいう。(5)沼津市。法華宗。

七月二日、葛山氏元、植松右京亮にイルカ等の魚獲物配分について命じる。

三八　葛山氏元判物　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

定条々

一江豚(1)於立(2)之者、不寄大小、如前々三ケ一出置事

一諸色(3)之立物(4)之儀、是も同前爾三ケ一出置之間、如前々水之上にて可請取、但彼(5)三ケ一之儀(6)者、至其時上使之被官ニ為算可致所務事

一小代官(7)もらいの事、両人(8)是も如前々出置事

右条々、永無相違可致所務、縦雖有横合之申様、前々筋目を以判形を遣之上者、一切不可及許容、然上者上使次ニ(9)百姓中厳加下知可致(10)拝、其儀就無沙汰者、雖有判形不可相立者也、仍如件、

永禄六(11)癸亥年
七月二日　　氏元(12)(花押)

植松右京亮(13)殿

定む、条々。

一、江豚(いるか)立つるにおいては、大小によらず、前々のごとく三ケ一出だし置く事。

一、諸色の立物の儀、これも同前に三ケ一出だし置くの間、前々のごとく水の上にて請け取るべし。ただしかの三ケ一の儀は、その時に至りて上使の被官に算をなし、所務をいたすべき事。

一、小代官もらいの事、両人これも前々のごとく出だし置く事。

右の条々、永く相違なく所務をいたすべし。たとい横合いの申し様ありといえども、前々の筋目をもって判

形を遣わすの上は、一切許容に及ぶべからず。しかる上は上使次(なみ)に百姓中厳しく下知を加え、拵(かせぎ)を致すべし。その儀無沙汰については、判形ありといえども相立つべからざるものなり。よって件のごとし。

(1)いるか。(2)網を立てること。すなわち漁撈の意。内浦湾における漁撈方法として建(立)網漁が行なわれていた。五一一号註(3)参照。(3)イルカ以外の魚介類のこと。(4)建網漁による漁獲物。(5)「諸色之立物」全体を指し、以下の文言は、その内の三分一は上使の被官に勘定して納めよという意。(6)漁獲量の三分一は、宛所の植松右京亮に与え、残り三分二は領主である葛山氏に納められるということか。(7)北条氏領国における、年貢・公事の納入責任者。村の有力者が任命された。(8)小代官が二名いたことになる。前々号の獅子浜北と南の区分に対応するか。(9)並ニ。上使と同様にの意。(10)「稼」に同じ。(11)この部分に朱割印が捺されているが、後世のものである。五一一号註(15)参照。(12)葛山氏元。(13)実名不詳。口野五ケ村の代官。五一一号で、植松藤太郎の親が右京亮を称していたことが記されており、この植松氏は、代々右京亮を通称としていたと考えられる。とすれば、本号の右京亮は、五一一号の藤太郎と同一人物の可能性がある。また、この後、右京亮は、永禄十二年以降、北条氏光の家臣として、口野五ケ村の支配を委ねられている。

七月十二日、葛山氏元、武藤与太郎に神山の新在家の諸役等を免除する。

五六九　葛山氏元判物(折紙)　武藤禎一氏所蔵文書　○御殿場市神山

神山之内就立新在家(1)、去庚申(2)十二月十七日出置判形に、棟別・点役・桑役(3)等、同門屋壱間幷新左衛門(4)隠居屋壱間共、諸役を停止永令扶持状如件、

永禄六癸亥年
七月十二日　　氏元(6)(花押)

武藤与太郎(7)殿

神山の内新在家を立つるにつき、去んぬる庚申十二月

十七日に出だし置く判形に、棟別・点役・桑役等、同じく門屋壱軒ならびに新左衛門隠居屋壱間とも、諸役を停止し、永く扶持せしむるの状、件のごとし。

(1)五〇九号註(5)参照。(2)永禄三年。(3)桑木にかけられる課役。(4)五二三号註(2)参照。(5)武藤新左衛門。四九八号註(7)参照。与太郎の父であろう。(6)葛山氏元。(7)実名不詳。

永禄七年　甲子(一五六四)

五月二十七日、葛山氏元、芹沢伊賀守に須走道者関の関銭の徴収と上納を命じる。

五九〇　葛山氏元朱印状(折紙)　芹沢豊氏所蔵文書　○御殿場市萩原

須走道者関(1)(2)之事、如毎年令取沙汰(3)之、此方へ(4)可上(5)之者也、仍如件、

甲子
五月廿七日　(印文「萬歳」)(6)

芹沢伊賀守(7)殿

須走道者関の事、毎年のごとく取り沙汰せしめ、この方へ上ぐべきものなり。よって件のごとし。

(1)小山町。(2)四一六号註(1)・三七九号参照。(3)関銭徴収の取扱い。(4)差出の葛山氏元のこと。(5)徴収した関銭を上納すること。(6)葛山氏元使用印Ⅲ型。(7)実名不詳。

五三〇号註(7)参照。

六月一日、今川氏真、妙覚寺修造の大工職人について指示する。

五九一　今川氏真朱印状(折紙)　妙覚寺所蔵文書　○沼津市下河原

就当寺修造(1)至時被申付番匠(2)事

右、為檀那(3)作料合力(4)之輩於有之者、雖為他国之番匠不可有相違、縦当国(5)大工(6)、以自余之例(7)雖及異義不可許容、兼又当寺中竹木見伐事、堅停止之、於非分之族者、注進之上可加下知者也、仍如件、

永禄七年
六月朔日　　妙覚寺(8)

(1)今川氏真使用家印。(2)五四六号註(8)参照。(3)三九五号註(2)参照。(4)作料とは職人の手間賃のことである。番匠が手間賃を寺に助成することで、無賃で作事することをいう。(5)駿河国。(6)番匠などの職人の棟梁。広く、上級の手工業技術者のことをいう場合もある。(7)戦国時代には、大名によって、国ごとに大工(棟梁)による番匠の統率関係が編成されており、そうした実態を指している。(8)沼津市。

六月一日、今川氏真、鎌倉法華寺の門徒中に、同寺別当代の妙覚寺の下知に従うことを命じる。

五九二　今川氏真判物写　妙覚寺所蔵文書　○沼津市下河原

当寺事、鎌倉高御蔵小路(1)法華寺(2)
将軍御判形(3)譲与明鏡也、因茲門徒(4)中、如年来可随当寺下知、末代不可有相違状如件、

永禄七年六月朔日　　上総介(5)在判

鎌倉法華寺別当代
妙覚寺上人

奥書
此状妙覚寺ニ有之、愚老尋出、納于本山之間、写妙覚寺へ渡之者也、
本山十五世日直(6)(花押)

(1)神奈川県鎌倉市。乱橋材木座の小字に高御倉小路がある。(2)五八五号にもみえる。(3)五八五号にみえる御内書のこと。(4)宗門を同じくする信徒。(5)今川氏真。(6)不詳。なお、妙覚寺の本山玉沢妙法華寺(三島市、日蓮宗)の十五代は日産である。

永禄七年
六月五日　　上総介(6)(花押)

杉山縫殿助(7)殿

(1)五二一・五六七号参照。(2)今川義元。(3)実名不詳。泉郷の代官。五三八・五四一号に飯尾若狭守と見える。また、永禄九年九月三日付今川氏真判物写(臨済寺文書)には、「飯尾若狭知行薩埵之内洞之事」とみえる。(4)落着。(5)不詳。(6)今川氏真。(7)実名不詳。

六月五日、今川氏真、杉山縫殿助に泉郷本増分の年貢請負を再び命じる。

五九三　今川氏真判物写(1)　判物証文写　今川二　○国立公文書館内閣文庫所蔵

駿河国泉郷為案内者、子年令検地之上、弐百俵之増分出来、其上本増共可為定納之旨請納、忠節也、彼本増之外、相拘名職之内増分拾石壱斗、幷見出畠銭之増分共五貫文、永代所被出置、天沢寺殿(2)判形明鏡也、然処飯尾若狭入道(3)号新田、雖成競望、先判形等歴然之上令落著(4)、定林院(5)一札幷百姓等証文明鏡之間、永不可有相違、重而若狭入道幷百姓等、其外横妨之輩雖企競望、一向不可許容者、年貢等聊不可令無沙汰者也、仍如件、

七月二十四日、今川氏真、栗田久左衛門尉に阿野庄の名職内扶助分を安堵する。

五九四　今川氏真朱印状写(折紙)　判物証文写　附一　○国立公文書館内閣文庫所蔵

阿野庄(2)(印文「如律令」)(1)内父譲置上相拘来名職之事、弐拾四俵幷荒地余慶分(3)、山林居屋敷壱間事

右任先判形之旨、永領掌訖、拘置名職内扶助分荒地等之事、雖有横合競望之輩、任先判形之旨、不可許容、此外

自余之荒地於令開発者、惣郷次ニ可令蔵入(4)、守此旨、弥於興国寺(5)相当之奉公不可令怠慢之状如件、

永禄七年 甲子
七月廿四日
栗田久左衛門尉(6)殿

(1)今川氏真使用家印。(2)沼津市。(3)不詳。(4)今川氏直轄地。(5)興国寺城。沼津市。(6)実名不詳。五二四号宛所の栗田彦四郎と、同一人物か父子関係になる可能性が大きい。

永禄八年　乙丑(一五六五)

正月二十一日、元澄、立司御肴銭を田連・江浦のように一郷の役として賦課するか否かの決定を延引する。

五五　元澄判物(折紙)　久住文書　○沼津市歴史民俗資料館所蔵

立司(1)御肴銭(2)之事、如田連(3)・江浦、壱郷之役半郷(4)へ(5)同百姓申懸(6)之由、侘言(7)之段無余義候、雖然去巳年(8)久住方(9)綺を以、か様ニちわり(10)候歟、只今之儀者、両郷百姓衆(11)も然々与不相定候(12)条、少延引(13)可有之候、当年中ニ惣方(14)聞届、其上公方儀(15)を以落着可為候間、其間之一筆如此候、仍如件、

永禄八きのとの(うし)正月廿一日
元澄(16)(花押)
北分(17)百姓中

(1)「りゅうし」か。四八七号註(3)参照。(2)漁獲量に応じて領主に納める銭のこと。(3)田連・江浦とも沼津市。いずれも口野五ケ村の一つ。五一一号参照。(4)一つの郷とし

て一括して賦課される課役(ここでは御肴銭のこと)。(5)郷の半分ごとに賦課されること。(6)申し出る。(7)領主からみて、先の申し出のことを指す。(8)弘治三丁巳年。(9)実名不詳。五四二号では口野郷の楠見善左衛門尉が問屋を命じられている。(10)一つの郷を北分と南分に地割りすること。(11)北分と南分の百姓。(12)はっきり区分されないこと。(13)課役を半郷ごとに課すことを延ばすこと。(14)双方。(15)今川氏の意向。「公方儀」の前一字あきは、敬意を表す闕字。(16)姓不詳。(17)五八六号で「獅子浜北・南」とみえることから、獅子浜の北半分のことをいうか。

三月五日、今川氏真、定輪寺相承をめぐる宗播等との相論について、存桃の権利を認める裁許を下す。

五九六　今川氏真判物(1)　定輪寺所蔵文書　○裾野市桃園

(懸紙ウハ書)
「定輪寺
　存桃長老　上総介」

駿河国駿東郡大岡庄桃園定輪寺事

一　山林竹木濫不可伐取之事

一　殺生禁断之事

一　寺家幷田畠永不可有相違事

一　門前諸役免除之事

一　山堺、上琵琶沢深山迄、下伝智聖尾根之松嶺深山迄、寺領分如前々不可有相違事

右、当寺之事、先年老師宗播(2)長老雖為譲与于存桃(3)、去壬戌(4)年以来依被企違変及相論、其後背門中之刷(5)(6)、英賑(7)僧仁被相渡之間、宗播存分(8)為非拠(9)之条、附存桃道理之上、為寺家改奉行人差遣(10)之処、英賑僧欲放火寺家、剰存桃同宿(11)被刃傷之段、太重犯之至也、彼是以当寺之儀可為存桃進退(12)、縦重而雖有競望之僧侶、永不可有相違者、守此旨、弥修造勤行不可有怠慢之状如件、

永禄八年三月五日　　上総介(13)(花押)

定輪寺存桃長老

駿河国駿東郡大岡庄桃園定輪寺の事。

一、山林竹木みだりに伐り取るべからざるの事。
一、殺生禁断の事。
一、寺家ならびに田畠永く相違あるべからざるの事。
一、門前諸役免除の事。
一、山堺、上は琵琶沢深山まで、下は伝智聖尾根の松嶺深山まで、寺領分前々のごとく相違あるべからざるの事。

右、当寺の事、先年老師宗播長老、存桃に譲与をなすといえども、去んぬる壬戌年以来、違変を企てらるるにより相論に及ぶ。その後門中の刷(つくろい)に背き、英賑僧に相渡さるるの間、宗播の存分非拠たるの条、存桃道理に附くるの上は、寺家改めのため奉行人差し遣わすのところ、英賑僧寺家に放火せんと欲し、あまつさえ存桃同宿刃傷せらるるの段、はなはだ重犯の至りなり。かれこれもって当寺の儀、存桃の進退たるべし。たとい重ねて競望(けいもう)の僧侶ありといえども、永く相違あるべからず。てえれば、この旨を守り、いよいよ修造勤行



怠慢あるべからざるの状、件のごとし。

(1)五〇四号参照。(2)定輪寺八世か七世。(3)定輪寺九世。(4)永禄五年。(5)宗門。(6)取り計らうこと。裁許。(7)定輪寺七世か八世。(8)思うところ。意趣。(9)いわれのないこと。(10)今川氏の奉行人。(11)同じ寺坊に住み、共に学ぶ僧。(12)心のままに扱うこと。(13)今川氏真。

四月十五日、葛山氏元、今川氏真の裁許をうけて存桃に定輪寺の寺領を安堵する。

五七　葛山氏元判物(1)　定輪寺文書

駿州大岡庄桃園定輪寺之事、先年老師宗播長老雖被為譲与存桃ニ、去戌年企違変、英賑ニ被相渡之段、宗播為非分之条、当寺之儀、可為存桃計之旨被仰出候、然者寺領田畠山塚(2)等山林猥伐採事、幷寺家門前役免(3)之儀、永不可有相違之趣、任御判形(4)之旨不可存疎意者也、如件、

永禄八乙丑四月十五日　　氏元(5)(花押)

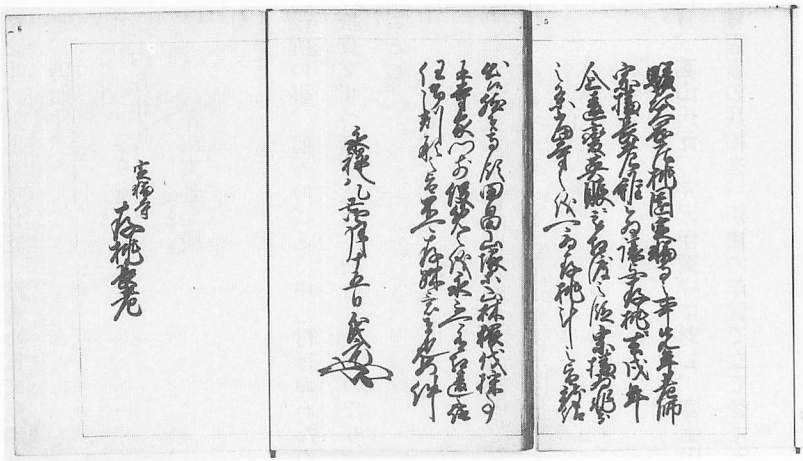

定輪寺
存桃長老

駿州大岡庄桃園定輪寺の事、先年老師宗播長老、存桃に譲与なさるといえども、去んぬる戌年違変を企て、英賑に相渡さるるの段、宗播非分たるの条、当寺の儀、存桃の計らいたるべきの旨、仰せ出だされ候。しかれば寺領田畠山塚等山林みだりに伐り採る事、ならびに寺家門前役免の儀、永く相違あるべからざるの趣、御判形の旨に任せ、疎意を存ずべからざるものなり。件のごとし。

(1)前号参照。(2)墳墓のことか。(3)諸役免除のこと。(4)前号の今川氏真判物。(5)葛山氏元。

四月二十八日、葛山氏元、芹沢玄蕃允に須走関所の関銭上納を命じる。

三六　葛山氏元朱印状(1)(折紙)　芹沢豊氏所蔵文書　○御殿場市萩原

須走役所(2)之事、如前々申付訖、然者拾貫文宛無々沙汰可納之者也、仍如件、

乙丑
四月廿八日　(印文「萬歳」)(3)
芹沢玄蕃允(4)殿

須走役所の事、前々のごとく申し付けおわんぬ。しかれば拾貫文ずつ無沙汰なく納むべきものなり。よって件のごとし。

(1)五八三・五九〇号参照。(2)関所。道者関のこと。四七八号註(3)にもみえる。(3)葛山氏元使用印Ⅲ型。(4)実名不詳。五三〇号註(7)参照。

五月八日、葛山氏元、芹沢伊賀守に対し、富士山に派遣された警固者の兵粮を、新橋の年貢で立て替えるよう命じる。

五九　葛山氏元朱印状写　判物証文写　武田三　○国立公文書館内閣文庫所蔵

富士山へ為警固(1)遣者共□(2)粮之事、其方取越、(3)以新橋(4)当暮之年貢可引取之、但請取(5)之儀者、自警固衆可取之者也、如件、

乙丑
五月八日（印文「萬歳」(6)）
芹沢伊賀守(7)殿

富士山へ警固のため遣わす者どもの兵粮の事、その方取り越し、新橋（にいはし）当暮の年貢をもって引取るべし。ただし請け取りの儀は、警固衆より取るべきものなり。件のごとし。

（1）警備すること。（2）「兵粮」か。（3）繰り上げて先にすること。ここでは、年貢収納前に兵糧米を立て替えること。（4）御殿場市。（5）受領状。（6）葛山氏元使用印Ⅲ型。（7）実名不詳。五三〇号註（7）参照。

六月、熊野那智社道栄、御厨・浮島ケ原等駿河国内からの上納銭を請取る。

六〇〇　道栄切紙注文(1)　来良文書　十二

（端裏書）「永禄八年」
この代
もめん一束ニかへ申候、
駿河之切紙
三百四十七文　わらしなのはとり(2)(3)
二百六十八文　たかまつ(4)
百三十文　くつのや(5)一人前
三百九十文　みくりや(6)
三百廿九文　ゆい(7)
百卅文　うきしまかハら(8)
百三十文　しミつ(9)
八百三文　かんハら(10)
五百廿五文　よこをち(11)
八十文　ゑしり(12)

以上三貫百卅三文歟、

永禄八年六月吉日　　実仙坊(13)
　　道栄(花押)

(1)熊野那智大社の御師道栄が、駿河国の檀那から徴収する金銭を書き連ねたもの。(2)薬科。静岡市。(3)羽鳥。服織とも。静岡市。(4)高松。静岡市。(5)沓屋。静岡市。(6)御厨。鮎沢御厨(裾野市・御殿場市・小山町)のことか。(7)由比。由比町。(8)浮島ヶ原。沼津市から富士市にかけて。(9)清水。清水市。(10)蒲原。蒲原町。(11)静岡市か。三三九号註(6)参照。(12)江尻。清水市。(13)那智大社の宿坊。

七月二十六日、今川氏真、加用・小番衆中に、大平・日守郷年貢を切符として給与する。

六〇一　今川氏真判物写　諸家古文書写　○東京都　尊経閣文庫所蔵

駿河国太平(1)・日守(2)両郷之事

右、各為切符定(3)永所宛行也、然者大平郷年来惟村(4)・片岡(5)両人為定納雖令百姓、年貢等依無沙汰令逃散(6)之条、彼郷為散(7)田地余慶・寺社領共、如先百姓時、各相計可申付、若朝比奈かた(8)・福嶋かた(9)代官分(10)爾、定納之余慶可相加之旨雖成訴訟、一切不可及許容、併両代官重而為定納於令請納(11)者、随其時可申付、然上者当秋不及定納、余慶之沙汰以田地代官分割分(12)可相渡之、幷日守郷之事、為定納両代官同心(13)・被官(14)等令百姓之由申条、彼人等若至于年貢無沙汰之時者、両代官可弁済旨、只今相断於令一札者可申付、就無其儀者大平同前、当秋自小作前余慶共可令直務也、者守此旨弥可励奉公之状如件、

永禄八乙丑年
七月廿六日　　上総介(15)(花押)

加用(16)衆中
小番(17)

(1)沼津市。(2)函南町。中世は駿東郡に属した。(3)知行地の年貢・公事を切符(為替手形)の形で受け取ること。(4)実名不詳。(5)実名不詳。五一三号にみえる片岡主計の一族

か。(6)退転・郷明ともいわれ、郷村を抜け出すこと。再び村に戻ってくることを前提とすることもある。(7)田地等を新百姓に割当ること。(8)朝比奈は、丹波守親徳(五一二号註(14)参照)であろう。「かた」とは「方」のことで、親徳の代官管轄分をいう。(9)福嶋は、伊賀守で実名不詳。六四三・六五二号等参照。(10)代官への給分。(11)上納を請負うこと。(12)さきわけ。区分けすること。(13)五〇八号註(10)参照。(14)四三一号註(4)参照。(15)今川氏真。(16)荷用。本来幕府将軍家の儀式などの際の饗応で配膳給仕にあたる者。ここでは城内における雑事にたずさわる職名と考えられる。(17)城内における軍事にかかわる職名であろう。

十月十日、葛山氏元、堀の内の轆轤師の権利を安堵し、急用に際して、周辺の職人を統率して勤めるよう命じる。

六〇三　葛山氏元朱印状(1)(折紙)　山田武氏所蔵文書　○御殿場市中畑

堀内(2)轆轤師(3)木取之事、任先印判之旨、雖為何給衆之内(4)(5)可取之、然者棟別・点役・臨時之役等不可有之、并号大工上者、於有急用者脇々轆轤師(6)ニ手伝之儀可申付、此条々

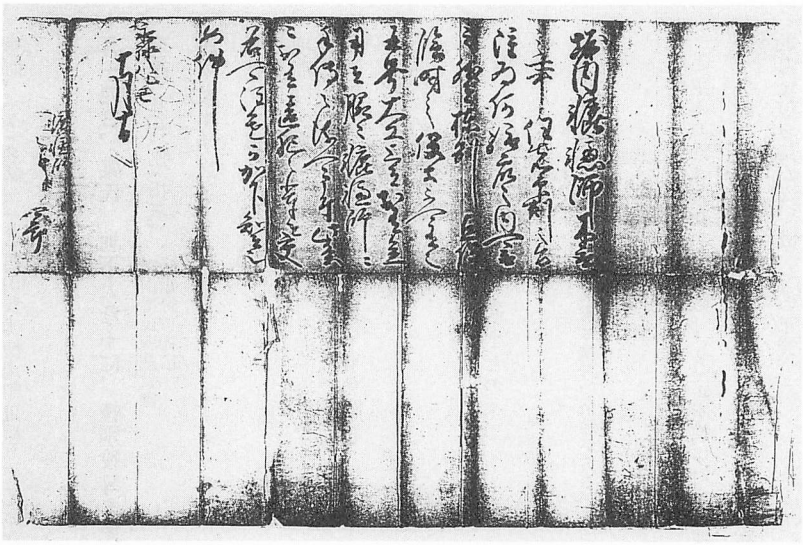

於有違犯之輩者交名(7)可注進、被加下知者也、如件、

永禄八乙丑
十月十日
(印文「萬歳」)(8)
轆轤師 □四郎(9)

堀の内の轆轤師木取りの事、先の印判の旨に任せ、いずれの給衆の内たりといえどもこれを取るべし。しかれば棟別・点役・臨時の役等あるべからず。ならびに大工と号するの上は、急用あるにおいては、脇々の轆轤師に手伝の儀申し付くべし。この条々違犯の輩あるにおいては交名を注進すべく、下知を加えらるるものなり。件のごとし。

(1)四五四号註(1)参照。(2)裾野市葛山か。四五四号註(4)参照。(3)木地師とも。轆轤を使い、椀や盆などの下地を作る職人。(4)四四〇号註(8)参照。(5)給衆の給地内。(6)堀内の周辺に散在し、宛所の□四郎の統率下にある轆轤師。(7)名簿。(8)葛山氏元使用印Ⅲ型。(9)不詳。

十月十四日、某氏、地下人彦十に、棟別役等を免除する。

六〇三　某判物(折紙)　湯山博氏所蔵文書　○裾野市御宿

居屋敷(1)半捨(2)之事
三貫文之事
棟別役之事
右ハ、明応・天文任先判之旨、令免除也、

永禄八
丑十月十四日　(花押)(3)

地下人(4)
彦十(5)とのへ

○花押の形状よりみて、本文書は検討の余地がある。

(1)主人の常に居住する屋敷。(2)居屋敷に対する課税の半分を免除する意か。(3)不詳。(4)百姓。位階・官職など公的な地位を持たない者。(5)不詳。

十一月一日、葛山氏元、吉野日向守に大胡田の内などの新知行を給与する。

六〇四　葛山氏元判物(折紙)　吉野郷雄氏所蔵文書　○富士宮市

年来可令扶助覚悟□(1)処、知行已下損免□(2)分候条、無其儀候、殊去年三州八幡(3)番中別抽奉公候(4)、誠喜悦□(5)、然者於山本内拾貫文(6)　但是者此間同名(7)善十郎出分也、ゝゝ、此外久日(8)・山本段銭六貫百文(9)、此外大胡田之内弐拾四貫文、合四十貫文、本給六拾貫文(10)、都合百貫文之首尾永□(11)置訖(12)、在当地可致奉公事肝要候、去年従三州牛飼原(13)野陣(14)江茂早速来之条、神妙之□(15)甚感覚候、弥可抽奉公者也、仍如件、

永禄八乙丑年
十一月朔日　　氏元(16)(花押)

吉野日向守(17)殿

年来扶持せしむべき覚悟候ところ、知行已下損免過分に候条、その儀なく候。ことに去んぬる年三州八幡番

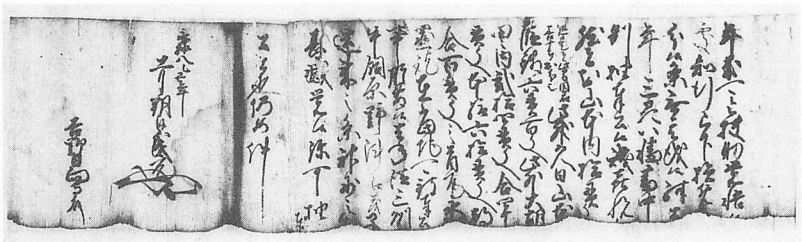

中、別して奉公を抽(ぬ)きんじ候。誠に喜悦し候。しかれば山本の内において十貫文(ただしこれはこの間、同名善十郎に出だす分なり。)久日・山本段銭六貫百文、この外大胡田の内二十四貫文、合せて四十貫文、本給六十貫文、都合百貫文の首尾、永く出だし置きおわんぬ。当地に在りて奉公致すべき事肝要に候。去んぬる年三州より牛飼原野陣へも早速来るの条、神妙の条、はなはだ感じ覚え候。いよいよ奉公を抽きんずべきものなり。よって件のごとし。

(1)「候」か。(2)「過」か。(3)愛知県豊川市。当地には今川方の砦があった。(4)陣番のことか。(5)「候」か。(6)富士宮市。(7)不詳。(8)富士宮市。(9)小山町。(10)本領として安堵されていた所領、給高。(11)合計のこと。(12)「出」か。(13)森町。(14)野営の陣地。(15)「条」か。(16)葛山氏元。(17)実名不詳。四一〇号註(6)参照。

十二月二十日、今川氏真、大森猿千代に日枝社社領を安堵し、諸役を免除する。

六〇五　今川氏真判物(1)　日枝神社所蔵文書　○沼津市平町八町八段

駿河国大岡庄惣社山王神領(2)等之事

右、如先規領掌訖、然者日吉村棟別参拾間・四分一諸役等之儀、為神領之条、不準于自余為不入所令免許也、兼亦当社造営之儀、別而以判形奉行人申付之条、不可令無沙汰、地頭・代官雖及異儀、一向不可許容、守此旨弥国家安全之懇祈、不可有怠慢之状如件、

永禄八年十二月廿日　　上総介(3)(花押)

大森猿千代(4)殿

(1)五二六号参照。(2)神事の費用にあてられた田地。(3)今川氏真。(4)実名不詳。日枝神社神主。四二九号註(8)参照。

永禄九年　丙寅(一五六六)

五月二十日、葛山氏元、武藤新左衛門尉に、神山内新橋分の田地年貢の一部を屋敷分として免除する。

六〇六　葛山氏元朱印状(折紙)　武藤禎一氏所蔵文書　○御殿場市神山

在神山之内新橋(1)分田地相拘(2)ニ付而、彼年貢(3)之内壱貫文、自前々屋敷分之由令侘言之条、自当年永閣(4)之者也、仍如件、

寅(5)
五月廿日
武藤新左衛門尉(7)殿

(印文「萬歳」(6))

神山の内にある新橋分田地相拘(かか)えに付きて、かの年貢の内一貫文、前々より屋敷分の由侘言(わびごと)せしむるの条、当年より永く閣(さしお)くものなり。よって件のごとし。

(1)御殿場市。(2)五六二号より、神山が新橋に含まれてい



たと解されることから、この新橋は、地名と考えがたく、しばらく人名とみなしておく。(3)「新橋分田地」にかかる年貢。これが武藤新左衛門尉の申し出により屋敷分として免除されたということから、この「新橋分田地」をめぐって、武藤と新橋との間で争われていたとも考えられる。(4)免除すること。(5)葛山氏元使用印、印型Ⅲ型の使用期間より、永禄九丙寅年と考えられる。(6)葛山氏元使用印Ⅲ型。(7)実名不詳。武藤氏(四九八号註(7)参照)は、代々新左衛門尉を通称としていたと考えられ、五八九号の与太郎と同一人物の可能性がある。

八月、長久保の住人椎村曾衛門尉、伊豆国高根社宝殿を檀那として造立する。

六〇七　棟札銘　高根神社所蔵

大旦那駿州王岡庄(1)長久保(2)住人椎村曾衛門尉(3)敬白
天長地久御願円満富貴自在諸民快楽□　□祈
奉新造立高根(4)大宝殿　大棟梁御□　鍛冶小浦(5)次郎右衛門
祈願成就皆令満足　大工新衛門尉　于時永禄九丙歳八月寅□
禰宜□郎左衛門□

(1)「大岡荘」の宛字。沼津市から裾野市にかけて。(2)長泉町。(3)実名不詳。(4)高根神社。南伊豆町。(5)南伊豆町。

十一月十七日、今川氏真、大中寺に沢田郷寺領等を、安堵する。

六〇八　今川氏真判物　大中寺所蔵文書　○沼津市中沢田

駿河国沢田郷(1)大中寺領上成(2)四貫八百文、其外松井(3)屋敷七百文、門前代官屋敷五百文、合六貫文地之事

右、従岡部石見守(4)所、為祠堂物永代令買得之上者、如何様之儀出来候共、兎角之事(5)不可有之、縦本主(6)雖為競望、不準自余永不可有相違之者也、仍如件、

永禄九丙寅年
十一月十七日　　上総介(7)(花押)

大中寺

(1)沼津市。(2)沼津市。五五三号参照。(3)年貢のこと。(4)不詳。(5)実名不詳。(6)寺院に寄付して先祖の供養料にあてる物。ここでは、寺院が祠堂物を元本として貸付けた時の担保物件の意か。(7)とかく。かれこれ申し出ること。(8)もとの持主。(9)今川氏真。なお、この花押は永禄十二年以降のものであり、検討を要する。

十二月三日、葛山氏元、富士山本宮浅間社鎰是彦六郎に、正月祭礼の費用を、吉野日向守所領より請け取るよう指示する。

六〇九　葛山氏元判物写(折紙)　判物証文写　今川三　○国立公文書館内閣文庫所蔵

富士浅間(1)内神正月三ヶ日之祭礼餅免(2)之事、前々領中ニ(3)伏処、年来退転(4)之由候条、従当年五拾疋宛、於吉野日向守(5)拘之地之内被請取之、毎年可被勤其役之状如件、

寅(6)
十二月三日　　氏元(7)(花押)

鑑是彦六郎(8)殿

富士浅間内神の正月三ヶ日の祭礼餅免の事、前々領中に伏すのところ、年来退転の由候条、当年より五十疋ずつ、吉野日向守拘えの地の内において請け取られ、毎年その役を勤めらるべきの状、件のごとし。

(1)富士山本宮浅間神社。富士宮市。(2)祭礼に捧げる餅を

負担するため年貢を免除された田地のこと。(3)割り当てること。(4)ここでは祭礼が衰えすたれること。(5)実名不詳。四一〇号註(6)・六〇四号参照。(6)吉野日向守の名がみえることから、永禄九丙寅年と考えられる。(7)葛山氏元。(8)富士山本宮浅間神社の社家。鎰是は、鎰取鎖是の略で、社蔵の鍵を管理し、その開閉を掌る職にあった社家。

十二月五日、吉田兼右、葛山氏元夫人おちよの所望により、お守を遣わす。

六一〇　兼右卿記(1)

五日壬辰、駿州葛山女房(2)ヨリ、(3)守以目録所望候間、遣候了、

葛山(4)　四十七　おちよ(5)　四十一　松千世(6)　十七
はやち　廿二　おふち(7)　十四　竹千世(8)　十一
久千世(9)　六　今一分卯歳(10)(11)ニ所望也、

(1)京都吉田神社神主卜部(吉田)兼右の日記。天文元年より

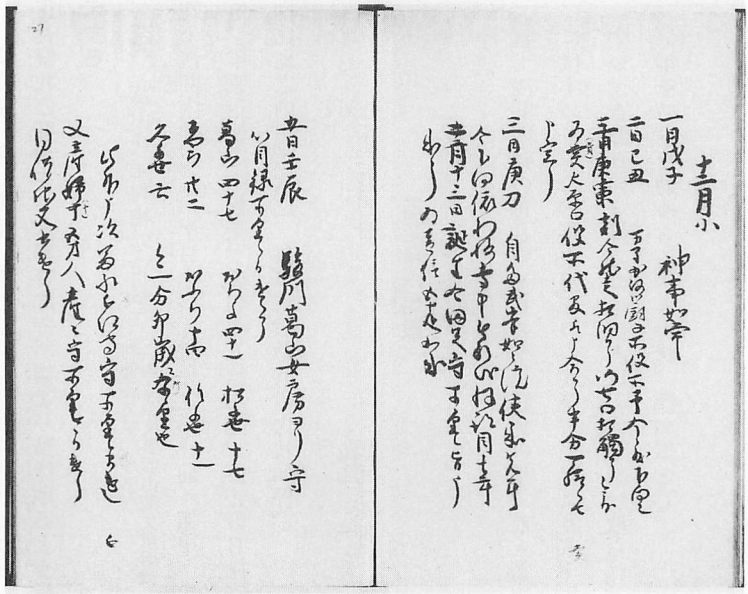

元亀三年までのものが現存する。吉田家は唯一神道の道統を継承した。兼右は地方の武将などと交わり、教勢の拡大に努めた。(2)葛山氏元夫人。次にみえる「おちよ」のこと。なお、「北条系図」(別冊系図集七号)によれば、氏元は北条氏綱娘を夫人にしている。(3)お守り。(4)葛山氏元。本記述より永正十七年生まれであることがわかる。(5)氏元夫人。大永六年生まれであることがわかる。(6)氏元の子女。(7)「寛永諸家系図伝」によれば、氏元の娘がそれぞれ瀬名氏詮、葛山信貞の夫人となっていることがみられ、「はやち」、「おふち」はそれらにあたるか。(8)弘治二年生まれ。永禄八年九月三日付北条家朱印状(「陶山春乃氏所蔵江成文書」、『小田原市史』中世二)に「竹千代殿参御飯米之御用也」と記されており、これを葛山竹千世とするならば、竹千世が永禄八年に小田原に滞在したことになる。また六五三号も参照。(9)永禄四年生まれ。(10)不詳。(11)翌年の永禄十丁卯年。

十二月七日、葛山氏元、口野五ケ村の百姓中に陣夫役の負担を厳命する。

六二　葛山氏元朱印状(折紙)

植松徳氏所蔵文書
○沼津市獅子浜

(折返奥端書)
「(1)前代之御印判
(2)葛山殿様之時ノ御陣夫之御判」

(3)(4)口野村陣夫五人

此渡方

壱人　江浦　植松小次郎(5)
壱人　尾高　同右京亮(6)
　　獅子浜
　　三ケ二町田甚十郎(7)(8)
壱人　三ケ一橋本内三
壱人　田飛(9)　小者衆(10)
壱人　田連　富永河内守(11)

以上

右、此分可相渡之由、従去春申付処、以半分之積(12)可相渡之由候而、于今令難渋、甚以曲事也、急度如此書立可渡之、猶令無沙汰者可及質物(13)者也、仍如件、

寅(14)
十二月
七日(印文「萬歳」(15))

五ケ村百姓中
幷両上使

右、この分相渡すべきの由、去んぬる春より申し付くるの処、半分の積りをもって相渡すべきの由候て、今に難渋せしむ。はなはだもって曲事(くせごと)なり。急度(きっと)この書立のごとく渡すべし。なお無沙汰せしめば、質物に及ぶべきものなり。よって件のごとし。

(1)葛山氏元。(2)葛山氏元。(3)宛所にみえるように口野五ケ村(江浦・尾高・獅子浜・多比・田連)のこと。沼津市。(4)軍需物資の運搬などのために、領内農民から徴発した人夫。(5)実名不詳。次の植松右京亮の一族か。以下の人名等は、葛山氏の軍勢を構成する給人層である。五ケ村の百姓は、これらのものに陣夫一人役を差し出すことが割り当てられた。

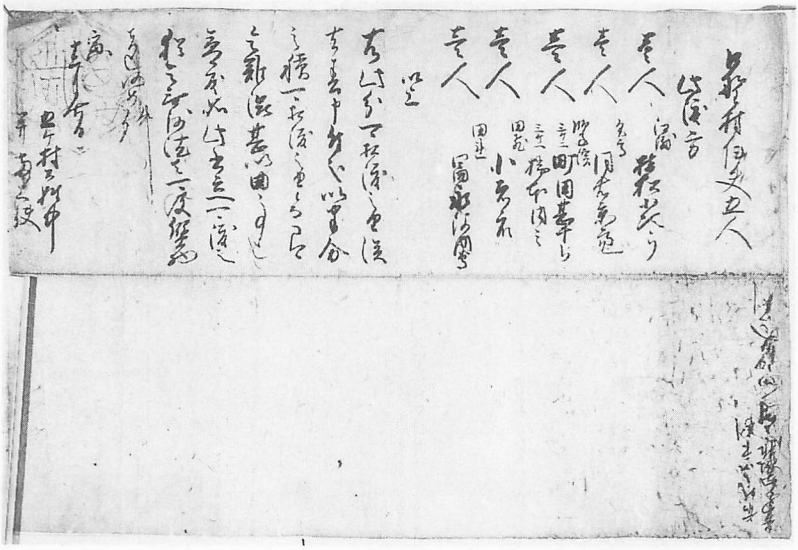

(6)実名不詳。五八八号註(12)参照。(7)実名不詳。五一一号にみえる町田郷左衛門と同族か。(8)実名不詳。獅子浜は五八六号などから北と南に分かれていたと思われ、この文書の「三ケ二」と「三ケ一」とは、それらに対応するとも考えられる。すなわち、獅子浜の百姓は、陣夫一人役をこのように分割して負担したのであろう。(9)多比。(10)一般に武家に仕え、平時には雑役に従事し、戦時には主人の馬前にあって勤仕したもの。中間よりも地位は低い。衆とは編成された集団のこと。(11)実名不詳。(12)陣夫役を半分に減らすこと。(13)この場合は、陣夫役を負担しない代償として、他の物品や身柄を担保すること。(14)葛山氏元使用印、印型Ⅲ型より、永禄九丙寅年。(15)葛山氏元使用印Ⅲ型。

永禄十年　丁卯(一五六七)

二月一日、今川氏真、杉山縫殿助に泉郷本増分の年貢請負を三たび命じる。

六三　今川氏真判物写(1)　判物証文写　今川二　○国立公文書館内閣文庫所蔵

駿河国泉郷、去子年改之上、以弐百俵之増分、本増共為定納請納、忠節之至也、因茲十石壱斗并見出畠増分共五貫文、為忠節分所出置、任天沢寺殿御判形旨領掌訖、然者飯尾若狭入道上置(2)七十三俵、百姓等隠置之処、訴出令蔵入之条、是又忠節之至也、縦雖企百姓其外如何様之競望、為条々忠節之上者、一切不可許容、但大風・旱・大虫之年者、以奉行検見(3)之上可申付之旨、任先御判畢、以此旨年貢以下毎年速可令沙汰者也、如件、

永禄十丁卯年
二月朔日　(花押)(4)
杉山縫殿助(5)

(1)五二一・五六七・五九三号参照。(2)押領すること。(3)けみ。中世では一般に検地(土地調査)のことであるが、ここでは風損・虫損などによる農作物の出来具合(毛見)を調査し、年貢量を決定すること。(4)今川氏真。(5)実名不詳。

二月六日、今川氏真、泉郷本百姓・小作人に、手前田畑を放擲し他郷へ耕作に出向くことなどを厳禁する。

六一三　今川氏真朱印状　泉郷文書

定(印文「如律令」)(1)

一当郷本百姓(2)幷小作(3)等(4)、向鍬先田畠上置(5)、其上他郷之田地於令耕作者、郷中永可追却事

一郷中居屋敷四壁竹木濫不可伐取事

一田地上置百姓等家屋敷共、杉山(6)請取之(7)、其上新百姓可申付、若又本百姓幷小作等年貢引負(8)令欠落(9)、重郷中於令徘徊者、見合(10)搦捕注進之上可加成敗事

右条々、堅相定訖、若於有違犯之輩者、可処厳科者也、仍如件、

永禄十年
二月六日

泉郷(11)

(1)今川氏真使用家印。(2)宛所の泉郷。清水町。(3)年貢・公事を負担することによって、耕地の所持が認められている正規の農民。(4)他人の所有地を借地して耕作し、その使用料を支払う者。(5)耕作のこと。(6)この場合、放擲すること。(7)前号の杉山縫殿助か。(8)未進すること。(9)かけおち。個別的に出奔すること。七四三号参照。(10)みつけしだい。(11)清水町。

三月七日、武田晴信(信玄)、御宿左衛門次郎に葛山本領を預け置き、晴信息葛山信貞の軍代を命じる。

六一四　武田晴信判物(切紙)　御宿文書　○山梨県　白根桃源美術館所蔵

兄元氏(1)不儀之体、不及是非加退治之処ニ、其方以忠義之好不被与悪意之段令感候、仍之葛山本領処々有之目録別紙任置



候、信貞(2)為名跡之上者、幼少之間軍代(3)被相勤、堀内・要害(4)堅固ニ相守、猶以忠勤之覚悟専肝候也、仍如件、

永禄十年
三月七日　　信玄(5)(花押)

御宿左衛門次郎(6)殿

兄元氏不儀の体、是非に及ばず退治を加うるのところに、その方忠義の好(よし)みをもって悪意に与(くみ)せられざるの段、感ぜしめ候。これにより葛山本領処々目録別紙これあり。任せ置き候。信貞名跡(みょうせき)たるの上は、幼少の間、軍代相勤められ、堀内・要害堅固に相守り、なおもって忠勤の覚悟専肝に候なり。よって件のごとし。

(1)葛山氏元のことであろう。氏元を元氏と記す史料は他にもみられる(四八二・七八六号)が、いずれも後世に記されたもので、信憑性に乏しい。また、本文書のように永禄十年の時点で、氏元が武田氏に属し、成敗される記述も、他の史料

の記述と照合しない。以上のことから、本文書は検討の余地がある。(2)葛山信貞、武田晴信(信玄)六男。葛山氏元の娘を夫人としたという。(3)出陣の際に信貞に代わって采配をとる意か。(4)ともに裾野市葛山か。裾野市域内に「堀内」の地名が存在するのは、深良の小字のみである。伝承ではこの地に大森氏の居館があったとされている。しかし、本文書の堀内をこの地にあてるのは、この時期の葛山氏の本拠地としては無理である。葛山氏の居館址は、葛山に存在しており、遺構から当時堀と土塁がめぐらされていたと考えられ、本文書の堀内はそれを指すと考えることができる。とすれば、要害はその北東にある仙年寺裏山に展開し、現在も遺構を残す葛山城を指すと考えることができる。なお、四五四号註(4)参照。(5)武田晴信。(6)御宿友綱か。五六一号註(5)参照。

五月十八日、里村紹巴、清見寺への途次、愛鷹山・浮島ケ原を臨んで詠歌する。

六五　紹巴富士見道記(1)

十八日、三穂の松原(2)へ舟にてをし移り、明神御酒(3)の残り滴を、京衆数多いさなへるに、池の天人の衣かけの松(4)の陰より、礒伝ひに村松(5)といふ所へ行に、原にあまた馬あり、神の牧といへり、少里中をは放れたる院内(6)にて、当妙心寺(7)東谷和尚(8)仰下されたるとて、歴々非時(9)あり、珍味にとゝめられたるに、清見寺(10)月航和尚(11)より御使にて、まつち(12)山越急けとあれは、雨聊降ぬるを打払つゝ、袖しの浦(13)を過けるに、所から海士人の墨田河原庵はらより丈室(14)(15)に入、小夜更て、花やかなる盃の台、和尚手つから持出給ひ、漢和一折(16)(17)有てねぬる(18)、暁のかねに起、急礒のかたへ行けるに、普光院殿(19)の御座石といふ有、こゝろよく夜雨晴て、富士の南に朝日も伊豆三嶋の北、雲の足高山(20)・浮嶋原(21)より此方、田子の浦(22)をしへられて詠やりぬ、礒伝ひにこぬみの浜(23)と海士人のいふらんも、実わかこゝろは岩木の山(24)ならむかしなといひて寺に入ぬ、日たけて門外に出けるに、聴呼(25)を先につかはされて、干潟の岩間に少魚残りたるかたつかた(26)に盃うかへ、波に寄れたるみるめ(27)なと拾はせ、すゝめ給へるに、別かねて、府中(28)に暮して(29)

そ帰ける、

(1)連歌師里村紹巴の紀行文。永禄十年二月から八月までの富士見の旅について記述。一冊。(2)三保松原。清水市。(3)御穂神社。清水市。(4)神社の前浜近くにある羽衣伝説の松のこと。(5)清水市。(6)江戸時代駿府九十六ヵ町の一つに院内町が存在する。駿府城の東部に位置することから、その地と考えられる。(7)京都市。臨済宗妙心寺派本山。(8)東谷宗杲。五五三号註(13)参照。(9)午後の食事。(10)清水市。臨済宗。(11)月航玄津。妙心寺四十四世。京都から今川氏に招かれる。(12)不詳。(13)袖師ヶ浜。清水市。平安期から歌に詠まれる名所。(14)不詳。(15)方丈。住持の居室。(16)漢和聯句のこと。五言の漢句と五・七・五あるいは七・七の和句をまじえて詠む連歌などの形式。(17)連歌・俳諧を書き留める懐紙一枚。あるいは最初の折紙の表・裏に記された十数句のこと。(18)ねむる。(19)室町幕府六代将軍足利義教。永享四年、義教は鎌倉公方足利持氏牽制のため富士見物をしている。(20)愛鷹山。裾野市など四市町にまたがる連峰。(21)浮島ヶ原。(22)蒲原町の海岸を中心とする。吹上の浜とも呼ばれる。(23)許奴美浜。現在の興津町・清水市袖師町付近の海岸。(24)磐城山とも。薩埵山の古名。(25)不詳。(26)片一方。(27)みる(海松)のこと。海藻の一種。(28)駿府。静岡市。(29)日の暮れるまですごすこと。

六月十二日、小山田信茂、芹沢玄蕃允に甲斐国山中等にある関所の通行特権を認める。

六一六　小山田信茂判物写(折紙)

判物証文写　武田三
○国立公文書館内閣文庫所蔵

契山(1)如判形、山中(2)・同上由役(3)所(4)中、其方馬幷口(5)付年中百疋之分(6)、令免許候者也、仍如件、

永禄拾年丁卯
六月十二日
芹沢玄蕃允(9)殿

(朱印、印文「夕定」(8)か)
信茂(7)(花押)

(1)小山田信有。信茂父。武田氏に属し、甲斐国郡内地方

(山梨県都留郡)の領主。(2)山梨県山中湖村。(3)不詳。(4)関所。(5)駄賃馬。または駄賃のこと。(6)年間十貫文分の通行税のこと。(7)小山田信茂。(8)小山田信有・信茂使用印。印文を「月定」とする説もある。(9)実名不詳。五三〇号註(7)参照。

八月三日、葛山氏元、芹沢玄蕃に古沢市で商売をする商人が、茱萸沢・二岡前・萩原を通行するよう命じる。

六一七　葛山氏元朱印状(折紙)　芹沢豊氏所蔵文書　○御殿場市萩原

古沢之市(1)へ立諸商人、除茱萸沢(2)・二岡前(3)・萩原(4)ぉ於令通用者、見合馬・荷物相押可取之状如件、

永禄十丁卯
八月三日　(印文「萬歳」(5))

芹沢玄蕃(6)殿

古沢の市へ立つる諸商人、茱萸沢・二岡前・萩原を除き通用せしむるにおいては、見合いに馬・荷物相押え



取るべきの状、件のごとし。

(1)御殿場市。(2)御殿場市。(3)御殿場市。二岡神社の前。(4)御殿場市。(5)葛山氏元使用印Ⅲ型。(6)実名不詳。五三〇号註(7)参照。

八月十七日、葛山氏元、鈴木若狭守・武藤新左衛門尉・芹沢玄蕃允に、過書銭及び没収塩荷の納入を命じる。

六二八　葛山氏元朱印状(折紙)　芹沢豊氏所蔵文書
○御殿場市萩原

過書銭之儀、当□殊外上之由申条、三人前急度可納所、塩荷被留候条、只今まて上候荷物之儀可納所、為其小者秋若遣者也、仍如件、

永禄十卯
八月十七日　(印文「萬歳」)

鈴木若狭守殿
武藤新左衛門尉殿
芹沢玄蕃允殿



過書銭の儀、当月ことの外上ぐるの由申す条、三人前急度納所すべし。塩荷留められ候条、只今まで上げ候荷物の儀納所すべし。そのため小者秋若遣わすものなり。よって件のごとし。

(1)関銭。五八三号註(2)参照。(2)「月」か。(3)宛所の三名が各関で徴収した関銭のこと。(4)今川氏による武田氏に対する塩留め。(5)最下層の従者。六一一号註(10)参照。(6)不詳。(7)葛山氏元使用印Ⅲ型。(8)実名不詳。竹之下の商人問屋。(9)実名不詳。四九八号註(7)参照。(10)実名不詳。五三〇号註(7)参照。

十月十日、東谷宗杲、沢田郷下山名買得分を大中寺の大輝祥暹に寄進し、修造勤行を命じる。

六九　東谷宗杲置文　清見寺所蔵文書　○清水市

大中寺(1)之事依為小寺領、加増之儀内々請檀命(2)之処、一所雖可有寄附、即今相当之地無之故、不及料簡(3)歟、自然奉公之面々就逼迫(4)、以要脚(5)於有割分領内(6)儀者、為自国之寄進(7)可被出置証文(8)之旨、領掌之間、沢田郷下山名(9)(10)之内、代方弐拾九貫文分、其外棟別銭壱貫文、都合参拾緡(12)之分、愚僧永代令買得、従当収務(13)而寄附于大中寺畢、者愚僧百年後者、為中興開山(14)、大中寺之事無断絶様仁可有修造勤行之状如件、

永禄十年丁卯十月十日　　宗杲(15)(花押)

大輝座元禅師(16)

(1)沼津市。(2)宗門あるいは清見寺の了承を得ることか。(3)思案。処置。(4)大中寺に奉仕する僧。(5)費用としての意か。(6)清見寺領のことか。(7)今川氏領国内での寄進。このことから、今川氏の意向が反映していると考えられる。(8)寄進状。(9)沼津市。(10)不詳。(11)畠地からの年貢等を銭高で表示したもの。(12)びん。三十貫文のこと。(13)その年に収取する年貢、あるいは得分。(14)衰えた寺院を再興した時の住持。(15)東谷宗杲。五五三号註(13)参照。(16)大

輝祥遣。五五三号註(17)参照。

十月十五日、小山田信茂、芹沢玄蕃に伝馬秣料を給与する。

六三〇　小山田信茂判物(折紙)　芹沢豊氏所蔵文書　○御殿場市萩原

其村方上下両所有地、伝馬秣料(2)として宛行もの也、

永禄拾年丁卯
十月十五日　信茂(3)(朱印、印文「夕定」か(4))(花押)
芹沢玄蕃(5)殿

(1)不詳。宛所の芹沢氏の居住する村(茱萸沢)と考えられるが、この時点で小山田信茂が、茱萸沢等を支配していたとは考えがたい。(2)伝馬に使う馬の飼料を採る場所。(3)小山田信茂。(4)小山田信有・信茂使用印。(5)実名不詳。五三〇号註(7)参照。

十一月五日、葛山氏元、吉原湊の渡船修理につき、富士川以東の葛山氏直轄領や私領での勧進を矢部将監・鈴木新右衛門に認める。

六三一　葛山氏元朱印状(折紙)　矢部さち子氏所蔵文書　○東京都大田区

吉原湊渡船(1)破損之間、修理之事被仰付候、任御印判(2)之旨、河東領中(3)幷私領(4)共(5)、以壱升勧進(6)可令修理之、縦雖帯免許之判形・印判不可及異儀(7)、若於難渋之輩(8)者重而可加下知、為其自此方奉行壱人指添者也、仍而如件、

永禄十丁卯
霜月五日(印文「萬歳」(9))
矢部将監(10)殿
鈴木新右衛門(11)殿

吉原湊渡船破損の間、修理の事仰せ付けられ候。御印判の旨に任せ、河東領中ならびに私領とも、壱升の勧進をもって修理せしむべし。たとい免許の判形・印判を帯すといえども、異儀に及ぶべからず。もし難渋の

輩においては、重ねて下知を加うべし。そのためこの方より奉行壱人指し添うるものなり。よって件のごとし。

(1)富士市。(2)今川氏真の印判状。(3)富士川以東。(4)次の私領と対になっていることから、葛山氏の直轄領と考えらる。(5)葛山氏の家臣や寺社の所領。(6)修理費用として米一升ずつの喜捨を求めること。(7)勧進を拒否すること。(8)勧進に応じない者。(9)葛山氏元使用印Ⅲ型。(10)実名不詳。矢部氏は吉原を本拠とし、問屋を営み、吉原湊を管理していた。(11)実名不詳。



永禄十一年　戊辰(一五六八)

二月二日、葛山氏元、富士郡淀士の内の新四郎名を市川権右衛門に給与することを、山田次郎右衛門に命じる。

六三　葛山氏元朱印状(折紙)　渡井康影氏所蔵文書　○富士宮市

淀士(1)之内新四郎名(2)之事、自去年市河権右衛門(3)ニ申付条、無相違可渡之状如件、

辰(4)二月二日(印文「萬歳」(5))

山田次郎右衛門(6)殿

淀士の内新四郎名の事、去んぬる年より市河権右衛門に申し付くるの条、相違なく渡すべきの状、件のごとし。

(1)淀師。富士宮市。(2)不詳。(3)実名不詳。元亀元年十二月四日付武田家朱印状(「市川文書」、『静岡県史料』第三

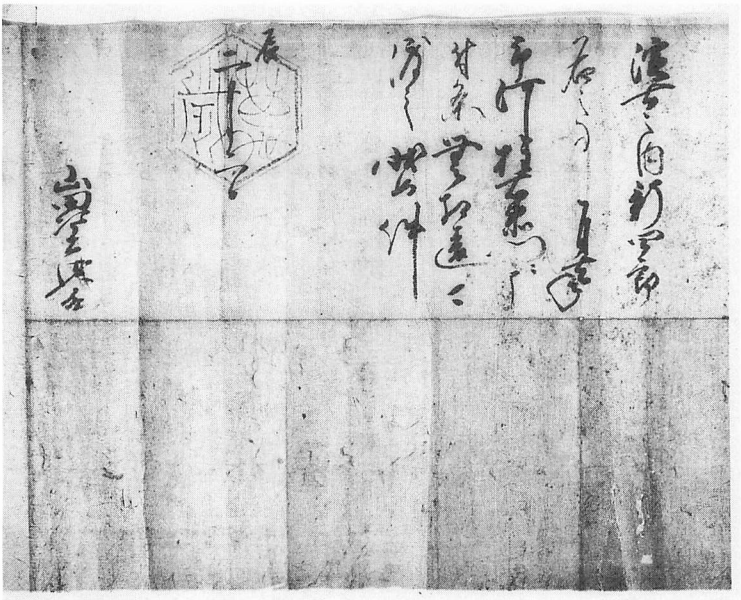

輯)で、武田家より新四郎名を宛行われている。また七七〇号にもみえる。(4)葛山氏元使用印、印型Ⅲ型の使用期間より、永禄十一戊辰年。(5)葛山氏元使用印Ⅲ型。(6)実名不詳。

九月、今川氏真、家臣山中源三郎に、大岡荘の上下商人・道者問屋及び湊出入の商人等の支配をさせる。

六三　今川氏真判物写(1)　駿河志料　巻八十九

大岡庄上下商人・道者問屋(2)、幷従諸湊以船出入之商人等之事

右、任前々之筋目、被官山中源三郎(3)爾令領状畢、縦雖有競望之輩、不可有許容、於子孫無相違可被申付者也、仍如件、

永禄十一戊辰年
九月　　上総介(4)花押

○本文書は宛所を欠く。

(1)四三一号参照。(2)商人問屋と道者問屋の意か。(3)実名不詳。(4)今川氏真。

十二月十二日、北条氏、八幡郷に禁制を下す。

六四　北条家禁制(1)　清水八幡神社所蔵文書
○清水町八幡

禁制　八幡郷(2)

右、当手(3)之軍勢甲乙人等、濫妨狼籍(4)致之ニ付而者、可処死罪、少も不可致用捨、若当郷之者不及手柄(5)者、旗本(6)へ来而可申上者也、仍如件、

辰(7)
十二月十二日(朱印、印文「禄寿応穏」(8))　　石巻奉(9)(10)

(1)六三一・六三二号参照。(2)清水町。(3)北条方の意。(4)「狼藉」。(5)うでまえ。「不及手柄」は手におえないの意。(6)本陣。(7)次号以下にみえるように、永禄十一年十二月、武田氏の軍勢が今川氏領国の駿河国に攻め入ったことにより、今川氏と同盟関係にあった北条氏が、支援のため出

兵してきた際に出された禁制と考えられるので、永禄十一年戊辰年である。(8)北条氏使用家印。(9)石巻彦六郎。永禄年間から元亀初年にかけて北条家朱印状の奉者をつとめる。実名康敬か。(10)「奉(うけたまわる)」とは、当主の印判状を実際に作成し、発給した者(奉者という)の名に添える文言。「奉之」と記される場合もある。

十二月十二日、葛山氏元ら、武田晴信(信玄)に内通し、駿河国に侵入した武田勢に呼応し、今川氏真に叛く。

六三五　家忠日記増補追加(1)　東京大学史料編纂所所蔵　○東京都

此(2)月十二日、武田信玄(3)(4)師ヲ帥テ駿府(5)(6)ニ入、進テ由比(7)近辺松野(8)ニ陣ス、今川氏真清見寺(9)ニ出張シ、庵原安房守(10)ヲ先隊トシテ、薩埵山ニ向ハシム、此日午刻、軍ノ矢合(11)スヘシト相議スル処ニ、氏真カ臣瀬名(12)・朝比奈(13)・三浦(14)・葛山(15)等ヲ始テ、兼テ志ヲ信玄ニ通スルニ依テ、其陣ヲ棄テ駿府ノ城ニ帰リ去ル、庵原独リ薩埵山ニ進ムト云ヘトモ、其兵徴(16)ニシテ武田カ多勢ト戦ヒカタシ、故ニ氏真トトモニ軍ヲ引テ府ノ城(17)ニ帰ル、

(1)家康の家臣松平家忠の日記(「家忠日記」)に基づき、徳川創業の歴史を編述した書。著者は家忠の曾孫忠冬。寛文三年(一六六三)成立。二十五巻。(2)十二月。(3)武田晴信。(4)軍勢のこと。(5)ひきいて。統率して。(6)静岡市。「駿州」の誤りか。(7)由比町。(8)富士川町。(9)清水市。(10)実名不詳。(11)戦闘を始める時、互いに開戦を通告する矢を敵味方から射出すること。(12)瀬名氏俊。(13)朝比奈信置(親徳子)か。(14)実名不詳。(15)葛山氏元。(16)かすか。(17)駿府の今川氏館。

六三六　北条記(1)　四　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

今川没落事付薩埵合戦事

永禄十一年九月、信玄、駿河国ヲ乗取、其子細ハ信玄大ヨク深キ人ニテ、先年(2)親父信虎(3)ヲ追出シ、甲斐国ヲ乗取間、信虎、駿河ヘ窄人有テ、聟(4)ノ今川義元ヲ被頼、義元討死ノ後、駿河ノ家中ニ物謂出来(5)、家老ト出頭(6)ノ面々、

心々ニ分レテ、家中事外サタツ(7)、此時分、武田信虎子息上野介(8)等、今川ノ家老一門瀬名陸奥守(9)、朝夷名(10)等ヲ相カタラヒ、駿河ヲ乗トラントタクミシヲ、氏真聞玉ヒ、信虎父子ヲ追出シテケリ、信虎、駿河ヲ取事不叶、子息信玄トハ不和ナレトモ、此事ヲ談合シ、駿河ヲ己カ力ニコソ不叶トモ、信玄ニトラセ中ヲナヲリ、半国ヲモ知行セントヤ思ケン、内々甲州へ使者ヲ遣、兼テ内談セシ今川ノ家中ニテ、日来逆心思立ケル葛山備中守(11)・瀬名陸奥守子息中務少輔(12)・朝比奈兵衛大夫(13)・三浦与一(14)等ヲ信玄へ引付玉フ、此人々信玄ヨリタハカラレ、或駿河一国可給、或遠江一国アタヘンナトヽスカサレ、普代之恩ヲ忘レ、一門之好ヲカヘリミス、重代相伝ノ主人氏真ヲ背テ、己等カ欲心ノ為ニ、他国ノ武田信玄ヲ引出ス、信玄大ニ悦、ウツフサ通(15)リニ松野ト云所ヨリ、由井ノ宿へ出張ス、氏真モ清見寺へ出向、庵原安房守・新野式部少輔(16)先手ノ大将トシテ、薩埵山倉沢(17)ノ辺ニ千五百騎出張ス、同十二月十二日、矢合可有ト定シ所ニ、駿河ノ侍大将朝夷名兵

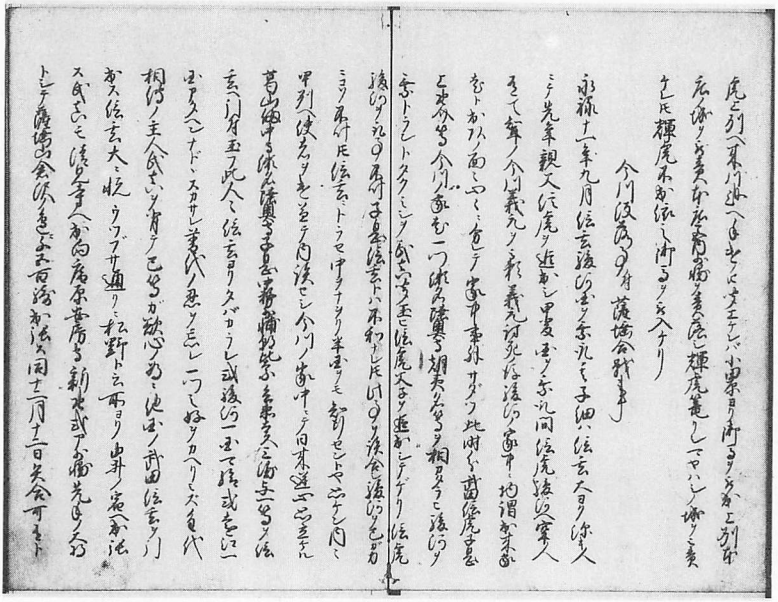

衛・葛山・今川ノ一門ナリシ瀬名奥州ヲ始トシテ、武田上野・其子左衛門(18)以下廿二人、手ノ者合テ六七百、皆信玄ニタバカラレ、役所ヲ捨テ落行ケル、氏真、本陣アラハニ成、旗本侍七八十残シカハ不叶、府中ノ御館ニ帰玉フ処、彼逆心ノ廿二頭、敵ニ成引入ケル間、氏真府中ニコラヘカネ、山西(19)へ引取玉フ、

(1)北条氏当主五代の歴史を記した書。著者・成立年代不詳。巻数は諸本により異なる。(2)天文十年。(3)武田信虎。(4)義元は天文六年に武田信虎と和議を結び、信虎娘と婚姻する。(5)物議が生じる意。(6)主だった家臣。(7)騒がしくなること。(8)武田信基。(9)瀬名氏俊。(10)朝比奈信置か。(11)葛山氏元。(12)瀬名氏詮。のち信貞と改名。七八五号参照。(13)朝比奈右兵衛大夫信置。(14)実名不詳。(15)内房。芝川町。(16)実名不詳。(17)由比町。(18)実名不詳。(19)焼津、藤枝、島田市地域の呼称。

六二七　今川家譜

続群書類従　○国立公文書館内閣文庫所蔵

斯ル故ニヤ瀬名陸奥守(1)天文七年戊三月十六日、一病ナクシテ四十二歳ニテ頓死ス、此子氏俊源五郎、後ニ瀬名右衛門佐(2)ト申、葛山ト縁ヲ結(3)ヒ、氏真ノ時殊ニ近親ナリ、(中略)扨又信虎一味ノ駿河衆、連々信玄ヘ内通シケレハ、信玄ヨリ葛山備中守(4)、瀬名左衛門父子方(5)ヘ使(6)ヲ遣シ、急キ謀反ヲ起シ駿河ヲ取玉ヘ、此方ヨリ加勢ヲ遣シ、合力シ御館(7)ヲ参ラセン(8)、駿河ヲ半国ツヽシラセン(9)、ト云謀書ヲ実(10)ソト思ヒ、永禄十年(11)信玄出張ノ時、氏真ノ後陳(12)ヲ明テ引退キ、後ロヨリ敵ニ成リ、信玄ニ御館(13)ヲ渡シケル、

(1)瀬名氏貞、一秀子。今川氏一族。(2)「左衛門佐」の誤りか。(3)不詳。(4)葛山氏元。(5)瀬名氏俊・氏詮。(6)いつわりて。(7)今川氏真。(8)降参させる。(9)葛山と瀬名に半国ずつ知行させる意。(10)まことぞ。(11)十一年の誤り。(12)「陣」。(13)駿府(静岡市)の今川館。

六八　松平記(1)　四　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

氏真の御母義(2)の祖父武田信虎入道むほんをおこし、瀬名・葛山・朝比奈兵衛尉(3)・三浦与一等に相談し、氏真を追出し申、駿河をとらんと被成候処を、庵原安房守才覚を以て、信虎を追出、関口刑部太輔(4)に腹を切せ申候間、信虎上方へ逃上り、道より子息信玄へ使をやり、駿河にて信虎と一味衆と相談いたし、駿河をとれと申越、故に信玄より駿河国衆を悉引付、内々被頼候間、国衆皆々氏真を背き申、信玄へ内通いたし、立身せんと致候事、誠ニ無念なる事也、已等か身の不肖ニ而、義元の御供をハ不仕、氏真ににくまれ奉り、それを無念とて、信虎と一味し、よくにふけり、大身にせんなとゝ申を寔に存知、信玄と一味いたし候也、

（中略）

同(5)十二日、駿河由比のうしろ松野といふ所へ出勢也、駿河方にても、庵原安房守大将ニ而、薩埵山に千余騎にて備を立、氏真ハ清見寺に本陣を備、同十二日午刻、矢合有へしと相定けるに、氏真の一門瀬名殿をはしめ、両家老(6)・朝比奈兵衛尉・三浦与一・葛山備中守・武田上野介を先として、皆信玄へ内通、一人も不残引退、駿河府中へ引返す間、庵原殿も力なく本陳(7)へ引行、氏真をつれ奉り、駿府へ引入らるゝ、

（1）松平氏と称していた徳川家草創期に起きた諸事件を年代順に記した書。近世初期成立。上下二冊。（2）武田信虎娘。（3）朝比奈信置か。（4）永禄五年に自刃した関口刑部少輔氏広のことか。（5）十二月。（6）不詳。（7）本陣。

六九　武徳編年集成(1)　九　東京大学史料編纂所所蔵　○東京都

是日(2)、武田信玄、駿州ノ油井口(3)八幡左長坂(4)ヨリ乱入シ、空総(5)ニ屯ス、今川氏真是ニ対シ、其兵一万五千余ニテ、府中ヨリ清見寺ニ出張シ、庵原安房守千五百ヲ魁トシ、彼是五六千人薩埵山へ遣ハス、軍監ハ岡部忠兵衛直規(6)・小倉内蔵助資久・一宮是宗入道随波斎也(7)、又今川家ノ功

臣十八人衆ト云ヲ、大備一組トシ、七千人八幡(8)平ニ扣(9)ヘサセ、信玄興津河原(10)ヲ歴テ、横山(11)ヲ越ル所ヲ戦フヘシ、此表ノ軍(12)最中、薩埵ノ勢嵩(13)ヨリ落シ蒐リ、険(14)ニ拠テ(15)、敵ノ先鋒三備ヲ破ルニ於テハ、残兵悉ク逃亡スヘシ、其次ノ軍ハ、氏真旗本三千余ニテ、清見寺ヨリ発シ、敵ヲ討ヘキ武略、愁(16)ニ相極ルト云ヘ共、信玄空総ノ左ノ山ヘ、人夫二千ヲ以テ道ヲ付、諸軍歩行シテ馬ヲハ率登セ、八幡平ヘ押向フ比、今川方諸将、兼テ信玄ヘ内通セシカハ、最初ニ一族瀬名陸奥守、幷十八将ノ朝比奈右衛門大夫政貞(17)・葛山備中等六七百騎、一戦ニ及ハス、駿府ニ引退シケレハ、総軍皆引退、庵原一備薩埵山ニ残ルト云ヘ共、詮方ナク清見寺ノ氏真カ本陣迄退ク時、氏真旗本咸落失テ、残兵僅七八十騎ニ過ス、漸ク駿府ノ城ニ帰ル処、

(6)岡部忠兵衛長宗か。海賊衆の一人。(7)「一宮宗是」の誤りか。宗是と随波斎を別人とする説もある。(8)由比町今宿の小字。(9)ひかえ。(10)清水市。(11)清水市。(12)いくさ。(13)かさ。高い山。(14)集団となって一気に駆け下る意か。(15)非常にはげしく、かさにかかって攻める意か。(16)なまじいに。(17)「信置」の異名。なお「右衛門大夫」は「右兵衛大夫」の誤りか。

(1)徳川家康一代の事蹟を叙述した書。木村高敦著。寛保元年(一七四一)幕府に献じられる。九十三巻。(2)十二月十三日。(3)由比町。(4)不詳。(5)うつふさ。内房。芝川町。

六三〇　当代記(1)

十二月、武田信玄駿州ヘ出張、当国之主氏真近親葛山幷朝比奈右兵衛太夫、信玄ヘ属ス、氏真不及一戦、遠州懸川(2)ヘ被退、懸川城主朝比奈備中守(3)、氏真為臣下、遠江国為郡代(4)、氏真ヲ本城江引入籠城、翌春迄上下ノ人数ニ、酒肴以下迄無懈怠モテナシケル、奇特云云、

(1)戦国時代から江戸時代初期の社会・政治状況を編年風に記した書。作者不詳。近世初期成立。九冊。(2)懸川城。掛

川市。(3)朝比奈泰朝。(4)室町時代における郡守護代に相当する。今川氏のもとでは、郡代が置かれた形跡はない。

十二月十四日、北条氏、口野五ケ村・茱萸沢郷に禁制を下す。

六三一　北条家禁制(1)　増田文書

禁制　口野五ケ村(2)

右、当手之軍勢甲乙人等、濫妨狼籍(3)致之付而者、則可処死罪、少不可致用捨(4)、若当郷之者不及手拘(5)者、籏本へ来而可申上者也、仍如件、

辰
十二月十四日(朱印、印文「禄寿応穏」(7))　奉
石□(8)
両代官(9)

(1)六二四号参照。(2)沼津市。五一一号註(6)参照。(3)狼藉。(4)「容赦」。(5)「不及手柄」。(6)「旗本」。(7)北条氏使用家印。(8)石巻。(9)内一人は植松右京亮(五八八号註(12)参照)であるが、他の一人は不詳。

六三二　北条家禁制(1)　芹沢豊氏所蔵文書　○御殿場市萩原

禁制　久見沢郷(2)

右、当手之軍勢甲乙人等、濫妨狼籍(3)致之付而者、可処死罪、少も不可致用捨、若当郷之者不及手柄者、籏本へ来而可申上者也、仍如件、

辰
十二月□四日(朱印、印文「禄寿応穏」(5))(4)
并和(6)奉

(1)六二四号参照。(2)茱萸沢。御殿場市。(3)狼藉。(4)「十」か。(5)北条氏使用家印。(6)并和氏続。

十二月十五日、北条氏、杉本弥二郎に兵粮を預け置く。

六三三　北条家朱印状(折紙)　杉本理明氏所蔵文書　○清水町久米田

一廿七俵　但渡辺右衛門(1)
一卅壱俵　但御蔵納(2)之兵粮

以上合五十八俵

右、兵粮可預り置、若横合非分有之者可申上者也、仍如件、

戊辰(3)
十二月十五日(印文「禄寿応穏」(4))　笠原藤左衛門尉(5)

杉本弥二郎(6)との

(1)実名不詳。六三九号参照。北条氏に反逆したことがみえる。(2)北条氏の蔵に納めること。(3)永禄十一年。(4)北条氏使用家印。(5)笠原康明。北条氏評定衆。(6)実名不詳。六三九号参照。

十二月十五日、北条氏政、先に桃源院に与えられた文書の趣意を確認する。

六三四　北条氏政判物写(折紙)　判物証文写　今川二　○国立公文書館内閣文庫所蔵

先御判形之筋目、不可有相違、猶於違犯之輩者、可有披露者也、仍如件、

永禄十一年　十二月十五日　(花押)(1)

桃源院(2)

(1)北条氏政、氏康子。(2)沼津市。

六三五　今川氏真朱印状(1)　桃源院文書

先御判形(印文不詳(2))之筋目不可有相違、猶於違犯之輩者、可有披露者也、仍如件、

永禄十一年十二月十五日

桃源院

(1)『静岡県史料』第一輯は、出典を「判物証文写　今川四」とするが、同書にはみえない。(2)今川氏真使用印。

十二月十五日、北条氏規、龍雲院に制札を下す。

六三六　北条氏規制札　竜雲寺文書

制札

右、今度加勢衆濫妨狼籍(1)不可致之、当方為御法度(2)間、於背此旨輩者、急度注進可申候、其上可被加下知者也、仍如件、

辰(3)
十二月十五日　(印文「真実」(4))　朝比奈甚内(5)

多肥(6)
竜雲院(7)

(1)狼藉。(2)法規。おきて。(3)六二四号と同様に永禄十一戊辰年。(4)北条氏規(氏康子)使用印。(5)朝比奈泰雄。六五二号にもみえる。(6)多比。沼津市。(7)竜雲寺。沼津市。臨済宗。

十二月二十日、北条氏政、大森猿千代に、今川氏真の与えた文書の趣意を安堵する。

六三七　北条氏政判物　日枝神社所蔵文書　○沼津市平町

氏真(1)御判形筋目、於氏政(2)聊不可有相違候、仍状如件、

辰(3)
十二月廿日　氏政(花押)

大森猿千代(4)殿

(1)今川氏真。(2)北条氏政。(3)六三四号と同時期のものと考えられるので永禄十一戊辰年。(4)実名不詳。日枝神社(沼津市)神主。

十二月二十八日、由良成繁、駿河国侵攻の北条氏の動向を上杉氏に報じた中に、葛山のことなどがみえる。

六三八　由良成繁条書案　上杉文書　き

覚

一幻庵(1)之息新三郎(2)陣所、かんはら(3)富士川取越被申事、付大石源三(4)、屋形様(5)江被及直札候事

一氏政(7)小田原(6)打立、十二日

一駿河懸合(8)者十三日、甲衆(9)うきつ(10)にて四百四人討捕候、

一陣所、駿河之ぬまと(11)

一甲之陣所、駿河之苻内(12)、かつら山替候(13)間如此候、



一駿河之氏真(14)、あへ山(15)かへつほミ(16)被申候、人数之儀、一騎一人無患候、
一新太郎(17)、当月廿三日ニ駿河江罷立被申候、
一かつら山要害(18)・こうこく寺(19)と申地利、自此方則候(20)事
以上
十二月廿八日　　由良成重(21)
松石(22)　参

(1)北条長綱。四〇一号註(13)参照。(2)北条氏信。(永禄十二年)閏五月十三日付岡部和泉守宛北条氏信書状(孕石文書)参照。なお「小田原編年録」所収「北条系図」(別冊系図集七号)では綱重に比定する。(3)蒲原町。(4)北条氏照、氏康子、氏政弟。武蔵国滝山城(東京都八王子市)城主である大石氏のあとを継ぎ、大石を称する。(5)上杉輝虎、越後国守護代長尾為景子。春日山城(新潟県上越市)城主。法名謙信。(6)自筆の書状。(7)北条氏政。(8)合戦。(9)武田方の軍勢。(10)興津(清水市)のこと。(11)沼津のこと。(12)駿府。静岡市。(13)駿府の葛山屋敷に陣所をうつした意とも、葛山

氏元が氏真に背いた意とも考えられる。(14)今川氏真。(15)安部山家へ。安部山(静岡市)の山中にある家の意か。(16)「笮む」。没落する意。(17)北条氏邦、氏康子、氏政・氏照弟。(18)葛山城。裾野市葛山。(19)興国寺城。沼津市。(20)北条氏が乗っ取ったこと。(21)由良成繁。上野国金山城(群馬県太田市)城主。(22)松本石見守景繁。上杉氏家臣。上野国沼田城(群馬県沼田市)城将。

永禄十二年　己巳(一五六九)

正月十二日、北条氏、杉本弥二郎に預け置いた渡辺右衛門尉の兵粮を、矢部大膳亮に与える。

六三九　北条家朱印状(折紙)　杉本理明氏所蔵文書　○清水町久米田

今度逆心人渡辺右衛門尉(1)兵粮、杉本手前(2)ニ有之分、聞立披露(3)之間、遣之者也、仍如件、

(4)巳
正月十二日　(印文「禄寿応穏」)(5)

矢部大膳亮(6)殿

(1)実名不詳。六三三号参照。(2)杉本弥二郎。実名不詳。六三三号参照。(3)申し出ること。(4)六三三号より永禄十二己巳年。(5)北条氏使用家印。(6)実名不詳。

正月十六日、北条氏、上杉氏に興国寺・長久保城等に出陣したことを報じる。

六四〇　由良成繁書状写　歴代古案　二

態令啓候、抑一両年者、以侫人(1)之所行、進退被御覧捨(2)候之間、無了簡(3)、小田原へ申合候間、絶音問候、然者駿・甲不慮ニ不和(4)、既従甲駿へ乱入候、駿・相・甲累年如鼎之三足被相談候之処ニ(5)、今川氏真越府(6)へ内通之由有之、従甲不虞ニ被取懸候、駿府(7)無備故、遠州懸川(8)へ被移候、相府(9)之事、不被曲誓約之筋目、氏真為引立可有御申置(10)、至豆州三嶋張陣、駿州之内蒲原(11)・興国寺(12)・長久保(13)・吉原(14)ヲ為始、以豆・相之衆(15)、堅固ニ被相抱候、其上年来之被拋是非(16)、越府与有一味、信玄へ被散鬱憤度、以逼塞(17)、旧冬自由、『由良信濃守』(19)倉内在城之方へ内義被申候処、従松石(20)・河伯(21)以『レ』(18)使被御申立之由候、従両所依承筋目、重而従由以直札被申候、被聞召届、宜被御申調義(22)、可為簡要候、時宜御入眼(23)、向信・甲年来之可被散御無念儀、此時候、恐々謹言、

(追筆)「永禄十二ノ状」
正月十六日　由信
河豊(26)　成繁(25)
御宿所

(1)へつらう人。(2)おみすてられの意か。(3)途方にくれて。(4)今川氏と武田氏の対立を指す。(5)天文二十三年に結ばれた今川・北条・武田氏の三国同盟を指す。(6)上杉輝虎(謙信)のこと。上杉氏の居城春日山城(新潟県上越市)は、越後国府中の近くである。(7)今川氏真のこと。(8)懸川城。掛川市。今川氏家臣朝比奈氏の居城。(9)北条氏のこと。(10)約束。(11)蒲原城。蒲原町。(12)興国寺城。沼津市。(13)長久保城。長泉町。(14)吉原城。富士市。(15)北条氏の軍勢。(16)ゆきがかりをなげうつの意。(17)心中でひそかに計画すること。(18)「由(良成繁)より」。(19)沼田城。群馬県沼田市。上杉氏の関東での拠点。(20)松本石見守景繁。(21)河田伯耆守重親。上杉氏家臣。(22)目論見、かけひき、計略。(23)じゅげん。最後の仕上げをする意。(24)信濃・甲斐国。すなわち武田氏。(25)由良信濃守成繁。(26)河田豊前守長親。上杉氏家臣。重親甥。

正月十八日付で武田氏に提出された臨済寺領目録に、駿東郡内の地名・寺名などがみえる。

六四一　臨済寺領目録[1]　臨済寺文書

「(端裏書)　天正五丁丑九月十□□当大守[2]入□□□奏者[3]
　　ー田左近頭
　　吉左青助奏者
　　ー沼助大夫
　　草案
惣寺領幷諸末寺書立永禄十二己巳正月□入御披見案□清書□進上申候、
御認帳ニ被□入□候也、」

臨済寺[4]領指出[5]年来所務帳[6]今度失却候間、寄進状を写遣候、

(中略)

天沢寺[7]領指出

(中略)

一当国[8]河東薦池[9]・柿田[10]両郷百弐拾貫文定納、但従当年十ケ年期之間為寺領分、

一同国河東泉郷[11]之内三浦左京亮[12]知行分永代買得、法善寺[13]分共ニ米方参拾石、代方[14]四拾貫文

以上　米方百石、代方弐百九十四貫文、此内百弐拾貫文者十年期之間寺領、其外百七十四貫文者永代寺領分也、

(中略)

定恵院[15]領指出

(中略)

一同国[16]河東進藤周防[17]知行鮫嶋[18]之内拾三貫文分永代買得、

(中略)

此外諸塔頭諸末寺あり、

(中略)

一同国[19]河東沢田[20]之内大中寺　寺領少あり、大輝座元[21]御番知[22]、是者善得寺[23]之末寺ニ候へ共書のせ候、

一同国原[24]之内徳源寺　瑞松院[25]、松陰庵　各寺領少あり、看坊[26]各番、これも善得寺末寺ニ候、

一同国沼津大聖寺[27]　大平之得楽寺[28]、臥雲・幽洞・向岳・寿慶・光厳寺寺領少宛あり、各看坊番、これも善得寺末寺ニ候、

右、当寺番知之分を米銭共ニ員数書立進候、但年来之取帳[29]今度失却候間、大形義元[30]御寄進状之旨を以申候、若少も偽候者可蒙仏祖之冥罰候、其外〻〻諸末寺看坊番知地之分を員数員数、従御奉行[31]方可有御尋候、仍如件、

知不案内〻〻ニ御座候間

永禄十二年巳

正月十八日　　吉左(32)
信□(花押)

○紙継目裏に某の花押が捺されている。

(1)五六六号参照。(2)武田勝頼。(3)取次役。以下の人名はいずれも実名不詳。(4)静岡市。(5)寺側が提出した目録。(6)寺の収益、得分あるいは年貢を記した帳簿。(7)今川義元の菩提寺。駿府(静岡市)にあったが現在は廃寺。(8)駿河国。(9)駿東郡内と考えられるが、比定地未詳。(10)清水町。(11)清水町。(12)三浦元政。(13)清水町。臨済宗。(14)四八四号註(3)参照。(15)不詳。臨済寺の塔頭の一つか。(16)駿河国。(17)実名不詳。(18)富士市。(19)駿河国。(20)沼津市。(21)大輝祥暹。五五三号註(17)参照。(22)輪番(定まった順番で住持を交替すること)住持が管轄すること。あるいはその寺のこと。(23)富士市。(24)沼津市。(25)五六六号では瑞松庵とある。(26)寺を守る僧。禅寺で留守居の僧。(27)不詳。(28)以下の六ケ寺は、五六六号では幽洞庵・臥竜庵・得楽寺・鷲桂庵・光厳寺・向丘寺とある。(29)註(6)の所務帳のこと。(30)今川義元。(31)武田氏の奉行。(32)実名不詳。永禄十二年二月二日付武田家制札(「臨済寺文書」、『静岡県史』資料編中世三)の奏者吉田左近助と同一人物か。

正月十九日、垪和氏続、富士郡多門坊に、同郡須津荘八幡社中での興国寺城橋木の伐採を禁じることを認める。

六四三　垪和氏続判物(折紙)　多門坊文書

須津庄(1)内於八幡社(2)中、興国寺(3)橋木山作見立之由候、然処ニ、氏真(4)御印判明鏡候間、先此度切申事、以此一札御押尤候、雖然自余ニ橋木無之者、別当へ申請、其上取可申者也、仍如件、

巳(5)正月十九日　　垪和(6)(花押)

多門坊(7)参

(1)須戸・州津とも書く。富士市。鎌倉期からみえる荘園名であるが、戦国期には、荘名は残っているが広域地名化している。(2)中里浅間神社。富士市。宛所の多門坊はこの八幡

神社の別当である。(3)興国寺城。沼津市。(4)今川氏真。平出となっている。(5)永禄十二年か天正九年のいずれかであろうが、垪和氏続が興国寺城主であった時期から考えると、永禄十二己巳年である。(6)垪和氏続。(7)元亀三年八月四日付武田晴信(信玄)判物(「多門坊文書」、『静岡県史料』第二輯)などの宛所では、多門坊長真となっているが、この時期の僧名は不詳。多門坊は、『静岡県史料』の脚註によれば、修験道の「聖護院内任心院に属し」と記されている。また「駿河志料」五十三では、当山派(真言宗)であったとみえる。いずれにしろ、多門坊は、中里八幡神社の別当として、加持祈禱・登拝の先達などの活動をしていた里修験であった。

正月二十六日、今川氏真、四宮泰冬に、本知行分の替りとして、大平等を給与し、徳倉・日守等の陣夫の使役を認める。

六四三　今川氏真判物　某氏所蔵文書

遠州本知行分(1)

一下村(2)　一刑部(3)　以上参百八拾貫文此外陣夫十参人

遠州福嶋伊賀守(4)同心給知行分

一百拾五貫文　水嶋四郎右衛門尉(5)　鈴木次郎左衛門尉(6)

弐人分

一大平(7)　一中郷(8)　一吉田浅井分(9)(10)　一前浜由比美作分(11)(12)

右、為遠州本地替申付所不可有相違、彼員数之外於有之者可致上納、幷伊賀同心給小田村郷(13)陣夫参人・定夫壱人可為如元倚時、然者泰雄(14)本地之内陣夫拾三人、為其替於徳倉(15)・日守(16)陣夫参人、大屋郷(17)陣夫参人、於小河(18)夫壱人、残而六人分者於何地茂可出置、右之伊賀同心給如元倚時、泰雄知行同然爾可申付、兼又大屋郷代官之事如元倚時、山林・野・河原共爾可令取沙汰、縦雖為神領・寺領、泰雄如存分永一切可相計、向後出置知行分、増分検地之沙汰雖有之、不可及其沙汰、今度相州(19)江令渡海(20)別而走廻段、感悦之至也、守此旨弥可励奉公者也、仍如件、

永禄十二己巳
正月廿六日　　氏真(21)(22)(花押)

四宮惣右衛門尉(23)殿

(1)遠江国にある四宮惣右衛門尉の以前からの知行地。(2)不詳。(3)刑部郷(細江町)のことか。(4)実名不詳。六〇一・六五二・六八六・八五一号にもみえる。(5)実名不詳。(6)実名不詳。(7)沼津市。(8)藤枝市、あるいは三島市。(9)吉田町か。(10)実名不詳。(11)相良町か。(12)実名不詳。(13)清水市。(14)定められた人夫役。(15)四宮元倚か。(16)朝比奈泰雄。六三六号には北条氏規の奉者としてみえる。(9)参照。(17)清水町。(18)函南町。(19)静岡市。(20)焼津市。(21)北条氏に支援を求める今川氏真の使者として相模国小田原へ派遣されたことか。(22)今川氏真。(23)朝比奈泰冬か。四宮家の養子となる。

二月六日、北条氏康、左衛門五郎ら石切衆十名に、足柄峠での夫役を命じる。

六四四　北条氏康朱印状(折紙)　青木文書　○清水市　片平信弘氏所蔵

十人　石切衆(1)

右、此度御国(2)之御大事候間、罷出可走廻、依忠信何様之儀成共可望申、可被加御褒美、然ハ明日七日足柄峠(3)へ罷上、肥田(4)・二宮播磨(5)相談、小屋を懸御番可勤申者也、仍如件、

二月六日(印文「武栄」)(6)(7)

石切左衛門五郎(8)

同善左衛門

(1)石材を山から切り出す職人集団。(2)北条氏領国。(3)足柄城をさす。小山町から神奈川県南足柄市にまたがる。(4)実名不詳。北条氏家臣。伊豆衆。(5)二宮播磨守。実名不詳。北条氏家臣。御家中衆。(6)北条氏康使用印。(7)武田氏の駿河国侵攻に対して、北条氏がその対策として足柄城の普請を行っており、その際のものであると考えられることより、永禄十二年である。(8)実名不詳。次の善左衛門(実名不詳)が、本号と同日付の北条氏康朱印状(「青木文書」)で「石切頭料」と記されていることから、この二名は共に、小田原大窪にあった石切集団の棟梁であったと考えられる。

二月十三日、足利義氏、野田政朝への書状で、武田氏の足柄城方面への侵攻を報じる。

六四五　足利義氏書状写　野田家文書

急度被仰出候、然者氏政(1)就駿州張陣、自甲州足柄筋(2)へ相揺(3)候、依之下総辺之人数相集之間、其方人数、徒歩・弓等可被召寄之段、氏康(4)言上候、遠路之事候間、徒歩・弓早々立進候者、可為肝要候、巨細芳春院(5)可被申遣候、謹言、

二月十三日(6)　　義氏(7)(花押)

野田右馬助(8)殿

(1)北条氏政。(2)足柄城(小山町から神奈川県南足柄市にまたがる)への通路。(3)武田氏が押し寄せること。(4)北条氏康。(5)芳春院は足利晴氏夫人の院号で、菩提寺である。ここではその住持で、足利義氏側近の季竜周興を指す。(6)武田氏の足柄筋への侵攻のことから、永禄十二年。(7)足利義氏、晴氏子。古河公方。(8)野田政朝。古河公方家臣。

二月十四日、武田晴信(信玄)、御宿左衛門尉に三輪彦右衛門の知行を給与するという。

六四六　武田晴信判物写　古今消息集　八　○国立公文書館内閣文庫所蔵

別而可抽奉公之由候之条、為重恩(1)三輪彦右衛門(2)知行出置候者也、仍如件、

永禄十二
二月十四日　　信玄(3)

御宿左衛門尉(4)殿

別して奉公を抽(ぬ)きんずべきの由候の条、重恩(ちょうおん)として三輪彦右衛門知行出だし置き候ものなり。よって件のごとし。

(1)これまでの給地に加えて、恩賞を与えること。(2)実名不詳。六五三号に三輪与兵衛がみえるが、関連は不明。(3)武田晴信。(4)実名不詳。五七四・六九四・八六六号にもみえる。

二月十四日、葛山氏元、橋本源左衛門尉に植松右京亮知行分を給与する。

六四七　葛山氏元判物　六所文書

定

一参拾貫文　植松右京亮(1)跡

以上

右、今度別而走廻之間、為新地(2)彼跡(3)敷申付也、但内浦(4)代官之儀者除之者也、仍如件、

永禄十二己巳
二月十四日　氏元(5)(花押)

橋本源左衛門尉(6)殿

右、今度別して走り廻るの間、新地としてかの跡職申し付くるなり。ただし内浦代官の儀は除くものなり。よって件のごとし。

(1)実名不詳。五八八号註(12)参照。(2)新給恩地。(3)「跡職」。植松右京亮知行分。七〇九号より大平(沼津市)内と考えられる。(4)沼津市。(5)葛山氏元。(6)実名不詳。六一一号に橋本内三がみえ、七〇八号に橋本外記がみえる。

二月二十日、北条氏康、宝持院に制札を下す。

六四八　北条氏康制札　宝持院所蔵文書　○御殿場市東田中

(懸紙ウハ書)「宝持院」　(異筆)「氏康判」

制札

一於寺中軍勢濫妨狼籍事

一寺中幷門前之竹木切取事

一至于末寺も諸役免許事

以上

右三ヶ条堅令停止了、若違犯之輩有之者可被申上、速可処罪科、但可被存忠信義可為肝要候、仍状如件、

己巳(1)二月廿日(印文「武栄」(2))　南条四郎左衛門尉(3)奉

宝持院(4)

助太郎分六十貫文の所これを進め置き候。いよいよ戦功を抽きんぜらるべきの条、肝要たるべく候。恐々謹言。

(1)葛山氏元。(2)静岡市。(3)由比町。(4)不詳。(5)武田晴信。(6)実名不詳。

三月五日、今川氏真、森山源左衛門に千本松原での戦功を賞する。

六五〇　今川氏真判物写　植松卓穂氏所蔵文書　○富士市

当月二日、於駿州三枚橋(1)武田勝頼(2)出張之節、馬場美濃(3)一手、千本松原(4)浜手□　□対陣之処、其方足軽(5)を備先登(6)、殊数ヶ所被疵、敵数輩討捕之段、手柄不可勝計(7)、依之為加恩五百石(8)宛行訖、本知千石、都合千五百石全可所務者也、

永禄十二年三月五日　　名乗判(9)

森山源左衛門(10)とのへ

(1)永禄十二年。(2)北条氏康使用印。(3)実名不詳。南条氏は伊豆衆の一人。(4)御殿場市。

二月二十四日、武田晴信(信玄)、葛山氏元への同心により、荒河治部少輔に由比山方を給与する。

六四九　武田晴信書状写　甲州古文集

定

今度葛山備中守(1)殿忠節之刻、令同心、瀬名谷(2)へ被引退条神妙候、因茲由比(3)山方内、助太郎(4)分六拾貫文之所進之置候、弥可被抽戦功条可為肝要候、恐々謹言、

永禄十二年　己巳

二月廿四日　　信玄(5)

荒河治部少輔(6)殿

定

今度葛山備中守殿忠節の刻(きざみ)、同心せしめ、瀬名谷へ引き退かるるの条神妙に候。ここにより由比山方の内、

(1)三枚橋城。沼津市。三枚橋とは、狩野川に合流する貉川にかかる東海道の橋で、橋名は三枚の石でできていたことに由来する。(2)武田晴信(信玄)子。(3)馬場信春。信濃国牧島(長野市)・深志城(松本市)城代。(4)沼津市。(5)戦国時代に、百姓を徴発して槍・弓などの武器別に編成された歩兵部隊が組織された。この歩兵部隊が足軽と称された。(6)まっさきに敵城に登ること。先陣。(7)はかりがたい。(8)以下、石高表示がみられるが、戦国時代にこの地域で知行高が石高表示されることはほとんどなく、その多さからみても、本文書は検討の余地がある。(9)実名のこと。武田氏と敵対したことから、今川氏真と考えられるが、北条氏方の誰かである可能性もある。(10)実名不詳。

三月二十三日、北条氏康、須藤盛永に、足柄城より石工を召し寄せることを命じる。

六五一　北条氏康朱印状(竪切紙)　青木文書　○清水市　片平信弘氏所蔵

石切壱人御用候間、自足柄(2)可召寄者也、仍如件、

巳(3)
三月廿三日　(印文「武栄」(4))

須藤殿(5)

(1)六四四号註(1)参照。(2)足柄城。小山町と神奈川県南足柄市にまたがる。(3)六四四号と同時期のものと考えられるので、永禄十二年。(4)北条氏康使用印。(5)須藤惣左衛門盛永。職人頭。

三月二十六日、今川氏真、朝比奈泰雄に、大平郷の福嶋伊賀守代官給を給与し、徳倉・日守郷の陣夫召使いを認める。

六五二　今川氏真判物(折紙)　某氏所蔵文書

(花押)(1)

於大平之郷(2)出置福嶋伊賀守(3)代官給百貫文事

右、如伊賀守時不可有相違、惣右衛門尉(4)今度遂討死、致忠節為跡職之間令馳走(5)、自甲府妻子於引取者、彼郷ニ而

堪忍(6)之儀可申付、幷陣夫参人於徳倉(7)・日守郷(8)可召遣之者也、仍如件、

三月廿六日

朝比奈甚内(9)殿

(1)今川氏真。(2)沼津市。(3)実名不詳。六〇一・六四三・六八六・八五一号にもみえる。(4)姓は四宮。六四三号にもみえる。(5)奔走し、世話をすること。(6)堪忍領。討死した家臣の遺族などに給付する所領。(7)沼津市。(8)函南町。(9)朝比奈泰雄。六四三号註(16)参照。

三月二十八日、葛山氏元、三輪与兵衛に古沢・堀之内等の知行分を給与する。

六三三　葛山氏元判物写　判物証文写　附二　○国立公文書館内閣文庫所蔵

定

一弐拾貫文　津田左近分(1)　古沢(2)

一拾貫文　同人分居屋敷・披官(3)共ニ　堀之内(4)

一拾貫文　内谷(5)

一拾貫文　河合(6)

以上

右、今度竹千代(7)ニ別而依令奉公、如此知行出置上者、弥々可抽奉公、右之知行、百姓前地方(8)を以請取、可致所務者也、仍如件、

永禄拾弐年己巳三月廿八日　氏元(9)(花押)

三輪与兵衛(10)殿

右、今度竹千代に別して奉公せしむるにより、かくのごとく知行出だし置く上は、いよいよ奉公を抽(ぬ)きんずべし。右の知行、百姓前地方(じかた)をもって請け取り、所務を致すべきものなり。よって件のごとし。

(1)実名不詳。(2)御殿場市。(3)被官。(4)裾野市葛山か。四五四号註(4)参照。(5)岡部町。(6)川合。静岡市。(7)

葛山氏元子。六一〇号註(8)参照。(8)土地のことか。(9)葛山氏元。(10)実名不詳。七一七・七六六号にもみえる。

○本文書は検討の余地がある。

三月吉日、久須見や、出府のため、江の浦の七家中に斡旋を依頼する。

六五四　久須見や願書　岩崎文書

以手紙致啓上候、然者拙者在所之縁類共、今度致出府、於御当地少役之儀望申候、貴公様何れ成共御懇意之方へ御取持可被下候様奉願上候、身分之義者私請合也、無御斟酌奉希候、以上、

永禄十二年
巳三月吉日

当人　久須見や(1)〇
請人　彦左衛門〇
同　与四兵衛〇

口□郷(2)
江の浦村(3)
百性(4)
七家中(5)様

(1)五四二号の楠見氏、七五二号の久次見氏か。以下三名、不詳。なお〇印は黒印、印文不詳。(2)口野郷。沼津市。(3)口野五ケ村の一つ。沼津市。(4)「百姓」。(5)不詳。

四月二日、今川氏真、甘利源三に柿田村の由比河内守知行分の代官を命じる。

六五五　今川氏真判物写　判物証文写　今川二　〇国立公文書館内閣文庫所蔵

駿州柿田村(1)由比河内守(2)知行之事

右、忩劇之刻、自最前令供、遂懸河籠城(3)之間、本増五拾余貫文之所、永可令代官(4)、然者以彼地之内、惣次之配当(5)、任忠節可令扶助、守此旨弥可励忠功者也、仍如件、

永禄十二己巳年
卯月二日　氏真(6)(花押)

甘利源三(7)殿

(1)清水町。(2)実名不詳。(3)永禄十一年十二月、武田晴信(信玄)に駿府(静岡市)を追われた氏真が、懸川城(掛川市)に入り、徳川家康の軍勢に包囲され、六か月間籠城したこと。六二五号～六三〇号参照。(4)柿田村由比河内守旧領の代官職を与えたこと。(5)他の代官と同様の代官としての得分。(6)今川氏真。(7)実名不詳。

四月六日、葛山氏元、芦沢清左衛門尉に安倍郡足洗の内に知行分を給与する。

六五六　葛山氏元朱印状　芦沢文書

定

拾貫文　足洗(1)之内

以上

右、是者、於東(2)出置参拾貫文之内□(3)、仍如件、

永禄十二年己巳
卯月六日(4)　(印文「萬歳」)

蘆沢清左衛門尉(5)殿

右、これは、東に出だし置く、三十貫文の内なり。よって件のごとし。

(1)静岡市。(2)富士川以東、河東のことか。(3)「也」。(4)葛山氏元使用印Ⅲ型。(5)実名不詳。七六五号にもみえる。

四月二十七日、北条氏、杉本八郎左衛門・秋山善右衛門に、泉郷井領免・定使給を与える。

六五七　北条家朱印状(折紙)　秋山文夫氏所蔵文書　○清水町畑中

駿河領泉之郷(1)井領免(2)并定使給(3)、自前々定分、悉請取、田畠不荒様ニ可申付者也、仍如件、

己巳(4)
卯月廿七日　(印文「禄寿応穏」)(5)

杉本八郎左衛門(7)との
秋山善右衛門(8)との

山角(6)奉之

(1)清水町。(2)井料免。井溝の修理などの費用。(3)定使の給分。定使(ありき、ともいう)とは、本来荘園のもとでの連絡や年貢の徴収などにあたる下級荘官であるが、戦国時代には、村落において領主や代官の命令を伝える者をいう。(4)永禄十二年。(5)北条家使用家印。(6)山角定勝か。(7)実名不詳。六三三号にみえる杉本弥二郎の一族か。(8)実名不詳。五〇八号にみえる秋山三郎左衛門尉の一族か。

四月二十八日、北条氏、駿河国よりの帰陣に際し、三枚橋・興国寺・深沢城等に守備兵を配する。

六五八　武徳編年集成　十　東京大学史料編纂所所蔵
○東京都

二十八日、信玄兵ヲ率テ、大地山(1)ヲ越テ甲州(2)へ帰ル、爰ニ於テ北条家モ駿州蒲原(3)・三枚橋(4)・大宮(5)ノ神田屋敷(6)・興国寺(7)・善徳寺(8)・深沢(9)・新庄(10)、豆州(11)ノ足柄(12)・山中(13)・鷹巣(14)・泉頭(15)・戸倉(16)・湯沢(17)ノ城々ニ、其兵一万八千ヲ配分シテ守ラシメ、氏政(18)・氏直(19)、小田原ヘ帰軍ト云々、

(1)武田晴信。(2)不詳。(3)蒲原城。蒲原町。(4)三枚橋城、沼津市。(5)富士宮市。(6)富士山本宮浅間神社の門前町。神田宿。富士宮市。(7)興国寺城。沼津市。(8)善得寺城。富士市。(9)深沢城。御殿場市。(10)不詳。(11)「豆州」は誤り。(12)足柄城。小山町。(13)山中城。三島市。(14)神奈川県箱根町か。(15)泉頭城。清水町。北条氏によって弘治年間頃、築かれたという(「駿河記」三十二)。(16)戸倉城。清水町。天文初年、北条氏の支城として築かれた。(17)不詳。(18)北条氏政。(19)北条氏直。

六五九　北条五代記　六　国立公文書館内閣文庫所蔵
○東京都

扨又永禄十一年の冬、武田信玄するがへ出陣し、今川氏真を追討す、氏真は遠州懸川(1)へ落行、信玄ハ駿府に旗を立られたり、其旗のそはにいかなる者か狂歌を書、ふたを立ける、

かひもなき大僧正(2)の官賊か　よくにするかのをひたをす見よ、とそよみたる、

然に氏真ハ氏康(3)の聟たり、此よしを聞、氏康・氏政父子、同十二年正月中旬、五万余騎を卒しするかへ進発す、信玄此よしを聞、急き小田原へ使者として寺嶋甫庵入道宏才(5)者を遣す所に、同十三日三嶋にて出合たり、氏真の不義、信玄異心なき旨謝すといへ共、しやつ(6)に物ないはせそと首につなさし、三枚はし(8)に張付にかけられたり、氏康するかへ打入、信玄押領所こと〳〵くもて追討し、同十八日蒲原・由井(9)・薩埵山へ取のほり、はたを上られたり、信玄是を見て興津(10)・清見(11)辺へ人数を出し、たかひにいとみたゝかふといへ共、中間に難所有て大合戦なりかたし、数日を送る所に、信玄四月廿八日惣陣をはらつて道もなき野山をたとり、夜もすから甲州へにけ行ぬ、氏康ハ信玄にけ行由聞、するか国中かん原・高国寺(12)・三枚橋・戸倉・志師浜(13)・泉頭・長久保(14)七ツの城に人数を籠をき、氏康父子小田原へ帰陣せり、するか大宮・善徳寺・富士のすそ野過半氏康に切とられ、信玄遺恨たるへしといふ所に、信玄同年六月二日甲州を打立、駿州かはなり島(15)に陣取、氏康も駿河へ出馬あり対陣す、然所に蒲原・高国寺・三枚はしの三城より相図をさため、信玄陣場へ夜討し、火をはなち焼立、四方より鯨波(16)をとつとあくる、信玄おとろき敗軍す、一陣破れ残党全からす、夜もすから甲府へにけ行、信玄八幡大菩薩と書たるはたを捨たり、是を拾ひ氏康へ参らすれは、敵のをくれ此旗にて知れたると笑ひ、小田原へ帰陣なり、其節落書に、

名をかへよたけたかほすと八幡の　はた打すてゝにけ

田信玄、とそよみける、

(1)懸川城。掛川市。(2)武田晴信のこと。晴信は、永禄二年に出家し、信玄と号す。(3)北条氏康。(4)実名不詳。(5)大きな才智を備えた人。(6)やつ。奴。ののしり言葉。(7)「な〜そ」で禁止を表す。ものを言わせない。(8)沼津市。(9)由比町。(10)清水市。(11)清見寺。清水市。(12)興国寺城。沼津市。(13)獅子浜城。沼津市。(14)長久保城。長泉町。(15)川成島。富士市。(16)げいは。鬨の声。

六六〇　家忠日記増補追加　東京大学史料編纂所所蔵
○東京都

五月大、（中略）北条氏康、薩埵山ニ陳(1)シテ武田信玄ト屢戦ヲ挑ム、于時　大神君(2)其弊ニ乗シテ兵ヲ駿州ニ発シ玉ヒ、府ノ城(3)ヲ守ル山県三郎兵衛尉(4)ヲ攻撃ト謀リ玉フ、山県城ヲ守ル事ヲ得ス、府ノ城ヲ棄テ免レ去、信玄聞之、前ニハ北条カ多勢ニ向ヒ、後ニハ又強敵ノ　大神君ヲ受テ其戦ヒ危カランコトヲ慮リ、兵ヲ収テ甲州ニ帰ル、依之氏康、蒲原ノ城ハ北条新三郎(5)、大宮神田屋敷ハ北条陸奥守(6)、善得寺ノ城ハ大藤左近右衛門(7)、其余与国寺(8)・中窪(9)・韮山・新条(10)・深沢(11)・山中十余ケ処ノ城々ニ兵ヲ留テ是ヲ守ラシメ、軍ヲ引テ小田原ニ帰ル、　大神君ノ武威ニ依テ今川氏真再ヒ駿府ノ城ニ帰入ト云トモ、城中皆焦土ト成テ暫時モ在城シ難シ、故ニ氏真、森川日向守(12)、小倉内蔵助(13)ヲ奉行トシテ府ノ城ヲ修造ス、此間氏真豆州戸倉ノ城ニアリ、其後岡部次郎右衛門(14)・同治部右衛門(15)二人、森川・小倉ニ代テ府ノ城ノ経営ヲ監ス、故ニ森川・小倉ハ駿府ヲ去テ戸倉ニ往ク、

（1）「陣」。（2）徳川家康。（3）駿府城。静岡市。（4）山県昌景。武田氏家臣。はじめ飯富源四郎。永禄八年兄虎昌誅殺後山県を名乗る。のち駿河国江尻城（清水市）城代。（5）北条氏信。六三八号註（2）参照。六九二号に、蒲原落城の際、討死したことがみえる。（6）北条氏照。（7）実名不詳。（8）興国寺の「興」を「與（与）」と誤断したもの。（9）長久保城。長泉町。（10）不詳。（11）深沢城。御殿場市。（12）実名不詳。（13）小倉勝久。六二九号には資久とみえる。（14）岡部正綱。（15）岡部長秋、正綱兄弟。

四月晦日、北条氏康、足柄城に行く石工に、公方伝馬の使用を認める。

六六一　北条氏康伝馬手形（竪切紙）　青木文書
○清水市　片平信弘氏所蔵

伝馬壱疋可出候、石切十人足柄(1)へ罷越ニ付て被下、可為(2)公方伝馬(3)者也、仍如件、

巳(4)
卯月晦日　印文「武栄」(5)　幸田与三(6)　奉

小田原より
あしからまて

荒川善次郎(7)殿

(1)六四四号註(1)参照。(2)足柄城。小山町から神奈川県南足柄市にまたがる。(3)北条氏公用の伝馬。(4)六四四号と同時期のものと考えられるので永禄十二己巳年。(5)北条氏康使用印。(6)実名不詳。

(1)会津藩の編纂した「会津風土記」をもとにした会津地方を中心とする地誌。文化六年(一八〇九)成立。百二十巻。(2)北条氏と武田氏との合戦。(3)実名不詳。(4)実名不詳。(5)沼津表での北条氏と武田氏との合戦のことから、永禄十二年と考えられる。(6)北条氏政。(7)実名不詳。

五月二十日、北条氏政、沼津表の合戦における荒川善次郎の戦功を賞する。

六三　北条氏政感状写　新編会津風土記(1)　四

去十四日、於沼津表懸合(2)之砌、於鑓下、敵一人富嶋(3)同心河口弥兵衛与(4)合討、高名之至、誠感悦候、弥可抽粉骨状如件、

五月廿日(5)　氏政(6)判

五月二十三日、武田晴信(信玄)の織田信長への書状に、今川氏真が河東に撤退することがみえる。

六三　武田晴信書状(折紙)(1)　神田孝平氏所蔵文書

追而　上使瑞林寺(20)・佐々伊豆守(21)越後(22)へ通候、津田掃部助(23)者、為談合一両日已前着府(24)候、

態令啓候、懸川(2)之地落居、今河氏真駿州河東(3)江被退之由候、抑去年信玄(4)駿州へ出張候之処、氏真没落、遠州も悉属当手、懸河一ケ所相残候キ、経十余日、号信長(5)先勢、家康(6)出陳(7)、如先約(8)、遠州之人質等可請取之旨候間、任于

所望候シ、其已後、北条氏政為可救氏真、駿州薩埵山へ出勢、則信玄対陣、因茲向于懸川、数ヶ所築取出之地候故、懸河落城候上者、氏真如生害候歟、不然者、三尾両国(9)之間へ可相送之処ニ、小田原衆(10)・岡崎衆(11)於于半途(12)遂会面(13)、号和与(14)、懸川籠城之者共、無恙駿州へ通候事、存外之次第候、既氏真・氏康父子へ不可有和睦之旨、家康誓詞明鏡候、此所如何信長御分別候哉、但過去儀者、不及了簡候、せめて此上氏真・氏康父子へ寄敵対之色候様、従信長急度御催促肝要候、委曲可在木下源左衛門尉(15)口上候間、不能具(16)候、恐々謹言、

五月廿三日(17)　　信玄(花押)

津田国千世(18)殿
夕庵(19)

(1)幕末・維新期の洋学者、啓蒙思想家。(2)懸川城。掛川市。(3)富士川以東。駿河国戸倉城(清水町)への撤退のことを指す。(4)武田晴信。(5)織田信長。(6)徳川家康。(7)「出陣」。(8)一般に流布している徳川家康と武田晴信の間での、大井川を境とする国分同盟(次号参照)の根拠としうるものであるかどうかは、断定しがたいが、何らかの盟約が交わされていたことが推測される。(9)三河国と尾張国。(10)北条方。(11)徳川方。(12)はんと、行路のなかば、中途。(13)会盟のこと。会合して誓うこと。盟約を行うこと。(14)和解すること。(15)実名不詳。(16)つぶさにすることあたわず。詳細に記さない。(17)今川氏真の懸川城撤退のことより、永禄十二年と考えられる。(18)実名不詳。(19)武井夕庵。織田信長の右筆。(20)織田信長の使者。(21)不詳。(22)実名不詳。(23)実名不詳。(24)甲斐国府中。甲府市。

六六四　北条記　四　国立公文書館内閣文庫所蔵 ○東京都

今川没落事付薩埵合戦事

(中略)

亦氏真ハ、懸川ノ城ニ籠リ玉フニ、信玄、三河ノ家康へ使ヲ立、氏真不行儀故、駿府ヲ追出シ候間、遠江ニ在陣也、三河ヨリ出張シテ、遠江ヲ取玉ヘ、駿河ヨリ加勢ヲ

スヘシ、大井川ヲ切テ、其方ハ御知行候ヘ、此方ハ我々知行スヘシ、万事ハ頼申トノ儀也、去程ニ、家康同(1)正月廿三日、懸川ヘ発向シ、天王山(2)ニテ家康衆ト氏真合戦アリ、家康衆、初度ノカケ合ニ打負、同廿八日ノ合戦、氏真衆討負、同三月マテ対陣有テ、更勝負不見、然所ニ、家康小倉内蔵助(3)ヲ以テ、氏真ヘ被申候ハ、家康事、今川殿ノ御恩ヲ以、父子已ニ二代岡崎(4)ヲ取帰、其上御烏帽子(5)子ニ被成、御縁者ニ被仰付、カヤウニ立身仕候事、更奉忘事ナシ、ソレニヨリ人質(6)ヲ差上ケ、御無沙汰ニ不存候処、讒人(7)ノ申ヤウ有テ、カヤウニ敵対申事、本意ニアラス、乍去是ハ一旦ノ申ヤウニテコソアレ、和談被成、遠江ヲハ迚ノ御事(8)ニ給リ候ヘ、サナクハ信玄トリ可申候、信玄ニトラレサセ玉ハンヨリ、家康ニ給リ候ハヽ、起請ヲ以(9)テ、家康御旗下ニナリ、信玄ヲ小田原ト談合イタシ、二方ヨリ責落シ、府中(10)ヘ氏真公ヲ入可申ト、再三被申間、氏真合点マシ〳〵、家康、起請文ヲ奉リ、此由ヲ氏康ト御相談アル、氏康モ此由聞召、尤可然トノ御返事也、使ハ小倉内蔵助也、扨和談相調、氏真ハ懸川ヲ家康ニ被渡、カケ塚(11)ヨリ船ニ乗、家康ヨリ松平若狭守(12)ヲ以テ送奉リ、伊豆ノ戸倉ノ城(13)ニシハラク御座ス、サテ家康ヨリ相図ヲ被定、府中ヘ発向シ、信玄ノ留守居山県(14)ト合戦ナリ、府中ノ御館ハ、先日信玄焼玉フ間、其焼跡ニ山県カ衆、与力・同心張陣ケルヲ、家康発向シテ責玉ヘハ、半時計戦ケルカ、不叶シテ、山県久能(15)ヘ引取、花沢(16)・藤枝ニ籠リシ氏真衆悦、皆家康ト一手ニ成、清見カ関(17)ニ信玄入道張陣ヲ、小田原衆ト前後ヨリモミ合計取、今度甲州ヘ降参ノ駿河衆ヲ可召捕由、悦ケル処、信玄聞之、スキマヲカソヘ(18)、其夜ノ中ニ、早々甲州ヘ引入ケリ、明ル四月六日、家康卿、江尻(19)マテ被出ケルニ、氏真ヨリ信玄落タル由、御使アリシ程ニ、皆目出度トノヽシリ、頓テ氏真ノ為御迎、日根野備中(20)・牟礼郷左衛門・大給同参テ、戸倉城ヨリ府中ヘ還リ入玉フ、依之、家康公ハ懸川城ニ、石川伯耆守(21)ヲ置テ、岡崎ヘ帰玉フ、氏真ハ府中ニ入玉ヘ共、焼タル跡ニヲハスヘキ所ナクテ、小倉内蔵助・森川

日向守(22)・岡部次郎右衛門(23)・同大蔵(24)・安部大蔵少輔(25)・久野弾正(26)ニ御館(27)ノ普請被仰付候、先戸倉ノ城へ帰、普請出来ヲ待玉へ共、氏康・氏政本望ヲトケラレ、氏真本理(28)アリテ、目出度小田原へ帰ラセ玉フ、大宮(29)・長久保(30)・蒲原(31)・善徳寺(32)・江尻ノ城ニハ、氏直ノ人数ヲ置玉フヘケレ共、今度皆分散シテケレハ、小田原衆ヲ入置玉フ、

(1)永禄十二年。(2)掛川市内の天王山遺跡付近か。(3)小倉勝久。(4)松平広忠と徳川家康。(5)愛知県岡崎市。(6)元服の時、烏帽子をかぶらせ名前をつける人。元服親。(7)ざんにん。そしる人。(8)いっそうのこと。(9)起請文を交換して。(10)駿府。静岡市。(11)懸塚湊。竜王町。(12)実名不詳。(13)清水町。伊豆は誤り。(14)山県昌景か。(15)久能山。静岡市。(16)花沢城。焼津市。(17)清見関。清水市。(18)脱出口を捜して。(19)江尻城。清水市。(20)以下二名、実名不詳。(21)石川家成、数正叔父。(22)実名不詳。(23)岡部正綱。(24)六六〇号にみえる岡部長秋か。(25)安倍元真か。(26)実名不詳。遠江国久野城(袋井市)城主久野氏の一族か。(27)今川氏真の居館。(28)相応の理由か。(29)大宮城。富士宮市。(30)長久保城。長泉町。(31)蒲原城。蒲原町。(32)善得寺城。富士市。

閏五月三日、北条氏康、岡部大和守に対し、今川氏真が沼津に到着したことを知らせる。

六六五　北条氏康書状　岡部文書

氏真御二方(1)、無相違至于沼津御着候、目出満足不過之候、今度懸川(2)迄御供候事、老足(3)与云、誠不浅令存候、一類之衆(4)不残被遂忠信候、可為御本望候、就中和泉方(5)、猶薩田陣昼夜(6)被尽粉骨候、いか様之儀、氏真早々御対面(7)之由候、於愚老も満足此事候、次一荷(8)・白鳥一進候、恐々謹言、

閏五月三日(9)　　氏康(10)(花押)

岡部大和守(11)殿

(1)不詳。今川氏真とその夫人(北条氏康娘、早川殿)か。(2)掛川市。(3)宛所の岡部大和守のことを指す。(4)岡部

氏に付き従った者。(5)岡部和泉守。実名不詳。(6)薩埵山(清水市と由比町の境の山)の陣のこと。(7)北条氏政と会ったこと。(8)贈り物として一つの荷物。(9)永禄十二年。(10)北条氏康。(11)実名不詳。

閏五月三日、北条氏政、垪和氏続に興国寺城在番等の労を賞する。

六六六　北条氏政判物写　垪和氏古文書　○国立公文書館内閣文庫所蔵

□(1)玄去年極月至于駿州乱入、被打抜当方(2)候、年来之誓約(3)之筋目無拠、去正月出馬、百余日於薩埵山相甲(4)対陣、然興国寺(5)在城申付候処、番・普請以下昼夜尽粉骨、誠以感悦候、随而駿国之儀、氏真(6)以縁者之筋目(7)、名跡国王(8)ニ被相渡候、然者此度甲州一味之駿州衆(9)以欠如(10)三百貫文之地進之候、仍状如件、

永禄十二年己巳
閏五月三日　　氏政(11)(花押)

垪和伊予守(12)殿

(1)「信玄」。武田晴信。(2)興津(清水市)に陣を張っていた北条方。(3)いわゆる天文二十三年の駿甲相三国同盟のこと。五三一号参照。(4)北条氏と武田氏。(5)興国寺城。沼津市。(6)今川氏真。(7)今川氏親夫人が、伊勢長氏(北条早雲)の妹(姉とも)北川殿という関係に始まり、今川氏真の夫人が北条氏政の妹であることまでの縁戚関係を指す。(8)国王丸。北条氏直。(9)六二五～六三〇号にみえる瀬名、朝比奈、三浦、葛山氏などを指す。(10)没収した所領のこと。(11)北条氏政。(12)垪和氏続。

閏五月三日、北条氏、葛山氏の旧領である佐野郷・葛山堀内分などを清水新七郎に給与するという。

六六七　北条家朱印状写　清水一岳氏所蔵文書　○群馬県高崎市

感状之知行書立之事

千八百七拾四貫文(1)　葛山領(2)佐野郷(3)
弐百貫文　〃　葛山堀内分(4)
百貫文　〃　清五郷(5)

以上弐千百七拾四貫文

此内

千貫文　　先日感状之地
千七拾四貫文　　一騎合(6)百六騎
　　但、壱人拾貫積
百貫文　　歩鉄炮(7)廿人

右、以今度之忠功如此申付候条、父上野守(8)走廻間者別様ニ致立(9)、其方一簇ニ而可取、以恩賞之地致立人数、可及作媒(10)者也、仍而状如件、

永禄十二己巳
壬五月三日　　氏政(11)公御朱印(12)爰有

清水新七郎殿(13)

右、今度の忠功をもって、かくのごとく申しつけ候条、父上野守走り廻る間は別様に立て致し、その方一簇にて取るべく、恩賞の地をもって人数を立て致し、作謀に及ぶべきものなり。よって状件のごとし。

(1)以下、この時期の貫文高としては多すぎることから、本

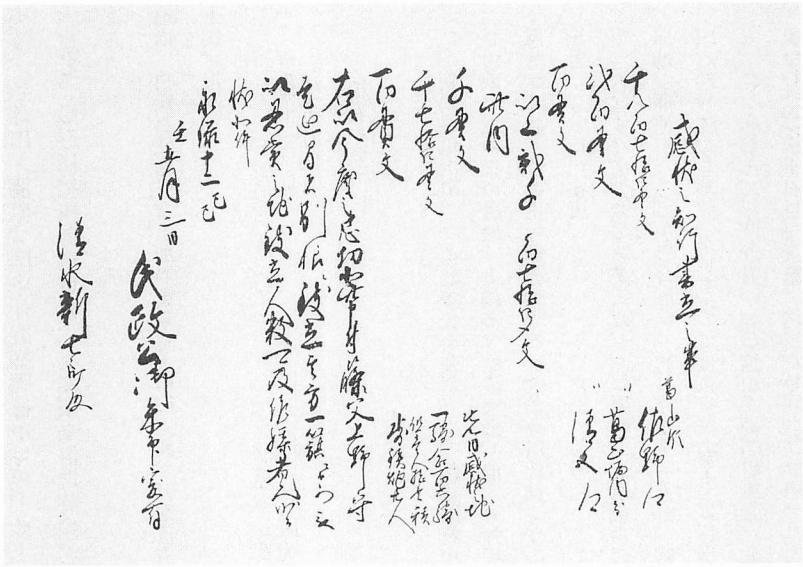

文書は検討の余地がある。(2)没収された葛山氏の所領の意であろうが、実際には没収されていないか。(3)裾野市佐野を含む郷。(4)四五四号註(4)参照。(5)清後。御殿場市。(6)騎馬の侍。九二九号註(4)参照。(7)鉄砲を武器とする徒歩の兵。(8)清水康英。北条氏家臣。伊豆衆。のち下田城主。(9)父と別途に軍勢を組むことか。(10)「謀」か。考えをめぐらすこと。(11)北条氏政。(12)虎朱印(印文「禄寿応穏」)が捺されていたか。(13)実名不詳。清水康英子。

閏五月四日、北条氏、上杉氏に今川氏真が沼津に到着したことを報じる。

六六八　遠山康光書状　歴代古案　五

去十八、自塩津(1)御書中『沢ナリ』、晦日於当地小田原致披見候、天用院(2)御同道御参府(3)、御太儀(4)存候、其元弥可然様御取成可在御前(5)候、仍氏真(6)以使僧、府中江被申達候、為其氏康(7)添状被申候、随而氏真、松平有一和(8)、去月十五日懸川(9)出城、無相違落着、只今者三嶋近所号沼津地被立馬、大細氏(10)政(11)調談、始薩田(12)・蒲原(13)、国中仕置堅固被申付候、此上氏真本意者、屋形様(14)相極御調策候、委細期来信之時候、恐々謹言、

追而、自氏真使僧、富士別当東泉院(15)と申仁ニ候、万端可有彼口上候、以上、

遠左
康光(16)

『永禄十二』
壬五月四日(17)
松石(18)御宿所

(1)新潟県塩沢町。(2)北条氏の使僧。(3)越後国府中の春日山城。上杉氏の居城。上越市。(4)大儀。他人の骨折りを慰労する語。(5)上杉輝虎(謙信)。(6)今川氏真。(7)北条氏康。(8)徳川家康。(9)いっか。六七六号参照。(10)掛川市。(11)すべて。(12)北条氏政。(13)薩埵。清水市。(14)蒲原城。蒲原町。(15)上杉輝虎か。(16)富士下方五社。富士市。四八四号註(2)参照。(17)ここでは東泉院(富士市)住僧のこと。(18)永禄十二年閏五月。(19)遠山左衛門尉康光。北条氏家臣。(20)松本石見守景繁。六三八号註(22)参照。

竹木等も不可剪者也、仍如件、

壬五月六日(3)　(朱印、印文「禄寿応穏」)(2)　奉之　江雪(4)

宝持院(5)

(1)宝持院には、ほぼ同趣旨の制札(六四八号)が出されている。(2)北条家使用家印。(3)永禄十二年。(4)板部岡江雪斎融成。(5)御殿場市。

閏五月十三日、北条氏政、那須資胤に、武田氏に対する城砦を深沢あるいは古沢に築いたことを報じる。

六七一　北条氏政書状写　那須文書

御状祝着候、如来意今度之仕合(1)、随分無残所候(2)、向甲州築新地(3)、漸出来候間、五日之内可令帰陣候、可御心易候、委細者善九郎(4)可申述候条、不能細筆候、恐々謹言、

潤五月十三日(5)　氏政(6)(花押)

那須殿(7)

閏五月四日、北条氏政、伊豆国三嶋社に土狩郷内社領を安堵する。

六六九　北条氏政判物　三嶋大社所蔵文書　○三島市

今度駿河国当家(1)江被相渡之条、駿州土狩郷(2)之内三嶋宮(3)御神領田参町・畠壱町、任先規、令寄進之状如件、

永禄拾二年己巳潤五月四日　氏政(4)(花押)

三嶋神主(5)

(1)北条氏。(2)長泉町。(3)三嶋大社。三島市。(4)北条氏政。(5)実名不詳。

閏五月六日、北条氏、宝持院に禁制を下す。

六七〇　北条家禁制　宝持院所蔵文書　○御殿場市東田中

禁制(1)

右、当手之軍勢甲乙人等、濫妨狼籍堅令停止畢、若違犯之輩有之者、速可処罪科、猶寺中門前共ニ、自今以後於

(1)今川氏真が掛川城を出て北条氏の傘下に降り、駿河国が北条氏の領国になったこと。(2)すべての手配が終わった意か。(3)新しく築造した城のこと。深沢城、あるいは古沢城(いずれも御殿場市)か。(4)北条康成(のち氏繁)、綱成子。(5)永禄十二年閏五月。(6)北条氏政。(7)那須資胤。下野国烏山城(栃木県烏山町)城主。

閏五月十四日、北条氏、武藤新右衛門尉に諸役を免除し、政所給を安堵する。

六七三　北条家朱印状　武藤禎一氏所蔵文書　○御殿場市神山

先方之証文(1)無紛間、棟別・点役御赦免畢、幷政所給(2)不可有相違候、於自今以後相当之走廻可致之者也、仍如件、

永禄十二年己巳(3)
壬五月十四日　　奉之　江雪(4)

武藤新右衛門尉(5)殿

(1)葛山氏が発給した文書(五二三・五八九号)を指すか。(2)武藤氏は神山の政所の役人であった。(3)北条氏使用家印。(4)板部岡江雪斎融成。(5)実名不詳。「新左衛門尉」の誤りか。四九八号註(7)参照。

閏五月十四日、北条氏、植松右京亮に神山内の給田等を安堵する。

六七四　北条家朱印状　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

五十貫文　給

此内　廿五貫文　段銭ニて被下、
　　廿五貫文　於神山(1)之内給田ニ被下、

右員数、葛山一札(2)之任筋目遣之候、無相違可請取、猶弓矢方相嗜走廻次第可被重御恩賞者也、仍如件、

(3)巳
閏五月十四日

植松右京亮(5)殿

五十貫文。　給す。
　この内二十五貫文　段銭にて下さる。
　二十五貫文　神山の内において給田に下さる。
右の員数、葛山一札の筋目に任せ遣わし候。相違なく請け取るべし。なお弓矢方相嗜み走り廻り次第に御恩賞を重ねらるべきものなり。よって件のごとし。

(1)御殿場市。(2)葛山氏が発給した文書。(3)永禄十二己巳年。(4)北条氏使用家印。(5)実名不詳。五八八号註(12)参照。

閏五月十四日、北条氏、轆轤師与四郎に棟別役を免除する。

六四　北条家朱印状　山田武氏所蔵文書　○御殿場市中畑

任先証文(1)之筋目、棟別三間有御赦免者也、仍如件、

永禄十二年己巳(印文「禄寿応穏」)(2)
壬五月十四日　　大草左近大夫(3)奉

□　□与四郎(4)との

(1)北条氏が発給した文書をいうが、現存しない。ただし、これ以前の永禄八年十月十日には、葛山氏元が棟別等諸役免除の朱印状(六〇二号)を出している。それを指すか。(2)北条氏使用家印。(3)大草康盛。しばしば職人に対する北条家の朱印状の奉者をつとめる。(4)轆轤師。不詳。

閏五月十五日、北条氏、矢部将監に、鈴木氏の吉原帰住について、大平の地に問い合せることを命じる。

六五　北条家朱印状　矢部さち子氏所蔵文書　○東京都

鈴木(1)令帰住由、入御耳候、彼者親敵へ相移由候条、実否可令糺明間者、可他出由申付処ニ、不審候、若者(2)大平へ(3)如何様ニも申上有仁、被為返候哉、自最前之筋目知候間、申付候、彼者糺明之間、吉原(4)ニ置事無用候、此印判を大平へ致持参、右趣可申上候、猶鈴木父、信玄(5)へ不出仕条、歴然之所申開ニ付而者、不可有別条状如件、

巳(6)
潤五月(7)十五日　(印文「禄寿応穏」(8))
吉原
矢部将監(10)殿

奉之
石巻(9)

(1)実名不詳。六二一号にみえる鈴木新右衛門のことか。(2)もしくは。(3)沼津市。(4)富士市。(5)武田晴信。(6)永禄十二己巳年。(7)閏五月。(8)北条氏使用家印。(9)石巻彦六郎か。六二四号註(10)参照。(9)実名不詳。六二一号註(10)参照。

閏五月二十一日、今川氏真、上杉輝虎(謙信)に沼津到着を伝え、支援を請う。

六七六　今川氏真書状写　歴代古案　二

態令啓達候、仍去年以来、懸川(1)籠城余無際限候条、松平(2)可属味方由申候条、任其意、彼城相渡無二引付(3)、去十五日駿州号沼津地納馬候(4)、当地氏政(5)陣下三嶋為近所之間、諸事遂談合、甲州へ可及行覚悟候(6)、其表御行之義(7)、一刻

(追筆)「差」
茂被着急、尤存候、猶委細東泉院(8)附口上候、恐々謹言、

(追筆)「永禄十二」
「閏」五月廿一日　源氏真(9)

(追筆)「謹上」
上杉殿(10)

(1)掛川市。(2)徳川家康。(3)無二とは、唯一ということ。引付とは、引き合せること。ここでは、他に方法がなく、徳川家康に城を明け渡すことを取り結んだ意か。(4)武装を解いて、滞在すること。(5)北条氏政。(6)てだて。軍事行動をおこすすべ。(7)上杉氏。(8)今川氏真の使僧。六六八号註(17)参照。(9)今川氏真。(10)上杉輝虎(謙信)。

六月十六日・十八日、北条氏、上杉氏に武田氏の古沢・深沢攻撃に対して加勢を請う。

六七七　北条氏政書状(竪切紙)　上杉文書　ロ

急度令啓候、仍信・甲之人衆悉(1)、今十六、向駿州之内古沢之新地(2)寄来候、当手之人衆籠置(3)候之間、涯分(4)可及防戦

候条、可御心安候、敵行之様子、重而可申入候、畢竟早速後詰之御行専一候、恐々謹言、

追而令啓候、上・信之人数(5)払而信玄(6)陣へ馳着由候間、由良(7)・長尾方(8)へ加勢之儀申断候、弥御下知所仰候、

六月十六日(9)　　氏政(10)(花押)

山内殿(11)

(1)武田氏の軍勢。(2)御殿場市。六七一号註(3)参照。(3)北条氏の軍勢。(4)精一杯。(5)上野国と信濃国の人衆。上杉氏の軍勢。(6)武田晴信。(7)由良成繁。六三八号註(21)参照。(8)長尾顕長(館林城主)か。この時期、西上野の領有をめぐって、上杉氏と武田氏の対立が激化していた。(9)北条氏と武田氏の対立より、永禄十二年と考えられる。(10)北条氏政。(11)上杉輝虎(謙信)。山内上杉氏を継いだことから山内殿と記されている。

六七八　北条氏康書状　上杉文書　ロ

就敵動、氏政以飛脚申届候条、及一翰候、今十六信・甲人数払而御厨郡(1)古沢新地へ寄来候、堅固ニ申付間可御心易候、近日申唱(2)分者、彼郡内ニ敵新地を可執立由候、至于其分者、氏政可乗向歟、切所(3)候間、可為対陣模様候、後詰御行任入候、何様重而可及注進候、恐々謹言、

六月十六日　　氏康(4)(花押)

山内殿

(1)御厨郡は存在しないが、裾野市北部から御殿場市・小山町にまたがる鮎沢御厨地域のことをいうか。(2)武田方が触れていること。(3)要害の地。(4)北条氏康。

六七九　北条氏政書状　上杉文書　え

急度令啓候、仍信・甲之人衆、今十六、駿州之内号深沢新地(1)寄来候、左衛門大夫(2)・松田(3)以下楯籠候間、不可有別条候、但只今之時分出張(4)為如何子細候哉(5)、何篇ニも(6)、今明行(7)之様子見届、重而可及註進候、然而、始小幡(8)動衆之

由申(9)候間、新太郎(10)申付、向西上州及行候、哀其父子(11)一人有出陣、万端新太郎被相談ニ付而者、動可為思儘候、若横合有之者、可然人衆数多可有加勢候、必々有遅々者、不可有曲(12)候、如何様ニも、廿日、廿一日之間ニ御動専一候、委細新太郎可申候、恐々謹言、

追而越国(13)へも及飛脚候間、相心得被申入、任入候、以上、

六月十六日　　氏政(14)(花押)

由良信濃守(15)殿

(1)御殿場市。六七一号註(3)参照。(2)北条綱成。夫人は氏綱娘。玉縄城(神奈川県鎌倉市)城主。(3)松田憲秀。(4)由良成繁の出陣。(5)どのような事情があってのことか。(6)いずれへんにも。どちらにしても、の意。(7)今日、明日の成り行き。(8)実名不詳。上野国小幡郷(群馬県甘楽町)を本拠とする領主。(9)衆を動かすの由。小幡が軍勢を動かしたこと。(10)北条氏邦、氏政弟。(11)由良成繁と国繁親子。(12)くせ。正しくないこと、かたよったことの意。(13)上杉輝虎(謙信)を指す。(14)北条氏政。(15)由良成繁。

六八〇　由良成繁書状(竪切紙)　上杉文書　ニ

急度啓達、従小田原以早飛脚被申候、信玄自身信・甲之衆払而召連、一昨十六御厨之内古沢新地江被寄来候、依之向信州後詰之御行之儀被申達候、委細河豊(1)・直大(2)・山孫江(3)申候之間、定可被遂御披露候、恐々謹言、

六月十八日申尾(4)　　由良信濃守
越府(5)　　成繁(花押)
人々御中

(1)河田豊前守長親。(2)直江大和守景綱。(3)山吉孫次郎豊守。以上、いずれも上杉氏家臣。(4)申の刻のおわり頃、すなわち午後五時近く。(5)越後国国府。春日山城。新潟県上越市。

六月二十八日、北条氏康、上杉氏に武田晴信(信玄)の御厨在陣を報じる。

六一　北条氏康書状　山吉文書

去比広泰寺(1)・進藤方(2)帰路砌、遠山左衛門尉(3)申付処ニ、信玄(4)至于駿州御厨郡(5)出張、于今在陣候、因茲令遅々候、此度左衛門尉立進候、弥御指南(6)頼入候、恐々謹言、

六月廿八日(7)　　氏康(8)(花押)

山吉孫次郎(9)殿

(1)広泰寺昌派。上杉氏の使僧。(2)進藤家清。上杉氏の使者。(3)遠山康光。北条氏の、対上杉氏交渉の代表。(4)武田晴信。(5)六七八号註(1)参照。(6)指示、指導すること。(7)北条氏と武田氏の対立より、永禄十二年。(8)北条氏康。(9)山吉豊守。

六月二十八日、北条氏照、野田政朝に、北条方が駿州口より甲斐国へ出陣することなどを報じる。

六二　北条氏照書状写　野田家文書

西口之仕置(1)、其外万端所用被申付候て、永々小田原在府、因茲(2)遥々不申承候、背本意存候、仍越国(3)之模様、定而可無御心元間、粗申入候、一越相一和(4)落着、互ニ誓詞以身血被相定候、一来調儀(5)之模様、輝虎(6)者、放生会(7)以前、向信州出張、甲州へ可打入之由候、当方ニハ、駿州口(8)甲州へ可被打入候、此儀為可被示合、三日以前遠山左衛門尉(9)越国へ被指越候、

一関東中之儀、自輝虎様々ニ被申候、上州一国之儀、上杉本国之事ニ候間、被相渡候、古河(10)・栗橋(11)之儀も、横合之面々(12)数多候キ、雖然貴殿御本地之儀、氏照(13)有之、乍存知、争(14)他之横合可有之候哉、如何様ニも貴殿へ返進心中(15)を以、様々相稼候、氏照存分同前候、始中終(16)於其口(17)、当方御馳走之儀、更ニ不被忘子細候、弥御同意可為肝要候、一甲衆駿州之内号富士屋敷地(18)へ、去廿五日相動、宿城(19)致損、五百余人手負仕出之由申来候、信玄(20)ハ中途ニ被立馬之由申候、委細者、浅海左京亮(21)ニ申

含候、恐々謹言、

六月廿八日(23)　　源三　氏照(花押)

右馬助殿(24)

御宿所

(1)北条氏からみて西方の処置のこと。すなわち、武田氏と駿河国方面の対応。(2)ここにより。(3)越後国、すなわち上杉氏のこと。(4)御心もとなかるべき間。(5)いっか。上杉氏と北条氏の同盟交渉。六月九、十日に、北条氏康・氏政と上杉輝虎(謙信)との間で誓詞が取り交わされている。また、氏政次男国増丸を謙信の養子とすることが約束されている。(6)出陣して攻めること。(7)上杉謙信。(8)捕らえた鳥や魚などの生物を池や野に放つ法会。八月十五日に行われる。(9)次号文書より甲斐国と接する駿東郡北境と考えられる。(10)遠山康光。前号にもみえる。(11)茨城県古河市。(12)埼玉県栗橋市。(13)その事に関係のない立場の人々。(14)北条氏照、氏康子、氏政弟。栗橋城主。(15)いかでか。(16)返しまいらす心中。恩義に報いる心。(17)終始。いつもの意。(18)古河・栗橋。(19)不詳。次号にみえる大宮城(富士宮市)を指すか。北条氏と武田氏の合戦のことについては、北条氏照が七月四日付野田政朝宛書状(「野田家文書」)で報じている。(20)町場を含んだ城の惣構のことか。大宮城ならば宿・市が存在していた。(21)武田晴信。(22)実名不詳。(23)北条氏と武田氏の対立より、永禄十二年と考えられる。(24)野田政朝。栗橋城の留守居役。

七月二日、武田晴信(信玄)、駿東郡を通って伊豆国北条に出陣し、北条氏規と戦ったことなどを、玉井石見守に報じる。

六三　武田信玄書状写　四郡古文書　下

従是可申越之処、態音問(1)祝着候、抑今度向豆州(2)、及不虞之行、三嶋以下之悉撃砕、剰於于号北条(3)地、当手之先衆与北条助五郎(4)兄弟遂一戦、味方得勝利、小田原宗者(5)五百余人討捕候、則小田原江雖可進馬候、足柄(6)・箱根(7)両坂切所候之条、駿州富士郡江移陣候、然者大宮之城(8)之富士兵

部少輔(9)属穴山左衛門大夫(10)、今明之内ニ可渡城之旨儀定(11)、
此上ハ早速可令帰国候、猶土屋平八郎(12)可申候、恐々謹言、
七月二日(13)　信玄(14)御居判(15)
玉井石見守(16)殿

(1)いんもん。安否を問う書状または伝言。(2)武田氏が伊豆国へ侵攻する場合、駿東郡を通過した可能性が高い。(3)韮山町。(4)北条氏規。伊豆国韮山城主。(5)北条方の者。(6)足柄峠。小山町と神奈川県南足柄市との境。(7)箱根峠。函南町と神奈川県箱根町との境。(8)富士宮市。(9)富士信忠。富士山本宮浅間神社大宮司。(10)穴山信君。梅雪斎と号す。甲斐武田氏一族。甲斐国下山(山梨県身延町)を本拠とし、富士川流域の河内領(山梨県西南部)を支配した。武田氏の駿河国侵攻により、江尻城(清水市)城主となる。(11)議定。(12)土屋昌次。武田氏家臣。(13)前号と同様の理由より、永禄十二年と考えられる。(14)武田晴信。(15)すえはん。花押のことをいう。(16)実名不詳。

八月十七日、今川氏真、桃源院に竹木の伐採を禁じる。

六八四　今川氏真朱印状写(折紙)

判物証文写　今川四
○国立公文書館内閣文庫所蔵

定(1)(印文不詳)
当院如先印判(3)不可有相違、然者竹木・菜園以下不可伐取、但竹木用之時者、以奉行手判(4)可申付、其外寄于事於左右、猥之族於有之者、注進之上堅可加下知者也、仍如件、
永禄十二己巳年
八月十七日
桃源院

(1)今川氏真使用印。この時点では、氏真は北条氏に身を寄せており、北条氏の意向をうけての印判状と考えられる。(2)桃源院。沼津市。(3)六三四号のこと。(4)後日の証として出される奉行人の手形。

八月二十六日、北条氏政、垪和氏続を興国寺城主とする。

六六五　北条氏政書状写　　垪和氏古文書
○国立公文書館内閣文庫所蔵

□　□不足被走廻候間、興国寺城(1)主ニ定置候、弥可被竭(2)粉骨候、猶在城之支度、急度可被致之候、仍状如件、

永禄十二己巳
八月廿六日　　氏政(3)(花押)

垪和伊予守(4)殿

(1)沼津市。(2)つくす。(3)北条氏政。(4)垪和氏続。

九月七日、今川氏真は、星屋右衛門四郎に借米銭の催促を認める。

六六六　今川氏真朱印状　星谷文書

(印文不詳)(1)
在々所々借置(2)米銭、急度令催促可請取之、次福嶋伊賀守(3)仁出置切符(4)辰年未進分、是又可催促、若百姓等於令難渋者、重而可加下知、幷拘置山林竹木濫伐取事、堅令停止者也、仍如件、

永禄十弐己巳
九月七日　　星屋衛門四郎(6)殿

(1)今川氏真使用印。六八四号註(1)参照。(2)ここでは貸置の意。(3)実名不詳。六〇一・六四三・六五二・八五一号にもみえる。(4)五八一号註(2)参照。(5)永禄十一戊辰年。(6)星屋右衛門四郎。実名不詳。五一二号にもみえる。

九月十六日、北条氏、口野五ケ村両代官・百姓中に年貢米上納を命じる。

六六七　北条家朱印状(折紙)　植松徳氏所蔵文書
○沼津市獅子浜

五ケ村(1)年貢之事、間宮(2)御扶持(3)ニ被下候、如御国置(4)、米を百姓計之可相渡、自元間宮催促いたし候共、両代官(5)かたへ可致催促候、かりそめにもらひ(6)以下不可致之也、仍如件、

(7)
九巳
月十六日
(印文「禄寿応穏」)(8)

山角刑部左衛門尉(9)奉之

五ケ村
両代官
百姓中

(1)口野五ケ村。沼津市。五一一号註(6)参照。(2)実名不詳。北条氏家臣。(3)北条氏から給分として宛行われたこと。(4)国置目。戦国大名が領国に発布した法令で、いわゆる戦国家法(分国法)のこと。国掟、国法などともいう。北条氏の場合、成文法ではない。(5)六三一号註(9)参照。(6)「もたひ」(酒や水を入れる器)とする読みもある。(7)永禄十二己巳年か。(8)北条氏使用家印。(9)山角定勝。永禄年間から天正十三年まで奉者をつとめている。六五七号にも奉者として山角の名がみえる。

九月十七日、北条氏、伊豆国三嶋の鋳物師らに、長久保の地にたたらを造立させる。

六六八　北条家朱印状写　真継文書

長久保(1)ニ多々羅(2)立用罷越、斎藤(3)申ことくニ可走廻者也、仍如件、

(4)
巳
九月十(5)七日

河原谷(6)
金谷(7)
三嶋

(1)長泉町。(2)足で踏んで風を送る大型のふいご。和鉄精錬の際に用いられる。(3)北条氏の代官か。(4)本文書の年代は、天文十四年乙巳、永禄十二年己巳、天正九年辛巳のいずれかであるが、しばらくここに収める。(5)本文書には印形のみが写されているが、北条氏使用家印の虎朱印(印文「禄寿応穏」)と推定される。(6)川原ケ谷。三島市。(7)三島市。

十月二十三日、今川氏真、愛鷹神主職を安堵する。

六九　今川氏真判物　桃沢神社所蔵文書　○沼津市青野

駿河国愛鷹(1)神主職之事
一御供米弐石幷代方(2)壱貫文之事
一居屋敷壱間幷棟別・点役免許之事
一神馬如前々神主可請取之事
右条々、任先判形之旨領掌訖、不可有相違者也、仍如件、

永禄十二
十月廿三日　　上総介(3)(花押)

愛鷹神主

(1)愛鷹明神社。沼津市。(2)四八四号註(3)参照。(3)今川氏真。

十一月二十八日、北条氏政、上杉氏に武田晴信(信玄)の出陣のことを報じ、興国寺城主の注進状を送る。

六九〇　北条氏政書状(竪切紙)　上杉文書　え

信玄(1)駿州へ出張必然候、昨日迄者、本陣号富士地(2)ニ候、定向駿・豆両国可為村押之動(3)歟、不然者、可被築地(4)利歟、此時輝虎(5)一途御行専要候、信州衆者払而立由申来候、猶自興国寺(6)之註進状、其方為披見進之候、夜通倉内(7)へ可有註進候、従是之飛脚労候者、可有続飛脚事専一候(8)、恐々謹言、

十一月廿八日(9)卯刻　　氏政(10)(花押)

由良信濃守(11)殿

(1)武田晴信。(2)富士屋敷のことか。六八二号註(17)参照。(3)調略などによって村を味方につけることか。(4)とりで。(5)上杉謙信。(6)興国寺城。沼津市。(7)群馬県沼田市。六四〇号註(19)参照。(8)北条氏からの飛脚を、そのまま北条氏への飛脚として使い、返信を促す意。(9)六八二号などから永禄十二年。(10)北条氏政。(11)由良成繁。

十一月二十八日、北条氏、岡宮浅間社領等を興国寺城領とする。

六六一　北条家朱印状写　判物証文写　北条○国立公文書館内閣文庫所蔵

岡宮浅間(1)領幷朝比奈左馬允(2)拘分、駿甲弓矢之(3)間者、興国寺城(4)領ニ相定畢、駿州衆催促候共、一切不可致許要(5)、急度興国寺へ可相納候、此上若難渋之百姓有之者、可被処罪科旨、被仰出者也、仍如件、

巳(6)十一　廿八日　(印文「禄寿応穏」(7))　奉之　江雪(8)

岡宮(9)神主
百姓中

(1)岡宮浅間神社。沼津市。(2)朝比奈泰忠。(3)武田方の駿河国侵攻を指す。(4)沼津市。(5)「許容」の宛字。(6)武田氏の駿河国侵攻のことより、永禄十二己巳年か。(7)北条氏使用家印。(8)板部岡江雪斎融成。(9)諏訪部守信か。五七五号註(11)参照。

十二月六日、北条(葛山)長綱の息北条氏信、蒲原城で討死する。

六六二　関八州古戦録　八　国立公文書館内閣文庫所蔵○東京都

北条氏康父子越後謙信交和付上杉三郎景虎事

(中略)

異本ノ説ニ曰、永禄十二年臘(1)月六日、氏政(2)ノ持分駿州富士郡(3)蒲原ノ城、武田晴信ノ為ニ攻落サレ、城主北条新三郎氏時(4)討死ナリ、其父久野幼菴(5)(6)ハ氏康ノ伯父ニテ、初ハ(7)葛山三郎長綱ト号セシ、今既ニ頽暮ノ齢(8)ニ至リ、愁傷限ナキヲ以テ氏康是ヲ憐ムニ堪ス、氏秀(9)ヲ幼菴ノ幼女ニ娶セ、家督ヲ継シメラレタリ、

(1)陰暦十二月。(2)北条氏政。(3)「庵原郡」の誤り。(4)氏時は北条早雲子、長綱兄であり、「小田原編年録」所収「北条系図」(別冊系図集七号)に天文十一年没とみえることより、相当しない。同系図では長綱の子として新三郎綱重がみえるが、六三八号註(2)より北条氏信としておく。(5)

神奈川県小田原市。北条幻庵(長綱・宗哲)は当地に居館を構えたので、この名がある。(6)「幻庵」の誤り。葛山氏との関係については四五二号註(2)・四六五号註(4)等参照。なお幻庵は、これよりさき永禄五年には十二月十六日付で「北条幻庵覚書」(『続々群書類従』)を残している。(7)「初ハ」とあることにより、葛山氏からのち北条に復したとする「小田原編年録」所収「北条系図」の註記と符合する。(8)老齢。(9)北条氏秀、氏政弟。のちの上杉景虎。

十二月十八日、今川氏真、興津摂津守に、戸倉城へ退居の際の奉公を賞し、所領の給与を約束する。

六三　今川氏真感状写　諸家文書纂所収興津文書　○国立公文書館内閣文庫所蔵

就今度不慮之儀、(1)当城相移之処、(2)泰朝同前、(3)不準自余令馳走之段忠節也、然者本地(4)之儀者不及是非、急度可加扶助之旨、備中方(5)へ以自筆雖申付之、弥不可有相違、猶於走廻者、別而可令扶助候、謹言、

巳(6)十二月十八日　　氏真(7)判

興津摂津守(8)殿

(1)この年五月の懸川城(掛川市)開城のこと。(2)戸倉城。清水町。(3)朝比奈泰朝。もと懸川城主。(4)本領。(5)朝比奈備中守泰朝。(6)懸川城開城のことより永禄十二己巳年。(7)今川氏真。(8)実名不詳。

十二月二十七日、武田晴信(信玄)、御宿左衛門尉に、円尾合戦における戦功を賞するという。

六四　武田晴信判物写(1)　古今消息集八　○国立公文書館内閣文庫所蔵

今度、向円尾(2)及行候処ニ、其方稼故、則時落居、剰凶徒数多討捕条、本望満足候、弥戦功肝要候者也、謹言、

永禄十二比トス
十二月廿七日　　信玄(3)

御宿左衛門尉(4)殿

○本文書は検討の余地がある。

今度、円尾に向かい行(てだて)に及び候ところに、その方の稼ぎのゆえ、即時に落居し、あまっさえ凶徒を数多(あまた)討ち捕うるの条、本望満足に候。いよいよ戦功肝要に候ものなり。謹言。

(1)五五〇頁に写真掲載。(2)不詳。(3)武田晴信。(4)実名不詳。五七四・六四六・八六六号にもみえる。

元亀元年　庚午(一五七〇)　永禄十三年四月二十三日改元

正月二十七日、武田晴信(信玄)、海賊衆土屋木工左衛門尉に、阿野荘の荒原・新田などを給与する。

六九五　武田晴信判物　土屋文書

定

一江尻(1)之内　平尾半三分(2)　四拾四貫八百七十五文

(中略)

一下方阿野(3)庄(4)荒原新田　同(5)　弐拾弐俵

(中略)

一駿府(6)神門屋敷(7)　蒜生分　壱間

今度久能(8)令籠城、海賊(9)之奉公以下、別而相勤候之間、如此出置候、畢竟(10)不先方(11)可励武勇条、尤肝要候者也、仍如件、

永禄十三年庚午正月廿七日　信玄(12)(花押)

追而、雖如此相渡、有申掠旨者、重而可聞合、況或敵地へ内通、

或武辺之奉公為未熟者、可悔還(13)也、

土屋木工左衛門尉(14)殿

(1)清水市。(2)実名不詳。(3)富士郡南部の広域地名。(4)阿野庄は、大半が駿東郡に属するが、一部富士郡に属しており、ここではその地域内のことであろう。(5)「蒜生分」。蒜生は実名不詳。(6)静岡市。(7)静岡浅間神社(静岡市)門前に存在した社家屋敷のことか。(8)久能城。静岡市。もと久能寺(現清水市。真言宗)のあった地に、武田氏が築城した。(9)水軍のこと。(10)「不慕」の脱字。(11)今川氏のこと。(12)武田晴信。(13)くいかえす。いったん譲与した所領を取り返すこと。(14)実名不詳。今川氏家臣であった岡部氏の一族。水軍の将であった岡部忠兵衛が、今川氏没落後、武田氏に仕え、土屋姓に改姓したといわれる。

二月五日、今川氏真、泉郷の河草を隣郷の者が刈り取ることを禁じる。

六六　今川氏真朱印状　泉郷文書

定(印文不詳)(1)

右、泉河草之儀、自隣郷入籠取之由、曲事也、如年来自泉郷(2)可相計之、於背此旨輩者、重可加下知者也、仍如件、

永禄十三年
二月五日

泉之郷

(1)今川氏真使用印。(2)清水町。

二月十五日、北条氏、分国固めのため人足を徴発する。また深沢城に兵粮米の搬入を命じる。

六七　北条家朱印状　二宮康氏所蔵文書

分国中境目之仕置□(1)可成堅固、相・豆・武三□(2)国之人足、寺領・社領等迄悉申付候、苦労ニ存候共、御国為静謐候間、虫窪(3)人足弐人申付、中十日(4)小田原城普請可走廻候、然者鍬・簀を持、来廿五日小田原へ集、人足奉行ニ可相渡之、若一人も令未進、十日之日数至于不足者、可為曲

事候、任惣国掟(5)、罪科普請一日之未進五日可被召仕、次手代(6)一人十日之間然与指置、毎朝人足奉行人ニ可相渡之事肝要候、猶入精堅可申付者也、仍如件、

追而、以此人足内、深沢城米四俵、廿一、二(8)之間ニ可相届之、委細左衛門大夫(9)代可申付候、以上、

午(10)
二月十五日　(印文「禄寿応穏」(11))　安藤豊前守□之(13)(12)

小代官(14)

(1)「為」か。(2)「ケ」か。(3)神奈川県大磯町。(4)正味十日間。(5)六八七号註(4)参照。(6)代官・奉行のもとで雑務を担当する者。(7)御殿場市。(8)日付。(9)北条綱成。六七九号註(2)参照。(10)永禄十三庚午年か。(11)北条氏使用家印。(12)安藤良整。北条氏奉行人。(13)「奉」。(14)代官の下で郷村支配にあたった役人。土豪や地侍的名主の中から任用され、主に年貢、諸役の徴収を行った。

二月二十五日、今川氏真、三浦平五に、阿野・須津の内より給地を宛行う。

六八　今川氏真朱印状写(1)　三浦文書

堪忍分(2)之事

合拾五貫文者　(印文不詳(3))

此内七貫五百文　阿野(4)
七貫五百文　須津(5)

右、以田地相渡之条、代官立合上中下令分算、請取可令所務者也、仍如件、

永禄十三
二月廿五日

三浦平五(6)殿

(1)永禄十三年二月・三月には、宛所を異にするこれとほぼ同文の朱印状が、少なくとも計三通残されているが省略した。(2)六五二号註(6)参照。(3)今川氏真使用印。六八四号註(1)参照。(4)沼津市。(5)富士市。(6)実名不詳。

三月十七日、北条氏、菅沼村・竹之下村の離村百姓の帰住を命じ、諸役を免除する。

六九　北条家朱印状　岩田貞行氏所蔵文書　○小山町菅沼

当郷無相違可令帰住、乱(1)後之事候間、一切諸役有間敷候、自然横合非分有之者可申上者也、仍如件、

午(2)
三月十七日(印文「禄寿応穏」)(3)
菅沼村(4)
岩田惣右衛門(5)
同三郎左衛門(6)

(1)永禄十一年末の武田氏の駿河国侵攻、その後の武田・北条氏の交戦をさす。(2)永禄十三庚午年か。(3)北条家使用家印。(4)小山町。(5)不詳。(6)不詳。

七〇　北条家朱印状　鈴木光明氏所蔵文書　○御殿場市御殿場

当郷無相違可令帰住、乱(1)後之事ニ候間、一切諸役有間敷候、自然横合非分有之者可申上者也、仍如件、

午
三月十七日(印文「禄寿応穏」)
竹下村(2)

(1)前号より、前欠部分に「当郷無相違可令帰住、乱」と書かれていたと考えられる。(2)小山町。この後に人名が連記されていたか。

三月二十日、葛山氏元、船役所中に、瀬名氏縁故の竹阿弥の渡船通行が円滑になるよう働きかける。

七一　葛山氏元朱印状(折紙)　森秀夫氏所蔵文書　○山梨県富沢町

葛山(印文「萬歳」)(1)

瀬名殿御同朋(2)竹阿弥(4)、有所用当地へ来候、則帰宅候之処、於其渡無手判(3)(5)之由申、此方へ来候条、即印判越候、速可被通、此旨此方之者と候得者、致懇通之由、喜悦候、何時も自此方人越候者、家中従年寄候者方、手判可越候、



弥無相違可被通之条如件、

午(6)
三月廿日

(7)
はしかミ
(8)
船役所中

瀬名殿御同朋竹阿弥、所用有りて当地へ来り候。すなわち帰宅し候のところ、その渡において手判無きの由申し、この方へ来り候条、すなわち印判を越し候。速やかに通らるべし。この旨この方の者と候えば、懇通いたすの由、喜悦し候。何時もこの方より人越し候はば、家中年寄候者の方より、手判越すべく候。いよいよ相違なく通らるべきの条、件のごとし。

(1)葛山氏元使用印Ⅲ型。(2)実名不詳。瀬名氏は、葛山氏元らとともに永禄十一年末に今川氏から離反し、武田氏にくみした。六二五号～六三〇号参照。(3)武家に近侍する僧形のもの。(4)不詳。(5)ここでは通行手形のこと。八〇四号にもみえる。(6)葛山氏元使用印、印型Ⅲ型の使用期間より、

永禄十三庚午年。(7)天文二十一年四月十七日付今川義元判物や永禄九年四月二十七日付今川氏真判物(いずれも森秀夫氏所蔵文書)では、駿河国内房郷橋上村とみえる。芝川町。(8)富士川に設けられた関所の河舟をとりしきる森彦左衛門(尉)。これ以前は今川氏に属しているが、天正四年には丙子十一月十日付穴山信君判物(森秀夫氏所蔵文書)の宛所に初鹿見(橋上)船方衆と並んでみえる。

四月九日、北条氏政、興国寺城主垪和氏続に、寄子中給分を与える。

七〇三　北条氏政判物写　垪和氏古文書　○国立公文書館内閣文庫所蔵

年来同心給ニ於千束(1)・七木四拾五貫文(2)、興国寺(3)就被致在城、進之候、寄子中(4)へ者、嘉様(5)を以可宛行候、仍状如件、

永禄十三年庚午　卯月九日　　氏政(6)(花押)

垪和伊予守(7)殿

(1)神奈川県藤沢市。(2)七ツ木。藤沢市。以上二箇所の地名は、四五八号にもみえる。(3)興国寺城。沼津市。(4)同心と同義。五〇八号註(10)参照。(5)「嘉祥」(めでたいこと)か。(6)北条氏政。(7)垪和氏続。

四月十日、北条氏、渡辺蔵人佐・所肥後に、それぞれ水窪・土狩において知行分を与える。

七〇四　北条家朱印状写　判物証文写　今川二　○国立公文書館内閣文庫所蔵

水窪(1)、去年七月迄者、為御領(2)所間、於土狩(3)一所、各ニ(4)被下候間、其並ニ被仰付候、只今之儀者、諸給(5)ニ被下間、任侘言(6)於水窪十八貫文請取之、於土狩十八貫文請取分、所肥後(7)ニ可渡候、然而葛山衆先方之時(8)、上下更不知候、去又所肥後同心ニ申付ニも無之候、至于時属仕候者候間、指南(9)之儀申付候、但所肥後慮外非法之義有之者、申上、至于其時者、各別ニ可有奉公者也、仍如件、

庚午卯(10)(印文「禄寿応穏」(11))
月十日　　石巻(奉)(12)

渡辺蔵人佐(13)殿

(1)裾野市水窪。(2)北条氏の直轄領。(3)長泉町。(4)具体的には不詳。(5)ここでは給主・給衆(四四〇号註(8)参照)のこと。(6)わびごと。(7)実名不詳。(8)葛山氏が支配していた時。(9)教え導くこと。ここでは、同心に対する上位の武士のことをいう。(10)永禄十三年。(11)北条氏使用家印。(12)石巻彦六郎か。六二四号註(9)参照。(13)実名不詳。水窪に居した渡辺氏については、三三九号参照。

四月十四日、武田晴信(信玄)、高坂虎綱に沼津より船にて伊豆国に出撃することを伝える。

七〇四　武田晴信書状写　武家雲箋(1)

追而、真田源太左衛門(14)所へ、切々越飛脚、輝虎退散聞届、注進待入候、

雖輝虎(2)沼田(3)在陣、任卜筮(4)出馬候間、信州衆(5)早々可参陣之由、遣飛脚候き、但輝虎定而四五日之内可帰本国(6)候条必然候、心易可出陣候間、於当府(7)沼田退散有無可聞合候、其間上・信両州衆(8)相集、可越山存分候、働者吉原(9)・沼津掛船(10)、向豆州可及行候、為其心得染自筆候、兵粮闕乏之節候得共、此時候間、各則催人数被打立候様、可被相理候、恐々、

四月十四日　　信玄(11)

元亀元也(12)　高坂弾正(13)とのへ

(1)武家の古文書集。「通徴古案」とも。(2)上杉輝虎(謙信)。(3)沼田城。群馬県沼田市。(4)ぼくぜい。亀甲を焼くことと、筮竹を用いて占うこと。(5)武田氏に属する信濃国の軍勢。(6)越後国。(7)甲斐国府中。山梨県甲府市。(8)上野国と信濃国の武田氏の軍勢。(9)富士市。(10)かけぶね。かかりぶね。港などに碇泊している船。(11)武田晴信。(12)この年次註記は後筆と考えられる。(13)高坂虎綱。昌信ともいう。武田氏家臣。(14)真田信綱。信濃国上田城(長野県上田市)城主。この時期武田氏方。

四月二十日、北条氏政、上杉氏に武田氏が興国寺城か伊豆国を攻めることを報じる。

七〇五　北条氏政書状(竪切紙)　上杉文書　ロ

「(端裏)(墨引)」

急度令啓候、只今酉刻、自駿州興国寺(1)如注進者、甲州衆富士口へ出張之由申来候、(2)定而興国寺歟、不然者至于豆州可動候、手前(3)之於仕置者、可御心易候、兼日如申届、信州口へ御出勢専一ニ候、至于其儀者、敵不可致得長陣候、猶動之模様、重而可申入候、先不承合令啓候、恐々謹言、

卯月廿日(4)　　氏政(5)(花押)

山内殿(6)

(1)興国寺城。沼津市。(2)本文書の前日(四月十九日)付書状で、北条氏康は、上杉輝虎(謙信)に対して、武田晴信(信玄)が同十六日に出陣してきたことを報じている(「上杉文書」)。(3)北条氏方。(4)武田氏の伊豆国侵攻に関わることから永禄十三年と考えられる。(5)北条氏政。(6)上杉輝虎(謙信)。

五月二十三日、北条氏政、江戸頼忠等に興国寺城陣番を命じる。

七〇六　北条氏政書状　大平文書

興国(1)先番□　□(2)之間、当番候上者、明後廿五可被相移候、太田十郎(3)・笠原(4)相番ニ候、能々人衆之義申付、可被相移候、恐々謹言、

五月廿三日(5)　　氏政(6)(花押)

江戸刑部少輔(7)殿

大平(8)殿

江戸近江守(9)殿

(1)興国寺城。沼津市。(2)「衆中可帰」。(3)太田(北条)氏房、氏政子。のち武蔵国岩槻城(埼玉県岩槻市)城主となる。(4)実名不詳。本文書と同年と思われる六月朔日付北条氏政

書状写(「大平文書」)の宛所の一人である笠原助三郎と考えられる。(5)武田氏侵攻に備えての興国寺城陣番を強化したものと考えられるので、元亀元年と考えられる。(6)北条氏政。(7)江戸頼忠。北条氏家臣。(8)実名不詳。本文書と同年と考えられる卯月十五日付北条氏政書状写(「大平文書」)の宛所の一人である大平右衛門尉と考えられる。(9)江戸頼年。

六月四日、北条氏政、安西彦兵衛尉に深沢寄居における戦功を賞する。

七〇七　北条氏政感状　『御殿場市史』所載文書

今夜自深沢(1)之奇居(2)押崩刻、敵一人討捕候、高名之至感悦候、弥可走廻状如件、

六月四日(3)　　氏政(4)(花押)

安西彦兵衛尉(5)殿

(1)御殿場市。(2)「寄居」。城塞。深沢城のこと。(3)元亀元年か。(4)北条氏政。(5)実名不詳。

六月六日、北条氏、橋本外記に大平の植松右京亮給田を給与する。

七〇八　北条家朱印状(折紙)　六所文書

大平(1)ニ有之植松右京亮(2)給田、急度相改可来者也、仍如件、

午(3)六月六日(印文「禄寿応穏」(4))　　山角刑部左衛門尉奉之(5)

橋本外記(6)殿

(1)沼津市。(2)五八八号註(12)参照。(3)元亀元庚午年か。(4)北条氏使用家印。(5)山角定勝。(6)実名不詳。六四七号にみえる橋本源左衛門尉と同一人物か、一族であろう。なお六所文書には、甲申(天正十一年)十二月十一日付橋本外記宛北条家朱印状もあるが、これには駿東郡域内の地名はみえない。

七〇九　北条家朱印状(折紙)　六所文書

大平之内、植松右京亮取候卅余貫文之下地(1)被下候、可致

知行者也、仍如件、

午
六月十五日(印文「禄寿応穏」)　　山角刑部左衛門尉奉之

橋本外記殿

(1)前号の給田の内。六四七号には三十貫文とみえる。

六月二十八日、武田氏、中村右近助・同新右衛門尉に、参陣の恩賞として御厨の地を給与することを約束する。

七一〇　武田家朱印状　伴泰氏所蔵文書　○山梨県河口湖町

定

於于其口(1)、不舎昼夜相稼(2)、別而抽戦功者、於御厨(3)之内任忠節之浅深、相当之地可宛行候、此趣八幡大菩薩も照覧、非虚説者也、仍如件、

庚午(4)六月廿八日　◯(竜朱印(5))　◯(黒印、印文不詳(6))

中村右近助(7)との

同新右衛門尉との

(1)中村氏の居住地甲斐国河口(山梨県河口湖町)から駿河国鮎沢御厨(裾野市・御殿場市・小山町)にかけてのいずれかの地と考えられる。(2)昼夜をおかず、あいかせぎ。休まず攻める意。(3)鮎沢御厨。(4)元亀元年。(5)武田氏使用家印。(6)本文書の写の黒印形の左に「跡部大炊助」と記されており、跡部勝資使用印とも考えられるが、後世のものであろう。(7)以下二名、いずれも実名不詳。中村氏は甲斐国河口浅間神社(山梨県河口湖町)の御師をつとめる。現在伴氏と改姓している。

七月十六日、武田晴信(信玄)、渡辺美濃守、同庄左衛門尉に、御厨内新橋知行分を給与する。

七一一　武田晴信判物写　渡辺文書

定

有境目別而致奉公候之条、駿州御厨之内新橋(1)弐百貫之地出置候、若有申掠旨者、重而聞合、可成下知者也、仍如件、

元亀元年庚午
七月十六日　　(追筆)「信玄(2)花押」

渡辺美濃守(3)殿
同庄左衛門尉(4)殿

(1)御殿場市。(2)武田晴信。(3)実名不詳。(4)実名不詳。天正十年と思われる午六月十五日付北条家朱印状写(「諸州古文書」)の宛所渡辺庄左衛門尉のことと考えられる。とすれば、渡辺氏は甲斐国忍草村(山梨県忍野村)の住人である。

八月十日、北条氏、橋本図書助に獅子浜の陣夫などの使用を許す。

七三　北条家朱印状(折紙)　六所文書

自獅子浜(1)前之町田(2)、召仕陣夫、半夫明夫(3)之由申間、被下者也、仍如件、

庚午　八月十日(4)　(印文「禄寿応穏」(5))

山角刑部左衛門尉(6)奉之

橋本図書助(7)殿

(1)沼津市。口野五ケ村の一つ。(2)実名不詳。六一一号に町田甚十郎の名がみえる。(3)陣夫の半分が明いている(町田が召使っていない)の意か。(4)元亀元年。(5)北条氏使用家印。(6)山角定勝。(7)実名不詳。七〇八号にみえる橋本外記と同一人物か、一族であろう。

八月十二日、北条氏政、北条高広に武田氏が黄瀬川に在陣し、興国寺城を攻めんとすることを伝える。

七三　北条氏政書状　前田家所蔵文書古蹟文徴　六

九日之註進状、今十二未刻、到来、越府(1)へ憑入脚力(2)度々被差越由、祝着候、然而敵(3)者、去年之陣庭(4)喜瀬川ニ陣取、毎日向韮山(5)・興国(6)相動候、韮山者、于今外宿(7)も堅固ニ相拘候、於要害者、何も相違有間敷候、人衆無調(8)、于今不打向(9)、無念千万候、縦此上敵退散申候共、早々輝虎(10)有御越山、当方之備一途(11)不預御意見者、更御入魂之意趣(12)不可有之、外聞与云、実儀与云、於只今之御手成(13)者、笑止千万候、能々貴辺有御塩味(14)、御馳走尤候、恐々謹言、

八月十二日(15)　　氏政(16)(花押)

毛利丹後守(17)殿

(1)越後国府中。春日山城。新潟県上越市。ここでは上杉氏を指す。(2)かくりき。飛脚。(3)武田氏のこと。(4)じんば。陣地。(5)韮山城。韮山町。(6)興国寺城。沼津市。(7)城下屋敷のことか。(8)北条氏の態勢が整っていないこと。(9)立ち向かわないこと。(10)上杉輝虎(謙信)。(11)しっかりとした。この語は「御意見」にかかる。(12)懇意の関係。(13)手並。やり方。手法の意か。(14)あんばい。ほどあい。(15)元亀元年か。(16)北条氏政。(17)北条高広。越後国北条(きたじょう、新潟県柏崎市)出身により、北条を名乗る。この時期、上杉氏家臣。

八月十三日、上杉氏家臣大石芳綱、相模国小田原より本国に、武田晴信(信玄)の黄瀬川在陣を報じる。

七四　大石芳綱書状　上杉文書　さ

今月十日、小田原へ罷着候刻、御状共可差出処ニ、従中途如申上候、遠左(1)ハ親子四人薭山(2)ニ在城候、新太郎(3)殿ハ鉢形(4)ニ御座候間、別之御奏者(5)にてハ、御状御条目渡申間敷由申候て、新太郎殿当地(6)へ御越を十二日迄相待申候、氏邦(7)・山形四郎左衛門尉(8)・岩本太郎左衛門尉(9)以三人ヲ、御状御請取候て、翌日被成御返事候、互ニ半途まて御一騎にて御出、以家老之衆ヲ、御同陣日限被相定歟、又半途へ御出如何ニ候者、新太郎殿ニ松田(10)成共壱人も弐人も被相添、利根河端迄御出候て、御中談候へと様々申候へ共、豆州ニ信玄(11)張陣無手透(12)間、中談なとゝて送数日候者、其内ニ豆州黒土ニ成(13)、無所詮候間、成間敷由被仰仏候(14)、去又有御越山、厩橋(15)へ被納御馬間、御兄弟衆(16)壱人倉内(17)へ御越候へ由、是も様々申候、若なかく証人(18)とも、又きしん(19)申やうニ思召候者、輝虎(20)十廿之ゆひ(21)よりも血を出し候て、三郎(22)殿へ為見可申由、山孫(23)申候と、懇に申候へ共、是も一ゑんニ無御納得候、余無了簡候間、去ハ左衛門尉大夫(24)方之子ヲ、両人ニ壱人、倉内へ御越候歟、松田子成共御越候へと申候へ共、是も無納得候、御越

山ニ候者、家老之者共、子兄弟弐人も三人も御陣下へ進置、又そなたよりも、御家老衆之子壱人も弐人も申請、滝山(25)歟鉢形(26)ニ可差置由、公事むき(27)ニ被仰候、御本城(28)ハ御煩能分か、于今御子達をもしか〳〵と見知無御申候由、批判(29)申候、くい物も、めしとかゆを一度ニもち参候へハ、くいたき物ニゆひはかり御さし候由申候、一向ニ御せつ(30)ないかない申さす候間、何事も御大途(31)事なと、無御存知候由申候、少も御本生(32)候者、今度之御事ハ一途可有御意見候歟、一向無体御座候間、無是非由、各々批判申候、殊ニ遠左ハ不被踞候(33)、笑止に存候、某(34)事ハ、爰元ニ滞留、一向無用之儀ニ候へ共、須田(35)ヲ先帰し申、某事ハ御一左右次第(36)、小田原ニ踞候へ由、御詫候間、滞留申候、別ニ無御用候者、可罷帰由、自氏政(37)も被仰候へ共、重而御一左右間ハ、可奉待候、爰元之様、須田被召出、能々御尋尤ニ奉存候、無正体為体(38)ニ御座候、信玄ハ伊豆之きせ川(39)と申所ニ被陣取候、日々薙山ををしつめ、作(40)をはき(41)被申よし候、已前箱根(42)をしやふり、男女出家まてきりすて申候間、弥々爰元御折角之為体ニ候、某事可罷帰由、御詫ニ候者、兄ニ候小二郎(43)ニ被仰付候而、留守ニ置申候者なり共、早々御越可被下候、去又篠窪(44)儀をハ、新太郎殿へ直ニ申分候、是ハ一向あいしらい無之候、自遠左之切紙二通、為御披見之差越申候、於子細者、須田可申分候、恐々謹言、

追啓(45)、重而御用候者、須弥(46)ヲ可有御越候哉、返々某事ハ爰元ニ致滞留、所詮無御座候間、罷帰候様御申成、畢竟御前ニ候、御本城之御様よく〳〵無体と可思召候、今度豆州へ信玄被動候事、無御存知之由批判申候、以上、

八月十三日(47)　大石惣介芳綱(48)(花押)

山孫
参人々御中

(1)遠山左衛門尉康光。(2)韮山城。韮山町。(3)北条氏邦。(4)鉢形城。埼玉県寄居町。(5)主君への取次役。(6)小田原。(7)北城氏邦。(8)山角康定。(9)岩本定次。(10)松田

憲秀。北条氏家臣。(11)武田晴信。(12)てすき。てあき。(13)焼け落ちる、焦土になるの意。(14)「払」か。(15)群馬県前橋市。(16)不詳。(17)沼田城。群馬県沼田市。(18)人質のこと。(19)疑心。(20)上杉輝虎(謙信)。(21)指。両手の意。(22)北条氏秀、氏康子、氏政弟。のち上杉景虎。(23)山吉孫次郎豊守。(24)北条綱成。(25)滝山城。東京都八王子市。ここでは城主北条氏照を指す。(26)ここでは城主北条氏邦を指す。(27)おおやけごと。(28)北条氏康。(29)物事を判定・評価すること。(30)舌内。会話のこと。(31)殿様の異称。北条氏では、当主あるいは当主の意向、公儀のことをいう。(32)回復すること。(33)うずくまられずそうろう。(34)差出の大石芳綱のこと。(35)実名不詳。上杉氏家臣。同日付北条氏政判物(「上杉文書」)の宛所として大石惣助(芳綱)とともにみえる須田弥兵衛尉のこと。(36)便り。(37)北条氏政。(38)ていたらく。姿。ありさま。(39)黄瀬川。「伊豆」は誤りか。(40)「柵」か。(41)剝ぎ。(42)箱根神社。神奈川県箱根町。(43)実名不詳。(44)篠窪治部。実名不詳。(45)以下の追而書は、月日の上部に書かれている。(46)須田弥兵衛尉。註(37)参照。(47)武田晴信の伊豆国侵攻のことより、元亀元年。(48)上杉氏家臣。

八月二十五日、今川氏真、形部弥太郎に、沼津郷における清水新右衛門名職などを安堵する。

七一五　今川氏真朱印状写(1)　武家事紀(2)　三十三　○国立公文書館内閣文庫所蔵

(3)氏真折紙

沼津之郷清水新左衛門(4)名職(5)幷定使給事、右、連印約而領掌訖、如新左衛門時相抱、於郷中可走廻者也、仍如件、

永禄十三年(6)

八月廿五日

形部弥太郎(7)殿

(1)本文中には印形がみえないが、「連印」と記されていることより、この時期、今川氏真が使用していた印文不詳の竪長矩形印が書出しに捺されていたと思われる。(2)織田信長以降、江戸幕府までの政治過程と武家百般のことを記した武士の教養書。「武家記」ともいう。山鹿素行著。寛文十三年(一六七三)成立。五十八巻。本書では五十二巻本を底本とし

た。(3)今川氏真。(4)実名不詳。(5)四九六号註(3)参照。(6)永禄十三年は四月に改元され、元亀元年となる。(7)「刑部」か。実名不詳。北口本宮富士浅間神社(山梨県富士吉田市)。御師衆の一人か。

十二月四日、武田氏、御宿友綱に葛山本領の由野の内を給与する。

七一六　武田家朱印状　御宿文書　○山梨県　白根桃源美術館所蔵

津渡野但馬守(1)父子知行分、其方ニ被下置候之内六拾九貫文上表候(2)之間、為御替地葛山本領(3)由野(4)之内七拾貫文被下置候、無異儀可被致所務之旨、被　仰出者也、仍如件、

元亀元年庚午
十二月四日　(竜朱印)(5)
釣閑斎(6)　奉之
市川宮内助(7)
御宿監物(8)殿

津渡野但馬守父子知行分、その方に下し置かれ候の内、

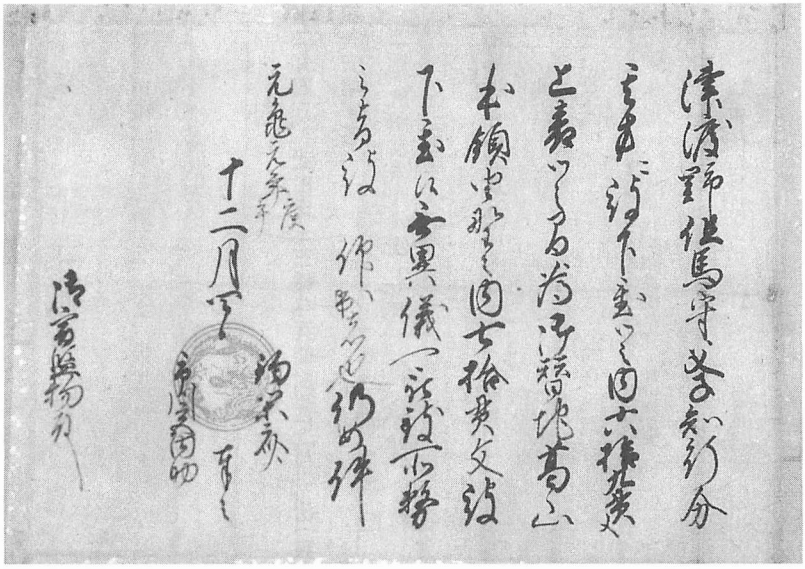

六拾九貫文上表し候の間、御替地として葛山本領由野の内、七拾貫文下し置かれ候。異儀なく所務を致さるべきの旨、仰せ出だされるものなり。よって件のごとし。

(1)実名不詳。津渡野(静岡市)を本拠とする旧今川氏家臣か。(2)所領を返上すること。(3)葛山氏のもともとの所領。(4)柚野とも。芝川町。(5)武田氏使用家印。(6)長閑斎。長坂光堅の法号。武田氏家臣。(7)市川(河)昌衡。武田氏家臣。(8)御宿友綱。五六一号にみえる御宿左衛門次郎との関係については、「葛山御宿系図」(別冊系図集六号)、「武田源氏一流系図」(同八号)では、左衛門次郎友綱とみえ、同一人物とも考えられるが、確証は見当たらない。御宿氏については、「大森葛山系図」(同三号)の鮎沢惟兼子の孫惟重の記事に、「建久四年五月八日(源)頼朝富士藍沢御狩時御宿申、則号御宿」とする伝承がある。御宿友綱は、関係諸系図にみえるが、父子関係、事績に異同がある。「葛山家譜」(同四号)では、葛山播磨守綱春の子としてみえ、また葛山備中守元氏(ママ)を叔父とする。幼名を若丸といい、父の死後葛山城で武田信玄(晴信)に攻撃され落城後、十六歳で信玄につかえ、葛山本領のほか新恩として十二ヶ所を宛行われたことなどを記す。また、「甲陽軍鑑」を引き、信玄六男十郎信貞を養って名跡とし、医術にたけていたことなどが記されている。

十二月四日、武田氏、三輪与兵衛尉等に富士川以東の所領を安堵する。

七一七　武田家朱印状写　判物証文写　武田三　○国立公文書館内閣文庫所蔵

定

八楠郷(1)百九拾七貫五百文

此内

一弐拾貫文　三輪与兵衛尉(2)

由比郷(3)福島淡路守(4)ニ被下替地、

一六拾貫文　海賊衆(5)

已上八拾貫文

右、如此被相渡候、早々可有入部、然者、当年者百貫文

之所ニ参拾俵之分被下置候者也、仍如件、

元亀元年庚午
十二月四日　(竜朱印)(6)　釣閑斎(7)
追而河東之儀者、可為如前々也、　市川宮内助(8)奉之

(1)やぐす。焼津市。(2)実名不詳。六五三・七六六号にもみえる。(3)由比町。(4)実名不詳。(5)海上における武力行使者一般をいう。ここでは武田水軍を指す。本文書は宛所を欠くが、判物証文写の付箋に記されている上石田村民五郎兵衛のもとには、七六六号も伝来している。このことから、本文書も三輪与兵衛尉に宛てられたものと考えられる。とするならば、この段階で三輪氏は、武田水軍を指揮する立場にあったといえる。(6)武田氏使用家印。(7)長閑斎。長坂光堅。(8)市川(河)昌衡。(9)富士川以東。

十二月十八日、北条氏康、岡部和泉・大藤政信に、武田氏の出陣に備える深沢城の後詰の地形について尋ねる。

七八　北条氏康書状　岡部文書

十八日注進状(1)、同酉刻到着候、敵本陣(2)を払、滝之沢(3)を取越、あたの原(4)へ打出由候、依之善九郎(5)・孫二郎小足柄(6)(7)へ上由候、是ハ前々留道(8)と云、萱野(9)にてよりひき(10)不成由候、但諸人之申口度々替候間、今善九郎申処正理ニ候、左様之高山江敵可思懸(11)ハ難成儀ニ候、何ニ今五六百も被指加可然候、只今ハ第一之初口与聞え候、一大将陣(12)ハ何方可然候、峠(13)ニハ陣庭(14)無之間、地蔵堂(15)辺可然歟、地形不見候間推量迄に候、能々見届、早々可承候、又大手(16)へも以使急度可被申上候、片時も遅々候てハ不可然候、一深沢(17)為後詰付てハ、坂中辺ニ二千も三千もおろしかけへき地形候歟、委聞届度候、恐々謹言、

十二月十八日(18)　氏康(19)(花押)
岡部和泉(20)殿
大藤式部少輔(21)殿

(1)宛所の岡部と大藤が出したもの。(2)武田方。(3)滝沢。小山町。(4)阿多野。小山町。(5)北条氏繁(康成)、綱成子。(6)実名不詳。(7)小山町竹之下の小字にみえる。(8)進むことができない道のことか。(9)萱の生い茂っている野原。(10)攻めたり退いたりすること。(11)攻めることか。(12)北条綱成か。(13)足柄峠か。(14)陣を張る場所。(15)不詳。八九九号にみえる地蔵堂(神奈川県南足柄市)のことか。(16)北条氏政のこと。(17)深沢城。御殿場市。(18)武田方の深沢城攻めは、元亀二年正月である。深沢後詰の一戦についての北条氏の寺社への祈願が、正月十一日(七二〇号)、十三日(七二三号)に行われている。また七二六号では、大藤政信の深沢城への派兵のことがみえる。以上の点から、元亀元年末と考えられる。(19)北条氏康。(20)実名不詳。もと今川氏家臣。六六五号にもみえる。(21)大藤政信。北条氏家臣。

元亀二年　辛未(一五七一)

正月三日、武田方、深沢城籠城の北条綱成に、開城か決戦かの決断を促す矢文を送る。

七二九　深沢城矢文写　歴代古案　十八

今度信玄向(1)此表出張、当深沢之地(2)被取詰儀、強非当城競望、藩籬(3)之内就于要害取巻者、定而氏政(4)可被及後詰之行(5)歟、然則決雌雄、依欲可竭競望(6)、爰許在陣、抑甲・相(7)相結骨肉好(8)儀、隣邦多年無其隠、因茲先年東八州士卒悉随(9)景虎(10)鞭影(11)、小田原襲来(12)之砌、氏康父子籠城(13)之時節、随分令加勢、殊更至于半途信玄出馬、此等之略(14)故歟、凶徒退(15)散、翌年長尾(16)馳向上州之鳴(17)溝張戦場、大雖振威風雄、重氏政合力、向厩橋(18)相働、去年小田原被寄時被散鬱懐候、加之、向武州松山(19)之城、甲・信(20)之猛勢覃両年張陣、士卒不顧亡命、尽粉骨廻籌策、終氏康被達本意、再被納関東於掌握儀、不依信玄之助者如何、然間北条名代至于子々孫々、対甲州尽未来(21)不可企疎意之趣、以数通之起請文契

約之条、云縁嫁云誓諾、旁以対氏政不貽毫髪(22)之心底、憑母敷被存儀甚深候、然而今川氏真与信玄骨肉之因(23)不浅之処、氏真若輩故歟、又如斯可有滅亡(24)瑞相歟、対信玄追日絶交忘好、剰甲陽(25)旧敵長尾景虎企同心、可傾武田弓箭之企覃度々、然共枉干戈(26)堪忍之処、動挟虎狼心、被含呉越之思(27)之間、不暫了簡、不図臻于駿国乱入、氏真不逮一防戦敗北、彼国悉撃砕、累年遺恨被散一時候、此氏真伝聞行跡、不恐天道、不専仁義、無文無武、只専酒宴遊興、不知士民悲、不恥諸人嘲、恣被任我意(28)之条、何以可保国家人候哉、全信玄非没倒氏真、併背天罰冥慮自在滅却、可被救氏真之結構(29)、還而氏康非見迦(30)候、然者上野滞留之刻、従小田原以使節条々示頼候、非可黙止縁属好之間、氏政如所望応諾、殊以誓詞被相談候、然処存之外攀登(31)薩埵山、可亡信玄行、寔雖難廻避、依無私遁虎口之死、已蔑如神慮仁義誓、如斯謀計、何為士者本意歟、此恨滄海還而浅、須弥山(32)還而似低、以一戦為可散鬱憤、去々年秋(33)凌数日之敵国向小田原雖相働、一向不出合之間、蓮池(34)迄令放火引返馬之刻、源三(35)・新太郎(36)方被相送之条、乍傍若無人、戦場慣依無拠、於于三増峠(37)大略討留候、彼兄弟衆前代未聞見苦敷敗軍之為体、北条瑕瑾(38)諸軍之嘲而已候、定可有加勢被存返備之処、未追懸氏政敗北之間無由帰陣、又去年五月沼津在陳(39)之砌、氏政至于山中(40)出張、所願之幸被存向幕前再三雖被乗詰、高塁深溝、相枉干戈閉戸之間、不及是非豆州之郷韮山近辺無残所令放火候、惣別氏政以自力依難対甲兵、多年之古敵対景虎、皺眉噸口和面束手、種々有降参、遂一和、信国乱入之由風説之間、如何様可有珍行被察、去年先至于河中嶋(41)出馬、相待北敵之処、越軍更不萌之間、直関東発向、沼田(42)・厩橋・深谷(43)・藤田領(44)之民屋以下不残一宇焼払開陣、就中去々年『永禄十壱年』冬至蒲原被進馬之処、四郎(45)・左馬助(46)遣軍兵、自身乗塀、半時之際乗崩、為始同名新三郎(47)方、狩野(48)・清水(49)其外不泄一人誅殺、士卒唱凱歌、依此威風薩埵自落、幷岡部次郎右衛門(50)相蹈候氏真屋敷へ寄陣之処、様々令懇望之間有赦免被召出(51)候、則大原肥前(52)楯籠花沢之城(53)乗懸、如稲麻竹葦(54)取巻、暫時之間

ニ乗取、大肥(55)元来他国之者、不遠(56)刎首、共相助自命(57)追放候、毎度如此被得大捷(58)義、且非武勇之甚、且非武略之盛、只所依天冥感也、倩案之、為始駿国東八ケ国従天道被与信玄之処、何氏康惣可成障碍之企、此条々淵底(59)雖御存知前候、以序申入候、仍甲・相鉾楯ニ付而相互ニ軍勢労兵不便ニ候間、其地随一衆御籠城、必難捨者可有後詰之備歟、従城中御催促可然候、飛脚被指遣者、路次中無異儀小田原迄可送届候、委曲回札待入候、恐々謹言、

（追筆）「案元亀元」
三月三日　　信玄(61)

(60)北条左衛門大夫(62)殿

今度信玄ここ表に向って出張し、当深沢の地を取り詰めらるる儀、強ちに当城を競望するにあらず。藩籬の内、要害の取り巻きについては、定めて氏政後詰の行に及ばるべきか。しかればすなわち雌雄を決し、競望を竭くべしと欲するにより、ここもとに在陣す。そも甲・相骨肉の好を相結ぶ儀、隣邦に多年その隠れなし。ここにより先年東八州の士卒ことごとく景虎の鞭影に随い、小田原襲来の砌、氏康父子籠城の時節、随分加勢せしめ、ことさら半途に至りて信玄出馬す。これらの略のゆえか、凶徒退散す。翌年長尾、上州の鳴溝に馳せ向い戦場を張り、大いに威風の雄を振うといえども、重ねて氏政に合力し、厩橋に向って相働き、去年小田原に寄せらるる時の鬱懐を散ぜられ候。しかのみならず、武州松山の城に向い、甲・信の猛勢両年に覃び陣を張り、士卒亡命を顧みず、粉骨を尽くし籌策を廻らし、ついに氏康本意を達せられ、再び関東を掌握に納めらるる儀、信玄の助けによらざればいかん。しかる間、北条名代子々孫々に至るまで、甲州に対し尽未来疎意を企つべからざるの趣、数通の起請文をもって契約の条、縁嫁と云い誓諾と云い、かたがたもって氏政に対し毫髪の心底を貽さず、憑もしく存ぜらるる儀、甚だ深く候。しかれども、今川氏真と信玄と骨肉の因浅からざるのところ、氏真若輩のゆえか、また

はかくのごとく滅亡あるべき瑞相か。信玄に対し日を追って交りを絶ち好を忘れ、あまっさえ甲陽の旧敵長尾景虎同心を企て、武田を傾くべき弓箭の企て度々に覃ぶ。しかれども干戈を枉げて堪忍するの処、ややもすれば虎狼の心を挟み、呉越の思いを含まるるの間、了簡に暨ばず、はからずも駿国乱入に臻りて、氏真一防戦に逮ばず敗北す。かの国ことごとく撃砕し、累年の遺恨を一時に散ぜられ候。この氏真の行跡を伝え聞くに、天道を恐れず、仁義を専らにせず、文なく武なく、ただ酒宴遊興を専らにして、士民の悲しみを知らず、諸人の嘲りを恥じず、ほしいままに我意に任さるるの条、何ぞもって国家を保つべき人に候や。全く信玄、氏真を没倒するにあらず。しかしながら天罰冥慮に背き自ら滅却することあり。氏真を救わるべきの結構、かえって氏康の見迦にあらず候。しかれば上野滞留の刻、小田原より使節をもって条々示し頼み候。縁属の好を黙止すべきにあらざるの間、氏政の所望するごとく応諾し、ことに誓詞をもって相談せられ候。しかるところ、存いの外、薩埵山に攀登し信玄を亡ぼすべきの行、まことに廻避しがたしといえども、私なきにより虎口の死を遁る。すでに神慮、仁義の誓いを蔑如し、かくのごときの謀計、何ぞ士たる者の本意ならんか。この恨み、滄海かえって浅く、須弥山かえって低きに似たり。一戦をもって鬱憤を散ずべきため、去々年の秋、数日の敵国を凌ぎ小田原に向って相働くといえども、一向に出合わざるの間、蓮池まで放火せしめ馬を引き返すの刻、源三・新太郎方相送らるるの条、傍若無人ながら、戦場の慣い拠なきにより、三増峠において大略討ち留め候。かの兄弟衆前代未聞の見苦しき敗軍の体たらく、北条の瑕瑾、諸軍の嘲りのみに候。定めて加勢あるべしと存ぜられ備えを返すのところ、いまだ追い懸けず氏政敗北するの間、由なく帰陣す。また去年五月沼津在陣の砌、氏政山中に至り出張す。願う所の幸と存ぜられ、墓前に向いて再三乗り詰

めらるといえども、塁を高くし溝を深くし、干戈を相枉げ戸を閉ざすの間、是非に及ばず、豆州の郷、韮山近辺残す所なく放火せしめ候。惣別、氏政自力をもって甲兵に対しがたきにより、多年の古敵景虎に対し、眉を皺よせ口を噸め、面を和げ手を束ね、種々降参ありて一和を遂ぐ。信国乱入の由風説あるの間、いか様の珍しき行あるべしと察せられ、去年まず川中島に至りて出馬し、北敵を相待つるのところ、越軍さらに萌さざるの間、直ちに関東に発向し、沼田・厩橋・深谷・藤田領の民屋以下一宇をも残さず焼き払い開陣す。なかんづく去々年冬、蒲原に至り馬を進めらるるのところ、四郎・左馬助、軍兵を遣わし、自身塀に乗り、半時の際に乗り崩し、同名新三郎方を始めとして狩野・清水その外一人をも泄らさず誅殺し、士卒凱歌を唱う。この威風により薩埵自落す。ならびに岡部次郎右衛門相踏まえ候氏真屋敷へ陣を寄するのところ、様々懇望せしむるの間、赦免あり召し出だされ候。すなわち大原肥前楯籠る花沢の城に乗り懸け、稲麻竹葦のごとく取り巻き、暫時の間に乗っ取る。大(原)肥(前)は元来他国の者、首を刎ぬるに逮ばず、ともに身命を相助け追放し候。毎度かくのごとく大捷を得らるる義、かつうは武勇の甚しきにあらず、かつうは武略の盛んなるにあらず、ただ天の冥感によるところなり。つらつらこれを案ずるに、駿国を始めとして東八カ国、天道より信玄に与えらるるのところ、何ぞ氏康、惣じて障碍の企てを成すべけんや。この条々淵底御存知の前に候といえども、序をもって申し入れ候。よって甲・相鉢楯に付いて相互に軍勢労兵、不便に候間、その地随一の衆御籠城、必らず捨てがたくんば後詰の備えあるべきか。城中より御催促しかるべく候。飛脚を指し遣わさるれば、路次中異儀なく小田原まで送り届くべく候。委曲回札を待ち入り候。恐々謹言。

(1)武田晴信。(2)深沢城。御殿場市。(3)垣根。間垣。こ

こでは支配下にある領地。(4)北条氏政。(5)後方に控えている軍勢。または、それにより背後から攻めること。(6)決着をつけたいがために。(7)甲斐国と相模国。武田氏と北条氏のこと。(8)天文二十三年に信玄の娘と北条氏政が婚姻し、同盟したことを指す。(9)関東八ケ国のこと。(10)長尾景虎(上杉輝虎、謙信)。(11)みずからが進んで求めることを、良馬がむちの影を見ただけで行くことにたとえたもの。(12)永禄四年春に、長尾景虎が小田原を攻めたことをいう。(13)北条氏康と北条氏政。(14)計略のこと。(15)ここでは長尾(上杉)氏のこと。(16)長尾景虎。(17)比定地不詳。(18)群馬県前橋市。(19)松山城。埼玉県東松山市。(20)甲斐国と信濃国。武田氏のこと。(21)尽未来際。未来永遠。(22)わずかのこと。(23)氏真娘と晴信子義信の婚姻関係をいう。(24)永禄十一年末に武田晴信(信玄)が駿河に侵攻し、それがため、今川氏真は翌年閏五月に遠江国懸河城を徳川家康に明け渡し没落する。(25)甲斐国、武田氏のこと。(26)戦いを控えて。(27)中国春秋時代の呉と越の国。永く敵対したことから仲の悪い間柄のたとえ。(28)「雅意」とも書く。(29)もくろみ。企て。(30)不詳。見のがせないの意か。(31)よじのぼる。(32)四三二号註(3)参照。(33)永禄十二年九月から十月にかけての武田晴信の小田原攻めを指す。(34)小田原城の堀。(35)北条氏照。(36)北条氏邦。(37)神奈川県愛川町と津久井町の境界。(38)きず。恥辱。(39)「在陣」。(40)三島市。(41)川中島。長野県長野市。(42)群馬県沼田市。(43)埼玉県深谷市。(44)埼玉県北西部。(45)武田勝頼。(46)武田信豊、勝頼従兄弟。(47)北条氏信。六三八号註(2)参照。なお蒲原城での討死については六九二号参照。(48)実名不詳。北条氏家臣。(49)実名不詳。北条氏家臣。(50)岡部正綱。(51)武田氏家臣となる。(52)大原肥前守資良。今川氏家臣。(53)焼津市。(54)多くのものの群がって入り乱れるさま。(55)大原肥前守の略。(56)「逮」か。(57)「身命」か。(58)大勝利、圧倒的勝利のこと。(59)物事の窮極のところ。(60)「続群書類従」本では正月三日とあり、前後の史料からみて妥当であろう。なお追筆は元亀元年に比定するが、深沢城合戦のことより、元亀二年と考えられる。(61)「続群書類従」本では、「寄衆」と記されている。(62)北条綱成。六七九号註(2)参照。

正月十一日、北条氏政、伊豆国三島社に、深沢城合戦の勝利を祈願する。

七一〇　北条氏政判物　三嶋大社所蔵文書　○三島市

今度深沢(1)後詰之一戦、得勝利付者、当社如先規、当年中悉成就候之様、可令建立(2)者也、仍状如件、

元亀二年辛未
正月十一日　　氏政(3)(花押)

三嶋
神主(4)殿

(1)深沢城。御殿場市。(2)永禄十二年、武田晴信(信玄)の駿河国侵攻の際に焼き払われる。(3)北条氏政。(4)実名不詳。

正月十二日、北条氏政、垪和氏続・善次郎に、興国寺城での戦功を賞する。

七一一　北条氏政感状写　垪和氏古文書　○国立公文書館内閣文庫所蔵

今度興国寺(1)へ敵(2)忍入、数百人本城江取入候之処、其方自身打太刀、敵於仕庭(3)五拾余人被討捕、城内堅固、前代未聞之仕合、戦功無比類、誠感入計候、此度本意(4)之上、進退可引立候、仍刀一秋広(5)、久所持候之間、進之候状如件、

元亀二年辛未
正月十二日　　氏政(6)(花押)

垪和伊予守(7)殿

(1)興国寺城。沼津市。(2)武田方。(3)しば。ある事柄の行われる場所、現場の意。主に戦場など屋外の場所を指していう。(4)ほい。もとからの心。本懐。(5)刀の作者銘か。(6)北条氏政。(7)垪和氏続。

七一二　北条氏政感状写　垪和氏古文書　○国立公文書館内閣文庫所蔵

□(1)度興国寺、敵忍入候処、竭粉骨、敵壱人討捕候、高名無比類候条、一廉(2)可加扶助候、仍状如件、

元亀二年辛未
正月十二日　　氏政(花押)

垪和善次郎殿(3)

(1)「今」か。(2)相応に。(3)実名不詳。『大日本史料』第十編之五では、前号の垪和伊予守氏続の子とする。

正月十三日、北条氏康、相模国大山寺に、深沢城合戦の戦勝を祈願させる。

七二三　北条氏康朱印状写(折紙)　相州文書　○国立公文書館内閣文庫所蔵

今度深沢(1)へ敵出張、就後詰之御一戦、於大山(2)御祈念之儀被仰付候、児捨(3)中事も、如前々致西座(4)出仕、一入可抽懇祈者也、仍如件、

未(5)
正月十三日(印文「武栄」)(6)　南条四郎左衛門尉(7)奉

大山寺
児捨中

(1)深沢城。御殿場市。(2)大山阿夫利神社。神奈川県伊勢原市。山伏の修験道場。大山寺はその別当寺である。(3)大山阿夫利神社神主家。(4)不詳。(5)前号等から元亀二辛未年。(6)北条氏康使用印。(7)実名不詳。北条氏奉行人。

正月二十日、北条氏政、上杉輝虎(謙信)等に、北条綱成が武田氏と和議を結び、深沢城を開城したことを報じる。

七二四　北条氏政書状　新田茂雄氏所蔵文書

正月五日之御状、今廿日於号駿州御厨(1)地披見、本望此事候、然者深沢(2)之事、内々御越山待請申合可及後詰由存候処、要害(3)地盤悪地、三十余日昼夜攻詰、一曲輪ニ被成(4)候之条、可引助(5)由存、為後詰去十日小田原を打立、敵陣五里之内寄詰候処、敵金鑿(6)を入、本城外張(7)迄鑿崩(8)を、城主(9)不待後詰、不及了簡(10)、以自分之扱(11)去十六令出城候、氏政(12)存候而致扱儀努々無之候(13)、於偽者八幡大菩薩・愛宕権現・三嶋大明神御罰忽可被蒙候、就中敵要害致再興候歟、于今深沢ニ在陣、毎日双方出備、爰元遠候(14)、一理ニ候、於此上も早々御越山所希候、誠深雪馬足難相叶所、淵底致分別無御余儀候、恐々謹言、

正月廿日(15)　氏政(花押)
山内(16)殿
三郎(17)殿

(1)鮎沢御厨。裾野市・御殿場市・小山町。(2)深沢城。御殿場市。(3)ここでは深沢城のこと。(4)武田方に攻められ、北条方の守りが一つの曲輪(郭)になった状況をいう。(5)北条氏政が後詰として出陣する意。(6)かなほり。鉱山で働く鉱夫など。七二八号参照。(7)とばり。城の外縁。(8)鉱山掘削の技術を応用し、城塞の地下に穴を穿ち攻めること。(9)北条綱成。(10)こらえること、耐え忍ぶこと。(11)城主北条綱成の判断で和議を結ぶ意。(12)北条氏政。(13)北条氏政が和議を承知して開城したことでない意。以下の誓文は、このことを誓っている。(14)えんこう。遠物見のこと。敵の動静も探るため出張ること。(15)深沢城合戦のことより、元亀二年。(16)上杉輝虎(謙信)。(17)上杉景虎。七一四号註(24)参照。

七三五　武徳編年集成　十一　東京大学史料編纂所所蔵○東京都

三日(1)、北条家ノ老臣松田尾張憲秀、深沢(2)ヘハタラキ乱妨ス、兼テ信玄(3)ハ、北条家今既越後ノ謙信(4)ト合体ス、必上杉ヲ後楯トシ、深沢ヘハタラクヘシト察シ、城将小山田弾正(5)カ援助トシテ、郡内(6)ノ小山田左兵衛信茂(7)カ勢ヲ五騎三騎宛深沢ヘ遣ハス、今日弾正僅四十騎ニ足ラスト雖、三十騎ヲ率テ大手ヘ出張ス、松田ハシメハ城兵ヲ侮ル所、小山田カ其軍ヲ城外ニ出スニ依テ大ニ怪ミ、地下人ニ其事ヲ訊フ所ニ、果シテ郡内ヨリ援兵来ルト云ヘリ、松田則兵ヲ班ス、時ニ小山田弾正、後路ヲ遮ラントテ馬ヲ馳レハ、松田、竹下川(8)ヲ越テ足カラノ砦(9)ニ引入、而シテ後甲府外様・旗本ト云百騎ノ内五十騎、駒井右京昌直(10)是ヲ携ヘ、深沢ニ至リ、交替シテ是ヲ守衛ス、○十二日、北条氏政、其兵四万五千ヲ率テ深沢ヘ働キ、作毛ヲ薙テ帰ル、カクノコトキ小砦ヲ抜事ヲ得ス、空シク兵ヲ収ル事、世ニ嗟嘆スト云々、

(1)「武徳編年集成」では、元亀元年四月として、深沢城をめぐる武田方と北条方の攻防の本記事を載せるが、深沢城に対する武田方の攻撃を示す史料は、前号であり、本史料をこれに合叙することとした。(2)御殿場市。(3)武田晴信。(4)上杉輝虎。(5)小山田有誠。(6)甲斐国都留郡。山梨県東部。(7)小山田氏のこの時期の当主。(8)小山町竹之下に流れる川のことか。(9)足柄城。小山町と神奈川県南足柄市にまたがる。(10)武田氏家臣。甲斐国駒井(山梨県韮崎市)領主。

七二六　関八州古戦録　九　国立公文書館内閣文庫所蔵 ○東京都

北条氏康逝去付甲相両家一和事

(中略)

翌年辛未(1)ノ正月、人質トシテ舎弟新四郎氏忠(2)氏康カ男ヲ甲府エ進ラスヘシトテ、長尾藤左衛門(3)・日向宗十郎(4)両使ニ相副ヘ、郡内上野原(5)ノ加藤丹後守信厚カ方マテ差越ニケル処ニ、折節晴信(6)ハ駿豆ノ境深沢(7)表ニ在陣ニ付テ、加藤其地エ馳行、右ノ趣ヲ申シ述タリ、信玄是ヲ聞届ラレ、承諾ハ有ナカラ、任子(8)一人ニテハ所労(9)ノ程モ量リ難シ、今一人差越ルヘシトテ、甲陽ノ小人頭萩原甚之丞(10)ニ口上ヲ含メ、件ノ両使ニ副テ、小田原エ越山ナサシメラレシ故、氏忠ノ弟竹王丸氏堯(12)氏康六男ヲモ甲府エ送ラレタリ、此ニ於テ両家ノ和平事整リ(13)、猶又氏政(14)伊豆国ニ指置レタル笠原新六郎(15)・清水上野介(16)・大藤式部少輔(17)ヲモ深沢ノ陣中エ遣ハシ、晴信出陣軍用ノ義アラハ何時モ勤仕ナサシムヘキノ由申入ラルニ付テ、武田入道(18)斜ナラス悦喜ニテ三士ニモ対面アリ、其後ハ折々甲府エモ参向セシカ、元亀三年ノ冬遠州三方カ原(19)合戦ノ時、右ノ三士馬場美濃守(20)カ相備トシテ先手ノ働シタリシトソ、

(1)元亀二年。(2)北条氏忠。のち下野国佐野城(栃木県佐野市)城主となる。(3)実名不詳。(4)実名不詳。(5)山梨県上野原市。(6)武田晴信(信玄)。(7)深沢城。御殿場市。(8)ひとじち。(9)心労。(10)こびとがしら。使い走りの小

人を取り締まる者。(11)実名不詳。(12)北条氏堯。駿河国戸倉城(清水町)城主。のち武蔵国小机城(神奈川県横浜市)城主。(13)なり。(14)北条氏政。(15)笠原政堯。北条氏家臣松田憲秀子で、笠原氏の養子となる。(16)清水康英か。(17)大藤政信。(18)武田晴信(信玄)。(19)浜松市。元亀三年十二月武田晴信の侵攻に際して徳川家康が迎えうち、敗北した合戦。(20)馬場信房。武田氏家臣。

七七　松隣夜話(1)　下　別記百七十二

同年(2)五月、氏康(3)より松田尾張を越後へ被差越、去月氏康深沢へ働き駒井右京を取詰候処に、信玄大軍を率し罷出及対陣候に依て、氏政一手にて深沢の城責取申義不相叶候条、越後の御加勢を頼入候、謙信公氏政両旗にて武田と対陣可被成とハ、迚も仰有間敷と推量申候間、可然物頭(4)両三人三郎殿に被相副被差越被下度由、七組(5)の衆迄松田相断之、因茲謙信公上田上野守(6)・柴田掃部・上村甚右衛門三人を三郎殿に被附、六千余兵にて前橋(7)より深沢口へ相働、氏康ハ御出なく、氏政計り一万五千を卒し、西上野(8)へ出玉ひ信玄と対陣、

(1)宇佐美勝興・田丸且直の作と推定される戦記。二ないし三冊よりなる。(2)「松隣夜話」では元亀元年のこととするが、北条氏政が上杉氏に出陣を求め武田方の深沢城攻撃に際して備えたのは、七二〇号より元亀二年正月であり、本史料も元亀二年のことと思われるので、ここに合叙する。(3)北条氏康。(4)武頭。足軽大将ともいう。槍、弓、鉄砲などの足軽集団を指揮統率した部将。(5)不詳。(6)以下三名、実名不詳。(7)厩橋城。群馬県前橋市。(8)群馬県の西部。

二月十三日、武田氏、中山の金山衆に深沢城攻略の戦功として恩賞を与える。

七八　武田家朱印状写　判物証文写　武田一

○国立公文書館内閣文庫所蔵

定

於今度深沢之城(1)、別而致奉公候間、為御褒美於甲州糀子(2)
百五十俵被下置候、跡部美作守(3)所へ可致催促之旨、被仰
出者也、仍如件、

元亀二年辛未
二月十三日　(竜朱印)(4)
山県三郎兵衛尉(5)
奉之
中山之金山衆拾人

一向後拘来候田地、如軍役衆(4)可被停検使(5)之事
一郷次之人足普請(6)被禁之事
以上

於今度深沢之城(7)、別而致奉公候間、被加御褒美者也、
仍如件、

元亀二年辛未
二月十三日　(竜朱印)(8)
山県三郎兵衛尉(9)奉之
田辺四郎左衛門尉(10)

(1)御殿場市。(2)脱穀していない米のこと。(3)跡部勝忠。武田氏家臣。(4)武田氏使用家印。(5)山県昌景。(6)静岡市の北部、大井川の上流にあった金山。

二月十三日、武田氏、田辺四郎左衛門尉等に深沢城攻略の戦功として商売役等を免除する。

七六　武田家朱印状

田辺佐苗氏所蔵文書
○山梨県塩山市

定(1)
一御分国諸商、一月ニ馬壱疋之分役(2)等御免許之事
一本棟別(3)壱間之分御赦免之事

(1)深沢城攻めの戦功の恩賞として、本文書と同文の武田家朱印状が、金山衆や有力百姓を対象に出されている。次号以下に、本文を略して収載しておく。(2)商売を行うにあたってかけられる関銭や市税など。(3)武田氏領国では棟別役がかけられる屋敷に本屋と新屋の区別があり、ここでは、本屋にかけられる棟別役のことであろう。(4)大名から軍役がかけられるかわりに、年貢の一部が免除され、給恩として与えられる有力百姓を指す。(5)検地役人。(6)郷村の成員全体にかけられる人足・普請役。(7)御殿場市。(8)武田氏使用

家印。(9)山県昌景。(10)黒川(山梨県塩山市)金山衆の一人か。

七三〇　武田家朱印状写　武州古文書

(本文の形式・内容、七二九号と同じにより略す。)

元亀二年辛未　　山県三郎兵衛尉奉之
二月十三日(竜朱印)　田草川新左衛門尉(1)

(1)実名不詳。金山衆。

七三一　武田家朱印状　秋山要家文書

(本文の形式・内容、七二九号と同じにより略す。)

元亀二年辛未　　山県三郎兵衛尉奉之
二月十三日(竜朱印)　中村段左衛門尉(1)

(1)実名不詳。金山衆。

七三二　武田家朱印状写(1)　井尻家文書

(本文の形式・内容、七二九号と同じにより略す。)

元亀二年辛未　　山県三郎兵衛尉(2)
二月十三日　　保科喜左衛門尉

(1)年月日の下部に竜朱印が捺されていたであろう。(2)実名不詳。金山衆。「甲州古文書」五に、「保科善左衛門尉」宛の同文の写が収載されているが、同一文書の写であろう。

七三三　武田家朱印状写(1)　甲州古文書　三ノ上

(本文の形式・内容、七二九号と同じにより略す。)

元亀元年(2)辛未　　山県三郎兵衛尉
二月十三日　　奉之
芦沢兵部左衛門尉(3)

(1)年月日の下部に竜朱印が捺されていたであろう。(2)「元亀二年」の誤写。(3)実名不詳。金山衆。

七二四　武田家朱印状写(1)　古文書　一

（本文の形式・内容、七二九号と同じにより略す。）

元亀二年辛未
二月十三日　　山県三郎兵衛尉
奉之
中村与右衛門尉(2)

（1）年月日の下部に竜朱印が捺されていたであろう。（2）実名不詳。金山衆。

七二五　武田家朱印状写　機山公展出陳文書写

（本文の形式・内容、七二九号と同じにより略す。）

元亀二年
二月十三日（竜朱印）　山県三郎兵□　□
古屋清左衛門(1)

（1）実名不詳。金山衆。

二月十五日、北条氏政、増田三左衛門尉・大津六右衛門尉に深沢城合戦の戦功を賞する。

七二六　北条氏政感状(切紙)　村田武氏所蔵文書

去十二、於深沢(1)表敵一人討捕候、誠感悦候、弥可抽戦功者也、仍如件、

二月十五日(2)　（花押）(3)
増田三左衛門尉(4)殿

（1）深沢城。御殿場市。（2）深沢城合戦のことから、元亀二年。（3）北条氏政。（4）実名不詳。

七二七　北条氏政感状写　相州文書　○国立公文書館内閣文庫所蔵

「上包」（追筆）
大津六右衛門尉(1)殿

去十二、於深沢表敵一人討捕旨、誠感悦候、弥可抽戦功者也、仍如件、

二月十五日　（花押）(2)

大津六右衛門尉(3)殿

(1)懸紙ウハ書の写か。(2)北条氏政。(3)実名不詳。

二月二十三日、武田晴信(信玄)、北条氏政が御厨から退却したこと等を下条讃岐守に報じる。

七三八　武田晴信判物写　橘文書

覚

一氏政(1)向御厨(2)相拮(3)、無功退散候、然者不図(4)遠州江令出馬候事

一去年以来申届候筋目、此節候之条、早速手合事、付、両筋事

一向小山(5)抜本取出事

以上、

二月廿三日(6)　信玄(7)(花押)

下条讃岐(8)守

(1)北条氏政。(2)鮎沢御厨。裾野市・御殿場市・小山町。(3)あいはたらく。軍事行動をすること。(4)はからずも。(5)小山(こやま)城。吉田町。(6)北条氏政の御厨への軍事行動とは、深沢城攻めのことと考えられるので、元亀二年。(7)武田晴信。(8)実名不詳。

三月十一日、北条氏、深沢城の武田軍に備えて足柄城等の普請を命じる。

七三九　北条家朱印状　富士山本宮浅間大社所蔵文書　○富士宮市

深沢(1)敵相拘上、河村(2)・足柄(3)之普請申付候、人足不足候、各自戦同意ニも可有之間、磯辺両分(4)人足弐人可申付候、去年者十日倩(5)候、当年之儀者五日雇候間、来十六日足柄へ指遣、奉行山角(6)・石巻(7)(8)代ニ相渡、五日之普請致之、早々可罷帰由可申付候、猶只今大切之砌候間、苦労ニ存候共、此度五日之日限、速可走廻者也、仍如件、

未(9)
三月十一日(10)　(印文「禄寿応穏」)

安藤豊前守(11)奉

井上(12)殿
野口(13)殿

(1)深沢城。御殿場市。(2)河村城。神奈川県山北町。(3)足柄城。小山町から神奈川県南足柄市にまたがる。(4)磯部。神奈川県相模原市。当時磯辺に給地を与えられていた、宛所の井上・野口両人の給分のこと。(5)雇うこと。(6)山角定勝か。(7)石巻康敬か。(8)代官。(9)深沢城合戦のことより、元亀二辛未年か。(10)北条氏使用家印。(11)安藤良整。(12)(13)いずれも実名不詳。「北条氏所領役帳」にみえる津久井衆か。野口は、磯辺の内に給地をもつ遠江守のことか。

三月十七日、今川氏真、妙海寺に禁制を下し、再興を命じる。

七四〇　今川氏真禁制　妙海寺所蔵文書　○沼津市下河原

禁制

(印文不詳(1))妙海寺(2)

一殺生禁断之事
一竹木伐取事
一他国人押而借宿事

右、於有背此旨輩者、堅可処厳科者也、仍如件、

元亀二辛未年
三月十七日

(1)今川氏真使用印。六八四号註(1)参照。(2)沼津市。

七四一　今川氏真判物　妙海寺所蔵文書　○沼津市下河原

駿州沼津之内妙海寺之事

右、就今度乱入令退転云々、因茲只今衆分(1)何方江雖及退屈(2)、令還住可励建立、然者絵像無粉失(3)様可申付、若於無沙汰者可加下知、其外重物(4)如被預置、先師(5)・衆中(6)・寺主(7)相定間者、各令談合、勤行等不可有怠慢、次屋敷竹木伐取事、堅可停止之者也、仍如件、

元亀二辛未年

三月十七日　　氏真(8)(花押)

蓮乗坊
東光坊
仙養坊(9)

(1)衆徒・大衆のこと。妙海寺に止宿している僧侶。(2)くたびれること。退去すること。(3)「紛失」。(4)什物。(5)妙海寺前住持。(6)註(2)の衆分と同義。(7)塔頭の住持か。(8)今川氏真。(9)以下、いずれも妙海寺の塔頭であろう。「駿河志料」六十二では塔頭の一つに泉要坊が記されており、宛所の仙養坊と同一と思われる。

三月二十五日、武田晴信(信玄)、岡部次郎兵衛尉に、大平の内などを給与する。

七四　武田晴信判物写　能勢文書　○茨城県　水府明徳会彰考館所蔵

定
一嶋田之内(1)　三浦左京亮(2)分　此外増分
百五拾貫　弐十六貫
柴河原共ニ、
一大平(3)之内　百貫

別而可抽忠信之由候之間、如此相渡候、殊ニ捨一類被参幕下条、感入候、弥不慕先方(4)可被専戦功者也、仍如件、

元亀二年辛未
三月廿五日　　信玄(5)(花押)

岡部次□　□(6)尉殿

(1)島田市。(2)三浦元政。もと今川氏家臣。(3)沼津市。(4)以前の主人である今川氏真のこと。(5)武田晴信。(6)岡部次郎兵衛尉。実名不詳。七九八号にもみえる。

四月二十日、北条氏、庄新四郎に、泉郷欠落百姓の召返しを命じる。

七五　北条家朱印状写(折紙)　判物証文写　今川二　○国立公文書館内閣文庫所蔵

泉郷(1)百姓窪田十郎左衛門(2)者欠落(3)之事
卯歳(4)欠落、豆州みろく寺(5)ニ有之、
壱人女梅同子壱人

午(6)八月欠落、同所有之、
壱人女乙

午六月欠落、武州苻中(7)ニ有之、
壱人丹

巳(8)九月欠落、豆州狩野内立野(9)ニ有之、
壱人善三郎親子三人

以上七人

右、欠落之百姓、縦雖為不入之地(10)、他人之者拘置儀為曲事間任国法(11)、領主・代官ニ申断、急度可召返者也、仍如件、

辛(12)未
卯月廿日　(印文「禄寿応穏」(13))　江雪(14)奉之

庄新四殿(15)

(1)清水町。(2)実名不詳。八四三号註(2)参照。(3)けつらく、かけおち。郷村から逃げて、行方をくらますこと。七八八号にもみえる。(4)永禄十丁卯年。(5)西琳山弥勒寺。伊豆長岡町。浄土真宗。現在は弥勒山西琳寺と称する。八四三号にもみえる。(6)元亀元庚午年。(7)府中。東京都府中市。(8)永禄十二巳巳年。(9)たちの。修善寺町。(10)四二九号註(4)参照。(11)六八七号註(4)参照。(12)元亀二年。(13)北条氏使用家印。(14)板部岡江雪斎融成。(15)庄新四郎。実名不詳。「北条氏所領役帳」では、相模国小野(神奈川県厚木市)に所領を宛行われている。

四月二十一日、武田氏、甲斐国富士御室浅間社神主小佐野越後守に、須走・岡宮浅間社の支配を命じる。

七四　武田家朱印状　富士御室浅間神社所蔵文書　○山梨県勝山村

定(竜朱印(1))

別而御祈禱之奉公相勤候間、駿州洲走之浅間之宮(2)・同州岡宮(3)社(4)務之事、被　仰付候、弥奉祈御武運長久、就中祭祀等不可有怠慢者也、仍如件、

元亀二年辛未
卯月廿一日

富士北室(5)
小佐野越後守(6)

(1)武田氏使用家印。(2)須走浅間神社。小山町。(3)岡宮浅間神社。沼津市。(4)神社の事務を取り扱う神職。(5)山梨県勝山村。(6)実名不詳。富士御室浅間神社神主。七九九号にもみえる。

四月晦日、北条氏光、植松右京亮に、獅子浜の舟改等を命じる。

七四五　北条氏光朱印状　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

一獅子浜(1)百姓退転候之間、前々役不致之、舟共改(2)役等可申付之事

一五ヶ村(3)へ出入之舟きふく改(4)、ゑんせう(5)・なまり(6)・鑓砲(7)、至于有之者、可申上事

一口野四ヶ村(8)之舟たちうミ(9)の間、つりニ罷出事、かたく令停止候、若此旨押而罷出候者、過失可申付事

右、三ヶ条之旨背者有之者、過失可申付者也、仍如件、

[11]未四月晦日(印文「桐圭」)(10)　奉之

植松右京助(13)殿　真田(12)

(1)沼津市。口野五ヶ村の一つ。(2)舟役等の職務のことか。(3)口野五ヶ村。沼津市。五一一号註(6)参照。(4)不詳。(5)鉛硝。(6)鉛。(7)鉄砲か、鑓・砲か不詳。(8)口野五ヶ村の内、獅子浜を除く四ヶ村のことか。(9)建(立)網漁のこと。五八八号註(4)参照。(10)北条氏光使用印。これまで、北条氏光は、北条氏康の六男氏堯と同一人物とされ、「桐圭」印は氏堯の使用印とされてきた。しかし、近年の研究では、氏堯と氏光はいずれも氏康の子であるが別人であることが明らかにされ、「桐圭」印は氏光の使用印であることが判明した。(11)北条氏光が史料上にみえるのが元亀から天正年間であり、天正十一癸未年には、足柄城将を勤めていることから、本文書は元亀二辛未年と考えられる。とするならば、本文書は「桐圭」印使用の朱印状としては初見ということになる。(12)実名不詳。(13)植松右京亮。五八八号註(13)参照。

五月三日、今川氏真、桃源院に、大平郷寺領の三分二を借り置き、残りを安堵する。

七四六　今川氏真朱印状写(折紙)

判物証文写　今川四
○国立公文書館内閣文庫所蔵

駿河国(印文不詳)(1)大平郷(2)当院領五拾貫文之内三ヶ弐(3)借置(4)候、相残参ヶ一分之事、無相違為寺領永可有所務候、仍如件、

元亀弐年　五月三日

桃源院

（1）今川氏真使用印。六八四号註（1）参照。（2）沼津市。（3）桃源院。沼津市。（4）今川氏真が借り置くということ。

五月二十九日、北条康成、堀内康親に深沢城籠城の戦功を賞するという。

七四七　北条康成判物写（折紙）　堀内文書

今度深沢(1)籠城無比類候、因茲為褒美、任望大導寺(2)屋席(3)出置候者也、仍如件、

元亀二年辛未　五月廿九日　康成(4)（花押）

堀内与兵衛尉(5)殿

（1）深沢城。御殿場市。（2）大道寺。実名不詳。北条氏家臣。（3）「屋敷」か。（4）北条康成（のち氏繁）、綱成子。相模国玉縄城（神奈川県鎌倉市）城主。なお影写本は「偽」とする。（5）堀内康親（康重）。玉縄城につめた北条氏家臣。

六月二十二日、北条氏政、清水新七郎に、葛山郷の本年分の年貢請負と伊豆国田代郷の代官を命じるという。

七四八　北条家朱印状写　清水一岳氏所蔵文書
○群馬県高崎市

葛山郷(1)除沢(2)当敵雖(3)無所務儀(4)ニ、平山外張(5)付(6)而似合之不為致手作(7)不叶由、松田佗言(8)(9)無了簡所(10)ニ、平山手先(11)ニ付而、無拠(12)平山へ付度候旨、可任下知由感悦候、依之、豆州田代郷(13)三百貫文之代官所申付候、当秋葛山郷除沢納所程被致所務、相残所者可有蔵納(14)、除沢本意ニ付而者、来年境目模様指引、可反遣(15)候、此意趣只今土屋左馬之介(16)速ニ可申断候、仍而如件、

元亀弐年辛未　六月廿二日　氏政(17)公御朱印爰有(18)

清水新七郎(19)殿

○本文書は検討の余地がある。

葛山郷除沢、当敵所務なき儀に候といえども、平山外張に付きて、似合の手作をいたさせず、叶わざるの由、松田の侘言了簡なきところに、平山の手先に付きて、よんどころなく平山へ付けたく候旨、下知に任すべきの由感悦し候。これにより、豆州田代郷三百貫文の代官申し付くるところに候。当秋葛山郷除沢納所のほど所務をいたされ、相残るところは蔵納あるべし。除沢本意に付きては、来年境目模様指し引き、返し遣わすべく候。この意趣ただ今土屋左馬之介すみやかに申し断るべく候、よって件のごとし。

(1)裾野市葛山。(2)比定地不詳。(3)武田氏。(4)「候」脱か。(5)実名不詳。北条氏家臣。次号にもみえる。(6)城

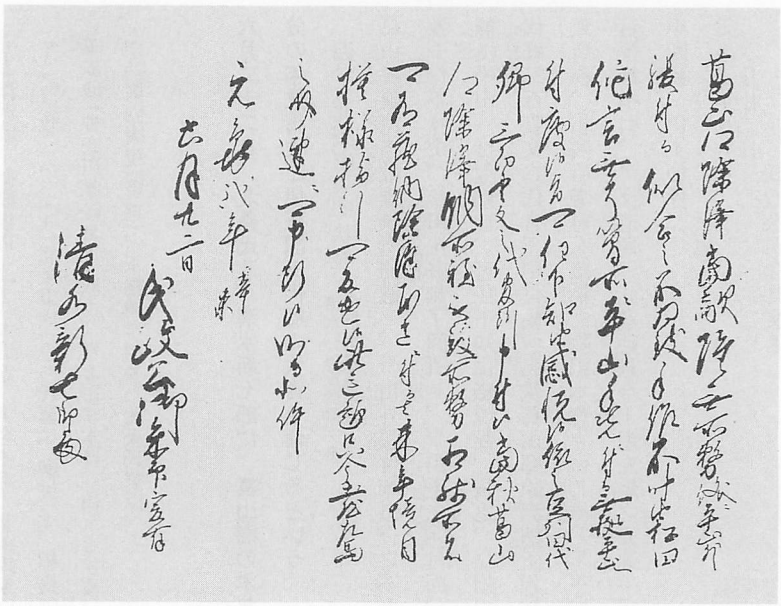

の外縁。軍陣の周囲から遠い地。(7)五一一号註(9)参照。(8)実名不詳。北条氏家臣。(9)免除などを願い訴えること。(10)分別がないので。(11)近辺。「外張」の対語。(12)やむをえず。(13)函南町。あるいは修善寺町。(14)北条氏の蔵に納めること。(15)「返遣」。(16)実名不詳。武田氏家臣。(17)北条氏政。(18)ここにあり。印文「禄寿応穏」の北条氏使用家印が正文のここにあったとする註記。(19)実名不詳。清水康英子。六六七号にもみえる。

辛未(9)
七月朔日(10)　(印文「禄寿応穏」)
幸田奉之(11)
垪和伊予守(12)殿

(1)興国寺城。沼津市。(2)破壊された箇所を修復すること。(3)富士大宮城。富士市。(4)蒲原城。蒲原町。(5)実名不詳。(6)諸給主のこと。四四〇号註(8)参照。(7)印文「禄寿応穏」の捺された朱印状。(8)村の触役。(9)元亀二年。(10)北条氏使用家印。(11)実名不詳。(12)垪和氏続。

七月一日、北条氏、垪和氏続に、興国寺城在城につき、知行役銭を安堵する。

七四九　北条家朱印状写　垪和氏古文書　○国立公文書館内閣文庫所蔵

其方知行役銭之事、興国寺(1)只今在城、万端失墜造作(2)被致間任置候、一方本意上、又富士(3)・蒲原(4)何成共落居之間者、一円相任候、平山(5)へも以此筋目申付候条、後日之可為証文候、雖少分之儀、諸役銭諸給(6)ニ被入結候条、如此定畢、就中虎印判(7)無之儀、郷中へ触口申懸(8)ニ付而者、則時ニ可被達上聞候、可及糺明候、仍如件、

元亀二辛未年
九月廿六日　　氏真(5)(花押)

九月二十六日、今川氏真、定輪寺恵頓に大岡荘桃園の寺領を安堵する。

七五〇　今川氏真判物　定輪寺所蔵文書　○裾野市桃園

駿河国大岡庄桃薗(1)定輪寺(2)(3)之事

右、山林寺中門前寺領田畠屋敷等、任代々判形之旨、不可有相違、為久地(4)之間、無怠転様仁可被再興状如件、



定輪寺恵頓(6)長老

駿河国大岡庄桃薗定輪寺の事。
右、山林寺中門前寺領田畠屋敷等、代々の判形(はんぎょう)の旨に任せ、相違あるべからず。久地たるの間、怠転なき様に再興せらるべきの状、件のごとし。

(1)沼津市から裾野市にかけての地域。(2)裾野市桃園。(3)裾野市。(4)はるか以前からの寺領、また、由緒ある土地のこと。(5)今川氏真。(6)本文書には定輪寺長老とみえるが、今日同寺に伝えられる歴代住持職名の中には見当らない。なお、八四四号の宛所にもみえる。

十月二十六日、今川氏真の富士信通宛判物に、葛山氏元が、去る永禄十二年二月一日に、武田方として富士郡大宮城を攻撃したことが記される。

七五一　今川氏真判物　富士文書　坤

去辰(1)十二月九日、駿・甲之境錯乱(2)之処、従其刻同心・被官過分相拘走廻候、殊巳(3)二月朔日、穴山(4)・葛山(5)方為始、大宮城(6)江雖成動、手負死人罷出、還而失勝利引退候、同六月廿三日、信玄(7)以大軍彼城江取懸、昼夜廿日余責、雖及種々行(8)候、堅固相拘、結句人数討捕候、然処自氏政(9)可罷退之書札三通参着之上、双方以扱(10)出城候、将亦以自分及二ヶ年、矢・鉄炮・玉薬、籠城内者人数等扶持出之候、忠信之至也、只今進退就困窮、暇(11)之儀申之間、無相違出(12)上者、東西於何方進退可相定、本意之時者(13)早々馳来、如先々可致奉公、本地(14)・新地(15)・代官所并今度忠節分、以其次可出之者也、仍如件、

元亀二辛未年
十月廿六日　　氏真(16)(花押)

富士蔵人(17)殿

去んぬる辰十二月九日、駿・甲の境錯乱するのところ、その刻(きざみ)より同心・被官過分に相拘(かか)え走り廻り候。ことに巳二月一日、穴山・葛山方を始めとして、大宮城へ動(はたら)きを成すといえども、手負い死人罷り出で、かえって勝利を失い引き退き候。同六月二十三日、信玄大軍をもってかの城へ取り懸かり、昼夜二十日余り責め、種々の行(てだて)に及び候といえども、堅固に相拘え、結句人数討ち捕り候。しかるところ、氏政より罷り退くべきの書札三通参着するの上、双方扱いをもって城を出で候。はたまた自分をもって二ヶ年に及び、矢・鉄砲・玉薬、城内に籠る者の人数等扶持出だし候。忠信の至りなり。ただ今進退困窮につき、暇の儀申す間、相違なく出だす上は、東西何方(いずかた)においても進退相定むべし。本意の時は早々馳せ来り、先々のごとく奉公いたすべし。本地・新地・代官所ならびに今度忠節の分、その次(ついで)をもって出だすべきものなり。よって件のごとし。

(1)永禄十一戊辰年。(2)武田氏の駿河国侵攻による戦乱のこと。(3)永禄十二己巳年。(4)穴山信君。六八三号註(10)

参照。(5)葛山氏元。氏元が武田氏に通じ、今川氏に反したことは、六二五号～六三〇号などにみえる。(6)富士宮市。(7)武田晴信。(8)六八一号参照。(9)北条氏政。(10)「曖」とも書く。紛争等の調停をとりもつこと。北条氏と武田氏の和睦のことは、元亀三年正月十五日付北条氏政条書(「由良文書」)に元亀二年十二月二十七日とみえる。(11)いとま。奉公を辞め、主君のもとを去ること。(12)暇を許したこと。(13)今川氏真が旧領を回復した際には。(14)本領。(15)新恩地。(16)今川氏真。(17)富士信通、信忠子。天正五年大宮司となる。

十一月六日、徳川家康、口野郷久次見土佐守に船役を免除する。

七三　徳川家康朱印状　久住文書　○沼津市歴史民俗資料館所蔵

分国中於諸浦船、壱艘諸役令免許畢、永不可有相違者也、仍如件、(印文「福徳」)(1)

元亀弐年十一月六日

久次見土佐守(2)殿

(1)徳川家康使用印。(2)実名不詳。五四二号には楠見善左衛門尉、五九五号には久住方、六五四号には久須見や、とみえる。

これより先、今川氏真、戸倉城より相模国早川へ退去する。この年十二月二十七日、北条氏と武田氏との和睦が成り、そのため、氏真、小田原を追われる。

七三　北条記　四　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

蒲原落城事

(中略)

氏真(1)、今ハ府中(2)へ帰リ玉フ事モ不叶、戸倉ノ城(3)ヨリ小田原へ被参シカハ、早川(4)ニ置被申ケル間、早川殿ト申ケル、其後、氏康(5)一期ノ後、信玄(6)ヨリ色々被申、氏政(7)へ和談ヲ入、亦甲・相和談(8)有テ、氏真カクテマシマセハ、信玄ノタメ気遣有ケレハ、後ニハ小田原ヲモ追出シ奉ケルトソ聞エシ、

(1)今川氏真。(2)駿府。静岡市。(3)清水町。(4)神奈川県小田原市。(5)北条氏康。(6)生涯を終えてのち。北条氏康は、十一月二十一日没。(7)武田晴信。(8)北条氏政。(9)七五一号註(10)参照。

元亀三年　壬申(一五七二)

正月十九日、朝比奈信置、関平右衛門に石田の内、関・松井名を預け置く。

七三　朝比奈信置判物(折紙)　関島雄氏所蔵文書　○沼津市大岡

(1)石田之内
一(2)関名
一松井(3)名

右、弐ヶ名之儀、「　」為拘預置候、但関名之事者、江藤(4)方へ判形出置候処、有納得「　」、被渡候由候者、如此候、仍如件、

(5)壬申
正月十九日　　朝駿(6)信置(花押)

関平右衛門(7)殿

(1)沼津市。(2)比定地不詳。(3)比定地不詳。(4)不詳。江戸時代、隣村の東沢田村の村役人の一人に江藤氏がみえる。(5)元亀三年。(6)朝比奈駿河守信置。(7)実名不詳。四〇

九号には関孫九郎がみえる。

正月十九日、今川氏真、三浦元政に、大平城籠城等の戦功を賞する。

七五五　今川氏真判物写　安得虎子(1)　十

去戊辰年(2)十二月、駿州乱入刻、従興津陣(3)令供、其上退出之砌、未明ニ父子人数召連、無二致供、於懸河(4)・大平(5)遂籠城、於今奉公感悦之至也、然処今度甲・相一和(6)之上、弥勘忍(7)難相続之由申条、何方成共可相頼者也、如件、

元亀三年
正月十九日　　氏真(8)(花押)
三浦左京亮(9)殿

(1)主に常陸国関係の文書集。小宮山昌秀(楓軒)編。現存十一巻六冊。(2)永禄十一年。(3)興津城。清水市。(4)懸川城。掛川市。(5)大平城。沼津市。(6)いっか。元亀二年、北条氏と武田氏との和睦。七五一号註(10)参照。(7)堪忍。(8)今川氏真。(9)三浦元政。今川氏家臣。

二月二十二日、今川氏真、大輝祥暹に、大平郷臥雲庵を安堵し、諸役を免除する。

七五六　今川氏真判物　清見寺所蔵文書　○清水市

(端裏書)「大輝和尚　　氏真」

駿河国大平之郷臥雲庵(1)領(2)之事

合八貫五百文者

右、為天沢寺殿(3)御霊供寄進申候、寺家山林幷門前棟別・転役(4)・課役、如前々免除之、不可有相違者也、仍如件、

元亀三年壬申　　氏真(5)(花押)
二月廿二日
大輝(6)和尚

(1)沼津市。(2)五六六・六四一号にもみえる。ただし前者では「臥竜庵」とする。(3)今川義元。(4)点役。(5)今川氏真。(6)大輝祥暹。五五三号註(17)参照。

三月十三日、武田晴信(信玄)、妙海寺に沼津の寺領を安堵し、再興を命じる。

七三七　武田晴信判物　妙海寺所蔵文書　○沼津市下河原

定

任今川氏真寄進状員数、於于沼津五貫所相渡者也、仍如件、

元亀三年壬申
三月十三日　　信玄(1)(花押)

妙海寺(2)

(1)武田晴信。(2)沼津市。

七三八　武田晴信判物　妙海寺所蔵文書　○沼津市下河原

定

駿州沼津妙海寺之事、衆僧無心疎(1)申合、可令再興、然者、如前々諸役可免許者也、仍如件、

元亀三年壬申
三月十三日　　信玄(2)(花押)

妙覚寺(3)

(1)心うとむ。おろそかにすること。(2)大寺に止宿する大勢の僧侶。

三月十三日、武田晴信(信玄)、妙覚寺に、妙海寺の再興を後見するよう命じる。

七三九　武田晴信判物　妙覚寺所蔵文書　○沼津市下河原

定

沼津妙海寺(1)之事、衆僧等可令再興之旨申候之間、宜被加異見候、又其寺之諸役、如旧規可免許者也、仍如件、

元亀三年壬申
三月十三日　　信玄(2)(花押)

妙覚寺(3)

(1)沼津市。(2)武田晴信。(3)沼津市。

三月十七日、今川氏真、桃源院に禁制を下す。

七六〇　今川氏真禁制　桃源院文書

禁制

一於寺中・門前殺生之事

一甲乙人狼藉之事

一山林竹木、自他所号所望伐取事

一雖為如何様之仁当院内寄宿(1)之事

一陣僧・飛脚幷門前之輩、棟別・四分一・押立(2)諸役等之事

右条々、若於違犯之輩者、注交名□(3)加下知者也、仍如件、

元亀三年
三月十七日(印文不詳)(4)

桃源院(5)

(1)本来いるべきでない者が身を寄せること。(2)人足役の一種であろうが、不詳。(3)「可」か。(4)今川氏真使用印。六八四号註(1)参照。(5)沼津市。

三月二十三日、武田氏、杉山惣兵衛に、阿野荘井出分を給与する。

七六一　武田家朱印状写　判物証文写　武田三　○国立公文書館内閣文庫所蔵

定

駿州阿野庄(1)之内井出(2)分、相拘可令耕作、此内御恩地之儀者、被聞召合、重而可被渡御判形者也、仍如件、

付諸役御免、

元亀三年壬申
三月廿三日(竜朱印)(4)

山県三郎兵衛尉(3)奉之

杉山惣兵衛(5)

(1)沼津市。(2)沼津市。(3)山県昌景。(4)武田氏使用家印。(5)実名不詳。五二一・五六七・五九三・六一二号にみえる泉郷(清水町)の杉山氏と一族か。

四月十九日、武田晴信(信玄)、西光寺に寺領を安堵し、諸役を免除する。

七六二　武田晴信判物　西光寺所蔵文書　○沼津市宮町

定

一従旧規到去戊辰歳(1)、寺領拾弐貫余之所、不可有相違之事

一門前屋敷八間可為如前々事

一寺中諸役免許之事

以上

具在前(2)、

元亀三年壬申
卯月十九日　　信玄(3)(花押)

沼津之
西光寺(4)

(1)永禄十一年。(2)この時期の武田氏発給文書によくみられる文言で、「任先判形領掌」と同様、詳細は以前に出された文書の通りで、そのことを了承する、といった趣旨を略記したものであろう。(3)武田晴信。(4)沼津市。

五月二日、武田氏、高田能登守らに、戦功により駿東郡等の所々を給与する。

七六三　武田晴信判物(1)　高田國生氏所蔵文書　○富士市

(懸紙ウハ書)「高田能登守殿」

定

一駿州大期田(2)之内　三郎右衛門(3)分　参拾貫

一同萩原郷(4)　百六拾七貫

一同椎地(5)之内井上(6)分　参拾三貫

以上

去戊辰歳(7)十二月已来、不相替属当手(8)条神妙候、因茲如此出置候、猶抽戦功者可宛行重恩者也、仍如件、

元亀三年壬申
五月二日　　(花押)(9)

高田能登守(10)殿

(1)以下八通(七七〇号まで)は、本文書と同様に、永禄十一年十二月以降の武田氏の駿河国侵攻の際の恩賞として給与された、同日付のほぼ同文の武田氏の判物・朱印状である。(2)大胡田。小山町。(3)不詳。三十貫文の年貢納入の責任を負う百姓名であろう。(4)御殿場市。(5)沼津市。(6)不詳。註(4)と同様の百姓名であろう。(7)永禄十一年。(8)武田方。(9)武田晴信(信玄)。(10)実名不詳。四一五号註(6)参照。八〇八号にもみえる。朱印状ではなく、当主自身の判物で宛行われていることより、註(1)で記した八通の内では、他の者より格が上位にあったことがわかる。

七六四　武田家朱印状写

判物証文写　武田一
○国立公文書館内閣文庫所蔵

定

自去戊辰歳、不相替属御□(1)、神妙思食候、因茲深沢(2)之内参拾貫之所被下置候、猶依于戦功可有御重恩者也、
仍如件、

元亀三年壬申
五月二日　(竜朱印)(3)　土屋右衛門尉(4)奉之
西村宮内衛門尉(5)殿

(1)「当手条」か。(2)御殿場市。(3)武田氏使用家印。(4)土屋昌次。(5)実名不詳。

七六五　武田家朱印状写

判物証文写　武田一
○国立公文書館内閣文庫所蔵

定

一石田(1)之内　拾貫文
一深沢之内　拾貫文
以上

自去戊辰歳、不相替属御当手条、神妙思食候、因茲如此
被下置候、猶依于戦功可有御重恩者也、仍如件、

元亀三年壬申
五月二日　(竜朱印)　土屋右衛門尉奉之
蘆沢清左衛門尉(2)殿

(1)沼津市。(2)実名不詳。六五六号にもみえる。

七六六　武田家朱印状写　判物証文写　武田三　○国立公文書館内閣文庫所蔵

定

一深沢之内　増分(1)　拾五貫文

一石田之内　星野分(2)　拾貫文

已上

従去戊辰歳、不相替属御当手条、神妙ニ思食候、因茲如此被下置候、猶依戦功可有御重恩者也、仍如件、

元亀三年壬申
五月二日　(竜朱印)　土屋右衛門尉奉之

三輪与兵衛尉(3)殿

(1)五一一号註(8)参照。(2)不詳。年貢納入の責任を負う百姓名であろう。(3)実名不詳。六五三・七一七号にもみえる。もと葛山氏の家臣。

七六七　武田家朱印状写　判物証文写　武田二　○国立公文書館内閣文庫所蔵

定

従去戊辰歳、不相替属御当手条、神妙ニ思召候、因茲石田之内拾五貫之所被下置候、猶依于戦功可有御重恩者也、仍如件、

元亀三年壬申
五月二日　(竜朱印)　土屋右衛門尉奉之

前嶋市右衛門尉(1)殿

(1)実名不詳。

七六八　武田家朱印状写　判物証文写　武田一　○国立公文書館内閣文庫所蔵

定

一上石田(1)之内　小野新右衛門(2)分　弐拾貫文

一同所　六貫文

已上

従去戊辰歳、不相替属御当手条、神妙ニ思召候、因茲如此被下置候、猶依于戦功可被宛行御重恩者也、仍如件、

元亀三年壬申　土屋右衛門尉奉之
五月二日（竜朱印）
戸田弥太郎(3)殿

(1)沼津市。(2)不詳。年貢納入の責任を負う百姓名であろう。(3)実名不詳。

七六九　武田家朱印状写

判物証文写　武田一
○国立公文書館内閣文庫所蔵

定

一久日(1)之内　弐拾五貫文
一石田之内　拾貫文
已上

従去戊辰歳、不相替属御当手条、神妙思食候、因茲如此被下置候、猶依戦功可被宛行御重恩者也、仍如件、

元亀三年壬申　土屋右衛門尉奉之
五月二日（竜朱印）
吉野忠右衛門尉(2)殿

(1)くにち。富士宮市。(2)実名不詳。四七七・六〇四号にみえる、葛山氏元が久日等の所領を給与した吉野氏の一族か。

七七〇　武田家朱印状

渡井康影氏所蔵文書
○富士宮市

定

一富士之内(1)五ヶ所　拾九貫七百文
一石田之内　参貫文
已上

従去戊辰歳、不相替属御当手条、神妙思食候、因茲如此被下置候、猶依戦功可被宛行御重恩者也、仍如件、

元亀三年壬申　土屋右衛門尉奉之
五月二日（竜朱印）
市川権右衛門尉(2)殿

(1)富士郡のことか。(2)実名不詳。六二二号註(3)参照。

五月十一日、武田晴信(信玄)、見性寺に対し、葛山信貞と相談の上、御宿友綱知行分以外の葛山氏直轄地より、寺領を寄進することを約束する。

七一　武田晴信判物　普明寺所蔵文書　○裾野市千福

定

累年御拘之寺中・山林、聊不可有相違候、早々建立梵宇(1)尤候、寺産(2)之儀者、御宿監物(3)当知行之条、無是非候、但葛山信貞(4)遂談合、於彼料所之内相当之地可令寄附者也、仍如件、

元亀三年壬申
五月十一日　　信玄(5)(花押)

見性寺(6)(7)几下

定む。

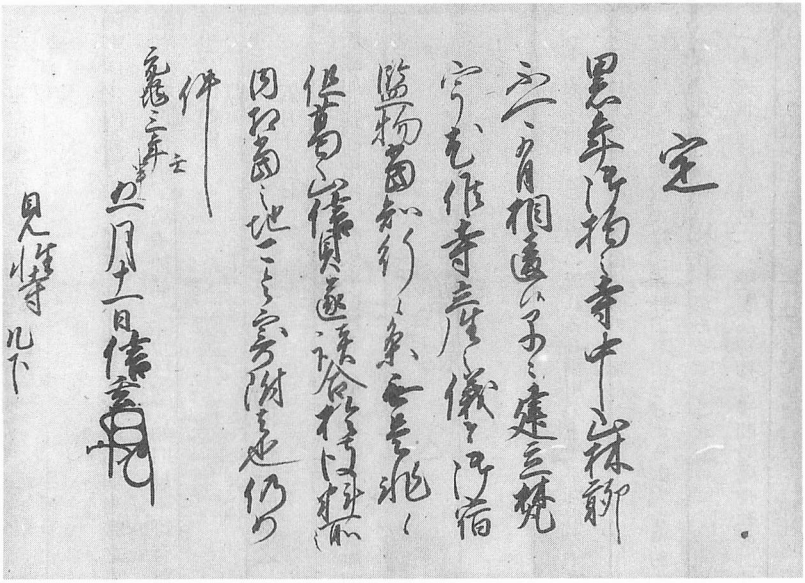

累年御拘えの寺中・山林、いささかも相違あるべからず候。早々梵宇を建立もっともに候。寺産の儀は、御宿監物当知行の条、是非なく候。ただし葛山信貞と談合を遂げ、かの料所の内において相当の地寄附せしむべきものなり。よって件のごとし。

(1)寺院伽藍。(2)寺領。(3)御宿友綱。七一六号註(8)参照。(4)武田晴信(信玄)の六男。葛山氏元没落後、同娘おふちを夫人として葛山氏の家督を継承するという。六一〇号註(7)参照。六一四号にもみえる。(5)武田晴信。(6)不詳。本文書を所蔵することから、普明寺の前称とも考えられるが、すでに天文十四年に武田家制札(四六九号)が普明寺宛に出されており検討を要する。(7)机下。きか。宛所に添えて書く語。相手の机の下まで差し出すという意で、敬意を表す。

五月十四日、武田氏、興津藤左衛門尉に、阿野荘赤野山・青野郷浅間社・愛鷹明神社別当職を命じる。

七三　武田家朱印状

桃沢神社所蔵文書
○沼津市青野

定

阿野庄(1)之内赤野山(2)・青野郷(3)浅間幷足高明神(4)別当職之事、如前々被仰付畢、然者神前之諸役等、如旧規不可有怠慢者也、仍如件、

元亀三年壬申
五月十四日　(竜朱印)(6)　市川宮内助(5)奉之

追而雖如此被仰出候、有被申掠旨者、重而被聞召届可被加御下知者也、

興津藤左衛門尉(7)殿

(1)沼津市。(2)青野に流れる高橋川の上流が柳沢で、そのさらに上流近く、愛鷹山中腹の突端部が赤野(あけの)山と呼ばれている。柳沢には、赤野山を山号とする広大寺がある。また、近くに赤野山観音堂がある。(3)おおのごう。沼津市。(4)近世では青野村に、愛鷹明神社と浅間愛鷹神社の二社がみえる(「駿河記」三十三)。前者は十七ケ村の氏神社であり、

本文書の足高明神はこれのことか。(5)市川(河)昌衡。(6)武田氏使用家印。(7)実名不詳。庵原郡興津の興津氏との関係は不詳。現在の桃沢神社神主は興津氏である。

七三　武田家朱印状写

桃沢神社所蔵文書
○沼津市青野

定

一阿野之庄三町、阿原(1)東山(2)之内同□渡(3)如前々申付、相当之土貢(4)可致進納之事、

一累年拘来候名田福久□□(5)、柳沢後藤与右衛門尉(6)(7)分、柳沢宮地(8)分、向後弥不可有御相違候、但□　□役之事者、可為如年来之事

付、宮地ハ如前々、不可有諸役也、

右具在前、

十一月十九日(10)　市河宮内助(9)奉之
(竜朱印(11))
小野部兵衛尉(12)

(1)阿原(あらく)は、沼津市の大字東原・根古屋の内に小字としてみえる。(2)不詳。(3)「横渡」(沼津市東原の小字)か。(4)年貢。(5)不詳。(6)沼津市。(7)(8)実名不詳。(9)市川(河)昌衡。(10)年次不詳。前号の阿野荘にかけてしばらくここに収める。(11)武田氏使用家印。(12)実名不詳。

六月六日、北条氏、伏見・竹原・土狩の百姓中に築提のために泉郷の芝切を認める。

七四　北条家朱印状(折紙)

杉本理明氏所蔵文書
○清水町久米田

泉郷(1)堤築立程、於当郷芝無相違可為切者也、仍如件、

申(2)
六月六日(印文「禄寿応穏」(3))　安藤源左衛門尉(4)奉之

伏見(5)・竹原(6)
土狩(7)
百姓中

(1)清水町。(2)元亀四癸酉年に北条氏より安藤源左衛門尉が、八幡郷欠落の者の召返しを命じられている(七八八号)こ

とより、元亀三壬申年と考えられる。(3)北条氏使用家印。(4)安藤清広。北条氏家臣。馬廻衆。(5)清水町。(6)長泉町。(7)長泉町。

七月二十三日、北条氏光、植松右京亮及び口野五ヶ村百姓舟方中に、漁猟に関する掟を与える。

七三五　北条氏光朱印状　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

口野五ヶ村(1)(2)立物之掟

一しひ(3)・海鹿(4)其外之立物、就見来者、五里十里成共、舟共乗出可狩入事

一網船朝者六ツを傍爾(5)、晩者日之入を切而船共乗組(6)、無油断立物可守事

一此度改而立物為奉行与菊地(7)被遣之間、彼者申様ニ万端可走廻、奉行人之背下知不出舟を、或乗組致油断之旨、奉行人於申上者、可為曲事

右、背三ヶ条付而者、代官・百姓可遂成敗之間、能々守書付、奉行人之請指引(8)、可走廻者也、仍如件、

申(9)
七月廿三日(印文「桐圭」(10))
植松右京亮(11)殿
五ヶ村百姓舟方中

(1)沼津市。五一一号註(6)参照。(2)五八八号註(4)参照。(3)鮪の成魚。(4)いるか。(5)牓示。境界の標示。ここでは時刻をかぎっての意。(6)午前六時前後から日の入りまで漁猟をすること。(7)実名不詳。七八〇号にもみえる。(8)指揮をうけること。(9)七四五号註(11)と同様の理由により、元亀三壬申年と考えられる。(10)北条氏光使用印。(11)実名不詳。五八八号註(13)参照。

八月五日、武田氏、存桃に、定輪寺の再興を命じる。

七三六　武田家朱印状　定輪寺所蔵文書　○裾野市桃園

定

駿州大岡庄定輪(1)寺(2)之事、如先方(3)之時、不可有御相違候、然則寺家御建立可為肝要之旨、被仰出候者也、仍如件、

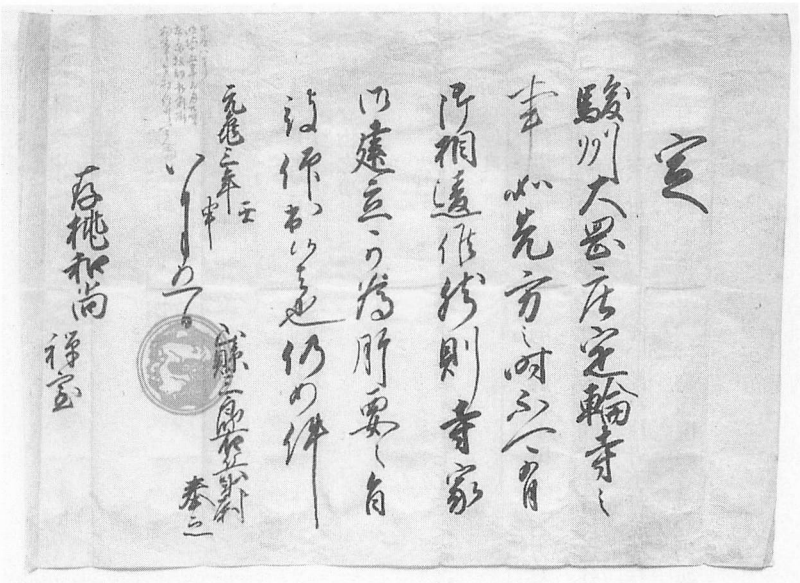

駿州大岡庄定輪寺の事、先方の時のごとく、御相違あるべからず候。しかればすなわち寺家御建立肝要たるべきの旨、仰せ出だされ候ものなり。よって件のごとし。

元亀三年壬申
八月五日　(竜朱印)(4)
存桃和尚(6)
禅室

山県三郎右兵衛尉(5)
奉之

(1)沼津市から裾野市にかけての地域。(2)裾野市桃園。(3)七五〇号のことか。(4)武田氏使用家印。(5)山県昌景。(6)五九六号註(3)参照。(7)禅僧の居室、また禅宗で住持の称号。

八月十一日、武田氏、葛山衆の軍役を定める。

七七　武田氏朱印状写　歴代古案　五

御朱印(1)
定

一長柄(2)三間之事
一持鑓(3)二間之中(4)之事
　付、実(5)共
一持小簇、差物(6)、しない(7)、四方(8)之事
一射手之事
一鉄炮放之事
　付、玉薬之事
一一統之立物(9)之事
一馬之事
自庵之江湖(10)之申楽(11)・舞々(12)・妻之衣装・私宅之造作等之費
用、一切被停之、
右条々、無油断支度肝要候、随而近日小田原、当方双簇(13)、
至関東可有御勤候、敵味方之覚(14)ニ候之間、知行役之外、
別而人数令加増(15)、可被勤軍役候、此一往者不可成後日之
亀鏡候、有其分別被応下知者、可為感悦候者也、仍如件、

元亀三年
八月十一日

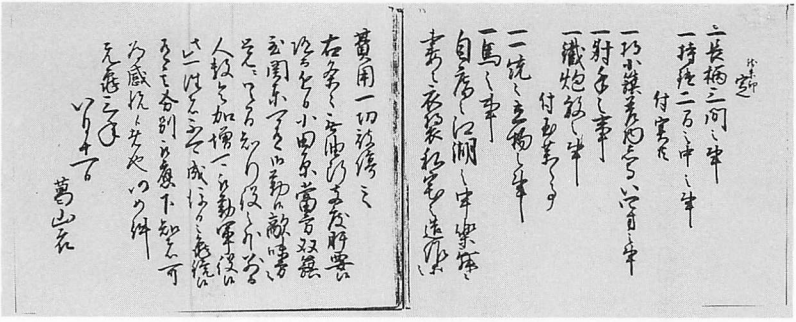

葛山衆(16)

自庵の江湖の申楽・舞々・妻の衣装・私宅の造作等の費用、一切停められる。

右条々、油断なく支度肝要に候。したがって近日小田原、当方旗を双べ、関東に至り御勤めあるべく候。敵味方の覚えに候の間、知行役の外、別して人数加増せしめ、軍役を勤められるべく候。これ一往は後日の亀鏡となすべからず候。その分別ありて下知に応ぜられれば、感悦たるべく候ものなり。よって件のごとし。

(1)武田氏使用家印である竜朱印が捺されていたのであろう。(2)長柄の槍。(3)持槍。自己負担でもつ槍。あるいは大将のしるしとして持つ短い槍。後者の意味か。(4)長さ一間半。(5)身。槍の尖端の刃の部分。(6)指物。室町末期以降の新様式の具足(甲冑)の背の受筒にさし、戦場での目標とした小旗、または飾りの作り物。(7)撓い。横手を入れず、竪だけに竿を入れてしなわせた幟の指物。(8)正方形の幟旗。(9)威容を盛んにするため、兜の鉢に装飾した付け物。(10)禅宗で夏に僧侶を集めて修行する江湖会のことか。あるいは世間・民間というほどの意か。(11)猿楽とも。古代・中世の芸能の一つで、能楽の源流をなすもの。寺社に属して座を形成した。(12)幸若舞などの曲舞(くせまい、中世芸能の一つで舞を伴う謡)の演者。ここでは舞々の演ずる芸能のこと。(13)北条氏と武田氏と旗をならべての意。(14)上杉方。(15)所領相応以上の軍役(人数)を増すこと。(16)葛山信貞(七七一号註(4)参照)を大将とする軍勢。

八月二十一日、土屋昌続、高田能登守に、大岡荘問屋の支配を認める。

七八　土屋昌続書状写　駿河志料　巻九十三

大岡之庄(1)問屋之事、従前々被拘来候、因茲改而　御印判被仰御申候、則披露候之処ニ、御取紛故、御印判遅々候、帰府(2)之刻必可被下置候、彼問屋之儀、無　御印判共、無異儀可被申付之旨御下知候、為其一筆進之候、恐々謹言、

壬申(3)
八月廿一日　　土屋昌続(4)花押
高田能登守(5)殿
御宿所

(1)沼津市から裾野市にかけての地域。(2)甲府に帰ること。(3)元亀三年。(4)土屋昌次のことか。六八三号註(11)参照。(5)実名不詳。七六三号にみえる高田能登守と同一人物か。

九月十四日、北条氏、石切善左衛門・善七郎に、黄瀬川東摂衆小路の内を給与する。

七九　北条家朱印状　青木文書

任侘言申上旨、駿州喜瀬川(1)東摂衆小路(2)之内拾壱貫五百文被下候、然者自今以後、被仰付細工之公用、此知行を以、如何程も可致之由申上間、永代被下者也、仍如件、

元亀三年壬申(3)九月十四日(印文「禄寿応穏」)
海保新左衛門(4)奉之

石切善左衛門(5)
同善七郎(6)

(1)黄瀬川。沼津市。(2)不詳。(3)北条氏使用家印。(4)海保定広。北条氏家臣。(5)実名不詳。六四四号註(8)参照。(6)実名不詳。

十二月十二日、北条氏光、植松右京亮に口野五ケ村の年貢の内を給し、獅子浜百姓中と共に漁猟に精励するよう命じる。

八〇　北条氏光朱印状　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

五ケ村(1)以当年貢之内五貫文被下之候、進退相続彼郷ニ有之、如前々百姓共仕付、立物(2)精ニ入可走廻、必由断(3)有間敷候、走廻立物精ニ入御所務(4)於有之者、弥可有褒美者也、仍如件、

申(5)十二月十二日(印文「桐圭」(6))
植松右京亮(8)殿へ

奉之
菊地(7)

(1)口野五ケ村。沼津市。五一一号註(6)参照。(2)五八八号註(4)参照。(3)油断。(4)北条氏への上納のこと。(5)七四五号註(11)と同様の理由により、元亀三壬申年と考えられる。(6)北条氏光使用印。(7)実名不詳。七七五号にもみえる。(8)実名不詳。五八八号註(13)参照。

七八一　北条氏光朱印状

植松徳氏所蔵文書
○沼津市獅子浜

於獅子浜(1)(2)前立物可守之、但指引可為三ケ一(3)必精ニ入、彼浦ニ而自当年立物可致之者也、仍如件、

申
十二月十二日(印文「桐圭」)　菊地奉之

植松右京亮殿へ

獅子浜百姓中

(1)沼津市。口野五ケ村の一つ。(2)手前の海。(3)五八八号参照。

この頃、武田方の人夫、黄瀬川筋で苅田狼藉を行うによって、北条方、朝比奈泰朝・笠原政堯らを差向けるものの、不首尾に終るという。

七八二　関八州古戦録　十一

国立公文書館内閣文庫所蔵
○東京都

笠原新六郎政堯(1)降武田家付松田尾張守村秀(2)家伝事

(中略)

元亀ノ比(3)、左馬助(4)ニ家督ヲ与奪(5)シ、尾張守(6)ハ致仕(7)ノ身タリト云ヘ共、猶氏康(8)ノ命ニ依テ、国政軍務ノ評議一ノ座ニ列シテ、其裁判ヲ司レリ、サレハ形ノ如ク当家ニ於テ、普通ニ混セサル(9)松田カ総領(10)、何故ニ此度ニ心ヲ抱ケルソト、其濫觴(11)ヲ尋見ルニ、尾張守カ次男左馬助容貌美麗ニシテ、氏政(12)ノ寵過厚カリシ故、是ヲ宗嗣ニ立ラルヘキ内存有テ、新六郎ヲ笠原カ養子トセラケレ共、其後能登守(13)カ実子平左衛門(14)出生シテ、新六郎ハ彼家督ヲ受ケサリシカ共、組子(15)同心ヲハ附属セラレ、一隊役(16)ヲ勤タリシ、然ルニ駿州ハ武田家ノ持分故、黄瀬川筋ヘ人夫ヲ出シテ、

刈田乱妨(17)ヲ成スニ付テ、小田原(18)ヨリ、黄瀬川ヘ、朝比奈兵衛大夫泰朝(19)、戸倉(20)ヘ新六郎ヲ差向ラレ、毎度足軽迫合有テ、清水(21)・大藤(22)・朝比奈カ方ヨリハ、敵ヲ討捕ル注進数回仕ルト云ヘ共、戸倉ハ深水ノ地ニテ、働不自由ナルニ因リ、手首尾(23)ヲ合タル沙汰終ニ無カリシ、

(1)松田憲秀子。笠原康勝の養子となる。(2)松田憲秀のこと。(3)ころ。(4)松田秀治、憲秀子。(5)与えること。(6)松田憲秀。(7)官職を辞すること。(8)北条氏康。(9)普通と異なって。特別な処遇をうける意。(10)惣領。(11)事のおこり。(12)北条氏政。(13)笠原康勝。(14)笠原照重。(15)軍事組織としての組に属し、その長である組頭の指揮に従う者。(16)一部隊の指揮を司る役のことか。(17)「苅田狼藉」に同じ。他人が知行する田畑の作物を、不法に実力で刈り盗むこと。苅田狼藉の検断は、室町時代には守護職権の一つであった。(18)北条氏。(19)もと今川氏家臣。六九三号註(3)参照。(20)清水町。(21)実名不詳。六六七号には、清水上野守康英、ならびにその子新七郎が、七四八号には新七郎の名がみえる。(22)実名不詳。七一八号に大藤式部少輔(政信)がみえる。(23)上首尾のことか。

天正元年　癸酉(一五七三)　元亀四年七月二十八日改元

二月一日、北条氏光、植松右京亮に、口野五ヶ村の漁獲である鰯の配分を受ける権利を安堵する。

七三　北条氏光朱印状(折紙)　○植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

於五ヶ村鰯(1)もらい(2)之儀、如前々可致之候、向後横合申者有之間敷候、為其御印判(3)を被下者也、仍如件、

癸酉(4)
二月朔日　(印文「桐圭」(5))　奉　二宮織部丞(6)

植松右京亮(7)殿

(1)口野五ヶ村のこと。沼津市。五一一号註(6)参照。(2)配分のこと。五八八号などより、植松氏の取り分は三分の一である。(3)ここでは、この朱印状のことをさす。(4)元亀四年(天正元年)。(5)北条氏光使用印。(6)実名不詳。北条氏家臣。小机衆の二宮播磨の一族か。(7)実名不詳。五八八号註(12)参照。

二月、鉄山宗鈍、葛山氏元の諏訪湖に投身するを悼み、漢詩を詠む。

七四　仏眼禅師語録(1)　中

瑞栄居士(2)仮蒙　葛山中書郎(3)　府命(4)、潜蹤(5)於諏方大湖(6)上、本年二月之終、不待屈子懐沙(8)日(9)、俄然被没溺説波、誠蘭兄(10)風吟、蕙弟露砕(11)、漁翁感時芦濺涙、蜑婢恨別鷗驚心、嗚呼天乎命乎、或人賦大和詞(13)悼之、宝泰和尚次貫華(14)臣(15)、被示西家(16)体、予(17)亦謹依其韻末者也、可慟不可哭矣、歌六字ノ名号ノ和(18)、

瑞栄居士、仮に府命を蒙り、諏訪大湖上に潜蹤す。本年二月の終り、屈子の懐沙の日を待たずして、俄然、説波に没溺せらる。誠に蘭兄の風吟、蕙弟の露砕なり。漁翁時に感じては芦にも涙を濺ぎ、蜑婢別れを恨みては鷗にも心を驚かす。ああ天か命か。ある人大和詞を賦してこれを悼み、宝泰和尚ついで華臣を貫き、西家の体を示さる。予もまた謹みてその韻末による者なり。

働くべし哭くべからず。歌六字の名号の和。

(1)霊光仏眼禅師鉄山宗鈍の語録。近世前期成立。三冊。宗鈍は臨済宗妙心寺派禅僧。太原崇孚雪斎や東谷宗杲に師事する。臨済寺(静岡市)の住持などをつとめる。(2)葛山氏元の戒名。(3)中書郎は中務輔の唐名。「為和集」(四二四号以下参照)によれば、先代氏広が中務少輔であったことは確実であるが、氏元が中務少輔であった明徴はない。(4)武田晴信(信玄)の命令。(5)跡をくらます、の意。(6)諏訪湖。長野県諏訪市ほか。(7)元亀四年(天正元年)。「鉄山法語集」(東京大学史料編纂所架蔵謄写本)にも本号とほぼ同文記事があり、六首の漢詩のあとに「元亀四年三月廿七日」の記載がみえる。(8)屈原。中国戦国時代の楚の忠臣。懐王の側近として活躍するが失脚。湘江のほとり汨羅(べきら、湖南省)に投身。(9)屈原が投身する時(五月五日と伝えられている)に作った漢詩。(10)次の「蕙弟」と対句をなす。「蕙」も蘭の一種で、「蕙蘭」ともいう香り草。(11)葛山氏元の投身のはかなさをたとえた文言。(12)女の漁人。(13)和歌。(14)不詳。(15)家臣の美称。(16)「華臣」の対句。奴僕。召使。(17)鉄山宗鈍。(18)以下、六首の漢詩を略した。

○以下、葛山氏元滅亡の史料をかかげる。

七五

今川家譜　続群書類従　○国立公文書館内閣文庫所蔵

扨彼レ等(1)ヲ初二十一人敵(2)ト一味シテ甲州ヘ行、瀬名(3)ハ信玄(4)ヨリ信字ヲ賜リ中務太夫(5)信貞ト改名ス、頓テ(6)葛山備中守(7)・瀬名中務等信玄ヘ申ハ、御約束之通駿河ヲ両人ニ被下、今川ト名乗申様ニト訴訟致ケレハ、信玄返答ニ、駿河国初ヨリ我所望ノ国ナレハ、各ニ申合手ニ入大慶不過之、サレハ我カ領地セン為ニ甥ノ氏真(8)ト合戦シテ取シ也、各ニ此国ヲ可渡ナラハ甥ノ氏真ニコソモタスヘキニ、左モナキ他人ニ可被参様ナシ、殊ニ其方ナトノ今川ニ可成事又不思寄(9)、等持院殿(10)御遺書ニ室町殿(11)ノ御子孫タヘナハ吉良(12)ニ継セヨ、吉良モタヘハ今川ニ継セヨト被仰置タリ、然ハ田舎ニテ信玄我儘ニ此名字ヲ各ヘ許シ難シ、急キ上

洛シテ室町殿ヨリ御免アラハ名乗玉ヘト、御返答有シカハ、葛山・瀬名モ無面目、暫籠居シテ有シカ、其後葛山ハ又信玄ヘモ逆心ヲ起シ、其事顕レ信濃ノ諏訪ニテ一族皆討レケリ、然共信玄ヨリ葛山カ与力・同心共ヲ助ケ置、信玄ノ末子ニ葛山カ知行ヲ与ヘ、葛山十郎(13)ト号セラルヽ、瀬名ハ此時ニ大病ヲウケ信玄ヨリ追放セラレ、相州ノ山家(14)ニ引籠リテ出家シテ有ケル、彼等忽ニ主人ノ御罰アタリテ、ケ様(15)ニ牢浪シケル歟ト諸人モテアツカイケリ、

(1)六二七号から続く。彼等とは、武田信虎に味方した駿河衆(今川氏家臣)のこと。(2)武田方。(3)瀬名氏詮。六二六～六二七号参照。(4)武田晴信。(5)「中務大輔」の誤字。(6)やがて。(7)葛山氏元。(8)今川氏真。氏真の母は武田晴信(信玄)の姉か妹。(9)思いもよらず。(10)足利尊氏。(11)室町将軍家。(12)足利氏の一流。(13)葛山信貞。七七一号註(4)参照。(14)やまが。山深くにある家。また山里。(15)かように。(16)「牢籠」。生計の途を失い困窮すること。

七八六　甲乱記(1)

寛永諸家系図伝
○国立公文書館内閣文庫所蔵

飯田・大嶋両城自落事(2)

(中略)

去永禄年中ノ比、駿州没落ノ刻(3)、葛山備中守元氏(4)・瀬名中務大輔信真(5)・武田上野介信友(6)・朝比奈駿河守(7)以下、信玄ヱ回忠(8)シテ、代々ノ主君、今川上総介氏真ヲ没倒(9)シ、数箇所ノ所領ヲ安堵シ、一期之間ヲ安楽ニ暮ントセシガ、天命地慮ニ背、葛山元氏ハ漸ク三年之内ニ、隠謀露顕シテ、信州諏訪ノ郡、高嶋之湖水(10)之波ニ、一門悉沈果、

(1)甲斐武田氏滅亡の情況を記した戦記。作者不詳。春日昌之とも。正保三年(一六四六)以前の成立か。一巻。(2)大永元年における今川氏家臣福嶋正成と武田信虎との飯田(山梨県甲府市)・大嶋(同身延町)での合戦のこと。(3)永禄十一年十二月以降の武田氏の駿河国侵攻による今川氏没落のこと。(4)葛山氏元。四八二号註(4)・六一四号註(1)参照。(5)

前号史料では「信貞」とある。(6)穴山信友。穴山氏が武田氏の駿河国侵攻に際して出陣したことは七五一号にみえるが、この時の穴山氏当主は信君(信友子)であり、信友は誤りであろう。(7)朝比奈信置。六二五～六二八号参照。(8)廻忠。忠義をまげること。ただし、穴山氏はもともと武田一族であり、廻忠したわけではない。(9)もっとう。ほろぼし倒すこと。(10)諏訪湖。

三月六日、北条氏、安藤清広に、八幡郷より欠落した者達の召返しを命じる。

六八　北条家朱印状(折紙)　駿河清水八幡神社文書

従八幡郷(1)闕落(2)之者可召返事

伊東之鎌田(3)ニ有之
甚四郎親子共三人

小鍋嶋(4)ニ有之
小三郎妻子共ニ五人

江戸(5)ニ有之
二郎三郎親子共五人

河越(6)ニ有之
鳥若

四屋(7)ニ有之
とね

甚房

藤沢(8)ニ有之
弥六

鎌倉ニ有之
くら

川村(9)ニ有之
善三郎

六七　松平記　四　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

一然れとも頓而天罰あたり、三年も不過に、葛山(1)ハ駿河を約束の通可被下由、信玄に申せハ、信玄、其方に参いらす(2)へく候ハヽ、甥の氏真にこそとらすへけれとて、更に加恩もなかりしかハ、甲州にてむほんを起し、小田原(3)を引入、甲府(4)をかたむけんとす、此事あらハれ、信濃諏訪にて一門五人、張付にせられける、

(1)葛山氏元。(2)給与する。(3)北条氏。(4)武田氏。

吉沢(10)ニ有之
房
小田原ニ有之
ほうたい
伊豆田中(11)ニ有之
いぬ親子二人
以上廿壱人(12)
右、為国法(13)間、領主代官ニ相断、急度可召返、若致難渋者有之者、注交名(14)、可遂披露者也、仍如件、

癸酉(15)
三月六日(印文「禄寿応穏」(16))
安藤源左衛門尉(17)殿

(1)清水町。(2)けつらく、かけおち。郷村から逃げて、行方をくらますこと。七四三号にもみえる。(3)伊東市。(4)神奈川県平塚市。(5)東京都。(6)埼玉県川越市。(7)前後の地名から、相模・武蔵国内と考えられるが、これら二ケ国には、四屋、四谷の地名が所々にあり、いずれとも決めがたい。(8)神奈川県藤沢市。(9)神奈川県山北町か。(10)平塚市。(11)大仁町から伊豆長岡町にかけての一帯に比定される。(12)「廿三人」の誤りか。(13)六八七号註(4)参照。(14)きょうみょう。名前を書き連ねた名簿。(15)元亀四年(天正元年)。(16)北条氏使用家印。(17)安藤清広。

四月二日、北条氏、泉郷領所・私領百姓中に、堤の修築など六ケ条の法度を下す。

七六九　北条家朱印状　杉本理明氏所蔵文書　○清水町久米田

法度
一於本池・新池魚不可取事
一鵜網不可仕事
一牛馬不可放事
一竹木幷草不可苅事
一堤毎日見廻、小破之所則可築立事
一大風雨之時者水門を上、早口(1)をはつし、水よけ致之、

堤不損様ニ可致事
以上
酉(2)
卯月二日(印文「禄寿応穏」(3))　安藤源左衛門尉奉之(4)
泉郷(5)御領所(6)・私領(7)
百姓中

(1)水門の口。(2)元亀四(天正元)癸酉年であろう。(3)北条氏使用家印。(4)安藤清広。(5)清水町。(6)御料所。北条氏の直轄領。(7)個別領主の所領。古くから数代に渡って領有されてきた根本所領、本領のこと。

七月九日、北条氏光、植松右京亮に、土狩・神山の所領貫高に見合った軍役を定める。

七五〇　北条氏光朱印状　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

改定着倒(1)之事
一四拾貫五百十文此内(2)井七貫文、土狩にて出、三貫五百十文、(3)神山にて出、
此着到
一本　大小旗持、皮笠・具足(4)
一本　指物(5)持、同
一本　鑓二間々中柄(6)、同
一騎　馬上、甲大立物(7)・面肪(8)・手蓋(9)・具足・馬鎧金(10)
一人　歩者、皮笠・具足
以上五人
右、従来御調儀(11)如此可走廻候、為軍法間、就無沙汰者、可被召放知行者也、仍而如件、
酉(12)
七月九日(印文「桐圭」(13))
植松右京亮(14)殿

(1)「着到」の宛字。ここでは、北条氏の家臣が、知行貫高を規準に、出陣に際し召し連れる従者などの人数と、その装備すべき武具類のこと。(2)長泉町。(3)御殿場市。(4)鎧と甲(かぶと)。ここでは、大小の旗を持つ者の装備を指定している。(5)さしもの。具足の背につけた筒に指す旗。文字

や紋章や記号を染めだし、主人やその集団を示すのに用いる。(6)やりにけんまなかえ、と読み、二間半(約4m50cm)の長さの柄についた鑓。(7)大きな飾りをつけた甲。(8)めんぽう。顔面を防御する頬あてなどをいう。(9)てがい。籠手(こて)。(10)馬につけた防禦・威厳のための鎧で、ここでは金箔をほどこしている。(11)もくろみ。(12)元亀四(天正元)癸酉年であろう。(13)北条氏光使用印。(14)実名不詳。五八八号註(12)参照。

七月十六日、北条氏、口野五ケ村に、船改に関する三ケ条の法度を下す。

七一 北条家朱印状　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

法度　口野五ケ村(1)

一当浦出船之時、便船之人(2)堅令停止候、無相違者ハ、以虎印判(3)可被仰出間、能々相改可乗之事

一他国船於着岸者、不撰大小、何船成共、人数・荷物等相改押置、即刻可及注進、無其儀従脇至于聞届者、代官・名主可処罪科事

一万乙(4)号商売、敵地へ罷越者有之者、則可有披露、兼而可被制(5)事

以上

右条々、厳密ニ可被申付、若妄被申付候者、領主之可処越度、仍後日状如件、

癸酉(6)
七月十六日　(印文「禄寿応穏」)(7)　奉之　幸田大蔵丞(8)

四郎(9)殿

(1)沼津市。五一一号註(6)参照。(2)船に便乗する人。(3)印文「禄寿応穏」の上に虎の刻まれた印章(北条氏使用家印)の捺された印判状。(4)万一。(5)規制・禁止。(6)元亀四年(天正元年)。(7)北条氏使用家印。(8)幸田定治。(9)北条氏光の通名。七四五号註(10)参照。八〇三号にもみえる。

七月十七日、北条氏光、植松右京亮に口野五ケ村の陣夫の使用を認める。

七九二　北条氏光朱印状(折紙)　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

自前々、於五ケ村(1)陣夫召仕由申上間、如前々無相違、従当陣可召仕者也、仍如件、

酉(2)
七月十七日(印文「桐圭」(3))

二宮織部(4)奉

植松右京亮(5)殿

(1)口野五ケ村。沼津市。五一一号註(6)参照。(2)元亀四年(天正元年)。(3)北条氏光使用印。(4)実名不詳。七八三号註(6)参照。(5)実名不詳。五八八号註(12)参照。

八月二十七日、武田勝頼、甲斐国長禅寺に、阿野荘真如寺の支配を安堵する。

七九三　武田勝頼書状　清見寺所蔵文書　○清水市

定

駿州阿野庄(1)之内真如寺(2)之事、従法性院殿(3)被進置候之上者、自今以後、弥不可有相違候之条、修造已下無怠慢様、可被加尊意儀肝要ニ候、恐惶敬白、

元亀四年(4)癸酉
八月廿七日

勝頼(5)(花押)

拝進　長禅寺(6)
侍衣閣下(7)

(1)沼津市。(2)沼津市。(3)武田晴信(信玄)。(4)京都では七月二十八日に天正元年に改元しているが、以下七九七号まで、東国では依然として旧年号を使用している。(5)武田勝頼。(6)山梨県甲府市。臨済宗。武田晴信の帰依をうけた。(7)じえ。「衣鉢(えはつ、いふ)侍者」の略。禅僧の役目のひとつで、住持の衣服などの保管の役をつとめる者。転じて、住持の身の廻りの世話をする僧。直接住持宛に出すことを控え、こうした文言を脇付にして、厚礼を示す。

十月一日、武田勝頼、小浜景隆に、大岡荘の内など駿河・遠江国の所々を給与する。

七四　武田勝頼判物　小浜文書

定

一　駿州岡部(1)之内浅井(2)分　三百三拾五貫九百文

（中略）

一　同大岡庄(2)之内　四百貫文

（中略）

一　鳥羽野(3)之内　三百五拾貫文

合三千貫文

任兼約(4)之旨、右如此出置候、自今以後於海上船中之達者、撰武勇之輩令扶助、可抽戦功事肝要候、猶依忠節領知可依于請者也、仍如件、

元亀四年癸酉
拾月朔日　勝頼(5)（花押）

小浜民部左衛門尉(6)殿

（1）岡部町。（2）実名不詳。今川氏旧臣浅井氏か。（3）沼津市から裾野市にかけての地域。（3）苫野。浅羽町。（4）かねてからの約束。（5）武田勝頼。（6）小浜景隆。小浜氏は志摩国小浜御厨（三重県鳥羽市）を本拠とする海賊（水軍の将、海上流通業者）。

十月六日、武田勝頼、大中寺大輝祥暹に、寺領を安堵する。

七五　武田勝頼書状　大中寺所蔵文書　○沼津市中沢田

定

沢田(1)之内大中寺(2)内并門前屋敷共ニ、寺産(3)拾壱貫七百文之所、如前々令寄附畢、然則如旧規、寺中御建立可為肝要候、恐々敬白、

元亀四癸酉
拾月六日　勝頼(4)（花押）

大輝(5)和尚

（1）沼津市。（2）沼津市。臨済宗。元亀年間、大輝祥暹が再

興する。(3)寺領。(4)武田勝頼。(5)大輝祥暹。五五三号にもみえる。

七六　武田家朱印状写

大中寺所蔵文書
○沼津市中沢田

定(竜朱印)(1)

大中寺

於寺内破壊造作致狼藉之条、堅被停止之訖、若至違背之輩者、可被処厳科之由被仰出者也、仍如件、

九月七日(2)　　跡部美作守(3)奉之

(1)武田氏使用家印。(2)年次不詳。前号の大中寺にかけてしばらくここに収める。(3)跡部勝忠。武田氏家臣。

十一月二日、武田氏、御宿友綱に沢田郷内の地などを給与する。

七七　武田家朱印状

市原家文書

定

年来被相拘□　□内、岩井給(1)四拾五貫□　□同所之段銭卅□(2)貫□　□表ニ付而、沢田之郷(3)名□□内八拾三貫文、為□　□被下置候旨、被仰出□　□、

元亀四年癸酉　　市川(4)□　□
十一月二日(竜朱印)(5)

御宿監物(6)殿

(1)給と記されていることから、岩井某に与えられた給分のことと思われるが、続いて「同所」とみえることから、岩井は、地名でもあったと考えられる。比定地不詳。(2)「八」か。(3)沼津市。(4)実名不詳。市川宮内助(昌衡)か。七一六号にもみえる。(5)武田氏使用家印。(6)御宿友綱。七一六号註(8)参照。

十二月十一日、武田勝頼、岡部次郎兵衛尉に、大平の内の替地として遠江国吉永の地を与える。

七八　武田勝頼判物写

能勢文書
○茨城県水府明徳会彰考館所蔵

定

一駿州嶋田(1)之内　百五拾貫此外増分弐拾六貫、柴河原共ニ、

一遠州吉永(2)之内　百貫

已上

従最前別而忠節、誠感入候、然者以先御判形(3)被渡置領知、自今已後弥不可有相違候、右之内吉永之儀者、為駿州大平(4)替出置候、猶依戦功可令重恩者也、仍如件、

天正元年癸酉
十二月十一日　勝頼(5)(花押)

岡部次郎兵衛尉(6)殿

(1)島田市。(2)大井川町。(3)七四二号のこと。(4)沼津市。(5)武田勝頼。(6)実名不詳。七四二号にもみえる。

十二月二十四日、武田氏、甲斐国富士御室浅間社神主小佐野越後守に、諏訪部守信が拘えてきた岡宮浅間社領の継承を認める。

七九九　武田家朱印状　富士御室浅間神社所蔵文書　○山梨県勝山村

定

今度井出権丞(1)与令相論候、岡宮(2)御神領之内拾五貫五百文之所、既及三十ヶ年諏方部惣兵衛尉(3)拘来、勤軍役条歴然之上者、当時雖俗領(4)無紛候、別而富士浅間(5)御崇敬之間、為新寄進被相渡候、然則御当家(6)御武運長久・国家安寧之精誠、不可有疎略之趣被仰出者也、仍如件、

天正元年癸酉
十二月廿四日(竜朱印)(7)　原　隼人佐(8)奉之

市川宮内助(9)

小佐野越後守(10)殿

(1)権之丞か。実名不詳。(2)岡宮浅間神社。沼津市。(3)諏訪部守信。四八九号註(9)参照。(4)寺社ではなく、武家など俗人を領主とする土地、所領。(5)富士山本宮浅間大社。富士宮市。木花之佐久夜毘売(このはなのさくやひめ)を主神とし、天津日高日子番能邇々芸命(あまつひこほのににぎみ

こと)、大山津見命を配祀とする、全国浅間社の総本社。(6)武田家。(7)武田氏使用家印。(8)原昌勝。武田氏家臣。(9)市川(河)昌衡。(10)実名不詳。富士御室浅間神社神主。七四四号にもみえる。

この頃、御宿友綱ら武田氏家臣、富士浅間社に神馬を奉納する。

八〇〇　武田信堯等神馬奉納状写(1)

賜蘆文庫文書(2)五　富士大宮司文書

御神馬壱疋　左衛門佐信堯(3)(花押)
御神馬弐疋　仁科五郎盛信(4)(花押)
御神馬弐疋　逍遥軒信綱(5)(花押)
御神馬二疋　内藤修理亮昌月(花押)
御神馬一疋　今福新右衛門尉昌常(花押)
御神馬一疋　跡部次郎右衛門尉昌副(花押)
御神馬一疋　今井彦十郎信尚(花押)
御神馬三疋　跡部美作守勝忠(6)(花押)
同　二疋　安西平左衛門尉有味(花押)
同　三疋　御宿監物友綱(7)(花押)
御神馬一疋　以清斎元松(8)(花押)
御神馬壱疋　僥倖軒宗慶(9)(花押)

鷹野因幡守(10)奉之

(1)前後欠失し、宛所・年月日不詳であるが、宛所は、伝存から、富士山本宮浅間大社(富士宮市)と考えられ、年次は、三人目の武田信綱の存在より天正元年以降と思われる。よって、しばらくこの箇所に挿入しておく。(2)五八四号の巻子写本とは別の五十四冊本によった。(3)武田信堯。(4)武田晴信(信玄)子。信濃国高遠城(長野県高遠町)城主。(5)武田信廉、信虎子、晴信弟。信綱は法名。(6)七九六号にもみえる。(7)七一六号註(8)参照。(8)市河家光。(9)実名不詳。(10)鷹野徳繁。八五二号にもみえる。

天正二年　甲戌(一五七四)

四月三日、北条氏、相模国玉縄城主北条綱成に、軍兵百名を足柄城に派遣するよう命じる。

八〇一　北条家朱印状写　武州文書　○国立公文書館内閣文庫所蔵

定条々

一来十日陣夫を相集、早速可出馬候、弥支度可被申付事

一其方者温気(1)之砌ニ候間、此度者出陣被相止、留守尤候、人数之仕分之様子者、着到之内百人足柄(2)、廿人其方ニ付置、弐百人参陣(3)、可為此分候、然者此仕分悉記交名、来六日可被為見候、於此度者、関東之本意之際(4)ニ候間、大事之動ニ候間、留守・動者共ニ少も無相違、手堅人衆之仕置可被申付候、就中、前々被定置候軍法之品々(5)、一色無相違様(6)、是又改而可被申付事

已上

右、定所如件、

卯月三日(7)　(印文「禄寿応穏」(8))

上総入道(9)殿

(1)むしあついこと。ここでは、北条綱成が発熱状態のこと。(2)足柄城。小山町から神奈川県南足柄市にかけて。(3)下総国関宿城(千葉県関宿町)をめぐる、上杉方と利根川をはさんでの戦いへの出陣。(4)きわ。(5)出陣に際し準備すべき武器や武装の品物。(6)一つも手違いのないように。(7)北条綱成が出家するのは元亀二年十月であり、それ以降、北条氏が関東支配の帰趨をかけて戦うのは、註(3)の戦いと考えられるので、天正二年か。(8)北条氏使用家印。(9)北条綱成。法名道感。

六月二十三日、北条氏、植松右京亮に、許しなく他国へ持出される兵粮を領置したことを賞し、それらを与える。

八〇二　北条家朱印状　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

背御法度為無御印判(1)、他国江出候兵粮、相押申上候、神

妙ニ候、彼押置粮百四俵、植松(2)ニ出置候、可請取者也、
仍如件、
甲戌(3)
六月廿三日(印文「禄寿応穏」(4))　清水(5)奉之

植松右京亮(6)殿

(1)北条氏の許可を示した印判状。虎印判状(七九一号註(3)参照)が一般的である。(2)実名不詳。(3)天正二年。(4)北条氏使用家印。(5)清水康英か。六六七号註(13)参照。(6)実名不詳。五八八号註(12)参照。

七月四日、北条氏光、植松右京亮が領置した兵粮を、口野五ケ村で北条氏当主の直臣に渡し、請取を披露するよう命じる。

八〇三　北条氏光朱印状　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

此度越度を以被召上兵粮百四俵、御直(1)与一郎(2)ニ於五ケ村(3)早々相渡、請取を取可懸御目(4)者也、仍如件、

甲戌(5)
七月四日(印文「桐圭」(6))　二宮(7)奉

植松右京亮(8)殿

(1)前号文書で、北条氏当主より植松に渡されたものであることから、「御直」は、当主の直接配下の者・役人ということであろう。(2)不詳。(3)口野五ケ村。沼津市。五一一号註(6)参照。(4)北条氏光に披露すること。(5)天正二年。(6)北条氏光使用印。(7)実名不詳。七八三号註(6)参照。(8)実名不詳。五八八号註(12)参照。

七月十日、北条氏、北条氏光及び口野五ケ村に、武田氏の船手判によって、船改を行うよう命じる。

八〇四　北条家朱印状(折紙)　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

(印文「船」(1))
自甲州(2)到来之船手判(3)也、
右手判、駿州船(4)之手験(5)、従甲州令到来者也、然而彼印判於持来船者、不可有異儀、若紛者不審様子有之者、船を

相押、可有注進、猶以自今以後、於駿州浦之船者、右手判可持来者也、仍如件、

甲戌(6)七月十日　(印文「禄寿応穏」(7))

四郎殿(8)

口野五ヶ村(9)

(1)朱印の捺された紙片が貼付されている。(2)武田氏。(3)通行手形。七〇一号にもみえる。ここでは印文「船」の朱印の捺された紙片のこと。(4)この時期、駿河国は武田氏の領国であり、駿州船とは、武田氏の認可した駿河国の港津所属の船のことをさす。(5)てじるし、手形のこと。(6)天正二年。(7)北条氏使用家印。(8)北条氏光。七四五号註(10)参照。七九一号にもみえる。(9)沼津市。五一一号註(6)参照。

定

自前々御抱候寺産(1)三貫文之所、自今已後弥不可有御相違候、寺中相当之造営、無怠之様御肝煎(2)尤之趣、被仰出候者也、仍如件、

天正二甲戌年
八月廿七日　(竜朱印)　駒井右京進(4)奉之

宝持院(5)

(1)寺領。(2)きもいり。世話をすること。心づかい。(3)武田氏使用家印。(4)駒井昌直。甲斐国駒井(山梨県韮崎市)の領主。武田氏家臣。深沢城(御殿場市)城代となる。(5)御殿場市。

八月二十七日、武田氏、宝持院に寺領を安堵する。

八〇五　武田家朱印状　宝持院所蔵文書　○御殿場市東田中

十一月晦日、武田氏、興国寺城などでの本陣普請の材木を、富士郡所々の百姓らに命じ、代わりに普請役を免除する。

八〇六　武田家朱印状写　判物証文写　武田二　○国立公文書館内閣文庫所蔵

定

見そ野之(1)清左衛門
同　清右衛門
おのさの(4)新右衛門
水まかりの(6)宗左衛門
上野之次郎左衛門
精進川之次郎左衛門
半野之(9)甚左衛門
同　新左衛門
同　孫右衛門
同　三右衛門
さをりの宮内右衛門

同所五郎左衛門
坂下之(2)清九郎
をのさの与五右衛門
水まかりの衛門四郎
上野之源三郎
精進川之弥三郎
半野之文左衛門
同　次郎右衛門
同　清左衛門
同　清次郎
さをりの八郎左衛門

同　兵衛五郎
上平之(3)善右衛門
馬場之(5)次郎左衛門
上野之(7)甚左衛門
精進川之(8)清七
同所之善兵衛
半野之善右衛門
同　新右衛門
同　四郎兵衛
さをりの(10)善右衛門
同　次郎右衛門

同　源左衛門
うつ野之甚左衛門
同　左衛門太郎
同　縫殿右衛門
猪之頭之縫殿助

うつ野(11)新左衛門
同　源右衛門
同　源六
同　縫殿左衛門
猪之頭之五郎左衛門

うつ野新右衛門
同　兵衛三郎
同　七郎右衛門
猪之頭之(12)七郎左衛門
町屋之(13)孫右衛門

已上

右、四十九人(14)、江尻(15)・興国寺(16)并本栖(17)・大宮御座席(18)(19)之葺板材木以下之奉公、厳重ニ相勤之条、自余之御普請役(20)、一切有御免許之由、被仰出者也、仍如件、

天正二甲戌年
拾一月晦日　(竜朱印)(21)　原隼人佑(22)奉之

(1)不詳。(2)不詳。(3)不詳。(4)不詳。(5)不詳。(6)不詳。(7)富士宮市下条・上条・精進川付近。(8)富士宮市。

(9)富士宮市。(10)佐折。富士宮市。(11)内野。富士宮市。(12)富士宮市。(13)富士山本宮浅間大社(富士宮市)の門前町か。(14)「四十八人」の書き誤りか。(15)江尻城。清水市。(16)興国寺城。沼津市。(17)山梨県上九一色村。(18)富士山本宮浅間大社。(19)ここでは、武田軍の本陣のこと。(20)土木工事のための夫役。(21)武田氏使用家印。(22)原昌勝。七九九号にもみえる。

天正三年　乙亥(一五七五)

二月二十四日、武田氏、須走富士浅間社の訴えにより、須走の地子銭等を同社に給与する。

八〇七　武田家朱印状(1)　須走富士浅間神社所蔵文書
○小山町須走

定

□□年令所務候富士山□□(2)之参銭(3)幷納之諸物、□□迷惑之由及御訴訟□□、為彼替洲走(4)之地子□□地共五貫文之所被宛行候、「　」集地下人(5)、令居住、御□□役厳重可相勤之由被□□者也、仍如件、

跡部大炊助(8)奉之

(6)□亥二月廿四日(7)(竜朱印)

(1)文書の上部、および奥の部分が欠損している。(2)内院か。(3)富士山に登頂した人が、火口(内院)に投げこんだ賽銭のこと。(4)須走。小山町。(5)公的地位を持たない一般庶民。百姓など。(6)「乙亥」。武田氏が、この地域を支配していたのは、永禄十一年頃より天正十年までの期間で、その

間の亥年は天正三乙亥年のみである。(7)武田氏使用家印。(8)跡部勝資。武田氏家臣。

二月二十八日、武田勝頼、高田加賀守に父能登守の拘えてきた駿東郡内の所領・名田・被官屋敷等を安堵する。

八〇八　武田勝頼判物写　高田國生氏所蔵文書　○富士市

定

父能登守(1)抱来候領知(2)、幷名田(3)・被官屋敷(4)等、対其方令与奪(5)上者、自今以後者弥不可有相違候、畢竟武具之嗜(6)・軍役之奉公不可致疎略候、猶依戦功可令重恩者也、仍如件、

天正三年乙亥二月廿八日　　勝頼判(7)

高田加賀守(8)殿

(1)実名不詳。七六三号註(10)参照。なお駿東郡に居した高田氏については、四一五号註(6)参照。(2)領知する地、すなわち領地のこと。(3)みょうでん。経営と年貢・公事・夫役負担の単位になっている耕地。(4)隷属する者が住む家屋、またその敷地。年貢課役を免除されるのが普通であった。被官には武家被官と百姓被官があったが、ここでは百姓被官に近いものであろう。(5)与える。(6)たしなみ。(7)武田勝頼。(8)実名不詳。

三月二日、北条氏光、植松右京亮に、口野五ケ村の内より知行分を給与する。

八〇九　北条氏光朱印状(折紙)　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

為代官給(1)五貫文、五ケ村(2)津方(3)之内を以、自当年被下間、可致知行者也、仍如件、

亥(4)
三　(印文「桐圭」)(5)
月二日　　珍阿ミ(6)奉

植松右京亮(7)殿

(1)代官としての給分。(2)口野五ケ村。沼津市。五一一号註(6)参照。(3)ここでは、漁獲に対して賦課された税のことであろう。(4)天正四年以降、宛所が植松佐渡守にかわる

ことから、天正三乙亥年であろう。(5)北条氏光使用印。(6)実名不詳。次号にもみえる。(7)実名不詳。五八八号註(12)参照。

三月二日、北条氏光、植松右京亮に、郷中ありき船を新造したことにより、諸役を免除する。

八一〇　北条氏光朱印状(折紙)　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

郷中ありき船(1)として、かつこ(2)壱艘新儀ニ仕立由候間、役令赦免候、但四板(3)・はうちやう(4)成共、於新船者諸役令赦免者也、仍如件、

亥(5)
三月二日　(印文「桐圭」(6))　珍阿ミ(7)奉

植松右京亮(8)殿

(1)郷村における連絡役を定使(ありき、六五七号註(3)参照)といったことから、そうしたことを役割とする船のことか。(2)方言で、船の櫓床(静岡県志太郡)、船の一種(青森県の一部)、船をいう小児語(高知県の一部)を意味する。また、割刳と書き、くり船のことを指す場合もある。(3)与板船(小型の荷船)のことか。(4)ほうちょう。舫艇(房丁)船。運搬用の小型の船。八二五・八四二号にもみえる。(5)前号と同様に天正三年。(6)北条氏光使用印。(7)実名不詳。前号にもみえる。(8)実名不詳。五八八号註(12)参照。

この頃、御宿友綱、小山田信茂に、三河国長篠合戦の敗北を慰藉する。

八一一　御宿友綱書状写　武家事紀　三十四　○国立公文書館内閣文庫所蔵

卒飛羽檄(1)、伸深思、抑去廿一(2)、西戎与合膚(3)被交刃之処、天運未至歟、御味方練士若干令傷亡雖失利、貴辺幕下士卒無恙守禦大将之由無其隠候、必死則生之御三合力感入、寔歓抃(4)之至不少、今度之大凶(5)、愚拙式迄銘心腑、鬱念難散候、貴意御鬱懐、乍恐奉察、雖然万人死残一人、百陣破成一陳(6)軍慣候歟、只見可戦不戦謂臆将、知可進不進謂弱将、察可退不退謂暗時(7)、是謂将之三過(8)、這般(9)之敗亡者

更非勇将之恥処、又曰、不交勝敗非良将、以此御合戦未萌之御行、軍口味(10)可為明鏡、被鍛(11)直敗卒、重而被次(12)雌雄者、必得勝於瞬目之内、可被振威於万里外事、豈有疑滞(13)、猶以万死之内得一生、御帰陣目出忻幸(14)存、以脚力(15)申入候、言多則品寡、枉而止管城公(16)、恐惶謹言、

小山田左衛門大夫(18)殿　御宿大監物(17)
御宿所

にわかに羽檄を飛ばし、深き思いを伸ぶ。そもそも去んぬる二十一、西戎と膚を合わせ刃を交うるのところ、天運いまだ至らざるか、御味方の練士若干傷亡せしめ、利を失うといえども、貴辺幕下の士卒恙なく大将を守禦するの由、その隠れなく候。必死則生の御三合力感じ入り、まことに歓抃の至り少なからず。今度の大凶、愚拙式まで心腑に銘じ、鬱念を散じ難く候。貴意の御鬱懐、恐れながら察したてまつる。しかりといえども万人死して一人残り、百陣破れて一陣となるは軍の慣いに候か。ただ戦うべきを見て戦わざるを臆将と謂い、進むべくを知りて進まざるを弱将と謂い、退くべきを察して退かざるを暗将と謂い、これを将の三過と謂う。這般の敗亡はさらに勇将の恥ずるところにあらず。また曰わく、勝敗を交えざるは良将にあらず。これをもって御合戦いまだ萌さざるの御行、軍の口味明鏡たるべし。敗卒を鍛え直され、かさねて雌雄を決せらるれば、必ず勝を瞬目の内に得、威を万里の外に振わるべき事、あに疑滞あらんや。なおもって万死の内に一生を得、御帰陣目出たく忻幸に存じ、脚力をもって申し入れ候。言多ければすなわち品寡し。枉げて管城公を止む。恐惶謹言。

(1)急を要する手紙のこと。(2)天正三年五月二十一日であろう。この日、武田氏は長篠(愛知県新城市)合戦で敗北する。(3)「西戎」の誤り。内閣文庫所蔵の別本参照。古代中国人が西方の異民族を指した蔑称。ここでは織田・徳川氏の連合

軍をさす。(4)手をうって非常に喜ぶこと。(5)長篠合戦で、武田方が敗北したことをさす。(6)「一陣」。(7)「将」の誤り。(8)無能な将軍三態。戦闘、進軍、退却がそれぞれ下手な者をいう。(9)このたびの。(10)あじわい、うまみ。(11)「鍛」の誤り。(12)「決」の誤り。(13)ぐずぐずと止まっていること。(14)喜び、しあわせと感じること。(15)七一三号註(2)参照。(16)筆のこと。管城は筆の発明者蒙恬(もうてん)の封ぜられた地。(17)御宿友綱。七一六号註(8)参照。(18)小山田左兵衛尉信茂。「武家事紀」では、本号につづけて御宿友綱への返報を載せるが、略した。

八一三　足利義氏官途状　御宿文書　○山梨県　白根桃源美術館所蔵

官途(1)之事申上候、被成之候、謹言、

二月三日(2)　　義氏(3)(花押)

御宿大監物殿

(1)官職、または官職名の名乗りのこと。(2)年次不詳。前号の御宿大監物にかけてしばらくここに収める。(3)古河公方足利義氏。天正十一年没。花押は義氏のものに類似しているが、やや異なり、本文書は検討の余地がある。

八月七日、武田氏、原河大和守に、葛山三郎が返上した長久保内の所領高を給与する。

八一三　武田家朱印状写　浅羽本系図(1)　四十七

定

一近年以不知行、別而勤奉公候之条、葛山三郎(2)致上表(3)候駿州長窪(4)内六拾貫文之所、被下置候、武具等厳重ニ相嗜本意之間、父子軍役之奉公不可有疎略之由、被仰出者也、仍如件、

天正三年乙亥
八月七日　　朱印(5)　釣閑斎(6)奉之

原河大和守(7)殿

(1)中世武家系図集。徳川光圀に仕えた浅羽昌儀編。十巻十冊。(2)実名不詳。(3)君主に文書をたてまつること。ある

いは辞職すること。ここでは、所領を返上する意。(4)長泉町。「関八州古戦録」の天文十四年の記述に、葛山三郎(長綱、幻庵)と長窪とがみえる。四六五号参照。(5)武田氏使用家印の竜朱印であろう。(6)長坂光堅。武田氏家臣。甲斐国逸見筋長坂郷(山梨県長坂町)領主。(7)実名不詳。五一二・六八六号にもみえる。

十一月二十八日、北条氏、星屋修理亮に被官屋敷を給与する。

八一四　北条家朱印状写(折紙)　判物証文写　北条　○国立公文書館内閣文庫所蔵

被官屋敷十二間被下置候、向後無無沙汰可走廻者也、仍如件、

乙亥(1)霜月廿八日(印文「禄寿応穏」(2))　安藤豊前入道(3)

星屋修理亮(4)殿

(1)天正三年。(2)北条氏使用家印。(3)安藤良整。六九七号などにもみえる。(4)実名不詳。星屋(谷)氏は、四四四・

十二月六日、武田氏、甲斐国石橋の新五左衛門尉に対し、深沢城普請への参画により、翌年の水役の細工を免除する。

八一五　武田家朱印状写　巨摩郡古文書　二

◯(竜朱印)(1)

重而深沢(2)へ被為越ニ付而、来年中水役之御細工(3)被仰付間敷者也、

乙亥(4)極月六日

石橋之(5)新五左衛門尉(6)

(1)武田氏使用家印。(2)深沢城。御殿場市。(3)不詳。用水に関係する仕事か。(4)天正三年。(5)山梨県境川村。(6)番匠か。

天正四年　丙子(一五七六)

二月十四日、武田氏、竹之下郷・茱萸沢郷・沼津郷に、伝馬掟書を下す。

八六　武田家朱印状　鈴木光明氏所蔵文書　○御殿場市御殿場

定(竜朱印)(1)

一自今以後、公用(2)之御伝馬(3)之御印判者、御朱印(4)弐ッ有へし、為私用(5)申請伝馬之御印判者、御朱印壱ッたるへきの事

一御伝馬惣而一日四疋宛可出之(6)、此外一切被停止之事

一為私用申請伝馬、自今以後、一里一銭之口付銭(7)可請取之事

一於口付銭難渋之族者、宿中之貴賤(8)令一統、不撰人不肖(9)不可出伝馬之事

一伝馬不相勤輩、以密々駄賃(11)をつくる事、一円被禁之事

一伝馬勤仕之輩、御普請役(12)御免許之事

一自小田原(13)之伝馬、無異儀可出之事

右条々、向後努(14)不可有御相違之旨、被　仰出者也、仍如件、

天正四年丙子
二月十四日　　釣閑斎(15)奉之

家数五拾間
竹下之郷(16)

(1)武田氏使用家印。(2)大名(ここでは武田氏)の命令による用務。(3)五二二号註(6)・五七八～五八〇号参照。(4)この文書の紙継目に捺されている印文「伝馬」の印章のこと。(5)「公用」に対して、私的な通行や物資の運搬のこと。(6)「御伝馬」とあることから、公用の無賃伝馬についての規定である。(7)駄賃のこと。一里一銭というのは北条氏と共通である。(8)身分の高い有力な者でも、そうでない者でも。(9)人のよしあしをえらばず、立派な人であるかどうかにかかわらず。(10)武田氏使用伝馬印。(11)許可なく勝手に駄賃を取ること。(12)八〇六号註(20)参照。(13)北条氏から

きた人や物資の運搬。(14)ゆめゆめ。決して。(15)長坂光堅。八一三号註(6)参照。(16)小山町。

八一七　武田家朱印状　芹沢豊氏所蔵文書　○御殿場市萩原

定(竜朱印)

一自今以後、公用之御伝馬御印判者、御朱印二あるへし、為私用申請御印判者、御朱印壱たるへき事

一御伝馬惣而一日四疋宛可出之、此外一切被停止之事
付、無拠火急之公用にをひてハ、至于其時可被加御下知之事(1)

一為私用申請伝馬、自今以後、一里一銭之口付銭可請取之事

一於口付銭難渋之族者、宿中之貴賤令一統、不撰人不肖不可出伝馬之事

一伝馬不相勤輩、以密々駄賃をつくる事、一円被禁之事

一伝馬勤仕之輩、御普請役御免許事

一自小田原伝馬、無異儀可出之事

右条々、向後努力(2)不可有御相違之旨、被仰出者也、仍如件、

天正四年丙子　二月十四日　　釣閑斎奉之

家数廿五間
棠沢郷(3)

(1)火急の公用の場合には、四疋を越えて命じることがあるという意。(2)ゆめゆめ。「努」「努々」とも書く。(3)茱萸沢郷。御殿場市。

八一八　武田家朱印状写　駿河志料　巻九十三

定(1)

一自今以後、公用之御伝馬之御印判者、御朱印二ツあるへし、為私用申請伝馬之御印判者、御朱印壱ツたるへき事

一御伝馬惣而一日四疋宛可出之、此外一切被停止之事

付無拠火急之公用にをひてハ、至其時可被加御下知之事

一為私用申請伝馬、自今以後、一里一銭之口付銭可請取之事
一於口付銭難渋之族者、宿中之貴賤令一統、不撰人不肖不可出伝馬之事
一伝馬不相勤輩、以密々駄賃をつくる事、一円被禁之事
一伝馬勤仕之輩、御普請役御免許之事
一自小田原之伝馬、無異儀可出之事
右条々、向後努不可有御相違之由、有御下知者也、仍如件、

天正四年丙子　二月十四日　　釣閑斎奉之

家数三十間
沼津郷

(1)この部分に、前号・前々号同様竜朱印が捺されていたと考えられる。また、四ケ条目と五ケ条目の間に伝馬印もあったであろう。

二月二十三日、武田勝頼、御宿友綱に、甲府在勤を命じ、沢田の地など駿河国の所領に替えて、甲斐国休息の地を給与する。

八九　武田勝頼判物　御宿文書　○山梨県　白根桃源美術館所蔵

定
向後在府(1)申付之条、此間飯田兵部丞(2)相抱久足(3)之地出置之畢、然者其方駿州之領知上田(4)四拾貫七百五十文、足洗(5)参拾貫、沢田(6)内弐拾壱貫、油野(7)内弐拾弐貫文速可相渡之、但、右之定納為不足者、以自余之所務可補之者也、仍如件、

天正四年二月廿三日　　勝頼(8)(花押)

御宿監物(9)殿

定
向後在府申し付くるの条、この間飯田兵部丞相抱うる休息の地出だし置きおわんぬ。しかればその方駿州の

領知上田四十貫七百五十文、足洗三十貫、沢田の内二十一貫、油野の内二十二貫文、速やかに相渡すべし。ただし、右の定納不足たらば、自余の所務をもって補うべきものなり。よって件のごとし。

(1)甲斐国府中(山梨県甲府市)に在住すること。(2)実名不詳。(3)休息。山梨県勝沼町。三四一・八六五号などにもみえる。(4)静岡市。(5)静岡市。六五六号にもみえる。(6)沼津市。(7)芝川町。七一六・八三三・八六五号にもみえる。(8)武田勝頼。(9)御宿友綱。七一六号註(8)参照。

三月十六日、武田氏、御宿友綱をもって、芹沢玄蕃・将監に、茱萸沢宿の伝馬と駄賃について、葛山氏元の命じたように管理させる。

〇二〇　御宿友綱書状(折紙)　芹沢豊氏所蔵文書　〇御殿場市萩原

猶以、葛山殿御一札歴然候間如此候、今度、御伝馬之御印判(5)持参可申付之由、御下知候条、乍斟酌一札進之候、以上、

栄沢宿(1)中御伝馬幷駄賃以下之儀、如前々可有馳走候、葛山殿(2)御一札(3)令披見候間、乍斟酌(4)如此候、恐々謹言、

三月十六日　　御宿監物友綱(6)(花押)

芹沢玄蕃(7)殿

同名将監(8)殿

なおもって、葛山殿御一札歴然に候間、かくのごとくに候。今度、御伝馬(てんま)の御印判持参申し付くべきの由、御下知し候条、斟酌(しんしゃく)しながら一札進(まい)らせ候。以上。

栄沢宿中御伝馬ならびに駄賃以下の儀、前々のごとく馳走あるべく候。葛山殿御一札披見せしめ候間、斟酌しながらかくのごとくに候。恐々謹言。

(1)茱萸沢宿。御殿場市。(2)葛山氏元。(3)五六三号の葛山氏元朱印状であろう。(4)あれこれ照らし合わせてとり決めること。(5)八一七号の武田家朱印状のことであろう。こ

のことより、本文書の年次は天正四年と考えられ、ここに収める。(6)七一六号註(8)参照。(7)実名不詳。茱萸沢の住人。五三〇号註(7)参照。(8)芹沢将監。実名不詳。

三月、この頃、今川氏真の駿河帰国を祝して、「今川家譜」の作者、葛山大円寺まで来り、同書を記すという。

六三一　今川家譜　続群書類従　○国立公文書館内閣文庫所蔵

天正四年三月浜松(1)ヨリ御加勢有、駿州へ御帰国(2)ノ為ニ已ニ松井左近(3)御迎ニ被参候ニ付、御譜代ノ面々御祝儀ニ参集ル、愚翁(4)モ人幷ニ在処ヲ罷出候得共、老病ニマカセス、葛山(5)ノ近所大円寺(6)ノ薬師堂迄ヤウ〳〵参リ着候得共、最早不叶此所ニ止リ、愚息小四郎(7)ノ男ヲ為名代進上申候得ハ、愚息方ヨリ申ハ御若子様(8)ヨリ御代々ノ御伝ノ事ヲ御尋候間、何卒令書写可差上由状ヲ遣シ候間、古ノ柴屋(9)作ノ仮名ノ御伝ノ大体ヲ、老耄(10)イタシ処々忘却仕候得共、思出ル任セ、病労ノ隙々ニ旅宿ノ慰ニ染筆書集申候、又御門葉(11)ノ人々御屋形様(12)御名代ヲ望候得共、天命無私堀越殿(13)・瀬名殿(14)何レモ身代ヲ失候事、目前ニ諸人ノ所知也、然共後生ノ者ニ為知委ク此事書加ル者也、

(1)ここでは徳川家康をさす。(2)今川氏真の帰国をいう。(3)松井忠次。徳川氏家臣。天正三年牧野(諏訪原)城(金谷町)の城将となる。(4)本史料の作者自身。(5)裾野市葛山。(6)大幡寺(一五〇号註(4)参照)のことか。(7)実名不詳。(8)今川氏真子か。(9)柴屋軒、すなわち宗長のこと。三二八号註(1)参照。(10)おいぼれること。(11)一族・一門。(12)今川氏の家督のこと。(13)今川貞世(了俊)の子孫貞基(遠江今川氏)は堀越(袋井市)の地に住み堀越氏と称した。(14)貞基の兄弟である陸奥守一秀は瀬名(静岡市)に居住し瀬名氏を称した。

四月六日、武田氏、栗田某に阿野荘の新開地などを給与する。

六三二　武田家朱印状写　判物証文写　武田三　○国立公文書館内閣文庫所蔵

定

累年以不知行(1)勤奉公之由候之条、被任所望、阿野庄(2)之内新起(3)九拾七俵弐斗六升幷土貢(4)壱貫七百十三文所被下置候、弥可励忠節条、可為肝要之由、有　御下知者也、仍如件、

跡部大炊助(6)奉之

天正四年丙子卯月六日(竜朱印)(5)

栗田(7)

(1)知行地(所領)をもっていないこと。無足ともいう。五五六号註(13)参照。(2)沼津市。(3)新たに開発された耕地。九十七俵余の俵高はその耕地の得分。(4)年貢。(5)武田氏使用家印。(6)跡部勝資。(7)実名不詳。五二四号に栗田彦四郎がみえる。また、五九四号註(6)参照。

四月十日、北条氏光、植松右京亮に、獅子浜の鰯漁の漁場の支配を安堵する。

八二三　北条氏光朱印状(折紙)　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

獅子浜(1)五ヶ所之鰯庭(2)、如前々無相違可致所務者也、仍如件、

丙子(3)卯月十日(印文「桐圭」)(4)

植松右京亮(5)殿

(1)沼津市。口野五ヶ村(五一一号註(6)参照)の一つ。(2)鰯の漁場。(3)天正四年。(4)北条氏光使用印。(5)実名不詳。五八八号註(12)参照。

四月十日、北条氏光、植松右京亮に、かつこ船の役銭を免除する。

八二四　北条氏光朱印状(折紙)　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

其方、かつこ船(1)壱艘之役銭(2)七百六十文出由、侘言(3)申上間、自当年御赦免被成者也、仍如件、

丙子(4)卯月十日(印文「桐圭」)(5)

植松右京助(6)殿

(1)八一〇号註(2)参照。(2)船に対する課役銭。(3)七四八号註(9)参照。(4)天正四年。(5)北条氏光使用印。(6)植松右京亮。実名不詳。五八八号註(12)参照。

四月十日、北条氏光、植松右京亮に、被官籾山より舫艇船の役銭を受け取るよう命じる。

八三五　北条氏光朱印状(折紙)　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

其方被官籾山(1)、舫艇船(2)壱艘之役銭、伊戸(3)所へ済儀迷惑之由侘言申上間、其方ニ可申付者也、仍如件、

丙子(4)
卯月十日　(印文「桐圭」(5))

植松右京助(6)殿

(1)実名不詳。(2)八一〇号註(4)参照。(3)実名不詳。あるいは地名か。(4)天正四年。(5)北条氏光使用印。(6)植松右京亮。実名不詳。五八八号註(12)参照。

四月十六日、御宿友綱、武田晴信(信玄)の葬儀の模様を記す。葛山信貞が晴信の位牌をささげるという。

八三六　御宿友綱覚書写(1)　武家事紀　三十四　○国立公文書館内閣文庫所蔵

元亀三年壬申十月三日(2)、武田信玄(3)引率分国諸卒、提一団扇(4)至于遠陽(5)被発強旗之処、徳川前三河守家康(6)無所廻避、向甲兵(7)雖交刃、大倉一粟、大海之一滴(8)、非合対揚(9)、凌大敵無力、倒戈敗北、楯籠浜松之城地(10)、喩猶紅炉消雪易、劫石圧卵、不施寸鉄(11)、擒遠一州直向三州動干戈(12)、令撃砕在々所々、暫時成一炬(13)焦土、亶両年張陳(14)、無際限依労兵、為偃息(15)、先至于信国可被納馬評定畢、元来玄公懸望(16)于天下、呑胸於四海、巻舌於九河、振家名於海内、可被貽名(17)於後代襟懐(18)徹骨髄、由若肺肝病患、忽萌腹心不安切也、由是尽倉公(19)花佗術(20)、雖用君臣佐使(21)之薬、業病更不愈、追日沈病枕、玄公政務之間、向所無弗靡(22)、攻所無弗隕(23)、武勇誉振天下、文道名聞于世上、数万貔貅(24)奉囲繞(25)、忠臣義士雖令渇仰(26)、可防無常之殺鬼無兵塁、可留有侍(27)之壊身(28)無

閑鍵(29)、終於于信州駒場(30)、黄泉下既属纊(31)之砌、勝頼公近枕頭田(33)、信玄一期之佳運、限今日没命、我以三戸之小国(34)攻伏隣国他郡、廻策於帷幄之中(35)、亡敵於鉄鉞之下(36)、為一事(37)莫不散鬱望(38)、雖然不挙旌旗(39)於帝都(40)儀妄執之随一也、信玄亡命之由露顕者、当方怨讎(41)窺時節可蜂起必矣、三四霜之間勤秘批判(42)、先堅封内(43)備、鎮防国家(44)、撫育義卒(45)、一度花洛(46)可責上事、縦離生死両頭、雖成金剛実体(47)、可為歓喜之由、慥有遺誡、積年五十三、天正元年四月十二日立東岱煙(48)、消北邙(49)露、幕下大小・上下士率(50)、中流覆舟、一瓠(51)漂浪、暗夜燈消如向五更(52)雨、群議盈腹衆難塞胸、勝頼公者恩愛別離悲、家僕(53)之面々者累年旧好之歎、愁傷雖非浅、敵国漏聞難儀間、内者雖含愁涙、外者不顕悲歎色、密奉送甲陽蟄居塗籠(55)中、抑勝頼公隠壊(56)終顕備於国主、所愛者有罪必罰、所悪者有功必賞、々罰厳重、先慈悲、理非分明而糺奸直(57)、万事不顧私、廉潔(58)因有下知、万民帰伏事草上如加風、国家弥安泰、威光倍新也、仁智勇之三徳、恐者不恥先君、然而光陰如矢押移、漸過四暦(59)事、夢幻之間也、境内(60)静謐之上者、彼密事(61)有顕形、御孝養尤可目出度之申(62)、定評議同趣、天正四年四月十五日、春日弾正忠(63)・跡部大炊助(64)・同美作守開塗籠奉見之、五体堅国(65)座壺中、右之三臣滴尽涙痕於袖中、則取出奉移厚棺、同十六日辰刻可有御葬礼儀定畢、御供衆、御影者仁科五郎盛信(67)、御位牌者葛山十郎信貞(68)、公御剣小山田左衛門大夫(69)、御腰物秋山惣九郎(70)・原隼人佐(71)、前龕者逍遥軒(72)・鴻臚卿(73)、後龕者左典厩(74)・左金吾(75)、其外一門之面々奉囲遶貴龕、大守(76)御肩被掛紼(78)、寔哭泣之分野(79)、奉見之者感御孝養程、聞之者無不流感涙、門葉(80)之面々始鴻臚卿・左典厩、其外家僕之旁々万人烏帽子(81)、色衣(82)、就中春日弾正忠別而往年之因不浅付而、頻悃望申、剃髪染衣之姿御供、其外剃髪衆数百人、蕊萼(83)方者紫衣之東堂(84)七人、黒衣之長老廿人、惣而僧侶千余人、十宗(85)・八宗(86)・叢林(87)之体不知其数、以綾羅錦繡(88)飾幡天蓋(89)、以金銀珠玉鏤棺槨、行道布白絹、左右立双金燭、幡天蓋聳雲、鉦鼓(90)之声者響天、巍々儀式、堂々(91)為体、恰長寿王如来・五々菩薩極楽浄刹来迎不可如之、寔殊勝見

物之道俗男女無不涕涙、悲休哀声盈道路、器声[92]喧国中、先七仏事[93]之次第、掛真[94]建福寺[95]東谷和尚[96]、起龕[97]円光院[98]説三和尚[99]、鎖龕[100]東光寺[101]藍田和尚[102]、奠茶[103]開善寺[104]速伝和尚[105]、奠湯[106]長禅寺[107]高山和尚[108]、下火[109]恵林寺[110]快川国師[111]、念誦[112]圭首座[113]、執骨[114]臨済寺[115]鉄山和尚[116]、安骨[117]長院大円和尚[118]、入室[119]開善寺速伝和尚、陞座[120]恵林寺快川国師、　如斯宿老・有智・尊宿、尽一代骨法、顕拈花微笑[121]、門竿[122]倒却極意、緒経教化之声驚聴衆眠、是非阿難[123]・羅暇羅[124]、争論其智之浅深乎、今度之集会者、人天竜象[125]、江湖鯨鯢[126]、説法不二大乗[127]、微妙金言、可謂霊仙[128]一会之大法事、就于今般之経営、尽美尽善体、委細述之者以虚空為口、以万象為舌、豈可論分三矣[129]、為後勘記之、慚汗[130]々々、

御宿[131]

元亀三年壬申十月三日、武田信玄分国の諸卒を引率し、一団扇を提げ、遠陽に至りて強旗を発せらるるのところ、徳川前三河守家康廻避するところなく、甲兵に向い刃を交うるといえども、大倉の一粟、大海の一滴、対揚すべきにあらず。大敵を凌ぐに力なく、戈を倒して敗北し、浜松の城地に楯籠る。たとうるになお紅炉の雪を消し易く、劫石の卵を圧するに、寸鉄を施さざるがごとし。遠一州を擒えて直に三州に向い干戈を動かす。在々所々を撃砕せしめ、暫時に一炬焦土と成す。両年に覃び張陣す。際限なき労兵により、偃息せんがため、まず信国に至りて馬を納めらるべしと評定しおわんぬ。元来玄公望を天下に懸け、胸を四海に呑み、舌を九河に巻き、家名を海内に振い、名を後代に貽さるべきの襟懐骨髄に徹す。若きよりの肺肝の病患、たちまち腹心に萌して不安切なり。これにより、倉公花佗の術を尽し、君臣、佐使の薬を用うるといえども、業病さらに愈えず、日を追って病の枕に沈む。玄公政務の間、向う所靡かざるはなく、攻むる所頽かざるはなく、武勇の誉を天下に振い、文道の名を世上に聞く。数万の貔貅囲繞したてまつり、忠臣義士渇仰せしむといえども、無常の殺鬼を防ぐべき兵墨なく、有待

の壊身を留むべき関鍵なく、ついに信州駒場において、黄泉の下既に纊に属するの砌、勝頼公を枕頭に近づけて曰わく、信玄一期の佳運、今日を限りに没命す。我三戸の小国をもって隣国他郡を攻め伏し、策を帷幄の中に廻らして、敵を鉄鉞の下に亡す。一末たりとも鬱望を散ぜざるはなし。しかりといえども旌旗を帝都に挙げざるの儀、妄執の随一なり。信玄亡命の由露顕せば、当方の怨讎、時節を窺い蜂起すべきは必なり。三、四霜の間は勤めて批判を秘し、まず封内の備えを堅め、国家を鎮防し、義卒を撫育し、一度に花洛に責め上るべき事、たとい生死両頭を離れ、金剛の実体と成るといえども、歓喜たるべきの由、たしかに遺誡あり。積年五十三、天正元年四月十二日、東岱の煙と立ち、北邙の露と消ゆ。幕下の大小・上下の士卒、中流に舟を覆し、一瓠漂浪し、暗夜に燈消え五更の雨に向うがごとし。群議腹に盈ち、衆難胸を塞ぐ。勝頼公は恩愛別離の悲しみ、家僕の面々は累年旧好の歎き、愁傷浅きにあらずといえども、敵国漏れ聞かば難儀の間、内には愁涙を含むといえども、外には悲歎の色を顕さず。ひそかに甲陽に送り、塗籠の中に蟄居したてまつる。そもそも勝頼公、隠懐ついに顕れて国主に備わる。愛するところの者、罪あらば必ず罰し、悪むところの者、功あらば必ず賞す。賞罰厳重に、慈悲を先とし、理非分明にして奸直を糺す。万事私を顧みず、廉潔に下知あるにより、万民帰伏する事、草の上に風を加うるがごとし。国家いよいよ安泰にして、威光ますます新たなり。仁・智・勇の三徳、おそらくは先君に恥じず。しかれども光陰矢のごとく押し移り、ようやく四暦を過ぐる事、夢幻の間なり。境内静謐の上は、かの密事顕形あり、御孝養もっとも目出たかるべきの由、評議同じ趣を定む。天正四年四月十五日、春日弾正忠・跡部大炊助・同美作守、塗籠を開きて見たてまつる。五体堅固に壺中に座す。右の三臣、涙痕を袖中に滴り尽くし、すなわち取り出だして厚棺に移したてまつる。

同じく十六日の辰の刻、御葬礼の儀あるべしと定めおわんぬ。御供衆、御影は仁科五郎盛信、御位牌は葛山十郎信貞、公の御剣小山田左衛門大夫、御腰物秋山惣九郎・原隼人佐、前龕は逍遥軒・鴻臚卿、後龕は左典厩・左金吾、その外一門の面々、貴龕を囲遶したてまつり、大守の御肩に紼を掛けらる。まことに哭泣の分野、見たてまつる者は御孝養の程に感じ、聞く者は感涙を流さざるなし。門葉の面々鴻臚卿・左典厩を始め、その外家僕の旁々万人烏帽子、色衣、なかんづく春日弾正忠は別して往年の因浅からざるにつきて、しきりに悃望申し、剃髪、染衣の姿にて御供す。その外剃髪衆数百人、苾芻の方は紫衣の東堂七人、黒衣の長老二十人、惣じて僧侶千余人、十宗・八宗・叢林の体その数を知らず。綾羅錦繡をもって幡天蓋を飾り、金銀珠玉をもって棺槨を鏤む。行道に白絹を布き、左右に金燭を立て双ぶ。幡天蓋は雲に聳え、鉞鼓の声は天に響く。巍々の儀式、堂々の体たらく、あたかも長寿王如来・五々菩薩の極楽浄刹来迎も如くべからず。まことに殊勝なる見物の道俗男女涕涙せざるなし。悲休哀声道路に盈ち、哭声国中に喧し。

まず七仏事の次第、掛真は建福寺東谷和尚、起龕は円光院説三和尚、鎖龕は東光寺藍田和尚、奠茶は開善寺速伝和尚、奠湯は長禅寺高山和尚、下火は恵林寺快川国師、念誦は圭首座、執骨は臨済寺鉄山和尚、安骨は長院大円和尚、入室は開善寺速伝和尚、陞座は恵林寺快川国師、かくのごとく宿老・有智・尊宿一代の骨法を尽くし、拈花微笑を顕す。門竿倒却の極意、緒経教化の声は聴衆の眠りを驚かす。これ阿難・羅睺羅にあらずして、いかでかその智の浅深を論ぜんか。今度の集会は、人天の竜象、江湖の鯨鯢、説法は不二の大乗、微妙の金言、霊仙一会の大法事と謂うべし。今般の経営につきて、美を尽くし善を尽くすの体、委細に述ぶれば、虚空をもって口となし、万象をもって舌となし、あに分三に論うべけんや。後のため勘記す。慚汗慚汗。

(1)本覚書が、当時のものとは考えられないが、御宿友綱・葛山信貞に関する伝承として、しばらくここに採録する。(2)武田晴信が、徳川家康を攻めるため、甲府を発した日。十二月に三方ヵ原(浜松市)で、徳川軍を破る。(3)武田晴信。(4)軍配団扇(ぐんばいうちわ)。一は強調の意味。(5)遠江国。(6)徳川家康は永禄九年に三河守に叙され、同十一年左京大夫に任ぜられている。(7)武田方の軍兵。(8)多数(武田軍)と少数(徳川軍)を比喩したいいまわし。(9)匹敵すること、つりあうこと。(10)浜松城。徳川家康が元亀元年に築城。(11)相手を倒すのに得物も必要なく、簡単であることのたとえ。(12)たてとほこ。転じて軍兵。(13)たいまつ。(14)「陣」。(15)横になって休むこと。(16)兵を引くこと。(17)武田晴信(信玄)。信玄の戒名の恵林寺殿機山玄公大居士による。(18)天下を支配することのたとえ。(19)思い、胸の内、心掛け。(20)不詳。(21)医術のこと。花佗(華佗・華陀)は中国魏の名医。(22)あらず。打ち消しの語。(23)背の高い、立派になる、ゆきとどく。(24)「貔貅」。中国の猛獣の名。転じて勇猛な軍隊・兵士のこと。(25)かこう、かこいめぐらすこと。(26)人の徳を仰ぎ慕うこと。(27)「有待」の誤り。身体のこと。(28)身体がこわれる。病におかされること。(29)かんぬきと鍵。転じて物事の要所、肝要なるもの。(30)長野県阿智村。(31)纊は綿(わた)のことで、ここでは死骸を比喩している。(32)武田勝頼。(33)「曰」。底本に「イワク」とルビがある。(34)戸数の少ない小さな国。甲斐国のことをいう。(35)三二二号註(9)参照。(36)中国において出征の大将に与えられた刑具。転じて征伐の意。(37)内閣文庫所蔵の別本では「一末」。一瞬。(38)隆盛の望み。(39)はた、のぼり。(40)京都。(41)恨んで仇をとること。(42)三・四年の間。実際、晴信の死は三年間秘された。(43)是非を糺すこと、吟味。ここでは、その前提となる事柄(事実)そのものという意。(44)領国内。(45)武田氏領国のこと。(46)京都。(47)たとえ死んで仏になったとしても、の意。(48)火葬に付されること。東岱とは中国の泰山の別称。中国では死ぬと魂が泰山に還えると考えられていた。(49)はかなく葬られること、死ぬこと。北邙とは、後漢以来の中国の王侯・公卿の墳墓のあった山。転じて墓場・埋葬地を意味した。(50)「士卒」。(51)ひさご。ひさごの果実内部をくりぬいた器。(52)暁。(53)家臣。(54)甲斐国。(55)周囲を厚く塗り込めた閉鎖的な部屋。(56)「隠

懐」。かくれた思い。(57)よこしまなこと。(58)清廉潔白なこと。(59)四ヶ年。(60)領国内のこと。(61)信玄が没したこと。(62)「由」か。(63)春日(高坂)虎綱。七〇四号註(13)参照。(64)跡部勝資。(65)跡部勝忠。(66)「堅固」。(67)八〇〇号にもみえる。(68)七七一号註(4)参照。(69)小山田信茂。八一一・八三八号参照。(70)実名不詳。(71)原昌勝。(72)棺のこと。(73)武田信綱(信廉)。八〇〇号にもみえる。(74)玄蕃頭(律令制下における玄蕃寮の長官)の唐名。ここでは穴山信君(六八三号註(10)参照)のこと。(75)左馬助の唐名。ここでは武田信豊(晴信甥)のこと。(76)金吾は衛門府の唐名。ここでは武田信堯(八〇〇号にもみえる)のこと。(77)武田勝頼。(78)大きな綱、喪車・棺の引き綱。(79)底本に「アリサマ」とルビがある。(80)一門。(81)儀式の際に用いられた烏塗(くろぬり)の帽子。(82)墨染衣以外の法衣。(83)僧侶、比丘。(84)禅寺における前住(前の住持)のいるところ。転じて前住のこと。さらに禅寺住持のこと。(85)倶舎・成実・律・法相・三論・華厳・天台・真言・禅・浄土の各宗。(86)十宗から禅宗と浄土宗を除いたもの。(87)僧林。僧侶の集まり住む寺院、特に禅寺のこと。ここでは叢林僧(禅宗僧)のことか。(88)錦と刺繍が施されたあやきぬ。(89)棺などの上にかざす衣笠。(90)銅鈸、円形の二枚の銅板を打ち合わせて鳴らす楽器。(91)高大なさま。(92)「哭声」の誤り。(93)尊宿(有道有徳の人)のなくなった時に行う葬法で、最も手厚く行われるのが九仏事である。(94)真は死去した尊宿の肖像。掛真は真を須弥壇上に掛けること。以下、各儀式の次の僧名は、その儀式を勤めた導師である。(95)長野県高遠町。臨済宗。東谷宗杲が再建中興し、武田晴信が帰依する。(96)東谷宗杲。五五三号註(13)参照。(97)棺を墓所に送り出すために起こすこと。(98)山梨県甲府市。臨済宗。(99)説三宗璨。京都妙心寺禅僧。「乾徳山恵林寺雑本」(山梨県塩山市恵林寺所蔵)によれば、円光院説三恵璨は鎖龕の導師を勤め、起龕は能成寺(山梨県甲府市、臨済宗)竺英が勤めたことになっている。(100)棺の蓋を閉ざすこと。(101)甲府市。臨済宗。武田義信が中興する。(102)藍田慧青。織田信長に焼き殺される。(103)「奠茶」の誤り。死者に茶を供えること。(104)長野県飯田市。臨済宗。小笠原氏の菩提所。速伝が中興する。(105)速伝宗販。(106)死者に湯を供えること。仏事が午前の場合は先湯後茶、午後の場合には先茶後湯であり、本葬儀の場合、午後に行われたこ

とがわかる。(107)甲府市。禅系単立。甲府五刹の一つ。武田晴信が帰依する。(108)高山玄寿。織田信長に焼き殺される。(109)たいまつで遺骸に火を点じること。秉炬(ひんこ)ともいう。(110)塩山市。臨済宗。武田晴信廟所。(111)快川紹喜。大通智勝国師。武田晴信に迎えられ恵林寺に入寺する。織田信長に焼かれた際、火定(焼死)する。(112)心に仏を念じ、口にその名号(みょうごう)を称すること。葬儀の場合、龕前念誦といい、出喪の前夜、入棺の後に誦文を唱える。(113)不詳。(114)収骨のことか。荼毘の後、遺骨を収拾して安置すること。俗に骨あげ(取骨)という。(115)静岡市。臨済宗。太原崇孚雪斎開山。今川氏輝菩提所。(116)鉄山宗鈍。恵林寺で出家する。東谷宗杲の弟子。七八四号註(1)参照。(117)本来の安骨は、荼毘(だび)の後、遺骨を収拾して安置すること。収骨と別の儀式とすれば、収骨された遺骨を仏前に安置することをいうか。(118)長興院か。不詳。(119)大円智円。京都妙心寺禅僧。(120)師の室中に入りその法を受け嗣ぐこと。嗣法相続のこと。本史料の場合、武田晴信が出家(天文二十年、三十一歳で落髪し、大僧正に任ぜられ、法性院徳栄軒機山信玄と号した)し、僧位についていたことによるか。(121)しんざとも。死者の追薦(ついせん、冥福を祈ること)を行うこと。(122)礼儀・故実などの作法。(123)釈尊(釈迦)から摩訶迦葉への公案(こうあん、修行者に与えられる研究課題)に由来する言葉。心から心につたえること、つまり、以心伝心の悟りを会得する意。(124)阿難陀。釈尊(釈迦)の従兄弟で、十大弟子の一人。(125)「羅睺羅」。釈尊(釈迦)の子。十大弟子の一人。(126)高僧を竜や象にたとえていう語。(127)おくじらとめくじら、ともに小魚を食す。転じて首悪・巨魁の意。(128)あらゆる衆生を悟りに導く教え。(129)霊鷲山のことか。インドにある山で、説法の場所とされている。(130)恥じて汗の出ること。(131)御宿友綱。

七月四日、北条氏光、植松佐渡守に、居屋敷・被官屋敷の国棟別役を免除する。

八二七　北条氏光朱印状(折紙)　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

此度五ヶ村国棟別(1)被(2)為取之、其方屋敷・同被官屋敷共ニ五間御赦免候者也、仍如件、

子(3)
七(印文「桐圭」)(4)
月四日
植松佐渡守(5)殿

(1)口野五ヶ村。沼津市。五一一号註(5)参照。(2)一国全体に及ぶ棟別役。(3)天正四丙子年。(4)北条氏光使用印。(5)実名不詳。植松右京亮(五八八号註(12)参照)と同一人物と考えられる。

七月十日、武田氏、竹之下に、伝馬手形の点検を厳命する。

八六　武田家朱印状　湯山孝氏所蔵文書　○小山町竹之下

定

自今以後伝馬之御印判(1)無帯来者、何人募権威及催促候共、一切不可致許容(2)、縦又御印判雖持参候、具遂披見不違御印判之文可出伝馬、若余分相勤者、郷中之貴賤(3)可有御成敗(4)之由被　仰出者也、仍如件、

七月十日(5)
竹下郷(8)　(竜朱印)(6)　浄円(7)奉之

(1)伝馬の利用を認める印判状。一般に伝馬手形といわれる。(2)許すこと。ここでは、伝馬を出すこと。(3)八一六号註(8)参照。(4)伝馬賃を得るため規定以上に伝馬稼ぎをすれば処罰するという意であろう。(5)八一六号の伝馬掟書をうけて、その厳密なる執行を命じたものと考えられるので、ここに収める。(6)武田氏使用家印。(7)実名不詳。八六二号にもみえる。(8)小山町。

八月十四日、武田勝頼、海賊衆土屋木工左衛門尉に、阿野荘の荒原・新田などを安堵する。

八九　武田勝頼判物(1)　土屋文書

定

一江尻之内　平尾半三分　四拾四貫八百七十五文

(中略)

一下方阿野庄荒原新田　同(2)弐拾(3)俵

（中略）

一駿府神門屋敷　蒜生分　壱間

已上

法性院殿(4)以直判(5)、右如此被下置之上者、自今以後聊不可有相違、畢竟不慕先方、可励武勇条、可為肝要者也、仍如件、

天正四年丙子　八月十四日　勝頼(6)（花押）

追而、雖如此相渡、有申掠旨者、重而可聞合、況敵地へ内通、或武辺之奉公未熟者、可悔還者也、

土屋木工左衛門尉殿

（1）六九五号参照。（2）「蒜生分」。（3）六九五号では「弐拾弐俵」である。（4）武田晴信（信玄）の院号。（5）六九五号を指す。（6）武田勝頼。

十二月二十九日、北条氏光、植松佐渡守及び口野五ケ村百姓中に、年貢・魚役などを減免する。

八三〇　北条氏光朱印状　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

五ケ村(1)百姓侘言依申上御赦之条々

一卅貫文之地方之高辻(2)、拾五貫文ニ定納被仰付候、此上日損・水損有之共、其沙汰有間敷事

一懸鯛(3)半分御赦免、残而半分之辻七十枚、毎月無未進納可申候、若未進有之ハ、壱枚之未進三枚宛を以可召上候、然ニ彼懸鯛故、自然船退転(4)なとゝ重而申上候者、右之地方之御免可被破(5)事

一従那賀之郷(6)小田原へ之りうし(7)御赦免候、自然被仰付候者、公物(8)可被下間可走廻事

一亥歳土狩(9)御蔵米(10)御借用申、利足之儀者、船津(11)手代(12)ニ(13)御糺明之上可被仰付事

以上

右、如此御赦免之上、於自今以後無無沙汰可走廻候、若就無沙汰者、此度御赦免之条々可被召上者也、仍如件、

丙子(14)
十
二月廿九日(印文「桐圭」(15))

植松佐渡守(16)殿
五ヶ村
百姓中

(1)口野五ヶ村。沼津市。五一一号註(6)参照。(2)年貢高の合計のこと。(3)課役として納める鯛のこと。八三六号では「干鯛」がみえる。(4)ここでは、船が破損するなどして、漁ができなくなること。(5)免除を破棄すること。(6)松崎町。(7)漁師、あるいは船をあやつる人。四八七号註(3)参照。(8)くもつ。おおやけのもの。ここでは北条氏より渡される費用(賃金)のこと。(9)天正三乙亥年。(10)長泉町。(11)北条氏の蔵に収納されている米。(12)津(港)を管理する役所か。(13)郡代・代官等の配下に属し、徴税その他の雑務を行う役人。(14)天正四年。(15)北条氏光使用印。(16)実名不詳。八二七号註(5)参照。

天正五年　丁丑(一五七七)

三月十日、北条氏、泉郷と竹原村との泉川藻をめぐる相論に裁許を下す。

八三一　北条家朱印状　杉本理明氏所蔵文書　○清水町久米田

泉郷(1)竹原村(2)訴論之目安(3)御糺明畢、仍泉川藻(4)之事、去庚午歳(5)先国主氏真証文(6)明白之間、竹原之百姓申処不可有之、可任先規旨、被仰出者也、仍如件、

天正五年丁丑(印文「禄寿応穏」(7))三月十日

評定衆(8)
下総守
康信(9)(花押)

泉郷

(1)清水町。(2)長泉町。(3)訴訟に際し訴人(原告)が提出する文書。訴状のこと。(4)川藻とは川草のこと。肥料として使用。(5)永禄十三年(元亀元年)。(6)今川氏真の発給した証文。六九六号のこと。(7)北条氏使用家印。(8)北条氏における裁判・政務などを合議する職名。(9)石巻康信。八四三号にもみえる。

五月十四日、武田氏、須走富士浅間社神主に、富士山内院の賽銭でもって同社の修造を命じる。

八三　武田家朱印状　須走富士浅間神社所蔵文書　○小山町須走

定

如亥・子両年(1)、富士山内院之参銭(2)、六月中ニ一日之分令所務、洲走浅間之宮(3)可致修造之由、有　御下知者也、仍如件、

天正五年丁丑
五月十四日(朱印)(4)　　跡部大炊助(5)奉之

洲走銭(6)間之宮
神主

(1)天正三年と四年。(2)八〇七号註(3)参照。(3)須走富士浅間神社。小山町。(4)武田氏使用家印。(5)跡部勝資。(6)「浅」の誤り。

閏七月十四日、武田勝頼、御宿友綱に所領富士郡油野郷の百姓に申し付けて、富士浅間社の流鏑馬役を勤めるよう命じる。

八三　武田勝頼朱印状写　判物証文写　武田二　○国立公文書館内閣文庫所蔵

定

一壱貫文	上納之内	清常陸守(1)
一参百文	同	佐野右近丞
一四百文	同	同名下野守
一百　文	同	篠原尾張守
一百　文	あさミ名	弥　大　郎
一百　文	とんなミかいと(2)(3)	彦左衛門
一百　文	みさハかいと(4)	縫左衛門
一百　文	はなの木かいと(5)	助右衛門
一百　文	とくり沢名	延命寺(6)
一百　文	かミや沢名	同　人
一百　文	馬場地名	乗蓮坊(7)
一百　文	川はた名	与兵衛尉
一百　文	あらや地名	善左衛門
		篠原尾張守

一百　文　橋つめ名　　同　人
一百　文　とうまかいと　同　人
一百　文　上ねこさ(8)ハ　八右衛門尾張守
一弐百文　　定使地
　合参貫弐百文
右、富士大宮之鏑流(9)馬(10)如累年勤来、於其方知行油野之郷(11)如此書立被申付、御神事無闕所可被致勤仕、若有難渋之百姓者、可有御過怠之由、被　仰出者也、仍如件、
　天正五年丁丑　　今福右衛門尉(13)
　閏七月十四日　□(獅子印)(12)　奉之
　御宿監物丞(14)殿

　定
右、富士大宮の流鏑馬(やぶさめ)、累年勤め来るごとく、その方知行油野の郷において、この書立てのごとく申し付けられ、御神事闕(か)くる所なく勤仕(ごんじ)致さるべし。もし難渋の百姓あらば、御過怠あるべきの由、仰せ出ださるるものなり。よって件のごとし。

(1)以下の人名はいずれも実名不詳であるが、流鏑馬役の負担者。(2)鳥並。芝川町。(3)垣内。開発耕地などを垣で囲い込んだ地域。屋敷地・集落という場合もある。(4)三沢。芝川町の小字名。(5)以下の地名は、いずれも比定地不詳。(6)芝川町。曹洞宗。(7)不詳。(8)上稲子。芝川町。(9)富士山本宮浅間大社。富士宮市。(10)流鏑馬。馬を馳せながら鏑矢で的を射る神事。(11)芝川町。七一六・八一九・八六五号にもみえる。(12)武田勝頼使用印。獅子印としては前後二種伝わっているが　本文書の獅子印は後者の初見である。(13)今福昌常。八〇〇号にもみえる。(14)御宿友綱か。七一六号註(8)参照。

八月七日、武田氏、原半左衛門尉同心衆に、給高として大岡荘内の年貢高などを定める。

八三三　武田家奉行人連署年貢手形　工藤文書
合四拾五貫百文　　高辻

此内拾八貫四拾文　四分引(1)
残而弐拾七貫六拾文　相渡分
右為償渡所
三貫七百卅五文　徳役銭(2)之内
拾七貫弐百九十五文　一宮(3)御年貢之内
六貫卅文　駿州大岡庄(4)之内
合弐拾七貫六十文

右分、毎年無非分様ニ可請取者也、

丁丑(5)
八月七日　跡美(6)　(朱印、印文不詳)
以清斎(7)　(朱印、印文不詳)
原半左衛門尉(8)殿同心衆

(1)四割引のこと。(2)不詳。(3)山梨県一宮町。(4)沼津市から裾野市にかけて。(5)天正五年。(6)跡部美作守勝忠。武田氏奉行人。(7)市川家光(元松)。武田氏奉行人。(8)実名不詳。

八月二十三日、北条氏光、植松佐渡守に、獅子浜の鰯配分や多比村の塩役についてなど、従前の漁浜における慣行を認める。

八三五　北条氏光朱印状　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

一七百節之鰹(1)、近年為不遂披露取来間、可召放雖覚悟候、自前々取来者之事ニ候間、改而被下之候、如古来定可取之事
一四板(2)弐艘之役、可為如先印判之事
一棟別五間役同断
一師子浜(3)ゆわしもらい(4)之儀ハ、如自余之村々可取之、百姓於無納得ハ努々不可取之事
一其方居屋敷可為如近年之事
一多比之村(5)塩役(6)、無非分百姓渡次第、如古来之可取事
以上(7)

右、定置所おろかニ致覚悟、非分之沙汰於致之ハ、聞出可処重科者也、仍如件、

丁丑(8)
八
月廿三日　(印文「桐圭」)(9)

菊池(10)
真田(11)奉

植松佐渡守(12)殿

(1)鰹節の数量。(2)与板船。八一〇号註(3)参照。(3)獅子。沼津市。口野五ヶ村(五一一号註(6)参照)の一つ。(4)漁獲した鰯の配分。七八三号註(2)参照。(5)たび。沼津市。口野五ヶ村の一つ。(6)塩生産に課せられた税。(7)この行間の下部に鼎形の印が捺されているが、そのいわれは不詳。(8)天正五年。(9)北条氏光使用印。(10)実名不詳。七七五・七八〇号にもみえる。(11)実名不詳。七四五号にもみえる。(12)実名不詳。八二七号註(5)参照。

八三六　鰹節等上納注文写(折紙)　三浦文書

自阿野原(1)上御肴(2)日記

鰹節御定

三百節　桜井藤左衛門(3)

三百節　蘆河源三郎

三百節　斎藤清右衛門

三百節　鈴木次郎左衛門

三百節　新井孫七郎

三百節　小林善左衛門

三百節　長源次郎左衛門

以上弐千百節

五百十一枚　鮪のたり(4)

右者七艘之舟(5)より、

弐百七十三枚　干鯛

同理

右者、三十一御代官所務、但干鯛御□□参候、

此外御代官(6)船

壱艘　白井藤左衛門(7)

壱艘　渡辺八郎左衛門

同御免(8)

壱艘　朝比奈丹波守(9)殿

壱艘　同彦右衛門(10)殿

壱艘　御房(11)
壱艘　庄司大炊助(12)
以上
渡辺四郎左衛門(13)舟入替、植松小三郎(14)舟御代官舟ニ相定候、可相尋候也、

○前号の鰹節にかけてしばらくここに収める。

(1)阿野荘原のこと。沼津市。(2)北条氏領国における漁民に対する公事として、漁獲物にかけられたもの。(3)以下七名、いずれも実名不詳。御肴として鰹節を負担する漁民であろう。(4)足。それを加えれば、全体が十分に満たされた望ましい状態となるはずのもの。ここでは、鰹節に加えて、不足分を鮪で充足する、その分量という意であろう。(5)さきの桜井藤左衛門以下七名の持舟のことであろう。彼等が有姓で舟持であり、いわゆる網元クラスの漁民であったと思われる。(6)代官に所属する船。この船の漁穫物に対する御肴などの公事物が代官のものなる。(7)以下二名は、代官船の持主。(8)御肴などの公事が免除される船のこと。(9)朝比奈元長か。(10)朝比奈真重か。(11)不詳。(12)実名不詳。(13)実名不詳。(14)実名不詳。前号にみえる植松佐渡守の一族か。

天正六年　戊寅(一五七八)

二月二十一日、武田氏、小野彦右兵衛尉・長倉十郎右衛門尉に、郷中の仕置を命じる。

八三七　武田家朱印状写(1)　桃沢神社所蔵文書　○沼津市青野

定(竜朱印)(2)

小野彦右兵衛尉(3)・長倉十郎右衛門尉(4)、右両人令同心(5)、或公用方(6)(7)郷中善悪之改(8)等厳密申付之、無疎略可致奉公、於私曲之輩者可被行罪科之間、可被仰下也、仍如件、

曾禰内匠助(9)奉之

天正六年二月廿一日

(1)本文書は宛所欠であり、駿東郡域に関係するかどうか不明であるが、現蔵者の所在地により採録する。(2)武田氏使用家印。(3)実名不詳。(4)実名不詳。(5)心を合わせて協力すること。(6)くよう。年貢や課役の賦課。(7)「或」か。(8)郷中の検断を命じること。天正六年から七年にかけて、駿河国富士郡を中心に曾禰内匠助を奉者とする武田家朱印状にしばしばみえる文言で、武田氏の駿河国侵攻後の支配策の一つと考えられる。(9)曾禰昌世。武田氏家臣。

二月、小山田信茂と御宿友綱が、漢詩・和歌を交換するという。

八三八　甲乱記　寛永諸家系図伝　○国立公文書館内閣文庫所蔵

小山田出羽守(1)心替幷勝頼(2)最期事

(中略)

亦去二月(3)諏方(4)御在陳(5)ノ砌、小山田所ヨリ、御宿監物入道(6)方ヱ、

汗馬忽々兵革辰　東西戦鼓聶辺垠
世上乱逆依何起　只是黄金五百鈞(7)

砂金ヲ一朱モトラヌ我等サヱ　ウス恥ヲカク数ニ入カナ

返事

甲越和親堅約辰　黄金媒介詔坤垠
佞臣屠尽平安国　可惜家名換万鈞(8)

ウス恥ヲカクハ物カハナヘテ世ノ　寂滅スルモ金ノ
所行ヨ
御宿監物入道方ヨリ、如前詞ヲ和シ及返答ニ、亦如何成
者カ仕タリケン、跡部尾張守(9)陣屋ノ前ニ、高札ヲ立テ、
無常ヤナ国ヲ寂滅スルコトハ　越後ノ金ノ所行成ケ
リ
イトヒコシイモセアフ夜ノ中ナラテ　国ニ別ノ鐘ノ
音ソウキ
如此上下万人、此乱逆ハ只一両人ノ重慾深キ故ヤト各批
判ス、吉人(10)云、儀勝慾則亡、亦慾心変シテ万般ノ禍イト
成ル、古賢ノ遺誡明鏡ナリ、帝範(11)曰、叢蘭欲茂秋風敗之、
王者欲明ハ讒人蔽之、信哉、勝頼ハ随分正直廉潔シテ、
慈悲第一ノ大将ナリシカトモ、臣下ノ奸曲ヲ知玉ハサリ
ケレハ、主君ノ禍果テ而、及国家保国安家ヲ臣ノ忠不忠
ヲ知、賢不肖ヲ分テ、賞罰厳重ニシテ而、理非分明成ラ
ン事是第一ナリ、然処ニ早小屋々々ノ地下人悉逆心シ、
跡ヨリ敵ハ追詰ル、寔ニ籠ノ内ノ鳥、網代ノ魚ノ如ニシ
テ、可逃方モ無レハ、於爰許ニ可有御自害儀定シケリ、

(1)小山田信茂。八一一号参照。(2)武田勝頼。(3)天正六年二月。(4)諏訪。長野県諏訪市。(5)「在陣」。(6)御宿友綱。七一六号註(8)参照。なお、以下の漢詩・和歌は、「武田源氏一流系図」(別冊系図集八号)の友綱の註記にもみえる。(7)「汗馬忽々兵革のとき、東西戦鼓辺垠(へんぎん、国ざかい)に轟き、世上の乱逆何に依ってか起こる。ただこれ黄金五百鈞。」と読む。(8)「甲・越和親堅約のとき、黄金の媒介坤垠(こんぎん、地のはし)に訟(うった)う、倭臣屠(ほふ)り尽す平安国、惜しむべし家名万釿(ばんきん、重い目方)に換わることを。」と読む。(9)跡部勝資。(10)「古人」の誤写。(11)唐の太宗が自ら執筆し太子高宗に与えた書で、帝王たるものの模範とすべき事項を記したもの。

八月二十三日、葛山信貞、上杉景勝に、景虎との和平成就について、武田勝頼の祝意を伝える。

八三九　葛山信貞書状写　歴代古案　五

珍翰(1)本懐候、如被仰之、今度和平之儀(2)、勝頼(3)被申唱候処、時宜入眼(4)目出珍々重々、仍為一義以秋山式部丞(5)預御音問、一段勝頼祝着被申候、如何様以使者可被申由候、然而拙者江太刀一腰・馬一疋幷青銅(6)千疋恵受快然候、委曲雇(7)(8)彼口上候之間、不能具候、恐惶謹言、

(追筆)「勝頼弟」

葛山十郎
信貞(10)

『天正七』(9)
八月廿三日

上杉弾正少弼(11)殿

珍翰本懐に候。仰せらるるごとく、今度和平の儀、勝頼申し唱えられ候ところ、時宜入眼目出たく珍々重々。よって一義として秋山式部丞をもって御音問に預かり、一段勝頼祝着申され候。如何様使者をもって申さるべき由に候。しかれども拙者へ太刀一腰・馬一疋ならびに青銅千疋、恵受快然に候。委曲かの口上を雇い候の間、具にすること能わず候。恐惶謹言。

(1)上杉氏より送られてきた書状のことをさす。(2)上杉輝虎(謙信)が天正六年三月に没すると、いずれも養子の景勝(長尾政景子、輝虎甥)と景虎(北条氏康子、輝虎養子)の間で家督争い(御館の乱)が起きた。景虎救援のため越後国に出兵した武田勝頼は、景勝と景虎の間の和平を仲介し成立させた。しかしこの和平はすぐに破綻し、景虎は翌年三月に自害する。(3)武田勝頼。(4)成就の意。(5)秋山定綱。上杉氏家臣。(6)銅銭のこと。千疋は十貫文。(7)くわしいこと。(8)使者のこと。(9)この朱註は、さきの註(2)により天正六年の誤りと考えられる。(10)七七一号註(4)参照。(11)上杉景勝。

十月十八日、武田氏、乗運寺に、寺中の普請役など諸役を免除する。

八四〇　武田家朱印状　乗運寺所蔵文書　○沼津市本字出口町

定(竜朱印)(1)

一於寺中御普請役一切御免許事

一同棟別役御赦免事

一於寺中狼籍御禁制事
右、三ヶ条之旨、不可有御相違之旨、被仰出者也、仍如件、
天正六戊寅年
十月十八日　　土屋右衛門尉(2)奉之
乗運寺(3)

(1)武田氏使用家印。(2)土屋昌恒。武田氏家臣。(3)沼津市。浄土宗。

十月十九日、武田勝頼、西光寺に寺領を安堵し、諸役を免除する。

八四一　武田勝頼判物　西光寺所蔵文書　○沼津市宮町

定
一従旧規、至去戊辰歳(1)寺領拾弐貫余之所、不可有相違之事
一門前屋舗八間、如前々普請役赦免事
一寺中諸役免許之事
右、三箇条旨、以法性院殿(2)直判被定置之上者、向後聊不可有相違者也、仍如件、
天正六年戊寅
十月十九日　　勝頼(3)(花押)
沼津之西光寺(4)

(1)永禄十一年。(2)武田晴信(信玄)。(3)武田勝頼。(4)沼津市。

十一月二十三日、北条氏光、獅子浜における舫艇船の役銭を免除する。

八四二　北条氏光朱印状(1)　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

於獅子浜(2)舫艇船(3)弐艘新規ニ仕立由候、彼役銭於自今以後令免許者也、仍如件、
戊寅(4)
十一月廿三日(印文「桐圭」)(5)　　深沢(6)奉

(1)宛所欠であるが、植松氏に宛てたものであろう。(2)沼津市。口野五ヶ村(五一一号註(6)参照)の一つ。(3)八一〇号註(4)参照。(4)天正六年。(5)北条氏光使用印。(6)実名不詳。

十二月二十日、北条氏、泉郷百姓窪田十左衛門に、伊豆国弥勒寺に欠落した者の召返しを認める。

八三　北条家朱印状写　判物証文写　今川二　○国立公文書館内閣文庫所蔵

庄左近(1)同心給之内、駿州泉郷(2)百姓窪田十左衛門(3)捧目安付而、豆州弥勒寺(4)中野一右衛門(5)召出遂糺明畢、然而人返之事、前々者、豆州之者候共、駿・豆各別之時(6)、駿州へ相移其儘拘来、去巳歳(7)駿州当方分国ニ落着、翌年午歳(8)以譜代之筋目(9)、弥勒寺へ許容非分候、無相違可召返旨、被仰出者也、仍如件、

天正六年戊寅
十二月廿日　(印文「禄寿応穏」)(10)

評定衆
下総守
康信(花押)(11)

泉郷百姓
窪田十左衛門

(1)庄左近大夫康正。北条氏家臣。御馬廻衆。七四三号にみえる庄新四郎の一族であろう。(2)清水町。(3)実名不詳。七四三号には窪田十郎左衛門とみえる。(4)伊豆長岡町。七四三号註(5)参照。(5)実名不詳。(6)駿河国は今川氏、伊豆国は北条氏の領国で、別々であること。(7)永禄十二己巳年。(8)元亀元庚午年。(9)代々受け継がれてきたきまり。(10)北条氏使用家印。(11)石巻康信。八三一号にもみえる。

天正七年　己卯(一五七九)

二月六日、武田家、定輪寺住持職を恵頓に安堵する。

八四　武田家朱印状　定輪寺文書

定

駿州大岡庄定林寺(1)住持(2)職之儀、先師(3)証文(4)歴然之上者、向後聊不可有御相違之由、被仰出者也、仍如件、

天正七年己卯二月六日(竜朱印)(5)　山県三郎右兵衛尉(6)奉之

追而如前々山林事、(7)叨不可伐取者也、

恵頓(8)

定

駿州大岡庄定輪寺住持職の儀、先師の証文歴然の上は、向後(きょうこう)いささかも御相違あるべからざるの由、仰せ出だされるものなり。よって件のごとし。

(中略)

追って、前々のごとく山林の事、みだりに伐り取るべからざるものなり。

(1)裾野市から沼津市北部にかけての地域。(2)定輪寺。裾野市桃園。本文書は現存せず。(3)不詳。定輪寺歴代住持の内、揚天宗播か林翁存桃のいずれか。(4)現存せず。(5)武田氏使用家印。(6)実名不詳。山県三郎兵衛尉昌景(六六〇号註(4)参照)の一族か。(7)みだりに。(8)七五〇号註(6)参照。

六月五日、匂坂成定、荘守伊六に、家屋敷を売却する。

八五　匂坂成定売券　荻生文書(1)

売渡申家屋敷之事

合黄金弐両也

右之屋敷永代うり渡申所実正也、たとひ新徳せい(2)又内とくせい(3)入来候共、於彼之屋敷者、いらん申間敷候(4)、若いらん申人あらハ我等罷出可申候、左様之証人者御口(5)入な

され候荘飛弾殿(6)・桜井左近殿(7)証人なされへく候、少もふさた申ましく候、為後日一筆仍如件、

天正七年丁卯六月五日　さき坂八右衛門尉
成定(8)(花押)

荘守伊六殿(9)参

(1)荻生氏は、文禄二年六月二十日付太郎左衛門他六名連署米穀借用状(「荻生文書」、『静岡県史料』第一輯)の宛所伊右衛門の系譜を引く家で、太郎左衛門他六名が肩書に三枚橋(沼津市)伝馬衆と記されていることから、沼津宿にかかわる家であったと思われる。それ故、本号文書の売買対象となっている家屋敷は、沼津宿に属するものと考えられる。(2)新徳政。この売買ののち新たに出される徳政令(債権、債務を破棄させる法令)。(3)内徳政。大名などの上級権力が領国などの広範囲に発令するものではなく、在地領主や惣などによって郷村で個別に出される徳政のこと。在地徳政ともいう。(4)徳政令が適用されないこと。徳政担保文言である。(5)保証人となること。斡旋すること。(6)実名不詳。七四三・八四三号にみえる庄氏の一族か。庄氏は、七四三号によれば、泉郷(清水町)を含む一帯を所領として宛行われていた。泉郷が沼津宿とは近接していることから、荘氏一族の飛騨が本号文書にみえる沼津宿の家屋敷の売買の証人となったことは十分推測できる。以上、註(1)と本註より、本号を採録することとした。(7)実名不詳。北条氏家臣か。(8)勾坂成定。不詳。(9)実名不詳。「荻生文書」中の天正十八年九月二十七日付千田宗吉金子等預り証文の宛所では、荻生伊六と記されており、姓は荻生氏であったと思われる。荘守は荘氏の代官といった意味で称していたものか。

七月八日、武田氏、茱萸沢宿の芹沢玄蕃允に、これまで与えられた通行手形の写しを提出するよう命じる。

八四六　武田勝頼朱印状　芹沢豊氏所蔵文書　○御殿場市萩原

定

年来被成下候御過書(1)、相写可被致進上候、依其左右(2)、重而可有　御下知之由、被　仰出者也、仍如件、

己卯(3)
七月八日　(獅子印)(4)
新田内匠助(6)殿
芹沢玄蕃允(7)

跡部民部助(5)奉之

(1)かしょ。関銭などが免除される通行手形。(2)そう。たよりのこと。(3)天正七年。(4)武田勝頼使用印。(5)実名不詳。(6)実名不詳。武田氏家臣か。(7)実名不詳。五三〇号註(7)参照。

九月三日、北条氏政、武田氏が沼津に城を築き敵対してきたことにより、千葉邦胤に出兵支援を求める。

八四七　北条氏政書状　渡辺文書

先段中村但馬(1)所迄申越候条、定可披露候、然者甲相両国近年改而結骨肉(2)、別而令入魂候処、無其曲、表裏追日連続、取分去年越国錯乱(4)以来、敵対同前之擬耳(5)、雖然、於愚者堪忍令閉口候処、此度駿・豆之境号沼津地、被築地利(6)候、此時者不及了簡候、於当方も、豆州之構可致之候、廻愚案、始末之備(7)、此砌極一ケ度候、遠境与申、無心千万候へ共、扨又思慮(8)可申御間ニ無之間、拋是非申届候、一途ニ御人衆数多立給候ハヽ、可為本望候、有御遅々者、其曲有間敷候間、御内意候者、一刻も早々待入候、大手之人衆も、悉来七日・八日ニ者、爰元(9)へ可来候条、返々於此砌者、無二被思召詰、御出勢可為本懐候、恐々謹言、

九月三日(10)　氏政(11)(花押)
千葉殿(12)

(1)実名不詳。(2)武田氏と北条氏が姻戚関係を結ぶこと。天正五年正月、北条氏政の妹が武田勝頼に嫁したことを指す。(3)とりわけ。(4)天正六年の御館の乱のこと。八三九号註(2)参照。(5)あつかいのみ。(6)地形を利用して作られた障害物。城砦。ここでは三枚橋城をいう。(7)決着をつけるための準備。(8)遠慮。(9)小田原を指す。(10)「去年越国錯乱」の文言より、天正七年である。(11)北条氏政。(12)千

葉邦胤。下総国佐倉城主(千葉県佐倉市)。夫人は北条氏政娘。

○以下、駿東郡南部における、北条氏と武田氏の攻防に関する史料をかかげる。

八四八　北条五代記　五　国立公文書館内閣文庫所蔵
○東京都

昔矢軍之事

(中略)

天正七年の秋、武田勝頼伊豆の国に向て進発し、うき嶋か原(1)・三枚橋(2)に陣す、北条氏直も出馬し、伊豆の国はつねか原(3)・三嶋にはたを立、対陣を張てさかひをへたていとみたゝかふ、日も暮れは、先手の者敵陣へ夜討をもよほす、

(1)浮島ヶ原。沼津市・富士市。(2)沼津市。(3)初音ヶ原。三島市川原ヶ谷の小字。

八四九　北条五代記　九　国立公文書館内閣文庫所蔵
○東京都

関東の乱波智略(1)の事

(中略)

武田四郎源勝頼・同太郎信勝父子、天正九年(2)の秋、信濃・甲斐・駿河三ケ国の勢をもよほし、駿河三枚はしへ打出、黄瀬川の難所をへたて、諸勢ハ浮嶋か原に陣とる、氏直も関八州の軍兵を率し、伊豆のはつねか原・三島に陣をはる、

(1)らっぱ。透波(すっぱ)に同じ。戦国大名が野武士・強盗などの中から召し出して、間諜または軍勢の先導などを勤めさせたもの。間者。忍びの者。(2)前号から考えて、天正七年の誤りであろう。

八五〇　反町大膳訴状(1)

一三枚橋を勝頼被相立候刻、氏直は泉頭(2)・戸倉(3)と申両城へ、松田父子(4)被籠置候処、勝頼より伊原宮内(5)と申者を

御使にて、小山田備中守(6)・和田左衛門(7)・安井左近太夫(8)、我等泉頭へ乗掛、欠合の合戦御座候、其時、宮内、河中島(9)へ先に乗入候処、敵も大勢にて走合せ、伊原を突落し申候故、私掛合(10)申候ゆへ、右の敵追廻し、伊原手負ひ申候を、右等(11)引取せ申候、私も高名仕り、二ヶ所手負申候得共、浅手にて御座候故、如此に候、其時の武者大将小山田備中・和田左衛門両人申様は、今日の手柄無比類と申候、其段勝頼へ被申上候に付、其以後に乗景囚獄(12)と申者に三十騎、吾等三十騎被仰付、両人六十騎の勇者指引仕り候、右の武者御預ヶ被成候時、勝頼被下候御書、今に所持仕候事、

(1)そりまちだいぜんそじょう。武田・北条・上杉・結城氏に歴仕した反町幸定が、自分一代の軍功を書き記した上申状。元和年間(一六一五～二四)成立。一巻十六条。(2)清水町。(3)清水町。(4)松田憲秀と笠原政堯。(5)実名不詳。(6)小山田昌行。武田氏家臣。譜代家老衆。信濃国海津城(長野県長野市)などの城代。(7)実名不詳。(8)実名不詳。(9)狩野川の中洲か。(10)本史料の他に「反町大膳助申状案」(「木島文書」、『群馬県史』資料編7)という軍功状があり、その軍功状第三条に「一、於三枚橋、鑓を合申候」と記されているのは、この「私掛合」に対応するものと思われる。なお、右「申状案」の署名は「反町大膳助業定」となっており、本「訴状」筆者の反町大膳助幸定と異なる。この点で検討を要する。(11)「我等」の誤りか。本史料の筆者である反町大膳ら。(12)不詳。

九月五日、徳川家康、朝比奈泰勝に、大平等の地を給与する。

公二　徳川家康判物写　記録御用所本古文書　○国立公文書館内閣文庫所蔵

駿河知行之事
弐百貫文　壱所　小田村(1)福嶋伊賀(2)分
百貫文　壱所　良知(3)同
弐百五拾貫文　壱所　大屋(4)同
弐百貫文　壱所　中之郷(5)同

六拾貫文　草なき(6)同
百貫文　江尻(7)同
弐拾貫文　同所　同
五拾貫文　小川(8)同
八拾貫文　吉田(9)浅村(10)分
百貫文　同所　反機(11)・棟(12)別ニ、嘉(13)組
七拾貫文　さめ嶋(14)朝比奈方
百貫文　大平(16)右衛門太夫分(15)
　福嶋分(17)
　代官分(18)

以上千三百三拾貫文歟、
右、氏真(19)御約束之分可宛行者也、仍如件、

天正七卯
九月五日　　御書判(20)

朝比奈弥太郎(21)との

(1)清水市。(2)実名不詳。六四三・六五二・六八六号にもみえる。(3)らち。焼津市。(4)大谷。静岡市。(5)藤枝市。(6)草薙。静岡市。(7)清水市。(8)こがわ。焼津市。(9)吉田町か。(10)不詳。六四三号では「浅井分」となっている。(11)「反銭」の誤り。(12)「棟別」の誤り。(13)「但朝比奈方」。実名不詳。(14)鮫島、佐目嶋とも書く。富士市。(15)不詳。(16)沼津市。(17)さきの福島伊賀分と同じことか。(18)これによって、今川氏時代、大平の一部が代官のおかれた今川氏の直轄領であったことが知られる。(19)今川氏真。(20)徳川家康の花押が書かれていたことを示す。(21)朝比奈泰勝。

十月二日、武田氏、秋山昌成を通じて、芹沢対馬守に、通行手形の不正使用者の摘発を賞する。

八三　秋山昌成書状(折紙)　芹沢豊氏所蔵文書
　　○御殿場市萩原

追而、万端曾(2)下・鷹(3)因被得御指南尤候、以上、

今度御過書偽申候者、入于念相改召搦致進上候、一段奉公無是非被思召候、猶向後も不可有由断(1)候、扨又、往還之輩無非分様、前々ニ不相替役銭可被相調候事肝要候、恐々謹言、

秋山摂津守

十月二日(4)　　昌成(5)(花押)

芹沢対馬守(6)殿

(1)「油断」の宛字。(2)曾禰下野守昌世。八三七号にもみえる。(3)鷹野因幡守徳繁。八〇〇号にもみえる。(4)八四六号と次号文書より天正七年と考えられる。(5)武田氏家臣。(6)実名不詳。従来「苅沢対馬守」とする読みもある。八四六号にみえる玄蕃允と同一人物か。なお次号参照。

十月、武田氏、芹沢氏に受領名対馬守を認める。

八三三　武田家朱印状(折紙)　芹沢豊氏所蔵文書　○御殿場市萩原

芹沢(竜朱印)(1)(2)対馬守

已卯(3)
十月吉日

(1)武田氏使用家印。(2)実名不詳。前号にみえる功によって、武田氏から対馬守という受領名を与えられたのであろう。

このような文書を官途書出・官途状ともいう。(3)天正七年。

十月二日、北条氏、星屋氏に、知行地の大平郷内より、新地塀の用材を出させる。

八三四　北条家朱印状写　判物証文写　北条　○国立公文書館内閣文庫所蔵

新地塀(1)之用、大平之郷(2)星屋(3)拘内、くり・こなら六十六本(4)堅木なくハこなら類にても可進上候、ふとさ八九寸一尺迄、美濃守(5)殿代々可為切候、定之外壱本も過上為切間敷候、仍如件、

已卯(6)
十月二日(印文「禄寿応穏」(7))

星屋殿

(1)新しい城、砦のことをいうが、本号の場合、いずれの城砦を指すか不詳。(2)沼津市。(3)実名不詳。(4)樫木(かしのき)、あるいは材質の堅い木。(5)北条氏規。氏康子。伊豆国韮山城(韮山町)・相模国三崎城(神奈川県三浦市)城主。(6)天正七年。(7)北条氏使用家印。

十一月五日、この日に武田勝頼が、三浦兵部助母に対し、名跡相続についての定書を与えたという文書が、須山渡辺家に所蔵されていた。

八五五　武田勝頼判物　渡辺文書(1)

定

一 息兵部助(2)用宗(3)にをひて討死、忠節ひるいなく候あひた、惣九郎(4)を以兵部助妹に嫁せしめ、名跡相続の上ハ、しせん至後々年離別之儀あらは、知行・家人等悔かへし(5)、兵部助妹かくこまかせ(6)名跡をたてへき事

一 老母隠居分参拾貫文、惣九郎妻女いしやう免(7)、次女合力拾貫文(8)(9)、兵部助時のことく不可有相違之事

付、母儀居住の屋敷諸役免許之事

一 兵部助牌所(10)新寄進五貫文、永代相違あるへからさる事

付、寺中普請役(11)めんきよの事

右、如此のそミにまかせ令領掌の上は、なかく不可有相違者也、仍如件、

天正七年己卯
十一月五日　　かつ頼(12)(花押)

三浦兵部助老母

(1)本号文書は、須山浅間神社(裾野市須山)の神職である渡辺家に所持されていたものである。現存しないが、東京大学史料編纂所が明治二十三年二月に影写した、須山村渡辺隼雄氏蔵本がこれである。内容的に、裾野市域あるいは駿東郡域と関係するかどうか明らかでないが、本市城内に伝来した文書ということで採録しておく。(2)宛所より三浦兵部助。実名不詳。(3)静岡市。(4)姓名不詳。(5)悔返。悔還。六九五号註(13)参照。(6)「覚悟にまかせ」の「に」脱か。(7)衣装免。ここでは生活費ということであろう。(8)こうりょく。助勢。金品を添えて助けること。また、その金品。(9)妻の衣装免と次女への合力分との合計貫高。(10)位牌所。兵部助を葬った菩提寺を指す。(11)八〇六号註(20)参照。(12)武田勝頼。

十二月十九日、北条氏光、植松佐渡守及び口野五ヶ村百姓中に、長浜に梶原氏を配置したので人夫を出させる。

八三六　北条氏光朱印状(折紙)　○植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

長浜(1)ニ梶原(2)就被為置、其郷へ夫壱人(3)被　仰付候、苦労ニ候共、先一廻者可走廻候、為其遣御印判(4)者也、仍如件、

追而、虎御印判致拝見候者、此飛脚ニ可返候、

卯(5)
十二月十九日　(印文「桐圭」)(6)

植松佐渡守(7)殿

五ヶ村(8)百姓中

(1)沼津市。(2)梶原景宗(北条氏家臣、水軍の統率者)か。(3)人夫役のこと。(4)追而書きにみえる「虎御印判」のことで、印文「禄寿応穏」の虎朱印状のこと。(5)天正七年。(6)北条氏光使用印。(7)実名不詳。八二七号註(5)参照。(8)口野五ヶ村。沼津市。五一一号註(6)参照。

天正八年　庚辰(一五八〇)

二月二十五日、北条氏光、植松佐渡守及び百姓中に、尾高・田連・多比・江浦四ヶ村の年貢を減免する。

八三七　北条氏光朱印状(折紙)　○植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

四ヶ村へ御赦免之辻(1)

四貫五百四十四文　尾高(2)

四貫七百五十文　田連

六　貫　廿　文　多比

弐貫六百八十六文　江浦

以上拾八貫文

右、四ヶ村之百姓退転(3)之由御侘言申上間、津方(4)之年貢五十四貫文之内三ヶ一之分、当年従辰歳来午歳(5)迄、三ヶ年令赦免候、立物(6)相稼可走廻候、如此御赦免之上、於自今以後、郷中退転之由御侘言申上ニ付てハ、名主・百姓可処重過者也、仍如件、

庚辰(7)二月廿五日(印文「桐圭」(8))

植松佐渡守(9)殿

百姓中

(1)高辻のこと。八三〇号註(2)参照。(2)以下、四ヶ村はいずれも沼津市。口野五ヶ村の内。五一一号註(6)参照。(3)衰微すること。(4)八〇九号註(3)参照。(5)天正十年。(6)漁獲物。(7)天正八年。(8)北条氏光使用印。(9)実名不詳。八二七号註(5)参照。

二月、武田氏、芹沢氏に、受領名若狭守を認める。

八三八　武田家朱印状(折紙)　鈴木孫六郎氏所蔵文書　○御殿場市中清水

芹沢若狭守(竜朱印(1))(2)

天正八年
二月吉日

(1)武田氏使用家印。(2)実名不詳。芹沢将監(八二〇号にみえる)の受領名か。

春、北条氏と武田氏、千本松原の沖で海戦するという。

八三九　北条五代記　七　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

駿河海にて船軍の事

(中略)

天正八年の春、勝頼(1)駿河に出陣す、氏直(2)も伊豆の国へ出馬し、三嶋にはたを立たゝかひ有、重須(3)の兵船駿河海(4)へ働をなすへき由、氏直下知に付て、毎日駿河海へ乗出す、勝頼旗本ハ浮嶋か原(5)、諸勢ハ沼津千本の松原(6)より吉原(7)迄、寸地のすきまなく、真砂の上海きハまて陣取、然に、十艘の舟にかけをきたる大鉄砲をはなしかくる、敵こらへす皆こと〳〵く退散し、へい〳〵たる真砂地、白妙に見えたり、扨又敵の諸勢浜へ来て砂をほり上、其中に有て鉄砲を数百挺かけをき、舟を待所に、十艘の舟汀をつたひこき行、陸と舟との鉄砲いくさ、雨のことく舟にあたるといへ共、兼ての用意板垣とをる事なし、敵船ハ清水

のみなとにかけをくといへ共、小船ゆへ終に出あハす、日暮ぬれハ伊豆へ帰海す、然所に、勝頼下知として三月十五日の夜いまた明さるに、敵船三艘重須のみなとへ来て鉄砲をはなつ、すハ敵船こそ来りたれと舟を出す、敵船ハ艪二十丁立にて小船なり、此舟をおひ行所に、沼津河(8)へも入すして、勝頼の陣場浮嶋か原下へこき行所に、又沼津川より舟二艘出し合五艘に成ぬ、浜辺に付てこき行を、十艘の舟をひかくる、此五艘の舟沖へこき出てハ、又浮嶋か原下へこき帰る、勝頼ハ船いくさ見物として、浜へおり下り旗・馬しるし見えたり、諸勢浜へ打出、塩水の中腰たけに入て、弓・鉄砲をはなつ、十艘の船あつまりて評定していはく、敵船清水・沼津へもにけゆかす、又勝頼の旗本浮嶋か原の前海に来る事、勝頼下知として舟いくさ見物としられたり、すへて味方の舟二艘ハ浜辺の前後に有て、八艘の舟ハ沖より敵船を取まハし、うつとらんと智略をめくらすといへとも、小船にてはやけれハをひつきかたく、広き海中に算をみたしをひめくる、勝頼五艘の舟共にくるを見て、はらわたをたつ、其節持出たるはた・馬しるし・甲冑こと〳〵く其仕場居(9)にて焼すて、本陣に帰り給ひぬ、日も暮ぬれハ、十艘の舟伊豆へ帰海す、或老士云けるハ、それ大将ハ、是非を分明し、進退有へき事也、軍の勝負ハ時の運による事なれハ、まけたるとても恥にあらす、たゝ引ましき所引、かくまし(10)き所をかくるを、大将の不覚といへり、武略智謀ハ武士の名誉、是をしるを文武の達者、懸引上手の勇士といへり、然に、敵小船にて大船に出あひとられぬを手柄にすといへとも、にくる計にてハ何の益あらん、相模ハたつかたと俗に云て、わか立方を引ハ世のならひ也、いかにいはん、味かた終日にくるを見て、諸軍もいかて遺恨なからん、益なき舟軍、見物をこのミ却て恥辱を招き、大将末代まて不覚と申されし、されハ浮嶋か原・田子の浦(11)ハ分てことなる名所、海士の釣舟うかひ、原にハしほやく煙をこそ、歌にもよミたれ、其比ハむかしにかハり、波にハ軍舟数々うかひ、原にハ鉄砲の薬の煙空によこを

れ、関音(12)矢さけひの音のミ、やん事なく修羅のちまたとなれり、いにしへ鴨の長明(13)東国行脚せし海道路次の記(14)に、田子の浦に出て富士の高嶺を打なかめて云、貞観十七年冬の比、白衣の美女二人ありて山のいたゝきにならひ、都のよしか(15)が富士の山記(16)に書たる、いかなるゆへそとおほつかなし、

富士の根の風にたゝよふ白雲ハ　あまつ乙女か袖かと
そ見る　とよめり、浮嶋か原ハいつくよりもすくれて見ゆ、北ハ富士の麓にて、東西へはる〳〵となかき沼あり、布をひけるかことし、山のみとり、陰をひたし、空も水もひとつなり、芦かり小舟所々にさほさして、むれたる鳥おほくさり来たる、南ハ海のおもて遠く見わたされて、雲の波、けふりのなミ、いとふかき詠なり、すへて孤島の真砂にさへきりなし、わつかに遠孤の空につらなれるをのそむ、こなたかなたの眺望、いつれもとり〳〵に、心ほそし、原にハ、しほやのけふりたえ〳〵立わたりて、浦風松の梢にむせふ、此原昔ハ海の上にうかひて、蓬来の三の嶋のことくに有けるによりて、浮嶋と名付たりと聞にも、をのつから神仙の栖にもやあるらん、いとゝおくゆかしく見ゆ、

影ひたす沼の入江に富士の根の　烟も雲も浮嶋か原

と詠せり、やかて此原につゝきて、千本の松原と云所あり、海の渚遠からす、松はるかに生わたりて、緑の陰きハもなし、沖にハ舟共行ちかひて、木の葉のうける様に見ゆ、彼千株の松の本に雙峰の寺、一葉の舟の中の万里の身と作れるに、彼も是もはつれす、眺望いつくにもすくれたり、

見わたせは千もとの松のする遠ミ　みとりにつゝく浪のうへかな　と長明よめり、彼千本の松原ハ、勝頼時代海賊のためのさハりとて切捨けり、今ハ其名はかりそ残りける、

(1)武田勝頼。(2)北条氏直。(3)沼津市。(4)駿河湾。(5)沼津市・富士市。(6)沼津市。(7)富士市。(8)狩野川

の川口の部分。(9)物事をする場所。現場。七二一号註(3)参照。(10)駆く。進撃する。(11)富士山南麓の駿河湾に面する海岸一帯。(12)底本のルビには「ときのこゑ」とある。(13)鴨長明。鎌倉時代初期の歌人。随筆「方丈記」の作者。五十歳で出家し鎌倉へ下っている。(14)「東関紀行」(一五〇号参照)の異称の一つ。同書の作者には諸説あるが、正保五年(一六四八)版本「鴨長明道の記」は鴨長明とする。「北条五代記」はこれよりさき元和年間(一六一五～二四)の成立であるとされる(三六八号註(1)参照)ことより、鴨長明説は正保版本より遡るとみることもできる。ただし長明自身は建保四年に没しているため、作者には相当しない。(15)都良香。平安時代前期の漢学者。(16)「富士山記」(二一一・二五・三〇号参照)のこと。

閏三月十八日、武田氏、穴山信君に、北条氏政が深沢城に出陣してきたことなどを報じる。

八六〇　武田家朱印状

東京大学史料編纂所所蔵文書
○東京都

覚

一氏政(1)去十五(2)向深沢(3)出張、御厨中(4)之民家少々放火、昨日者無指行、足柄麓(5)居陣之由候事

付、敵退散たらハ、可及一左右(6)候之間、可有出府(7)之事

一家康重而催揆(8)之由候き、虚実如何、聞届度候事

一其表之諸城(9)へ、用心普請等無由断(10)様、節々可被加催促事

一丸子(11)之当番無衆之由風聞候哉、一段不審候事

付、小幡(12)・内藤(13)人数積(14)之事

一樹木・屋敷事

付、金柑事

以上

閏三月十八日(15)　竜朱印(16)

陸奥守(17)殿

(1)北条氏政。(2)閏三月十五日。(3)深沢城。御殿場市。元亀二年以来武田氏の属城であった。(4)御殿場市。(5)小山町と神奈川県南足柄市の境の足柄山の麓。ここでは小山町

側と考えられる。(6)いっそう。一報のこと。(7)甲斐国府中(山梨県甲府市)に参上する。(8)徳川家康。(9)事を催すことか。(10)江尻城(清水市)とその周辺地域。(11)「油断」の宛字。(12)丸子城。静岡市。(13)実名不詳。武田氏家臣。九五五号にもみえる。(14)上野国箕輪城(群馬県箕郷町)の城将内藤昌月の一族か。(15)天正八年。四月九日付北条(きたじょう)安芸入道(高広)宛武田家朱印状写(「歴代古案」十七)に「今度氏政御厨へ行事」とみえる。(16)武田氏使用家印。(17)穴山信君。六八三号註(10)参照。

六一　穴山信君書状写(折紙か)　楓軒文書纂(1)　四十

此書状、先日之ひきやくめしよせ、たさなわ(2)へこすへく候、山中のやく(3)所(4)の事ハ、い田村(5)たのミニて、てかたをとりこすへく候、新左衛門(6)ぬまつへかへり候者、小田ハら(7)へこすひきやくのよし申候て、其方文をこし、てかたをとり候てこすへく候、ふあんないの者にて候者、よく〳〵申おしへ、こすへく候、恐々謹言、

九月十日(8)　　信君(9)(花押)

佐野兵左衛門尉(10)殿

(1)ふうけんもんじょさん。小宮山昌秀(楓軒)が編纂した文書集。江戸時代後期、文化・文政年間(一八〇四～三〇)に成立。(2)不詳。(3)山中城。三島市。北条氏の支城。(4)役所。関所。(5)不詳。(6)不詳。(7)小田原城。(8)年次不詳。前号文書の穴山信君にかけてしばらくここに収める。(9)穴山信君。(10)実名不詳。永禄五年四月十五日付望月藤左衛門尉宛の穴山信君朱印状写(「甲州古文書」所収「旧初鹿島村(山梨県早川町)藤左衛門文書」)の奉者として、佐野兵左の名前がみえる。同一人物か。

五月七日、武田勝頼、鈴木若狭守らに、欠落した室伏内膳らの名田・屋敷にかかる年貢の上納を命じる。

六二　武田勝頼朱印状　鈴木光明氏所蔵文書　○御殿場市御殿場

定

室伏内膳(1)・新左衛門(2)・太郎左衛門・四郎左衛門・甚四郎・三郎左衛門、以上六人、敵地(3)へ令闕落之上者、彼名

田・屋敷等相拘、請浄円(4)指図、年貢所当(5)無未済地頭へ可致弁償之由被仰出者也、仍如件、

天正八年　　安西伊賀守(6)奉之
五月七日
□(獅子印)(7)
鈴木若狭守(8)
同　和泉守(9)
湯山豊後守(10)

(1)実名不詳。「室伏系図」(『小山町史』第一巻所収)によれば、室伏氏は戦国期に駿河国生土(小山町)に住していたことがみえる。(2)以下五名不詳。(3)ここでは北条氏の支配領域のこと。(4)実名不詳。八二八号にもみえる。(5)年貢を指す場合が多いが、その他公事や名主の得分などをいう場合もある。(6)実名不詳。武田氏家臣。(7)武田勝頼使用印。(8)実名不詳。六一八号にもみえる。(9)実名不詳。鈴木若狭守の一族とみられる。(10)実名不詳。竹之下(小山町)の住人。

八月二十日、武田勝頼、穴山信君に、興国寺城より連行した捕虜の話などを伝え、防備させる。

八六三　武田勝頼朱印状　武藤一郎氏所蔵文書

急度染一筆□　□者、去十七□　□例(1)式不可有珍備歟、雖然、諸城(2)大破□節(3)候之条、堅固之仕置無疎略様、諫言任入候、一氏政(4)行何にても可成置儀無之条、可築地利歟、至其儀者、家康(5)も可打出候之間、田中(6)・小山(7)・天王山(8)以下、其表之諸城用心仕置等無由断(9)様、不打置催促尤候、一幸諸卒当地在陣候之間、先明日五三輩立遣之、一左右次第可出馬候、有其意得、各在陣之支度可被申付候、一自興国寺(10)指越候生捕如口説者、去大風雨ニ、敵船為始安宅(11)悉破損之由候、弥海賊(12)之行不可叶候、猶東西之敵説被聞届、注進肝要候、恐々謹言、

八月廿日(13)　　勝頼(14)
梅雪斎(15)　　□(印文「勝頼」)

(1)きまりの儀式・作法。(2)八六〇号註(10)参照。(3)

「時節」か。(4)北条氏政。(5)徳川家康。(6)田中城。藤枝市。(7)こやま。小山城。吉田町。(8)清水市宮加三の小字天王台か。(9)油断。(10)興国寺城。沼津市。(11)安宅船(あたけぶね)。戦国時代から江戸時代初期にかけて建造された大型の軍船の総称。(12)海賊という語には賊の意味もあるが、ここでは水軍(海上戦力)をさす。四八七・七一七号にもみえる。(13)八六〇号と関連することにより、天正八年か。(14)武田勝頼。(15)穴山信君。

辰(6)
十二月十六日　跡越(7)◯(印文不詳)

興津藤六(8)殿へ

(1)沼津市。(2)七七二号のことであろう。(3)いずれも次の跡越のように姓と官途の一字ずつを略記したもので、人物を指すが、特定できない。(4)「之候」の誤りか。(5)実名不詳。七七二号註(7)参照。(6)跡部勝忠が、武田勝頼時代の奉者を勤めていることより天正八年。(7)跡部越中守勝忠。武田氏家臣。(8)実名不詳。

十二月十六日、跡部勝忠、興津藤六に、愛鷹下社の社領を安堵し、軍役を命じる。

八四　跡部勝忠朱印状(折紙)　桃沢神社所蔵文書　◯沼津市青野

追而如父藤左衛門(5)不可有御相違候、其上相当之知行被仰付候、者軍役可被相勤候、以上、

阿野之庄(1)神領、被任先御印判(2)旨、無異儀相拘、如年来拾五俵宛西土・朝佐(3)可被相渡候之(4)、此外荒地余分之儀者、令所務相当之奉公可被相勤者也、

十二月十九日、武田勝頼、御宿綱貞に父友綱の所領の相続を安堵する。

八五　武田勝頼判物　村松定孝氏所蔵文書　◯山梨県市川大門町

(懸紙ウハ書)
「御宿若丸殿　勝頼」

定

一御宿(1)段銭共(2)百弐拾貫文
一千福(3)段銭共百三拾九貫九百四拾三文

一菅古(4)段銭共拾壱貫文
一棚頭(5)段銭共八貫文
一平山(6)段銭共廿八貫七百廿壱文
一焼津百四拾俵
一丸子(7)七拾壱俵
一油野(8)五拾貫文
一沢田名倉名六拾壱貫文
一久足(9)百貫文、半田兵部丞(10)知行得替(11)(12)也、

以上、五百八拾壱貫九百六拾四文

右任父監物(13)譲与之旨、如此出置候、向後弥抽戦功可相勤軍役、猶依奉公之忠、可令重恩者也、仍如件、

天正八年庚辰十二月十九日　　勝頼(14)(花押)

御宿若丸(15)殿

定む。

右、父監物譲与の旨に任せ、かくのごとく出だし置き候。向後いよいよ戦功を抽(ぬ)きんじ軍役を相勤むべし。



なお奉公の忠により、重恩せしむべきものなり。よって件のごとし。

(1)裾野市御宿。(2)「段銭共」とは段銭と年貢の合計のこと。ふつう段銭は大名が収取し、年貢は家臣の領主が収取するが、ここではその両方を御宿若丸に宛行われていることがわかる。(3)裾野市千福。(4)不詳。小山町菅沼か。(5)小山町。(6)静岡市。(7)静岡市。(8)芝川町。(9)沼津市。(10)山梨県勝沼町休息。七七九号にもみえる。(11)実名不詳。(12)領主がその所領を取り上げられること。(13)御宿友綱。七一六号註(8)参照。(14)武田勝頼。(15)御宿綱貞。「葛山家譜」(別冊系図集四号)参照。

○本文書は検討の余地がある。

(1)五五〇頁に写真掲載。(2)「三荷」か。酒樽のこと。(3)「委細」か。(4)実名不詳。(5)年次不詳。便宜本書採録の武田勝頼判物の最後に合叙する。(6)武田勝頼。(7)実名不詳。五七四・六四六・六九四号にもみえる。

八六六　武田勝頼書状写(1)　古今消息集　八　○国立公文書館内閣文庫所蔵

為改年之祝詞、三□(2)到来快然候、委□(3)七屋右衛門尉(4)可申候、恐々謹言、

正月廿四日(5)　　勝頼(6)

御宿左衛門尉(7)殿

十二月二十一日、北条氏光、植松佐渡守に、本領神山などの知行の回復を約束する。

八六七　北条氏光朱印状(折紙)　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

本領五拾貫文、如先御証文(1)之、御本意之上、神山(2)幷反銭ニ而無相違可被下置者也、仍如件、

庚辰(3)(印文「桐圭」(4))
十二月廿一日

奉
柳下(5)

植松佐渡守(6)殿

(1)六七三号を指す。(2)御殿場市。(3)天正八年。(4)北条氏光使用印。(5)実名不詳。八七三号にもみえる。(6)実名不詳。八二七号註(5)参照。

天正九年　辛巳(一五八一)

三月二十一日、北条氏、山角定勝・布施康朝に、清水八幡社の竹木伐採を禁じ、保護させる。

八六　北条家朱印状　清水八幡神社所蔵文書　○清水町八幡

掟

右、八幡(1)之森竹木一切不可伐、自今以後可相林(2)、万乙(3)伐者有之者、見逢搦捕可申上者也、仍如件、

辛巳(4)
三月廿一日(印文「禄寿応穏」(5))

山角紀伊守(6)
布施弾正左衛門尉(7)

(1)清水八幡神社。清水町。(2)あいはやす、と読むか。(3)万一。(4)天正九年。(5)北条氏使用家印。(6)山角定勝。(7)布施康朝

三月二十八日、北山本門寺、武田氏奉行所に、興国寺城

奉行衆らの印判をもって、西山本門寺が寺内・門前などを闕所としたことなどを訴える。

八六九　北山本門寺申状案　本門寺所蔵文書　○富士宮市

謹申上条々

一今度西山日春(1)相構(2)虚言、□□ニ御上意(3)ぉ申掠、依令言上子細、為御奉行(4)増山権衛門(5)幷興国寺(6)之奉行衆、以御印判寺内幷坊中門前迄押入、令闕所(7)之事

一当寺従開山日興(8)弟子日妙(9)ニ本門寺本尊(10)等授与、及三百年(11)。為顕然事　付タリ八通之置状(12)ニ超過之証文相承等数通有之、

一本門寺仏法之奉行本六人新六人(13)(14)、其中ニ日代八通之置状、是者惣門中披露之儀、但本六人之第三番目日秀(15)阿闍梨(16)之跡、幷本尊授与有之、然者何可為本門寺之上人哉、

一日興帰寂(17)以後、弟子中先義之法理評定之時、日代(18)者本迹(19)迷乱、師敵対故、従惣門中一同ニ擯出(20)之、仍西山ニ引籠寺ぉ立、従近年末弟本門寺与名乗、返而誑惑(21)之段、誤事、

一先方今河之代ニ、此条落着之旨、氏親(23)之証判(24)有之、当御代へ如前々御判形被下者也、

右、此等之条々、早速御披露所仰候、以上、

天正九年辛巳　　富士山

三月廿八日　　本門寺(25)

御奉行所(26)

付、日代致迷故(22)後、嫡々□　□加之今改本門寺与名乗、謬之中為

(1)西山本門寺。芝川町。日蓮宗。開山は日代。日代は師の日興から重須郷の本門寺を譲られ後を継いだが、壇越石川氏と不和になり、本門寺を出て当地に移り、当寺を創建した。山号は富士山。戦国期に至り北山本門寺にたいし日興の正統な法脈は当寺にあると主張している。(2)元禄五年(一六九二)五月九日付西山本門寺二十代日円執筆の「富士山西山本門寺由緒書」(『静岡県史料』第二輯)の「一当山血脈相承次第」によれば、日春は、日蓮から数えて十三代目にあたる。(3)武田氏の意向。(4)武田氏の奉行。(5)実名不詳。(6)興国寺城。沼津市。(7)寺領等をすべて没収すること。(8)

本門寺を創建した僧。日蓮の本弟子六人の一人。日蓮宗富士派(日蓮正宗・本門宗)の祖。(9)日興の弟子。(10)北山本門寺。富士宮市北山重須。山号は富士山。開山の日興没後は、石川氏の外護をうけた日妙の法流と、西山本門寺を開いた日代の法流とに分裂した。(11)日蓮宗では、「南妙法蓮華経」を中央に大書し、左右周囲に諸尊を墨書した十界曼陀羅を本尊という。(12)置文のこと。元徳四年二月十五日付日興置文写(「西山本門寺由緒書」、『静岡県史』資料編中世一)参照。(13)日蓮の弟子。日目・日花・日秀・日禅・日仙・日乗。(14)日興の弟子。日代・日澄・日道・日妙・日豪・日助。(15)日蓮の弟子。丹波阿闍梨と号す。日蓮葬送に参列。日蓮廟所守護の輪番を担当。(16)あじゃり、あざり。天台・真言の僧の位の一つ。伝法灌頂を受けて授かる。(17)没すること。(18)日興の付法弟子。(19)法華経の本門と迹門(本迹二門)のこと。永遠の人格的生命と宇宙の統一的真理のこと。(20)ひんしゅつ。しりぞけること。(21)きょうわく。人をたぶらかし惑わすこと。(22)「迷乱」の誤字。(23)今川氏親。(24)永正十二年六月二十六日付本門寺日国上人宛今川氏親判物(「北山本門寺文書」、『静岡県史』資料編中世三)を指す。(25)北山本門寺。(26)武田氏の奉行所。

三月、武田勝頼、徳川家康の攻撃に備えて、沼津城に高坂源五郎、戸倉城に海野信親の軍勢を配置する。

八七〇　北条記　五　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

戸倉合戦之事

(中略)

去程ニ、天正九年三月、勝頼(1)持ノ城遠州高天神(2)ヲハ、家康公(3)ヨリ人数ヲ掛ケ責取給フ、其後、駿河持舟(4)ノ城ヲモ、家康公ヨリ責落ス、勝頼大ニ驚キ、何様伊豆境ノ城ヲモ、小田原(5)ヨリ攻ラレテハ叶ハシトテ、沼津ヘハ高坂弾正(6)カ子源五郎(7)ヲ大将トシテ、二百余騎ノ加勢アリテ、戸倉(8)ノ城ヘモ、勝頼ノ兄海野竜宝(9)ノ人衆信濃・海野組二百余騎ニテ籠リケル、

(1)武田勝頼。(2)高天神城。大東町。(3)徳川家康。(4)用宗城。静岡市。(5)北条氏。(6)高坂昌信。天正六年没。

(7)実名不詳。(8)清水町。(9)海野信親、武田晴信(信玄)子。江戸時代、高家武田氏の祖とされる。

五月二十六日、北条氏光、竜雲寺に、寺中棟別銭を免除し、竹木伐採を禁じる。

八七一　北条氏光朱印状　竜雲寺文書

一従寺中出棟別百八文赦免申事
一於寺中構、竹木仮初ニも(1)伐義令停止候、於用所(2)者、何時も以印判可申届間、其時者速ニ可申付候、於無印判者、何れ之面々一筆有之共不可伐事
右、定所如件、

天文九年
辛巳五月廿六日(印文「桐圭」(3))
瀧雲院(4)

(1)かりそめにも。(2)必要の際の意。(3)北条氏光使用印。(4)竜雲寺。沼津市。

六月十九日、北条氏、足柄城と相模国浜居場城との往還道の通行を禁じる。

八七二　北条家朱印状写　相州文書　○国立公文書館内閣文庫所蔵

掟
右、はまいはと(1)足□□(2)間之道往還之事、一切令停止畢、自然為大途(3)之用、橋を掛置候、非下知而従双方之通用、猶以堅令制候、例式者橋□(4)(5)はつし可置、幷彼引橋ニ番屋を作、昼夜守手を置、自然伝道(6)をも致者有之者、則搦捕、可遂披露候、此条々若妄之由、至于聞届者、はまいは当番頭(7)、何時も可処厳科者也、仍如件、

辛巳(8)六月十九日(印文「禄寿応穏」(9))

(1)浜居場城。神奈川県南足柄市。(2)「足柄之間」。足柄は足柄城。小山町と神奈川県南足柄市にかけて。(3)だいと。大事。北条氏の場合、当主を指すことがある。(4)常例の法式。通常は、の意。(5)「を」か。(6)つたい道。(7)浜居

場城の当番衆(八九九号註(1)参照)の頭(かしら)。(8)天正九年。(9)北条氏使用家印。

六月三日、北条氏光、植松佐渡守に、獅子浜の新船造立を命じ、諸役免除を約束する。

八七三　北条氏光朱印状(折紙)　植松徳氏所蔵文書　○沼津市獅子浜

於獅子浜(1)新船出来之様ニ可走廻候、諸役之儀ハ可赦免候、年貢之儀をハ、船之随大小相当程可申付候、其方油断故新船無出来候間、精ニ入船数可仕立者也、仍如件、

辛巳(2)(印文「桐圭」(3))
六月三日　　柳下(4)奉

植松佐渡守(5)殿

(1)沼津市。口野五ヶ村の一つ。五一一号註(6)参照。(2)天正九年。(3)北条氏光使用印。(4)実名不詳。八六七号にもみえる。(5)実名不詳。八二七号註(5)参照。

六月、北山本門寺日殿、武田氏奉行所に、興国寺奉行らの印判をもって、西山本門寺が門前を闕所としたことや、日蓮・日興直筆の北山本門寺重書などの返還を訴える。

八七四　日殿申状案(1)　本門寺所蔵文書　○富士宮市

本門寺(2)　日殿(3)謹言上

当寺住持職幷相伝書物之事

一今度従西山被申掠、理不尽帯御印判、去三月十七日、為御奉行増山権右衛門尉幷興国寺奉行其外西山衆、押寄于当寺(4)、寺家門前悉闕所候、恐上意ぉ存之間、不及是非任彼等雅意(5)、同廿七日参上、于今在府(6)仕候事

一日蓮・日興御筆本門寺重書(7)事、至今年弐百五拾余年相伝歴然候、被及往古失却臓物(8)之沙汰之段、誠非拠(9)之至也、其上彼筆記幷絵像御遷化(10)之記録等、重須(11)ニ無之、剰無日代授与之裏書之条、日殿言上無相違之旨、曾禰下野守(12)茂被存候事

一西山八通之置状ニ、日代ニ本門寺授与之沙汰、一切無

其証拠候、幷二ヶ相承血脈次第(13)、是又日代ニ無授与候事

一日代重須退出事、建武元年甲戌正月七日、日興所立之法理、依違背之罪科、本六人已下之弟子衆幷旦那南条・石河(14)令列山擯出候、依之日代門派之儀、富士日興弟子中儀絶(15)事

一彼日代者、往古日秀遺蹟、従日興雖為相続、法理違背之間、譲状無所詮、遺跡于今□号□在之事

一本門寺日妙上人授与之段、為末代日代定証人書写之、証拠歴然候上者、争可及異論哉、此証文委被遂高覧者、不可有紛事

一日妙上人本門寺三堂(16)本尊幷寺家、唯授一人相伝之間、衆檀(17)儀定分明候、猶以如右言上、弐百五十余年。已前之儀、今度造意、第一御国法違背之罪科、旁以(18)不可軽、法門付属之儀者、一向不可混本門寺譲与、以五人配当之付属証文、可為明鏡事

右条々、於御不審者、富士門派之諸寺ニ被成御尋、早被棄置非拠之族、重書等被返下、預本門寺安堵之御下知者、可忝畏入存者也、仍粗謹言上如件、

天正九年辛巳　六月　日

本門寺

日殿

御奉行所

(1)八六九号参照。(2)北山本門寺。富士市。(3)永禄十三年八月十三日付今川氏真判物(「北山本門寺文書」、『静岡県史料』第二輯)に、日蓮より「的々相承」を安堵されていることがみえる。(4)北山本門寺。(5)勝手気まま。(6)駿府(静岡市)に滞在。(7)じゅうしょ。貴重な書類。寺に伝わる重要文書。八六九号にみえる本尊・置状など。(8)ぞうもつ。盗品のこと。(9)道理によらないこと。(10)高僧(ここでは日蓮のこと)の死去をいう。(11)富士宮市。北山本門寺を指す。(12)曾禰昌世。八三七号では内匠助としてみえる。(13)けちみゃくしだい。師から弟子へ法脈を伝えた文書。(14)日興は、日蓮の他の弟子と対立し、南条・石河両氏の援助をえて、重須北山本門寺を創建し、日興門流(富士門流)を広めた。

(15)「義絶」の宛字。(16)日蓮御影堂・本化垂迹天照大神宮・法華本門寺根源の三堂のこと。北山本門寺所蔵の永仁六年二月十五日付棟札銘写(『静岡県史』資料編中世一)参照。(17)衆僧の檀議。(18)かたがたもって。

七月二十四日、北条氏、木瀬川の内大平などを所領とする池田孫左衛門尉の軍役を定める。

八七五　北条家朱印状　小田原市立郷土文化館所蔵文書

池田孫左衛門尉(1)

百卅一貫六百文　中郡富田(2)・(3)小柳(4)之内

一百九拾壱貫六百文　此内五十貫文　西郡杉崎(5)(6)分

拾貫文　喜瀬川之内於大平(7)被下、

此着到(8)

二本　大小旗持　皮笠・具足

一本　指物持　仕立同

一張　歩弓侍、仕立金頭・金甲立物・具足、指物何ニ而も、

一挺　歩鉄砲侍、仕立同理

十二本　鑓二間々中柄、仕立皮笠・具足

六騎　馬上、仕立甲大立物・具足・手蓋、指物何ニ而も、

此内二騎、馬鎧金

三人　歩者、皮笠・具足、馬廻ニ可召連

以上廿六人　自分

廿八貫文　於大平被下

一百七拾七貫五百文此内卅七貫五百文　中郡岡崎(9)給田(10)

百十二貫文　御蔵出

一騎合侍十四人

此給小割(11)者、依人之上中下、池田可為計次第、但従前々相定、取来寄子(12)者、可為其分、新儀者、可得御意、

此着到

四張　弓持、仕立皮笠・具足

拾本　鑓二間々中柄、仕立皮笠・具足

拾四騎　馬上、仕立甲立物・具足・手蓋、指物何ニ而も、

以上廿八人

一弐拾貫文、於大平被下、歩鉄砲侍二人、仕立金頭・金
甲立物・具足、指物何にても
合五拾六人　着到辻(13)
此内
二本　大小旗持
一本　指物持
五張　弓
三挺　鉄砲
廿二本　鑓
廿騎　馬上、何も指物可指、
三人　歩者
以上五拾六人

右、着到帳、従御隠居(14)被渡下候間、相写遣候、自今以後弥入精、聊無相違様肝要候、殊弓・鉄砲取分専一候、其外於虎口(15)、何も〳〵用ニ立様、兼日手堅仕置ニ極候、毎度之備ニ相改、着到之内、一騎一人令不足儀有之者、分明ニ其断可披露、着到之品々委細ニ見届、猶以無相違様可走廻候、如此定上、令無沙汰者、可処厳科者也、仍如件、

天正九辛巳七月廿四日　(印文「禄寿応穏」)(16)

池田孫左衛門尉殿

○本文書の紙継目裏二箇所に印文「調」の朱印が捺されている。

(1)実名不詳。(2)北条氏が相模国で用いた郡名で、相模川以西を東西に分けた内の東の地域をいう。(3)神奈川県厚木市。(4)厚木市。(5)北条氏が用いた郡名で、ほぼ相模国足柄上郡と下郡とを合わせた地域にあたる。(6)比定地不詳。(7)木瀬川。地域名。沼津市。ただ、大平(沼津市)はこの木瀬川に含まれず、本史料の記載は検討を要する。(8)七九〇号註(1)、及び(4)から(10)を参照。(9)神奈川県平塚市・伊勢原市。(10)知行地から徴収するのではなく、北条氏の蔵

から直接に俸禄として受け取る分。(11)わりあての意。(12)五七〇号註(5)参照。ここでは池田孫左衛門尉に預けられた北条氏の下級家臣。(13)合計。(14)北条氏政のこと。氏政は、天正八年八月に氏直に家督を譲り、隠居する。(15)こぐち。ここではいざという時、重大な局面をいう。(16)北条氏使用家印。

八月十三日、北条氏政、岡本政秀に、戸倉城の普請の大概を報告させる。

五七六　北条氏政書状(竪切紙)　服部玄三氏所蔵文書

徳倉(1)之普請、川一瀬(2)ニ候間、則打越見届、大積(3)を明鏡ニ致尤候、謹言、

八月十三日(4)　　氏政(5)(花押)

岡本越前守(6)殿

(1)戸倉城。清水町。(2)川ひとつ隔てた程度の近さ。(3)おおよその見積もり。(4)北条氏政の花押形より天正九年と考えられる。(5)北条氏政。(6)岡本政秀。

八月三十日、武田勝頼、曾根河内守に、三枚橋城普請を信州衆に行わせるよう命じる。

五七七　武田勝頼朱印状　堀内家現蔵文書

廿八日申刻之書状、具(1)令披覧候、一敵至山中(2)(3)退散候歟、無是非候、猶有替儀者、注進尤候、一沢田(4)破損所令再興、当時可成置普請就無之、信州衆何も沼津(5)之普請被申付之由可然候、一小笠原須沢(6)(7)迄帰陣之由尤候、尚各相談、普請仕置等無疎略催促肝要候、恐々謹言、

八月卅日(8)　　勝頼(9)［　］(印文「勝頼」)

曾　河内守(10)殿

(1)つぶさに。(2)北条方。(3)山中城。三島市。(4)沼津市の沢田か。破損所が何を指すかは不詳。(5)三枚橋城。沼津市。(6)実名不詳。(7)白根町。(8)十月二十九日付曾根河内守宛武田勝頼朱印状(八八〇号)、天正十年二月二十九日

付北条氏邦宛氏政書状(八九一号)よりみて天正九年と考えられる。(9)武田勝頼。(10)「曾根河内守」の略記。実名不詳。武田氏家臣。

九月六日、信経、二岡社禰宜一右衛門尉に、御厨より来た禰宜を上意によって白根に留め置き、身元を保証する。

八七八　信経判物(折紙)　内海文書

ミくりやより来禰き(1)(2)、我々ニ御預ケニ付而、以御意白根(3)ニ指置候、然者於彼者少も不可有不審候、為其一札指遣者也、仍如件、

巳(4)九月六日　　信経(5)(花押)

禰き　一右衛門尉(6)殿

(1)鮎沢御厨。御殿場市。(2)禰宜。(3)不詳。(4)『御殿場市史』第一巻により、しばらく天正九辛巳年としてここに収める。(5)姓不詳。(6)『御殿場市史』によれば二岡神社家の系図には同社第十八代とみえる。

九月十三日、北条氏直、金沢与五郎に、沼津における戦功を賞する。

八七九　北条氏直感状(折紙)　漆原文書

去月向沼津相動、宿城(1)仕払候砌、敵一人窪田与七郎(2)与致相討候、高名誠神妙候、弥可走廻候也、

九月十三日(3)　　(花押)(4)

金沢与五郎(5)とのへ

(1)しゅくじろ。集落を内にかかえ、それらと一体となった城構。(2)実名不詳。沼津城に近接する泉郷(清水町)に百姓分であるが多くの人間をかかえていた窪田十(郎)左衛門(七四三・八四三号参照)がいる。同姓ということで関連するか。(3)前号および次号以下より、この年、北条氏と武田氏が、沼津及び近辺で争っており、その間の感状と思われるので、ここに収める。(4)北条氏直。(5)実名不詳。

十月二十九日、武田勝頼、曾根河内守に、戸倉城主笠原政堯(松田新六郎)の内応などについて指示を与える。

八〇　武田勝頼朱印状　堀内家現蔵文書

廿七日之書状遂披見、得御意候、一如顕先書候、今度松田新六郎(1)忠節(2)無比類候、併其肝煎(3)故候、一戸倉(4)へ之加勢以出合被相移之由尤候、弥人数無不足指籠、堅固之仕置専一候、一松新家(5)中長敷者(6)之人質、早速加催促、可被請取儀肝要候、一近郷之地下人太略(7)召連、妻子戸倉へ相移候之由可然候、一自泉頭(8)出足軽候之処、為始安井次太夫(9)、戸倉衆出合、城内へ追入、近辺之郷村放火之由心地好候、一松新人数並ニ地下人等戸倉ニ有留候輩、又敵地へ退候者共、慥(10)被聞届注進尤候、一獅子浜(11)之儀、自落候(12)否(13)聞届度候、一為始梅雪斎(14)、信・上(15)之諸卒、今朝指立候キ、至著城者、毎事可有相談候、勝頼(16)も不日(17)ニ可出馬候、猶敵説(18)被聞届、節々注進尤候、恐々謹言、

十月廿九日(19)　　勝頼(印文「勝頼」)

曾禰河内守(20)殿

(1)笠原政堯、松田憲秀子。北条氏家臣笠原氏の養子となる。七八二号参照。(2)北条方の戸倉城主である松田新六郎が、武田方に内応したことをいう。(3)松田新六郎の武田方への内応を周旋したこと。(4)戸倉城。清水町。(5)松田新六郎の略記。(6)おとなしきもの。主だった者。(7)「大略」。(8)泉頭城。清水町。(9)実名不詳。八五〇号にみえる安井左近大夫と同一人物か。(10)たしかに。(11)獅子浜城。沼津市。(12)戦わずして城を捨て逃げ去ること。(13)そうろうやいなや。(14)穴山信君。江尻城(清水市)城主。六八三号註(10)参照。(15)信濃国と上野国。(16)戸倉城に着くこと。(17)武田勝頼。(18)ふじつ。日をおかずに。(19)敵方の方針・意向のことか。(20)松田新六郎(笠原政堯)の武田方への内応のことより、天正九年。(21)実名不詳。八七七号にもみえる。

十一月十日、武田勝頼、戸倉城笠原政堯が武田方へ内応したことを、上杉景勝に報じる。

八一　武田勝頼書状(切紙)　上杉文書　イ

（懸紙ウハ書）
「上杉殿　　勝頼」
（端裏）
「（墨引）」

新館之普請令出来之旨、被聞召及、為祝詞、三種(2)幷柳(3)五十贈給候、誠御入魂之至、不知所謝候、内々近日可移居心底ニ候之処、氏政家僕松田尾張守(4)次男笠原新六郎(5)、豆州戸倉(6)之在城(7)、不慮ニ属当方幕下候之条、為彼国仕置、令出馬候之故、遅引候、如何様帰陣之節、以使者可申達候、恐々謹言、

十一月十日(8)　　勝頼(9)（花押）

上杉(10)殿

（1）新府城。山梨県韮崎市。（2）酒の肴のこと。（3）京都の柳酒屋（中興氏）で作られる美酒の銘。（4）北条氏政。（5）松田憲秀。（6）笠原政堯。（7）戸倉城。清水町。駿・豆の境にあることから「豆州」と伝えられたのであろう。（8）「豆州戸倉在城」と記された笠原政堯の武田氏内応を報じた文書が、次の二通みられるが略した。十一月二十二日付上杉景勝宛武田勝頼書状（「上杉文書」）、十一月二十四日付岡本元悦・氏元宛梶原政景書状写（「武州文書」）。（9）前号同様、天正九年。（10）武田勝頼。（11）上杉景勝。

○以下、戸倉合戦に関する史料をかかげる。

八二　北条記　五　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

戸倉合戦之事

駿河国ハ、勝頼ノ分国ナレハ、伊豆境ノ城、沼津高国寺(1)ヲ初トシテ、加勢ノ兵ヲ籠メ、小田原(2)勢ヲ防カントス、依之、小田原方ニモ、伊豆国ノ城々共ニ、猶加勢ヲ籠メタマフ、長久保ノ城(3)ニ志水太郎左衛門尉(4)、戸倉ニハ北条右衛門佐(5)、獅子浜(6)ニ大石越後守(7)、泉頭(8)大藤長門守(9)・多目周防守(10)等在城ス、然ルニ、此戸倉ノ城ニ、北条右衛門佐替リニ、小田原ノ老臣松田尾張守カ一男笠原新六郎籠リケルニ、此新六郎、家老ノ長男ニハ有シカトモ、コヽロ様賤シク、武芸ノ道モ無器用也、然而、猶官位モ人ヲコ

サント望ミ、功少ナシトイヘトモ、忠賞世ニ越ント思心有シカハ、折ニフレテ不忠ノ振舞ノミ多カリケル、然間、利根聡明ナル御屋形ニテ、氏直、是ヲ御覧シ知リテ、無左右近付給フ事ナク、御外様ノ体ニモテナシ給フ、新六郎、是ヲ安カラス思ヒシカトモ、当時一家老ノ養子ナレハ、謀叛ヲ起スニ及ス、年月ヲ送リケル処ニ、甲州ヨリ内々タハカリケルハ(11)、戸倉ハ伊豆ニトリテモ、駿河ノ境沼津ノ城ニ相双ヌ、如何ニモシテ、戸倉ヲタタニ取ナハ、伊豆ヲ取ヘキ計議イクソモアリトテ、様々音信言ヲイヤシク礼ヲ厚クカタラヒ、以来ハ伊豆ノ守護ニナシ、縁者ニナスヘキ由タハカリシカハ、新六郎、本ヨリ大欲深キ者ナリシカハ、頓而不義ノ振廻ヲナシテ、甲州ヘ降参シテ、小田原ヘ敵ヲナス、此由、小田原ヘ聞エシカハ、是ヲ指置ハ、ユヽシキ大事ナルヘシトテ、カノ戸倉ノナラヒ大平(12)ニ向城ヲ取タテ、北条右衛門佐氏貞(13)、千余騎ニテ籠リ給フ(14)、

(1)興国寺城。沼津市。(2)北条氏の軍勢。(3)長泉町。(4)清水正次、康英子。北条氏家臣。(5)北条氏光。七四五号註(10)(11)参照。(6)獅子浜城。沼津市。(7)実名不詳。(8)泉頭城。清水町。(9)実名不詳。大藤政信(七一八・七二六・八八六号にみえる)の一族か。(10)多米とも。実名不詳。北条氏家臣。天正十八年上野国西牧(群馬県下仁田町・松井田町)で討死。(11)計略を用いてだます。(12)沼津市。(13)「氏光」の誤りか。(14)以下、八七〇号につづく。

八八三　桜井武兵衛覚書　桜井文書

我等はしりめぐり之覚書(1)

(中略)

一とくら(2)ニ而、松田新六郎(3)逆身之時、泉かしら(4)御番(5)ニおり、湯河表(6)ニ而かけ合之時、朝比奈又太郎(7)馬ヲ入泉かしら衆ヲおいくづし、うたせ申候所ニ、われら一人返し、又太郎ヲ二鑓つき申候、それより、おいとまり候、其時高名仕候、瀬戸与兵衛(8)と申者、唯今尾張ノ名古屋ニおり申候事、

（中略）

此外人なミニしゆび(9)ヲ合候事、度々多御座候へとも、
不申上候、

九月廿五日(10)　　桜井武兵衛(11)

（1）表題のように、桜井武兵衛が書き上げた軍功書。（2）戸倉城。清水町。（3）笠原政堯。（4）泉頭城。清水町。（5）城番として泉頭城に詰める。（6）清水町。（7）実名不詳。（8）実名不詳。桜井武兵衛が朝比奈又太郎に二鑓をついた戦功の証人であろうか。（9）首尾。（10）この日付は、覚書を上申した時のものである。（11）実名不詳。北条氏に従う。

八四　清水正花武功覚書　清水一岳氏所蔵文書　○群馬県高崎市

覚

御使江若被尋候半与(1)存思出之次第書立候事

一　安芸殿(2)如御存之、於富士御伝馬沢ニ、安馬与(3)申者を馬上ニ而、渡辺弥八郎(4)殿与申折也、大刀打申候、弥八郎殿出合互ニ切捨候、高名御感候事

一　富士城(5)近所ニ而、馬上乗懸馬上ニ而組候を、弥八郎殿助ヶ互ニ高名之事

一　信玄豆州江初而乱入之時(6)、自三嶋敵ニ取合、無相違走廻リ候故引退候、弥八郎殿父子共ニ我等屋鋪江御移候而存候事、口上故ニ、

（中略）

一　駿州長窪(8)我等城ニ而候時(9)、甲州方(10)ニ而沼津之城与岡野(12)・宮田・能登ニ而懸合、渡辺次郎右衛門(13)殿敵之時、彼御覧候通三人討取、其上次郎右衛門殿手極ニ而出合、治良右衛門殿壱人を心懸下立参リ走廻リ候事

一　我等城長久保之向城(14)取候手、鹿尾之城(15)江大働、某斗城極迄打破、大手ニ而敵壱人・雑兵拾人余討取候、此方ニ而者、広沢兵庫(16)・大藤小太郎・某外、其陣江何茂立候故、爰許ニ被有之、無隠走廻リ候事

一　光国寺(17)逗夜被申候、窪小屋江乗込候敵六人、自身討取候働之事

（中略）
一伊豆国笠原[18]、甲州江心替之時[19]、我等父子高名討取候事
一小田原江景虎[20]乱入時[21]、武州河越ヨリ道を留メ置候処、路次江馳出我等を初、生捕討取、乍去此者手柄ニ茂不存候事、
一遠州懸川之城[22]、今川殿[23]御籠城之時[24]、道を止メ之時、一切通路無之所江、我等遠国を無滞行路次ニ而、両人を数生捕候、其覚無隠候事
（中略）
又御尋も候ハヽ、御感状様子可申候、只今之御黒印、御感知行之証文共ニ候、人御見セ有間鋪候、尤興[25]ク申付候、以上、

十二月三日

正花[26]黒印

（1）「候はんと」と読む。（2）北条安芸守高広。（3）「御殿馬」を御殿場と解して、現在の御殿場市にあてるものもあるが、御殿場市の地名の起こりは、江戸時代初頭の徳川家康の御殿が築かれたことに発するもので、本号では比定できない。富士山麓の所々に、御殿場とか御殿原といった小字名がみえるが、いずれに比定しうるか不詳。なお、これらの字句を「於富士御殿、馬沢安馬」と読むことも可能であるが、その場合の富士御殿も、馬沢安馬も不詳である。（4）実名不詳。「北条氏所領役帳」の小田原衆にみえる同名のものか。（5）富士大宮城。富士宮市。永禄十一年から翌年にかけての武田氏の大宮城攻撃の時のことか。七五一号参照。（6）武田晴信。（7）元亀元年。七〇五号参照。（8）長久保城。長泉町。（9）北条氏方の城であった時。（10）武田氏。（11）三枚橋城。（12）以下三名いずれも不詳。（13）実名不詳。（14）不詳。長久保城に対面する城のことか。（15）不詳。（16）以下二名、実名不詳。（17）興国寺城。沼津市。（18）笠原政堯。（19）前号参照。この軍功状の内、駿東郡域に関係する記事の中で、年次が特定でき、もっとも後のものが本箇条である。このことより、便宜前号に合叙する。（20）上杉謙信。（21）永禄四年三月。（22）掛川市。（23）今川氏真。（24）永禄十二年。（25）よく。（26）清水正花。不詳。

十一月十五日、北条氏直、北見喜右衛門尉らに、戸倉城主笠原政堯が武田氏に通じたことについて、対応策を伝える。

八五　北条氏直書状　二見初右衛門氏所蔵文書

十三日之一翰、今十五参着、令披見候、仍駿州徳倉(1)之模様(2)無是非候、委細石巻左馬允(3)可申候、向彼地押詰築地利、軈可為出来候、恐々謹言、

十一月十五日(4)　　氏直(5)(花押)

北見喜右衛門尉(6)殿
富岡六郎四郎(7)殿
富永久太夫(8)殿

○宛所三行には、書き改めた跡がみられる。

(1)戸倉城。清水町。(2)城主笠原政堯が武田氏に内応(八八〇号以下参照)したこと。(3)石巻康敬。北条氏家臣。御馬廻衆。(4)「徳倉城之模様」の文言より、天正九年。(5)北条氏直。(6)実名不詳。慶長年間成立の「里見家分限帳」にみえる足軽小頭の北見喜右衛門と同一人物か。(7)富岡秀長。北条氏家臣。(8)実名不詳。

十一月二十八日、北条氏照、大藤政信が、興国寺表に軍勢を派遣し、敵衆を討取った戦功を賞する。

八六　北条氏照書状　大藤文書

(懸紙ウハ書)
「(折封墨引)(1)大藤式部少輔殿　奥州(2)(折封墨引)」

注進状只今至午刻到来、披見候、仍興国寺(3)表へ遣人衆、敵陣之於往復、敵数多打取、頸六到来、寔時分柄与云、感悦之至候、則小田原(4)へ披露申候、定可被成御書候、猶以手前堅固之備、可走廻事肝要候、恐々謹言、

霜月廿八日(5)　　氏照(6)(花押)

大藤式部少輔(7)殿

(1)文書を紙紐でひと巻きし、その上に墨書で封印したあと。

本文書の場合、懸紙の天地両端を折りまげ、上下二ヶ所を封印している。(2)陸奥守。ここでは北条氏照(氏康子)のこと。(3)興国寺城。沼津市。(4)北条氏当主氏直を指す。(5)八七九号註(3)と同様に天正九年か。(6)北条氏照。(7)大藤政信。七一八・七二六号にもみえる。

十二月十二日、北条氏、磯彦左衛門尉に、大平鷲津山水曲輪より上の伐採を禁じる。

八七　北条家朱印状写(折紙)　判物証文写　北条　○国立公文書館内閣文庫所蔵

鷲津山水曲輪(1)より上(2)ニおいて、不可木切候、各存其旨、堅可申付者也、仍如件、

辛巳(3)
十二月十二日(印文「禄寿応穏」(4))　　奉之
　　坪和伯耆守(5)

磯彦左衛門尉(6)殿
当衆中(7)

(1)鷲頭山。沼津市。北条氏が、戸倉城(清水町)防戦のため砦(新荘古城)を置いたという(「駿河志料」六十三)。(2)水堀のことか。(3)天正九年。(4)北条氏使用家印。(5)坪和康忠。(6)鷲津山明神(沼津市)の神主磯斎の一族か。(7)鷲頭山砦の守備にあたった軍兵。

八八　北条家朱印状写　判物証文写　北条　○国立公文書館内閣文庫所蔵

右之普請、当意之屋敷構一理ニ候間(1)、遂其塩味(2)、自今日三日中出来候様ニ可被相稼候、仍如件、

追而一騎合体迄(3)着到ニかけて可被申付、惣其分候、

十月廿三日(印文「禄寿応穏」(5))
(4)

山角上野守(6)殿

(1)屋敷構を当座の防備のため一通り堅固にすることなので。(2)えんみ。塩梅、吟味すること。(3)騎上武者から歩兵に至るまでの意か。(4)本文書が、前号文書と同様に鷲頭山明神神主磯家に伝わっていたものから、前号の鷲頭山砦に関係

する普請と考えられる。よって、年次不詳により、しばらく前号にかけてここに収める。(5)北条氏使用家印。(6)山角康定、定勝兄弟。

十二月、笠原政堯及び武田勢、大平城を攻撃する。

八九　北条記　五　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

戸倉合戦之事

(中略)

笠原新六郎(1)、此勢ニ力ヲ得テ、先ツ近所ノ大平ノ城(2)右衛門佐(3)ヲ責落スヘシトテ、天正九年十二月、其勢三百余騎、大平へ押寄ル、右衛門佐ノ家老武州小机ノ城主(4)笠原平左衛門(5)ヲ先懸ノ大将トシテ、大平ト戸倉(6)ノ間手白山(7)ト云所ヘ、人衆ヲ出シ防ケル処ニ、戸倉方ハ勢ヲ払テ、三百余騎、笠原平左衛門ハ八十余騎ナリシカハ、散々ニ懸負、大平へ引返ス、新六郎、甲州勢気(8)ヲ得テ押掛タリ、平左衛門、叶ハシトヤ思ヒケン、城ノ近所ニテ取テ返シ、火花ヲ散シテ戦ヒ、敵アマタ打取、終ニ討死シテンケリ、安井次大夫(9)討之、首ヲハ平左衛門内ノ長谷河(10)ト云者トリテ、大平ノ城へ帰リケル、コレハ敵ニトラレシトノタメトソミエシ、戸倉勢一戦ニ打勝、猶人衆ヲカケ、右衛門佐ヲ責落スヘシト悦ヒケル、

(1)笠原政堯。八八〇号註(1)参照。(2)沼津市。(3)北条氏光。七四五号註(10)(11)参照。(4)神奈川県横浜市。(5)笠原照重。北条氏家臣。(6)戸倉城。清水町。(7)沼津市大平と戸倉の境にある。(8)武田勝頼方の軍勢。(9)実名不詳。八八〇号にもみえる。(10)実名不詳。

天正十年　壬午(一五八二)

正月、北条氏、笠原政堯らの大平城攻撃に対して、北条氏勝を同城に援軍として派遣する。

八九〇　北条記　五　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

戸倉合戦之事

（中略）

右衛門佐(1)、度々ノ軍ニ兵多ク打死シ、重而ノ一戦ニ叶カタシトテ、小田原(2)へ荒手(3)ヲ請ヒタマフ、誰ヲカ番手ニ差置ヘキカト、御評定在テ、新六郎(4)ヲ追落スヘキ者ハ、左衛門大夫(5)ニシクヘカラスト、氏直(6)被仰ケレハ、則左衛門大夫ニ此由ヲ被仰下ケル、左衛門大夫氏勝ハ、黄八幡ノ左衛門大夫(7)カ孫ニテ、当時ハ相州甘縄(8)ノ城主也、三代已武功ヲ顕シ、関東無双ノ兵也、其寄騎侍間宮備前守(9)・朝倉能登守(10)・行方弾正忠(11)以下雑兵カケテ八百余騎、同明ル正月、小田原ヲ立テ箱根ヲ越シ、大平ノ城(12)へ入ラントス、然処ニ、右衛門佐、軍使ヲ以テ申ケルハ、明朝是ヘ替リノ為出勢ノ事ヲ、敵已ニ存知候テ、道ヘ人数ヲ出シ、此城ヘ入タテシト用意ノ由、其聞之候間、唯箱根ヨリ山越ニ人数ヲマハラセテ、搦手(13)ヨリ御入可然ト有シカハ、朝倉能登守先陣ニ有シカ、聞モアヘス、軍ノナラセ一足モ進ム時ハ、鼠モ虎ノ如シ、一足モ退ク時ハ、虎モ鼠ノ如シト云リ、何程ノ事候ヘシ、敵カヽラハ打破リテ入ヘシ、未戦サル先ニ廻ル事不可然、唯押通リ候ヘシト進ム、此条、尤面白トテ、大将左衛門大夫氏勝、八幡ノ籏ヲサシカサシ、敵陣ノ前ヲ白昼ニ押通ル、敵モ此イキホヒニヤ恐ケン、アヘテ人数ヲモ不出、ヲメ〳〵ト通シケレハ、大平ノ城ヘ入テ、右衛門佐ト色代(15)シテ入替ル、右衛門佐ハ、数日ノ籠城ニ人衆ヲ討セ、退屈(16)シテオハシケルカ、大ニ悦ヒ、小田原ヘ返リ給フ、

(1)北条氏光。七四五号註(10)(11)参照。(2)北条氏当主を指す。(3)「新手」の宛字。まだ戦わずに控えている軍勢。(4)笠原政堯。八八〇号註(1)参照。(5)北条氏勝、綱成孫、

氏繁子。相模国玉縄城(神奈川県鎌倉市)城主。(6)北条氏直。(7)北条綱成。玉縄城主。武勇の誉れ高く、黄絹に八幡大菩薩と書いた旗(地黄八幡とよばれた)をひるがえしていたというのでこう呼ぶ。(8)甘縄とは神奈川県鎌倉市の地名であるが、ここでは玉縄の誤記。(9)よりき。与力とも書く。(10)間宮康俊(玉縄衆)か。(11)実名不詳。(12)行方直清。北条氏家臣。玉縄衆。(13)沼津市。(14)敵の裏面。(15)しきたい。挨拶のこと。(16)へこたれること。

安房守(8)殿

(1)清水町。(2)武田勝頼方の軍兵。(3)三枚橋城。沼津市。(4)富士市。(5)この月半ば頃より、北条氏政・氏直らが、氏邦に信濃・上野国の状況を知らせるように求めており、ここでもその方面のことであろう。(6)三枚橋城をめぐる北条・武田氏間の戦いの記述より天正十年である。(7)北条氏政。(8)北条氏邦、氏康子。武蔵国鉢形城(埼玉県寄居町)・上野国箕輪城(群馬県箕郷町)城主。

二月二十九日、北条氏政、同氏邦に、徳倉合戦や武田氏方の三枚橋落城の様子を報じる。

八九一　北条氏政書状　三上文書

其表様子聞届候、仍於徳倉(1)昨日甲州之者(2)五百余討殺候、定飛脚可見届候、一人も不洩候、夜中三枚橋(3)自落候、吉原(4)迄追討ニ打候、当表(5)無可明隙由存候、其口之動も此節候条、各相談、何方ニ成共可被居陣候、恐々謹言、

二月廿九日(6)　氏政(花押)(7)

三月三日、北条氏政、治部少輔に、武田氏方の戸倉・三枚橋・深沢城落城のことを報じる。

八九二　北条氏政書状　湯浅文書

廿八之(1)一札披見候、一去廿八徳倉(2)落居、凶徒悉切掛候、其夜沼津(3)自落、追討ニ打殺候、昨二日吉原(4)迄寄陣候、一深沢(5)朔日夜中自落、駿州悉一偏(6)候、可為満足候、恐々謹言、

三月三日(5)　氏政(6)(花押)
治部少輔(7)殿

(1)二月二十八日。(2)戸倉城。清水町。(3)三枚橋城。沼津市。(4)富士市。(5)深沢城。御殿場市。(6)一度にかたがつくこと。(5)前号と同様に天正十年。(6)北条氏政。(7)実名不詳。北条氏康子。

三月、織田信長、武田氏を滅ぼす。北条氏直、駿河国に出陣し、興国寺・三枚橋城の武田方、退去する。

八三　鎌倉九代後記　東京大学史料編纂所所蔵　○東京都

同年(1)三月、織田信長、甲州ニ入テ、勝頼父子(2)ヲ亡ス、其注進ヲ聞テ、戸倉城兵(3)城ヲ退去シテ、北条ニ渡シ、笠原新六郎(4)降参ス、父松田(5)カ忠功ニヨリテ、笠原カ命ヲ助ウ、甲州加勢ノ兵城ヲ出テ本国ニ帰ル、北条カ兵跡ヲ追テ是ヲ討ツ、又氏直(6)ハ信長ノ合力トシテ、駿州ヘ出張ス、高国寺(7)・三枚橋(8)両城ノ兵士退去ス、氏直浮嶋カ原ニ陣シテ、富士ノ麓民屋ヲ放火シ、帰陣ス、其後陸奥守氏照(9)ヲ使者トシテ、甲州ニ赴カシム、馬・鷹ヲ信長ニ送ル、

(1)天正十年。(2)武田勝頼・信勝。(3)清水町。(4)笠原政堯。八八〇号註(1)参照。(5)松田憲秀。(6)北条氏直。(7)興国寺城。沼津市。(8)沼津市。(9)北条氏照。

三月、武田氏滅亡により、戸倉城の笠原政堯、小姓御宿又太郎を人質として北条氏に降参する。

八四　北条記　五　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

戸倉合戦之事

(中略)

大平(1)ニモ戸倉(2)ニモカヽリテヤ責ル待テヤ戦フト、隙ヲ伺ヒ気ヲタメラヒ、互ニ馬ノ腹帯ヲ堅メ、鎧ノ高紐ヲ弛サテ侍ケル処ニ、左衛門大夫氏勝(3)、イツ迄カクテ有ヘキ、急キ人衆ヲ懸テ責落トテ、間宮(5)・朝倉・行方ヲ先駈ノ大将トシテ已ニ近ク押寄タリ、カヽリシ処ニ、戸倉ノ城ヨ(4)

リ僧一人出テ、左衛門大夫ノ前ニ畏リ申シケルハ、扨モ是非ナキ事有テ、甲州ノ大将勝頼(6)御討死ニテ候ヘハ、此城ハ本ノ如ク小田原(7)ヘ返進仕度存候也、御請取候ヘシトアリ、コハイカニ、誠カヤト驚処、其条次第ニカクレナシ、此由小田原ヘ軍使ヲ以テ申シケレハ、氏直(8)聞食テ、新六郎(9)事ハ、父尾張入道(10)度々ノ忠功ニ御免有テ、今度ノ命ハ助ケ給フ、出家シテ可出、甲州加勢ノ人数ヲ誅伐ニ及フヘシ、城ヲハ早々請取ルヘシト、御返事已ニ到来ス、依之城ヲ請取、新六郎ヲハ降参ト約束ノ有シカハ、新六郎甲斐ナキ命生テ、降人ニ成テイツル、残ル甲州勢、城ヲ枕ニ討死可仕と云、左衛門大夫ヨリサイ〳〵タハカリ(11)、何カハクルシカルヘキ、唯ノキ給ヘト使ヲ立ル、甲斐勢猶無心元、証人ヲ給ハラハ退ヘシト云、サラハ人質ヲヤルヘシトテ、笠原新六郎秘蔵シケル小姓(12)ノ御宿又太郎(13)トテ、十六歳ニナリシ花ノヤウナル若衆ヲ、人質ニ渡ス、新六郎申シケルハ、人質ハ大事ナリ、若カノ時ハノリヌケテ退ヘシトテ、マタラカケト云名馬ノ逸物ニ乗セテ、人質ニワタシケル処ニ、城ヲ甲州勢出テ、一町計モ過行ケルト見エシヲ、小田原勢跡ヨリ追懸皆打滅ス、人質ノ御宿又太郎モ、乗ヌクルニ不及、終ニソコニテ討レケル、

(1)大平城。沼津市。(2)戸倉城。清水町。(3)北条氏勝。(4)斯(か)くて。(5)以下三名、八九〇号にもみえる。(6)武田勝頼。(7)北条氏をさす。(8)北条氏直。(9)笠原政堯。八八〇号註(1)参照。(10)松田憲秀。(11)再々。(12)主君の側近く仕えて雑用をつとめる武士。(13)実名不詳。「武田源氏一流系図」(別冊系図集八号)に葛山信貞(七七一号註(4)参照。)の弟源左衛門信友の孫としてみえる。母は松田憲秀妹。

この頃、葛山信貞ら、信濃国善光寺で、織田信長に討たれる。

八九五　甲乱記　寛永諸家系図伝　○国立公文書館内閣文庫所蔵

一武田之一族幷家僕之面々生害之事

大敵襲来ト聞ハ、一族家老ノ衆、一味同心シテ、一所ニ

蹈留テ、大将ヲ囲防戦、其上箭鋒(1)尽果ハ、皆一同ニ腹ヲ切テコソ、代々武田恩ヲ謝シ、武田ノ名ヲ後代マテモノコシテコソ、君臣ノ礼義モアルニ、知々思々ニ近散テ、或北州ノ溝頬(2)ニ尸(3)ヲ曝スモアリ、或ハ降人ニ成テ出、非職(4)凡下(5)ノ手ニ懸、家名ヲ白骨ノ上失モアリ、寔ニ武運ノ尽果程コソ悲ケレ、先武田相模守信豊ハ、於信州小諸ノ城ニ被討、逍遥軒信綱(6)ハ、甲州鮎川原(7)ニテ被討、一条上野介信竜(8)ハ、同州市川(9)ニテ被討、葛山十郎信貞(10)并小山田出羽守信茂(11)ハ、善光寺(12)ニテ被指殺、

(1)せんぼう。先鋒。部隊などの先頭に立つ者。さきぞなえ。(2)谷あい、谷間のこと。(3)屍。(4)ひしょく。しかるべき身分・地位のない者。(5)ぼんげ。武士以外の一般庶民。(6)八〇〇号にもみえる。武田信廉ともいう。(7)相川原。相川は山梨県甲府市北部を南流する荒川の支流。(8)武田氏支流。(9)山梨県市川大門町。(10)七七一号註(4)参照。「北条記」には「葛山十郎信定」とみえるが、信貞が正しい。

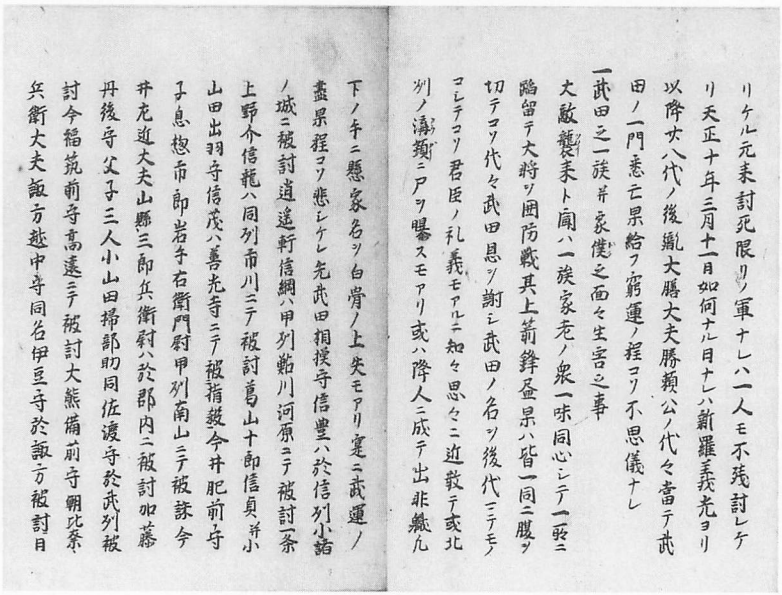

リケル元来討死限リノ軍ナレハ一人モ不残討レケリ天正十年三月十一日如何ナル日ナレハ新羅義光ヨリ以降廿八代ノ後胤大膳大夫勝頼公ノ代々當テ武田ノ一門悉亡果給フ窮運ノ程コソ不思儀ナレ

一武田之一族并家僕之面々生害之事

大敵襲来ト聞ハ一族家老ノ衆一味同心シテ一所ニ蹈留テ大将ヲ囲防戦其上箭鋒盈果ハ皆一同ニ腹ヲ切テコソ代々武田恩ヲ謝シ武田ノ名ヲ後代ニテモノコシテコソ君臣ノ礼義モアルニ知々思々ニ近散テ或北州ノ溝頬ニ尸ヲ曝スモアリ或ハ降人ニ成テ出非職凡下ノ手ニ懸家名ヲ白骨ノ上失モアリ寔ニ武運ノ盡果程コソ悲シケレ先武田相模守信豊ハ於信州小諸ノ城ニ被討逍遥軒信綱ハ甲州鮎川河原ニテ被討一条上野介信龍ハ同州市川ニテ被討葛山十郎信貞并小山田出羽守信茂ハ善光寺ニテ被指殺今井肥前守子息惣市郎岩手右衛門尉甲州南山ニテ被誅今井左近大夫山縣三郎兵衛尉ハ於郡内ニ被討加藤丹後守父子三人小山田掃部助同佐渡守於武州被討今福筑前守高遠ニテ被討大熊備前守朝比奈兵衛大夫諏方越中守同名伊豆守於諏方被討日

(11)武田氏家臣。八三八号などにもみえる。(12)山梨県甲府市。浄土宗。

八九六　里見義頼書状写　坂本武雄氏旧蔵文書
○千葉県館山市立博物館所蔵

雖未通音問候、今川殿(1)へ申達候之条、令啓候、向後貴城(2)・当国(3)無二可申合候(4)間、異于他御入魂所希候、委細正淡(5)可申候、恐々謹言、

八月四日(6)　　義頼(7)(花押)

堀之内殿(8)
人々御中(9)

堀之内殿人々御中　自房州(10)

○本号、年次不詳により、葛山信貞の没落にかけて、しばらくここに収める。

いまだ音問(いんもん)通ぜず候といえども、今川殿へ申し達し候の条、啓(もう)せしめ候。向後(きょうこう)貴城・当国、無二に申し合す

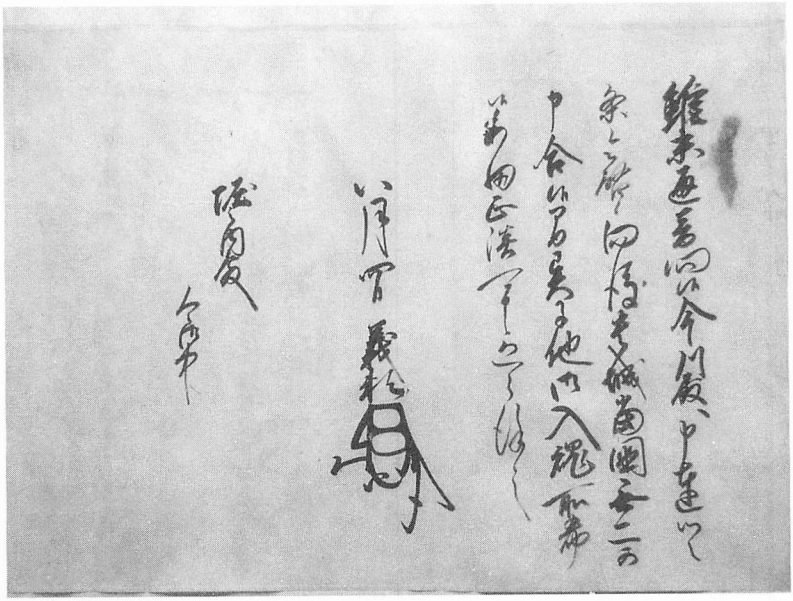

べく候間、他に異なる御入魂、希うところに候。委細、正(木)淡(路守)申すべく候。恐々謹言。

(1)差出の里見義頼の治世期間から考えて、没落後の今川氏真のことであろう。(2)宛所の「堀之内殿」を葛山氏のこととすれば、貴城は葛山城(裾野市葛山)のことであろう。(3)安房国。里見氏を指す。(4)一致結束するという意。(5)正木淡路守頼時。里見氏家臣。(6)年次不詳。(7)里見義頼。安房国岡本城(千葉県富浦町)を居城とする大名。天正七年家督争いの末、当主となり、天正十五年病死する。武田勝頼と結び北条氏と対立した。(8)次号により葛山氏であり、前註の里見義頼の時期からみて信貞をさすか。(9)次号の里見家の書札礼に照応している。(10)懸紙ウハ書の写であろう。

八九七　里見家永正元亀中書札留抜書(1)

国立公文書館内閣文庫所蔵
○東京都

近藤山城入道覚物語之分(2)(3)

関東中外様御奉公へ自正木之家中候様体(4)

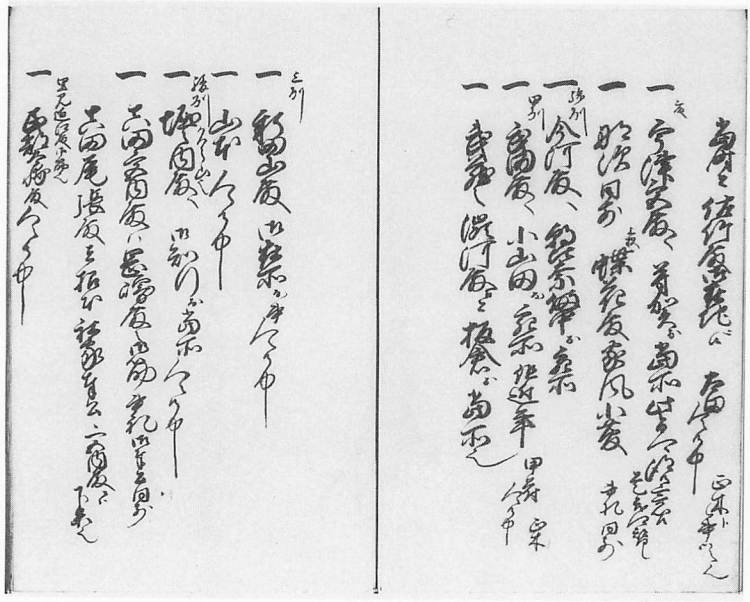

（中略）
一 駿州 今河殿へ　朝比奈備中ゟ宛所
（中略）
一 駿州かつら山(5)也 堀之内殿(6)へ　御知行ゟ当所(7)人々御中
（後略）

（1）里見氏関係文書を中心に、正木氏関係の文書をも含む書札留抜書。年代も永正・元亀に限らず、天正のものも含まれている。編者・成立年代とも不詳。一冊。史料の性格上年次が確定できず、前号にかけてここに収める。（2）実名不詳。（3）およそ三部構成からなる本史料の、第二部に相当する部分の表題として掲げられているもの。（4）正木大膳亮時茂を中心とする正木氏の書札礼。但し実際には正木氏以外の文書案も掲載されている。（5）葛山。（6）葛山氏のことを「堀之内殿」と称した注目すべき史料である。前号のほか、三七三・四四八号にもみえる。また四五四号註（4）も参照。（7）宛所。

四月二十五日、酒井忠次、須走郷中に参陣を命じ、富士参詣に対する権利の安堵を約束する。

八九八　酒井忠次判物写（折紙）　米山豊彦氏所蔵文書　○小山町須走

御厨(1)之内須走之郷(2)、□(3)地下人可被走廻、然上、富士参詣之事、如先規可相定之条、精進以下可有其支度者也、如件、

午(4)
四月廿五日　　忠次(5)

洲走郷(7)中　　使服部小十郎(6)

（1）鮎沢御厨。裾野市から御殿場市・小山町。（2）小山町。（3）「寄」か。（4）次々号などから天正十年と考えられる。（5）徳川家康の四天王の一人酒井忠次か。（6）実名不詳。午（天正十年）四月三日付忠次黒印状（旧大鏡坊富士氏文書」、『静岡県史料』第二輯）では、「使小隼人」となっている。（7）須走郷。

五月八日、北条氏、北条氏勝に代って、足柄城当番衆として入城する同氏光に、城警備や普請に関する定書を下す。

八九九　北条家朱印状　神原文書

足柄当番之事(1)

一役所(2)者従已前如定来、番帳(3)を御覧被相定、尤候事

一諸法度、此已前ニ不可替歟、番帳を御覧、有勘弁(4)御仕置尤候事

一改而山之法度を申付候、猪鼻(5)ニ一枚、小足柄(6)ニ一枚有之、彼文言能々有披見、手堅可有下知候、第一之仕置候、然者、彼板(7)ニ自先番付置人之交名之紙取之、其方衆(8)之内紙ニ札を書之、張付尤候、

付、彼奉行可致誓詞案文(9)(10)渡進事

一城外役所庭(11)、此度左衛門大夫(12)千人之手間を以申付候普請、何程ニ出来候、明鏡ニ見届、被致絵図、彼絵図ニかく〳〵と書付、左大帰路(13)(14)ニ被相渡、此方(15)へ可給候、

一小足柄・猪鼻両口共ニ、門外へ不出、大手・法経寺口(16)計草木取可出候、

付、彼草木取、毎朝手判(17)を以被出、彼手判を以帰路をも被改専一候、此番衆肝要之所候、有分別者を可被置候、依田衆(18)可指加、

一法経寺口、木草取隣爾(19)者、山迄をハ可被為取、一足も山をおりさかり、田畠を不可踏、山者此方之山、田畠者他領と有覚悟、自然(20)田へおり候者をハ、即時ニ可有生害(21)、況河を越、向ニ行者をハ、不及糺明可有生害事

一自然草木取なと、御厨(22)之者と、仮初ニも不取逢様ニ可有下知儀、肝要候事

一雖記右、猶小足柄・猪鼻両口之山留、専一肝要之所ニ候を。剪払、結句従小足柄関庭(23)之方へ道を付候所、已前見届候、吉原(24)之陣庭ニ目付(25)を被置、自然無届者見出、搦候様ニ可有仕置候、

一猪鼻と足柄之間地蔵堂(26)之上之丸山(27)、此間草木を取而見得候間、先度我々帰路ニ玉縄之関(28)を直ニ召出、為剪塞候キ、猶此所堅下知候て、一切ニ自地蔵堂足柄之かたへ、かりニも人不入様ニ、専一ニ候、是者猪鼻之城ニ

指置者ニ、厳可有下知候、
一諸曲輪(29)はた板(30)ニすへき分を以申付候、今度之番普請者、大概彼木運、又はた板付ニ可有之歟、大工前糺明候て、一方宛可申付間、五日之内、自是急度可申□□(31)、
一安藤曲輪(32)、彼地見舞(33)之砌陣所と定、悉陣所を破たいらめて置候二ヶ所之矢倉(34)ニ、番衆を被指置、陣屋作を可被為待候、但、夜中之番衆ハ、如何程可被入置も尤候事
一陣屋門・矢倉已下之破損者、先段淵底(35)見届候、当番之不足(36)ニハ無之候、有分別請取渡可被成候、
一人馬之糞水、手際を払、在城衆・番衆共ニ、結構ニ為致尤候、此一ヶ条をハ、厳御断可然候、縦一日・二日番者延候共、妄ニして不可被請取候、
一此度者、六百之着到(37)を以、可有御移候、
付、仕懸之普請共候間、馬廻(38)衆をハ、先当地ニ置、普請を可被付候、相番(39)之事候間、何時成共可指遣候、
已上、

右、定所如件、

壬午(40)
五月
八日　(印文「禄寿応穏」(41))

右衛門佐(42)殿

(1)足柄城(小山町と神奈川県南足柄市にまたがる)の守備と普請のため動員された当番衆(常駐の在城衆に加えて、交替で詰める軍兵、ここでは北条氏光の軍兵)に下された法度。(2)警備や普請の役務を行う持場。(3)番に編成された役務の持場・担当者名などを記した冊子状の書類。(4)みはからう。(5)足柄城の猪鼻口。足柄峠から南西方向にある猪鼻山(金時山)への尾根上に猪鼻砦(城)があり、そこに通ずる出入口。(6)小山町竹之下の小字名。峠から北の稜線を少し下った所。その方向に面した城の出入口の一つが小足柄口と呼ばれたのであろう。(7)「山之法度」を張りつける板。高札のようなものか。(8)新たに動員された当番衆(北条氏光軍兵)。(9)番帳や法度を作成し、その執行を監督する役人。(10)役務の遂行や法度の遵守などを誓約する起請文のひな形。(11)

その場所。(12)北条氏勝。これまで足柄城番を勤めていた。(13)左衛門大夫のこと。前註参照。(14)玉縄城(神奈川県鎌倉市)へ戻る時。(15)小田原城。北条氏を指す。(16)宝鏡寺(小山町)に通ずる城の出入口。ここが大手口(城の表口)であったことがわかる。(17)通行手形。(18)九七三号にみえる依田大膳亮(実名不詳)の配下のもののことか。(19)牓示とも。境目、範囲。(20)万一。(21)成敗すること。(22)鮎沢御厨。裾野市から御殿場市・小山町。(23)関所の設けられている場所。(24)不詳。(25)ここでは見張りの者の意。(26)城より東の矢倉沢の方向に下った所。神奈川県南足柄市。(27)南足柄市矢倉沢の小字名。(28)実名不詳。「北条氏所領役帳」(五五五号註(1)参照)に玉縄衆として関新次郎の名がみえる。(29)郭とも書く。城や砦で、周囲を土塁や石垣で囲った一定の区域。また、その囲いのことをいう。ここでは、板で囲った箇所もあったようである。(30)鰭板、端板。壁あるいは塀の板。(31)「付候」か。(32)安藤氏が守備する曲輪という意か。(33)見廻りの意か。(34)武器を収納する倉。また、四方を展望するための高楼、櫓。(35)詳しく、ことごとく。(36)手落ち。(37)六百人の軍兵。(38)大将の側近にあって護衛や雑役に奉公する軍兵。(39)在城衆と一緒に当番すること。(40)天正十年。(41)北条氏使用家印。(42)北条氏光。七四五号註(10)参照。

八月十九日、酒井忠次、有井源六・柏掃部らに、佐野郷から敵地へ退き、還住した百姓らの名職について申し付ける。

九〇〇　酒井忠次判物写(折紙)　柏木正男氏所蔵文書　○沼津市添地

佐野之郷、敵地(1)(2)(3)(4)相退之百姓等名職之事、此方へ越候衆中、彼郷中可有異見者也、仍如件、

午(5)八月十九日　　忠次(6)(花押)

有井源六(7)殿

中山織部(8)殿

柏掃部(9)殿

小沢孫兵衛(10)殿

佐野の郷、敵地へ相退くの百姓等の名職の事、この方

へ越し候衆中、かの郷中異見あるべきものなり。よって件のごとし。

(1)裾野市佐野を含む。(2)武田方の勢力範囲のことか。(3)「へ」か。(4)四九六号註(3)参照。(5)この地域において「敵地」が問題となり、かつ徳川家康家臣の酒井忠次が文書を発給しうるのは、天正十壬午年以外考えられない。(6)酒井忠次か。前々号参照。(7)裾野市有井陽一氏所蔵の「有井高田系図」(別冊系図集一〇号)には、有井広東が若名原六郎左衛門と号していることがみえる。(8)実名不詳。(9)実名不詳。佐野浅間神社(裾野市茶畑)神主家。(10)実名不詳。

八月二十六日、織田信孝、木曾義昌に、三枚橋城への出兵などを求める。

九〇一　織田信孝書状案写　木曾考(1)

示給通、何も令得心候、幷瀧川左近(2)・森勝三(3)かたへの一書、是又披見申候、就其存分令申事

一御領知方之事、於本意上者、是非達而可令馳走候、第一去夏以来、依御忠節被申行事候之條、幾寄(4)も可相理事

一出勢之事、此方非由断(5)候、先度も如申、弥触以上(6)申付訖、山中口(7)より可差向覚語(8)候処、昨日従家康(9)申来候趣候、相州者(10)は執囲、如存分可相果事、眼前候、然者、伊那口(11)へハ、人数出候事無用候、三枚橋(12)へ可差越候由、左候へハ尾州人数(13)出勢専于(14)、彼国相催駿州通之者、出勢不可有油断、其段三介(15)へも可申遣事

一兵粮事、何様ニも可令馳走事

一上方人数事、年寄中へ申遣、是又□□候之様可申越事

一其元之様子、追々可承事

猶委曲使僧口上ニ申含候間、不能再筆候、恐々、

八月廿六日(16)　織田三七郎信(17)　書判

木曾殿(18)

(1)信濃国木曾氏の伝記。山林良景著。宝永三年(一七〇六)

序。一冊。(2)瀧川一益。織田氏家臣。織田信長の甲斐国攻撃の先鋒をつとめる。武田氏滅亡後は上野国厩橋城(群馬県前橋市)城主となる。(3)森長可。織田信長・信孝に仕える。(4)「幾重」の意か。(5)「油断」の宛字。(6)「以上」は「堅」の誤写か。(7)山中城(三島市)に通ずる地点のことか。(8)「覚悟」の宛字。(9)徳川家康。(10)北条氏をさす。(11)長野県伊那地方。(12)三枚橋城。沼津市。(13)織田方。(14)「専一候」の誤写か。(15)織田信雄、信長子。(16)天正十年か。(17)織田信孝、信長子。(18)木曾義昌。信濃国木曾の領主。武田晴信(信玄)に通じていたが、勝頼の代に信長に通じた。

十二月十日、徳川家康、渡辺但馬守に、興国寺領内の所領の替地として、甲斐国成沢関の得分などを給与する。

九〇二　徳川家康朱印状写　巨摩郡古文書　二

甲州万力(1)之内正徳寺(2)分拾八貫文、但興国寺(3)領之替成沢関(4)五貫文之事

右、夏以来有古関送迎走廻之間、所宛行不可有相違候状、如件、

天正十年
十二月十日　福徳(5)

本多弥八(6)
高木九助(7)奉之

渡辺但馬守(8)殿

(1)山梨県山梨市。(2)山梨市。臨済宗正徳寺に由来する地名。(3)沼津市。(4)山梨県鳴沢村。(5)徳川家康使用印。(6)本多弥八郎正信。徳川氏家臣。(7)高木広正。徳川氏家臣。(8)実名不詳。

十二月十日、徳川家康、渡辺次郎兵衛に、阿野荘興国寺領弥三左衛門分などを給与する。

九〇三　徳川家康朱印状写　巨摩郡古文書　二

甲向(1)山(2)之内三貫文、藤巻(3)之内三貫文、山之口(4)弐貫文、精進之郷(5)関共壱貫文、駿州阿野之庄興国寺(6)領弥三左衛門分七貫文之事

右、夏以来有古関送迎走廻□□(7)、所宛行不可有相違之状、如件、

天正十年
十二月十日(8)　(印文「福徳」)　本多弥八(9)
高木九助(10)　奉之

渡辺次郎兵衛(11)殿

(1)甲斐国のこと。(2)山梨県中道町。(3)山梨県田富町。(4)不詳。(5)山梨県上九一色村。(6)沼津市。(7)「之間」か。(8)徳川家康使用印。(9)本多正信。(10)高木広正。(11)実名不詳。同日付、土橋大蔵丞宛の一通にも「駿州厚原之内興国寺領右近分七貫文」とみえるが、略した。

この頃、葛山氏友、武田信豊に従い、信濃国小諸城に下曾根氏を攻める。

九四　甲乱記　寛永諸家系図伝　○国立公文書館内閣文庫所蔵

一武田相模守(1)最後之事

(中略)

重而勝頼(2)宣ケルハ、芳情ノ所ハ雖令感悦、一門一処ニ可落行事ハ、計略ノ少キニ似タリ、枉テ勝頼(3)下知ニ被任候ヘト、再三被仰ケル間、信豊(4)此上ハ不及カ、兎モ角モ可応下知之由有領掌上、信ノ人衆被召連、佐久郡(5)へ越給ケリ、サテ小室(6)へ以使者被仰届ケルハ、当国之儀自勝頼給置候、証文歴然ニ候間、先其地へ可相移之由、被仰遣候処ニ、下曾禰(7)返答申ケルハ、於御下知者無是非候、尤御移候ヘ、本城(8)ヲ相渡申、我等ハ二三曲輪ヘ可罷出之由、無相違返事也、彼下曾根内々含逆意偽テ申ケルヲ、信ト被頼ケル事、是相州(9)ノ運命ノ尽処也、既小室之根小屋(10)迄、被打詰処ニ、更城ヲ渡可申模様ハナク、剰逆心ノ企露顕シケル間、信豊各ニ向テ宣ケルハ、下曾禰相偽テ申ケルヲ、令信用是迄来事、偏信豊ガ窮運之至也、所詮命ヲ縮白刃上怨ヲ酬黄泉(11)下シカジ、迚モ不遁所也、サラハ城中ヘ攻入尋常ニ討死ヲ極ヨト下知シ玉イ、信豊真先ニ進玉ヒケル間、葛山右近(12)・甘利右衛門(13)ヲ始トシテ、義心金石(14)

ノ兵トモ、切先ヲ雙テ切テ入、城中ノ者共、俄ノ事ナレバ、周章騒コト無限、爰ノ坪(16)ノ下、彼ノ堀ノ内へ逃迷者共ヲ、追詰々々切殺ツキ殺、数百人討捨玉フ、

(1)武田信豊。武田晴信(信玄)の弟信繁子。(2)武田勝頼。(3)まげて。道理に逆らってでもの意。(4)武田信豊。(5)信濃国の軍勢。(6)長野県佐久地方。(7)小諸城。長野県小諸市。(8)実名不詳。小諸城の城将。(9)小諸城。(10)相模守。ここでは武田信豊のこと。(11)山上に城のある城下の集落。(12)よみ。死後の世界。(13)葛山氏友か。「武田源氏一流系図」(別冊系図集八号)に播磨守信貞孫としてみえる。(14)実名不詳。(15)忠誠心が堅固なこと。(16)「塀」の誤り。

天正十一年　癸未(一五八三)

二月十八日、徳川家康、松平康親に富士川以東に知行地を給与し、駿東・富士二郡の郡代を命じる。

九〇五　徳川家康判物　松井文書

駿州於河東(1)、弐万五千貫文余、同河東二郡(2)之郡代(3)之事
右、年来在東境目(4)、苦労仕致忠節候間、彼知行分之内、山川・海上・野地共、一切公方(5)綺無之(6)、所宛行不可有相違、縦以来増分雖申出、自其方相改可致所務、然者郡職(7)之事申付候上者、於沼津諸公事等可有異見(8)者也、仍如件、

天正十一年
二月十八日　　家康(9)(花押)
松平周防守(10)殿

(1)富士川以東の地域。(2)駿東郡と富士郡。(3)郡規模の地域を預かる代官。(4)駿河国の東部境界地域を指す。(5)ここでは特定の者を指すのではなく、一般的な意味で上部権

力のことをいうか。(6)いろい。(7)郡代と同意。(8)意見。ここでは指示・命令の意。(9)徳川家康。(10)松平康親(松井忠次)。徳川方の手に入った三枚橋城(沼津市)城主。

四月十四日、徳川家康代官岡田元次、大森猿千代に、大岡荘惣社山王社領を安堵し、棟別役を減免する。

九〇六　岡田元次判物　日枝神社所蔵文書　○沼津市平町

駿河国大岡庄(1)惣社山王神領(2)
御代々御判(3)行之面八町八反、此内四町四段者落地(4)也、
残而四町四段者
右、従　浜松様(5)被為御差置候、幷棟役(6)拾六間、但半分令免役候、重而御判形御取候内、我等手形進之者也、仍而如件、

未(7)卯月十四日　　岡田竹右衛門(8)(花押)

神主
大森猿千代(9)殿

(1)沼津市から裾野市。(2)大岡荘の総社である山王神社(日枝神社、沼津市)の社領。(3)「判形」の宛字。四二九・四六〇・五二六・六〇五号などを指す。(4)山王神社の所有権からはなれている田地のこと。(5)徳川家康。(6)棟別役のこと。(7)天正十一年。(8)岡田元次。次号にもみえる。三枚橋城(沼津市)城主松平康親の家臣か。(9)実名不詳。日枝神社神主。

四月二十六日、岡田元次、西光寺に寺領を安堵し、諸役を免除する。

九〇七　岡田元次判物　西光寺文書

駿河国沼津西光寺(1)寺領分
合拾弐貫余者御代々任先判(2)
右、従御大都(3)無相違御着候、幷門前屋敷八間諸役免許之事、重而御判行(4)御拝領之内、我等手形出之者也、仍如件、

未(5)卯月廿六日　　岡田竹右衛門元次(6)(花押)

西光寺

(1)沼津市から裾野市。(2)大岡荘の総社である山王神社(日枝神社、沼津市)の社領。(3)「判形」の宛字。四二九・四六〇・五二六・六〇五号などを指す。(4)山王神社の所有権からはなれている田地のこと。(5)徳川家康。(6)棟別役のこと。(7)天正十一年。(8)岡田元次。次号にもみえる。三枚橋城(沼津市)城主松平康親の家臣か。(9)実名不詳。日枝神社神主。

(1)沼津市。(2)四七五・五五七・七六二・八四一号などを指す。(3)大途。だいと。殿様、大名のこと。ここでは徳川家康をさす。(4)「判形」の誤り。(5)天正十一年。(6)前号註(8)参照。

七月四日、北条氏、相模国三田百姓中に、祝言の荷物運搬人夫を出させ、沼津より小田原まで運ばせる。

九〇八　北条家朱印状写(折紙)　相州文書　○国立公文書館内閣文庫所蔵

今度御祝言(1)之御用人夫五人、於郷中すこやかなる者撰出、来廿一日、無風雨嫌三嶋へ打着、翌日廿二、於沼津奉行如申付、荷物を請取、小田原迄可持届候、荷布かたひら(2)の体にて見立よく、此時可走廻者也、仍如件、

(3)癸未
七月四日　(印文「禄寿応穏」)(4)

三田(5)
百姓中

(1)北条氏直と、徳川家康の娘督姫との婚礼のこと。(2)荷物にかける布は几帳のようにひらかず、の意か。(3)天正十一年。(4)北条氏使用家印。(5)神奈川県厚木市。

七月二十八日、北条氏、朝比奈泰勝に、小田原より沼津までの伝馬利用の手形を与える。

九〇九　北条家伝馬手形　早稲田大学図書館所蔵文書　○東京都

伝馬壱疋可出之、朝比奈弥太郎(1)ニ被遣、可除一里一銭(2)者也、仍如件、

(3)癸未
七月廿八日　(朱印、印文「常調」)(4)

自小田原
沼津迄宿中

山角紀伊守(5)奉之

(1)朝比奈泰勝。もと今川氏家臣。この段階では徳川氏家臣。(2)一里につき一銭と定められた駄賃。除くべし、ということから公用伝馬であることがわかる。(3)天正十一年。(4)北条氏使用伝馬印。(5)山角定勝。

八月二十八日、松平康次、清水八幡社神主に社領を安堵する。

九一〇　松平康次判物(1)　清水八幡神社所蔵文書　○清水町八幡

八幡(2)御神領之事

合参拾貫文者

右社領雖為落地、今度令寄進之条、自今以後雖有横合、永不可有相違者也、仍如件、

天正拾一未
八月廿八日　　松平左近丞
　　康次(3)(花押)

八幡神主(4)殿

(1)本文書は、裾野市御宿の湯山悦氏所蔵「御宿村湯山宮内左衛門所持書物写幷湯山半右衛門所持書物之類写」(文政九年、一八二六)にも写されている。なお宮内左衛門は、慶長期の御宿村名主である。(2)清水八幡神社。清水町。(3)松平康親子。三枚橋城(沼津市)城主。のち、康重と名乗る。(4)不詳。

九月二十一日、松平康次、岡宮浅間社神主岡田伊与・植松九郎左衛門に、社領職役田などを安堵する。

九一一　松平康次判物　岡宮浅間神社氏子総代会所蔵文書　○沼津市岡宮

駿河国大岡庄岡宮浅間(1)領職(2)役田(3)之事

合百六拾貫文幷供僧・神主屋敷共ニ、

右之分、先如御判形、従　御公方(4)御社領御付被遣之候、永不可有御相違候、為後日如件、

天正拾壱年癸未
九月廿一日　　松平周防守(5)
　　康次(花押)

神主　岡田伊与(6)殿

植松九郎左衛門(7)殿

(1)沼津市から裾野市。(2)岡宮浅間神社。沼津市。(3)得分を神社の諸経費にあてるための社領。五四四号註(2)(3)参照。(4)ここでは徳川家康を指す。(5)前号では左近丞。(6)実名不詳。(7)実名不詳。

十月三日、松平家忠、徳川家康より長久保城の普請を命じられる。十五日、普請がおわり興国寺城に戻る。

九二　家忠日記(1)

三　日、(2)壬子、戸田三郎右衛門(2)殿振舞(3)候、山孫八(4)より、明日長久保城(5)普請ニ被越候へ之御意(6)候と申来候、松紀伊守(7)ふる舞候、

四　日、癸丑、長久保普請ニ興国寺(8)迄越候、

五　日、甲寅、長久保迄越候、雨降、

（中略）

十五日、甲子、普請出来候て興国寺迄帰候、

（1）徳川氏家臣松平家忠(三河国深溝(愛知県幸田町)松平氏)の日記。天正五年から文禄三年(一五九四)まで(欠落部分あり)。七分冊。(2)戸田忠次。徳川氏家臣。三河国田原城(愛知県田原町)城主。(3)饗応のこと。(4)人名。不詳。(5)長泉町。(6)徳川家康の意向。(7)松平家信。徳川氏家臣。形原(愛知県蒲郡市)松平氏。(8)興国寺城。沼津市。

十月十日、北条氏政、芹沢玄蕃に須山道での戦功を賞する。

九三　北条氏政感状(折紙)　芹沢豊氏所蔵文書　○御殿場市萩原

於須山(1)之往覆(2)、敵壱人討捕参(3)候、誠神妙ニ候、弥於彼口抽而可走廻候、随望可加恩賞候、仍太刀一腰遣候状如件、

十月十日　□(朱印、印文「有効」)(4)

芹沢玄蕃(5)殿

須山の往復において、敵一人討ち捕りまいり候。誠に神妙に候。いよいよかの口において抽(ぬ)きんじて走り廻るべく候。望みに随い恩賞を加うべく候。よって太刀一腰遣わし候状、件のごとし。

（1）裾野市須山。(2)「往復」。往還道のことであろう。(3)北条氏の敵であるが、誰人か不詳。(4)北条氏政使用印。氏

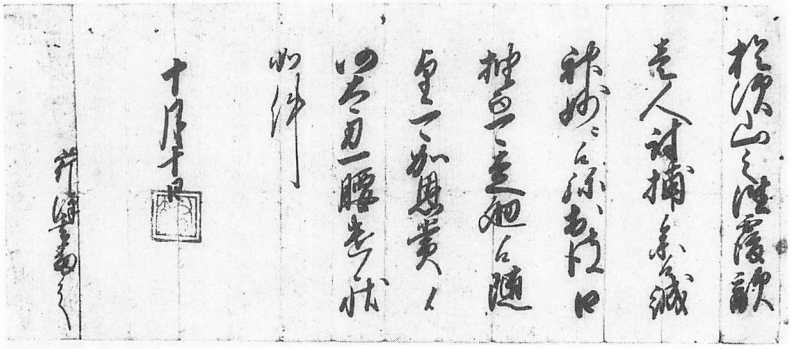

政は隠居(天正八年)後、天正十年四月頃までは印文未詳の印章を使用していた。「有効」の確実な初見は、天正十一年九月十六日である。よって、しばらく天正十一年にかけておく。なお、氏政隠居後この地域で北条氏にとって敵が問題となるのは、天正八年に武田氏との間でと、天正十年に徳川氏の間での時期である。あるいは、本文書は、少し遡らせる必要があるかもしれない。その場合、本文書は、「有効」印の初見史料となる(『小田原市史』中世Ⅲ参照)。(5)実名不詳。五三〇号註(7)参照。芹澤玄蕃は、武田氏より受領名対馬守を与えられていた(八五二・八五三号参照)。しかし、北条氏は、それ以前の官途である玄蕃で呼称していることは留意する必要がある。

十月二十四日、松平康次、矢部清三郎に、吉原湊渡舟修造のための勧進を、沼津知行分に認める。

九一四　松平康次黒印状　矢部さち子氏所蔵文書　○東京都

吉原湊(1)渡舟依修理、沼津之知行分(2)之内壱升勧進(3)之事、如先規不可相違、若於難渋之輩者、猶可申付者也、仍如件、

天正十一未
十月廿四日
(印文不詳)(4)
矢部清三郎殿(5)

(1)富士市。(2)本号の前日の日付で、矢部清三郎宛のほぼ同文の牧野康成黒印状が、本号と同じく矢部文書にみられる。そこでは、「沼津之知行分」に相当する文言は、「拙者知行中」となっていることより、本号の「沼津知行分」とは、松平康次の知行地のことを指していることがわかる。(3)吉原湊所属の渡舟の修理費のために、棟別に一升ずつ勧進すること。(4)松平康次使用印。(5)実名不詳。

十一月一日、北条氏、御宿軒に合力として米を給与する。

九一五　北条家朱印状(小切紙)　御宿文書　○山梨県　白根桃源美術館所蔵

御宿軒(1)ニ為合力米千石遣之候、去年之出所ニ可有之者也、
仍如件、
御出陣故、速被遣、



御宿軒に合力(こうりょく)として米千石遣わし候。去んぬる年の出所にこれあるべきものなり。よって件のごとし。
御出陣のゆえ、速やかに遣わさる。

癸未(2)
十一月朔日
(印文「禄寿応穏」(3))
江雪斎(4)

(1)不詳。御宿友綱のことか。(2)天正十一年。(3)北条氏使用家印。(4)板部岡融成。

天正十二年　甲申(一五八四)

二月十二日、松平康次、蓮光寺に対し、大岡荘内に寺領を給与する。

九六　松平康次黒印状(折紙)　蓮光寺文書

三枚橋(1)蓮光寺(2)領之事、於大岡庄(3)之内、宿近辺(4)ニ拾五石之所付置候、名主・老(5)ニ相談候而田地可被為請取也、
右、条々永不可有相違者也、仍如件、

天正十弐
壬申(印文不詳)
二月十二日
松平周防守(6)

蓮光寺(7)
参

(1)沼津市。(2)沼津市。臨済宗。(3)沼津市から裾野市。(4)沼津宿。(5)おとな。乙名、大人などとも書く。村落の代表者のこと。(6)松平康次。(7)松平康次使用印。

三月以前、徳川家康、長久保城に牧野右馬允を、三枚橋城に松平康次を、興国寺城に松平家清を配置して、尾張国小牧に出陣する。

九七　北条記　五　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

信孝(1)最後之事

（中略）

天正十二年、羽柴筑前守秀吉(2)、世ヲウチトリ、主ノ信雄(3)卿ニ天下ヲ渡サス、我身、天下ニ旗ヲ立、徳川中納言家康公、信長公(4)トモ親(5)シミ有、其上、信雄公ヨリ御頼ミ有故、駿河ヨリ打テノホリ給フ、甲州ニハ平岩(6)・鳥居(7)等ヲ留メ、小田原(8)ノ境目ノ長久保(9)ノ城ニ牧野右馬允(10)、沼津(11)ニ松平因幡守(12)、高国寺(13)ノ城ニ松平玄蕃(14)ヲ残シ、手勢ワツカニ一万五千余騎ニテ、尾州小牧(15)ニ押寄セ玉フ、

（1）織田信孝。（2）豊臣秀吉。天正十二年、徳川家康・織田信雄と小牧・長久手に戦い、講和した。（3）織田信雄。（4）織田信長。天正十年、本能寺（京都市）の変で自刃。（5）したしく。（6）平岩親吉か。徳川氏家臣。（7）実名不詳。徳川氏家臣として、この時期鳥居元忠・忠政父子がいる。（8）北条氏領国を指す。（9）長泉町。（10）実名不詳。（11）三枚橋城。（12）前号の松平周防守康次か。（13）興国寺城。沼津市。（14）松平家清。徳川氏家臣。長久手（愛知県長久手町）の戦では興国寺城を守る。（15）愛知県小牧市。小牧の戦いは天正十二年三月に起きている。

六月二十二日、某氏、泉郷東方衆中に禁制を下す。

九八　某氏黒印状（折紙）　泉郷文書

於諸郷竹切取事、堅停止畢、若有違背之輩者、竹押置可有注進、遂糺明速可申付者也、仍如件、

六月廿二日

沼津(2)□(印文不詳)(3)

泉之郷(4)
東方衆中(5)

（1）註（3）・（5）などにより天正十二年と考えられる。（2）本号の発給者が沼津に根拠をおいていたことを示す。（3）不

詳。この時期、この地域で黒印を使用している文書を発給しているのは松平康次であり、その可能性も残る。(4)泉郷。清水町。(5)天正十七年十一月二十七日付徳川家康七ヶ条定書(八三二頁一覧表(6)号)の宛所にも「泉東方」とみえ、この時期、泉郷が東西に二分されていたことがわかる。

六月晦日、北条氏、武蔵国不動院に、同国岩付より沼津までの伝馬利用手形を与える。

九一九　北条家伝馬手形写(1)(竪切紙)

武州文書
○国立公文書館内閣文庫所蔵

伝馬参疋可出之、不動院(2)ニ被下、可除一里一銭者也、仍如件、

申(3)
六月晦日　御朱印(4)　　垪和伯耆守(5)
自岩村(6)
沼津まて
宿中

(1)九〇九号参照。(2)埼玉県春日部市。関東本山派修験の中心的役割を果たしていた寺院の一つ。(3)天正十二年か。次号註(2)参照。(4)おそらく北条氏の伝馬印(印文「常調」)であろう。(5)垪和康忠。(6)相模国足柄下郡に岩村(神奈川県真鶴町)が存在するが、武蔵国不動院の僧に下された伝馬手形が、この岩村から沼津までというのは理解しがたい。おそらく岩付の誤りであろう。岩付には北条氏支城の岩付城(埼玉県岩槻市)がある。

十月六日、北条氏、小田原より竹之下宿を通り甲斐国に至る宿中の伝馬利用手形を出す。

九二〇　北条家伝馬手形(1)

北口本宮富士浅間神社所蔵文書
○山梨県富士吉田市

伝馬壱疋無相違可出也、可除一里一銭者也、仍如件、

申(2)
十月六日　(朱印、印文「常調」)(3)　　江雪斎(4)　奉之
自小田原甲州迄
竹下通(5)宿中

(1)九〇九・九一九号参照。(2)年次不詳であるが、「常調」印の初見は永禄元年であり、板部岡融成が江雪の名で奉者となるのは永禄十一年である。それ以降、申年は元亀三年・天正十二年である。元亀三年は、北条氏と武田氏が敵対関係にあり、「甲州迄」の伝馬手形は出しがたい。以上より天正十二年である。(3)北条氏伝馬印。(4)板部岡融成。(5)足柄峠から駿河国竹之下(小山町)を通り、籠坂峠を越えて甲斐国に至る通路。

霊山寺

(1)沼津市。(2)牓示。(3)普請。(4)松田憲秀の印文不詳の朱印状で年代の確実な初見は天正十三年であり、天正七年頃から使用されたと思われるので、本号は天正十二甲申年と考えられる。(5)松田憲秀使用印。(6)松田憲秀。

十月十二日、松田憲秀、霊山寺に山林を安堵し、竹木伐採を禁じ、寺家再興を命じる。

九三　松田憲秀朱印状写　霊山寺所蔵文書　○沼津市上香貫

霊山寺(1)上之山前々如被定傍爾(2)候、猶改而自此度竹木一本も不剪様ニ可被仰付候、若伐者在之者、急度可蒙仰、聊も横合無之様ニ寺内在作事(3)、寺家御再興尤ニ候者也、如件、

申(4)
十月十二日　(印文不詳)(5)

松田(6)

十一月十五日、神尾彦兵衛ら、正運庵に今沢郷の寺領を安堵する。

九三　神尾彦兵衛等連署手形(折紙)　祥雲寺文書

今沢之郷(1)正運庵(2)寺領之事
坪いきあい
合弐俵余之所

右、如前々被付置之旨御意候条、永不可有相違者也、仍如件、

芝田宗玄(3)(花押)

波田野兵左衛門尉(花押)

天正拾弐甲申霜月十五日　植松助兵衛(花押)
竹井弥兵衛(花押)
河村小六(花押)
神尾彦兵衛(花押)
正運庵参

(1)沼津市。(2)祥雲寺。沼津市。臨済宗。(3)以下六名、いずれも実名不詳。

天正十三年　乙酉(一五八五)

八月六日、松平清宗、興国寺城より、松平家忠の居城三河国深溝城に行く。

九二三　家忠日記

六　日、甲辰、竹谷玄番(1)殿興国寺(2)より御こし候て、此方へ(3)御こし候、

(1)竹谷玄蕃允。松平清宗。徳川氏家臣。竹谷(愛知県蒲郡市)松平氏。(2)興国寺城。沼津市。(3)日記の筆者松平家忠の居城三河国深溝城(愛知県幸田町)。

九月十一日、松平清宗、三河国深溝城より興国寺城に帰る。

九二四　家忠日記

十一日、戊申、西あら吹、(1)祈禱候、娘まうけ候、竹のや玄番(2)興国(3)へ被帰候、

(1)松平家忠娘。(2)竹谷玄蕃允。松平清宗。(3)興国寺城。沼津市。

天正十四年　丙戌(一五八六)

三月十二日、北条氏家臣松田憲秀朱印状の奉者に、御宿越前守の名がみえる。

九三五　松田憲秀朱印状写　武州文書　○国立公文書館内閣文庫所蔵

六貫文　深谷図書助(1)給田(2)
三貫文　同半七郎(3)給田
弐貫文　斎木神二郎(4)給田
三百文　相沢屋敷(5)ニ出、就付送ニ、
三百文　小林神衛門(6)、同理(7)、
以上九拾八貫五百四十八文(8)

残而
四百五拾弐貫八拾六文　定納(9)

此外
五貫文　関銭有山源衛門(10)ニ申付、

右、戊三月十一日森岡(11)近年非分在之歟、百姓書付(12)ニ驚、令欠落郷(13)間、即成敗候、然を郷中所務辻(14)明白ニ書立、百

姓六人ニ郷中をあつけ候、当年戌之歳納所無未進、速ニ就致之ニ者、代官之停止(15)、後年迄六人之者ニ可預置候、少成共横合非分不可有之候、年具渡方之義迄ハ請取次第、給方(17)之事者、印判可在之、若有横合者、則時ニ書付を可上候、将又諸色(18)至于無沙汰者、六人之者之可処越度(19)ニ候、定置状如件、

戌(20)
三月十二日(印文不詳)(21)　有山源衛門(23)
小磯三郎衛門
増田市衛門
鈴木八郎左衛門
塩沢弥左衛門
帰白

御宿越前守(22)
長尾内膳正
岡谷将監

右、戌三月十一日、森岡近年非分あるか、百姓書付けに驚き、郷を欠落せしむるの間、すなわち成敗し候。しかるを郷中所務の辻明白に書立て、百姓六人に郷中をあずけ候。当年戌の歳納所(なっしょ)未進なく、速やかに致すにつきては、代官を停止し、後年まで六人の者に預け置くべく候。少しなりとも横合い非分あるべからず候。年貢渡し方の儀までは請け取り次第、給方の事は、印判あるべし。もし横合いあらば、則時に書付を上ぐべく候。はたまた諸色無沙汰に至りては、六人の者まで越度に処すべく候。定め置く状、件のごとし。

(1)実名不詳。(2)領主から給与された田地。領主に対する年貢は免除される。(3)実名不詳。(4)実名不詳。(5)不詳。(6)実名不詳。(7)どうことわり。前記と同じという意。(8)この郷の高辻(八三〇号註(2)参照)より差し引かれる貫高。(9)年貢として領主に納める分。これより、この郷の高辻が、五五〇貫六三四文であったことがわかる。(10)実名不詳。関戸郷の商人問屋。関所を管理していたことがわかる。(11)実名不詳。松田憲秀の代官として関戸郷の支配・年貢等の徴収にあたっていた。(12)この場合、森岡の非分(不法行為)を書き上げた文書。(13)関戸郷。東京都多摩市。北条氏直轄領で松田憲秀は代官である。(14)郷貫高の収支出納のこと。(15)森岡の代わりの代官をおかないこと。(16)「年貢」

の誤字。(17)深谷図書助など給分を与えられている者。(18)はたまた。あるいは、もしくは。(19)過失。それにより罰せられる意まで含む。(20)天正十四丙戌年。(21)松田憲秀使用印。(22)御宿越前守は、「葛山御宿系図」(別冊系図集六号)には綱秀の名がみえる。「葛山家譜」(同四号)では、綱貞がみえ、「武田源氏一流系図」(同八号)では、頭書に「御宿越前守政友」とみえる。いずれも御宿友綱の子とする。しかし、松田憲秀の関係では一切記されていないので、本号の御宿越前守と関係があるか否か不詳。また以下三名は、松田憲秀の奉行人として、本朱印状の奉者であろう。(23)以上六名が本文中の「百姓六人」であるが、いずれも実名不詳。

三月、徳川家康と北条氏政、三枚橋近辺で対面する。

九六　武功雑記(1)

一権現様(2)ト北条(3)ト一戦ノ刻、北条人数ヲ三枚橋(4)迄出シ和談ニ成候テ、両将対顔(5)ノ節、北条ハ床几ニ腰カケ居、権現様ハ御手ヲツカネラレ御腰ヲカヽメラレ、御挨拶被遊候ヲ、酒井左衛門尉(6)見申候テ、中々口惜舗御座配ニテ候、北条ハ奢タル体ニテ候ニ、殿ノ為体(7)アマリ敬過候、加様之事ハ味方ノ志ノ弱ト成リ、且又人之帰服モ無之モノト諫ラレ候ヘハ、権現様合掌被成候テ、御免アレ〳〵此返事ヲヤカテ可申入ト被仰候(8)、

(1)戦国時代から江戸時代初期にかけての諸侍の武功を記した戦記。肥前平戸藩主松浦鎮信著。元禄九年(一六九六)成立。現存十七巻。(2)徳川家康。(3)北条氏政。(4)三枚橋城。沼津市。徳川家康と北条氏政の対面の場所は、諸書によって、「沼津三島ノ間」「黄瀬川にいでて会したてまつる」などと食い違う。芝川町西山本門寺所蔵「相遠会面覚書」の末尾に、「一美濃守殿(北条氏規)江□儀者不及申候、於三枚橋兵事米壱万俵、自家康被遣之候、並浅井名(右カ)兵衛尉所へ千俵、以上」と記されており、三枚橋城においても、貢物のやりとりが会ったことがわかる。(5)「三島の会盟」といわれている。(6)酒井忠次。八九八・九〇〇号にもみえる。(7)ていたらく。(8)いずれ合戦であいまみえるであろうという意。

十一月十七日、松平清宗、興国寺城より、松平家忠の居城三河国深溝城に行く。

二三七　家忠日記

十七日、戊申、竹谷玄番殿(1)興国(2)より被越候(3)、

(1)玄蕃允。松平清宗。九二三号註(1)参照。(2)興国寺城。沼津市。(3)この時、松平家忠は居城三河国深溝城(愛知県幸田町)にいる。

天正十五年　丁亥(一五八七)

二月十八日、興国寺城の松平清宗、三河国深溝城で、松平家忠の饗応をうける。

二三八　家忠日記

十八日、丁丑、興国寺(1)被越候松平玄番允(2)振舞候、

(1)興国寺城(沼津市)城主のこと。(2)玄蕃允。松平清宗。

九月九日、北条氏直、清水太郎左衛門に葛山・長久保の本領を安堵し、軍役を定める。

二三九　北条氏直判物写　清水一岳氏所蔵文書　○群馬県高崎市

太郎左衛門(1)慰本領之事、葛山(2)領・長久保(3)領一騎合(4)百六騎之歩(5)、鉄砲廿人、合弐ヶ所、七千四百七拾四貫七拾四文(6)、右之弐ヶ所、騎馬・鉄砲(7)、此分城(8)・作職・山・岡・川共、如前々不可相違候、仍為後日如件、

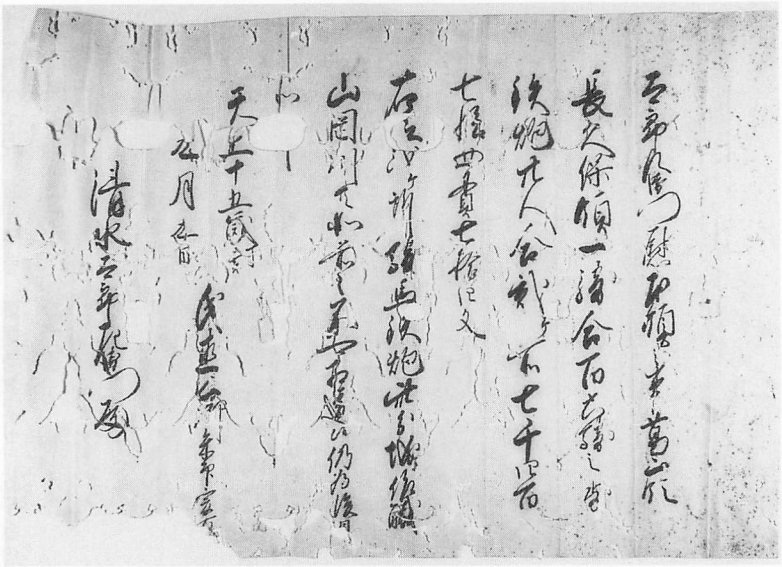

天正十五歳丁亥
九月九日　　氏直公御朱印爰有(9)
清水太郎左衛門殿(10)

(1)「尉」の誤字。(2)裾野市。(3)長泉町。(4)いっきあい。合戦に際し馬にまたがって出陣する資格のある侍のこと。六六七号にもみえる。(5)「かち」。意味不詳。(6)この貫高は、考えられない多さで、本文書は検討の余地がある。(7)いずれの城を指すか不詳。(8)もとは土地耕作権のことだが、ここでは耕作者から得分を徴収する権利をいう。または、その得分のこと。(9)虎朱印(印文「禄寿応穏」)がここにあり、とする註記。通常なら年月日に重ねて捺されているはずである。(10)実名不詳。清水康英子。

十一月六日、北条氏、相模国鶴岡八幡宮寺に対する足柄城普請人足役を免除する。

九三〇　板部岡融成書状　鶴岡八幡宮文書

去比足柄(1)御普請人足之儀ニ付而、被捧訴状候、伊右(2)相談、

逐一遂披露候、依之向後之儀、以御印判(3)被　仰出候、定而可為御満足候、委曲期後音候、恐々謹言、

霜月六日(4)　　板入江雪(5)(花押)

御院家(6)中

神主殿

小別当　尊答

(1)足柄城。小山町から神奈川県南足柄市にかけて。(2)伊東右馬允政也か。(3)天正十五年十一月六日付北条家朱印状(「鶴岡八幡宮文書」)のこと。本文書はその副状(そえじょう)。朱印状には、「雪下院家中諸役・普請之儀、地下並ニ不致来由候、於向後も可為如前々候」と記されており、これまで通り諸役・普請人足が一般百姓とは異なって免除されている。(4)註(3)により、天正十五年。(5)板部岡入道江雪斎。実名は融成。(6)鶴岡八幡宮寺の子院。鎌倉市雪ノ下にあった。

十一月十一日、小栗吉忠、大工七郎左衛門に、沼津などの吹屋の人足を免除する。

二三一　小栗吉忠判物　山田文書

吹屋(1)書立

一金屋(2)　四間　此人足弐拾人

一藤枝　四間　此人足弐拾人

一江尻(3)　弐間　此人足拾人

一沼津　弐間　此人足拾人

已上

右分、人足御赦免也、為後日仍如件、

亥(4)十一月十一日　　小二右(5)(花押)

大工(6)七郎左衛門(7)殿

参

(1)金属を精錬または鋳造する職人。(2)金谷町。(3)清水市。(4)次註より天正十五丁亥年。(5)小栗仁右衛門吉忠。徳川氏家臣。天正十一年から十七年にかけて文書を発給している。(6)ここでは技術職人のうち統率指揮にあたる上級の

者をいう。(7)亥霜月二十七日付家次判物(「山田文書」)の宛所には「かや大く七郎左衛門尉」とみえる。江戸時代にはその子孫も七郎左衛門を称し、山田氏を名乗る。

天正十六年　戊子(一五八八)

正月十七日、松平家忠、興国寺城の松平清宗などより、年頭の書状を受け取る。

九三　家忠日記

十七日、辛丑、岡崎(1)内藤弥次衛門尉(2)所より音信(3)候、興国寺(4)松平玄番(5)所よりも年頭之音信来候、

(1)三河国岡崎城。愛知県岡崎市。(2)内藤家長。徳川家康譜代家臣。(3)いんしん。書状。(4)興国寺城。沼津市。(5)玄蕃允。松平清宗。九二三号註(1)参照。

三月十二日、松平金左、興国寺城より三河国へ帰る。

九三　家忠日記

十二日、未、乙竹のや金左(1)興国寺(2)より三川へ被帰候、

(1)実名不詳。竹谷松平氏の一族であろう。(2)興国寺城。

沼津市。

五月十三日、興国寺城の松平清宗、駿府の徳川家康のもとに参じる。

九三四　家忠日記

十三日、乙未、興国寺(1)松平玄番(2)出仕(3)ニ被越候、落付ふるまい候、

(1)興国寺城。沼津市。(2)松平玄蕃允清宗。九二三号註(1)参照。(3)ここでは、徳川家康の下に参じること。家康はこの時期駿府(静岡市)城を居城としていた。

閏五月九日、松平家清、興国寺城より、三河国竹谷城に帰る。

九三五　家忠日記

九　日、辛酉、緒川(1)より女房衆寄人被越候、竹のや与次郎(2)興国寺(3)より被帰候、

(1)愛知県東浦町。(2)松平家清、清宗(九二三号註(1)参照)子。(3)興国寺城。沼津市。

七月四日、松平家忠、関東より僧が上ってきたことについて、同家長より、興国寺城から知らせがあったことを聞く。

九三六　家忠日記

四　日、乙卯、関東より□公(1)のほられ候よし、駿興国寺(2)より申越候て、竹谷(3)より申越候、

(1)八月五日条にも、「ひかんニ入、□公大坊ニてたんき候」とあることから、僧と思われる。なお、「たんき」とは、丹祈で、丹誠をこめて祈る意である。(2)興国寺城。沼津市。(3)松平家長か。

天正十七年　己丑(一五八九)

二月五日、大地震おこり、興国寺・長久保・沼津城の塀などがこわれる。

九三七　家忠日記

五　日、癸未、雨降、賀藤源太(1)所江ふる舞ニてこし候、申刻ニ大地震候、するか川東興国寺(2)(3)、長久保(4)・沼津城之へい、二かい門迄そんし候、

(1)実名不詳。(2)河東。富士川より東の地域。(3)興国寺城。沼津市。(4)長久保城。長泉町。

二月二十一日、松平清善ら、興国寺城に越す。

九三八　家忠日記

廿一日、己亥、花楊院(1)ふる舞候、備後(2)、玄佐(3)、正佐(4)興国寺(5)へ被越候、

(1)不詳。(2)天正十六年八月二十五日条に、「竹備清善」とみえることから、松平清善か。(3)天正十七年二月七日と八日条の行間に、「同勘解由入道して玄佐と申候」とあり、また、天正十六年九月二十七日条に、発句の詠み手として「勘左康定」とあることから、松平康定であらう。(4)実名不詳。正佐は、この時期、発句の詠み手としてしばしば登場する。また、二月十一日条に「深溝玄佐・同正佐・竹谷備後守」とみえることから、松平姓であろう。(5)興国寺城。沼津市。

四月九日、某、霊山寺に禁制を下す。

九三九　某黒印状　霊山寺所蔵文書　○沼津市上香貫

定

一寺中門前竹木切取事
一山林幷木・植木切取事
一庭之石・草花猥取事
右条々、違背之輩可有御注進、遂糺明可処厳科者也、
仍如件、

天正十七
丑卯月九日　□（印文不詳）(1)

石川新兵衛(2)奉之

霊山寺(3)

（1）使用者不詳。（2）実名不詳。（3）沼津市。

九月二十六日、徳川家康、甲斐国より、長久保城・沼津城に帰る。

二四〇　家忠日記

廿六日、辛未、木引(1)候、殿様(2)甲州より郡内(3)を長久保(4)・沼津(5)へ御出候て御帰候、鳥彦右衛門(6)進上物、金子拾枚、わた百は、(7)うるし百はい、

（1）七月中旬より、京都方広寺大仏殿建立のための材木を富士山より伐採することが始まる。（2）徳川家康。（3）甲斐国都留郡（山梨県富士吉田市・都留市・大月市・南北都留郡）（4）長久保城。長泉町。（5）沼津城。沼津市。（6）鳥居元忠。徳川氏家臣。（7）百把。

十一月七日、北条氏政、御宿政綱に給分と扶持を与える。

二四一　北条氏政朱印状（小切紙）

御宿文書
○山梨県　白根桃源美術館所蔵

拾七貫五百文　給(1)
四貫八百文　四人扶持(2)
以上弐拾弐貫三百文

右、来廿日已前、江雪(3)ニ申理(4)可請取也、仍如件、

己丑(5)
霜月七日　（印文「有効」）(6)

御宿源太(7)殿

（1）宛所御宿源太の給分。（2）御宿源太家来四人の俸禄分。（3）板部岡融成。（4）ことわり。（5）天正十七年。（6）北条氏政使用印。（7）御宿政綱。「葛山家譜」（別冊系図集四号）では友綱子として、「葛山御宿系図」（同六号）では友綱孫として

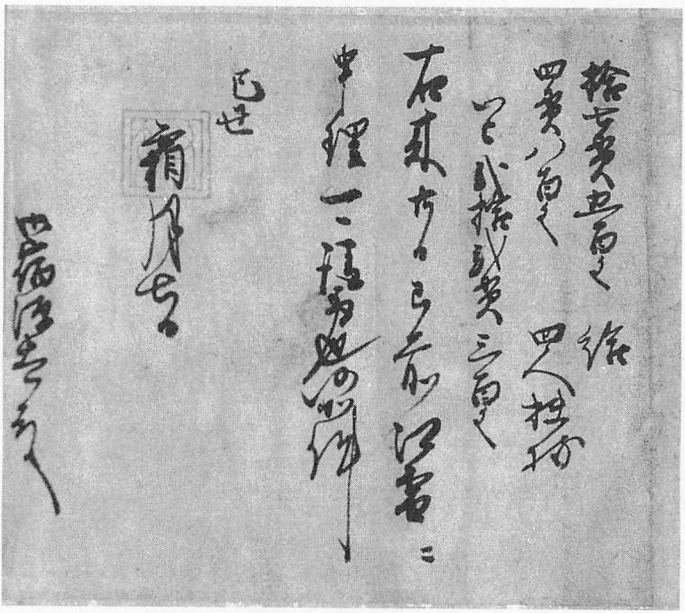

十二月七日、北条氏直、豊臣秀吉の使者が、北条氏の弁明の使者を沼津で抑留したことに対して、抗弁の書状を送る。

九四三　北条氏直判物写(1)　武家事紀　三十三　○国立公文書館内閣文庫所蔵

条目

一老父(2)上洛遅候由、御立腹ニテ、到沼津御下向、一昨六日之御紙面、案外候、抑去夏妙音院(3)・一鶚軒(4)下向之刻、截流斎(5)於罷上儀ハ勿論候、併当年者難成候、来春夏之間可発足之由、条々雖御理候、不可相叶旨、頻承候、公義ノ事不及了簡、極月卒爾(6)半途迄モ罷出、正月中ニ可京着由ニテ候キ、就中先年家康(7)上洛之砌者、被詰御骨肉(8)、猶大政所(9)ヲ三州迄御移(10)ノ由、承届候、然而名胡桃(11)仕合ニ付御腹立、或永可被留置、或国替、カ様之惑説(12)従方々申来候条、一度帰国存切之由、截流斎申候、父子之(13)国素懐イ可過御察候、依之妙音院・一鶚軒招申、縦此儘在京候

トモ、晴心中、心易上洛為可申候、更非別条候事

一此度為祝儀(14)為指上候石巻(15)御取成之模様、於都鄙失面目候、更以氏直相違之扱、毛頭在間敷由ニ候、御両所(16)へ恨入候、去四日妙音院此方へ招申義者、石巻御取成不審候間、内々可尋申存分故ニ候、然ニ半途ニ相押へ由、無是非存候条、以書付申述候事

一此上モ無疑心至御取成者、無猶予截流斎可上洛旨申候間、御両所有御分別、可然様ニ所希ニ候事

一名胡桃之事、一切不存候、被城主中(17)山書付(18)進之候、既真田(19)手前へ相渡申候間、雖不及取合候、越後衆(20)半途打出、信州川中嶋(21)ト知行替之由申候間、御糺明之上、従沼田(22)其以来加勢之由申候、越後之事ハ不成一代古敵、彼表へ相移候へハ、一日も沼田安泰可在候哉、乍去彼申所実否不知候、従家康モ、先段ニ承候間、尋キワメ為可申、即進候キ、二三日中ニ、定而可申来候、努々(23)非表裏候、ナクルミノ(24)至時、百姓屋敷淵底(25)、以前御下向之砌、可有御見分歟事

一以前渡給候吾妻領(26)、真田以取成、百姓等押払、一人モ不置候、剰号中条(27)地、其儘人前旨台詰(28)不相渡、箇様少事可申達無之候間、打捨置候、猶名胡桃之事ハ、対決上何分ニモ可任承意候事、以上、

十二月七日(29)　氏直(30)

富田左近将監(31)殿

津田隼人正(32)殿

(1)「管窺武鑑」(上杉氏家伝、夏目定房著、江戸中期成立、九巻)にも、語句に著しい相違がみられるが、同文の文書がみえる。(2)北条氏政のこと。(3)不詳。(4)宗庸。(5)北条氏政。(6)にわかに。あわただしく。(7)徳川家康。(8)家康と、秀吉の妹旭姫との結婚のこと。(9)豊臣秀吉の生母。(10)大政所が家康のもとに引き取られたことは、人質と解されている。(11)群馬県月夜野町。天正十七年、秀吉の裁定により名胡桃城は真田氏に安堵されたが、北条氏がこれを実力で奪取した。(12)人を惑わす話。(13)「管窺武鑑」所収の写によると「間」である。(14)祝いの挨拶。(15)石巻康敬。北

条氏家臣。以前に秀吉方への使者となったが不興を買い、駿河国三枚橋(沼津市)に幽閉されている。九四六号参照。(16)宛所の富田と津田をさす。(17)註(13)と同じく「彼」である。(18)実名不詳。名胡桃城主か。(19)真田昌幸。信濃国上田城主。(20)上杉氏勢。(21)信濃国北部の旧称。(22)群馬県沼田市。上野国沼田城は、秀吉の裁定により真田氏から北条氏に引き渡された。(23)ゆめゆめ。決して、少しも。(24)名胡桃の。なお内閣文庫には「キタルモノ」とする別本もある。(25)詳細。(26)吾妻郡。群馬県北西部一帯。(27)群馬県中之条町。(28)註(13)と同じく「其儘人別置詰」である。(29)豊臣秀吉使者のことにより天正十七年である。(30)北条氏直。(31)富田知信。豊臣秀吉家臣。(32)津田信勝(織田左馬允)。織田信長一族で、豊臣秀吉家臣。

十二月十四日、徳川家康、御宿組百姓に、年貢納入などに関する七ケ条定書を与える。これ以降、駿東郡内各郷村に同定書を与えていく。

九四三 徳川家康七箇条定書(1)

湯山博氏所蔵文書
○裾野市御宿

定(朱印、印文「福徳」(2))

一 御年貢納所事、請納証文明鏡之上者、少も於無沙汰者、可為曲事、然者地頭遠路ニ令居住者、五里中年貢可相届之、但地頭其知行在之者(3)、於其所可納之事

一 陣夫者弐百俵ニ壱疋壱人可出之、荷積者下方升(4)可為五斗目、扶持米六合、馬大豆壱升、地頭可出之、於無馬者、歩夫弐人可出也、夫免(5)者、以請負一札之内、壱反ニ壱斗引之、可相勤(6)之事

一 百姓屋敷分者、百貫文ニ参貫文、以中田(7)被下事

一 地頭百姓等雇年中ニ十日、幷代官雇三日、為家別可出之、扶持米右同前事

一 四分壱(8)者、百貫文ニ弐人可出之事

一 請負御納所、若大風・大水・大旱之年者、上中下共、以春法可相定(9)、但可為生籾勘定事

一 竹藪有之者、年中ニ公方(10)江五十本、地頭へ五十本、可出事

右、七箇条所被定置也、若地頭有難渋之儀者、以目安(11)

可致言上者也、仍如件、

天正十七年十二月十四日　渡辺弥之助光(12)(花押)

ミしゅく(13)組

定む。

一、御年貢納所の事、請け納め証文明鏡の上は、少しも無沙汰においては、曲事たるべし。しからば地頭遠路に居住せしめば、五里中は年貢相届くべし。ただし地頭その知行にあらば、その所において納むべき事。

一、陣夫は二百俵に一疋一人出だすべし。荷積は下方升五斗目たるべし。扶持米六合、馬大豆一升、地頭出だすべし。馬なきにおいては、歩夫二人出だすべきなり。夫免は、請負い一札の内をもって一反に一斗引き、相勤むべき事。

一、百姓屋敷分は、百貫文に三貫文、中田をもって下さるるの事。

一、地頭百姓等の雇い年中に十日、ならびに代官の雇い三日、家別として出だすべし。扶持米右同前の事。

一、四分一は、百貫文に二人出だすべきの事。

一、請負い御納所、大風・大水・大旱の年は、上中下とも、春法をもって相定むべし。ただし生籾の勘定たるべし。

一、竹藪あらば、年中に公方へ五十本、地頭へ五十本、出だすべきの事。

右、七箇条定め置かるるところなり。もし地頭難渋の儀あらば、目安をもって言上致すべきものなり。よって件のごとし。

(1)徳川家康が天正十七年から翌年にかけて、領国に検地を実施し、農政の統一をはかるために下した年貢・夫役に関する定書。現在、徳川家康の領国であった駿河・遠江国を中心として数多くのほぼ同文のものが知られており、裾野市域内

においても、次号・次々号とあわせて三通現存しており、本号に合叙する。旧駿東郡域内で市域外に下されたものも、写をふくめて七通知られている。それらの本文の掲載は略し、目録を次々号の末尾に掲げておく。(2)徳川家康使用印。(3)地頭(領主)が定書の宛所の郷村に居住しているならばの意。(4)升の一種。今川氏の時代からその領国で使われていた升の一つで、富士郡下方に由来するか。(5)夫役として出る代わりに、代米を差し出してその役を免除されること。(6)「勤」。(7)田地の上中下の品等の内、中田並に差し引くこと。(8)四分一役。諸役の一つで、領国中の郷村に賦課された人足役のこと。今川氏の時代からみられる。四二一号註(4)参照。(9)収穫された稲を臼でついた上で、その分量をはかり、年貢高を決定すること。(10)徳川家康。すなわち、公儀。(11)訴状。(12)本定書の奉者。徳川氏家臣。本文書の紙継目裏一ケ所にも署判がある。(13)御宿。裾野市御宿。組とは何ケ村か合体されたものであろう。

九四四　徳川家康七箇条定書

大庭重一氏所蔵文書
○裾野市深良

〇(朱印、印文「福徳」)
定

一　御年貢納所事、請納証文明鏡之上者、少も於無沙汰者、可為曲事、然者地頭遠路ニ令居住者、五里中年貢可相届、但地頭其知行ニ在之者、於其所可納事

一　陣夫者弐百俵ニ壱疋壱人可出之、荷積者下方升可為五斗目、扶持米六合、馬大豆壱升、地頭可出之、於無馬者、歩夫弐人可出也、夫免者、以請負一札之内、壱反ニ壱斗引之可相勤之事

一　百姓屋敷分者、百貫文ニ参貫文、以中田被下事

一　地頭百姓等雇、年中ニ十日、并代官雇三日、為家別可出之、扶持米右同前事

一　四分壱者、百貫文ニ弐人可出之事

一　請負御納所、若大風・大水・大旱年者、上中下共、以春法可相定、但可為生籾之勘定事

一　竹藪有之者年中ニ公方江五十本地頭へ五十本可出之事

右、七箇条所被定置也、若地頭有難渋之儀者、以目安可致言上者也、仍如件、

天正十七年十二月廿四日　　渡辺弥之助光(1)(花押)
大森(2)
ふから(3)

(1)本定書の奉者。本文書の紙継目裏一ヶ所にも署判がある。(2)裾野市東北部あたりに比定される。(3)深良。裾野市深良。

○口絵参照

九四五　徳川家康七箇条定書

有井陽一氏所蔵文書
○裾野市公文名

(朱印、印文「福徳」)
定

一御年貢納所之儀、請納証文明鏡之上、少も於無沙汰者、可為曲事、然者地頭遠路令居住者、五里中之年貢可相届、但地頭其知行在之者、於其所可納之事

一陣夫者弐百俵ニ壱疋一人可出也、荷積者下方升可為五斗目、扶持米六合、馬大豆壱升充、地頭可出之、於無馬者、歩夫二人可出之、夫免者、以請負一札之内、壱反ニ壱斗引之可相懃事

一百姓屋敷分者、百貫文ニ三貫文、以中田被下之事

一地頭百姓等請年中十日充、幷代官雇三日充、家別ニ可出之、扶持米右同前事

一四分一者、百貫文ニ弐人可出之事

一請負御納所、大風・大水・大旱年者、上中下共、以春法可相定、但可為生籾之勘定事

一竹藪有之者、年中公方へ五十本、幷地頭へ五十本、可出之事

右、七ヶ条所被定置也、若地頭及難渋者、以目安可申上者也、仍如件

天正十七年十二月廿七日　　渡辺弥之助光(1)(花押)
上之村しゆ(2)へ共ニ
佐野之郷(3)

(1)本定書の奉者。本文書の紙継目裏一ヶ所にも署判がある。(2)上之村衆。裾野市公文名有井家に伝来していることから、公文名を中心とした地域であろう。(3)裾野市。

徳川家康七箇条定書　一覧表

(旧駿東郡域内、但し裾野市域内を除く)

史料番号	差出年月日	奉者名	正文・写	宛所	所蔵者・出典
(1)	天正十七年十一月二十七日	天野三郎兵衛尉景能	写カ	清水村八幡(1)	清水八幡神社文書
		同右	写	大岡庄(2)	なをりその記(3)
(2)		同右	写	木瀬川村(4)肝入(5)	同右
(3)		同右	写	上石田村(6)	同右
(4)		同右	写	中石田村(7)	同右
(5)		同右			
(6)		同右	写	泉東方(8)	同右
(7)	天正十七年十二月一日	大久保与一郎忠利	写	三枚橋四村(9)	同右

(1)沼津市。(2)沼津市から裾野市にかけて。(3)徳川家康の事績を明らかにする目的で編述された駿府を中心とした駿河国の地誌。駿河町奉行加藤正行著。天保十一年(一八四〇)成立。全七巻。なお、以下「なをりその記」を出典とする六通は、同書においても本文が略されている。(4)沼津市。(5)「肝煎」。村役人の一種。(6)(7)いずれも沼津市。(8)清水町。(9)沼津市。

十二月十八日、清水康英、高橋丹波守に、豊臣秀吉の使者富田知信・津田信勝が沼津に滞在中のことなどを報じる。

九四六　清水康英書状　高橋清英氏所蔵文書　○沼津市本字千本郷林

何比御帰候哉、我々者与風(1)罷帰候、其時分迄者、御帰之沙汰不承候ヶ、先日者自小田原御札(2)、殊船之　御印判(3)調候而、我等迄満足ニ候、態(4)是又御礼、殊ニ初物(5)給候、則致賞味候、然者御世上騒敷候而咲止(6)ニ候、我々罷帰候砌者、以之外之様ニ候つる、近日者如何候哉、静ニ候、乍去自京都津田(7)・富田(8)と申人、于今沼津ニ有之由申候、石巻方(9)をハ城中ニ小者一人ニ而指置候、兎ニ角ニ是非者来春と存候、此度以御使、如去年、証人之義各へ被　仰付候間、其趣一両日已前申届候、御使衆へも具ニ申分候、併御国なミ人次之所、無了簡候、扨又籠城之支度早々可有之候、万吉(10)重而可申候、恐々謹言、

上野
極月十八日(11)　康英(12)(花押)
高橋丹波守殿(13)
参

(1)ふと。急に思いついて。(2)書状。(3)船手形の交付。(4)わざと。わざわざ、特別に。(5)本号と同年と推定される極月二十五日付幸田大蔵丞宛北条氏政書状(「雲見高橋文書」、『静岡県史料』第一輯)などで、清水へ鯨がおくられたことが記されており、鯨のことであろう。(6)「笑止」の宛字。面白くないの意。(7)津田信勝。九四二号註(32)参照。(8)富田知信。九四二号註(30)参照。(9)石巻康敬。九四二号註(15)参照。(10)不詳。(11)九四二号と同様に天正十七年。(12)清水上野介康英。(13)実名不詳。庚寅(天正十八年)正月二十六日付北条家朱印状(「雲見高橋文書」)では宛所に「清水同心／高橋丹波守殿」と記されており、清水康英の同心であったことがわかる。

十二月二十日、井出正次、徳川氏直轄領より、熊野堂太泉寺領と上石田西延寺領の差引きを命じる。

九四七　井出正次書状写(折紙)　大泉寺所蔵文書／○沼津市東態堂

尚々其分御心得可被成候、
熊野堂(1)之内大仙寺(2)領五斗、同上石田(3)西延寺(4)領五斗之所、御料分(5)ニ高辻を引進候間、其分御心得可被成候、恐々謹言、

丑(6)
十二月廿日　　井甚(7)

板倉庄右衛門尉(8)殿
庄作(9)殿

(1)沼津市。(2)太泉寺(現大泉寺)。沼津市。浄土真宗。(3)沼津市。(4)江戸時代の上石田村には、西延寺は見当たらないが、同村に隣接する下小林村には、西園寺(臨済宗)が存在し(「駿河志料」六十六)、おそらく同寺のことであろう。(5)徳川氏の直轄領。(6)駿河国が徳川家康の領国になってからのもので、天正十七年である。(7)井出甚之助正次。徳川氏家臣。(8)実名不詳。(9)不詳。

十二月二十五日、徳川氏、深良郷の年貢勘定を行う。

二四八　深良郷年貢割付状　大庭重一氏所蔵文書　○裾野市深良

ふから之郷(1)

田畠合六拾四町八段弐拾三歩高辻(2)
屋敷(3)合六千七百五十六坪　高辻

此内
屋敷百五拾坪　かち(4)ニ引
九ツ(5)　中田壱町九反小四拾八歩百姓屋敷引(6)
此取(7)五拾八表(8)壱斗弐升壱合

引以上
屋敷六千六百六坪棟別(9)
上田三町六段大弐拾四歩棟別たし(10)
此本銭四貫四百四文
此本銭六貫六百拾弐文

引残
九ツ　上田拾町三反大六拾弐歩
此取三百拾壱表弐斗五升五合
八ツ　中田拾壱町半拾七歩
此取弐百九拾四表弐斗三升七合七夕九才
七ツ　下田六町六反小五拾五歩
此取百五拾五表四升弐夕九才
六ツ　上畠六町五反大五歩



此取百九表壱斗四升三夕弐才

三ツ半　中畠八町六拾弐歩
　此取九拾三表壱斗六升七夕九才
壱ツ半　下畠拾六町九反五拾歩
　此取八拾弐表壱斗七升八夕五才
　下畠斗ハ夫銭なし(12)に相定候
表合(13)千四拾七表五合四才
本銭(14)拾壱貫拾六文　棟別定納
神領・寺領・井領(15)之儀、右之高之内也、前々ことく(16)也、
　極月廿五日(17)
　渡弥之助(18)□(黒印、印文不詳)

(1)深良郷。裾野市深良。(2)ここでは深良郷の耕地面積の合計を示す。(3)建坪ではなく敷坪(屋敷地)を示す。(4)百五拾坪が鍛冶職人の屋敷地であって、年貢を免除された。(5)一反につき九斗の年貢の意味。(6)徳川家康七ケ条定書(九四三～九四五号)の第三条に規定されているように、田畠

高辻の三%にあたる耕地面積が屋敷分の年貢免除分として差し引かれることになる。(7)年貢。右の免除される耕地面積の年貢高を示す。ただ中田と位付されているが、九ツ取は後にみるように上田並みであって、この食い違いは不明である。(8)米高表示単位の俵(ひょう)のこと。一俵は三斗で計算されている。(9)棟別銭。屋敷地の坪数に対して三分の二の割合で本銭が算出されている。(10)棟別銭の追加という意味であろう。上田の数値に対して二分の一の割合で本銭が算出されている。ただ、なぜ上田の内、この面積数にのみ「棟別たし」がおこなわれているのか不明。(11)この点線部で前後が別の料紙に書かれている。内容的には、前紙と後紙の記載は一つづきのもので前後二紙で完結した年貢割付状となる。しかし前紙の奥の紙切れの部分に文字痕が三ケ所あり、それらが後紙の書始めの行文字とは一致しない。文書作成過程における、何らかの齟齬によるものか、二紙は本来二通の別文書(同文)であって、一方の前部と他方の後部と考えるべきか、いずれとも断定しがたい。(12)夫銭とは夫役にかえて納める貨幣税。なしとは、徳川家康七ケ条定書第三条に規定されているような夫銭算出の母体となる耕地面積(あるいは年貢高)に、この下畠の面積(年貢)は勘定に入れないという意。(13)さきの「引銭」の次行の上田以下にみえる「取」の合計で、深良郷のこの年の年貢高である。(14)さきの「引以上」の行の次行からの屋敷と上田にかけられた棟別銭の合計である。(15)用水・堰などの維持を目的として年貢が免除される耕地。(16)神領・寺領・井領の面積及びその年貢高が、算出された年貢高に含まれている。しかしそれらは通常年貢高から差し引かれて免除され、それぞれの名目の費用にあてられており、そのことに変更がないという意味である。(17)九四四号の徳川家康七ケ条定書の翌日に出されたもので、天正十七年である。(18)渡辺光。徳川家康七ケ条定書の奉者である。定書と本割付状が出される前に行われたであろう検地の奉行人と考えられる。

十二月、豊臣秀吉、深良・竹之下などに、軍勢の押妨を禁ずる定書を下す。

九四九　豊臣秀吉定書写(1)

判物証文写　北条
○国立公文書館内閣文庫所蔵

定

駿河内ふから(2)

一軍勢味方の地にをいて乱妨狼藉の輩、一銭きり(3)たるへき事
一陣取にをいて火を出す族あらは、からめとり出すへし、自然逐電(4)せしめ(5)ハ、其主人罪科たるへき事
一ぬか・わら・薪・さうし(6)以下、亭主に相ことハり可取之事
右条々、若令違犯者、(7)忽可被処厳科旨、被仰出候也、
天正十七年十二月日 ◯(8)(朱印)

(1)豊臣秀吉は、天正十七年十一月二十四日付北条氏直宛朱印状(「北条文書」、『神奈川県史』三下巻)で、軍事的制圧の通告を行い、翌年三月一日みずから京都を出発する。豊臣方の軍勢が通過する東海道筋や周辺地域の村々では、軍勢による被害を防止するため制札等を要求し、豊臣方も軍勢の統制と民心の慰撫をはかるために対処した。この結果、本号と同文の定書が数多く伝来している。(2)深良。裾野市。(3)一銭切。わずか一銭(一文)の銭を盗んでも斬首の刑に処すること。

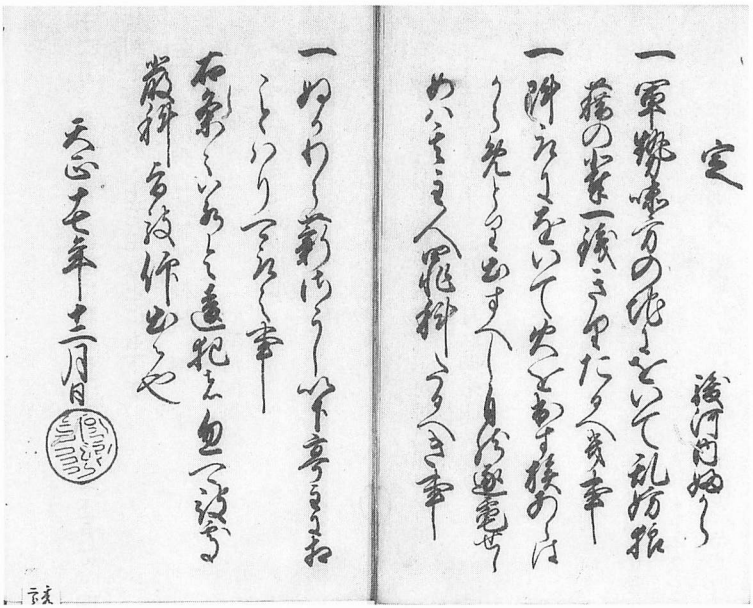

敷衍して、わずかな罪で斬罪にするという意。(4)じねん。万一。(5)ちくてん、ちくでん。逃げて失踪すること。(6)雑事(ぞうじ)。ここでは、種々雑多な物品の意。(7)たちまち。(8)豊臣秀吉使用印。

九五〇　豊臣秀吉定書　鈴木淳子氏旧蔵文書

定　　駿州御厨屋内竹(1)下(2)

一軍勢味方の地において乱妨狼籍の輩、一銭切たるへき事

一陣取にをいて火を出す族あらハ、からめとり出すへし、自然逐電せしめハ、其主人罪科たるへき事

一ぬか・わら・薪・さうし以下、亭主に相ことハり可取之事

右条々、若令違犯者、忽可被処厳科之旨、被仰出候也、

天正十七年十二月日　朱印

(1)鮎沢御厨。裾野市・御殿場市・小山町。(2)竹之下。小山町。

十二月、豊臣秀吉、御厨に禁制を下す。翌年正月に、同禁制を茱萸沢・上石田などにも下す。

九五一　豊臣秀吉禁制(1)写(杉板)　瀬戸文書

禁制　　駿河国御厨(2)

一軍勢甲乙人等乱妨狼藉事

一放火事

一対地下人・百姓非分之儀申懸事

右之条々、若於違犯之輩者、忽可被処罪科者也、

天正十七年十二月　日　御朱印(3)

(1)九四九号註(1)と同様の事情により、本号禁制と同文のものも多数伝来している。旧駿東郡域内では本号以外に後掲の二点が伝えられているが、同文であることにより本文を略した。(2)鮎沢御厨。裾野市・御殿場市・小山町。(3)豊臣秀吉使用印。

九五三　豊臣秀吉禁制　芹沢豊氏所蔵文書
○御殿場市萩原

禁制　駿州御厨屋内
くみさわ(1)

(本文は前号と同様のため略す)

天正十八年正月　日　◯(朱印)(2)

(1)茱萸沢。御殿場市。(2)豊臣秀吉使用印。

九五四　豊臣秀吉禁制写　判物証文写　北条
○国立公文書館内閣文庫所蔵

禁制(1)

(本文は前々号と同様のため略す)

天正十八年正月　日　◯(朱印)(2)

(1)宛所欠であるが、判物証文写には「駿東郡上石田村与惣右衛門与申者代々所持」の付箋がある。なお同様に宛所を欠く写が、裾野市御宿の湯山悦氏所蔵「御宿村湯山宮内左衛門所持書物写留幷湯山半右衛門所持書物之類写」(九一〇号註(1)参照)にもみえる。(2)豊臣秀吉使用印。

天正十八年　庚寅(一五九〇)

正月二十日、北条氏の軍評定で、北条氏邦、同氏直が、松平康重の守備する三枚橋城を攻めることを主張するという。

九四　関八州古戦録　十六　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

北条家軍評定付山中城守兵事

(中略)

同キ廿日、部下ノ諸将・有司(3)小田原(4)ノ片郭ヘ集会シ僉議区(5)ナリシニ、北条安房守氏邦(6)発言セラレケルハ、凡今度ノ一挙氏政(7)主ハ当城ニマシ々々(8)、氏直(9)主ハ出馬有テ、松平周防守康重(10)カ守ル処ノ駿州沼津ノ城(11)ヲ攻捕、味方ノ旗本ノ屯(12)ニ定メ、陸奥守氏照(13)ト某(14)、鬮取リシテ(15)先陣ヲ承リ、富士川ヲ隔テ上方勢(16)ヲ防キ勝敗ヲ試ムヘシ、若亦左アラスンハ、氏直主旗本勢ヲ率セラレ三島辺マテ出張有テ、先陣黄瀬川ヲ界フテ(17)相戦ヒ然ルヘキカ、味方ハ案内知タル地戦トナリ、敵ハ大軍ノ深働長陣ニ疲労スヘシ、

(1)三島市。(2)正月。(3)ゆうし。役人のこと。(4)小田原城。神奈川県小田原市。(5)まちまち。(6)北条氏康子。武蔵国鉢形城(埼玉県寄居町)城主。(7)北条氏政。(8)いらっしゃり。(9)北条氏直。(10)徳川氏家臣。松平康次(九一〇号註(3)参照。)と同一人物。(11)三枚橋城(沼津市)のこと。(12)たむろ。陣地、陣屋。(13)北条氏照。(14)北条氏邦。(15)くじとり。くじを引いて事を決すること。(16)豊臣氏方の軍勢。(17)「界ヒテ」。境として。

二月二十四日、北条氏、小幡兵衛尉に、豊臣氏方の沼津着陣を報じる。

九五　北条家朱印状写　尊経閣文庫所蔵小幡文書

(懸紙ウハ書)「小幡兵衛尉殿」

覚

一西国衆至(1)沼津近辺打着由候事

一其山手備模様之事

一在陣之人衆之着到書立(2)、可被指越事

以上

二月廿四日(3)［　］(貼紙・印文「調」)(4)

小幡兵衛尉(5)殿

(1)豊臣氏方の軍勢。(2)かきたて。箇条書きに書き出すこと。また、書き出された文書のこと。(3)西国衆のことが問題とされていることにより天正十八年。(4)北条氏使用家印。(5)小幡信定か。

二月二十四日、徳川家康、長久保城へ出馬する。翌二十五日、織田信雄、沼津まで出馬する。

九五六　家忠日記

廿四日、丙申、御茶屋(1)普請候、家康様(2)長久保(3)へ御出馬候、尾州衆(4)先勢沼津辺ニ着候、

廿五日、丁酉、晩ニ雨降、内府様(5)沼津迄御出馬候、

(1)豊臣秀吉の出陣道中の休息所か。(2)徳川家康。(3)長久保城。長泉町。(4)織田信雄(信長子)の軍勢。(5)内大臣織田信雄。

二月、豊臣氏方の先陣、黄瀬川・沼津に着陣するという。

九五七　豊鑑(1)

十八年の春二月、去年の定のごとく、兵とも次第に東に向らる、先陣すでにきせ川・沼津に着ぬれは、後陣の人はいまた美濃・尾張にみち〳〵たり、

(1)とよかがみ。豊臣秀吉の一代を、その軍師竹中重治の子重門がまとめた軍記物。寛永八年(一六三一)成立。全四巻。

三月一日、豊臣秀吉、京都を出陣する。先陣は根方に在陣するという。

九五八　天正事録(1)

翌年三月朔日、太閤秀吉(2)公(3)御動座、筑紫鎮西(4)北国(5)南方ノ人数打立、先陣ハ富士ノ根方(6)ニ在陣スレハ、後陣ノ勢ハ

播州室(7)・高砂(8)・須磨(9)・明日(10)・兵庫・西宮・京廻ニサシツカヘ有テ、三月廿九日、太閤様箱根山へ人数ヲ打上ラレ懸廻見給フ、

(1)豊臣秀吉のことを中心に、永禄年間から慶長三年(一五九八)までの事柄を記した歴史書。著者・成立年代不詳。一冊。(2)天正十八年。(3)豊臣秀吉。(4)筑前・筑後国の古称。(5)九州の異称。(6)主として愛鷹山南麓と浮島沼低湿地との境界付近を指す。(7)室津。兵庫県御津町。(8)兵庫県高砂市。(9)兵庫県神戸市。(10)明石のことか。兵庫県明石市。

三月二日、徳川家康の陣所が惣ケ原に移される。翌三日、豊臣秀次、沼津城に参陣する。

九五九　家忠日記

二　日、甲辰、そうか原迄(1)陣替(2)候、

三　日、乙巳、陣屋かけ候、三好中納言(3)殿沼津迄参陣候、

(1)惣ケ原。長泉町。(2)徳川家康の陣。(3)豊臣秀次、秀吉養子。秀次父は三好吉房である。のち関白となり、文禄四年(一五九五)に秀吉の譴責をうけて自刃する。

三月六日、北条氏直、大藤与七に、黄瀬川における戦功を賞する。

九六〇　北条氏直書状　大藤文書

(懸紙ウハ書)「(折封墨引)大藤与七殿　自小田原(1)(折封墨引)」

四日之注進状披見、喜瀬川表遠候(2)を出、敵討捕候、心地好仕合肝要候、高名之者ニ感状遣候、謹言、

三月六日(3)　氏直(4)(花押)

大藤与七(5)殿

(1)小田原城。神奈川県小田原市。(2)えんこう。遠物見(とおものみ)。戦闘で敵の動静を探るため、敵陣間近に進出すること。また、その役・その人。(3)豊臣方と北条方との黄瀬川合戦の記述より天正十八年。(4)北条氏直。(5)大藤

政信か。北条氏家臣。七一八・七二六・八八六号では式部少輔とみえる。

六五一　反町大膳訴状(1)

一伊豆・駿河の境黄瀬川表釜の段(2)と申処にて合戦御座候刻、敵八騎にて取こもり、八騎の内、二騎突落し、高名仕り候処へ、萩原新右衛門(3)と申者馳付、六騎の内一騎討留、高名仕候、両人にて三騎討留、是も場所能御座候間、小田原へ罷帰り候以後、氏直より褒美として、芦毛の馬拝領仕候、此様子は阿部備中守(4)殿内萩原新右衛門存候間、御尋可被成事

○前号の黄瀬川にかけてここに収める。

(1)八五一号註(1)参照。(2)不詳。(3)実名不詳。(4)阿部正次。徳川氏家臣。のち武蔵国岩槻(埼玉県岩槻市)藩主。

三月八日、豊臣秀次、真田信之に、黄瀬川岸に着陣したことを報じる。

六五二　豊臣秀次書状(折紙)　真田宝物館所蔵文書　○長野県長野市

此表着陣、為見廻被示越通、承悦候、北国衆(1)被仰付故、臼井峠(2)筋途中被在陣由尤存知候、此面無別条候、我々事きせ川際ニ令居陣候、山中(3)・韮山(4)雖程近、敵一切人数不出候、尚期後音候間、不能巨細候、恐々謹言、

三月八日(5)　　秀次(花押)(6)

真田源三郎(7)殿

(1)上杉景勝の軍勢。(2)碓井峠。群馬県松井田町。(3)山中城。三島市。(4)韮山城。(5)豊臣秀次の黄瀬川居陣の記述より天正十八年。(6)豊臣秀次。九五九号註(3)参照。(7)真田信之。昌幸子。徳川氏家臣。のち信濃国松代(長野県長野市)藩主。

三月九日、北条氏政、猪俣邦憲に、豊臣氏方が黄瀬川に陣を寄せたことなど戦陣の様子を報じる。

九六三　北条氏政書状　猪俣文書　○東京大学史料編纂所所蔵

五日之注進状今九日未頭披見候、其表堅固ニ仕置(1)申付由肝要候、此節少も不可油断候、一敵(2)去廿五、六駿河より勢州迄之衆、喜瀬川前後へ寄陣候、家康(3)・国司(4)合一万不足之衆たるへき与先衆之遠候共云候、乍去備立たるを不見候間、明鏡之積者有間敷候、昨日八日迄者一度も不動候、物取共警固十騎廿騎つゝ打ましり、三嶋前後にて二、三日いもをほる由言候、一其外三日以前京衆一、二万も着陣与かけ入類之者云候、見届者せす候、一定而、去朔日羽芝(5)出陣ならハ十五、六日之比者、可為着陣候、其上之可為行候哉、一韮山(6)之事者不及沙汰、山中(7)・足柄(8)於城々者、無不足普請等人衆入置候間、於堅固勿論、其外山手〳〵之儀も存之外地形嶮難ニ候間、遂普請諸山共ニ相拘候、大軍ニ候共、於防戦者異儀有間敷候、猶其表之儀、理而可遣念候、利根(9)も満水、其地堅固ニ候へハ川東者(10)敵及間敷候、河西者(11)鉢形(12)・松井田(13)・箕輪(14)堅固ニ候へハ、敵動候共往覆有間敷候間、張陣為如何可致之候、分別ニ過間敷候、謹言、

三月九日(15)　　氏政(16)(花押)

猪俣能登守(17)殿

(1)上野国における上杉方の侵攻に備えること。(2)豊臣氏方。(3)徳川家康。(4)伊勢国司の北畠(織田)信雄のこと。信雄は織田信長子、北畠具教養子。(5)「羽柴」の宛字。豊臣秀吉。(6)韮山城。(7)山中城。三島市。(8)足柄城。小山町・神奈川県南足柄市。(9)利根川。(10)利根川の東側。(11)利根川の西側。(12)鉢形城。埼玉県寄居町。(13)松井田城。群馬県松井田町。(14)箕輪城。群馬県箕郷町。(15)豊臣方に対する北条氏の防戦の様子を記していることより、天正十八年。(16)北条氏政。(17)猪俣邦憲。北条氏家臣。天正十七年に上野国沼田城(群馬県沼田市)城代となり、真田昌幸の上野国名胡桃城(群馬県月夜野町)を奪取。このことが秀吉の小田原攻めの口実となった。

九六四　北条氏政判物写　柏木正男氏所蔵文書
○沼津市添地

年来被抱来知行分不可有相違候、大手(1)帰陣ニ付而者、改而証文可被出置候、仍而如件、

十月廿六日(2)　氏政(3)御判

小山田十郎兵衛(4)殿

本書ハ沼津本町ニて藤井金兵衛所ニ有之候、

(1)不詳。(2)年次不詳。便宜、本書採録の北条氏政の発給文書の最後に合叙しておく。本文書写が柏木家(二八三号註(1)参照)に所蔵されている経緯は不明である。裾野市域内に伝来したということで採録し、後考をまちたい。(3)北条氏政。(4)実名不詳。

三月十日、豊臣氏方、黄瀬川陣取図を作成する。

九六五　小田原陣之時黄瀬川陣取図　毛利文書
○山口県文書館所蔵

(図および写真、次頁・次々頁に掲載)

(1)韮山城。韮山町。(2)山中城。三島市。(3)足柄城。小山町から神奈川県南足柄市にかけて。(4)徳川家康。遠江国浜松城主。(5)織田信雄。九六三号註(4)参照。(6)蒲生飛騨守氏郷。伊勢国松ヶ島(三重県長島町)城主。(7)金森長近。飛騨国高山(岐阜県高山市)城主。(8)稲葉貞通。美濃国郡上八幡(岐阜県八幡町)城主。(9)池田三左衛門輝政。美濃国岐阜城主。(10)東美濃衆。(11)森右近大夫忠政。美濃国金山(岐阜県金山町)城主。(12)長久保城。長泉町。(13)一柳伊豆守直末。美濃国軽海(岐阜県真正町)城主。(14)山内対馬守一豊。近江国長浜(滋賀県長浜市)城主。(15)堀尾帯刀先生吉晴。近江国佐和山(滋賀県彦根市)城主。(16)中村一氏。近江国水口(滋賀県水口町)城主。(17)豊臣秀次。九五九号註(3)参照。(18)豊臣秀勝、秀吉甥・養子。越前国敦賀(福井県敦賀市)城主。(19)三枚橋城。沼津市。(20)参議左近衛中将宇喜多秀家、豊臣秀吉養子。備前国岡山城主。(21)長谷川秀一。越前国東郷(福井県福井市)城主。(22)木村常陸介重茲。越前国府中(福井県福井市)城主。(23)興国寺城。沼津市。(24)豊臣方の黄瀬川陣取図により天正十八年。

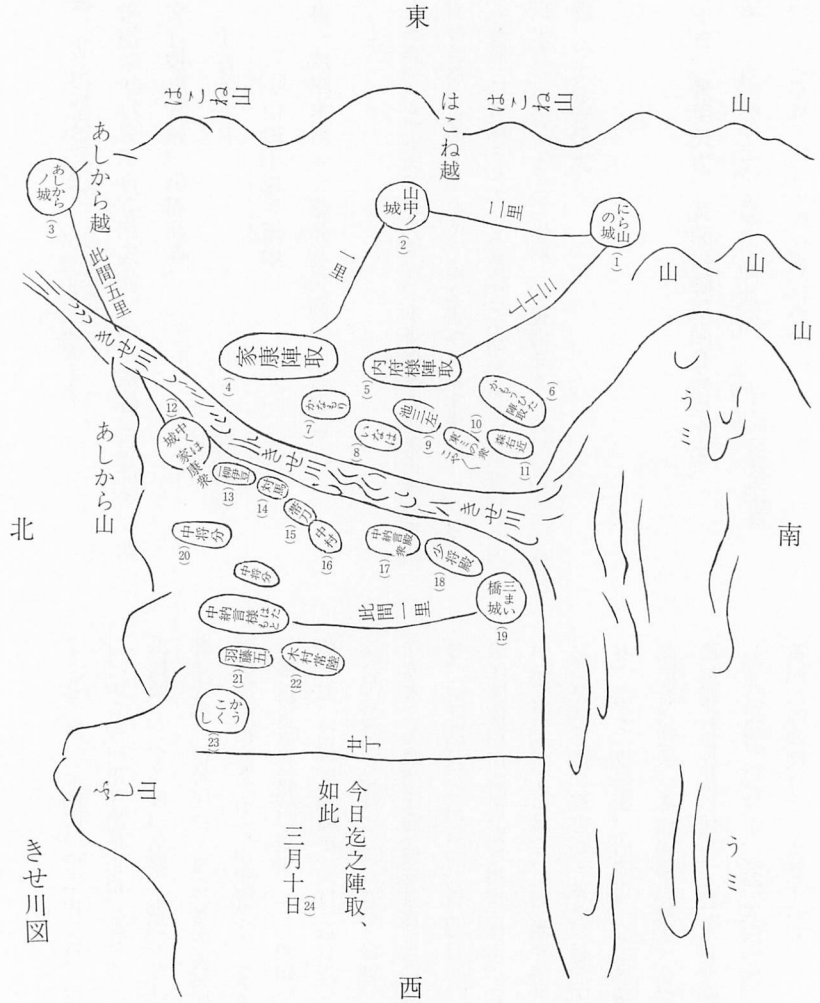
東
はこね山
はこね越
はこね山
山
あしから越
あしから城 (3)
此間五里
山中ノ城 (2)
二里
にら山の城 (1)
一里
三十丁
山
山
山
家康陣取 (4)
内府様陣取 (5)
かなもり (7)
いなは (8)
池三左 (9)
東ミの衆 (10)
かもうじ陣取 (6)
森右近 (11)
うミ
あしから山
中ハ家康衆 (12)
柳伊豆 (13)
対馬 (14)
帯刀 (15)
中村 (16)
中納言殿衆 (17)
分将殿 (18)
三まい橋城 (19)
北
南
中将分 (20)
中将分
中納言様はたもと
此間一里
羽藤五 (21)
木村常陸 (22)
こかしく (23)
廿丁
ふし山
今日迄之陣取、如此
三月十日 (24)
きせ川図
うミ
西

天正18年(1590)

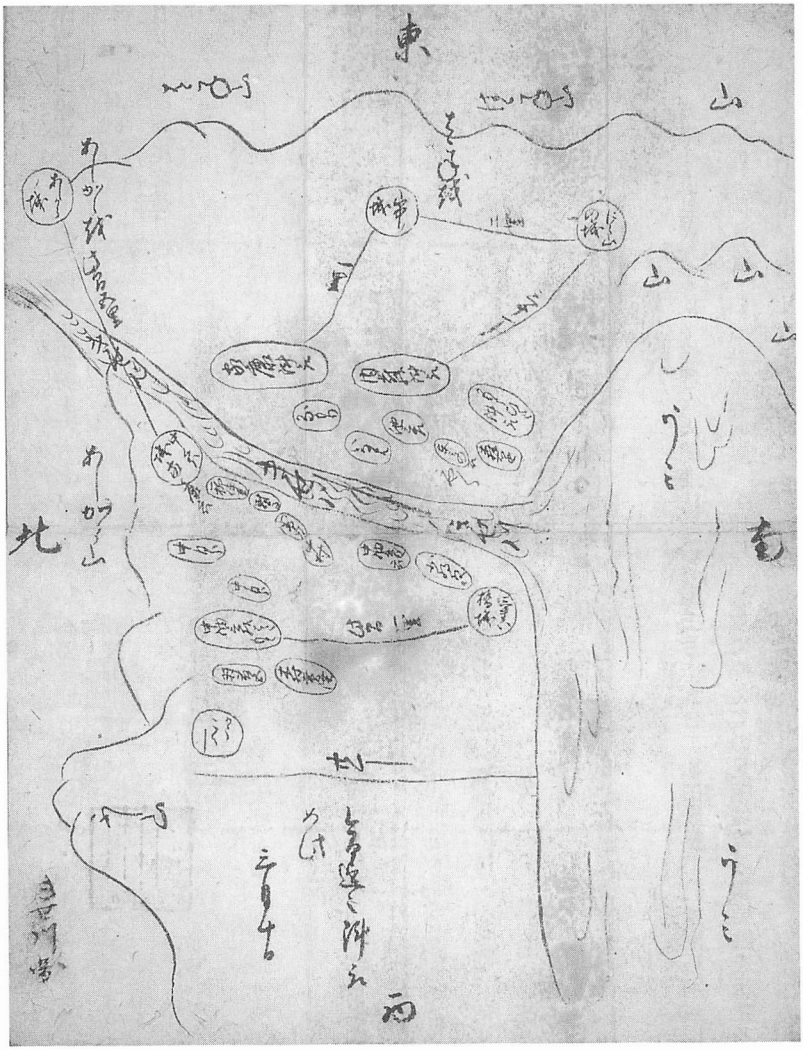

三月十五日、松平家忠、惣ケ原で追鳥狩を行う。

九六五　家忠日記

十五日、丁巳、御陣屋之道具取候、原(1)にておいとりかり(2)に
て、山の鳥十五とり候、
十六日、戊午、御陣屋いてめし(3)候て、そうか原(4)かへり候、

(1)惣ケ原(長泉町)のことであろう。(2)追鳥狩。山野で、雉・鶉などを勢子に追い立てさせて、馬上から弓などで狩りをすること。(3)出召。退出すること。(4)惣ケ原。

三月十八日、豊臣秀吉、徳川家康に、家臣依田康国の軍功を賞し、三枚橋城に本陣を移すことなどを知らせる。

九六七　豊臣秀吉判物(折紙)　依田文書

一昨日十六、芳墨令披見候、幷松平修理大夫(1)注進状趣具相達候、信州窄人原(2)・阿江木(3)・白岩(4)江取籠候処、早速追払、三百八拾余討捕之由、尤之仕合ニ候、粉骨之動神妙旨、能々松平ニ可被加詞候、随而今日十八、至于田中城(5)相着、明日苻中迄可打越候、一両日令逗留、三枚橋(7)江可被移御座(8)候、然者、其間清見寺(9)ニ可為一泊候条、可有其意候、猶期対面入候、謹言、

三月十八日(10)　　秀吉(11)(花押)

駿河大納言(12)殿

(1)松平(依田)康国。徳川氏家臣。信濃国小諸城(長野県小諸市)を本拠とする。(2)長野県北相木村。(3)長野県北相木村。(4)長野県北相木村。小字名。(5)藤枝市。(6)府中。駿府のこと。静岡市。(7)三枚橋城。沼津市。(8)豊臣秀吉の本陣。(9)清水市。(10)豊臣秀吉の東海道下向より天正十八年。(11)豊臣秀吉。(12)徳川家康。

三月十九日、松田康長、箱根権現別当に、豊臣氏方の来攻に備えての足柄城等の重要性を伝える。

九六八　松田康長書状(折紙)　箱根神社所蔵文書　○神奈川県箱根町

尚以、先可申者、九献(11)□□送被下候、誠山越珍酒忝、則御使於眼前被下候、御厚志不浅存計候、昨日ハ御屋形様塀風山(12)御順見(13)ニ候歟、尤候、併当城不罷成候、屏風山も二子山(14)も何山も、小田原之防ニハ不可罷成候、箱根路ハ当城、片浦口(15)者韮山、川村口(16)ハ足柄之城、三ケ所ニ極申候、早キ遅キ之一利を可被思召候、然ハ只今自敵方も御扱(17)候歟、人々参之由申候、余御強過申□(18)、□(19)去御吉左右可(20)有之候、兎角吉ニも悪ニも先々其地被進候上ハ、目出此事候、一入令満足候、又三嶋宮(21)中悉大木まても伐取、ちりにても無之候、不及是非儀共候、委細ハ自是可申入候、暮々御懇使万々忝、難申尽存候、於替義ハ可申宣候、

尊札忝拝披、仍其地(1)御移之事、去十六与風依仰出、十七御越出(2)ニも候歟、努々不存故不申宣、御報罷成、失本意申候、一敵陣(3)之様子、至于今日無替義候、動今日〳〵与相待、其支度ならしニ声をからし申候、併一日も相延申内、普請仕置等も堅固ニ候条、可御心安候、一関白殿(4)去三日京出、十四五日之間、駿府(5)可為着陣与申来候、至于今日無実儀(6)候、結句(7)敵陣庭薄ク罷成見得申候、信州表へ上州衆打入由故ニも候歟、一敵陣極々労兵、第一粮ニ相詰(8)之由申候、是ハ実儀ニ可有之候、如此ハ長陣難罷成存候、一貴山(9)へ御移珍重、併時分柄可為御機遣候、当城(10)有之内ハ俄事ハ有之間敷候、一陣も二陣も寄候上之事ニ可有之候、其内可御心安候、尚以御懇使畏悦無極、重而可得尊意候、以上、

三月十九日　康長(24)(花押)

(上書)
「箱根(25)へ　自山中　松兵太」
尊報御同宿(26)中

(1)箱根権現、箱根神社。神奈川県箱根町。(2)箱根権現に戻ったこと。(3)豊臣氏方の陣営。(4)豊臣秀吉。(5)静岡市。(6)真実味。実体。(7)結局。(8)兵粮不足。(9)箱根神社別当寺金剛王院。箱根山東福寺と号する。(10)山中城。三島市。(11)主客が酒を献酬しあうこと。ここでは酒のこと。(12)北条氏直。(13)箱根町。ここに北条氏の砦があった。(14)箱根町。北条氏の砦があったようである。(15)神奈川県小田原市。(16)神奈川県山北町。北条氏の河村城があった。(17)和睦の交渉。(18)「候」。(19)「乍」。(20)吉報。(21)ひとしお。(22)三嶋大社、三島市。(23)豊臣秀吉の動静より天正

十八年。(24)松田兵衛大夫康長。山中城主。(25)箱根権現の別当。(26)書状の相手を敬って、直接名指さず書き添える脇付。

三月二十日、北条氏直、豊臣氏方の来攻に備えて、北条氏光に足柄城の守りを命じる。

六九九　北条氏直判物写　相州文書　○国立公文書館内閣文庫所蔵

今度京勢(1)就出張、足柄在城、然ニ着到之外足軽百、其外鉄炮・弓・鑓以下御嗜肝要至極候、彼足軽共、後日相当之可加扶助儀勿論候、弥竭粉骨於御走廻者、本意之上、御立身之所不可有相違候、仍状如件、

天正十八年庚寅三月廿日　　氏直(2)(花押)

右衛門佐(3)殿

(1)豊臣方の軍勢。(2)北条氏直。(3)北条氏光。七四五号註(10)参照。

三月二十七日、豊臣秀吉、沼津に到着する。翌二十八日、長久保城に入る。

七〇〇　家忠日記

廿七日、己巳、関白様(1)沼津迄御成候、見物ニ越候、

廿八日、庚午、山中筋(2)物見ニ関白様御越にて、長久保城(3)へ御成候、

(1)豊臣秀吉。(2)山中城(三島市)に通ずる道のことか。(3)長泉町。

三月二十八日、徳川家康、豊臣氏方の軍議で、足柄城などの攻略方法を述べるという。

七〇一　関八州古戦録　十六　○国立公文書館内閣文庫所蔵　東京都

秀吉公(1)小田原城攻ノ評議問答事

(中略)

同(2)月廿八日ノ早朝、秀吉公竿ヶ原(3)ノ陣営へ諸将ヲ召集ラレ、軍ノ異見ヲ問ヒ玉フ処ニ、(中略)敵若守成堅固ニシテ

出合ケルニ至テ謀議如何ント問玉ヒシカハ、大神君(4)聞召レ、山中(5)・韮山両城ノ内、味方攻落サスト云事有ヘカラス、一城タニ陥ルノ告アラハ、某競ニ乗シテ、家康足柄(6)道ヲ越テ酒匂(7)ノ河原ヘ働入、東国ノ一味旗下テ押隔テ小田原一城ニ取ナスヘシ、其時箕根湯本(8)筋ヨリ働ヲ懸ラレナハ、手間入ヘシトモ覚ヘス、韮山落ハ山中弱リ、山中落ハ韮山弱リテ必定明ケ退キ申スヘキマヽ、西表ハ是ニテ落着ト存ラレヌト仰ラレケレハ、秀吉公最ト宣ヒ、偖亦貴客ノ働ルヘキ酒匂ヘノ道筋ニハ敵城ハナキニヤト尋ラル、サン候、鷹ノ巣(9)・足柄(10)・新庄(11)トテ三ケ所ノ堡障(12)アリ、秀吉公、其城々の手厝(13)ハ如何心得玉フニヤト、大神君、件ノ三城ハ多分明ケ退キ申スヘシ、所以ハ先年武田晴信僅二万許(14)ノ勢ヲ率テ小田原ヘ押詰ラレシニタモ、彼城主等悉ク開ケ去申スト承リヌ、況今度ノ大軍其上山中・韮山落城ト聞及ハヽヤハカ(15)持堪ヘ申スヘキヤ、若亦相拘テ楯籠ラハ家康手勢ノ内ヲ分ケ、三ケ所共ニ押懸一時攻ニ遂落シ申サンニ子細有ヘカラスト仰ラレシカハ、殿下モ手ヲ抑テ感悦マシ〳〵、満座ノ人々モ心地克キ思ヲ成シ、大神君ノ御弓矢ノ褒美シテ各退出セラレタリ、

(1)豊臣秀吉。(2)天正十八年三月。(3)惣ケ原(長泉町)のことか。九五九・九六六号にもみえる。(4)徳川家康。(5)三島市。(6)富士山南麓から黄瀬川沿いに北上し、竹之下(小山町)から足柄峠をへて、関本(神奈川県南足柄市)に通ずる街道。(7)神奈川県小田原市。(8)神奈川県箱根町。(9)箱根町。北条氏方の城があり、徳川氏家臣松平康重らが攻め落とした。(10)足柄城。徳川氏家臣井伊直政らが攻め落とした。(11)神奈川県山北町。北条氏方の城があり、徳川家康方が攻め落とした。(12)砦。(13)「ておき」か。手段、手配りの意か。(14)ばかり。(15)どうしてか、いかでか。

四月一日、三枚橋城に着陣の豊臣秀吉、上杉景勝に、豊臣秀次を箱根峠に陣替させたことなどを知らせる。

九七三　豊臣秀吉朱印状(折紙)　島垣文書

急度申遣候、去月廿七日至于駿州三枚橋(1)令着陣、昨日虎

口見計、即山中城(2)中納言(3)申付、則時責崩、城主事者不及申、首千余討捕之、其外追討不知其数候、然者伊豆国隙明候間、今日箱根山峠へ令陣替候、小田原表行可被仰付候、次其表(5)如何被相動候哉、可成城於在之仕寄々にも可被相果候、何も不可有(6)由断候也、

卯月朔日(7)　(朱印)(8)

羽柴越後宰相中将(9)殿

(1)三枚橋城。沼津市。(2)三島市。(3)豊臣秀次。(4)松田康長。(5)上野国松井田城。群馬県松井田町。(6)「油断」の宛字。(7)天正十八年。(8)豊臣秀吉使用印。(9)上杉景勝、輝虎(謙信)甥。宰相は参議の唐名。

四月一日、徳川氏家臣井伊直政、足柄城を攻め落とす。

九七三　関八州古戦録　十七　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

秀吉公(1)湯本(2)着陣事

(中略)

大神君家康公(3)ハ山中落城(4)ノ告ヲ聞召レ、本山中ヨリ箕根山エ御陣ヲ移サルヘシトテ、四月朔日ノ早天ニ井伊兵部少輔直政(5)ヲ足柄ノ堡障エ働カセラル、此処ハ依田大膳亮(6)守リ居ケルカ、単的ニ攻落サレ、雑卒廿六人討レテ忽ニ開ケ去ヌ、鷹巣ノ城(7)エハ牧野右馬允康成(8)・松平周防守康重馳向ヒ、七十余級ノ首ヲ獲テ速ニ乗捕タリ、残兵山ノ薈(9)ニ便ヲ散々ニ逃行ケリ、新庄ノ城(10)ニハ遠山左衛門佐景政(11)カ手ノ者共籠リ居ケルヲ、甲州先方ノ諸士(12)ヲ差向ラレ、是モ亦雑人儕(13)三十一人討捕、各実検ニ備ヘシカハ、大神君御喜悦有テ秀吉公エ其旨ヲ達セラレケレハ、家康主最前指掌ノ詞ニ違ハス、三ケ所ノ堡障何ノ造作モナク踏顛(14)サレシ事、小田原近陣ノ物始ニ大幸ノ至ナリトテ斜ナラス感賞シ玉ヒケリ、井伊兵部少輔ハ足柄山ノ砦ヲ陥レテ、直ニ酒匂川ノ上諏訪原(15)ト云フ処エ打出、茜ノ旗整々ト押建、備ヲ固メテ陣ヲ取敷ク、

(1)豊臣秀吉。(2)神奈川県箱根町。(3)徳川家康。(4)三

島市。山中城は三月二十九日に落城している。(5)遠江国井伊谷(引佐町)出身。徳川氏家臣。(6)実名不詳。八九九号註(18)参照。(7)神奈川県箱根町。(8)以下、二名とも徳川氏家臣。(9)しげみ。(10)河村城。神奈川県南足柄市。(11)遠山政景か。天正八年死没ともいう。(12)武田氏旧臣。(13)ともがら。同輩のこと。(14)ふみくずす。(15)神奈川県小田原市。

(1)「判物証文写」北条所収文書は折紙である。(2)「判物証文写」では文書の奥にかなりの余白があることより、前欠でない可能性もある。(3)「可被宛行候、仍如件」。「判物証文写」参照。(4)天正十八年。(5)虎朱印(印文「禄寿応穏」)のこと。(6)正文にない加筆。「判物証文写」参照。(7)実名不詳。九九一号にもみえる。

四月二日、北条氏、横山文左衛門尉に、事が成就したあとに知行を給与することを約束する。

九七四　北条家朱印状写(1)　横山正美氏所蔵文書　○裾野市千福

一儀成就(2)候者、知行一所可宛行もの也、仍而如件、(3)

朱印寅形前
庚寅(4)
卯月二日(5)

北条氏直(6)

横山文左衛門殿(7)

右、一通の通り焼失ニ相成候間、已来此書大切ニ可仕もの也、

明治三年六月五日、見出し写候、

四月二日、豊臣秀吉、上杉景勝・前田利家に、去る三月二十七日に三枚橋城に着陣したことなどを報じる。

九七五　豊臣秀吉朱印状写　堀口堅一郎氏所蔵文書

急度染筆候、去月廿七日至于三枚橋(1)被成着陣(2)、廿八日山中(3)・韮山(4)体被御覧計、両城一度取巻、則近江中納言(5)ニ被仰付、山中城則時攻崩、城主松田兵衛大夫(6)以下首弐千余討捕之、其外追討不知其数候、昨夜鷹巣城(7)明退、家康(8)入移候、今晩足柄城(9)・禰ふ川(10)之城二ヶ所逃退候、然者箱根峠江被移御座(11)、先手者小田原十町廿町之間ニ陳取候、船手を初而悉入相、諸手相揃候、其表松井田(12)ニ付城被申付、

其外道々城共を初而、可成を責破、手間入ニハ相城拵、
両人者早々小田原面へ可被相通候、以直面可申聞候、不
有油(13)断肝(14)用候、吉賢(15)、
卯月二日　　秀吉(16)
羽柴越後宰相中将(17)とのへ
羽柴加賀中将(18)とのへ

○以下、豊臣秀吉の三枚橋城着陣などを報じた書状を、日付順にかかげる。

九七六　豊臣秀吉朱印状写　本願寺文書

為見廻使者、殊幔幕(1)二張、今日四日於豆州箱根山到来、誠
遠路之懇意令祝着候、抑此面事、去月廿七日三枚橋着陣、
廿八日山中城・韮山之体見計、廿九日両城取巻、中納言
山中城同午刻攻崩、始城主松田兵衛大夫以下頸数弐千余
討捕之、其外追討不知其数候、翌日朔日箱根山ニ相移候
之処、足柄之城・鷹巣城・久野(2)・禰ふ川之要害退散候、
家康・中納言・大柿少将(3)・備前宰相(4)五万余、自箱根口打
入、小田原十町十五町之間ニ陣取候、又あたミ口(5)より羽
柴北庄侍従(6)・同東郷侍従(7)・岐阜侍従(8)・松任侍従(9)・木村常
陸介(10)三万余、船手之人数弐万、是又小田原十町之間ニ陣
取候、来八日尾州内府(11)・津中将(12)・羽柴丹後少将(13)・松坂少
将(14)あたミ口より差遣、同日殿下(15)も小田原表へ可進馬候条、

(1)三枚橋城。沼津市。(2)「陣」。以下同じ。(3)山中城。三島市。(4)韮山城。(5)豊臣秀次。(6)松田康長。(7)神奈川県箱根町。(8)徳川家康。(9)小山町・神奈川県南足柄市。(10)根府川。神奈川県小田原市。(11)豊臣秀吉陣所。(12)群馬県松井田町。北条氏家臣大道寺直繁が守っていた。(13)「可」脱。(14)「肝要」の宛字。(15)「穴賢(あなかしこ)」。手紙の文末に用いる挨拶の語。恐惶謹言の意。(16)豊臣秀吉。ここに秀吉使用印(朱印)が捺されていたのであろう。(17)上杉景勝。越後国春日山(新潟県上越市)城主。(18)前田利家。加賀国尾山(金沢、石川県金沢市)城主。

早速如存分可申付候間、可御心安候、猶浅野弾正少弼(16)可
申候也、謹言、
卯月四日　　秀吉朱印(17)
本願寺(18)殿

(1)まんまく。四方と上部に張られた幕。(2)神奈川県小田原市。(3)豊臣秀勝。九六五号にもみえる。(4)宇喜多秀家。九六五号註(20)参照。(5)熱海市。(6)堀秀政。越前国北庄(福井県福井市)城主。(7)長谷川秀一。九六五号にもみえる。(8)池田輝政。九六五号にもみえる。(9)丹羽長重。長秀子。加賀国松任(石川県松任市)城主。(10)木村重玆。九六五号にもみえる。(11)織田信雄。(12)織田信包、信長弟。伊勢国安濃津(三重県津市)城主。(13)細川忠興、藤孝子。丹後国宮津(京都府宮津市)城主。(14)蒲生氏郷。九六五号にもみえる。(15)関白豊臣秀吉。(16)浅野長政。若狭国小浜(福井県小浜市)城主。(17)この箇所に秀吉使用印(朱印)が捺されていたことを示す。(18)本願寺第十一世。法主顕如。

九七　豊臣秀吉朱印状　鍋島文書　一

為見舞、袷十・帯十筋到来之、入念遠路早々懇情、被悦思食候、当面之事、去月廿七日至三枚橋、被成御着座、廿八日山中・韮山之体被御覧計、両城一度ニ被取巻、則近江中納言ニ被仰付、山中城即時ニ責崩、城主松田兵衛大夫以下首二千余討捕之、其外追討不知其数候、翌日鷹巣・足柄・ねふ川城々退散候、御先手御人数、小田原五町十町之間ニ陣取候、舟手之衆、小田原浜手押寄候、四方取詰候、韮山之事、御人数三、四万にて被取巻、堀をほりまわし、堀柵を丈夫相付、鳥之かよひも無之、被仰付候、上野国事、真田(2)・景勝(3)・羽柴筑前守(4)松井城(5)ニ付城申付、小田原へ可罷通之由、被仰付候間、五三日中、可着陣候、相運寺(6)ニ被居御座候、氏直(7)首を可被刎段、眼前候、猶増田右衛門尉(8)可申候也、
卯月七日　　(朱印)(9)
鍋嶋加賀守(10)
とのへ

(1)天正十一年以降、北条氏方の大道寺政繁が上野国松井田城(群馬県松井田町)を守っていたが、天正十八年に秀吉の小田原攻めが始まると、碓氷峠方面には北国勢と信州勢の上杉景勝・真田昌幸等が来襲した。(2)真田昌幸。信濃国上田(長野県上田市)城主。(3)上杉景勝。(4)前田利家。(5)「松井田城」の誤り。(6)金湯山早雲寺。神奈川県箱根町。北条早雲の菩提寺。臨済宗。(7)北条氏直。(8)増田長盛。(9)豊臣秀吉使用印。(10)鍋島直茂。肥前国佐嘉(佐賀県佐賀市)城主。

九七八　豊臣秀吉朱印状写　加藤家伝清正公行状(1)　奇

此表之様子、為可聞届飛脚付置候由、悦思召候、先書如仰遣去月廿七日、至三枚橋御着座、翌日山中・韮山之体被成御覧、廿九日、山中城、中納言被仰付、即時攻崩、城主松田兵衛太夫ヲ始メ、千余被討取候、依之、箱根・足柄其外、所々之端城(2)数ヶ所退散候条付入、小田原江押寄、段々取巻候、一方者海警固船(3)を寄詰候、三方者以多人数取巻、則堀・土居・城塀・柵以下被仰付半ニ候条、可刎首事不可幾程候、於様子不可気遣候、次韮山之儀も、付城之堀・塀・柵出来候、是又可被干殺候、委細長束大蔵太輔(4)可申候也、

四月八日　　御朱印(5)

加藤主計頭(6)殿

(1)加藤清正の一代記。森本一友著。寛永八年(一六三一)成立。奇・正二巻。(2)本城付属の城砦。前号などにみえる鷹巣・久能・根府川の要害を指す。(3)けいごぶね。輸送船または輸送船団を、海賊や敵水軍から守る軍団。(4)長束大蔵少輔正家。(5)豊臣秀吉使用印(朱印)が捺されていたことを示す。(6)加藤清正。肥後国熊本(熊本県熊本市)城主。

九七九　小田原陣ノ時海道筋諸城守衛図(部分)

毛利文書
○山口県文書館所蔵

(図および写真、次頁に掲載)

天正 18 年(1590)

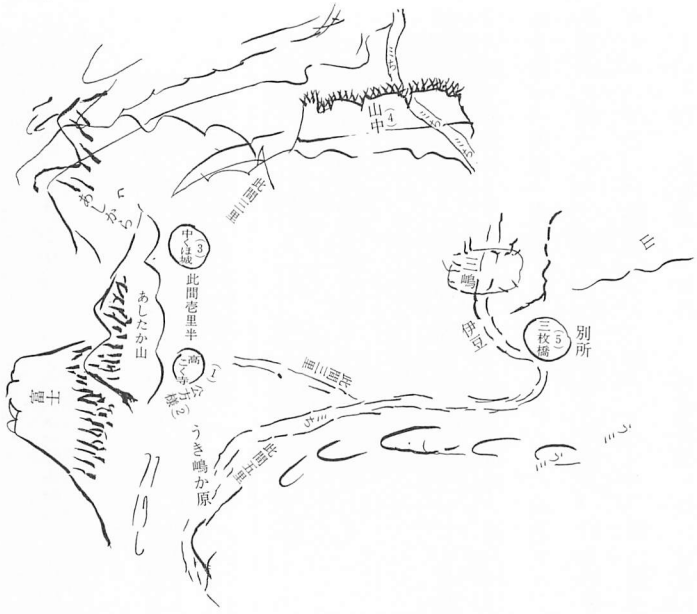

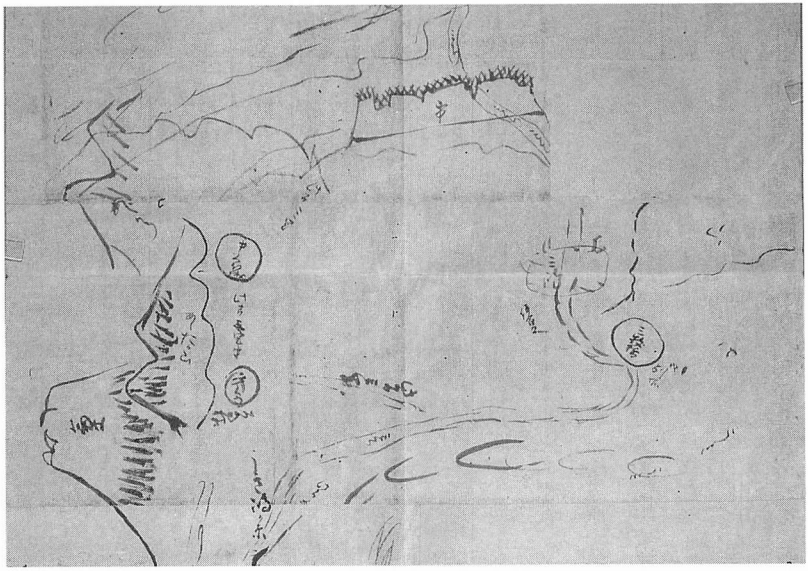

(1)興国寺城。沼津市。(2)関白豊臣秀吉のことか。秀吉が興国寺城に入ったことは諸種の史料にはみえない。(3)長久保城。長泉町。(4)山中城。三島市。(5)三枚橋城。沼津市。

○以下、豊臣秀吉の沼津周辺への着陣の様子を記した主な史料を掲げる。日付・着陣地に若干の異同がみられる。

六〇　関八州古戦録　十六　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

秀吉公沼津駅著陣付小早川隆景家人事(1)

(中略)

家康公ハ、同キ廿二日長窪(2)へ亦御参陣、殿下(3)ハ廿七日沼津ノ駅へ着馬シ玉フヘキ由ニテ、先達テ着陣ノ諸大将浮島カ原マテ出迎ヘ謁見ヲ遂ヘキ旨、前ノ日ニ触送ラル、但途中ノ義ナレハ、近侍五六人ヲ限テ召連シ、自身ハ各若ヤカニ出立シテ罷出ヘシトノ事ナリシカハ、俄ノ儀タリト云ヘ共、諸将面々ニ取敢ス、異風体軽ケカニ引嘱(4)ヒ出向ハレタリ、

(1)毛利元就子。安芸国小早川氏の養子となり、家督をつぐ。(2)長久保城。長泉町。(3)豊臣秀吉。(4)つくろい。

六一　北条記　六　国立公文書館内閣文庫所蔵　○東京都

山中合戦事

同月廿七日、先陣ハ沼津三枚橋・三嶋付、関白殿(1)ハ浮嶋原着陣也、伊豆国韮山城ニハ、北条美濃守氏規籠リシヲ、羽柴左衛門大夫(2)・戸田民部少輔(3)・蜂須賀阿波守(4)・生駒雅楽頭(5)・前野但馬守(6)・中川右衛門(7)・森右近(8)・明石左近大夫(9)・筒井伊賀守(10)等馳向テ、日夜朝暮責戦フ、城中モスクレタル軍兵アマタ有シカハ、少モヒルマス相戦、アマツサエ天カタケ(11)十八町口ニテ、城中ニ籠シ小笠原十郎左衛門(12)・横井越前(13)ナト云大功ノモノ、上方衆・福嶋衆(14)ヲ追遂、鉄炮打カケ、悉ク追討ニ討取ル、依之、急ニ攻落サントモセス、唯トリマハシテムシ落サントス、山中ノ城ヲハ、関白ノ甥近江中納言ノ手ノ衆、中村式部少(15)・堀尾帯刀(16)・

山内対馬守[17]・一柳伊豆守[18]、只一時ニ責落サントモミニモンテ攻上ル、城中ニテモ岱崎[19]ニ進出タル間宮備前守[20]、年巳ニ七十ニ及フ、命ハイツノタメニ惜マントテ、自身切テ出、散々責戦フ、上方衆・一柳伊豆守ヲ初メ、数十人打テ落ス、早玉薬・矢種モ尽シカハ、小田原ヨリノ加勢寄合勢皆引テ上ル、間宮一党百十余人散々戦、枕ヲ双テ討死ス、爰ニ駿河大納言家康ノ衆、日比沼津ニ在城シテ、此所ノ案内者ナレハ、山中キコリノ通フ古道ヨリ一騎打ニ、城ノ後ヨリ山ヲ隔テ、箱根へ通ル、

(1)豊臣秀吉。(2)福島正則。母は大政所妹。(3)戸田勝隆。伊予国大洲(愛媛県大洲市)城主。(4)蜂須賀家政、小六正勝子。阿波国徳島城主。(5)生駒親正。讃岐国高松城主。(6)前野長康。但馬国出石(兵庫県出石町)城主。(7)中川秀政。播磨国三木(兵庫県三木市)城主。(8)森忠政。美濃国金山(岐阜県金山町)城主。(9)明石元知。播磨国明石(兵庫県明石市)城主。(10)筒井定次、順慶養嗣子。大和国郡山(奈良県大和郡山市)城主。(11)不詳。(12)実名不詳。(13)実名不詳。(14)福島正則配下の軍勢。(15)中村一氏。以下、一柳伊豆守まで九六五号にもみえる。(16)堀尾吉晴。(17)山内一豊。(18)一柳直末。(19)不詳。(20)豊前守の誤り。間宮康俊。

九六二　鎌倉九代後記　東京大学史料編纂所所蔵○東京都

同十八年[1]、豊臣秀吉、関東征伐ノタメニ発向、三月十九日京都ヲ立テ、同廿七日駿州浮嶋ケ原ニ着陣ス、北条カ城地駿州・豆州ニ数多アリ、豆州ニ韮山・下田両城ヲ残シテ、是ヲ守ラセ、其余ハ皆破却シ、同国山中ニ新城ヲ構ヘ、松田兵衛大夫ヲ城代トシテ、北条左衛門大夫[2]・間宮豊前守・池田民部少輔[3]・椎津隼人正[4]等ヲ籠置ク、同廿九日、秀吉浮嶋箇原ヲ出勢ス、先陣近江中納言秀次カ手ニテ、山中城ヲ攻ム、中村式部少輔一氏・堀尾帯刀吉晴・山内対馬守一豊・一柳伊豆守・同監物[5]・幷長谷川藤五郎秀一[6]・木村常陸介[7]・堀左衛門督秀政[8]等、進テ是ヲ乗トル、

(1)天正十八年。(2)北条氏勝、氏繁子。相模国玉縄(神奈川県鎌倉市)城主。(3)実名不詳。(4)実名不詳。(5)一柳直盛、直末弟。(6)九六五号にもみえる。(7)木村重茲。九六五号にもみえる。(8)越前国北庄(福井県福井市)城主。五月二十七日、早川口(小田原市)で病死。

九八三　豊鑑

三月廿八日沼津につきたまへは、先立て下りし勢とも、三嶋きせ川にみち〳〵たり、北条は山中といふ所に城かまへて同氏左衛門大夫と云者こめ置、にら山の城かたくして同氏美濃守に守らせ、我身は小田原にそ居ける、廿九日秀吉三嶋の上なる山にあかり、なすへきてたてをはからひたまふ、にら山へは尾張内府信雄公に蜂須賀・福嶋・戸田なといへる四国のものともさし添へてむけらる、これは城をまき、たけたは(1)にて静に責へしとなり、山中へは駿河大納言家—卿(2)、近江中納言秀次卿を先としてみつから向へしと也、時の中に責破るへしと心にはおもひたまひけれと、のたまひは出さて、暮方に沼津の城に帰たまふ、

(1)竹束。楯の一種。丸竹を束ねて作ったもので、矢や銃丸を防ぐのに用いた。ここでは、竹束を楯として少しずつ前進して包囲する意か。(2)徳川家康。

九八四　渡辺勘兵衛記(1)

先年、山中へ太閤様(2)被押寄候様子、幷中村式部少(3)仕形、渡辺勘兵衛手前之儀、御尋候間、有増(4)を書付申候、

一太閤様小田原御陣、とらの三月廿七日ニ、三枚橋へ御つき被成候、

二次日廿八日ニ、三嶋之上ヨリ、山中・にら山両所相見へ候、山へ御上り候て被見合、則御人数之手分を被成、両城共ニ、仕寄(5)ニ可被仰付候間、今日廿八日ニ三嶋まて、仕寄道具を、手前之陣取ヨリ持おくらせ候へと被仰出、其日ハ又三枚橋へ被打入候、

(1)底本には「推庵記」とも。渡辺勘兵衛(実名不詳)の武功記。寛永十六年(一六三九)ごろ成立。一冊。なお、小瀬甫庵著「太閤記」巻十二の山中城落之事条は、この渡辺勘兵衛記と記述が似かよっていることより収載しなかった。(2)豊臣秀吉。秀吉が太閤と称するのは天正十九年以降である。(3)中村一氏。北条氏滅亡後の国分(くにわけ)で、駿東郡を含む駿河国十七万余石を与えられた。(4)あらまし。(5)しよせ。しより。城を攻めること。

四月二十三日、本多正信、星屋修理に、百姓衆の肝煎をゆだねる。

九五　本多正信書状(折紙)　星谷文書

尚々、其元御才覚専一候、近日伊熊(6)も可被参候条、諸事可被相談候、返々も豆州之儀者はや〳〵殿様(7)へ被遣候由、可有其御心得候、

以上、

豆州在之小屋入仕候、百姓衆罷出田畑毛(1)等之儀仕付候様ニ可有御肝煎(2)候、此時候条無御油断御才覚肝要候、下田へハ天野三郎兵衛(3)被遣候間、若々御用之儀も候ハヽ、三兵(4)まて可被仰遣候、其元之儀者、貴所御肝煎候へと朝弥太(5)奉之候て被仰出候、弥可然様御肝煎専一候、猶従朝弥太可被仰候、恐々謹言、

卯月廿三日(8)　本多佐渡守正信(花押)(9)

星屋修理(10)殿　参

(1)地上に生ずる草木、作物。(2)あれこれ世話をすること。(3)天野康景。徳川氏家臣。(4)天野康景。(5)朝比奈弥太郎泰勝。(6)伊奈忠次(熊蔵)。徳川氏家臣。この時期、検地奉行や農民支配の役を勤めている。(7)徳川家康。(8)徳川家康の伊豆国への支配の記述により天正十八年。(9)徳川氏家臣。(10)実名不詳。四四四・五一二・六八六・八五四号にもみえる。

五月十七日、伊奈忠次、伊豆国青木郷百姓中に、年貢等

の確保のため勧農を命じる。

六六　伊奈忠次手形写(1)　柏木正男氏所蔵文書
○沼津市添地

(端裏書)「伊豆之内、御朱印写シ」(2)

青木之郷当成(3)之事(4)、如前々被仰付候間、田地少も荒候ハぬ様ニ開発可被仕候、田地不荒様ニ於開発者、先々定成ケ(5)之内少御宥免(6)可有之旨、ちんりん(7)仕候百姓等江茂召返、指南可被仕候、種公用分(8)無之者、入次第ニ借(9)可申候、何事も伝役等之儀、従　家康(10)被仰付候分ハ、我等手形次第奉公可被申候、従　上様(11)之於御用者、不及手形不限夜中可被走廻者也、仍如件、

寅(12)五月十七日　　御書御判御印判(14)
伊奈熊蔵(花押)(13)◯

青木之郷百姓中

(1)本手形とほぼ同文のものが、伊豆国の各所に伝存しており、この時期に同国郷村全域に出されたものと考えられる。本文書は、直接駿東郡に関係しないが、裾野市茶畑の佐野浅間神社神主柏木家に伝存していることにより採録する。(2)伝存する他の手形では黒印が捺されており、黒印写の誤りか。(3)三島市。(4)この年の年貢のこと。(5)「成箇」。年貢。(6)免除。(7)他の手形では「散隣」と書かれている場合がある。沈淪(困窮・零落する)のこと。(8)耕作のために公に貯えられた種籾。(9)「貸」と同義。(10)徳川家康。(11)豊臣秀吉のことか。(12)天正十八庚寅年。(13)伊奈忠次。(14)印形丸印のみ写されている。

六月二十四日、松平家忠、相模国石垣山城の小口番を勤める。興国寺城より松平清宗が陣中見舞に訪れる。

六七　家忠日記

廿四日、甲午、小口番(むらたち)(1)ニ而候、八王子の城(3)貴崩候由御注進候(2)、興国寺(4)松平玄番(5)見舞ニ、越候、

(1)叢立ち。群立ち。むらがり立つこと。(2)虎口とも。城郭の出入口。(3)東京都八王子。北条氏照の守城。(4)興国寺城。沼津市。(5)玄蕃允。松平清宗。九二三号註(1)参照。

七月十日、豊臣秀吉、吉川広家らに、北条氏政の切腹のことや淀殿が来る十五日に三枚橋に到着することを知らせる。

六八　豊臣秀吉朱印状(折紙)　吉川家什書抜萃　五

急度被仰遣候、小田原之儀、北条(1)被為刎首、平均(2)被仰付、此表悉被隙明候条、(3)淀女房衆被差上候、然者来十五日三枚橋(4)迄可相着候、成其心得兼日令用意、小荷駄卅疋、夫丸(5)六百人申付、路次無滞相越候様、馳走肝要候、留々如書付大津(6)迄可為十一留(7)候、猶山中橘内(8)可申候也、

七月十日(9)◯(朱印)(10)

清須(11)とまり
羽柴筑前侍従(12)とのへ
岡崎(13)とまり
羽柴新庄侍従(14)とのへ

(1)北条氏政。十一日に弟氏照とともに切腹する。(2)平定し平和なこと。なお、豊臣秀吉は、十三日に、戦後処理として、関東八ケ国を徳川家康に、駿河国を中村一氏に与えるなど、国分けを行っている(「家忠日記増補追加」)。(3)淀殿。浅井長政娘、母は織田信長妹お市の方。豊臣秀吉側室、同秀頼母。この年五月七日に小田原攻めの陣に来たる。(4)沼津市。(5)ぶまる。労役の人夫。(6)滋賀県大津市。(7)大津まで十一泊することであろう。(8)山中長俊。豊臣秀吉右筆(ゆうひつ)。(9)天正十八年。(10)豊臣秀吉使用印。(11)愛知県清洲町。(12)小早川隆景。小田原攻めに際して清洲城を守備する。「筑前」とは、隆景が筑前・筑後両国などを与えられていたことによる。(13)愛知県岡崎市。(14)吉川広家。安芸国大朝新庄(広島県大朝町)日野山城主。

七月十五日、長岡藤孝(細川幽斎)、病気のため豊臣氏の陣を離れ、竹之下に泊まり、詠歌する。

六九　東国陣道記(1)

七月十五日、相わつらふにつきて御いとま也、帰陳(2)には甲州とをりと思ひ侍りて、あしから山をこえて、竹の下(3)といふ里にとまり侍りぬ、

あしからの関吹こゆるあき風の　やりとりしらるゝ竹の下道

(1)長岡藤孝(細川幽斎、玄旨法印)が豊臣秀吉の小田原攻めに随行した様子を著した紀行文。一巻。(2)「帰陣」。(3)竹之下。小山町。

七月十九日、北条氏直、御宿左衛門尉に、小田原城籠城を賞する。

九九〇　北条氏直判物写(1)　古今消息集　八　○国立公文書館内閣文庫所蔵

今度籠城(2)中、至于今日踈(3)詰事神妙候、仍如件、

七月十九日(4)　氏直(5)

御宿左衛門(6)殿

○本文書は検討の余地がある。

(1)五五〇頁に写真掲載。(2)北条方が小田原城にたてこもること。(3)うずくまりつめる。籠城すること。(4)天正十八年。本号とほとんど同文の北条家朱印状(虎印判、印文「禄寿応穏」)が、庚寅(天正十八年)七月十七日付で桜井肥前守宛に出されている。(「桜井文書」、『神奈川県史』古代中世三下)(5)北条氏直。(6)実名不詳。五七四・六四六・六九四・八六六号にもみえる。

七月二十一日、北条氏規、横山文左衛門に、高野山に上るに際して、後事のことを指示する。

九九一　北条氏規朱印状写　判物証文写　北条　○国立公文書館内閣文庫所蔵

此度高野(1)へ上候、下向節者、在々所々へ向寄々ニ可有之由、従家康(2)御内儀(3)ニ候、若非分申懸人有之者、兵衛尉(4)被指置候間、彼者を以御城代衆(5)へ可申理候、次ニ召仕之男女欠落仕、何方へ罷出候共、被　仰出、其断申届可召返者也、仍如件、

寅(6)
七月廿一日　(印文「真実」(7))

横山文左衛門(8)殿

(1)高野山。和歌山県高野町。小田原開城後、北条氏直・氏

規らは豊臣秀吉の命により高野山へ追放された。(2)徳川家康。(3)内々で伝えられたこと。(4)実名不詳。(5)徳川家康方の城代か。(6)氏規の高野山追放の記述より天正十八庚寅年。(7)北条氏規使用印。(8)実名不詳。九七四号にもみえる。本文書の写が、裾野市千福の横山正美家に所蔵されている。

七月二十四日、松平家忠、小田原陣場より興国寺城に帰る。

九三　家忠日記

廿四日、癸亥、興国寺(1)迄こし候、

(1)興国寺城。沼津市。松平家忠は二十二日に小田原城を見物している。